令 和 7 年

第5回宮古島市議会(定例会)会議録

＝ 定　例　会 ＝

自　令和７年６月12日（木）　開　会

至　令和７年６月27日（金）　閉　会

宮　古　島　市　議　会

目　　次

◎　第５回定例会
ｏ招集告示 …… １
ｏ上程案件処理結果 …… ２
ｏ応招議員名簿 …… ５
○６月１２日（議事日程第１号） …… ７
ｏ会期及び日程 …… ９
会議録署名議員の指名について …… １３
会期を定めることについて …… １３
議案審議 …… １４
○６月１３日（議事日程第２号） …… ２１
議案審議 …… ２６
○６月１９日（議事日程第３号） …… ４７
一般質問 …… ８４
我如古　三　雄　君 …… ８４
下　地　信　男　君 …… ９４
長　崎　富　夫　君 …… １０５
砂　川　和　也　君 …… １１５
久　貝　美奈子　君 …… １２８
○６月２０日（議事日程第４号） …… １４１
一般質問 …… １４３
下　地　　茜　君 …… １４３
仲　間　誉　人　君 …… １５５
大　城　　仁　君 …… １６７
下　地　信　広　君 …… １７９
○６月２４日（議事日程第５号） …… １９１
一般質問 …… １９４
上　地　廣　敏　君 …… １９４
富　浜　靖　雄　君 …… ２０４
狩　俣　勝　成　君 …… ２１６
西　里　芳　明　君 …… ２２８
友　利　光　徳　君 …… ２３９
○６月２５日（議事日程第６号） …… ２５３
一般質問 …… ２５６
上　里　　樹　君 …… ２５６

狩　俣　政　作　君 …… ２６８
池　城　　健　君 …… ２８０
平　良　和　彦　君 …… ２９２
議案審議 …… ３０４
○６月２６日（議事日程第７号） …… ３０９
一般質問 …… ３１１
山　下　　誠　君 …… ３１１
山　里　雅　彦　君 …… ３２７
粟　国　恒　広　君 …… ３３７
國　仲　昌　二　君 …… ３４９
団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の件についての緊急質問 …… ３６２
○６月２７日（議事日程第８号） …… ３６７
議案審議 …… ３７６

宮古島市告示第９６号

令和７年第５回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和７年６月５日

宮古島市長　嘉　数　　登

１　期　　日　　令和７年６月１２日（木）

２　場　　所　　宮古島市議会議事堂

上　程　案　件　処　理　結　果

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
議案 第６１号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算(第２号)	市　　長	令和７年 ６月12日	令和７年 ６月27日	原案可決
議案 第６２号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	〃
議案 第６３号	令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	〃
議案 第６４号	令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	〃
議案 第６５号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	〃
議案 第６６号	宮古島市児童館条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第６７号	宮古島市手数料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第６８号	宮古島市下水道条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第６９号	宮古島市農漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第７０号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第７１号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第７２号	市有地の処分について	〃	〃	〃	〃
議案 第７３号	字の区域の変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第７４号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第７５号	議決内容の一部変更について	〃	〃	〃	〃
報告 第　６　号	令和６年度宮古島市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	〃		

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
報告 第　７　号	令和６年度宮古島市港湾事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	市　　長	令和７年 ６月12日		
報告 第　８　号	令和６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	〃		
報告 第　９　号	令和６年度宮古島市港湾事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について	〃	〃		
報告 第１０号	令和６年度宮古島市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	〃		
報告 第１１号	令和６年度宮古島市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	〃	〃		
報告 第１２号	令和６年度宮古島市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	〃		
同意案 第　５　号	教育長の任命について	〃	令和７年 ６月25日	令和７年 ６月27日	同　　意
同意案 第　６　号	教育委員会委員の任命について	〃	〃	〃	〃
請願書 第　３　号	「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願書	請　願　者	令和６年 12月３日	令和７年 ６月27日	再々継続 審　　査
陳情書 第　５　号	宮古広域消防署組合出張所建替工事場所移動に関する要望書	陳　情　者	令和７年 ２月27日	〃	不 採 択

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
陳情書 第　6　号	高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる陳情書	陳　情　者	令和７年 ６月12日	令和７年 ６月27日	採　　択
意見書案 第　4　号	高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる意見書	文教社会 委　員　会	令和７年 ６月27日	〃	原案可決
決議案 第　2　号	西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相を歪め、否定する発言への抗議決議	議　　員	令和７年 ６月12日	令和７年 ６月12日	〃
派遣 第　1　号	議員の派遣について		令和７年 ６月27日	令和７年 ６月27日	派　　遣
	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の件についての緊急質問を許可されたいとの動議	議　　員	令和７年 ６月26日	令和７年 ６月26日	可　　決

開会日（令和７年６月１２日）に応招した議員

大城　仁	君	久貝　美奈子	君
砂川　和也	〃	下地　茜	〃
仲間　誉人	〃	池城　健	〃
富浜　靖雄	〃	山下　誠	〃
上地　堅司	〃	粟国　恒広	〃
狩俣　勝成	〃	上地　廣敏	〃
下地　信男	〃	西里　芳明	〃
平良　敏夫	〃	山里　雅彦	〃
狩俣　政作	〃	國仲　昌二	〃
平良　和彦	〃	長崎　富夫	〃
下地　信広	〃	友利　光德	〃
我如古　三雄	〃	上里　樹	〃

令 和 7 年

第５回宮古島市議会(定例会)会議録

６月12日（木）　　初　日

（議案上程、説明、聴取）

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）議事日程第１号

令和７年６月１２日（木）午前１０時開会

日程第 １		会議録署名議員の指名について
〃 第 ２		会期を定めることについて
〃 第 ３	議案第６１号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）　（市長提出）
〃 第 ４	〃 第６２号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）（　〃　）
〃 第 ５	〃 第６３号	令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第１号）（　〃　）
〃 第 ６	〃 第６４号	令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）（　〃　）
〃 第 ７	〃 第６５号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第１号）（　〃　）
〃 第 ８	〃 第６６号	宮古島市児童館条例の一部改正について（　〃　）
〃 第 ９	〃 第６７号	宮古島市手数料徴収条例の一部改正について（　〃　）
〃 第１０	〃 第６８号	宮古島市下水道条例の一部改正について（　〃　）
〃 第１１	〃 第６９号	宮古島市農漁業集落排水処理施設条例の一部改正について（　〃　）
〃 第１２	〃 第７０号	財産の取得について（　〃　）
〃 第１３	〃 第７１号	財産の取得について（　〃　）
〃 第１４	〃 第７２号	市有地の処分について（　〃　）
〃 第１５	〃 第７３号	字の区域の変更について（　〃　）
〃 第１６	〃 第７４号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更について（　〃　）
〃 第１７	〃 第７５号	議決内容の一部変更について（　〃　）
〃 第１８	報告第 ６ 号	令和６年度宮古島市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（　〃　）
〃 第１９	〃 第 ７ 号	令和６年度宮古島市港湾事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（　〃　）
〃 第２０	〃 第 ８ 号	令和６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（　〃　）
〃 第２１	〃 第 ９ 号	令和６年度宮古島市港湾事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について（　〃　）
〃 第２２	〃 第１０号	令和６年度宮古島市水道事業会計予算繰越計算書の報告について（　〃　）
〃 第２３	〃 第１１号	令和６年度宮古島市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について（　〃　）

日程第２４　　報告第１２号　令和６年度宮古島市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
（市長提出）
〃 第２５　　決議案第 ２ 号　西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相を歪め、否定する発言への抗議決議
（議員提出）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）会期日程計画表

令和７年６月１２日（木）午前１０時開会

月　　日	曜日	種　別	日　　程	摘　　要
６月１２日	木	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取	開　　会 通告締切
６月１３日	金	〃	議案に対する質疑（付託）	
６月１４日	土	休　会		
６月１５日	日	〃		
６月１６日	月	〃	委員会	
６月１７日	火	〃	〃	
６月１８日	水	〃		報告書作成
６月１９日	木	本会議	一般質問	
６月２０日	金	〃	〃	
６月２１日	土	休　会		
６月２２日	日	〃		
６月２３日	月	〃		慰霊の日
６月２４日	火	本会議	一般質問	
６月２５日	水	〃	〃	
６月２６日	木	〃	〃	
６月２７日	金	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	閉　　会

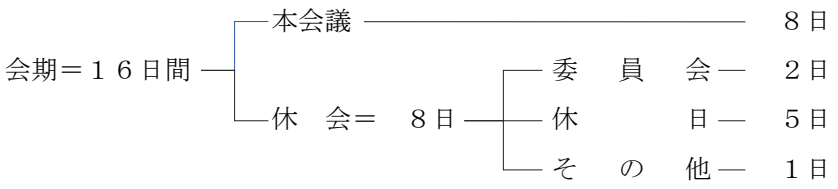

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）会議録

令和７年６月１２日（木）

（開会＝午前10時01分）

（散会＝午前10時24分）

◎出席議員（２４名）

議長（8番）	平良敏夫君	議員（12番）	我如古三雄君
副議長（22〃）	長崎富夫〃	〃（13〃）	久貝美奈子〃
議員（1〃）	大城仁〃	〃（14〃）	下地茜〃
〃（2〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	池城健〃
〃（3〃）	仲間誉人〃	〃（16〃）	山下誠〃
〃（4〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	粟国恒広〃
〃（5〃）	上地堅司〃	〃（18〃）	上地廣敏〃
〃（6〃）	狩俣勝成〃	〃（19〃）	西里芳明〃
〃（7〃）	下地信男〃	〃（20〃）	山里雅彦〃
〃（9〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	國仲昌二〃
〃（10〃）	平良和彦〃	〃（23〃）	友利光徳〃
〃（11〃）	下地信広〃	〃（24〃）	上里樹〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	環境衛生局長	梶原健次君
副市長	砂川朗〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	石川博幸〃	水道部長	砂川勤〃
総務部長	上地俊暢〃	消防長	上地一史〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務部次長 兼総務課長	上地等〃
農林水産部長	下地貴之〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	下地睦子〃	教育長職務代理者	前泊直子〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	教育部長	久貝順一〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）諸般の報告書

令和７年６月１２日（木）

	令和７年３月定例会の閉会後、陳情書２件を受理し、そのうち１件を陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会のご審査をお願いする。
	令和７年３月定例会で議決した「訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書」及び「国の制度創設による小中学校給食費の無償化を求める意見書」については３月２５日付で関係機関へ送付した。
	宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の両名から令和７年３月分例月出納検査結果報告があった。
４月３０日～ ５月　１日	３０日、沖縄県市町村自治会館２階ホールで開催された「令和７年度沖縄振興拡大会議」に出席した。同会議では「人口減少社会に対応した持続可能な社会の実現に向けて（離島・過疎地域における持続可能な行政サービスの在り方等について）」及び「県による小中学校への医療的ケア看護職員の配置について」を議題に討議がされたほか、「防災体制の強化について」を含む７件の報告がされた。
５月　９日～ １０日	９日、石垣市で開催された「令和７年度先島市町村議会議長会定例総会」に出席した。同総会では会務報告の後、令和６年度歳入歳出決算が承認されたほか、令和７年度事業計画案、令和７年度歳入歳出予算案がいずれも承認された。
５月１２日～ １６日	１４日、北海道稚内市で開催された「令和７年度防衛省全国情報施設協議会役員会議」に出席した。同役員会では令和６年度事業報告・収支決算報告、令和７年度運営方針・事業計画等、７件の議案審議がされ、いずれも承認された。
５月１８日～ ２１日	１９日、東京都都市センターホテルで開催された「九州市議会議長会第２回理事会」に出席した。同理事会では役員の補欠選、各支部提出議案２１件の各機関に対する要望実行運動計画が承認されたほか、次回の理事会開催場所は沖縄県宜野湾市と決定した。 ２０日、東京国際フォーラムで開催された「第１０１回全国市議会議長会定期総会」に出席した。同総会では、部会提出議案「日米地位協定の抜本的な改定及び在日米軍専用施設が集中する沖縄の基地負担軽減について」を含む２７件のほか、会長提出議案「多様な人材の市議会への参画促進及び地方議会の権能強化に関する決議」を含む５件が可決された。また、同議長会評議員としての功績に対し、平良敏夫議長に感謝状が贈呈された。
５月２２日	議長室において、元宮古島市議会議員の池間雅昭氏に対し、地方自治功労による旭日双光章（令和７年春の叙勲）の伝達を行った。
５月２３日	議長室において、元上野村議会議員の砂川芳一氏に対し、地方自治功労による旭日単光章（高齢者叙勲）の伝達を行った。
５月２８日	市未来創造センターで開催された「宮古島市シルバー人材センター令和７年度定時総会」に長崎富夫副議長が出席し、祝辞を述べた。

５月３０日	久松漁港で開催された「海神祭」に参加した。
６月　４日	嘉数登市長から、議案第３３号「宮古島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の訂正の申出があった。
６月　５日	嘉数登市長から、令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付があった。
６月　８日	平良港漲水地区で開催された平良港漲水地区複合一貫輸送ターミナル供用式に出席した。
６月　９日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日６月１２日から６月２７日までの１６日間とするのが適当であること、「第４６回せたがやふるさと区民まつり」への議員の派遣については、最終本会議において処理することと決した。 また、嘉数登市長から申出のあった、３月定例会において議決された「議案第３３号、宮古島市職員の給与に関する条例等の一部改正について」の訂正の処理方法について諮問したところ、本訂正は正誤表により処理することと決した。同委員会の決定を受け、正誤表を添付の上、同表により処理する旨、全議員へ通知した。 同委員会において全国市議会議長会第１０１回定期総会で贈呈された平良敏夫議長への「感謝状の伝達」は、本日６月１２日、今定例会開会前に行うことも周知した。 --- 議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）提出議案事前説明がされた。 また、砂川朗副市長から申出のあった、全国離島交流中学生野球大会ポロシャツを議場で着用することについては、議員、当局ともに来る６月２５日（水）の本会議において着用することが確認された。 同協議会では「第４６回せたがやふるさと区民まつりへ派遣する議員の選出」について抽選が行われ、同区民まつりへは平良和彦君、久貝美奈子君、平良敏夫議長を派遣することと決した。 以上

（開会前に、長崎富夫副議長より全国市議会議長会第101回定期総会で贈呈された平良敏夫議長への感謝状の伝達を行った。）

◎議長（平良敏夫君）

ただいまから令和７年第５回宮古島市議会定例会を開会します。

（開会＝午前10時01分）

本日の出席議員は24名で全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第１号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

３月定例会の閉会後、陳情書２件を受理し、そのうち１件を陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会での審査をお願いいたします。

６月５日、嘉数登市長から令和７年第５回宮古島市議会定例会の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付がありました。

６月９日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日６月12日から６月27日までの16日間とするのが適当であること、第46回せたがやふるさと区民まつりへの議員の派遣については最終本会議において処理することと決しました。

そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において國仲昌二君及び大城仁君を指名します。

次に、日程第２、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日６月12日から６月27日までの16日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日６月12日から６月27日までの16日間と決しました。

なお、議事の都合により、６月16日から18日までの計３日間は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承ください。

次に、日程第３、議案第61号から日程第24、報告第12号までの計22件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（嘉数　登君）

令和７年第５回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案５件、条例議案４件、議決議案６件、報告７件の合計22件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）。今回の補正は、12億1,976万4,000円の増のほか、債務負担行為の追加と地方債の変更を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ432億4,162万8,000円と定めてあります。

議案第62号、令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）。今回の補正は、810万4,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億9,685万9,000円と定めてあります。

次に、議案第63号、令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第１号）。今回の補正は、２億426万1,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億651万8,000円と定めてあります。

議案第64号、令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。今回の補正は、205万7,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ７億907万3,000円と定めてあります。

次に、議案第65号、令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第１号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で868万1,000円の増、資本的収入及び支出で1,861万6,000円の減のほか、企業債の補正を行っております。

次に、条例議案についてご説明を申し上げます。議案第66号、宮古島市児童館条例の一部改正について。伊良部島児童館を設置、運営するためには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第67号、宮古島市手数料徴収条例の一部改正について。法人請求オンラインサービスの利用に当たり、住民票の発行手数料徴収が月ぎめ請求、翌月支払いになりますが、現行の宮古島市手数料徴収条例では請求時支払いとなっていることから、当該サービスの利用を可能とするためには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第68号、宮古島市下水道条例の一部改正について。令和７年２月３日に、宮古島市下水道使用料審議会より答申のあった下水道使用料の適正な在り方について、答申の内容に基づき、下水道使用料を改定するとともに、文言の整理を行うためには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第69号、宮古島市農漁業集落排水処理施設条例の一部改正について。令和７年２月３日に、宮古島市下水道使用料審議会より答申のあった下水道使用料の適正な在り方について、答申の内容に基づき、下水道使用料を改定するためには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第70号、財産の取得について。電子黒板の取得については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

次に、議案第71号、財産の取得について。高規格救急自動車の取得については、宮古島市議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

議案第72号、市有地の処分について。市有地を処分するためには、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

議案第73号、字の区域の変更について。団体営農業基盤整備促進事業（後前竹地区）の工事に伴い、字の区域を変更するには、地方自治法第260条第１項の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

議案第74号、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更について。土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）の計画を変更するには、土地改良法第96条の３第１項の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

次に、議案第75号、議決内容の一部変更について。西辺中学校校舎改築工事（建築）の設計変更に伴い、契約金額を変更するには、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

最後に、報告についてご説明申し上げます。報告第６号、令和６年度宮古島市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。繰越額が41億7,183万9,195円となっております。

同じく報告第７号、令和６年度宮古島市港湾事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。繰越額が969万1,000円となっております。

報告第８号、令和６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。こちら繰越額が2,956万2,675円となっております。

報告第９号、令和６年度宮古島市港湾事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について。繰越額が4,378万4,262円となっております。

報告第10号、令和６年度宮古島市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。繰越額が、建設改良費については６億4,155万5,000円、事故繰越額については4,104万2,000円で、合計が６億8,259万7,000円となっております。

報告第11号、令和６年度宮古島市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について。こちら繰越額が10億6,671万1,000円となっております。

報告第12号、令和６年度宮古島市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。繰越額が、建設改良費については２億5,240万9,474円、事故繰越額については1,546万円で、合計が２億6,786万9,474円となっております。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

当局の皆様はここで退席してください。

休憩します。

（休憩＝午前10時13分）

（当局退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前10時14分）

次に、日程第25、決議案第２号、西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相を歪め、否定する発言への抗議決議を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎國仲昌二君

決議案第２号、西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相を歪め、否定する発言への抗議決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第１項の規定により本案を提出します。令和７年６月12日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。提出者議員、國仲昌二、賛成者議員、長崎富夫、友利光徳、上里樹、池城健、久貝美奈子、山下誠、下地茜。

本文を読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相を歪め、否定する発言への抗議決議

憲法記念日の５月３日、那覇市内で開催された憲法シンポジウムにおいて講演を行った自民党の西田昌司参議院議員は、ひめゆりの塔の展示をめぐり「歴史の書き換え」や「沖縄の場合には地上戦の解釈を含めて、かなりむちゃくちゃな教育のされ方をしている」等の発言があった。この発言は、沖縄戦の実相を歪め、沖縄戦の戦没者や遺族、戦争体験者の心を深く傷つけ愚弄するものであり、本市議会としては断じて看過することはできず強い憤りをもって抗議する。

西田氏はその後、５月９日に「ひめゆりの塔」に関する発言をめぐり「不適切だった。沖縄県民におわび申し上げ、訂正、謝罪する」と訂正したが、沖縄の歴史教育や平和教育を非難した根幹部分は謝罪も撤回もせず、「ＴＰＯ（時・場所・場面）をもう少しわきまえるべきだった」との弁明にとどまった。

また、西田氏は「沖縄戦は、民間の方もたくさん犠牲になられたが、それを助けるために日本軍が行った」「沖縄の方、同胞を守るために先人は戦った」と指摘。沖縄に駐留していた日本軍第32軍は県民を守るため米軍に決死の戦いを挑んだと主張し、沖縄戦犠牲の美化に繋がりかねない歴史感を披露している。

沖縄戦体験者の証言や研究から明らかになってきた沖縄戦の真実は、国体護持を至上命令とする日本軍が1944年に配備され本土決戦を遅らせるため沖縄で時間稼ぎの持久戦を続け、沖縄県史などに表現されているように本土防衛のための「捨て石」にされたこと。日本軍によって旧制中学校や旧師範学校の生徒が、ひめゆりをはじめとする学徒隊や鉄血勤皇隊などとして戦場に駆り出され、多くの犠牲を出したこと、さらには首里城の地下に造った司令部を放棄し、住民が避難していた本島南部に撤退した結果、軍民混在の状況に陥り、住民を巻き込んだ激しい地上戦となり、県民の４人に１人の尊い命が奪われたこと。これらは、日本軍の作戦による犠牲であることは紛れもない事実である。

よって、本市議会は再び沖縄を戦場にさせないことを表明するとともに、沖縄戦の実相と沖縄県民の証言、沖縄の戦後の歩みなどの歴史の事実を歪曲する西田氏の一連の発言に怒りを込めて抗議し、下記の事項を強く要求する。

記

１．西田参議院議員による発言の撤回と沖縄県民及び関係者へ謝罪すること

２．自民党は西田参議院議員への厳格な処分を行い、党として沖縄戦への認識を示すこと

３．自民党は、党所属議員に対し、党内教育体制の再構築を速やかに実施すること

以上、決議する。

令和７年（2025年）６月12日

沖縄県宮古島市議会

宛先、西田昌司参議院議員、石破茂自由民主党総裁。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第25、決議案第２号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第25、決議案第２号、西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相を歪め、否定する発言への抗議決議に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時21分）

再開します。

（再開＝午前10時21分）

休憩します。

（休憩＝午前10時21分）

再開します。

（再開＝午前10時21分）

◎粟国恒広君

私は、今回野党から出された決議案第２号、西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相を歪め、否定する発言への抗議決議に対して、退席をしたいと思います。

退席理由に関しては、西田氏の発言に対しては到底許されないというのは私も一緒でございます。しかし、今抗議文に対して厳正な処分と怒りを込めた決議になっているんですけど、この記の中で自民党西田氏に対する厳正な処分、この処分がどういった処分なのかきれいに明記されていない。党員資格停止なのか、活動停止とか、そういったしっかりしたこの処分の内容について明記すること。そういったことに関して。また、西田氏本人は去る６月10日にも参議院予算委員会のほうでしっかり、ＮＨＫの中継でもあったように､そういった今遅かりしというこの抗議決議文に対しても何ら拘束の意味がないという感じから、既に６月10日の参議院予算委員会で発言したことに対しても、野党が出された今のこの時期に対しても納得できないということで私は採決に加わりません。退席いたします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時23分）

（粟国恒広君、退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前10時23分）

これにて討論を終結します。

これより決議案第２号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第２号は可決されました。

休憩します。

（休憩＝午前10時24分）

（粟国恒広君、着席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前10時24分）

お諮りします。本日議決された議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午前10時24分）

令 和 7 年

第5回宮古島市議会(定例会)会議録

6月13日（金）　　2日目

（議案に対する質疑（付託））

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）議事日程第２号

令和７年６月１３日（金）午前１０時開議

日程第 １	議案第６１号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）	（市長提出）
〃 第 ２	〃 第６２号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	（ 〃 ）
〃 第 ３	〃 第６３号	令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第１号）	（ 〃 ）
〃 第 ４	〃 第６４号	令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	（ 〃 ）
〃 第 ５	〃 第６５号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第１号）	（ 〃 ）
〃 第 ６	〃 第６６号	宮古島市児童館条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ７	〃 第６７号	宮古島市手数料徴収条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ８	〃 第６８号	宮古島市下水道条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ９	〃 第６９号	宮古島市農漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１０	〃 第７０号	財産の取得について	（ 〃 ）
〃 第１１	〃 第７１号	財産の取得について	（ 〃 ）
〃 第１２	〃 第７２号	市有地の処分について	（ 〃 ）
〃 第１３	〃 第７３号	字の区域の変更について	（ 〃 ）
〃 第１４	〃 第７４号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更について	（ 〃 ）
〃 第１５	〃 第７５号	議決内容の一部変更について	（ 〃 ）
〃 第１６	報告第 ６ 号	令和６年度宮古島市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	（ 〃 ）
〃 第１７	〃 第 ７ 号	令和６年度宮古島市港湾事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	（ 〃 ）
〃 第１８	〃 第 ８ 号	令和６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	（ 〃 ）
〃 第１９	〃 第 ９ 号	令和６年度宮古島市港湾事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について	（ 〃 ）
〃 第２０	〃 第１０号	令和６年度宮古島市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	（ 〃 ）
〃 第２１	〃 第１１号	令和６年度宮古島市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	（ 〃 ）
〃 第２２	〃 第１２号	令和６年度宮古島市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	（ 〃 ）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議　案　付　託　表

令和７年６月１３日（金）第５回定例会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第６１号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）
	議案第７１号	財産の取得について
文教社会委員会	議案第６２号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第６４号	令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
	議案第６５号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第１号）
	議案第６６号	宮古島市児童館条例の一部改正について
	議案第６７号	宮古島市手数料徴収条例の一部改正について
	議案第６８号	宮古島市下水道条例の一部改正について
	議案第６９号	宮古島市農漁業集落排水処理施設条例の一部改正について
	議案第７０号	財産の取得について
	議案第７５号	議決内容の一部変更について
経済工務委員会	議案第６３号	令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第７２号	市有地の処分について
	議案第７３号	字の区域の変更について
	議案第７４号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更について

議案第６１号　令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）

歳出款項別審査委員会表

令和７年６月１３日（金）第５回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	３．民生費	１．社会福祉費	３１
		２．児童福祉費	３２
		３．生活保護費	３３
	１０．教育費	１．教育総務費	４１
		２．小学校費	４２
		３．中学校費	４３
		６．保健体育費	４４
経済工務委員会	６．農林水産業費	１．農業費	３４
		３．水産業費	３５
	８．土木費	１．土木管理費	３７
		２．道路橋りょう費	３８
		５．港湾空港費	３９

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）会議録

令和７年６月１３日（金）

（開議＝午前10時00分）

（散会＝午後零時03分）

◎出席議員（２４名）

議長（8番）	平良敏夫君	議員（12番）	我如古三雄君
副議長（22〃）	長崎富夫〃	〃（13〃）	久貝美奈子〃
議員（1〃）	大城仁〃	〃（14〃）	下地茜〃
〃（2〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	池城健〃
〃（3〃）	仲間誉人〃	〃（16〃）	山下誠〃
〃（4〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	粟国恒広〃
〃（5〃）	上地堅司〃	〃（18〃）	上地廣敏〃
〃（6〃）	狩俣勝成〃	〃（19〃）	西里芳明〃
〃（7〃）	下地信男〃	〃（20〃）	山里雅彦〃
〃（9〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	國仲昌二〃
〃（10〃）	平良和彦〃	〃（23〃）	友利光徳〃
〃（11〃）	下地信広〃	〃（24〃）	上里樹〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	環境衛生局長	梶原健次君
副市長	砂川朗〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	石川博幸〃	水道部長	砂川勤〃
総務部長	上地俊暢〃	消防長	上地一史〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務部次長 兼総務課長	上地等〃
農林水産部長	下地貴之〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	下地睦子〃	教育長職務代理者	前泊直子〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	教育部長	久貝順一〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

◎**議長（平良敏夫君）**

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第２号のとおりであります。

この際、日程第１、議案第61号から日程第22、報告第12号までの計22件を一括議題とし、質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎**下地　茜君**

議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）のほうで質疑をしたいと思います。

17ページの16款国庫支出金、ふるさとミライカレッジモデル実証事業に1,000万円ついていますので、内容を教えてください。

22ページ、22款諸支出金、４項雑入、２目助成金、これは減になっているので、海の学びミュージアムサポート助成金928万3,000円、理由を教えてください。

それから、続いて27ページ、歳出の２款総務費、１項総務管理費、16目地方創生臨時交付金事業で、自治会施設等のＬＥＤ化促進に8,000万円がついています。ここもまず基本的な内容を教えてください。

最後に、36ページ、７款商工費、１項商工費、３目観光費、12節委託料の観光人材受入事業に、これも1,000万円ついています。内容を教えてください。

◎**市民生活部長（狩俣博幸君）**

議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）、27ページの16目、自治会施設等のＬＥＤ化についてです。説明いたします。

宮古島市自治会施設等ＬＥＤ化促進事業は、昨今の物価高騰の影響を受けている自治会等への支援として、自治会等が管理する地区公民館に省エネ性の高い照明器具の導入、ＬＥＤ化に対する補助を行い、施設管理における自治会の電気料金の負担軽減を図る事業となっております。歳出予算の補正事業としましては8,000万円を計上しております。

◎**観光商工スポーツ部長（川平敏光君）**

４月に観光商工スポーツ部長を拝命いたしました川平でございます。丁寧で分かりやすい答弁を心がけてまいりますので、皆さん、どうぞよろしくお願いします。

補正予算書17ページ、３目の商工費委託金の説明の欄、ふるさとミライカレッジモデル実証事業委託金1,000万円の説明でございます。この事業は、補正予算書、歳出の36ページ、３目の観光費、説明欄の観光人材受入事業の1,000万円と関連しております。総務省の委託事業を５月に採択しておりまして、その事業における総務省からの委託金となります。事業の内容といたしまして、本市ではコロナ禍を経て入域観光客数や宿泊施設が増加しておりますが、観光産業を中心に慢性的な人手不足の課題を抱えております。一方で、各離島における観光によるオーバーツーリズムは学生や研究者の研究フィールドとなっている側面もございます。そこで、観光産業の人手不足解消に向け、インターンシップやゼミの研究などの活動と地域課題を結び、地方創生でうたわれる若者、女性に選ばれる地方の実現に向け、大学等の知見や視点を活

用する仕組みづくりに取り組みます。インターンシップの受入れ企業は、宿泊事業者やレンタカー会社等を想定しており、14日間のプランや30日間のプランを想定しております。また、地域の事業者との意見交換等も予定しておりまして、地域の課題の学習を行う予定をしております。

失礼しました。歳出の部分を今説明したと思いますので、これでよろしいでしょうか。36ページの歳出の観光人材受入事業の説明も今一緒にしましたので、よろしくお願いします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）、22ページ、２目助成金、海の学びミュージアムサポート助成金、マイナス928万3,000円についてご説明します。

本助成金につきましては、市制施行20周年記念事業として、総合博物館において初めて実施する深海をテーマとした企画展に対するものです。当初、当該事業の財源として助成金の申請を行っておりましたが、残念ながら不採択となったことから歳入を減額するとともに、一般財源への振替を行っております。

◎下地　茜君

自治会施設等ＬＥＤ化の事業についてもう少し伺いたいなと思います。

報道で100万円上限のような内容もありましたので、それについて上限の金額、一つの自治会当たり上限を想定しているのか、またそれを見積りこれから取られるのか、もう取ってあるのか分からないんですが、もしある程度見積りができているのであれば、100万円超えそうな……自治会内の街灯を全てＬＥＤ化するに当たって、負担が発生しそうな自治会があるのかどうかというところを教えていただきたいです。

それから、自治会内でも必ずしも防犯灯だけではなくて、市が負担している街灯もあると思うんです。そこに対しての対処が今どうなっているのかというところを併せてお聞きしたいと思います。

ふるさとミライカレッジモデル実証事業委託金が財源になっていて、それから歳出のほうで観光人材受入事業になるということかと思うんですけれども、大学と連携しながらというような答弁がございましたので、宮古島は様々な大学と関わりを持っていると思うんですけれども、どの大学を想定しているのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

8,000万円の予算で計上しているんですけれども、市で把握している自治会の公民館等の施設が約70施設余りあります。また、公民館はないが、防犯灯の管理を行っている自治会が複数ありますので、それらの試算から補助の上限額を100万円ということで、80団体という試算となっております。

それから、自治会の負担が発生するのかということなんですけども、まず公民館にある電気、防犯灯をどれぐらい申請するかを自治会のほうで判断していただいて、100万円以内に収めたいという自治会もあるだろうし、それを超えて予算があれば自治会負担で全て替えるという判断もあろうかと思っております。それで、市が管理しているというところは、少し確認させていただきたいと思います。今後のスケジュールとしましては、本定例会で計上されている補正予算が可決されましたら、７月上旬に申請を受け付け、これ自治会からの申請になります。書類審査、交付手続等を進めていきたいと考えているところでございます。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

インターンシップの大学はどこの大学が受けるかということなんですけど、今のところ観光系の学部を

予定しておるんですが、これから募集を行います。

◎上地廣敏君

議案書の27ページ、竹アラ地区の計画変更でありますけれども、なぜ今の時期に計画変更をするのか、まずその理由をお聞かせ願いたいと思います。これ既に１工区、２工区は工事完了していますよね。工事完了している地区を計画変更して、工事を竣工して初めて工事は完了すると思うんですけれども、３工区が現在工事中であります。この今提案されている議案から見ますと、３工区がほとんど編入をされている。編入面積が0.8ヘクタールですか。それから、除外が0.6ヘクタール。したがって、20アールの面積増になっております。金額にしましても、49％ぐらいの大幅な増額。一番不思議に思うのは、入札をして工事を施工中のところを後追いで計画変更届を出すというふうなのが果たして適正なやり方なのかどうか、その辺のところからまずお聞かせを願いたい。

◎農林水産部長（下地貴之君）

４月から農林水産部長を拝命しております下地と申します。よろしくお願いいたします。

議案第74号（　　部分は29頁に発言訂正あり）、字の区域の変更について、竹アラ地区の変更ですけれども､竹アラ地区につきましては､令和２年度より５か年計画で､当初は国が５か年計画で､受益面積10.0ヘクタール、当初事業費５億4,200万円で事業採択されております。実施設計後に工事に着手しておりますけれども、事業採択後に受益面積の追加があり、受益面積、今回の10.2ヘクタール、事業費を８億4,500万円に増額する必要があります。土地改良法に基づきまして今回提案しておりますけれども、事業費が増額となった理由としまして、当該地区は地下水位が高く、降雨後に地下水が発生し、各所で排水不良となっていたため、根腐れ等の原因になることから、受益者から排水対策の要望がありました。今回想定以上に透水性が悪いということもありまして、排水機能向上対策としまして、排水性のよい礫質土や栗石等を投入するトレンチ排水機構を追加で施工することとなっております。また、道路におきましても、地下水発生時に路盤材が浮上し、施工に影響が出ておりましたことから、路床材におきましても礫質土等を投入することとなりました。こういったことから、３工区を含めてなるべく早く事業を完了するために前倒しで予算を取って、今回の増額となりまして、事業執行することになりました。

◎上地廣敏君

今の農林水産部長の説明はあまりよく分かりませんけれども、この３工区は多分７月31日が工期ですよね。１工区、２工区は既に工事は完了しております。私が聞きたいのは、なぜ工事完了している地区も含めて、計画変更が今の時期に出されるんですかということです。本来であれば、事業の進め方として、計画変更を議会の承認を得て、その後に入札、事業執行というふうなことになると思っているんですけれども、私の考えが間違っているのかどうかですが、私はそういうふうに思っております。事業を進めて、事業が完了している地区も含めて計画を変更しますというふうなことが何を意味するのか。

それと、質疑機会は３回ですから、加えて申し上げますけれども、この変更前の図面、それから変更後の図面が28ページ、29ページにありますけれども、28ページ、当初の計画図面では水兼農道として、地区内と地区外をきれいに水兼農道で分けようと分けられた図面でありましたけれども、今の変更計画図面ではこの水兼農道が廃止されております。したがって、現場を確認すると地区外と地区内、いいですか、境界はくい一本でこの境界線というふうな形で事業が完了している。地区外と地区内のところで走っていた

水兼農道を廃止した、変更した理由、これについてもお答えを願いたい。

◎農林水産部長（下地貴之君）

答弁のほう、先ほど「議案第73号」と申し上げましたけれども、「議案第74号」に訂正いたします。

なぜ今計画変更かということからお答えしますけれども、まず今回の議決をもってその後受益者の同意、これ３分の２以上の同意を得ることになります。が必要ですけれども、その後公告縦覧、審査請求、その後で計画を確定します。その後で、県の事業費の増額として補助金が入ってくる見込みとなっております。ですから、今回計画変更、１、２工区は終わっておりますけれども、３工区を含めた全体の計画として10％以上の増がありますので、今回の計画変更の議案を出しております。

先ほどの水兼農道につきまして確認をしたいと思います。

◎上地廣敏君

あまり納得できませんけれども、事業を進める上で、だから計画変更しないままに今事業を進めてきたわけですよね。１工区、２工区は完了している。だから、なぜ今計画変更ですかと、その理由を聞いているわけです。本来であれば、計画変更をして、この変更計画に基づいて事業は進めるべきだと思っておりますけれども、今逆になっているんです。３工区についても、７月31日でもう工事が完了します。ですから、順序が逆になっているんではないのかなと、それを聞いているわけです。今のやり方が正しいということであれば、いや、今のやり方が正しいですよと答弁してください。

それから、水兼農道を廃止した理由、これは現場を見ても、本来であれば水兼農道で地区外と地区内の境界はきれいにこの農道で分断されるわけですから、きれいな仕上がりになるべきだったんですけれども、今の現場は基盤整備事業をやったのか、やらないのか、地区内のすぐ隣接している雑木林を残して事業が終わっているわけですから、この水兼農道を変更した理由も答弁をお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今回の事業費、計画変更ですけれども、議案書の26ページに前年度までの事業費が５億6,027万円計上されております。これは、当初の事業費５億4,200万円よりは増えておりますけれども、10％以内ということで、今回の計画変更の議案、手続は不要で調整できる事業費となっておりまして、それ以上に増える、今回の9,000万円、翌年度の１億9,473万円含めますと49％の増となりますので、これまでは５億6,000万円、10％以内の増でありましたので、調整できる範囲でありました。ただ、10％を今回超えますので、最終的な事業費が８億4,500万円と確定しましたので、今回の提案となっているところです。

（我如古三雄君、着席）

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

先ほど下地茜議員に答弁していない、市の管理の分はどうなのかというご質疑です。今回の事業では、市が管理している分に関しては対象外となりますが、単年でＬＥＤ化を進めておりまして、今年度は12基を予定しております。それから、市の施設を指定管理している公民館が８か所あります。この８か所も電気料金の負担を自治会がしているため、この指定管理をしている８か所についても対象となります。

それと、本事業の効果を説明させていただきます。自治会等が管理する公民館の防犯灯に省エネ性の高いＬＥＤ照明を導入することで、電気料金の約30％から60％程度低減をすることが可能となるということになるため、本事業による支援の効果があると考えております。今後事業を進めていく中で、さらなる支

援が欲しいという要望が上がった場合は、自治会の皆様の意見を聞きながら、市としてどのような支援ができるか検討してまいりたいと考えております。

◎久貝美奈子君

３点お願いします。

１点目は、議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）の歳出の部分です。27ページ、７目防犯対策費の中の防犯カメラ緊急整備事業について、3,534万2,000円ついていますので、その説明をお願いします。

２つ目に、30ページの２目基幹統計費、国勢調査に係る補正予算がついていますけども、これについても少し説明をお願いします。

あと、35ページ、２目水産業振興費の中で、カキ養殖実証事業ということで、一般財源からの500万円近い補正が上がっていますが、その理由も教えてください。

◎企画政策部長（石川博幸君）

久貝美奈子議員から質疑のございました議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）の30ページ、２款総務費、５項統計調査費、２目基幹統計費の国勢調査に係る経費として今回90万5,000円を計上しております。これは、国勢調査市町村交付配分金の２回目の交付額の内示が３月28日付であったことによるものです。この予算の内訳といたしまして、事務局と指導員、調査員の連絡手段にＬＩＮＥを活用するためのシステム導入に係る使用料として65万4,000円、統計調査指導員51名分の報酬単価増額内示による差額分として18万6,000円、公営住宅管理者や社会福祉施設等への調査業務委託料も同様に単価の増額内示がございましたので、それの差額４万8,000円などとなっております。関連いたしまして、歳入の19ページ、17款県支出金、３項委託金、１目総務費委託金の５節に国勢調査費委託金として歳出と同額の90万5,000円を計上しております。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）、27ページの７目防犯対策費、右側の説明の防犯カメラ緊急整備事業3,534万2,000円です。この事業は、平成29年度に内閣府において、沖縄県における犯罪を抑制するとともに、沖縄県民の安心、安全を確保することを目的に、県内各市町村に防犯カメラの整備を行っておりまして、本市には30基設置されております。今年度その30基を更新するための予算となっておりまして、これは令和６年度沖縄安全対策事業補助金を活用するもので、10分の８の補助率となっております。

◎農林水産部長（下地貴之君）

議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）、35ページの２目水産業振興費、カキ養殖実証事業499万9,000円であります。８節旅費の普通旅費につきましては先進地視察でありますけれども、12節委託料の448万8,000円、それから８ページの債務負担行為、これが1,090万4,000円計上されております。これと合わせて1,539万2,000円、委託料は本市特有の温暖で水深が浅い海域に適した品目、カキの養殖実現可能性調査としまして、市の周辺海域における基礎データの収集等を行うものです。具体的には、民間の専門事業者からアドバイスを受けながら、周辺海域での育成環境のデータ収集、これは水温であるとか塩分濃度、それから溶存酸素、水中に溶けている酸素の量です。これらのデータ収集を行いまして、

生育記録のデータ分析や管理を行ってまいります。令和８年の途中からは、実際に海面での養殖実証も予定しているところです。

◎久貝美奈子君

再質疑します。防犯カメラについてなんですけれども、今30基設置されているということなんですが、今回は何基ぐらい増えるのかというところと、場所などももし分かりましたら教えていただきたいです。

あと、もう一つ、国勢調査なんですけれども、これ５年に１度の、本当に住民票登録に関係なく住んでいる人とか、実際に住んでいる方、世帯数を対象として、最も重要な統計調査だと思っておりますが、よく報道のほうで調査員不足なども心配されていますが、この指導員の増額というところで調査員の報酬と指導員の報酬についても少し教えていただけますか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

今年度は何基かという話ですけれども、平成29年度に設置した30基を更新するための事業です。やはりこの防犯カメラは、耐用年数がおおむね５年と言われておりまして、更新の時期を過ぎているということで、国のほうも緊急的に内閣府のほうで予算化をしております。１基当たり115万円程度かかりますので、30基を更新しても3,500万円程度の予算がかかるということでございます。

場所については、ほとんどが市街地のほうでございまして、３か所程度紹介しますとマティダ市民劇場前の交差点、北小学校前、農業協同組合前、そういうところが30か所ございます。

◎企画政策部長（石川博幸君）

今回５年に１度の国勢調査なんですけども、303名の調査員が必要となっておりますが、６月上旬の段階で180名不足しているところでございます。昨今の物価高騰とか様々な人件費の高騰等もありまして、基礎単価が指導員の報酬とか調査員の報酬も上がっているところでございます。今回指導員の報酬として3,630円増の５万8,390円の51名分を計上させていただいております。調査員に関しましてはまだ人数が確定しておりませんので、今後調査員の人数が確定して、また単価もそれに掛けて予算化していくということになります。

◎久貝美奈子君

関連してなんですけど、宮古島市には今住所を置いていない、移住している、短期間住んでいる方とかも結構いると思いますので、この調査って本当に宮古島市の行政のいろんな計画をしていく上でも、特に今回の調査は大変重要なものかと思うんですけれども、調査員が180名不足しているということなんですが、これは人数集められそうですか。どういう取組をしていくのかを最後にお聞かせください。

◎企画政策部長（石川博幸君）

国勢調査の調査員の不足につきましては、これまで調査員をやっていただいた方、そういった方々にも声をかけまして、知人等をご紹介いただいたり、ＬＩＮＥ等、市の公式ホームページ等でも調査員の確保を呼びかけております。また、市長のほうからも、定例記者会見において調査員の募集等を呼びかけております。市の職員のほうにも、調査員の募集を呼びかけているところでございます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）の31ページ、３款の民生費の１項社会福祉費、５目老人福祉施設費の２億2,000万円の説明をお願いします。こういったものって図面はなくて、詳細はなくて、こういうのは質疑できるんでしょうか。まずは。私は、タブレットを持っていないもんだから、図面しかないもんだから、紙しか、これには図面は入っていないんだけども、こういうのを説明しなさいというのは失礼ではないですか。あります、それとも。これは、旧城辺町が昭和52年９月２日に起工式をした老人福祉施設だろうと、このように理解をしております。築46年ぐらいになっているんではないかなというふうに考えているんだけども、情報によると城辺庁舎のほうに移転をするというふうな話もしておりまして、この工事の内訳、内容等をまずは説明をお願いします。

それと､34ページのさとうきび収穫機械機能向上支援事業の8,100万円余の予算が計上されていますけども、まずは申請をしたのが何台というのか、何機というのかで、その内示が決定したのが何台というのかで、内示から漏れたのが何台なのか。この内示から漏れた地区はどこなのか。来期のサトウキビ収穫に影響はないのか、まずは説明をお願いします。

◎福祉部長（守武　大君）

議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）、31ページ、３款民生費、１項社会福祉費、５目の老人福祉施設費の２億2,020万1,000円の増額についてでございます。友利光徳議員おっしゃるように、地域密着型介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所きゃーぎ、今ある施設、旧城辺町の老人福祉センターになりまして、建築が昭和53年、築47年になっておりまして、相当老朽化が激しくて、コンクリートの剥離、雨漏り等があり、移転の準備を進めているところです。おっしゃるように、城辺庁舎のほうに移転されます。場所は、入り口入って左側、１階の教育委員会があった場所になっております。図面のほうは、準備しておりませんでした。どうも申し訳ありません。後でお渡ししたいと思います。工事の内訳になりますが、２億円余りの中で建築工事のほうが8,083万6,000円、電気設備工事のほうが3,347万4,000円､機械設備工事のほうが8,404万8,000円､解体撤去工事のほうが2,184万3,000円となっております。

◎農林水産部長（下地貴之君）

議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）、34ページ、３目農業振興費のさとうきび収穫機械機能向上支援事業8,182万5,000円であります。当初18の事業主体が要望しております。１件が不採択となっております。不採択の理由としまして、機械が外国製であるため、修繕部品の供給の担保が取れないということから不採択となっております。ただ、供給の担保が確実な状況となれば、追加で採択できるように取り組んでまいります。

それから、地区ですけれども、平良地域とか城辺地域とかに分けていないんですが、採択の資料で説明いたします。順番でいきますと、砂川東、与那原、比嘉西、火山、西方原ですか、上地北、下南東、入江、新城東、名嘉山、福東東、池間添、長南東、腰原、島尻、狩俣南、吉野西となっております。

◎友利光徳君

まず、34ページのほうから再質疑させてもらいますけども、資料があればの話なんですが、農林水産部長、直近５年ぐらいのこの事業を利用してハーベスターの修理をしている状況があるのかというのと、2024―2025年産のサトウキビの収穫時に、宮古島と多良間島で４台のハーベスターが火事になっておるかなと理解をしているんだけども、ハーベスターのこの火事の理由というのは皆さんはどのように、どうい

うのが原因なのかなというふうに捉えているか。要するに収穫を急いで無理をして、機械に無理を与えて火災になったかなというふうな考え方をするんだけども、このハーベスターの火災の原因、これどのように皆さんは理解しているのか、この説明をまずお願いします。

31ページの件なんですけども、これ旧城辺町の森田武雄町長が宮古島で初めて老人福祉施設ができるよという話を喜んでいた経緯を覚えていますけども、西城学区のきゃーぎのほうで、昨日も、その前も様子を見てきたんだけども、地域の老人の皆さんが十二、三名ぐらい集まって楽しそうな時間を過ごしているのを見て、喜んだというか、いいことだなというふうな感じできたんだけども、この場所を移動することによって利用者の変化があるのかなというのを少し心配していますけども、担当職員の話を聞くと、ちゃんと送迎バスがあるので、その辺は心配ないよというふうなまた話をしていました。その辺について皆さんはどのように考えているのか、説明をお願いします。

◎福祉部長（守武　大君）

きゃーぎの移転の件ですけども、友利光徳議員がおっしゃるとおり、今まで通っている、利用している方にご迷惑がないような形で、基本的には市が設置している事業所でありますし、指定管理を宮古島市社会福祉協議会にしてもらっているという状況ですので、もちろん予定としては来年度初めには向こうで開始できるような形で進めたいとは思うんですが、その前にも、宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例もありますし、同条例の改正とか、指定管理はもうそのまま継続でやってもらうんですが、場所が変わりますので、手続等必要になってきますので、そこら辺は適正に対応してまいりたいと思います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

過去の実績ということであります。令和６年度からいきます。事業費が１億2,334万1,000円、補助額8,603万2,000円、事業主体の負担額が3,739万9,000円、台数が16台。令和５年度、総事業費6,919万円、補助額4,787万円、事業者負担2,132万円、台数が13台。令和４年度、事業費5,414万円、補助額3,815万円、事業者負担1,598万5,000円、台数が13台となっております。

火事の原因につきましては特定されておりません。今後また分かり次第確認したいと思います。

◎友利光徳君

農林水産部長の答弁から再質疑しますけれども、この火事の原因が分からないというのは、よくハーベスターの運転手と話をするんだけども、大体目安として１台を何時間で収穫するかというのを設定するということが一番大事ではないかなという話もします。急いで収穫をするとトラッシュ率が上がるんです。上がって、農家の手取りが少なくなるというのが発生しますということで、サトウキビ対策室とハーベスター組合の皆さんと協議をして、製糖期が始まる前に電気系統周りの点検をちゃんとするようにということを指導してほしいということを一応要望しておきます。

きゃーぎの件ですけども、私は城辺地域の福里地区に住んでいるんだけれども、城辺小学校から東の皆さんにとっては非常に距離的に短くなって、使いやすさが生じるんではないかなというふうな気もありますけども、やはり旧郡部で田舎で住んでいる老人というのは家に閉じ籠っているのが多いかなというふうな気もありますので、そういうことがないように配慮をちゃんとしてもらって、どこで住んでも幸せな一日が過ごせるような対策をしてほしいことを要望して終わります。

◎**議長（平良敏夫君）**

ほかに質疑はありませんか。

◎**仲間誉人君**

１点質疑をしたいと思っております。

議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）の32ページ、１目児童福祉事務費885万2,000円、そして12節委託料473万8,000円と14節工事請負費の411万4,000円の内訳を教えてください。

◎**こども家庭局長（幸地幹夫君）**

議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）、32ページ、１目児童福祉事務費の合計885万2,000円のうちのまず12節委託料473万8,000円からでございます。委託料473万8,000円については、大きく３つの事業を予定しております。１つは、今年度策定を予定している宮古島市子育て支援条例の策定に向けて、市民の声を多く取り入れるためワークショップの開催を予定しており、その企画、設計、運営、結果の取りまとめについて委託するもので、金額で153万2,960円を計上しております。２つ目は、旧佐良浜小学校跡地において民設民営にて設置を予定している認定こども園用地の不動産鑑定と分筆測量の委託を予定しているものでございます。合計で127万9,360円を計上しております。３つ目に、鏡原小学校児童クラブに関して待機児童が生じているため、定員を増員するに当たり床面積を拡大する必要があることから、調査や図面作成などの設計業務を委託するもので、金額で192万5,440円、合計で473万7,760円というふうになっております。

続いて、14節工事請負費411万4,000円でございます。工事請負費411万4,000円については、２つの事業を予定しております。１つは、久松放課後児童クラブの外構工事でございます。久松地区は、近年車両の交通量が大幅に増えている中、久松放課後児童クラブと道路との境界にあるブロック塀が低く、子供が塀の上を歩いたり、ボールが道路に飛び出したりして危険なため、フェンスを設置して安全性の向上を図ります。また、園庭の排水が悪く、雨天時にぬかるみ、衛生面や遊び空間に問題があるため、園庭に勾配を設けるなどの環境改善を図るために予算で236万5,000円を計上してございます。２つ目は、鏡原放課後児童クラブの定員増員に向け、床面積を広げるための増築に係る工事となっており、金額で174万8,604円計上しております。合計で411万3,604円となっております。

◎**仲間誉人君**

委託料が３つの事業に分かれているということでありまして、１つ目が佐良浜地区の認定こども園の土地、不動産鑑定と分筆の委託料、そして子育て支援条例に向けたワークショップの開催、そして鏡原小学校児童クラブへの192万5,440円です。そして、工事請負費で久松のフェンス設置、そして鏡原中学校の床の点ではありますけれども、再質疑をしたいんですが、今回の不動産鑑定と分筆委託の手数料が入っている点に対して再質疑をしたいと思っております。この認定こども園の設置に向かうに当たっての不動産鑑定、そして分筆の委託手数料というふうに答弁がありましたけれども、分筆に向かうということは、公募を行った際にその実施要綱の中では市と事業所と協議を行うことが明記されていたと思っております。そして、その明記するに当たって……これは一般質問のほうがいいかなとは思うんですが、その協議をする中で、やはり市の財産を売却の方針に向かうということは、財産としては地域の財産でもあるという点が考えられます。私も、地域に住む一人としてそういうふうに考えております。なので、事業所はどこに決

定したのかという点は問題ではなくて、地域への理解が得られているのか、そしてその点に絡んで今回の予算の計上になっているのか、その点を１点お聞かせください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

土地売却の方針を決める前に地域住民への説明が必要だったのではないかということに対して、お答えをさせていただきます。

旧佐良浜小学校への認定こども園設置については、もともと伊良部地域のこども園、保育所を統合して１か所とする市の計画について、度重なる地域住民との意見交換を踏まえ、住民の強い要望を受けて公設の伊良部こども園を残し、それに加えて新たに佐良浜地区に民設の認定こども園を設置する形に計画を変更した経緯がございます。市としましては、少子化が進む佐良浜地区における認定こども園の運営は経営的に厳しいことが想定される中、住民の強い要望であった佐良浜地区への認定こども園新設を実現することを第一に事業者と協議を重ねてきたところでございます。地域住民に対しては、市の方針を説明し、納得を得ながら、住民理解の下で認定こども園設置の計画を前に進めていきたいと考えておりますので、今後も意見交換の機会を重ねてまいりたいと考えております。

◎仲間誉人君

今の答弁で、住民の要望から、新設に向かった経緯があるということであります。その点については、私もその要望の際には同席をしました。そして、本当に児童館、認定こども園の建設に向けては感謝をしているところであります。しかしながら、やはり地域住民の要望があったからこそ動いた事業だというふうに思っております。順番的に市の賃貸なのか、売却に向かうのか、その事業所とのやり取りをする前の段階で地域に説明をする必要があったのかなと、それが地域への配慮ではないかなというふうに私は考えております。なので、今回の予算計上、提案が妥当であるのか、その考えを教えてください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

旧佐良浜小学校跡地に設置が予定されている佐良浜こども園の土地の取扱いについては、事業者公募の段階で購入または賃貸については市と事業者で協議して決定するとして、選定された社会福祉法人との間で協議を進めてまいりました。先ほども申し上げたとおり、地域の住民の皆様からの強い要望があってこのこども園は設置されるということではございましたので、今後、先に社会福祉法人と協議を進めていく中で売却の方向性を決定し、市の公有財産検討委員会においても売却の方針を決定したところでありますので、今後とも地域住民の皆さんとは丁寧に協議を進めていきたいと考えております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎池城　健君

お願いします。議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）、ページが42ページです。10款教育費、３目の学校建設費の中で、上野小学校屋内運動場改修事業3,366万円と鏡原小学校屋内運動場改築事業2,804万1,000円、それと43ページ、城東中学校屋内運動場改修事業4,052万4,000円、この３つの事業についてどういう事業なのかをお伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

答弁の前に、４月の定期人事異動で教育部長を拝命しました久貝です。引き続きよろしくお願いいたし

ます。

それでは、議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）の42ページの中の３目学校建設費の上野小学校屋内運動場改修事業についてです。その改修の理由といたしましては、上野小学校屋内運動場につきましては数年前から雨漏りがひどいということもありまして、その都度屋根や床などの修繕を対応してきたんですけども、大規模な改修が必要と判断をしまして、令和６年度に実施設計を実施しております。今年度から工事を着手したいということから、今定例会に補正予算を計上しているところです。

あと、同じ42ページの鏡原小学校屋内運動場改築事業についてです。鏡原小学校の屋内運動場につきましては、築42年が経過をしておりまして、老朽化に加えまして、面積が527平方メートルと狭小であるということもあります。また、文部科学省が定める耐力度調査におきましても建て替え基準を満たしているというところもありまして、また文部科学省が定めた学級児童数から割り出すと、現在527平方メートルに対しまして、必要面積としまして919平方メートルが必要となっております。347平方メートルが不足しているということもありまして、児童数に応じた面積を有していないというのが現状であります。また、鏡原地区につきましては、近年も緩やかな生徒数の増加傾向がありまして、これらのことも踏まえまして建て替えが必要であると判断をしまして、整備に向け実施設計を計画しております。今定例会にその部分で補正予算を計上しているところです。

次に、43ページの３項中学校費の３目学校建設費、細目５の城東中学校屋内運動場改修事業につきましては、これも上野小学校体育館と同様でありまして、数年前から雨漏りがひどいということ、またその都度屋根や床などを修繕して対応してきたという経緯があります。そういうことから大規模な改修が必要と判断をしまして、同様に令和６年度に実施設計を実施してきたところであります。今年度から工事に着手したいということから、今定例会に補正予算を計上しているところです。

◎池城　健君

この上野小学校と城東中学校、本当に数年前から雨漏りで大変にしているよって私も聞いていたんですけれども、この対応、つまり実は去年も平一小学校、雨漏り１億5,000万円以上かけて直したんです。そしたら、数日後の大雨でまた雨漏りしたんです。だから、そういうことがないような対応をしっかりとお願いしたい。

もう一件、今後改修予定の学校はありますか。

◎教育部長（久貝順一君）

今回補正計上します上野小学校体育館、また城東中学校の体育館、それ以降のものに関しては、現時点でのほうでは計画はございません。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎長崎富夫君

１点だけお願いします。

議案書、議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）の35ページ、２目水産業振興費についてであります。この説明書きで、カキ養殖実証事業でありますが、この養殖事業について県内でカキ養殖の成功事例が新聞でも紹介されておりました。私も、宮古島でも大変有望な水産振興事業かなと思

っております。ぜひ進めていただきたい事業であります。この説明書きで、委託料、これは養殖事業に対する委託料なのか、この内容だけ説明していただければありがたいです。

◎農林水産部長（下地貴之君）

議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）、35ページ、２目水産業振興費であります。先ほどもご説明しましたけれども、委託料につきましては８ページにある債務負担行為と合わせて1,539万2,000円、これは養殖実現可能性調査としまして、市の周辺海域における基礎データの収集を行うものです。具体的には、民間の専門事業者からアドバイスを受けながら、周辺海域での育成環境のデータ収集、水温であるとか塩分濃度、溶存酸素のデータ収集を行います。生育記録のデータ管理、分析なども行いながら、令和８年度の途中からは実際に海面での養殖実証も予定しているところです。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信男君

何点か質疑をさせていただきますけれども、まず特別会計の議案第64号、令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)です。これの15ページです。１目一般管理費の12節委託料が205万7,000円計上されています。財源が子ども・子育て支援事業費補助金、これ充当していますけど、この委託料の内容についてお願いします。

それから、議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）の43ページ、10款教育費です。３目学校建設費の旧来間中学校の屋内運動場の解体事業8,661万7,000円、解体事業もぜひやっていただきたいと。これ長年、廃校前から体育館が利用できない状況になって、こういう老朽化した施設の財源が教育債ということで起債を活用していますけども、下地ではまた中央公民館とか、本当に危険建物というか、そのままずっと長年放置されていて、こういう校舎等の公共施設の解体というのは起債の充当、国、県からの起債の範囲内でしかできないんですか。もっと早めに財源を確保してスピーディーにやらないと、例えば下地の元中央公民館なんか周辺がもう本当に雑草だらけで、建物も老朽化して大変ですけど、周辺の管理が行き届かなくて、もう大変な状況になっているという住民からの苦情もあります。もう合併20年になるのに、公共施設がそのまま老朽化施設が残っているというのがとても不可解です。財源確保が難しいんですか、それとも何か優先順位というのがあるんですか。これとても危険だと思いますし、周りにも影響するので、何とか処分していただきたい。財源はどういうふうに確保しているのかという質疑をさせてください。

それから、議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）の、今長崎富夫議員からもありましたけど、カキ養殖事業、これは漁業協同組合の若者も積極的にやりたいということなので、市もこういった踏み込んだ事業を予算計上ということで聞いていますけども、この事業の展望、市はどういうふうにしてこのカキ養殖事業というのを展望して事業に取り組んだのか。そして、行く行くはどういう形でこのカキというもので、取れたカキを産業として結びつけていこうとしているのか。水産業の多角化として十分理解できますし、いい事業だと思うんです。これにどういった展望を持っているのかということをお答えください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

議案第64号、令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の15ページでございます。12節委託料でございます。205万7,000円の説明をいたします。

これは、子ども・子育て支援金制度というのがあります。この円滑な施行に向けて、必要となる後期高齢者システム改修の委託料として計上しているものでございます。これは、令和６年６月22日に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体が子育て世代を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして、医療保険の保険料と併せて拠出する子ども・子育て支援金制度が令和８年度に創設されることになります。詳しく説明しますと、後期高齢者以外、医療保険、全ての保険税、保険料として徴収されるもので、後期高齢者医療制度の加入者……

（「部長、委託料というのは何かと」の声あり）

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

システムの改修費です。この加入者の１人当たり月平均支援金額の200円程度を徴収するということになりますので、そのためのシステム改修というふうになります。

◎総務部長（上地俊暢君）

本年４月１日の人事異動で総務部長を務めさせていただいております上地俊暢と申します。よろしくお願いいたします。

議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）の43ページ、来間中学校屋内運動場解体事業への財源の件でございます。今回予算計上しております8,661万7,000円工事費のうち、90％を起債で充当しております。財源については、歳入の23ページ、２節教育債の来間中学校屋内運動場除却債とありますが、これは公共施設等適正管理推進事業債という起債が充てられております。市としましては、公共施設等総合管理計画に基づいて手続の準備ができれば、この起債を活用して解体を行っていく方針でございます。

◎農林水産部長（下地貴之君）

議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）、35ページ、２目水産業振興費のカキ養殖実証事業であります。カキ養殖の展望ということでありました。まず、カキ養殖につきましては、カキの餌は海の中のプランクトンであります。ですので、改めて餌を用意する必要がないということで、初期投資も抑えられるということがあります。それから、単価も高いという現状があります。一方、実証事業ですので、宮古島の海域で育つのかどうかも含めて検証はしますけれども、最終的には一応歩留りとして60％を目指します。100個育てたら60個ぐらいちゃんと育つかどうかです。それがあんまり低いようだと事業終了も検討することになると思いますけれども、まずは実証しながら検証していきたいと考えております。

◎下地信男君

まず、議案第64号、令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の委託料205万7,000円、システム改修料、これ子ども・子育て支援金の要するに財源として各保険に上乗せして徴収するという仕組みですよね。ということは、後期高齢者も、国民健康保険もそういうシステム改修というのがあるべきですよね。その辺を少し教えてください。これ、どれぐらい金額的に上乗せされるんですか。今のところ国から示されている金額を、それぞれの健康保険料について知っていればお答えください。

それから、教育費のこれは総務課、財政課がやっているんですか。解体工事というのは、今の答弁ではもう起債しかないという話ですね。起債活用しか考えていないということですか。それだと、スピーディーにできる起債の範囲もあるでしょうから、限度額、市に割り振られる。こういうのってスピーディーに取り組めない、ではこれまでの同じようなスピードで今後もいくという考えになるんですか。その辺の考えをお聞かせください。

カキ養殖事業は、水産業に関わる若手の人たちも大変期待しているということなので、これは本当に実りのある、むしろ観光客が増えていく中で多分大変カキというのは人気が出てくると思うので、十分に期待できる事業なので、ぜひ丁寧にお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

公共施設等の除却については、先ほど起債を活用してやっているということでございましたけども、合併から20年たって危険箇所もかなり出てきているというところもありますので、起債以外の財源も含めて検討していかないといけないということと、あと財産を持っていればいいということではなくて、除却後にまた後利用ということも当然あり得ますので、そういったことも考慮しながらスピーディーに進めていきたいというふうに考えております。

それと、カキ養殖についてのご質疑もございました。宮古島市、モズクですとか海ブドウ、それからシラヒゲウニは厳しいですかね。新たな水産養殖の戦略品目としてのカキというものは、かなり有望ではないのかなと思っておりまして、それはもちろん宮古島の温暖な海域でも生育できるようなカキも実際にはあるというようなこともございますし、何よりもそれをやってみたい、チャレンジしたいという若手がいるということは非常に大きいのかなというふうに思っております。私自身は、このカキ養殖についての展望としましては、地元のホテル等での地産食材の提供、食の魅力のアップ、宮古島の観光を自然環境だけではなくて、食という観点でももっともっとＰＲできるんではないかなということと、これは実際に実証事業でやってみないと分からないんですけども、先ほどは餌がほとんど要らない、プランクトンを餌としているということと、海水の浄化というようなことも期待できるんではないかなというふうに思っておりまして、そういった２次効果等も含めて実証実験をやっていきたいというふうに考えております。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

先ほど議案第64号、令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）のご質疑があったので、国民健康保険特別会計のほうにも計上されておりまして、事業名が後期高齢者医療特別会計と違うので分かりにくいのですけれども、議案第62号、令和７年度宮古島市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の16ページの１目収納率向上対策事業費というところの12節委託料の中で、国民健康保険のシステム改修費については計上されております。負担はどのぐらいかというご質疑でした。まず、後期高齢者の制度では、加入者１人当たり月額平均、令和８年度の見込みで200円負担していただくということです。令和９年度の見込みで250円、令和10年度の見込みで350円となっております。国民健康保険の場合ですと、加入者１人当たり月額平均で、令和８年度で250円、令和９年度で300円、令和10年度で400円となっております。

◎下地信男君

子ども・子育て支援事業は、少子化対策として、国民からまた月200円、300円という徴収があるんです

よね。分かりました。

カキ養殖事業には、市長もご答弁していただきましてありがとうございます。糸満市の道の駅に行くと小さなカキで、もうちょっと大きくできないかとあそこの現場を見ると思うんですけど、本土と沖縄産のカキでは大きさが全然違うので、それでもいろいろ夢のある事業だと思いますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山里雅彦君

私もカキの話をしたいと思います。

若い漁師の皆さんと１年ちょっと前から、カキ養殖についてはぜひやりたいということで、実は何度か先進地視察をやってきているらしいんです。そういう意味では、今回予算が委託料、久貝美奈子議員も、長崎富夫議員も、先ほど下地信男議員もありましたが、令和８年では実際に海面を利用して実証事業をする予定ということで先ほどありました。今定例会で債務負担行為補正が追加分で、カキ養殖実現可能性調査事業として約1,000万円、それ込みで1,500万円、先ほど農林水産部長の答弁がありましたが、１点聞こうと思ったのは、今からデータ収集して場所選定、塩分濃度、水温等の話をしておりましたが、地域によって、先ほど粟国恒広議員もどこでやるのかという話をしておりました。やはりどの海域で、どの地域で、どれぐらいの規模を予定しているのかなというのが一番知りたいんです。理由は、漁民の皆さんは各漁港を中心として活動しているんです。やはり市が一緒になってやらなければ、漁師の皆さんだけでは厳しいんです。海面利用とか、海域設定とか、それも含めて早めに前倒しというか、調査しているんであれば、予定しているんであれば、その場所等も答弁できたらお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

ただいまカキ養殖の実証場所、まだ具体的には決まってはおりませんけれども、予定海域としまして宮古島漁業協同組合の管轄海域を予定しております。宮古島漁業協同組合と、それから所属組合員との協力体制も構築されているということでありますので、一緒に取り組んでいきたいと考えております。

◎山里雅彦君

水産課長は、多分いろんな漁師の皆さんとも交流があると思うんですが、担当の皆さんは、やはりそういう大まかな漁業協同組合、３漁業協同組合もありますが、いいですが、それ以外には個別具体的にやりたいという人の意見も、いろんな調整をして、一緒にやることが大事かなと思うんです。ですから、希望している漁師の皆さんを集めて、どれぐらいの漁師の皆さんがやりたいのかというのも含めて、いろんな調整をしながら、協議しながら進めていくことが一番かなと思うんです。市のやる気の問題です。下地信男議員も話された。観光地にはカキ養殖、カキというか、シラヒゲウニの陸上養殖は厳しいとの話をした。シラヒゲウニも厳しくないですね、市長。やる気の問題だと思うんです。ぜひそういう面で対応していただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今山里雅彦議員おっしゃるように、もしかしたら希望している方もいらっしゃると思いますので、いろんな方から意見を聞きながら取り組んでいきたいと考えております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎砂川和也君

議案第72号、市有地の処分について伺います。

この資料を見ると、20ページのほうに図がありまして、港湾関連用地が青いのでありまして、今回売るところが赤枠であります。これ今後残っている青いところも売却の予定があるのかということと、あとこの市有地を売るとき、先ほど旧佐良浜小学校の跡地もあったんですが、基準とかあるんですか。何か買いたいという人がいたら売ってくれるのか。売りたいから売るのかとか。この売却する際に、これは港湾関連なんで、港湾の人しか買えないよとか、そういうのがあったりするのかというのがあれば教えてください。

もう一点、議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）の歳出のほうの10款教育費、西辺中学校のほうの料金が増額していますが、増額の理由を教えてください。

◎建設部長（下地睦子君）

本年度４月１日付で建設部に異動になりました下地でございます。よろしくお願いいたします。

議案第72号、市有地の処分について、港湾用地の売却に関するご質疑でございますけれども、20ページの図で申し上げますと、青い部分、この青い部分は港湾関連用地となっておりまして、１万1,300平方メートルとなっております。現在、宮古港運と平良港運がそれぞれ２分の１ずつ使用しております。宮古港運使用分の5,650平方メートルが、今回宮古港運に全て売却ということになります。残りの平良港運が使用しております5,650平方メートルのうち、1,000平方メートルを平良港運に今年度売却予定としております。残りの4,650平方メートルの未売却用地につきましては、引き続き平良港運に賃貸を行う予定となっております。

もう一つのご質疑でございますが、当該用地に関しましては、令和４年度から宮古港運が市と賃貸借契約を結びまして、コンテナ置場、シャシー置場として借り受け、現在まで使用しております。令和６年度に事務所建設等の目的で当該土地の譲渡申請書が提出されましたことから、宮古島市港湾用地処分等検討委員会を開催いたしまして、土地の処分について審議し、随意契約にて譲渡することを承認しております。随意契約をした根拠となりますけれども、港湾用地の処分の方法につきましては、宮古島市港湾用地の処分に関する要領第３条におきまして、一般競争入札または随意契約とされているところですけれども、今回の案件につきましては、同要領第５条に基づき、随意契約として処分することとしております。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時35分）

再開します。

（再開＝午前11時36分）

◎教育部長（久貝順一君）

砂川和也議員の議案第75号、議決内容の一部変更について、30ページの増額変更請負契約の理由をお答

えいたします。

主な増減の変更内容といたしましては、土工事、盛土、伐採及びその他工事としましてカーテンの追加、あとクレーンの日数精算となっておりまして、合わせて1,338万9,200円の増となっております。主な増減の内容としましては、土工事の盛土追加の中で、改築工事部分と現状地盤に段差が生じる段差解消の盛土を追加するという分と、あとカーテンの設置工事としまして、設計時、当初では完成後に別途発注を考えておりましたけども、学校からの要望で、完成時にカーテンがなければ２学期からの供用開始に支障が出るということで追加をしております。あと、クレーンの日数も当初の設計積算を行う上で、積算基準を基に設計を行っておりましたけども、クレーン日数が増加したということで、その部分の精算がありまして、1,338万9,200円の増額変更となっております。

◎建設部長（下地睦子君）

申し訳ありません。１点答弁漏れがございました。港湾用地、誰でも買えるのかというご質疑ですけれども、港湾関連用地に関しましては港湾関連事業者にしか売却することはできません。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎粟国恒広君

私も確認をしながら質疑していきたいと思います。

まず、議案第74号、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更について、先ほど上地廣敏議員も質疑していましたけれども、その中で今回３億3,000万円当初設計から増額になっていて、本年度9,000万円という感じでうたっているんですけど、その工事の中で排水機能向上対策として排水性のよい礫質土や栗石等を導入する、トレンチ排水機構を設置するってあるんですけど、今までやってきた例えば１工区、２工区に対して、そういう排水性のよいものを投入するということですか。今言っている9,000万円というのは。そこをお答えください。

そして、もう一つ、議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）の40ページ、３目消防施設費について、14節工事請負費5,131万5,000円、これは仮眠室という感じでうたっているんですけど、どこの消防の仮眠室をするのか、その辺もお答えください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

議案第74号ですけれども、9,000万円と……１工区と２工区はもう既に終わっておりますので、３工区の圃場整備と今後１工区から３工区までのかんがい排水の予算となっております。（43頁に発言訂正あり）

◎消防長（上地一史君）

補正予算書の40ページ、９款消防費、３目の消防施設費についてです。この事業は、救急隊員感染症対策仮眠室改修請負工事ということで、消防署及び伊良部出張所の仮眠室を動線や換気に配慮した個室を造り、救急隊員が感染症流行時においても適正に業務が継続できるような改修工事になります。

◎粟国恒広君

農林水産部長に改めて質疑しますけど、今年度9,000万円というのは、今１工区、２工区終わっているということで、３工区の予算ということですか。それと、翌年に１億9,473万円、私これが畑地かんがい事業かなと。これは何の事業ですか。要するに農業用用排水施設、普通畑地かんがい事業にはこれまで２％の

農家負担をずっとやってきて、その事業かなと思うんですけど、その辺の説明をお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

すみません。答弁を訂正いたします。

３工区の圃場整備につきましては、前年度、令和６年度の繰越しでやっております。この9,000万円と翌年度の１億9,473万円、これは畑地かんがい排水の事業となっております。

（「ちょっと議長、休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時43分）

再開します。

（再開＝午前11時44分）

◎粟国恒広君

当初竹アラ地区の圃場整備に対しては、畑地かんがい事業は１億円ちょっとぐらいの予算をいっていたかなと私記憶しているんですけど、今年度、では全部２億幾らかが、２億8,000万円以上が全部畑地かんがい事業の整備費と。そうすると、農家負担も違ってくるんですよね。整備に対しては１％、畑地かんがい事業に対しては２％の負担という感じになると思うんです。そうすると、予算的な措置の仕方がおかしくなるんではないか。今説明の中で、区画整理、農家負担１％です。農業用用排水施設、農家負担２％、その整合性が分からないんですけど。その中で、また説明の中で、結局排水機能向上対策としてという感じで文言をうたっているんです。トレンチ排水機構を追加すると。そうすると、トレンチ排水はどの予算でやるのかなという感じになってくるのかなと思うんです。ですから、農林水産部長が今答弁している繰越の9,000万円、今年度の１億9,000万円、これが全部畑地かんがい事業であればこの10％増の理由に当たるのかなと思うんですけど、その辺について答弁してください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

先ほど答弁いたしましたトレンチ排水機構、これにつきましては１工区から３工区までのトータル、増額となった事業費の説明としてやっておりますので、３工区につきましては前年度の繰越予算で事業執行しております。今回計上しております今年度の9,000万円と次年度の１億9,000万円、これは畑地かんがいの事業のみであります。

（「ちょっと。ですから、畑かん事業だったら負担が２％に増えると思うんですよ。これまでずっと圃場整備のほうの負担ですから」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時47分）

再開します。

（再開＝午前11時47分）

（「休憩中の質問に答えるのは変でしょう、それ。休憩

中は休憩中で答えればいいさ」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時47分）

再開します。

（再開＝午前11時48分）

◎農林水産部長（下地貴之君）

先ほどご質疑で受益者負担の話がありましたので、確かに事業増によりまして２％の部分増えることにつきましては、今後受益者の同意を得ることが必要ですので、その中でしっかりと説明していきたいと考えております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

まず、議案第74号、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更についてです。竹アラ地区の、先ほどから言っていますけども、これについて私の手元に資料があるんですけど、今回の変更では事業費の増額もあるんですけど、面積が10.2ヘクタールで、受益戸数が23戸というふうになっています。これは、当初は面積が10ヘクタールだったんです。去年の９月の、私の手元に資料があるんですけども、予算要求資料というのでいくと、面積が10.3ヘクタールとなっています。受益戸数は23戸。その後、今年の１月に、裁判の陳述書で見ると10.8ヘクタールと、そして受益戸数が24戸と数字がいろいろ変わって、しかも短期間で変わっているんですけども、この理由を伺いたいと思います。

それから、議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）です。当初予算が３月に可決されて、僅か２か月で12億円の補正予算が出ているので、びっくりしています。通常だと突発的なものとか、予期せぬ理由とかがあって補正は組むと思うんですけれども、その中から幾つか、なぜ当初ではなくて補正なのかという質疑をしますので、よろしくお願いします。

28ページ、２項徴税費の時間外勤務手当が160万円程度計上されていますね。なぜ補正なのかということをお聞かせください。

31ページ、先ほども出ましたけれども、５目老人福祉施設費のきゃーぎ移転事業費２億2,000万円です。なぜ当初ではなくて補正なのか教えてください。

42ページ、３目学校建設費１億4,000万円、これもなぜ当初ではないのか。

それから、43ページ、３目学校建設費２億3,000万円、これもなぜ当初ではないのか。

そして、44ページ、３目給食センター運営費、これも庁用器具費が1,400万円あるんですけども、これもなぜ当初ではないのか、よろしくお願いします。

◎福祉部長（守武　大君）

議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）、31ページのきゃーぎの移転工事の当初で組めなかったかということに対してお答えいたします。

昨年度に、実施設計業務が終了したのが３月28日になっております。それで、その後工事の見積り等を

取る形と、工事の額が決定した後に県の令和７年度の地域密着型サービス等整備助成事業、県の補助金の申請をしておりますので、今年度の補助金申請を５月になってから行っており、県の補助金申請額が決定しておりますので、その残りを起債に充てるということで、今回その残りの１億7,740万円を起債額として決定して、今回の工事費を補正で計上したという経緯になっております。

◎総務部長（上地俊暢君）

議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）の28ページ、２款総務費、２項徴税費の１目税務総務費の時間外勤務手当でございます。職員の時間外勤務手当については、昨年の定例会においても一般質問等で質問をいただいております。市としましては、労働の対価として支払うべきであるということで、令和６年度の時間外勤務手当については、年度内に全額支給すべく事務手続を進めてまいりました。款内の流用を行って時間外勤務手当を支給しておりましたが、２款総務費において予算が不足して支給できませんでしたので、今定例会で補正として予算をお願いしているところです。

◎農林水産部長（下地貴之君）

議案書の25ページ、議案第74号、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更についてでありますけれども、ご質疑の議案書の26ページ、３の受益面積の10.2ヘクタール、それと４の受益戸数23戸、１月の時点と数字が違うというご質疑でありました。ご指摘のとおり、１月時点では受益面積10.8ヘクタール、受益戸数24戸でありました。その後受益者からの申出によりまして、除外地、圃場整備には加わらないという申出がありましたので、今回提案している面積が減りまして10.2ヘクタール、23戸となったところです。

◎教育部長（久貝順一君）

國仲昌二議員の議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）の42ページの３目学校建設費の中の１億4,077万6,000円、あと43ページの３目学校建設費２億2,280万7,000円について、なぜ今定例会での計上かということをお答えいたします。

この事業につきましては、沖縄振興公共投資交付金事業、いわゆるハード交付金を活用するということもありまして、令和７年度の当初予算編成が昨年の11月末であったということもあります。ただ、県の補助事業の活用のヒアリングが令和７年１月であったこと、またそのヒアリング後の内示が３月にありまして、５月中旬頃に申請を行いまして、５月下旬に交付決定となりまして、６月補正予算の計上となったところです。

また、44ページの３目給食センター管理運営費の中の17節備品購入費の1,415万7,000円につきましては、これは食缶前処理機というのがございまして、この食缶というのは調理済みの料理を保温しながら運搬する金属製の容器のことなんですけども、この食缶を洗浄する処理機が購入から10年を経過しておりまして、老朽化による故障が度々生じていると、そういうこともありまして、また耐用年数も８年から13年ということもありまして、故障が頻繁に起こっているということもありまして、早めに導入しまして、食品衛生上の観点からも新たな機器を導入したくて、今定例会で補正予算を計上しているところです。

◎議長（平良敏夫君）

43ページは。

◎教育部長（久貝順一君）

すみません。先ほど42ページと43ページ併せてということで話をしたんですけども。

◎國仲昌二君

補助金の申請が令和７年度だったというのが主な説明だと思いますけれども、その前に竹アラ地区、除外地があって数字が変わったという話ですけれども、去年の９月の時点では23戸だったけども、１月の時点では24戸になっているというのは、事業をしながら対象面積とか対象者が変わっていくということですか。その辺よく分からないので、教えてください。

それと、私がなぜ当初予算ではないのかと言ったのは、やむを得ない場合には補正でやってもいいと思うんですけども、先ほどの時間外手当、それから今のこの給食センターの庁用器具、これはあらかじめ計上の必要があるというのは把握できていたんではないかなと思うんです。今回の補正で12億円ですか、そのうちの幾つかは私は答弁を聞いて分かるんですけども、当初予算で計上可能だったものも幾つかあるんではないかなと思うんです。だから、そこら辺を指摘したいということで質疑をいたしました。

では、１件だけ、竹アラ地区の答弁をよろしくお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

國仲昌二議員おっしゃるとおり、事業の途中で入ったり出たりというのが実際ございますので、９月の時点では23戸でしたか、そういう数字になっております。２月の時点で数字はもう確定しておりますので、今回の議案提案しております数字23戸であります。

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております22件のうち、日程第１、議案第61号から日程第15、議案第75号までの計15件については、議案付託表のとおり各所管委員会に付託します。

なお、議案第61号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により所管委員会のご審査をお願いします。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後零時03分）

令 和 7 年

第5回宮古島市議会(定例会)会議録

6月19日（木）　　3日目

（一　般　質　問）

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）議事日程第３号

令和７年６月１９日（木）午前１０時開議

日程第 １　　一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）会議録

令和７年６月１９日（木）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（２４名）　　（延会＝午後４時46分）

議長（８番）	平良敏夫君	議員（１２番）	我如古三雄君
副議長（２２〃）	長崎富夫〃	〃（１３〃）	久貝美奈子〃
議員（１〃）	大城仁〃	〃（１４〃）	下地茜〃
〃（２〃）	砂川和也〃	〃（１５〃）	池城健〃
〃（３〃）	仲間誉人〃	〃（１６〃）	山下誠〃
〃（４〃）	富浜靖雄〃	〃（１７〃）	粟国恒広〃
〃（５〃）	上地堅司〃	〃（１８〃）	上地廣敏〃
〃（６〃）	狩俣勝成〃	〃（１９〃）	西里芳明〃
〃（７〃）	下地信男〃	〃（２０〃）	山里雅彦〃
〃（９〃）	狩俣政作〃	〃（２１〃）	國仲昌二〃
〃（１０〃）	平良和彦〃	〃（２３〃）	友利光徳〃
〃（１１〃）	下地信広〃	〃（２４〃）	上里樹〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	環境衛生局長	梶原健次君
副市長	砂川朗〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	石川博幸〃	水道部長	砂川勤〃
総務部長	上地俊暢〃	消防長	上地一史〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務部次長 兼総務課長	上地等〃
農林水産部長	下地貴之〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	下地睦子〃	教育長職務代理者	前泊直子〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	教育部長	久貝順一〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）諸般の報告書

令和７年６月１９日（木）

	宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の両名から令和７年４月分例月出納検査結果報告があった。 以上

一　般　質　問　通　告　書

発言順位	1	議員番号	12	氏　　名	我如古　三　雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
1．市長の政治姿勢について	1．米購入支援について ①高騰する米価格対策及び市民の生活を支援するため、米の購入費を全市民に助成し、家計を支える必要があります。市民の命と暮らしを守る上から、市民生活支援に全力を尽くすべきと考える。市長の見解を伺う。 2．観光目的税（宿泊税）について ①観光目的税（宿泊税）の早期導入が望まれます。本市独自による導入について市長の見解を伺う。 ②定率制か定額制か、税収の配分の割合と使途について伺う。 3．うえのドイツ文化村の整備について ①平成17年の市町村合併後20年間、閉鎖されたままになっている博愛パレス館の今後の管理対策について伺う。 ②うえのドイツ文化村施設全体の昨年度年間入場者数について伺う。 ③施設全体の整備計画について伺う。 4．宮古島市景観計画の見直しについて ①景観審議会の答申時にあったシンポジウムの開催目的と、計画の見直しスケジュールについて伺う。 5．イムギャーマリンガーデンの管理棟について ①イムギャーマリンガーデンの管理棟について、行政財産が民間業者に独占的に使用されている現状と今後の改善方向について伺う。 6．危機管理監の設置について ①台風や地震などの自然災害対応への危機管理体制強化に向けた危機管理監の設置について伺う。 7．離島甲子園宮古島大会の取組について ①第16回全国離島交流中学生野球大会（離島甲子園）の概要、大会取組について伺う。 8．ハラスメント防止条例の制定について ①全国的にハラスメントに関する事案が発生し、後を絶たない状況にあります。本市の昨年度におけるハラスメントの実態及び、市

	の防止規定や指針による対応のみでなく、職場内の環境改善に向けた問題点の把握、ハラスメントのない職場環境の確立に向けたハラスメント条例の制定を急ぐべきと考えます。整備に向けた取組について伺う。 9．本市における外国人数について ①本市に居住している直近における国籍別、男女別人数について伺う。
2．地域振興策について	1．野原コミニュティーセンター建設について ①野原農民研修所は、1976年に建設され、およそ50年だが、老朽化が激しく地域住民の様々な活動を行う上において支障を来している。このようなことから、野原部落会はこれまで地域の拠点として活用ができ、地域住民の交流による地域の活性化及び健康増進や社会福祉の増進に寄与するコミュニティーセンターの建て替えを要請してきました。来年度採択に向けた国（防衛省）への直近の取組、今後の流れについて伺う。
3．福祉行政について	1．市の高齢化率について ①市の高齢化率について伺う。 旧市町村ごとの高齢者人口と高齢化率の推移と健康寿命延伸の取組について伺う。
4．サトウキビ、施設園芸振興について	1．サトウキビ新植夏植促進事業について ①植付け機械の全茎式プランター、ビレットプランターを利用した作業費用への支援について伺う。 ア．サトウキビ栽培において、収穫作業の次に、夏植え作業で多くの労働力が必要となることから、生産農家の高齢化に伴い、株出し回数が増加傾向となる。このことから本事業の拡充支援により夏植え栽培への切替え促進で単収の向上による農家所得の向上につながる。植付け料金の補助額と生産農家への啓蒙促進について伺う。 イ．全茎式プランター及びビレットプランターの導入計画について伺う。 2．沖縄型耐候性園芸施設整備事業の取組について ①県農林水産部においては、令和５年度から沖縄型耐候性園芸施設整備事業をスタートしている。同事業は台風や塩害等、施設の老朽化が進み新たに投資するのが厳しく、支援により生産拡大につなげる狙いがある。同事業の早期導入によってさらなる生産拡大を図る必要がある。生産農家から緊急要請があった。県への採択

	に向けた取組について伺う。
５．セグロウリミバエ緊急防除対策について	１．セグロウリミバエの蔓延防止対策について ①沖縄本島地域においてセグロウリミバエが発生し、ゴーヤーや、ヘチマ、カボチャ、スイカ、トウガンなどウリ類に産卵し、ふ化した幼虫が作物を食い荒らしたり、腐らせたりする被害をもたらしている。宮古圏内における発生状況について伺う。 ②農家への影響、目配りと防除対策について伺う。
６．観光振興について	１．観光消費額について ①2024年度の入域観光客が119万人余と過去最多と大幅増加したことに伴う、観光消費額と経済効果について伺う。
７．環境衛生について	１．産業廃棄物処理対策について ①産業廃棄物等中間処理施設の早期整備により産業廃棄物の処理強化を図る必要がある。整備に向けた取組について伺う。
８．教育行政について	１．学年チーム担任制の導入について ①クラス担任を固定せず、複数の教員がローテーションで担任になる「学年チーム担任制」が県内で誕生した。社会の変化に伴って、子供や家庭への対応も多様化し、学校教育に求められるその役割がますます増えていると言われる現状において、児童生徒の成長を多角的に支え、教員の負担軽減につなげる観点から、学年チーム担任制の導入について当局の見解を伺う。 ２．ラーケーション制度について ①ラーケーションの導入が全国的に進んでいる。ラーケーション制度導入について当局の見解を伺う。

発言順位	2	議員番号	7	氏　　名	下　地　信　男
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．少子化対策について ①市長は本年４月に子育て応援宣言を発表し、「日本一子育てしやすい島」を目指すとしている。家賃・物価高騰等、これらの若者が住みづらい環境を改善した上で、さらに踏み込んだ対策を講じる必要がある。具体的な取組について伺う。 ②全国的な少子化傾向の中では国の施策が重要になる。国の少子化対策である「エンゼルプラン」から30年。その後も少子化が加速している。今の状況を踏まえ、離島自治体の市長として国の施策に何を期待するか、市長の見解を伺う。 ２．子供の貧困対策について

	①令和６年度沖縄県こども調査の結果が公表され、困窮世帯の厳しい生活が浮き彫りになった。そこで以下について伺う。 ア．本市の取り組む子供の貧困対策の現状について伺う。 イ．対策に当たっての課題について伺う。 ウ．離島においては県全体よりさらに状況は厳しいものがあると予想される。実態に応じた対策を講じるため、本市独自の調査を実施する必要があると考える。市長の見解を伺う。 ３．下地島農業基本計画について ①本市では下地島空港残地の農業ゾーン85ヘクタールにおいて、新たな高付加価値農業を推進するため、下地島農業基本計画を策定している。計画の進捗状況について伺う。 ②「下地島での耕作の継続を要求する農家の会」はこの農業ゾーンに期待を寄せている。計画に基づき基盤整備を実施した後、農家に譲渡することを求めているが、市長の見解を伺う。
２．観光振興について	１．観光施策について ①2024年の観光入域客数は119万人で過去最高となった。「量より質」へ観光形態の転換を目指す本市において、この入域観光客数をどう捉えるか、市長の見解を伺う。 ２．観光地トイレ、シャワー施設等の整備について ①与那覇前浜のトイレ、シャワー施設の屋外手洗い場からの排水が駐車場に垂れ流し状態になっており、早急の改善をお願いしたい。当局の見解を伺う。
３．農畜産業の振興について	１．肉用牛の飼料について ①畜産経営の安定化のために高止まりする粗飼料の代替として地元資材を活用して安価な飼料の開発を検討したいとの部長答弁がありましたが、その後の取組について伺う。 ②サトウキビのバガス、トラッシュを活用することが有効との提案がある。資源循環型農業の確立にも寄与するものと考える。当局の見解を伺う。
４．道路行政について	１．市道の街路樹について ①市道において、大きく成長した街路樹の根により植栽ますや歩道に亀裂が生じ、また、落下した木の実や枝葉が通行の支障となる等、市民から苦情が寄せられている。県道においても同様なケースが見られることから、県と連携して対策を講じる必要がある。当局の見解を伺う。
５．自治会への事務委託につい	１．行政連絡員の事務委託料の見直しについて

て	①市は広報誌の配布や敬老祝金の支給など、各自治会等から推薦のあった者を行政連絡員として事務の一部を委託している。委託料は事務委託規則に定められているが、本市の場合県内11市と比較して最低水準である。物価高騰や人件費の高騰等、事務遂行の費用は増加している昨今において、増額に向けて改善すべきと考えるが、当局の見解を伺う。
6．教育行政について	1．公民館職員の配置について ①公民館は社会教育の拠点として市民の交流や生涯学習の場として各種講座等で利用される等、市民活動の中心的役割を担う公共施設である。ところが、今年度から職員配置が１人減の２人体制となり、施設の管理や公民館事業の企画運営に支障を来している状況と聞く。職員体制を改善すべきと考える。当局の見解を伺う。 2．教育事務点検評価報告書について ①令和５年度の教育事務点検評価報告書において、板倉区交流事業、白川町海山交流、台湾国際交流の交流事業の評価がＣ評価（改善）となっている。小学生、中学生という多感な時期に異文化や自然環境の異なる地域との交流は、視野を広め人間性を養う上で貴重な体験となり、むしろ拡充すべきと考えるが、当局の見解を伺う。

発言順位	3	議員番号	22	氏　　名	長　崎　富　夫
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
1．市長の政治姿勢について	1．戦後80年。マスコミでは「戦世ぬ沖縄」沖縄戦80年と題して体験者の生々しい語りが連日のように報道されている。「ひめゆりの塔」の説明文について、西田昌司参議院議員が「歴史を書き換えている」と発言、多くの沖縄県民から批判を受けている。市長のご見解を伺いたい。 2．法定外目的税（宿泊税）について ①宿泊税に関する観光目的税シンポジウムでの一連の市長発言についてお伺いします。 ア．去る６月３日「美ぎ島美しゃ市町村会」では、早期の導入に向けて知事に要請している。石垣市を含めた先島５市町村は県と統一した導入を目指すということか。市長のご見解をお伺いします。 ②宮古島市議会で決議した「沖縄県内の離島に住所を有する者は、宿泊税の課税対象外とする」意見書に対し、総務省から県に「事例がないため難しい」との回答があったようである。市長の見解

	と今後の対応について伺う。 ３．宮古島市の住宅不足及び家賃高騰について ①住宅不足や高騰する家賃対策について、市はどのような対策を行っているか。
２．新し尿等処理施設について	１．市の新し尿等処理施設整備工事の一部不備について ①業者から手直しが必要との報告があるまで、市は全く把握してなかったということですか。 ②工事完了検査の日付と、どこが行ったかお伺いします。 ③現在使用されている床材は、耐久性に問題があるという。しかし、同施設の運用に大きな影響はないと判断した根拠と誰が判断したか。市ですか、受注業者ですか。 ④市は工事完了後、防衛省に軽微な変更が必要と報告した。工事完了検査後も軽微な変更であれば補助金が適用され工事は可能か。市の単費工事になりますか。 ⑤工事の不備を隠して補助金を受給したことは間違いないですか。 ⑥補助金の返還は発生するのか。 ⑦再発防止に向けた市の対応についてお伺いします。
３．久松漁港の埋立地活用について	１．これまでの当局のご答弁から確認も含めて伺う。 ①東側の埋立地、地元から要望がなかったから市は何もやらなかったということか。 ②平成24年以降地元との意見交換はされたか。 ③平成25年、定例会で農林水産部長の答弁。宮古島市地域防災計画の中で「緊急海上輸送ルートの物資保管用地として利用する計画」、その内容について伺う。 ④質問するたびに利活用計画が変わる。当初の計画に漁民住宅整備は入っていたか。 ⑤フェンスで囲まれた用地がある。どのような目的に使いますか。 ⑥多目的利活用とはどのような活用を想定しているか。 ⑦本市の事業計画を示してください。
４．農地行政について	１．農振除外について ①農振地域の見直しについて ア．農振除外申請の受付の流れと、申請期限についてお答えください。 イ．受付申請は必ず地権者となるのか。いわゆる代理または各自治会で取りまとめ申請することは可能か。 ウ．農振除外区域の決定はいつか。

５．観光行政について	１．新城海岸の現状について ①新城海岸の管理について県との調整はどうなっているか。昨年から進展はありましたか。 ②農家の皆さんの農作業に支障を来しているが、海岸周辺畑の路上駐車は解決しましたか。 ２．入域観光客の設定について ①第２次宮古島市観光振興基本計画で策定した、入域観光客目標200万人の目標数値は変わりありませんか。 ②入域観光客の増加でオーバーツーリズムになった場合、どのようなことが予想されるか。また、その対応策についてお示しください。
６．水道行政について	１．水需要対策について ①宮古島市は、生活用水を地下水に頼っている。これから本格的な夏場を迎え水の需要が増える。2024年度の観光客は前年より25万人増の119万人。関係人口を含めると今後も増え続けることが予想される。供給可能な水の確保は十分か。

発言順位	4	議員番号	2	氏　　名	砂　川　和　也
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．福祉行政について	１．一時預かり事業保育所について ①３月の定例会一般質問において、事業者及び利用保護者と３者で意見交換会を５月中に行うと答弁がございました。意見交換会の実施内容を伺う。 ア．実施対象者を伺う。 イ．具体的にどのような声が届いたのか伺う。 ウ．当局の対応を伺う。
２．廃棄物行政について	１．宮古島内の産業廃棄物の扱いについて ①３月定例会一般質問において、市長より伊良部リサイクルセンターにて建設混合廃棄物８品目を受け入れる新たな産業廃棄物業者が今年９月頃に供用を開始すると答弁がございました。進捗状況を伺う。 ②宮古島で処理ができない廃棄物について、当局はどのような考えで県と調整しているのか伺う。
３．住宅行政について	１．公営住宅について伺う ①公営住宅の入居募集は通年常時行っているか伺う。 ②通常行えない理由を伺う。

	③現在の空き部屋数と即入居可能戸数を伺う。 ２．３月定例会一般質問において「税務課のデータ9,212戸に対し、6,270世帯が一致しております。この9,212戸に対し、おきぎん経済研究所調査資料の民間賃貸住宅の稼働率99％で算出すると9,119戸となり、9,119戸に対し6,270世帯と世帯登録率68.76％、未登録2,849戸に対し､割合として約31％の住戸に入居されている方が未登録と推定されます」と回答がございました。 ①詳細の説明をお願いします。 ②この数値を当局はどう認識しておりますか。
４．統計みやこじまについて	１．令和６年度統計みやこじまについて ①年齢別住民基本台帳登録人口データより、20～29歳は5,167人、そのうち580人は外国人との数値がございます｡20代の９人に１人は外国人と分かりました。当局はこの数値をどう認識しているか伺う。
５．海浜行政について	１．パイナガマビーチにて砂浜と私有地の境界線を示す標識が必要ではないかとの声が市民からあります。当局の対応を伺う。 ２．パイナガマビーチの防風林が一部伐採されているとの声が市民からあります。当局の対応を伺う。
６．観光行政について	１．2024年３月末時点で、レンタカー事業者349事業者、レンタカー車両数は6,754台との記事があります。 ①レンタカー台数を当局はどのように認識しているか伺う。 ②観光客や市民から、レンタカー事業者の苦情が当局には入っているか伺う。 ２．サスティナブルツーリズム連絡会にて、宮古島警察署より宮古島の海域レジャー登録業者はデータ上600以上ある｡昨年の受理件数は300件以上との申告がありました｡今後レジャー事業者が増加していくと思われます。当局はどのように認識しておりますか。
７．学校給食行政について	１．学校給食の調理場の人手不足と声が届きました。人員は適正人数で運用されているか伺う。 ２．３月定例会の追加議案で給食費の増額を行いました。給食の品数は増えていますか伺う。 ３．平良学校給食共同調理場は委託業務で城辺・上野・下地・伊良部の学校給食共同調理場は直営と委託での運用形態が異なる点について、理由があれば伺う。
８．理想通貨について	１．理想通貨を扱っていただいている事業者とは、定期的に意見交換を行っているか伺う。

	2．理想通貨を事業者から回収しているが、どれくらい回収しているか具体的な金額について伺う。
9．畜産行政について	1．宮古食肉センターにて屠畜後の牛の取り違えが起きたことは今までにあるか伺う。 2．取り違えの可能性があった場合のガイドラインは同センターにはあるか伺う。
10．道路美化清掃について	1．除草作業に除草剤ではなく、高圧高温の水を利用し除草作業の実証実験を行っていますが、効果検証を伺う。

発言順位	5	議員番号	13	氏　　名	久　貝　美奈子
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
1．市長の政治姿勢について	1．女性活躍推進について ①ウーマンズミーティングについて、同ミーティングで出された女性たちからの声を、市政にどう反映していくのか伺う。 ②スタートアップ支援について、本市における女性向けの起業・創業支援はどのようなものがあるか伺う。 2．子育て応援宣言について 「子育て応援宣言」によって、どのような取組を強化していくのか伺う。
2．福祉行政について	1．地域共生社会の実現に向けて 高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、様々な社会課題に対応するために、行政や地域住民、福祉関係者などが連携し、共に支え合う地域づくりを目指すことが「誰もが安心して暮らせる宮古島」にとって重要だと考えます。そこで以下の質問をします。 ①第４次宮古島市地域福祉推進計画について、第３次計画が今年度までとなっておりますが、令和８年度以降に向けた次期計画の進捗状況について伺う。 ②市社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを設置し、地域ネットワーク構築に取り組んでいるとのことですが、これまでどのような課題があり、課題解消に向けての今後の施策について伺う。 ③障がいのある中高年層の方への支援について高齢化や8050問題の深刻化に伴い、障がいのある40代、50代の抱える課題が多様化しています。特に、就労、生活、社会的孤立、親亡き後の支援といった複合的な課題に対して、地域としてどう支援していくのかが

	問われています。 ア．障がいのある中高年層に対して、本市としてどのような就労支援策があるか伺う。 イ．高齢の親と同居する障がい者世帯に対して、将来的な住まいや見守り支援の体制があるか伺う。 ウ．地域とのつながりが希薄な中高年の障がい者に対して、居場所やコミュニティーづくりにどのような取組があるか伺う。 エ．障害福祉と介護保険制度の「狭間」で支援が届きにくいケースに対し、どのように連携を進めているか伺う。
３．子育て支援について	１．放課後児童クラブ利用における受入れ態勢について ①放課後児童クラブ（学童）への待機児童がいると聞いているが、原因を伺う。 ②本市において、障がいのある児童が学童の入所を断られる事例は、これまで何件あるか伺う。 ③障がいのある児童の学童利用を保障するための、人材確保、研修強化、報酬改善など、市としての取組を伺う。
４．動物愛護行政について	１．離島における動物愛護行政の機能拡充について ①令和６年３月27日付「離島における犬猫殺処分ゼロに向けた動物愛護行政の機能拡充を沖縄県に求める意見書」を宮古島市議会より県知事宛て提出しています。１年たちましたが、特に動きがありません。石垣市の動物愛護団体からも県へ要請を行ったと聞いています。宮古島市の動物愛護団体も県への要請を考えているところです。このことについて、市長からも離島の課題として県へ訴えていただきたい。市長の考えを伺う。 ２．動物愛護団体への施設の利活用支援について ①地域で活動する動物愛護団体は、保護猫の譲渡活動、命の教育、啓発活動、自治会と連携したＴＮＲ活動など地域の福祉、環境づくりに貢献しています。しかし、活動場所の確保に課題があり、安定した拠点がないことが支援活動の妨げとなっています。一方、市内には廃校や未活用の公共施設があります。これらの空き施設を地域に貢献する団体等の活動に活用できないか伺う。 ３．本市の動物愛護教育の実施状況について ①動物への思いやりの心を育てることを通じて、命の大切さや共生の意識を育む上で、学校での動物愛護教育が必要だと考えますが、どのような取組をされているか伺う。 ４．宮古島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術等事業実施団体認定要

	綱について ①今年度始まった事業で、今後関係団体、市民ボランティアへの周知が必要だと思いますが、現在の状況を伺う。 ②認定登録された団体、ボランティアが活動する際に証明となる腕章、またはベストを配布していただけないか伺う。
5．市民の命と暮らしを守る取組について	1．先島有事避難計画について ①政府は、台湾有事などを想定し、宮古・八重山諸島の５市町村から住民、観光客合わせて12万人を避難させる計画をまとめています。障がい者や入院患者、要配慮者、牛や豚などの家畜の扱い、ペット、財産補償など不安は尽きません。また、政府は、令和８年度に沖縄での実動対応を含めた避難訓練も行い基本要領を作成する方針ですが、この避難計画、基本要領作成について、国・県との調整、住民への説明、避難対象者の選定や移送手段の検討などにおいて、市長としてどのように関わっているのか伺う。 ②計画では、「全島民避難」を想定しており、避難が完了すると事実上、住民がいなくなる島となります。避難後の宮古島に関する計画が不透明です。「島に戻る」計画、その後の生活などについては、国から市長への説明があったか伺う。

発言順位	6	議員番号	14	氏　名	下　地　　茜
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
1．保育行政について	1．こども誰でも通園制度について ①本市の対応状況を伺う。 ②制度を活用するに当たって、園側が認可を受ける必要がある。本市では、保育施設との意見交換会や説明会は予定しているか。 ③福岡市では、国の示す月10時間上限を、市独自に40時間に引き上げている。また京都市では子供が環境に慣れた後も、親子通園を継続できるよう独自の取組をしている。本市における独自の取組について考えを伺う。 2．保育コンシェルジュの活用について ①利用者支援事業（特定型）について、本市ではどのような活用がなされているか。 ②茨城県守谷市では、利用者支援事業（特定型）を利用した保育コンシェルジュの配置について、実施要綱を策定している。また、大阪市ではウェブサイトでコンシェルジュ（利用者支援専門員）の配置を周知し、広く市民からの相談を受けられるようにしてい

	る。「宮古島市子育て応援宣言」にのっとり、本市における利用者支援事業（特定型）の活用について、保育コンシェルジュなどの名称で周知するなど、より市民に親しみやすく利用しやすい体制づくりが望ましいと思われるが、見解を伺う。 ３．本市では先般市長による「子育て応援宣言」がなされたが、保育の現場の声を聞くと依然課題も多い。どのような政策をもって応援宣言を行うのか、市長の見解を伺う。
２．公共交通について	１．令和６年９月定例会で「市民を対象にした需要調査で市内の全高校生を対象としたアンケートの調査も実施する予定」との答弁があった。進捗を伺う。 ２．公共交通に関するニーズの把握について、宝塚医療大学からの聞き取りはされたことはあるか。 ３．本市の公共交通を利用する学生の需要について、本市の今後の対応を伺う。
３．公営住宅について	１．城辺西城市営住宅では大雨時に敷地内の排水がうまくいかず、冠水を起こしているとの報告がある。対応を伺う。 ２．城辺福嶺市営住宅ではごみステーションが設けられておらず、野良猫、野良犬にごみが荒らされる事例が報告されている。近隣の城辺農村型福嶺市営住宅や城辺新城市営住宅にはごみステーションが設けられている。以下のとおり伺う。 ①城辺福嶺市営住宅にごみステーションを設けていない理由を伺う。 ②今後の対応を伺う。
４．都市計画行政について	１．令和６年９月定例会で小学校内の環境美化（草刈り）について、「業務委託に向けて見積りを徴収」との答弁があった。対応の進捗を伺う。 ２．学校内遊具について、老朽化したものの修繕等、メンテナンスはどのように対処されているか、伺う。 ３．学校内のＬＥＤ化について、教室以外の箇所を含め、対応を伺う。
５．道路行政について	１．市道及び県道の街灯について、ＬＥＤ化の対応を伺う。
６．国民保護について	１．本市の国民保護計画について伺う。 ①内閣府資料では避難には最低６日必要とされる。避難期間の確保はどのようになされるか。 ②令和７年５月７日嘉数登市長は中山義隆石垣市長と防衛省に赴き、シェルター整備を非公開で要請したとの報道があった。国民保護計画に示された避難実施要領のパターンでは島内での避難は

	想定されていないが、シェルター整備に当たり、島内に残留する場合の避難パターンも策定する考えがあるか。 ③国民保護計画において、避難先での受入れは１か月と説明されているが、１か月以上が経過した場合について伺う。 ④市の国民保護計画では、計画の実施に伴う損失補償、不服申立て、訴訟、その他、国民の権利救済にかかる手続について、本市が窓口を設けて対応することとなっている。 ア．避難が長期にわたる場合、市の機能はどこに置かれ、どのように維持されるか、県及び関連機関との協議において確認されているか伺う。 ⑤本市の国民保護計画では、平時からの備えとして、被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査、不動産登記、土地・建物に関する権利関係を証明する資料等について、整備・保存し、バックアップ体制を整備するよう努めることとなっている。 ア．対応について伺う。 イ．その他、復旧・復興についても、国が新たな法整備の下で財政上の措置を検討する際に必要な基礎データ、生活・産業基盤の規模については、本市が提供するものと考えられる。復旧・復興について、本市として県及び国に対し協議したことはあるか。

発言順位	7	議員番号	3	氏　　名	仲　間　誉　人
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．地域文化について	１．御嶽について ①佐良浜地区にある、御嶽（命根御嶽、大主御嶽）について、建物の剥離や修繕が必要な箇所が多く見受けられます。市として支援可能なのか伺います。
２．教育行政について	１．結の橋学園について ①児童生徒よりグラウンドから見える場所に屋外時計の設置を求める声があります。設置可能か伺います。
３．福祉行政について	１．福祉の森構想について ①児童館、認定こども園に隣接した小児科設置の考えはあるか伺います。 ②具体的なスケジュールを伺います。
４．子供行政について	１．旧佐良浜小学校跡地に建設予定の認定こども園について ①内容（進捗）を伺います。

	２．建設中の伊良部児童館園庭にバスケットリングや大型遊具の設置を求める声があります。設置可能か伺います。
５．環境衛生について	１．廃棄物処理体制について ①地域自治会主体での適正な廃棄物処理体制の構築について伺います。 ②ふるさと納税を原資として不法投棄ごみの処分を自治会で行えないか伺います。
６．空港行政について	１．宮古空港駐車場について ①利用混雑時の駐車スペース以外（駐車場内、車両乗降場）への駐車に対する対応を伺います。 ②レンタカー業者による駐車場内での車両受渡し等の行為が見られるとの声があります。対応を伺います。 ２．下地島空港駐車場について ①利用混雑時の駐車スペース以外（駐車場内、車両乗降場）への駐車に対する対応を伺います。 ②レンタカー業者による駐車場内での車両受渡し等の行為が見られるとの声があります。対応を伺います。
７．道路行政について	１．佐良浜地区幹線道路整備について ①進捗状況を伺います。 ②幹線道路整備に当たっては立ち退き等により住居の移転をする世帯が出てくると思います。移転先として旧佐良浜小学校跡地を整備して提供できるような仕組みづくりが必要と考えます。当局の考えを伺います。

発言順位	８	議員番号	５	氏　　名	上　地　堅　司
質問方式	一括質問方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．教育行政について	１．体育館について ①上野小学校体育館の修繕について伺います。 ②上野中学校体育館の壁の修繕について伺います。 ③学校体育館等への空調設備が設置できないか伺います。 ④体育館の使用時間について伺います。
２．道路行政について	１．道路清掃事業について ①宮古島市は、道路清掃事業をどのように行っているのか伺います。 ②宮古島市、沖縄県は街路樹や防風林などが交通の妨げになっていることについて、どのような対策を考えているのか伺います。
３．市長の政治姿勢について	１．シギラビーチ周辺の市有地、保安林について

	①契約期限が来年３月までだと思いますが、市長はどのように考えているのか伺います。 ②保安林の対策について伺います。 ２．パイナガマビーチの保安林について伺います。 ３．宮古島市に住所がない人口はどれぐらいいるのか伺います。 ４．観光関連会社や、レンタカー会社は、宮古島市に住所を登録されて営業しているのか伺います。（飲食業など） ５．観光客増加に伴う治安と文化的問題について ①地域の治安維持に向けた取組について伺います。 ②地元文化と観光産業の共存について伺います。 ６．宮古島市における外国人の土地購入状況について伺います。 ７．宮古島の現状は、ホテルが増え、観光客が増加し、家賃が高騰し、地元の人たちが安心､安全に暮らせる宮古島ではないと思いますが、市長はどのように考えているのか伺います。 ８．宮古島市の食料の備蓄状況について ①宮古島市の現在の備蓄量はどの程度か伺います。 ②災害時における食料配分の計画はあるか伺います。

発言順位	9	議員番号	1	氏　　名	大　城　　仁
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．地域行政について	１．宮古島市地域賑わい創出事業基本計画について ①旧町村地域及び平良地区北部の地域振興の必要性について、市長の見解を伺います。 ②旧町村地域でそれぞれ指定されたにぎわい創出の拠点はどこか伺います。 ③平良地区北部においては、（仮称）平良地区北部地域づくり協議会を設立。市としては、組織立ち上げに向けて検討する場を定期的に開催し、地域と協力しながら進めると記されておりますが、現在の進捗状況を伺います。 ④にぎわいの取組を推進する人材として、地域おこし協力隊を挙げております。募集の進捗状況について伺います。 ⑤今年度の事業を推進するに当たっての各地域のスケジュールを伺います。 ２．住居問題について ①定住促進事業としての市有地の民間提案による有効活用に関するサウンディング型市場調査について、実施結果を伺います。

	②空き家対策について ア．空き家所有者の意向調査について、進捗状況を伺います。 イ．現在、市が窓口となって提供している空き家対策関連の補助事業について伺います。 ③つくばみらい市が行った地域優良賃貸住宅制度を活用した子育て支援住宅整備について､本市で同様の事業が行えないか伺います。 ３．海岸保全について ①条例違反が確認された場合の対応について伺います。 ②市が県から管理権限の移譲を受けた海岸について、管理方針を伺います。 ③今後、県から管理権限の移譲を受ける海岸があるか、伺います。
２．行政ＤＸについて	１．行政のＤＸ推進について ①今年度、本市で実施している具体的な取組について伺います。 ②窓口業務のＤＸ化の取組について伺います。
３．教育行政について	１．本市の文化振興について ①本市の文化振興について、市長のお考えを伺います。
４．都市計画について	１．根間公園について ①整備の進捗状況について伺います。
５．市長の政治姿勢について	１．令和７年度施政方針について ①行政経営会議について進捗状況を伺います。 ②観光振興ビジョン策定について、進捗状況を伺います。 ③宮古島市未来戦略会議について、進捗状況を伺います。

発言順位	10	議員番号	11	氏　　名	下　地　信　広
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．宮古空港のスマートレーン導入について ①宮古空港は県管理の地方空港であり､1997年に現空港が開港した。当初の旅客数は100万人を想定していたが､2024年に宮古空港を発着した旅客数は185万7,279人となっており想定の約1.8倍もの旅客数となっている。このため保安検査員の負担が重く、離職率が高く人材確保に苦慮している現状がある。そこでお伺いいたしますが、宮古空港のグランドハンドリングの労働環境改善のための対策について市長の見解を伺う。 ２．衛生施設課の事務所について ①自己搬入ごみの動線経路について伺う。 ②ごみ袋の管理について伺う。

	③事務所の利便性について伺う。 ３．焼却施設について ①焼却施設は平成28年４月から供用開始されていますが、環境衛生費の委託料の内訳について点検業務はどのようにしているのかお伺いします。 ４．除湿機の処理方法について ①現在どのように処理されているのか伺う。 ５．生ごみの収集について ①前回質問しましたが、その後宮古島市廃棄物減量等推進審議会は開催されたのか、どういった内容だったのか伺う。 ６．下地島での耕作の継続について ①宮古島市の農業ゾーン85ヘクタールの基盤整備について計画があれば伺う。 ②沖縄県の今後の計画について伺う。 ７．道路行政について ①下地島空港の玄関口となっているサシバの里から乗瀬橋の区間舗装計画について伺う。 ８．東地区構造改善センターの備品について ①ワイヤレスマイク等の音が割れているので新しい音響設備の必要性を感じます。当局の見解を伺う。 ②冷房の効きが悪いので対応について伺う。 ９．市役所におけるカスタマー対応サービスについて ①苦情の多い出先機関への設置の必要性について伺う。 10．アオドウガネの処分方法について ①現在アオドウガネの処分については環境衛生課のじんかい車で回収処理しているようですが、農林行政と環境行政との整合性に問題がないのか、何に基づいて回収させているのか伺う。 ②じんかい車の業務内容の要綱等関連性について伺う。

発言順位	11	議員番号	18	氏　　名	上　地　廣　敏
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．し尿等処理施設整備工事について ①仕様書と別の材料が使用され完了検査を了とした件について伺う。 ②関係職員に対する処分について伺う。 ２．イムギャーマリンガーデンの保安林について

	①解除申請書は提出されているか伺う。（字友利605番地の14、6,989平方メートルのうち、建物530平方メートル、駐車場が720平方メートル） ②現状について伺う。 ３．宮古島市指定ごみ袋について ①点字方式のごみ袋の採用について伺う。 ４．物価高対策について ①市の取組方針を伺う。 ５．公園の管理について ①川満の南原ハイツ内の公園について伺う。 ②前浜農村公園について伺う。 ６．訴えの提起について ①てぃだの郷について伺う。 ②農地法違反について伺う。

発言順位	12	議員番号	4	氏　　名	富　浜　靖　雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．宮古空港の車両の乗降場について ①ベンチの設置について伺う。 ２．宮古島大使について ①宮古島大使の任命について ア．本間昭光氏に期待することについて伺う。 ②カテゴリー分けでの任命について伺う。 ３．第40回全日本トライアスロン宮古島大会について ①記念大会としてイベント等の考えについて伺う。 ②大会功労選手を招待し、イベントで活用できないか伺う。 ③大会功労者の記念表彰について伺う。
２．環境行政について	１．騒音の規制について ①騒音の苦情対応について伺う。 ②宮古島市における規制について伺う。 ２．住宅に隣接する空き地の管理について ①空き地の管理指導について伺う。 ３．ごみ回収業務について ①学校での紙類収集の取組について伺う。 ４．リチウム蓄電池等の分別収集について ①宮古島市の取組について伺う。

	５．一般ごみの収集業務について ①委託業者のグループ化について伺う。 ②回収ルートの見直しについて伺う。 ③可燃ごみの収集日の見直しについて伺う。
３．防災行政について	１．「災害時における緊急放送に関する協定」について ①ＦＭみやこと締結した協定の内容について伺う。 ２．ＦＭみやこ難聴地域の対策について ①改善の計画はあるのか伺う。
４．福祉行政について	１．帯状疱疹ワクチン定期接種について ①宮古島市の対応について伺う。 ②過去に水ぼうそうにかかったことの記憶が曖昧な場合について伺う。 ２．子供の医療費無償化について ①中学校卒業までを18歳まで、拡充の内容を伺う。

発言順位	13	議員番号	6	氏　　名	狩　俣　勝　成
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．各出張所について ①各出張所の職員配置状況について伺う。 ②課題について伺う。 ③今後について伺う。 ２．宮古島市会計年度任用職員について ①令和７年度会計年度任用職員の公募結果について伺う。 ②選考基準について伺う。 ③障害者枠等の設置について伺う。
２．教育行政について	１．臨時的任用教員について ①副業について伺う。
３．農業行政について	１．圃場整備事業における、受益者負担軽減及び負担金徴収業務軽減への取組について ①農業経営高度化支援事業の促進費交付を見込んだ取組について伺う。
４．冠水対策について	１．宮古島市陸上競技場駐車場から、宮古工業高校前の通り及び二重越通りへ雨水が流れ込み地域一帯が冠水する件について ①冠水対策について伺う。
５．水道行政について	１．高機能活性炭浄水処理設備等高度処理施設整備について ①取組について伺う。

	②宮古島地下水研究会との意見の相違について市の見解を伺う。
６．環境行政について	１．し尿等処理施設整備工事に関する問題について ①現場管理体制について ②再発防止策について伺う。
７．防災行政について	１．南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価について ①今後30年以内にＭ７～7.5規模の地震が与那国島周辺で発生する確率が90％以上（前回は30％程度）であると述べられています。地震発生時の対応について見解を伺う。 ②南西諸島は海底地震観測網の空白域となっているが、海底地震・津波観測システムの整備が早急に必要だと思いますが見解を伺う。

発言順位	14	議員番号	19	氏　　名	西　里　芳　明
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．農業行政について	１．野その航空防除はまだ検討してないですか。 ２．化学肥料と有機質肥料の補助率について伺いたい。 ３．除草剤についての補助率を品目ごとにお聞かせください。
２．地域行政について	１．佐良浜地区前里添に存在する命根御嶽の管理はどこがしているのか伺います。 ２．対等合併をうたい文句にして、５市町村が合併したが、その後どうなっているのか。 ①自治会有地のある自治会と、自治会有地のない自治会では不平等感があると思いますが、当局はどう思いますかお聞かせください。 ②自治会によっては、１戸当たりの自治会費が発生する自治会と、自治会費が生じない自治会があることに当局はどのように考えているのかお聞かせください。 ３．空き家対策の進捗状況をお聞かせください。
３．道路行政について	１．狩俣砕石前交差点、市役所方面からの信号機を時差式に変えられないか。 ①通勤ラッシュ時に、信号待ちが３～４回になっていることから、時差式に変えたほうが交通の流れがスムーズになるのではないかと思います。当局はどのようにお考えかお聞かせください。 ２．県道78号線（通称・城辺線）中休交差点まで片側２車線にすることはできないのか。 ①朝、夕の交通ラッシュ時に、狩俣砕石前交差点同様に交通混雑が

４．市長の政治姿勢について	起きているため、片側２車線にする予定はないかお伺いします。 １．城辺地域、上野地域、下地地域、伊良部地域の４地域に災害時の為のシェルターを造る予定はないのか、お伺いします。 ①平良地域も宮古島市総合体育館地下に避難所を設けるとしているのですが､5,000人規模では少な過ぎではないのかお聞かせください。 ②城辺、上野、下地、伊良部地域にも最低でも3,000人規模の避難シェルターを造ったほうが望ましいと思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

発言順位	15	議員番号	23	氏　　名	友　利　光　徳
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．施政方針から	１．日本一子育てがしやすい島について ①具体的な内容について ２．物価高騰対策について ①地産地消について（麦や陸稲などの栽培品目普及について） ②牛肉、メロン等の地元食材を使用することによる、給食の質の向上について ３．環境保全に対する取組の強化について ①宮古島市自然環境保全条例において､七又海岸､三角点（佐良浜）､池間湿原等、島外からの観光客が訪れる場所を、同条例の規定を適用した、特別保全地区に指定し、観光と環境の調和を図ることはできないか伺う。 ４．新年度の新規採用職員の選考について ①若者の島内就職の観点から､宮古島枠を設ける考えがないか伺う。 ５．子供の貧困対策について ①市内の善行児童生徒の中から選抜し、大阪の万博博覧会に派遣するなど実際に体験することで､子供の成長につながると考えるが､市として取り組む考えはないか伺う。 ②日本の各離島の中学生球児が宮古島に集い離島甲子園が行われるが、島内の野球少年の中には、家庭環境を理由に野球を諦めざるを得ない生徒がいると聞いている。そこで、そのような生徒を宮古島から出場する選抜チームの一員として出場できるような、特別枠を設ける考えがないか伺う。 ６．八重干瀬の国定公園への指定について ①国定公園指定に係る手続についての現状について伺う。

	②指定エリアの範囲について伺う。 ③島内には、八重干瀬周辺をはじめ、サンゴの保全活動や、海岸の清掃活動を行うボランティア団体等があるが、そのような団体等の活動に市としての支援ができないか伺う。 ７．宮古馬の保全について ①城辺地域の長間地区で飼育されている宮古馬の飼育舎の建設予定はあるか伺う。 ８．児童生徒の通学路の安全確保について ①高阿良地区と旭地区の間の道路は児童生徒の通学路となっているが、子供たちが安全に通学できるために通学路拡幅、歩道新設、交差点改良などの環境整備を行えないか伺う。 ②改良工事が計画されていれば、その着手時期を伺う。 ③改良工事を行う際の予算の規模と財源について伺う。 ９．高齢者支援について ①島内に住む単身の高齢者に対する市の取組状況について伺う。 10．安全・安心に暮らせる島づくりについて ①大神自治会から市長に提出された嘆願に対して市はどのように対応するか伺う。
２．市政運営について	１．市の特別職について、公募による採用を行う考えはないか伺う。 ２．市が契約する行政連絡員の委託料について、引上げを検討する考えはないか伺う。 ３．教育委員、農業委員などの非常勤特別職の職員の費用弁償について見直しの状況はどのようになっているか。 ４．職員の処遇の改善について ①昨今の物価高騰などの社会事情を踏まえ、市職員の給与等の処遇改善を図ることを検討することはできないか伺う。 ５．多良間海運の多良間航路定期フェリーが接岸する第４埠頭にトイレを新設する予定はないか伺う。 ６．旧平良庁舎の後利用について ①先日当該施設の優先交渉権者が今後の利活用について説明会を開催したが、商業ゾーンと文教ゾーンの線引きについて、どのように検討したのか伺う。 ７．生活保護世帯に対する市の支援状況について伺う。 ８．城辺地域の浦底地区への浦底港の新設ができないか市の見解を伺う。 ９．国の重要無形文化財である宮古上布について、市はどのような支

	援を行うことで、今後の継承、発展につなげていくのか伺う。 10．し尿等処理施設整備工事に関する問題について ①マスコミ等の報道では、市が示した仕様書とは異なる材料で工事を施行したことで補助金の返還云々の記事を見たが、なぜこのようなことが生じたのか伺う。 ②今後、市として施工業者に対しどのような対応を行うのか伺う。 11．北学区の課題解決について ①北学区の現状は高齢化が進み、空き地や空き家が多く存在していることは市もご承知のことだと思うが、そのような空き地等に市営住宅を建設するなど、若者定住等に向けた活用を検討できないか伺う。 12．令和７年１月以降不在となっている政策参与について、今後登用する予定はあるか伺う。
３．一般質問答弁後の取組について	１．答弁内容の進捗状況について ①高腰城復元の検討状況について伺う。 ②陸稲の栽培普及に係る状況について伺う。 ③福里保育所の認定こども園移行に向けた取組状況について伺う。 ④今年宮古島市で行われる離島甲子園において、城辺総合公園内の球場を会場として使用できないか伺う。 ⑤離島甲子園と併せて、元プロ野球選手による野球教室が開催できないか伺う。 ⑥宮古圏域の発展に向けた多良間村との連携は重要だと考えている。以前、多良間村の子ども議会でも取り上げられたが、中学卒業後の進路を検討する際の、宮古島内に学生寮の整備について質問があった。市内に学生寮のような施設を整備することはできないか伺う。 ⑦後前竹地区土地改良事業における土壌分析診断を踏まえた市の取組について伺う。 ⑧瑞福隧道を含めた浦底地区一帯の排水路に、グリーンベルト植栽を行うことについて市の検討状況を伺う。 ⑨宮古島市民球場について ア．駐車場の区画線が一部消えている箇所が見受けられるが、修繕についてどのように考えているか伺う。 イ．外野席の階段に手すりの設置はできないか伺う。 ⑩宮古島市体験滞在型交流施設について ア．施設の現状確認は行っているか伺う。

	イ．現場確認を行っていた場合、何人で確認したか伺う。 ウ．現場確認した職員の率直な感想を伺う。
４．島の変貌について	１．市町村合併を経て大きく変貌する島の課題解決について ①オカヤドカリの不法な捕獲対策として、宮古島市環境保全条例に規定する保全種に指定できないか伺う。 ②宮古島を訪れる観光客が増加する昨今、交通、窃盗、飲酒等のトラブルが多く見受けられるが、市として対策を講じる必要性についてどのように考えるか。 ③建築確認受付に係る対応窓口が市にあるか伺う。 ④平良港周辺整備事業の進捗状況を伺う。 ア．みなとまち宮古再生プロジェクトの進捗について伺う。 イ．同事業に伴う、若い経済人の発言について、市長の見解を伺う。

発言順位	16	議員番号	24	氏　　名	上　里　　樹
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市庁舎について	１．庁舎敷地の通路の安全対策について ①雨の日に庁舎を利用する市民の転倒防止のために、滑り止め修繕の取組の進捗状況について伺います。
２．パイナガマビーチについて	１．ビーチの環境保全について ①ビーチ砂の流出について ②保安林の伐採について
３．地下水保全について	１．水道水の安全な確保について ①高機能活性炭処理装置の導入について ２．地下水保全のため、化学農薬、化学肥料から有機・無農薬農業への転換を促進するための取組について伺います。
４．子供の医療費無償化について	１．子供の医療費無償化の拡充について ①18歳までの医療費無償化実施に向けて取組の状況と課題について伺います。
５．国民健康保険税の引下げについて	１．均等割課税について ①18歳までの均等割の廃止について、見解を伺います。
６．経済の活性化について	１．公契約条令について ①公契約条令「規制型」の制定について
７．陸上自衛隊宮古島駐屯地について	１．宮古島駐屯地の機能強化と拡大について ①飛距離を向上させたミサイル配備について見解を伺います。 ②電子戦部隊の施設建設について

	２．陸上自衛隊宮古島駐屯地内の御嶽について ①いつでも、誰でも御嶽に自由に出入りできるようにすべきです。
８．国民保護計画について	１．避難計画について ①住民への具体的な説明もなく、避難計画に基づいて避難して、市民の安全は確保できるのですか、市長の見解を伺います。
９．敗戦から80年	１．憲法について ①侵略戦争の痛苦の教訓と反省から二度と戦争はしないと世界に誓った日本国憲法です。憲法の平和主義、戦争放棄について市長の見解を伺います。

発言順位	17	議員番号	9	氏　　名	狩　俣　政　作
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．教育行政について	１．体育館空調設備整備臨時特例交付金について ①現在の取組状況を伺う。 ２．東小学校周辺のガードパイプ（車両逸脱防止柵）設置の進捗状況を伺う。 ３．平良学校給食共同調理場での給食メニューについて ①３月補正予算計上後、どのように改善がされているか伺う。 ４．本市唯一の書店の存続について ①今後の対策を伺う。
２．道路行政について	１．腰原17号線について ①私有地を利用しないと通行が難しい道路で、下り坂につながる道幅は狭く、雨の際には付近一帯は冠水被害が出ている状況ですが対策を伺う。 ２．宮古工業高校付近一帯の冠水について ①周辺の自治会及び通り会より雨水処理における要請が来ておりますが、今後の対策を伺う。
３．市民生活行政について	１．本市のリチウムイオン電池の処理方法について ２．ごみ収集委託業者の働き方改革について ①現在の週休１日から週休２日に改善できないか伺う。 ②地域別家庭ごみ収集エリアの見直しはできないか伺う。 ３．市有地の使用許可について ①パイナガマビーチの市有地に民間の店舗が運営しているが、市に申請して許可を受けているのか伺う。 ②保安林が伐採されているが､県へ申請の確認ができているか伺う。 ③周辺道路及び市有地に無断駐車が多いとの声があるが、対策はあ

	るのか伺う。 ４．海岸線の開発について ①本市の対策を伺う。
４．環境行政について	１．宮古島市脱炭素先行地域づくり事業について ①進捗状況を伺う。 ２．し尿等処理施設の手直し工事について ①工程内容について伺う。

発言順位	18	議員番号	15	氏　　名	池　城　　健
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．教育行政について	１．学校施設の雨漏りについて ①宮古島市教育委員会が把握している学校施設の雨漏りについて、学校別の詳細を伺います。 ②対応について伺います。 ２．学校から排出されるごみの処理について ①現在、学校のごみ処理はどのようになされているのか伺います。 ②業者が搬出しないごみの処理について伺います。 ３．小学校の校内の環境整備について伺います。 ４．鏡原小学校、鏡原中学校の小中一貫校の進捗状況について伺います。 ５．鏡原こども園の進捗状況について伺います。 ６．教職員の出退勤システムについて伺います。 ７．小中学校の体育館の空調整備について伺います。 ８．学校に設置しているクーラーで、故障により現在使用できないクーラーについて伺います。 ９．教職員の住宅問題の進捗状況について伺います。 10．教育長職務代理者の報酬について伺います。
２．地下水汚染への対応について	１．市長は選挙前に「てぃだのふぁ島の子の平和な未来をつくる会」のアンケートに答えて「高機能活性炭処理装置を設置する」と回答していますが、地下水汚染への対応について伺います。
３．観光振興について	１．宿泊施設数の制限をすべきだと考えますが見解を伺います。 ２．クルーズ船の寄港を制限すべきだと考えますが見解を伺います。
４．市民への行政サービスについて	１．おくやみコーナーの設置について検討していただけないか伺います。
５．し尿等処理施設整備工事の不備問題について	１．なぜ、マスコミで報道されているような工事の不備が起きたのか伺います。

		２．今後の対応を伺います。			
発言順位	19	議員番号	10	氏　　名	平　良　和　彦
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発　言　事　項		要　　旨			
１．市長の政治姿勢について		１．宮古島夏まつり2025について ①進捗状況について伺う。 ②主な内容について伺う。 ２．子育て世代の住居不足解消について ①施政方針で示す、低廉な家賃での住宅供給について伺う。 ②進捗状況について伺う。 ３．主な公共工事の状況について ①執行状況及び事業費について伺う。 ４．レンタカー会社の状況について ①直近の会社数について伺う。 ②その中で、本市への住所登録の状況について伺う。 ③当市に対する利益について伺う。 ５．教育長の任命について市長の見解を伺う。			
２．地域行政について		１．城辺地域の子ども食堂について ①設置計画について伺う。			
３．道路行政について		１．城辺線県道78号の片側２車線延長について ①道路交通センサスは実施したことはあるのか伺う。 ②今後の計画について伺う。			
４．環境行政について		１．浦底海岸の赤土流出について ①市は、流出の状況について把握されているのか伺う。 ②海の汚れによる、サンゴ礁や海洋生態系の影響について伺う。 ③今後の対応について伺う。 ２．産業廃棄物処理について ①現状はどうなっているか伺う。 ②中間処理業者の参入について伺う。			
５．農業行政について		１．サトウキビ栽培用ガイドブックについて ①サトウキビの品種別栽培ガイドブックはあるのか伺う。 ２．宮古家畜市場では肉用牛の高値が３か月連続で推移している。今後もこの状況が続き、畜産農家が安心して運営するための策はあるのか当局の見解を伺う。			
６．公園行政について		１．城辺地域のにぎわいのある公園整備について ①城辺いこいの森公園について			

	ア．今後の公園整備について伺う。 ②城辺総合公園について ア．今後の公園整備について伺う。
7．教育行政について	1．高腰城跡の学術調査について ①進捗状況について伺う。 ②今後の計画について伺う。

発言順位	20	議員番号	16	氏　　名	山　下　　誠
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
1．市長の政治姿勢について	1．観光振興施策について ①宿泊税について ア．県との調整状況について伺う。 イ．早期導入を進めるに当たり市長の見解を求める。 ②法定外の目的税と普通税について ア．県及び宮古島市で導入を図る場合、それぞれのメリットとデメリットについて伺う。 ③指定管理施設の運用について ア．保良泉ビーチ利用料の現状と当局の見解を伺う。
2．環境衛生について	1．し尿等処理施設について ①建設事業における工事概要について ア．仕様書とは違う別の資材が使用されたとする報道の事実確認と、当局見解を伺う。 イ．事実であれば、その理由を伺う。 ウ．補助金返還ほかペナルティーの有無について伺う。
3．福祉行政について	1．福祉の森構想について ①認定こども園について ア．建設用地の取扱いについて説明を求める。 イ．地域住民の理解促進について伺う。
4．教育行政について	1．教育制度について ①小規模特認校制度について ア．宮古島市における導入の可否とその可能性について当局の考え方を伺う。
5．農地行政について	1．平良松原における農地法及び農業振興地域の整備に関する法律違反について ①訴訟について ア．市を被告とする訴えの事実確認を求める。

	②農地法関連について ア．平良松原における農地法違反に関する進捗を伺う。 イ．行政代執行の適用について当局の見解を求める。 ③農業振興地域の整備に関する法律違反について ア．農林水産部の取組と進捗を伺う。 イ．土地改良後の境界区分について伺う。 ２．その他の法令違反について ①建築基準法違反について ア．同法違反の有無について見解を求める。 ②都市計画法違反について ア．同法違反の有無について見解を求める。
６．冠水対策について	１．冠水の解消及び軽減について ①平良西原地区における対策について ア．豪雨や長雨の際に冠水し、多大な影響を及ぼす畑地や道路について当局の対応を伺う。

発言順位	21	議員番号	20	氏　　名	山　里　雅　彦
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．沖縄県が導入予定の目的税について ①宿泊税について ア．県との協議、調整状況について イ．県の６月定例会に、宿泊税導入の議会提案がない。今後の宿泊税スケジュール協議内容について伺う。 ウ．遅れれば遅れるほど財源の損失であり、市で独自導入を目指す考えはないのか伺う。 ２．財政について ①令和４年度に改定した長期財政ビジョンでは、令和12年度の財政調整基金の残高は32億6,900万と試算しているが、財政調整基金について、市長の見解を伺う。 ②今後の予算編成においても、収支不足が見込まれると思うが、財政調整基金が減少していく中で、今後の収支不足に対し、どのように対策対応等を講じていくのか、市長の見解を伺う。 ３．特定利用空港・港湾指定について ①特定利用港湾に平良港が追加指定されましたが、国や関係機関との現在の協議と調整状況について ②本市の平良港港湾計画との調整と協議状況について（事業費等）

	③宮古空港の市民の利便性向上・機能強化の面でも宮古空港の指定も重要だと思うが、市長の見解を伺う。 ４．渋滞の緩和策について ①通称城辺線と下地線の４車線化整備計画について「特定利用空港・港湾」指定関連事業で整備できないか伺う。
２．農業振興について	１．県営農地整備事業について ①西原第４地区整備事業における整備状況について ア．事業完了までの年度別計画について伺う。 イ．当初の年度別計画の事業期間が大幅に延びた事業計画変更の理由について伺う。 ウ．早期の工事完了に向け、本市の対応について伺う。
３．道路行政について	１．A―56号線整備状況について ①事業の進捗状況について伺う。 ②本年度の事業計画と取組について伺う。

発言順位	22	議員番号	17	氏　　名	栗　国　恒　広
質問方式	一問一答方式			発言場所	演壇及び質問席

発　言　事　項	要　　旨
１．市政運営について	１．去る５月末に「子育て・働き方・安心して暮らせるまちへ」をテーマに「ウーマンズミーティング」が開催されましたが、市長との対話の中での子育て世代からの意見に対して、市長は今後どう取り組んでいくのか伺う。 ２．固定資産税の増税について ３．伊良部島の白鳥崎への陸上自衛隊ヘリ墜落の追悼碑の建立について ４．伊良部リサイクルセンターの産業廃棄物等中間処理施設の整備について ５．宮古島市下水道条例の一部改正について ６．宮古島市農漁業集落排水処理施設条例の一部改正について ７．観光目的税（宿泊税）について ８．市制施行20周年記念事業で、ブルーインパルスの曲技飛行の実施要請について ９．平良港港湾施設内の建物の利活用について （多良間海運の旧フェリー待合所） 10．旧平良庁舎の利活用の進捗状況について
２．福祉行政について	１．潜在的待機児童について
３．消防行政について	１．伊良部出張所への緊急自動車の増車と隊員の適正確保状況につい

	て
４．教育行政について	１．台湾の長栄大学との交流について ２．学校給食について ３．児童生徒が防災意識を学ぶ機会の創出について
５．水道行政について	１．水道事業の収益について
６．観光行政について	１．久松五勇士顕彰碑の建て替えについて ２．宮古上布の原料となる苧麻績み（ブーンミ）への支援について
７．農林水産行政について	１．バガスを活用した飼料化の取組支援について ２．狩俣地区で行われているバガス・トラッシュ置場の整地造成工事の契約について ３．令和５年度の宮古島市農地地力増進及び循環型農地実証事業について（狩俣地区） ４．農業用機械に対する補助事業について （ハーベスター機械等の転売） ５．竹アラ地区の土地改良事業について ６．農業資材の廃ビニールの処理について
８．農業委員会について	１．農地法第５条の規定による許可基準について （第１種農地） ２．農地の転用許可の判断について ３．農地への接続道路の確保について

発言順位	23	議員番号	21	氏　　名	國　仲　昌　二
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の基本姿勢について	１．自由民主党の西田昌司参議院議員の発言について ①「沖縄の場合、むちゃくちゃな教育のされ方」「自分たちが納得できる歴史をつくらないといけない」旨の発言についての認識を伺います。 ２．陸上自衛隊幹部候補生の学習資料について ①多くの住民を巻き込んだ沖縄戦について、住民に多大な犠牲を強いた軍の責任に触れず、「偉大な貢献をした」や「軍官民共生共死」など肯定、美化する内容についての認識を伺います。
２．住民避難計画について	１．先島住民の島外避難について ①報道によると先島住民の避難先は九州・山口県とのことですが、敵基地攻撃能力を有する長射程ミサイルの先行配備先は九州を検討するとのことです。ミサイル基地は相手国の標的になり危険です。市長の認識を伺います。

３．地下水保全について	１．汚染の可能性がある地下水への市の認識・対応について ①この10年間で、発達障害の増が全国平均の20倍に当たる44倍や、高度肥満児童数も全国平均の３～４倍について、市の認識を伺います。 ②発がん物質として中国でもＥＵでも使用禁止になっているフィプロニルへの対応について伺います。 ③市民と約束した高機能活性炭処理装置の設置はどうなっているのか伺います。
４．新し尿等処理施設について	１．新し尿等処理施設について ①計量装置のカードリーダーのプリントができないと聞いたが原因を伺います。 ②し尿を投入する際４台のバキューム車に対応できるはずだが、投入が終わっても前の車が終わらなければ出ることができず実質２台しか対応できていない。なぜこんな設計になったのか伺います。 ③供用開始が４月１日ではなく４月18日になった理由を伺います。 ④試運転の期間について伺います。 ２．新し尿等処理施設整備工事の不備隠しについて ①地方自治法第234条の２、「契約の履行の確保」についての認識を伺います。 ②地方自治法施行令第167条の15「監督又は検査の方法」についての認識を伺います。 ③地方公務員法第32条いわゆる「公務員の法令遵守義務」についての認識を伺います。 ④沖縄防衛局の、手直しが生じた場合はその手直し完了を確認した上で完成検査を「了」とし、補助事業等実績報告書の提出を行うべきとの見解について認識を伺います。 ⑤今回の仕様書で示した床材への取替えを、「軽微な手直し」と判断した根拠を伺います。 ⑥沖縄防衛局の「補助金適正化法等に基づいて適切に対応していく」とのコメントについて伺います。
５．公共事業の在り方について	１．発注者の役割について ①国土交通省大臣官房官庁営繕部が取りまとめた「公共建築工事の発注者の役割解説書」の位置づけを伺います。 ②発注者は必要な事前調査業務の敷地測量、建築物その他調査、地盤調査を発注する必要があるとされていますが、行っているか伺います。

	③発注者は、必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件を取りまとめる必要があるとされていますが行っているか伺います。 ④設計の段階以降における発注条件の変更は悪影響を及ぼす可能性が高くなることから、発注者は可能な限りそのような事態が生じないように発注条件を適切なものにしておくとされていますが、行っているのか伺います。 ⑤発注者と受注者の関係について伺います。
６．農業行政について	１．有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）について ①拠点づくりに向けた取組状況について伺います。 ②「オーガニックビレッジ宣言」について伺います。 ２．堆肥製造施設の整備について ①狩俣地区で実施されている堆肥製造施設の進捗状況について伺います。 ②他地区での堆肥製造施設の整備について ３．農業基盤整備促進事業（竹アラ地区）について ①現在の進捗状況等について伺います。 ４．蜜蜂の大量死報道について ①３月に城辺地域における蜜蜂の大量死の報道がありました。ネオニコチノイド系農薬が原因ではないかとの声もあります。市は原因について調査したか伺います。
７．子供たちの遊び場について	１．公園の遊具等について ①市の公園を回ってみたが､遊具があまりにも少ないのではないか。使用禁止になっている遊具も少なくない｡今後の対応を伺います。 ②公園の遊歩道や遊具の損傷等について市民からの情報提供システムを取り入れてはどうか伺います。 ③ＪＴＡドームを定期的に開放して子供の遊び場として活用したらどうか伺います。
８．熱中症対策について	１．法改正への対応について ①熱中症対策の義務化を定めた改正労働安全衛生法が去る６月１日から施行されました。市の対応を伺います。
９．情報開示請求について	１．開示請求者の個人情報について ①国頭村で情報開示請求者の個人情報を外部に漏らしていたことが報道されました。個人情報保護法や地方公務員法の守秘義務違反に当たる可能性あるとのことですが。宮古島市での対応について伺います。
10．市民からの請求に対する対	１．認可地縁団体の認可取消し請求への市の対応について

応について	①令和６年10月10日以降、請求人らが「議事録は虚偽である」として認可取消しを請求したが、長期間にわたり回答がなく令和７年４月８日になってようやく「取消しはできない」との回答があったとのことです。判断に半年もかかった理由を伺います。

◎**議長（平良敏夫君）**

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第３号のとおりであります。

なお、諸般の報告書を本日の議事日程フォルダに配付してありますので、ご確認ください。

ただいまから日程第１、一般質問に入りますが、通告外の質問にわたらないよう、議事進行にご協力お願いします。また、質問方式及び質問場所については、一般質問通告書により事前に通告した方式及び場所を遵守するようお願いします。

今定例会においては、一括質問方式及び一問一答方式での通告がされております。議会運営に関する申合せ事項により、質問の１人持ち時間はいずれの質問方式も質問時間、答弁時間、移動時間を含めて60分以内、質問回数については一括質問方式は３回以内、一問一答方式は質問回数の制限は設けないこととなっております。

それでは、通告順に従いまして、順次質問の発言を許します。

◎**我如古三雄君**

自由民主党、我如古三雄です。少しばかり所見を述べます。４月に開催されました第39回全日本トライアスロン宮古島大会は、多くの関連企業、市民の声援、そしてボランティアに支えられて大成功で幕を閉じ、内外に大会のすばらしさを発信できましたことは喜びとするものであります。加えて、来年の第40回、節目の記念大会が記憶に残るようなすばらしい大会を期待するものであります。それから、昨年度の入域観光客が119万人余とこれまでの過去最高を更新し、本市が内外から魅力ある観光地として注目され、その地位を確立していることや、それから、宮古圏域から初めてとなる台湾との直行便が予定され、宮古島から国際線３路線目となる。このように農業、観光、スポーツ、経済面において多方面での交流が深まることを期待するものであります。

それでは、通告に従いまして一般質問に入ります。当局におかれましては、市民に分かりやすい説明、答弁を求めたいと思います。少し順番を変えまして、市長の政治姿勢から２番の観光目的税（宿泊税）についてであります。入域観光客が過去最高を更新するなど、そういうさなかにおいて、まさに道路の改修工事などインフラ整備、重要な財源となる観光目的税の早期導入が望まれますが、県は2026年度中の導入を目指すとしております。県を待たずに市独自で導入も必要ではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

◎**市長（嘉数　登君）**

本市は人口約５万5,000人に対し、昨年度の入域観光客数が年間119万人と、これは人口倍率でいうと約22倍の方が訪れております。観光による経済効果は大きいものの、観光地や道路の整備などの環境への負荷、それから安全対策など、多くの行政需要が生じております。これらを支えるための財源として宿泊税は有用な手段であり、入域観光客数が年々増加している現状において、早期導入が不可欠であると考えております。当初、県と独自で導入予定の５市町村は足並みをそろえ、県は令和７年２月定例会、それから市は令和７年３月定例会の議案提出を目指し取り組んでおりましたが、県が上程を見送ったことから本市

も見送ることとしました。その後、早期導入に向け、令和７年６月の県議会への議案提出を要請しましたが、それも見送られたため、本市を含む県市長会において、早期導入等の抗議文を県へ提出いたしました。その際対応していただいたのは大城肇副知事でしたけども、大城肇副知事から９月定例会への議案提出に向け作業を進めていること、それから来年度中の導入に前向きなコメントが得られております。市といたしましては、県に対し、引き続き早期導入を要望してまいりたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

県と歩調を合わすということで理解してよろしいでしょうか。

税収の配分と使途について伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

宿泊税は定率制か定額制か、また使途についての答弁を行います。

宿泊税の制度設計については、令和５年度から沖縄県と独自で導入予定の５市町村において協議がなされてまいりました。協議の中で合意した内容といたしまして、宿泊税は定率制とし、１人１泊当たり宿泊料金に対して上限を2,000円として定率で２％の課税、独自に導入する市町村との配分は県40％、市町村60％、その他の市町村とは県50％、市町村50％という内容になっております。また、課税免除対象については修学旅行生とその引率者のみとなっておりましたが、離島への配慮として、その他の教育活動も免除の対象として拡大し、その他、県の使途事業でも離島への支援を実施していくよう要望しております。

宿泊税の使途につきましては、大きく４つの枠組みとして、１つ目に受入れ態勢の充実強化、２つ目に観光及び景観の保全、３つ目に文化芸術、スポーツの振興、４つ目に持続可能な観光の推進を予定しております。また、今後は使途に関する専門委員会等も設置し、議論を深めていく予定でございます。

◎我如古三雄君

次の質問に行きます。１番目の米購入支援についてであります。高騰する米価格対策、市民の生活を支援するため、米の購入費用を全市民に助成し、家計を支える必要があると考えます。市民の命と暮らしを守る上からも、市民生活支援に全力を尽くすべきと考えます。市長の見解を伺います。

◎副市長（砂川　朗君）

米購入支援についてお答えいたします。

米価格高騰に関する支援につきましては､石垣市のほうが市民１人当たり1,000円のお米クーポン券を配布しているところでございます。本市におきましても高騰する米価格に対する市民生活支援対策を行ったらどうかということでございますが、本市では物価高騰の影響を受けた市民や事業者への独自支援策としまして、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、物価高騰に伴う学校給食賄い材料費負担軽減を実施しているところでございます。新たに米価格高騰支援として実施するに当たりましては、事業実施に係る費用の財源や事業効果について検討する必要があると考えております。また、国のほうでも備蓄米の随意契約による流通や主食用として輸入する米の入札等を前倒しし、今月中に実施することを表明するなど対策を打ち出しているところでございます。新たな支援策の導入につきましては、米価格の状況や国の対策について動向を注視し、今後の状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

◎我如古三雄君

市内のスーパーで数日前あたりから政府の備蓄米、古々米が数量限定で販売をされましたが、数に限りがあります。いつまで続くか分かりません。隣の石垣市においては、５月の臨時会で5,800万円の補正予算を可決して市民に米の購入費を助成しております。本市においても、米が駄目ならば水道料、電気料などの別の方法で物価高騰対策を講じるべきと考えますが、ぜひ考慮してもらいたいと思います。

次に移ります。３番目のうえのドイツ文化村の整備についてであります。平成17年の市町村合併後、20年間この方閉鎖されたままになっている博愛パレス館の今後の管理対策について伺います。その前に博愛パレス館を画像で見てみたいと思います。これがうえのドイツ文化村の博愛パレス館の全景です。前から見た画像です。これは前方の玄関、入り口ですね。このように無残にもそういう形になっております。これは横から見た、横側の入り口であります。これは裏側から見た画像です。このように窓も開けっ放しになって、もう中は見る余地もありません。これは、横側から見た博愛パレス館です。ここもかなりコンクリートが剥がれ落ちております。危険な状態で、縄で侵入できないように一応は措置されておりますが、これは斜め前方から見た博愛パレス館、後ろのほうは博愛記念館です。お城のほうが見えます。このように、この博愛パレス館は平成４年に完成をして、当時、33年前、この博愛パレス館だけで15億円かけて完成をしております。中は、鉄筋コンクリート３階建てで、施設は多目的ホールが150名収容、それから会議室が60人収容、２階、３階が客室、62人収容で、そういうふうな建物になっております。今後の当局の早急なる考え方をまとめて、しっかりと対策を立てていただきますように、市長、よろしくお願いいたします。この博愛パレス館に対する市長の現時点の見解を伺います。

◎市長（嘉数　登君）

博愛パレス館に対する市長の思いということですけども、我如古三雄議員おっしゃっているとおり、平成４年、それから約15億円かけて、地域の皆様の思いを持って建設された施設であるというふうに考えております。私も何度か現地に行きまして現在の状況を視察させていただきましたけども、非常に風光明媚なところに建設されていまして、可能であれば宮古島の観光、地域の核としての利用というものを検討していくべきであろうというふうに考えております。宮古島市公共施設等総合管理計画においては廃止というような位置づけもありますけども、それを実施するに当たっても地域の住民、皆様としっかりと議論し、そういう地域の皆様の思いをしっかりと受け止めた形で整理することが必要であるというふうに考えております。いずれにしましても、合併から20年たって今の状況がありますので、市としましても早急に活用の方向性といいますか、について検討いたしまして対応してまいりたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

よろしくお願いしたいと思います。

次に、この施設全体、博愛記念館、キンダーハウス、シースカイ博愛、いろいろあります。入域観光客が増えている現状において、うえのドイツ文化村内施設全体の入場者はどのようになっているのか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

施設全体の入場者数なんですけど、うえのドイツ文化村施設全体の昨年度の年間入場者数は４万5,210名となっております。

◎我如古三雄君

４万5,000人と。昨年度と比較してどのぐらいの増加になっているのか、減少しているのか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

すみません。資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁いたしたいと思います。

◎我如古三雄君

③は割愛させていただきます。

４番の宮古島市景観計画の見直しについてであります。景観審議会の答申時にあったシンポジウムの開催目的と景観計画見直しの今後のスケジュールについて伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

昨年度実施した市民等へのアンケート調査では、市民の８割、観光客、高校生の７割が高さ制限の取組について、強化または維持すべきとの回答がございました。景観審議会では調査結果に対し、景観の取組の必要性が認識されている一方、経済効果の観点から建物の高さ制限の緩和を容認する声も一定数見られていることから、きめ細かく分かりやすい景観計画の検討を行いながら、市民のより深い理解を得るためにシンポジウム開催等の取組を行うことと答申されております。このことから、今年度は宮古島らしい景観を守りながら、長期的に本市の経済活性化に寄与する景観まちづくりについて、市民のニーズの把握と意識醸成を図ることを目的に、シンポジウム、地域住民の意見交換会及び景観形成基準に関するアンケート調査の実施を予定しております。これらの取組並びに昨年度のアンケート結果に基づき、景観形成基準の見直しの検討を行い、変更が必要な場合は令和８年度から変更に関する手続を行うという考えです。

◎我如古三雄君

答弁がありましたが、審議会から答申があったと思います。これは、審議会の答申はあくまで提案であって、これが全てではないというふうに考えます。建設部長の今の答弁であったとおり、やはり緩和というふうなことも大事かというふうに思っております。特に上野の南岸地域辺りは、総合保養地域整備法が整備された時点において県、国の重要地域として指定されておりますので、この一帯は緩和をしていろいろと進めていく必要があるのではないかというふうに考えます。このことは市長の選挙公約にもありますし、これがこの審議会答申どおりになると市長の公約にも触れるというふうに考えますから、その点ぜひとも考慮していただいて、この景観計画の見直しについてはぜひよろしくお願いしたいと思っております。その点について、市長、答弁がありましたら。

◎市長（嘉数　登君）

先ほど建設部長のほうから、景観審議会のほうにおいても経済効果の観点から建物の高さ制限の緩和を容認する声も一定数見られるというような受け止め方もございます。宮古島らしい景観を維持しつつ、長期的に経済活性化に寄与するために必要な景観計画及び景観形成基準について、建物の高さ基準を含めて配置、意匠、形態、緑化等の検討を行いたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

よろしくお願いします。

次に、５番目のイムギャーマリンガーデンの管理棟についてであります。イムギャーマリンガーデンの管理棟について、行政財産が民間業者に独占的に使用されている現状、今後の改善方向について伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

宮古島市イムギャーマリンガーデンは、市町村合併前の旧城辺町において整備されており、管理棟につ

きましては現在の利用者がこれまで約30年間にわたり、利用許可申請に基づき単年度ごとの許可を受け、マリン事業所として利用しております。しかし、現状として個人の実質的に長期にわたる独占的な利用形態となっていることから、行政財産の利用の在り方としては好ましくないとのご指摘もございます。農林水産部としましては、イムギャーマリンガーデンの適正な管理運営の実施を目的として、早ければ次年度以降に公募による管理者選定を行い、管理棟などの周辺施設を含めた敷地全体の適正な管理運営を実施することとしております。そのため、整備から30年以上経過した施設の現在の老朽化具合や耐震診断等の調査を行う必要性があることから、現在の利用者に対し、今後の施設管理運営の方向性を説明した上で、利用期間を今年度10月末までとして、期間終了後は年内をめどに施設内の片づけをしていただくよう口頭で説明を行っているところです。

◎我如古三雄君

年間使用料が30万円、これは月約２万5,000円です。非常に安いと思いますが、もっとグレードアップして使用、管理をしたいとの思いを持っている皆さんが企業を含めております。これは検討すべきと思います。ここで伺いますが、これまで使用料の未納とかありますか。あるとすればどのようになっているのか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

利用料でありますけども､前年度までにつきましては施設使用料及び水道使用料の未納はございません。ただ、令和７年度につきましては、４月から現時点まで施設の利用申請書が提出されておらず、無許可での利用状態となっていることから、利用許可に基づく施設使用料の請求ができておりません。毎月の使用料金２万5,000円と併せて水道使用料金が未払いの状態となっております。そのため、利用者に対しては申請書の提出をしていただくよう再三にわたり促しているところでございます。

◎我如古三雄君

令和７年度に入って２か月分の未納があるというふうなことです。これは、また長引けば伊良部島の例と同じようなことになる可能性がありますから、早い段階に、やはりそういうもっと使用料を上げてでも管理をしたいというふうな方々はいっぱいいます。早めのご検討をお願いしたいと思います。

次に、危機管理監の設置について伺います。台風や地震、自然災害対応への危機管理体制強化に向けた危機管理監の設置に向けた取組は現在どのようになっているのか。

◎市長（嘉数　登君）

危機管理監については、本市を取り巻く国際情勢、それから社会状況の変化等により、危機管理に係る業務が著しく増加していることに加えまして、何らかの被災があった場合の災害対応から復興への対応は多岐にわたり、またより専門的になっていくことから、配置が必要であるというふうに考えております。また、台風や地震等の大規模災害に迅速かつ的確に災害対応するため、対策本部運営、それから市長判断の補佐、関係機関との調整を担い、平時においては防災訓練や防災教育等の危機管理対策に関する業務統括の必要性も増しております。設置に向けた取組についてですけれども、県内他市の採用状況や業務内容等を調査し確認したところ、県内においては同様の取組はまだ少ない状況ですが、識者の意見等も参考にしながら、危機管理監の権限、それから業務内容等を整理しまして、設置に向けて引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

これは、市長が施政方針で打ち出しているわけですから、やはり市民の生命、財産を守るというふうなことから、自然災害がいつ発生するか、これ分かりません。やはりそういった専門知識を持った危機管理監の設置というのはぜひとも早急に進めるべきというふうに考えます。ぜひとも取組を強化していただきたいと思います。

次に、順番を変えますが、ハラスメントを飛ばしまして、後で行きたいと思います。９番目の本市における外国人の人数についてであります。入域観光客の大幅な増加も影響あるかと思いますが、近年外国の方が多く見かけられます。本市に居住している直近における国籍、男女別人数はどのようになっているのか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

本市の住民基本台帳に登録されている外国人の国籍及び男女別人数についてでございます。多くの外国籍がございますので、上位１位から５位でお答えしたいと思います。まず男性です。１位、インドネシア、193人、２位、ベトナム、89人、３位、ネパール、75人、４位、韓国、43人、５位、フィリピン、38人。次に、女性の１位でございます。インドネシア、155人、２位、フィリピン、105人、３位、ベトナム、98人、４位、ミャンマー、67人、５位、ネパール、45人。男女で順番が、上位が変わっていますので、合計でもお伝えしたいと思います。合計すると１位がインドネシア、348人、２位、ベトナム、187人、３位、フィリピン、143人、４位、ネパール、120人、５位、ミャンマー、81人、こちらの人数は令和７年６月16日時点で抽出したデータとなっておりまして、合計1,268人となっております。５年前と比較しまして約３倍増加している状況でございます。

◎我如古三雄君

インドネシアの方々が多いというふうな状況ですね。今後いろいろと増加してくるというふうに思いますが、そういった外国人に対する対応もまた本市の大事な務めではないかというふうに考えます。魅力ある観光地、あるいは居住しやすい宮古島というふうなことがうかがえます。

次に、地域振興策についてであります。野原コミュニティーセンター建設についてであります。野原農民研修所は、1976年に建設され築50年が経過しており、老朽化が激しく、地域住民の様々な活動を行う上において支障を来しております。このようなことから野原部落会は、これまで地域の拠点として活用ができ、地域住民の交流による地域の活性化、健康増進、社会福祉の増進に寄与するコミュニティーセンターの建て替えを要請しておりますが、採択に向けた防衛省への直近の取組、今後の流れについて伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

野原部落会は、自衛隊関連施設に隣接していることから、野原コミュニティーセンター建設は防衛省に補助事業の活用を要望しているところです。令和８年度の防衛省補助事業概算要求に向けて、実施設計費用の事業計画書を沖縄防衛局に提出しております。事業採択された場合、補助率は定率の３分の２となり、残りの３分の１の負担については地元で負担をすることになります。市としましては、防衛省に高率補助での事業の実施を求めており、６月に沖縄防衛局、７月に防衛省に出向き、要請を行う予定となっております。

◎我如古三雄君

ご承知のとおり、野原部落会は後ろのほうに航空自衛隊、そして前方に陸上自衛隊、こういう真ん中に

あって、やはりこれまで防衛のためには、野原部落会もしっかりと理解をして今日に至っております。と同時に、自衛隊の皆さんといろんな交流もしながら、地域、社会の発展に寄与しているのが現状であります。そういうことで、現在の建物が50年になるというふうなことで、やはり防衛省の補助事業を使ってぜひとも建て替えをというふうに今地域が盛り上がっているわけですから、市長、ぜひとも野原部落会の願いを酌み取っていただいて、国に対する、補助率を含めてよろしくご配慮をお願いしたいというふうに考えます。

次に、福祉行政についてであります。市の高齢化率について、旧市町村ごとの高齢者人口と高齢化率の推移、それと健康寿命延伸の取組について伺います。

◎福祉部長（守武　大君）

まずは、本市の高齢者人口及び高齢化率について、過去３年の推移をお答えいたします。

令和５年３月末時点で高齢者人口１万5,265人、高齢化率27.81％、それが令和７年３月末時点では高齢者人口１万5,729人、高齢化率が28.62％となっており、この３年間で高齢者人口が464人の増、高齢化率が0.81％上がっております。地区別に見ますと、平良地区が8,952人から9,364人で412人増、高齢化率は23.64％から24.59％で0.9％上昇、上野地区は918人から951人で33人の増、高齢化率は24.40％から24.56％で0.16％上昇、下地地区は高齢者人口1,042人から1,052人で10人の増、高齢化率は35.14％から35.25％で0.11％上昇、城辺地区は高齢者人口が2,232人から2,230人で２名減っておりますが、高齢化率は41.39％から41.90％と0.51％上昇しています。伊良部地区は、高齢者人口2,121人から2,132人で11人の増、高齢化率は43.23％から45.41％で2.18％の上昇となっており、全ての地区において高齢者率は上昇している状況です。

続いて、健康寿命延伸のための取組についてですが、本市では高齢者の介護予防事業として、生きいき教室やワイドー教室、通いの場事業などを実施しており、定期的な社会参加の機会を確保すると同時に、体操やレクリエーションなどの介護予防に効果的な身体活動と細やかな手作業や小物作りを通じ、展示、発表の機会を設けるなど、多くの方に参加いただいているところです。

◎我如古三雄君

やはりかなり高齢化が進んでいるわけです。少子化が進んで高齢化率がまた上がるというふうな大変厳しい社会になっておりますが、それ以上に行政の役割、取組が重要さを増してくるものと思います。しっかりとした対応を今後ともお願いしたいと思います。

次に、サトウキビ、施設園芸振興についてであります。まず、サトウキビ新植夏植促進事業についてであります。サトウキビ栽培において、夏植え作業で多くの労働力が必要となることから、生産農家の高齢化に伴って株出し回数が増加傾向となります。このことから、本事業の拡充支援によって、夏植え栽培への切替え促進で単収の向上による農家所得の向上につながるものと思います。以上を踏まえて伺いますが、植付け料金の補助額、生産農家への啓蒙促進について伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本市では、サトウキビの夏植え促進を目的として、令和２年度からサトウキビ新植夏植促進事業を実施しております。事業内容としましては、植付け機械、ビレットプランター、全茎式プランターによる植付け作業委託に係る経費に対して補助金を交付しております。申請時期については、例年７月下旬頃から11月

中旬頃で受付を行っております。補助額については、令和６年度までは10アール当たり3,500円以内としておりましたが、反収増による農家生産所得の増加を図る観点から、夏植えへの切替えを促進するために、今年度は10アール当たり7,000円以内と予算を増額し、実施する予定であります。また、本事業に係る啓蒙促進の内容としましては、例年、行政チャンネル、新聞やラジオなど、各メディアを利用して事業実施時に幅広く農家への周知を図っているところでございます。

◎我如古三雄君

今年度から10アール当たり7,000円というふうに補助額をアップしておりますけれども、もっと夏植えの植付けを増進するためには、栽培農家の皆さんたちから１万円ぐらいに将来的に引き上げてもらいたいというふうな声もよく聞こえます。今年度上げたばかりでございますから、そういった将来的には10アール当たり１万円ぐらいの補助額のアップもやるべきではないかというふうに考えます。

次に、全茎式プランターとビレットプランターの導入計画について、どのようになっているのか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本市における全茎式プランター及びビレットプランターの台数は、令和６年度末現在で全茎式36台、ビレットプランター７台、合計43台となっております。今年度の計画につきましては、全茎式プランターの導入予定はございませんが、ビレットプランター２台を予定しております。

◎我如古三雄君

次に、沖縄型耐候性園芸施設整備事業の取組について。県農林水産部においては、令和５年度から沖縄型耐候性園芸施設整備事業をスタートしております。以上を踏まえて伺いますが、同事業は台風や塩害等、施設の老朽化が進み、新たに投資するのが厳しく、支援によって生産拡大につなげるというふうな狙いがあります。同事業の早期導入について、さらなる生産拡大を図る必要があると考えます。生産農家から緊急要請があった。県への採択に向けた現在の取組を伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

緊急要請のありました生産農家からの事業要望書が６月６日付で届いております。今後、沖縄県へ令和８年度の要望事業者として報告をする流れとなっております。

◎我如古三雄君

これは、やはり今特にマンゴー農家についてですけれども、20年、30年前あたりにマンゴー施設を造って、もうこの方かなり老朽化しているというふうなことで、年も高齢化して新たに投資するというのが厳しいと。幸いにこの事業は後継者が必要というふうになっております。後継者もいる生産農家の皆さん方と一緒に、今帰仁村がいち早く、令和５年度からこの事業を導入しております。私もマンゴー農家の皆さんと一緒に今帰仁村まで行って現場を視察してきました。この事業の導入によって、すごい効果が出ているというふうなことで、特に宮古島市は全国一のマンゴーの生産地でもありますから、この点もしっかりと当局が支援をして、マンゴー生産農家のみならず、野菜農家、施設園芸に対するビニールハウスのこういった耐候性の整備事業を導入してもらいたいというふうに考えます。

５番のミバエ緊急防除対策は飛ばしまして、後でします。

６番の観光振興について、観光消費額についてであります。2024年度の入域観光客が119万人と過去最多と、大幅増加したことに伴う観光消費額と経済効果について伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

答弁する前に、先ほど、うえのドイツ文化村の入場者数を先に答弁したいと思います。令和５年度が４万1,519名、令和６年度、昨年度が４万5,210名、3,691名の増となっております。

それでは、ご質問の観光における観光消費額と経済効果についてでございます。令和６年度の本市の観光消費額は、推計で約1,044億円の過去最高額となっており、本市の経済に大きな直接効果を生み出しております。海路、空路の内訳としまして、海路客、これはクルーズ船のお客さんです、の消費額が約21億円、空路客の消費額が約1,023億円となっており、宿泊費が発生することや滞在日数の違いなどから、海路客より空路客のほうが消費額は大きくなっております。コロナ前の令和元年度も入域観光客数は100万人を超えておりましたが、観光消費額は約601億円にとどまっております。令和元年度に比べ、令和６年度は1.6倍に増加しており、現状においては空路客の増加とともに、より大きな経済効果を生み出しているものと考えております。

◎我如古三雄君

やはり入域観光客の増加に伴って本市に与える経済効果が計り知れないというふうなことであります。先ほど質問しましたけれども、観光目的税、早めの導入が待たれます。

次に、環境衛生について、産業廃棄物処理対策についてであります。産業廃棄物等中間処理施設の早期整備により、産業廃棄物の処理強化を図る必要があります。整備に向けた取組はどのようになっているのか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

今年４月から環境衛生局長を拝命しました梶原健次といいます。よろしくお願いします。

産業廃棄物の処理対策につきましては、施政方針にも掲げましたように、伊良部リサイクルセンターを拠点に官民協働による産業廃棄物等中間処理施設の整備を進めております。市では今年２月28日付で、民間事業者に対して伊良部リサイクルセンターの使用について行政財産使用許可を交付いたしました。それを受けまして民間事業者では、処理に必要となる機械設備の設置工事など、施設の周辺の整備を進めておりますが、併せて産業廃棄物の処分業に関する許可について県との調整を行っております。現時点では、令和７年９月頃から産業廃棄物の受入れを開始する予定だというふうに聞いております。

◎我如古三雄君

次に、教育行政についてであります。学年チーム担任制の導入についてであります。クラス担任を固定せず、複数の教員がローテーションで担任になる学年チーム担任制が県内で誕生しております。以上を踏まえて伺いますが、社会の変化に伴って子供や家庭への対応も多様化し、学校教育に求められるその役割がますます増えていると言われる現状において、生徒の成長を多角的に支え、教員の負担軽減につなげる観点から、学年チーム担任制の導入について教育委員会の見解を伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

学年チーム担任制の導入についてお答えをいたします。

学年チーム担任制については、現在文部科学省は明確な定義や全国的な導入を義務づけてはおりません。各地域の教育委員会が独自の導入や検討を進めている状況にあります。学年チーム担任制導入のメリットとしまして、複数の教員が学年全体の子供たちに関わることで、一人一人の個性や学習状況をより様々な

視点から把握し、きめ細やかな指導が可能となることが挙げられております。反面、デメリットといたしまして、個々の教員が複数の学級や子供に関わることで、連携のための情報共有時間がさらに必要となり、教員の業務負担の増加が指摘されております。また、問題が起こった際の責任の所在が不明確となることや、複数の教員が関わることで保護者にとっては誰に相談すればよいのか迷いが生じる等も懸念されております。教育委員会といたしましては、これらのメリット、デメリット等を考察しながら、また先進事例や現場の教職員、また保護者のチーム担任制に対する考えなども伺いながら、今後検討していきたいと考えております。

◎我如古三雄君

次に、ラーケーション制度についてであります。ラーケーションの導入が全国的に進んでおります。以上を踏まえて伺いますが、ラーケーション制度導入について当局の見解を伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

ラーケーション導入についてのご質問にお答えをいたします。

まず、ラーケーションとは学び、英語でいいますとラーニングと休暇、バケーションを組み合わせた言葉となっております。これは、子供が家族と共に旅行などを通じて体験的な学習をする際に、学校を欠席扱いとせず休める制度を表しております。ラーケーション導入につきましては、今年度、県立高校で２学期から試験的に取り組むことが予定されております。また、県内では唯一座間味小中学校が制度を導入しております。教育委員会としましては、その教育的な意義や全国的な動向、また他の自治体の先行事例などについて、現在注視しているところであります。具体的な導入には現在のところ至っておりませんが、今後は児童生徒の多様な学びの機会を確保するという観点から、学校関係者や保護者の皆様のご意見等も参考にしながら検討を進めてまいります。

◎我如古三雄君

このように社会の変化に伴って、教育環境の振興についてもいろんな取組が求められております。これからいろいろとこの問題あるかと思いますが、他の自治体に先んじて宮古島市が先陣を切って取り組むのもいいのではないかというふうに考えます。

次に、戻りまして、市長の政治姿勢、７番の離島甲子園宮古島大会の取組について伺います。第16回全国離島交流中学生野球大会が本市で開催されますが、現在の大会の概要、現在の取組状況について、市民に分かりやすく説明を求めます。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

離島甲子園の概要と大会の取組についてお答えします。

全国離島交流中学生野球大会、通称離島甲子園は、地理的環境から島外との交流機会の少ない全国の離島中学生が一堂に会し、野球を通して島と島の交流を図り、新たな人間形成や健全な青少年の育成を促進することで、将来を通して離島地域の振興に寄与することを目的として毎年開催されております。今大会で16回目の開催となり、本年度は市制施行20周年記念事業と位置づけ、本市において初開催することとなりました。大会には本市を含め全国の離島27の自治体から24チーム、約500名の選手が参加予定となっております。大会の開催期日は８月18日から22日までを予定しており、８月18日に開会式及び歓迎レセプション、８月19日から21日にかけて、伊良部球場、市民球場、下地球場を会場に公式戦及び交流試合を行いま

す。８月21日には大会の決勝を行い、終了後に元プロ野球選手による野球教室を行った後、ＪＴＡドーム宮古島でさよならパーティーを開催する予定となっております。

大会への取組については、昨年の８月から大会準備室を設け、10月に実行委員会を設立し、スポーツ振興課職員と兼任辞令を交付した７名の職員を含め、大会の準備に取り組んでおります。また、大会期間中はボランティアスタッフを５日間で総勢約400名の配置を予定しており、官民挙げて大会の運営を支えてまいります。

◎我如古三雄君

離島甲子園が本市で開催され、大変意義ある大会であります。ぜひとも本市が総力を挙げて、本大会が成功するように期待をするものであります。

次に、ハラスメント防止条例の制定について伺います。全国的にハラスメントに関する事案が発生し、後を絶たない状況であります。本市の昨年度におけるハラスメントの実態、市の防止規定や指針による対応だけではなく、職場内の環境改善に向けた問題点の把握、ハラスメントのない職場環境の確立に向けた条例の制定を急ぐべきと考えます。現在の取組状況を伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

ハラスメント防止条例の制定についてお答えいたします。

本市においては、宮古島市職員ハラスメント防止等規程及び宮古島市職員ハラスメント防止等に関する指針を策定し、ハラスメントの防止等に対処しているところです。昨年度は調査等は実施しておりませんが、令和５年度にハラスメントに関する庁内アンケートを実施しております。今年度も７月頃に実施をする予定をしております。現時点において議会にハラスメント条例を提案する予定はございませんが、ハラスメントに対する市民の関心は高いことから、県内市町村の条例制定の動向について注視してまいります。

◎我如古三雄君

どうぞ早めの対策をお願いしたいと思っております。このハラスメント条例については、もう既に那覇市あたりは条例を制定して取り組んでおります。

いろいろと課題解決に向けて質問をしてまいりましたが、当局におかれましては、この質問事項が全てではありませんが、早急な改善に向けて、取組をぜひ期待をして我如古三雄の質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで我如古三雄君の質問は終了しました。

◎下地信男君

議員番号７番の下地信男でございます。私も質問の前に、市の消防本部が初の全国大会へという見出しの新聞を拝見しました。消防救助技術指導会、沖縄県のイベントですけども、そこで宮古島市消防本部がロープ応用登はんの部で１位、それから引揚げ救助も２位と。登はんの部は全国大会、それから引揚げ救助も九州大会とすばらしい成績を収めています。これは、消防職員の皆さん方の日頃の訓練のたまものでありますし、消防本部一丸となってそれぞれの技術の向上に努めていらっしゃる、そういう成果だと思います。消防長はじめ指導に当たった消防幹部の皆さん方に心から感謝を申し上げて、また引き続き市民のために、それぞれの体力も含め、救助技術の向上に取り組んでいただきたいと思います。全国大会、九州

大会でもまた頑張ってください。

それでは、通告に従い、順序を変えながら質問をさせていただきたいと思います。順序を変えて、５の自治会への事務委託についてというところから、後ろのほうから質問させていただきます。これ行政連絡員への事務委託料の話です。市は広報誌の配布、あるいは敬老祝金など、自治会に対して事務を一部委任しているという状況にありますけども、委託料が本市の場合は県内11市と比較して最低水準であります。かなり開きがあるように見ていますけども、物価高騰、それから人件費の高騰など、事務遂行の費用は年々増加しているように感じていますけれども、この委託料を見直して増額することはできないかお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

行政連絡員の事務委託料の見直しについてお答えいたします。

本市においては、行政の円滑な運営を図ることを目的として、その地域の実情に詳しい方を地域から推薦していただき、行政連絡員として事務を委託しております。本市を除く県内10市のうち、行政連絡員と同様の事務委託を行っているのは５市確認しております。委託料については、本市と同様に均等割、それから世帯割の金額が設定されているところでございます。本市の行政連絡員１名当たりの受け持つ世帯の平均である280世帯で比較しますと、本市の委託料は石垣市より1,200円低くなっております。類似団体である糸満市と比較しますと、約２万円低くなっております。一方、本市と比較して委託金額の大きな差がある自治体においては、行政連絡員の業務としまして道路の維持管理、それから潰れ地に関する自治会との調整、その他工事等における関係者との連絡事務や保育所の申込み受付の地域住民に対する協力、幼稚園児募集の協力など、本市の委託内容に含まれない内容が含まれている場合もございます。各自治体との比較においては、委託内容に違いがあるため、単純に金額だけでは比較できないと考えておりますが、下地信男議員ご指摘のとおり、昨今の物価高騰に伴う委託料の増額については検討の必要性を感じておりますので、他市の増額の動向も参考にしつつ検討していきたいと考えております。

◎下地信男君

総務部長が長々と答弁しているので、やらないのかと思って心配していましたけれども、検討するという話で、一概に委託の内容が一律ではないので、金額で比較することはできないという話ですけども、宮古島市は均等割で見てみると２万4,000円です。糸満市が３万9,500円、これ月額です。八重瀬町が６万5,672円、浦添市が月10万円、沖縄市は16万円。詳しい内容が分からないので、一概には言えないということですけども、宮古島市の２万4,000円というのは本当に低い。業務量を勘案しても、これではなかなか昨今の物価高騰というものが耐えられないという部分あるんではないかというふうに思います。

質問にはないんですけど、今行政連絡員の成り手というのが、旧町村の自治会長が成り手がいないんです。なかなか率先してやるという人はもう少なくなりました。これも影響しているのかなと思いますけど、これ知っているんであれば、こういう状況というのは総務部長、分かりますか。例えば行政連絡員の確保であるとか、そういう市とのやり取りの中でいろいろ支障を来している部分があったらお答えいただけませんか。

◎総務部長（上地俊暢君）

行政連絡員の担い手の確保が困難になっているのを市はどのように考えるかというところだと思いま

す。本市において行政連絡員の確保ができなかった場合においては、必要な市政情報を発信している広報誌の配布ができなくなったり、円滑な市政運営に支障を及ぼす可能性があります。実際複数の地域で行政連絡員の確保が困難であるというところで、年度末まで調整が続いていた場所が幾つかございます。地域によっては、今後の制度存続に不安を生じている状況も承知しているところです。今後ますます高齢化が進み、行政連絡員の確保が困難になることが危惧されており、事務委託内容の変更や制度自体の見直しも必要になる可能性があると考えております。

◎下地信男君

今総務部長が状況を話してくれましたけども、そのとおりなんです。地域の担い手がなかなかいないという状況にあります。これは、市と市民との協働という部分で行政連絡員の役割はそういうところが最たるものだと思いますので、その辺が支障があれば滞ってしまうとなると、なかなか大きな問題になってくるんではないかと思います。いろいろやはり話し合って行政連絡員の皆さん方と状況をお互い共有しながら、どういうふうにして改善していくかということを話し合う必要があるんではないかなと思います。多分市町村合併して20年間同じような仕組みで来ていると思うので、改善していく時期だと思います。よろしくお願いします。

次の教育行政ですけれども、公民館の職員配置について。公民館というのは、社会教育の拠点として市民の交流や生涯学習の場として各種講座が開催されて利用されている、市民活動の中心的な役割を担う公共施設であると理解しています。ところが、今年度から、令和７年度から職員配置がこれまで従来３人体制だったのが１人減の２人体制となりました。この状況を聞くと、施設の管理あるいは公民館事業の企画運営に支障を来していると聞いています。例えば２人体制になると、１人が休みを取ってしまうともう一人は施設にくぎづけになってしまってなかなか動けないということがあります。ある公民館は、もう土日などはほとんど休みを取ったことがない、取りにくい、取れないという状況が発生して、これは働き方の問題も含めてくると大きな問題かなと思って取り上げました。なぜ２人体制にしたんですかということ。それから、１人増やして元の３人体制にできないかという質問をさせていただきます。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

昨年度までは城辺公民館、上野公民館、下地公民館、伊良部公民館においては３人体制で、久松地区、下崎地区、西原地区の地区公民館においては２人体制で業務を行ってまいりました。しかしながら、各公民館の業務内容や利用者数などを見直した結果、大きな差異が見られなかったことから、関係する各公民館長で構成される公民館連絡協議会で説明を行った上で、今年度から各公民館を２人体制とする運用に変更しております。現在は、施設の環境整備や職員の休暇取得などにおいて業務に支障が出ないよう、中央公民館から職員を派遣するなど必要に応じて柔軟に対応を行っております。今後も各公民館と連携を図りながら、公民館運営の安定を目指してまいりたいと思います。

◎下地信男君

今の話は、旧町村のいわゆる中央公民館と言われていた施設と旧平良市に設置した地区公民館と同等の扱いになったということなんですね。地区公民館というのは１つの自治会の公民館ですよね。下地公民館、上野公民館、城辺公民館というのはこの地域、旧下地町の８つの自治会をまとめている。上野地域も多分９の自治会が。こういう中央公民館的機能があった施設を地区公民館と同じようなレベルに考えるという

のは違うと思うんですけど、今答弁を聞いて、公民館長に聞いた話と全く違う答弁なので、今どうしようかなと思っているんです。多分そういう考えもあったでしょう。でも、公民館長の話は、地域づくり協議会という組織の事務局をしていることがかなり中央から叱責を受けていると。何でこんな余計な仕事をするんだ、あんたらはという話があって、そんな余計な仕事をするんだったら１人減らすよということになってしまったと。ただ、地域づくり協議会というのは地域によってはなくてはならない組織なので、公民館で事務局を担わないとこれ機能しないという話があって、公民館長は今どうしようかというふうに悩んでいるという話でした。これ中央公民館の皆さん方の考えと旧町村の公民館の職員の皆さん方の認識が私違うと思っているんです。こういう話はありませんでしたか。地域づくり協議会の事務局をしているから、余計な仕事をしているので、業務以外の仕事をやっている皆さん方が余計に、人はいないよねという話をしたと聞いています。これ違うんだったら違うで。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

先ほども答弁しましたが、市民の利用数とかを見直した結果で、各公民館長に相談した上でこの２人体制に持っていったと聞いております。

◎下地信男君

生涯学習部長、聞いておりますって言って、その担当の所管部長ではないですか。こういう市民に利用されている公民館という教育施設が、誰がそういう方向で決めたんですか。公民館の職員の皆さん方が集まって決めたんですか。それはできないでしょう。教育委員会の中で行政の責任者がこれ決めていくことであって、公民館運営審議委員会あたりもこれ開催していないですよね。職員だけで決めたということなんですね。私は、公民館の職員からいろいろ話を聞いていくうちに、先ほどの地域づくり協議会も含めて文部科学省がこういった、文部科学省の地域学習推進課というのが公民館、社会教育人材等との連携について、これから社会教育施設はどうあるべきかという考えを述べている資料なんですけど、公民館の役割というのは大変、人口が減少して高齢化が進んで、地域のコミュニティーがだんだん薄れている中では、この社会教育施設、特に公民館の役割がとても大きいという話をしています。今私はそういうふうな時代において、公民館が後退していくような方向に宮古島市が進んでいると感じています。逆に地区公民館の、旧町村の公民館長はもう本当にやる気を持って、地域づくり協議会で一緒に頑張ろうというふうな意気込みを持って頑張っているのに、行政がこういうふうに足を引っ張るような、言葉悪いですけど、はっきりそう思っています。文部科学省の先進的事例の公民館というのがあるんですけど、愛媛県です。新居浜市立泉川公民館というのがあって、これ文部科学省が優良公民館と推薦している公民館です。公民館の役割として、こういった今地域の課題がたくさんある中で泉川まちづくり協議会を設立したと。まさに宮古の地域づくり協議会です。公民館職員が事務局として地域のコーディネーター役を担うと。公民館で学習したものを地域づくり協議会という組織で地域で活動を展開していくと。そうすることによって地域の課題、高齢化とか少子化とか、それからコミュニティーが衰退していくという課題にこの地域が的確に対応しているという話なんです。人づくりと地域づくりを一緒にやっている例として、文部科学省がこういう取組を高く評価しています。私たちは、地域づくり協議会というのは市町村合併直後に合併の波にのまれて地域が廃れていくのではないかと、これを危惧した人たちがやりました。地域が廃れていかないように今も一生懸命頑張っていますよね。こういう人たちと連携するということは、むしろ地域にとってもいいし、

社会教育を展開するという意味でも、要するに学習する人たちがいるわけですから、そこに。私は、そういう方向に行くべきだと思うんです。今宮古島市の社会教育、特に公民館事業というのは真逆です。何で中央公民館と位置づけて、市長、小さな公民館と比較するんですか。むしろ公民館事業が発展して、地域の方々と一緒になって地域の課題を解決していくという方向に行政が、教育委員会が引っ張っていくべきだと、まさにこの泉川公民館の取組を私は学んでほしいと思います。職員が、考えてください。２人体制で１人休みますよね。１人は動けないです。言っていました。朝の掃除をするにも留守にしなくちゃいけないけど、なかなか出れないと。それだから３人体制ではないんですか、今まで。回せないですよ。公民館の館長、休みを取ったことないと言っていました。そういう状況です。ぜひ反省していただいて、今公民館に求められている、文部科学省の方針にあるように今公民館というのが、市民の一番近くで相対している公民館がどういった役割を担っていくべきかということをもう少し勉強していただきたいなと思います。

次に、今度教育委員会です。教育事務点検評価報告書、これも公民館が担っている事業なので、要するに令和５年度の教育事務点検評価報告書の中に板倉区の交流事業、白川町海山交流、台湾国際交流の交流事業の評価点がＣとなっています。これは内部評価でＣです。改善していきますということです。外部評価も改善、Ｃとなっているんですけど、まずこの内部評価の中身と外部評価の中身を教えてください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時23分）

再開します。

（再開＝午前11時23分）

◎生涯学習部長（天久珠江君）

令和５年度の教育事務点検評価報告書における外部評価におきましては、合併する前の城辺町と下地町の事業をそのまま引き継いでいるので、これからは宮古島市全体を対象にした事業に発展させていく必要があると考えるとの評価でした。ご指摘でした。内部評価に関しましては、補助金について拡充すべきではないかという評価です。

◎下地信男君

今のは生涯学習部長、内部評価が拡充の方向なんですか。Ｃ評価というのは、改善というのは違うんではない。今の外部評価は要するにこの地域、下地地域あるいは城辺地域だけの子供たちのためにやっている事業だから、全体的にこういう事業を拡充していきましょうという評価です、外部評価は。これは十分理解できます。ところが、内部評価が、例えば財源が厳しくなったら、平等性に鑑み、航空運賃の10分の７に見直すことも必要であるというのは、これ拡充するんであればＡ評価ではないですか。生涯学習部長が言っているのは、拡充するんであればＡ評価ですよ。Ｃ評価になっているから質問しているんです。改善ということは、縮小していくということではないの。総合評価、Ａ、拡充、Ｂ、継続、Ｃ、改善、Ｄ、廃止、Ｅは完了です。この捉え方は、Ｃだと総合評価改善で、拡充しますということは矛盾しませんか。縮小していくということではないの、航空運賃は。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時25分）

再開します。

（再開＝午前11時32分）

◎生涯学習部長（天久珠江君）

内部評価につきましては、板倉区、白川町、台湾との交流に関して、城辺地域、下地地域のみが対象となっている本事業については、ふるさと納税や基金等を財源に充てられない場合、他の旧市町村との平等性に鑑み、交流に要する事業費を宮古島市小中学生姉妹交流事業補助金交付要綱で規定されている航空運賃の10分の７に見直すことも必要であると考えますという改善の評価をいただいております。

◎下地信男君

結論として拡充なんですか。それとも、縮小していくということなんですか。どちらですか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

台湾国際交流事業補助金については、令和５年度は補助率46％でしたが、令和６年度からは70％に増額しております。同様に白川町海山交流事業補助金についても、令和５年度は41％でしたが、令和６年度からは70％に増額しております。板倉区交流事業につきましては、財源は城辺地区児童生徒人材育成基金を活用していることから100％の補助率となっております。

◎下地信男君

今の内部評価がＣ評価、外部評価もＣ評価でしたので、これらの事業が縮小していくんではないかと、これ私の勘違いでした。ましてや城辺地域にはもう3,000万円の城辺地区児童生徒人材育成基金を充てているということもありますし、これから私は一つの特色ある事業を地域全体というのは、子供たちの平等性という観点から考えるとこれは考えられることだと思います。考えるべきだと。ところが、宮古島市でやっているこの特徴的な、特色のある事業というのを、またそれも消しちゃいけないと思うんです。市長が話をしている日本一子育てしやすい島、こういうのを考えるとやはりこういった特色のある事業を、子供たちが魅力を感じるような、あるいは経験して後々に自分の身になる、役に立つような事業というのは私はどんどんやっていくべきだと思うんです。ある意味子育てしやすいまちというのは、私は教育にかかっていると思います。だから、社会教育も含めて、学校教育も含めて後退があってはいけないと思うので、このＣ評価というのはいかがなものかと思って質問しました。生涯学習部長、社会教育というのは分野が広いですよね。ただ、広い分、やはり職員と一緒に膝を並べて議論することが必要だと思います。私は、いつも地区公民館の皆さん方に話を聞くと、なかなか中央公民館と地区公民館と言われるところに何か思いが一緒というか、違いがあるんではないかと思いますので、社会教育というのは地域のためにやるものだと、市民のためにやるものだということを押さえていただけるとおのずといい方向に議論が行くと思います。ぜひ取組をお願いします。

時間がないので、冒頭に戻って市長の政治姿勢についてお伺いします。少子化対策について、市長は日本一子育てしやすい島を目指して子育て応援宣言を発表されております。これらについて、今横たわっている家賃、物価高騰等の若者が住みづらい環境を改善した上で、さらに踏み込んだ対策を講じる必要があると考えています。具体的な取組を聞かせてください。

◎市長（嘉数　登君）

日本一子育てしやすい島づくりに向けては、行政のみならず、市民や事業者の皆様とも協働しながら、市の政策として様々な資源を総動員していく必要があると考えていることから、子育て応援宣言を基にして、今年度、宮古島市子育て支援条例の制定を目指すこととしております。条例案の策定に向けては、現在本市と県内外の自治体との子育て支援策に関する比較、整理を行っておりまして、その情報を基に子育てに関わる当事者の皆様を対象としたワークショップを開催し、市民の声を多く集めていきたいと考えております。今後、より有効な対策を構築するため、市民の声を多方面から集め、本市において真に求められる子育て支援策とその優先順位を明確にしまして、その実行を担保する条例の制定を目指していきたいというふうに考えております。

◎下地信男君

子育て支援策について条例を制定する、あるいは他地域との比較を整理していると。市民からの意見を最大限に活用するためにワークショップを計画しているということですけれども、本市の出生数はもう昨年度384名、２年連続の400人割れということで、いろんな施策を講じてもなかなか効果が出ないというのが実態ではないかと思いますけども、こういう全国的な少子化傾向の中では市の施策だけではなくて、やはり国の施策が重要になってくると考えています。国の少子化対策であるエンゼルプランからもう30年が経過した今でも少子化は加速している状況であります。今の状況を踏まえて、離島自治体の市長として国の施策に何を期待するのか、市長の考えをお聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

日本一子育てしやすい島づくりを進め、少子化の流れを食い止めるためには、下地信男議員ご指摘のとおり、これまでにない集中的かつ継続的、異次元の対策というものが必要になってくるというふうに考えております。国においても、こども基本法施行やこども家庭庁発足以来、予算面を含め、対策を強化してきていると認識しておりますが、本市の離島という特性、それから市民所得の状況、移住者の増加など、本市独自の実情やニーズに応じた国の支援が求められることから、まずは現行の補助制度の拡充などについて、これは直接国に働きかけていくことを予定しております。また、条例策定のプロセスの中で求められる子育て支援策を実行する上では、予算面や規制緩和といった様々な面での国の支援が必要になることが想定されるため、国との連携も深めてまいりたいというふうに考えております。

◎下地信男君

具体的な事業が市長の口から出なかったので、これ全体的な課題として、やはり国の政策と相まって市独自の事業をやっていくということになると思いますけども、今宮古島市は観光面でとても追い風です。全国的に宮古島市を知らないという人はいないぐらい宮古島市は観光地と認知されてきています。こういう時期だからこそインパクトの強い施策というのが打ち出せるんではないかと期待していますけども、市長、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。少子化対策も待ったなしと言われて、国のほうでもこども未来戦略加速化プランを立ち上げて、昨年度からですか、実施していくことになっていますので、こういった本格的な取組と併せて市独自の政策もしっかりと進めていただきたいと思います。

次に、子供の貧困対策について。令和６年度沖縄県こども調査の結果が公表されました。困窮世帯の厳しい生活が浮き彫りになっています。そこで伺いますが、本市の子供の貧困対策の現状についてお聞かせ

ください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

現在宮古島市では、子供の貧困対策事業として、子供の居場所運営事業、地域の体験活動等との連携事業、朝のｍｇｍｇ支援事業などを実施しております。子供の居場所運営事業は、市内に８か所子供の居場所を設置し、それぞれ生活困窮世帯や就学援助を利用する世帯でおおむね18歳以下の子供たちを主に平日の放課後の時間帯、これは14時から21時でございますけれども、に受け入れ、食事提供や生活指導、学習支援、居場所への送迎などを行っております。地域の体験活動等との連携事業は、子供の居場所を利用している児童生徒を対象として、地域の体験活動及び習い事に参加できる機会をつくり、活動の中で挨拶や礼儀、基本的な生活習慣を含めた指導などを通して、子供の自主性や自己肯定感を高めることを目的とした事業であります。朝のｍｇｍｇ支援事業は、自治会や老人クラブなどが主体となって子供たちの朝食支援を実施し、支援に関わる大人との交流を通して、子供たちが安心して暮らせる地域づくりの一助となることを目的とした補助事業となっております。

◎下地信男君

下地児童館で独自の取組として、子ども食堂というか、食事を作って与えているという事業をやっていますけども、やはり貧困という言葉が前面に出てしまうと逆にブレーキがかかってしまうような話がありました。現場でそういう話があった。近くにある下地上地市営住宅で階段の踊り場で子供たちがたむろしていると、夜の８時頃ですけど。この子たちは多分親が働いて、おうちにはいないのかということ。この子たち何とかできないかという話をすると、やはりまた取り立てて子供たちが貧困というところで、メッセージが伝わるとなかなか厳しいというのがあって、貧困対策というのは難しいなということを感じたんですけども、ただ沖縄県の調査では貧困層が暮らしが苦しいと、食料や衣服が買えなかったという世帯が2015年度に調査を始めてから以来、相当伸びているという話がありましたし、ひとり親の世帯の困窮層が65％まで伸びているということを考えると、本当に深刻な問題だなと受け止めています。これは、沖縄県全体で行った調査を基に話をしていますけども、もっと具体的に政策をするためには、より実態をはっきりとやはり把握する必要があるということで、これは県全体のそういった調査を基に市は取組を行っているわけですけども、宮古島市独自の調査というのは可能かどうか、これをお聞かせください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

このたび第３期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、令和６年度に下地信男議員ご指摘の実態調査が行われております。この調査では、市内の小学校５年生、中学２年生、高校２年生の児童生徒及びその保護者へ向けてアンケート調査を実施いたしました。この調査の結果として、４人世帯の場合の年収が260万円未満の低所得層において、平日の学校の授業以外の勉強時間が、全くしない、30分より少ないと答えた割合が40.2％、世帯年収360万円以上の一般層においては31.6％でした。また、授業が分からなくなった時期については、小学校１、２年生と比べた割合が低所得層で10.7％、一般層の5.7％に比べ高い割合になっております。このことから、貧困世帯の学習支援を含めた支援の必要性について再確認し、これまで取り組んできた対策の必要性を改めて裏づけるものとなりました。今後も宮古島市における子供の貧困対策をさらに充実させるための支援策を展開してまいりたいと考えております。

◎下地信男君

既に市の第３期子ども・子育て支援事業計画の策定にそういうアンケートというか、調査をしているという話ですけども、貧困の問題というのは行政が動かないと、多分これいかんと思いますので、ある意味行政がしっかりとやるということが大事かなと思います。今後とも取組をお願いします。

次の質問です。下地島農業基本計画、こういう計画があります。下地島空港残地の農業ゾーン85ヘクタールを新たな高付加価値農業を推進するために計画を策定していますけども、これ平成24年の２月に策定されています。13年前です。この地域計画の進捗状況についてお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

下地島農業基本計画では、85ヘクタールの農業的利用ゾーンにおいて基盤整備を行い、従来のサトウキビ主体から農業用水を利用した高付加価値農業を推進する計画となっております。現在の進捗としましては、基盤整備事業の計画が停滞している状況にあります。要因としては、農業的利用ゾーン以外の県有地の農地を耕作している農家、特に土地を明け渡すことで農業が継続できなくなる方と沖縄県との間で現在も土地の明渡しについての合意形成が図られていない状況であることです。このことから、農業的利用ゾーンの配分等を含めた農地運営の見通しが立たず、計画を進められない状況にあります。

◎下地信男君

農林水産部長、これは残地の農地の明渡しが合意されない限りはこの事業はできないということですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

土地改良事業の要件としまして、まずは受益農家の申請と同意が基本となりますので、今の市が持っている状況では基盤整備は進められないものと考えております。まず、土地改良事業の目的になじまないということです。

◎下地信男君

こういった明確な判断材料があるのに、13年間もほったらかしだったということになるんですかね。

次の質問ですけども、下地島での耕作の継続を要求する農家の会、これ伊良部の皆さん方です。この農業ゾーンに期待を寄せています。これは、もうやらないということだから、期待されても困るという話ですよね。この質問は割愛いたします。

次に、観光振興について、観光の施策について。2024年度の観光入域客が119万人と過去最高になりました。量より質へと観光形態の転換を目指す本市において119万人というのは、この数字をどう捉えているか、市長の見解を伺います。

◎市長（嘉数　登君）

平成27年度までは年間で40万人程度だった本市の入域観光客数は、これは伊良部大橋の開通をきっかけにしまして認知度の向上や下地島空港の開業、それから宮古空港における直行便の大型化など、官民が一体となり観光振興に取り組んできた結果、コロナ禍に一時落ち込みましたが、令和６年度の入域観光客数は過去最高の119万人を記録しております。その一方で、ごみや水等のインフラ需要の増加、市街地の混雑により住民生活へ影響が出るなど、観光に付随する様々な課題も顕著化してきておりまして、本市が掲げる量から質への転換により、持続可能な観光振興を図るため、観光の将来像を設計する必要があると考えております。こうした状況認識の下、本年度の施政方針にございます、人・食・音楽で観光客のおもてなしをコンセプトに、本市が持つポテンシャルを最大限に発揮し、観光の効果を市民生活に還元することな

どの量から質への転換を図ることを目的とした宮古島市観光振興ビジョン、これはまだ案ですけども、それの策定をする予定でございます。策定後は、観光振興ビジョンに基づきまして、第３次宮古島市観光振興基本計画をこれは前倒しで策定いたしまして、観光地域づくり法人、ＤＭＯや観光関連事業者等と連携しまして、計画に基づいた取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

◎下地信男君

もうちょっと聞きたかったんですけど、目指す観光入域客数というのは200万人ですよね、今。ここまで119万人まで来ていると。空路で来ているのが多分94万人ぐらいでしたか、そういう話がありました。これの倍となると、今の状況の２倍の観光客が市内に、あるいはこの島に流れてくるんですけど、今でさえなかなか厳しい状況であるという、オーバーツーリズムという言葉がいろんなところで言われていますけども、やはり見直していくんですか、200万人という数字は。

◎市長（嘉数　登君）

現在、観光振興基本計画で位置づけられております年間200万人という数ありきではなくて、量から質ということで申し上げておりますので、例えば宿泊数ですとか観光消費額というふうな、地元にもどういう効果が及ぶのかというところをＫＰＩにして定めていく必要があるというふうに考えております。

◎下地信男君

119万も来ているので、宮古島市は、市民は豊かになったなと実感できるような、そういう施策をぜひお願いしたいと思います。

次に、農畜産業振興について。肉用牛の飼料が高止まりしているということで、粗飼料の代替として地元の資材を活用した安い飼料を開発したいという話が当時農林水産部長からありましたけども、今サトウキビのバガス、トラッシュを活用してそういう粗飼料を作るという技術が、この提案がありました。私たちの議員会派でありました。高温高圧の水蒸気で加工する蒸煮という技術を使っているという話なんですけども、北海道の北見市で実績があるようです。廃材、木材を活用して飼料を作ると。これ宮古島市の畜産農家もバガスあるいはトラッシュで作った飼料を牛に試験的にあげてみたけど、食いつきもいいという話がありました。そのことについて、バガス、トラッシュを活用した有効な飼料作りに取り組めないか、市の見解についてお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

バガスの活用につきましては、民間で実証実験を行っている企業があり、聞き取りを行っております。バガスに糖蜜、乳酸菌発酵副産液を混ぜ、ラップし、２か月間発酵させ、粗飼料の一部をバガスで代用し、24か月肥育した結果、肉質はＡ５で一定程度の成果は出ているとのことでありました。現在は、バガスに泡盛かすを混ぜて発酵させ、栄養価を高め、成分分析を踏まえて、購入飼料の栄養成分の一部代替により、コスト削減できないか実証を行っているとのことでありました。市としましても、バガスを活用した代替飼料の生産については、飼料価格の高止まりで逼迫している畜産経営に寄与すると考えておりますので、成分分析の結果等を踏まえて、飼料生産体制づくりの可能性を調査してまいりたいと考えております。

◎下地信男君

農林水産部長、ぜひ進めていただきたいと思います。製糖工場のトラッシュ、これを畑に還元する取組がされてきましたけども、逆にまいた土地の養分が吸い取られるという、そういう現象が起きているとい

うことで、トラッシュ厄介者だという話なので、これが活用できると一石二鳥という形になっていくんではないかと思います。

最後に、道路行政について。市道の街路樹、これ県道も市道もそうですけども、もう木が大きく成長して、根っこが植栽ますとか歩道に亀裂を生じさせるぐらい大きな木に成長しています。なかなか市民からこれ何とか対応してほしいという、歩道も歩けないよみたいな苦情がありますけども、これについてこの間、県の道路管理課と意見交換しましたけども、間引きしたほうがいいんではないかとかいろいろ案が出ました。それを踏まえて、市ではどういうふうな対策を考えているのかお聞かせください。

◎建設部長（下地睦子君）

下地信男議員お尋ねの街路樹の問題につきまして、本市も確認をしておりますし、苦慮しているところでございます。街路樹や歩道の維持管理については、沖縄県が令和５年３月に策定した街路樹植栽・維持管理ガイドラインや歩道の幅員が道路構造令に適応しているか確認し、歩道の幅員確保が必要な箇所については植樹帯の撤去も含め検討し、道路の適正管理に努めてまいります。具体的に申し上げますと、歩道幅員は２メートル以上必要となっております。植樹帯や植樹ますによって幅が減少している、影響が出ているような箇所については、植樹帯の撤去などを進めていきたいという考えでございます。

また、県道について道路管理者であります土木事務所にも確認しております。県としましても、県管理道路における街路樹の根による歩道等の亀裂、落下した木の実等による通行への支障については認識しているところとのことです。今後、優先度や予算の状況を踏まえ、市とも連携し、補修や清掃作業の実施に向けた検討を進めてまいりますとの回答でございました。

◎下地信男君

場所によってはもう電線まで届いてしまって、大きな木が。それを心配する市民もいらっしゃいますので、ぜひちゃんと調査をしてやっていただきたいと思います。

生涯学習部長、ちょっと言葉が荒くなってしまいましたけども、ぜひまた今後頑張って社会教育を盛り上げてください。

◎市長（嘉数　登君）

大変申し訳ありません。先ほど下地島農業基本計画の取扱いについての質問がございました。誤解のないように申し上げておきます。この計画の取扱いですけども、沖縄県と地元の農家の同意に基づく土地利用方針が決定していることが前提となりますけども、下地信男議員のご指摘のとおり、基本計画の策定から10年以上経過しているという事実もございますので、これは見直しも含めた内容の検証は必要だというふうに考えております。

◎下地信男君

これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地信男君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時03分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎長崎富夫君

通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、自由民主党、西田昌司参議院議員は、５月３日の憲法記念日に自民党沖縄県連が共催し開かれた憲法シンポジウムの講演で、ひめゆりの塔の説明書きについて、日本軍がどんどん沖縄に入ってきて、ひめゆり隊が死ぬことになっちゃった。そして、アメリカが入ってきて沖縄は開放された。そういう文脈で書いている内容だったとした上で、ひどい歴史の書換えだなどと発言した。さらに、県の沖縄戦教育についても、ここまで間違った歴史教育は京都でもしていない。沖縄の場合は、やはり地上戦の解釈も含めて、かなりむちゃくちゃな教育をされていると述べております。まさに沖縄県民や戦争で亡くなられた方々を侮辱した許せない発言であります。私も戦後生まれでありますが、沖縄戦の歴史教育について、むちゃくちゃな教育を受けてきたと思っておりません。ひめゆり平和祈念資料館の普天間館長は、西田昌司議員の指摘した内容について、ひめゆりの塔の資料館の記述には一切ない。史実や歴史に誠実に向き合って発言してほしいと語っております。琉球新報、沖縄タイムスで掲載されている沖縄戦争体験者の語り部、沖縄戦80年、「戦世ぬ沖縄」、「語れども語れども」などなど、残念ながら日本軍に助けられた戦争体験者の証言が全くと言っていいほどありません。戦争体験者の証言からしても、軍隊は住民を守らないことがはっきりしております。戦後80年、間もなく沖縄慰霊の日がやってきます。一連の西田昌司参議院議員の発言について、市長の見解をまずお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

日本で唯一大規模な地上戦が展開された沖縄戦では、県民の４人に１人、これは約９万4,000人という多くの貴い命が失われ、その中には宮古島出身者3,438人、うち多良間島出身169人も含まれており、平和の礎にお名前が刻印されております。西田昌司参議院議員の発言は、沖縄戦の戦没者やその遺族、戦争体験者だけでなく、多くの沖縄県民の心を深く傷つけるものであり、大変残念に思っております。私は、戦後80年が経過し、戦争体験者の証言を直接聞く機会が減少している今、戦争の悲惨さを風化させず、沖縄戦の実相を後世へと語り継ぎ、恒久平和の実現に向けて真摯に取り組むことが、現在を生きる私たち一人一人が担うべき責務であると考えております。

◎長崎富夫君

次に、法定外目的税、宿泊税についてお伺いします。本市は令和３年度の施政方針で、環境の保全と持続可能な観光の両立に向けて入島協力金制度創設の検討を掲げております。県は、2026年度を目標に観光目的税を導入するとしておりますが、これは宿泊者への二重課税、自治体との配分額に課題が残るとして、いわゆる観光目的税については観光振興に限定する目的ではなく、使途を限定しない普通税の検討も視野に入れているようであります。離島市町村からの要望などを踏まえて、県民を課税対象外とする仕組みに向けて幅広い可能性を探るということを言っております。市長は、観光目的税のシンポジウムにパネリストとして参加し、宿泊税を早急に導入するべきだと強調されております。まずは宿泊税を走らせてみるこ

とが大事。一部の市町村では、独自導入を検討する自治体もあるようですが、決してよいことではない。あくまで県と同時に導入することが望ましいとの考えを示しております。そして、宮古島市では道路などのインフラ整備に加え、受入れ態勢に必要な二次交通導入等々に向けて議論を進めているようでありますが、人材育成にも活用していきたいと述べております。午前中の我如古三雄議員への市長のお答えで市長の考え方については理解できました。これまで県と足並みをそろえていた北谷町、本部町、恩納村は、県の方針転換について、県と方向性が全く違うため一緒にできないとし、３町村で連携し、宿泊税導入に向けて県とは別に進めていくという方針のようですが、石垣市も非常に困惑している、納得できないとしております。しかし、去る６月３日、美ぎ島美しゃ市町村会では早期導入に向けて知事に要請しております。これは、石垣市を含めた先島５市町村が県と統一した導入を目指すということになるのでしょうか。市長のお答えをお願いいたします。

◎市長（嘉数　登君）

令和７年６月３日に宮古・八重山圏域の５市町村の首長で構成する美ぎ島美しゃ市町村会にて、これは玉城デニー知事と中川京貴議長宛て、離島における観光目的税（宿泊税）の早期導入を求める要請書を提出いたしました。この宿泊税の導入に関しましては、総務省から県と市町村が足並みをそろえるようにという指導があることや、本市だけではなく県全体で持続可能な観光を目指していくことが望ましいと考えるため、県へはこれまで議論を重ねてきた目的税として統一した導入を求めております。

◎長崎富夫君

そこで、私ら市議会は、離島住民の負担を減らすため、沖縄県内の離島に住所を有する者は、宿泊税課税対象外とするとの意見書を全会一致で決議し県に要請しております。県に対しては総務省から、事例がないから県民免除は難しいとの回答があったようですが、そのことについて市長の見解と今後の対応、お願いいたします。

◎市長（嘉数　登君）

本市議会から県に提出されました意見書に対しては、令和７年２月25日、県から本市議員へ説明会が開催されまして、宿泊税を先行導入している自治体の事例を踏まえながら、課税免除対象の拡大についての検討、それから離島住民の負担軽減につながる使途事業についての検討などを行い、これは当初６月定例会への上程を目指す旨説明されておりました。しかしながら、４月の県知事定例記者会見において、県民を課税対象外とするため、法定外普通税での検討も実施するという旨の発言があり、６月定例会への上程も見送られております。その後、県と総務省において県民免除に関する協議が行われ、総務省からは、今長崎富夫議員ご指摘のように、難しいといった回答があった旨は我々も６月７日、８日の新聞報道等で承知しております。一方、県市長会では６月11日に県に対しまして、これまで議論を重ねてきた法定外目的税の宿泊税の早期導入に向けて取り組むこと、それから課税免除を学校教育の一環として行われる活動に対しても対象とすること、県が普通税での導入を目指す場合は、目的税での導入を前提に調整を進めてきた市町村の取組を支援すること、この３項目を要望しております。その際、大城肇副知事が対応していただいたのですけれども、９月定例会への議案提出について作業を進めていること、それから来年度中の導入について前向きなコメントがございました。引き続き県と調整を重ね、本市も同じく９月定例会への議案提出を目指して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎長崎富夫君

離島に住所を有する住民の宿泊税課税対象外とすることをぜひとも県には強力に要請していただきたいと思っております。

次に、宮古島市の住宅不足及び家賃高騰対策についてお伺いします。宮古島バブル、2018年から起きている現象であるようです。本市への観光客が100万人を突破した年でもあるそうです。2015年の伊良部大橋開通、2019年の下地島空港ターミナル開業でホテルやアパートの建設ラッシュが起き、地価も高騰したとしております。さらに、千代田の陸上自衛隊駐屯地、宮古島市役所の新庁舎建設などにより、不動産会社の話によりますと、建設関連企業従業員の社員寮としてのアパートの借り上げ、新築ホテルの進出企業の従業員などを想定したワンルーム型のアパート、そのことが住宅不足や家賃高騰の原因になっていると思われるということをおっしゃっております。今、民間のアパートの家賃が１ＤＫで８万円から10万円、２ＬＤＫで好条件ならば15万円から20万円するそうです。東京並み、それ以上と言われております。30代後半の市民からこういうご相談がありました。３人目の子供が生まれた。もう少し広い部屋に引っ越したい。しかし、２ＬＤＫで15万円以上と言われ、今は断念している。行政でもこの家賃高騰に対して何とか解決策を講じてほしいという切実な訴えであります。家賃高騰について、本市はどのような対策を取られるのかお答えください。

◎建設部長（下地睦子君）

市の対策といたしましては、既存ストックである市内でも増加する空き家を住宅不足解消に活用するため、昨年度市内全域調査を行い、所有者特定及び特定できた物件につきましては、アンケート送付にて簡易的な意向調査を実施いたしました。調査の結果、空き家と思われる物件が813件確認されておりますが、そのうち所有者を特定できた件数が163件と、全体の８割の物件の所有者が特定できていないことから、今年度も継続して特定作業を進めております。今年度の予定としましては、所有者特定作業と並行して民間による空家等管理活用支援法人との協業にて意向調査及び空き家の有効活用につなげられるよう業務を実施してまいります。また、意向調査につきましては、委託費としまして空き家リユースサポート事業として委託料500万円を今年度予算として計上しております。加えて、民間賃貸住宅の供給不足や建設費高騰などの課題につきましても、島内の様々な業種の事業者と意見交換を行い、課題解消に向けて取り組んでまいります。

◎長崎富夫君

次に、新し尿等処理施設についてお伺いします。

この４月の供用開始された新しいし尿等処理施設で一部の工事に不備があることがマスコミで報道されました。受注業者から市に仕様書とは別の床材が使われているとの報告があったとのことですが、業者から報告があるまで市や施工監理者も工事の不備を全く把握していなかったということですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

今年３月、施工業者から電気室の床材、これはフリーアクセスフロアという形態のものですが、これに関する資材承認願を施工業者が市に提出すると同時に、沖縄県下水道事務所が定める電気設備工事一般仕様書のほうに耐荷重の記載があるんですが、これを見落として一般的なフリーアクセスフロアの資材を調達済みであるということ、それから適正資材の発注が遅れたために工期が間に合わないということについ

て市のほうに報告を受けました。先ほど長崎富夫議員のほうから監理業者、そちらも把握していなかったのかということですけども、監理業者も同時に報告を受けていまして、したがいまして市のほうも、それから監理業者のほうも資材が違うということに関しては業者のほうから申出があるまでは気がつきませんでした。

◎長崎富夫君

受注業者から報告があったのは３月下旬ということは、施設の工事に仕様書とは別の床材が使われていることを市は工事の完了検査前に把握していたということですよね。にもかかわらず国に工事完了を報告し、補助金を受けております。工事完了検査の日付と検査はどこが行ったかお伺いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

問題となっているものはプラント電気工事なんですけども、これに関する完了検査は令和７年３月28日から30日までに現場確認を行いまして、３月31日付にて検査調書が作成されております。検査の担当は、総務部の契約検査課となります。

◎長崎富夫君

これ仕様書で示された床材に対して使用されていた床材は耐久性に問題があると、これは業者からの報告があったということですね。しかし、同施設の運用に大きな影響がないと判断し、防衛省に完了を報告しております。検査は建築工事仕様書に基づき、施工監理者も含めて厳密に行われることと思っておりますが、施設の運用に影響はないと判断したのは市ですか、受注業者ですか、施工監理者なのか。また、影響がないと判断した根拠、これもお示しください。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

新し尿等処理施設の電気室の床材は、市が定める仕様書では単にフリーアクセスフロアとのみ示しており、沖縄県下水道事務所が定める電気設備工事一般仕様書において、フリーアクセスフロアは１平方メートル当たり耐荷重が6,000ニュートンであることが示されております。これは、重量にしますと612キロに相当する荷重がかかるということが想定されておりますが、これは機械の修繕や入替えの工事の際に、その耐荷重が必要ということの性能であります。電気室の機械は、スラブ床に直接固定されていますので、床の上は当面は作業員が歩くのみですので、供用開始には異なる資材でも機能上、性能上は問題ないということから、軽微な手直しというふうに判断しております。異なる資材で工事を一旦完了させた後に手直し工事を直ちに行うということは、施工事業者からの提案ではありましたけども、それでよしとするかどうかについては市と工事の監理業者の間で協議しまして、扱いを市のほうで判断いたしました。

◎長崎富夫君

市では完了検査後、防衛省に軽微な手直しが必要と報告しております。工事完了検査後も軽微な手直しであれば、その補助金を活用して施工することは可能なのか。でなければ、市の単独事業になるのか、この辺お聞かせください。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

手直し工事は、適正な資材を用いて工事のやり直しをさせるものですので、別途財源を問わず工事費を充てるものではありません。

◎長崎富夫君

今の答弁で、市の手直しに関しては市の単費事業ではないということで理解してよろしいですね。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

長崎富夫議員ご指摘のとおり、単費事業ではございません。

◎長崎富夫君

確認しますが、耐久性に疑問が残る床材を使用したままの状態で同施設は供用開始され、稼働しました。一部の手直しなどで工事の不備を隠した不正な補助金受給にこれは間違いないですね。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

手直し工事は軽微なもので、短期間で終わるものと見込んでいましたことから、沖縄防衛局に報告の必要はないというふうに判断しておりましたので、不備を隠す意図はございません。しかし、手直し工事の完了を待たずに合格通知を出した点においては、不適切な事務だったと反省しております。

◎長崎富夫君

ただいまのご答弁で、不備を隠したことはないということなんですか。不備を隠したことはないが、不適切であったということ。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

すみません。ちょっと説明が早口だったようです。不備を隠したことがないのではなくて、不備を隠すという意図がなかったということでして、隠したことはないということで、そういう意図がないということでございます。

◎長崎富夫君

その後で防衛省は、完了確認は市が行うものだが、手直しが生じた場合はその手直し完了を確認した上で、完成検査を了として補助金事業等実績報告書の提出を行うべきとの見解を示し、補助金返還等の可能性については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に基づき適切に対応していくと、防衛省がこういうふうに述べています。法に照らして補助費の返還はあり得るのかお伺いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

現在のところ、補助金返還等について、沖縄防衛局より特段のお話は受けておりません。

◎長崎富夫君

今月10日に床材の手直し工事は完了したと新聞等でも報道されております。しかし、このような事務処理があってはならない。一番行政の基本的なことです。再発防止に向けて、今後の市の対応をお伺いします。

◎副市長（砂川　朗君）

再発防止に向けた対応でございます。今回の案件は、施工業者が関係図書に定める仕様の確認を怠ったこと、工事監理業者も工程管理及び仕様確認について契約上の責務を十分果たさなかったことに端を発しておりますので、施工業者や監理業者には仕様書確認及び工程管理を確実に行うよう指導するとともに、市としましても資材承認や工程管理のチェック体制や報告の手順書をいま一度確認し、徹底してまいります。また、市が行う工事検査合格通知の交付等については、完了見込みによる事務を一切行わず、確実な完了を確認してから行うことについても徹底してまいります。

◎長崎富夫君

この件については私のほうでは終わりますが、また後で同僚議員から質問があるかと思います。よろしくお願いいたします。

次に、久松漁港の埋立地の活用についてお伺いします。この漁港埋立事業は昭和62年、1987年に久松漁港施設用地利用計画により整備されております。埋立てから38年経過します。これまで定例会でご答弁された内容などの確認を含めてお伺いいたします。平成21年、定例会で当時の市長はこの件について、久松漁港の埋立用地は漁港環境整備施設用地と漁村再開発施設用地として埋め立てた。今後、地元漁業者の意見を聞きながら県と協議、活用に向けて検討するとお答えされました。しかし、一向に協議をすることもなく、進展が見られなかったので、平成25年に再度ご質問しました。当時農林水産部長は、平成24年に久松漁港事業計画の意見交換会を久貝、松原両自治会会長及び漁業関係者で行ったが、特に地元からの要望はなかったとお答えしております。そもそもこの埋立事業は、久貝、松原両自治会から要望した事業なのか。整備後、地元からの要望がなかったから市は何もやってこなかったということになるのか、お答えください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

ご質問の用地につきましては、昭和62年に旧平良市が埋立拡張整備に着手しております。用地利用計画については、当初漁船保管施設用地、漁具保管修理施設用地、野積み場用地、加工施設用地、漁村再開発施設用地という用途で位置づけられました。埋立拡張整備後、利用計画の見直しに伴い一部用地の利用計画変更を行っております。本来土地利用計画については、定期的な意見交換を行いながら、必要に応じて計画見直しを行うところでありますが、平成24年５月に行われた意見交換会における地元からの要望なしを最後に開催されていない状況となっております。以降においても地元からの要望等もなく、市としても用地利用計画の見直しの必要性、緊急性がないと考えていたため、現在に至っているという状況でございます。

◎長崎富夫君

平成24年度以降、現在まで地元の意見交換会は全く行っていないということになるかと思いますが、この件について地元との意見交換会、これは予定されているかどうかお聞かせください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

前回の意見交換会から13年が経過しております。そのため、改めて今年度中に地元関係者の皆様へ意見交換会の開催を提案していこうと考えております。

◎長崎富夫君

この件につきまして、これ平成25年ですか、農林水産部長はこうも述べております。今後の利活用については、宮古島市地域防災計画の中での緊急海上輸送ルートの物資保管用地として利用する計画であるということをご答弁されております。その計画について地元にはご説明したのかどうか。計画の内容につきましては、先ほど聞き取り調査の中でいろいろお話を伺いましたので、内容についてはお答え要りません。地元にご説明したのかどうか。この計画が変わった場合に、やはり地元には説明するべきだと思いますので、この地元の説明、これはなされていますか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

この用地につきましては、久松漁港の土地利用計画の中で漁港環境施設整備用地として整備されており

ます。用途としては、災害時において避難または緊急物資の一時保管場所に利用される用地と定められております。現在、宮古島市地域防災計画の中では、当該用地が指定場所として登録されておりませんが、災害時において緊急物資の一時保管場所として活用する用地と考えております。今後は、災害時には一時保管場所として活用することはもとより、平時における用地活用についても地域の方々と協議を行っていく予定でございます。

◎長崎富夫君

農林水産部長、私が何でこういうことを聞くかといいますと、その物資保管用地は全体なのか、あるいは限定されているのか。というのは、漁船が係留している。どこでも係留して、どこでもしていいということではなくて、係留していますよね、岸壁辺り。そこで緊急になった場合に漁船などがついているところ、岸壁、その辺はやはり確認しておかないと、これはちょっと災害のときにどうなるのかなという懸念したもんですから、このことを聞いております。この部分はこういうところですよということは、漁業者の皆さんにもこれは伝えるべきかなと、説明するべきかなと思っていますので、ぜひこの辺よろしくお願いいたします。この質問については、質問するたびに利用計画が変わるんです。当初は漁港環境整備施設用地と漁村再開発施設用地、平成25年には先ほど言ったように災害に関するものです。災害に関する物資保管用地。その後、令和４年の農林水産部長答弁では漁具保管修理施設用地及び加工場用地として整備してある。その後、平成16年度の漁港施設利用計画変更によって漁港環境整備施設用地に変更した。何か難しいです。質問するたびにこの利用計画変わっているもんですから、これ最終的に何が本当なのかなと。当初の計画に漁村再開発施設用地が含まれていたんですが、平成16年の計画変更で当初の計画からこの用地が抜けている。漁村再開発施設用地の事業計画には漁民住宅整備が入っていたと。これは、地元の先輩議員からお聞きしております。先日の久松のハーリー会場で、その地域で、その先輩方から漁村住宅も含めてこの埋立地を宮古島市はどう利用するのか、活用するのか話題が出ました。当初計画に漁民住宅の整備計画があったかどうか、この辺お答えください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

この用地は、資材置場として使用されておりますが、利用計画上、現在も漁村再開発施設用地として位置づけられております。土地の利用形態については、平成24年６月定例会において議員からの質問に対して、当時の農林水産部長より、漁村再開発施設用地については、分譲の漁民住宅あるいはシーフードレストラン、資料館、休憩所等の施設用地としての利用は可能であるとの答弁をしております。漁民住宅整備については、現在も建築可能な用途となっておりますが、市として整備予定はございません。今年度中に地域住民及び関係者を含めた意見交換会を開催し、民間活力導入も視野に入れた用地活用について協議をしていければと考えております。

◎長崎富夫君

ところで、フェンスで囲まれた敷地がありますよね。これは、本市が関連しているとお伺いしていますが、敷地内に車のタイヤが置かれていたり、一部赤土が敷き詰められております。ヤギまでおります。漁村再開発施設用地内が赤土で整地されていることに、市が何がしかの事業を計画しているのか、住民から問合せがありました。どうでしょうか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

フェンスに囲まれた敷地については、伊良部大橋建設時において、建設資材の一時保管場所として使用されております。安全管理対策として用地の一部をフェンスで囲い、利用した経緯がございます。現在この用地について、市としては整備計画はございません。隣接地にて農村再開発施設用地を資材置場として利用している業者より、借地料の減免理由として当敷地の草刈りを申し出ていたため、定期的な除草を条件に一部減免している状況です。フェンス内にはヤギがおり、タイヤ等も置かれていることから、再三撤去を指示しておりますが、いまだ指導に従っていない状況でございます。当該業者につきましては、使用許可及び減免措置の解除を含め検討してまいります。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後２時10分）

再開します。

（再開＝午後２時10分）

◎長崎富夫君

分かりました。当面は多目的な利活用を考えているようですが、その活用方法、多目的利用とはどういう活用の仕方を想定しているかお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

令和４年３月定例会において当時の農林水産部長より、漁港でのハーリーなど行事の際には駐車場としての利用は可能となっています。当面は、多目的な利用での利活用を考えていきたいというふうに考えておりますと当時答弁しております。現在、臨時駐車場としての利活用をメインとしながら、引き続き地域の皆様と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

◎長崎富夫君

今のご答弁、駐車場的なことを考えているとのことですが、今その東側の岸壁に多くの車が駐車しております。どうやら伊良部大橋から見える南側の砂地、久松地域では通称タカユニと呼んでいますが、に観光客を運んでいるようであります。住民から漁業者とのトラブルになりかねない。水産課はこのことを把握しているのか。市が駐車場として許可しているのか問合せがありました。お答えください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

岸壁の背後につきましては、貨物等の積卸しのための駐車以外、駐車スペースとしての利用はできません。引き続き漁港を管理している宮古島漁業協同組合を通じて周知、指導を行ってまいります。

◎長崎富夫君

この件最後なんですが、埋立地の利活用については、これまで地元から具体的な案が出なかったため、改めて久松漁港の漁業関係者から要望があれば提案していただき、要望内容に沿った利活用を考えていると、これは令和４年にお答えがありました。これはまるで他人事のようです。この事業は、その事業の用途や計画を策定し、関係機関に申請し、きちっとした計画図面、これは私持っていますが、これに沿って埋め立てたはずであります。地元が要望しないから、今後は何もやらないみたいな感じなんですが、少なくとも現在の事業計画、これにつきましては関係者と調整しながら、どういう事業が導入できるか、ここでしっかりと地元の漁業者や自治会及び関係者にしっかり説明してください。短くお答えお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

当該地域については、長崎富夫議員ご指摘のとおり三十余年利活用が図られていないということがございました。地域からの要望がないということでこの間利用されずにきておりますけども、地域からの意見を待つだけではなくて、市から提案できることがあれば我々のほうからも提案し、地元の理解を得る形で利活用を図っていきたいというふうに考えております。

◎長崎富夫君

ぜひよろしくお願いいたします。

次に、農振除外についてお伺いします。令和７年度は、農振除外地域の全体見直しが行われると伺っております。市は、農振地域の総合見直しについて、権利者の申請に基づき、農地の勾配等や生産性が低い農地、非農地証明を取得している土地について、関係法令など国が示す農業振興地域制度に関するガイドラインなどを踏まえて沖縄県に必要性を強く要望しているということで述べております。私の地元なんですが、この数十年間で急速に市街地の形成が進んでおり、それに伴い道路沿いに住宅ができ、農地に入れない地域が多々あります。近年のサトウキビは９割以上ハーベスターの刈取りで、そのハーベスターなどが入れない農地があります。ハーベスターが入れる農地でも、刈取りの際地域住民から苦情があり、関係者はその対策に困っているようです。高齢者農家は耕作意欲を失い、農地の遊休化が進んでいる。特に県営久貝団地東側の徳州会病院の西側の遊休地が多々あり、典型的な事例ではないかなと思っております。地権者の方々から農振地域の見直しができないかとの相談を受けております。お伺いしますが、１点目に農振除外申請の受付の経緯と申請期限についてお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

申請による農業振興地域整備計画の見直しは、おおむね５年に１度の基礎調査に伴う見直しと経済事情の変動その他の情勢により必要が生じたときの見直しの２種類がございます。県が制定した市町村農業振興地域整備計画変更処理要領には、おおむね５年に１度の基礎調査に伴う見直しを全体見直しといい、経済事情の変動その他の情勢により必要が生じたときの見直しを一部見直しというと記載されております。全体見直しでは様々な目的で農用地区域からの除外を要望することができ、一部見直しでは主に住宅等の限られた目的でのみ農用地区域からの除外を要望することができます。全体見直しについて、前回は総合見直しと称して令和２年度に除外要望等の受付を行い、令和５年度に完了しております。今回の全体見直しの受付の流れとしては、市の農政課配布、または市のホームページ掲載の要望書様式を記入し、必要書類等を添付の上、農政課へ提出していただきます。受付期間は、令和７年７月１日から令和７年８月29日としております。令和９年度末を見直し完了予定の目標としております。また、一部見直しについては、受付の流れとしては、市の農政課で配布している様式を記入し、必要書類等を添付の上、農政課に提出していただきます。一部見直しの受付期間については、今年度は令和７年10月までを期間としておりまして、その後全体見直しの完了が見込まれる令和９年12月頃から受付を再開していく予定でございます。

◎長崎富夫君

この受付申請、例えば地権者の代理や行政書士とか、または自治会で取りまとめて申請することは可能ですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

全体見直しの要望の申請者は、農用地区域からの除外の変更に係る土地を利用する者を申請者とするよう求めており、それに加え、土地の所有者の同意書の添付を求めております。代理での申請につきましては、書類提出等の手続については代理人でも構いませんが、その場合でも申請に係る土地を利用する者が申請者として要望書に記載していただくことになります。自治会での取りまとめ申請につきましては、過去にも自治会内の土地の一部をまとめて申請した事例がございますが、現在の農用地区域の除外要件に照らして判断すると、具体的な転用計画となっているか、必要とされる面積から見て過大な除外になっていないか等の視点から、現実的な除外方法ではないと考えられます。申請は可能ではありますが、事前に担当課に確認をして内容を検討することが望まれます。

◎長崎富夫君

農振除外区域の決定はいつですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今回の全体見直しについて、農用地区域から除外が決定するのは令和10年２月頃を予定しております。ただし、見直しの作業状況によりまして、時期が変動する可能性がございます。

◎長崎富夫君

次に、新城海岸の管理についてお伺いします。

昨年、県の担当者からの説明では、県の海岸法ではマリンレジャー業者に制限はかけられない、市の条例に新城海岸を追加し規制を行ったほうがよいという説明がありました。しかし、市では管理者である県がパラソルレンタル業を無許可で行っているマリンレジャー業者を退去させた後、市が改めて海岸管理条例に基づき、事業者公募をして管理に努めたいということを市は述べております。市と県の考え方に相違があることから、双方で十分に議論していきたいということをおっしゃっております。市議会でも新城海岸の管理権限を沖縄県から宮古島市に円滑に移管するにあたって宮古島市の意見を尊重するよう求める意見書、これ全会一致で決議しました。梅雨も明け、本格的な海のレジャーシーズンに入ります。県との調整どうなっているかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

新城海岸の管理につきましては、昨年６月に県農村整備課、宮古農林水産振興センター、市の観光商工課、みどり推進課、財政課において話合いを行っております。この話合いの中で市といたしましては、同海岸の県からの移管の条件として、同海岸で営業を行う無許可の事業者に対して、県において完全立ち退きを求め、本年10月までの期間において同事業者が営業していないことを前提にし、最終的に県と市が確認した上で移管に関しての協議に応じる意向を伝えております。しかしながら、その後、移管の話合いの中で、県と市の海岸の占用に対する意見の違いなどがあることから、まずは協議前の事前調整をする予定としております。

◎長崎富夫君

夏場のピークになりますと、畑の周辺で路上駐車し農機具が入れない状況が起きているという、昨年これは農家の皆さんからの苦情があったそうです。路上駐車して農作業に支障を来していることについて、その路上駐車、解決されましたか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

新城海岸に係る道路において、駐車場不足による路上駐車が発生し、農作業車や緊急車両等の妨げになっていたことから、担当課では路上駐車が発生した場所を中心に道路にセンターポールの設置や注意喚起の看板を設置しております。また、市内の観光事業者向けに同海岸の駐車場不足の注意喚起を文書で通知するなど対策を講じてまいりました。これにより多少の改善はあったと認識しております。ただし、これから観光繁忙期を迎える中で、さらなる対策が必要なことから、引き続き近隣の農家の皆様に支障が出ないよう解決策を検討してまいります。

◎長崎富夫君

次に、水需要の対策についてお伺いします。

昨年、民間の総合研究所が本市の水問題について調査レポートを出しました。観光客の増加、リゾート開発などによる大型ホテルの建設ラッシュで水不足が懸念される。リゾート開発などによる水需要の増加は想定を超え、2030年には水不足になる可能性を指摘しております。本市の観光商工課のまとめによりますと、2024年度の入域観光客数は過去最高の119万人となり、2023年度を25万人上回っているということです。宮古島市の人口が約５万4,000人で推移するとして、昨年度からすると観光客が１日3,300名、これに加えて出張者や仕事関連など滞在しているいわゆる関係人口が約１万余と言われております。合計して７万人の人口が常時宮古島市にいることになります。これは今後も増え続けることが予想されますが、それに対応できる供給可能な水の確保、十分でしょうか。お伺いします。

◎水道部長（砂川　勤君）

本市において、観光需要の増加に対する水需要については、令和13年度までの水道計画で対応可能であるとしております。長崎富夫議員おっしゃるとおり、関係人口を含め今後も増え続けることが予想されるため、現在の水道計画を踏まえつつ、小雨、大規模災害等にも安定的かつ持続的な水需要への対応及び冗長化を含めた長期水需給計画の策定に取り組んでおりまして、既に受注者側と先月、今月、２度打合せを行っております。今後とも多様化する水需要に対応してまいりたいと思います。

◎長崎富夫君

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後２時30分）

再開します。

（再開＝午後２時30分）

これで長崎富夫君の質問は終了しました。

◎砂川和也君

議員番号２番、新宮古創成会の砂川和也でございます。一般質問初日、４番目務めさせていただきます。通告に従いましてご質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、福祉行政について質問いたします。こちら３月定例会でも質問したんですが、一時預かり事業保育所について質問いたします。３月に一般質問で、福祉部長のほうから５月中に意見交換を行うという答弁ございました。先月行ったと思うんですが、その意見交換の内容を伺います。まず、実施対象者を伺い

ます。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

去る５月27日に市が補助を行っている一時預かり事業者１施設及び同施設を利用している保護者、当日の参加が２名でございました、を対象として、市、こども家庭局との３者による意見交換を行っております。

◎砂川和也君

２名と事業者ということなので、対象者３名ほどと部長と課長と係長。具体的にどのような声が届いたのかということをお伺いいたします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

利用保護者からは、市内に親類縁者のいない方にとっては、一時預かり保育所があることで精神的、肉体的にも非常に支えになっている。現在月12回を上限としている利用回数を週３回にしてほしい。キャンセル待ちになることが多く予約を取りづらい。突発的に預けることができる枠を確保してほしいといった声をいただいております。また、事業者からは、スタッフ不足解消のための市独自の処遇改善手当等の支援をしてほしい。緊急利用時の枠を確保するため、職員配置に対する支援を検討してほしいといった声がございました。

◎砂川和也君

ほかにも多分いろいろ意見が出ていると思います。一部やっていくと、保育所、幼稚園の通知が遅いんではないかということや、あとお母さんが体調不良のときに病児保育に預けたいんだけど、幼稚園、保育園に通っていると使えないので、ここがそういう困っている人たちの受皿になっているということがいろいろ出てきていると聞いております。あと、１号認定、上の子が３歳、４歳、子供が２人いまして１人は１歳、２歳、お母さんが仕事をしていないと１号認定になると思うんですけど、そのとき結構子供の面倒を見て、上の子だけでも預けたいんだけど、１号認定なので使えないよとかいうのがあったり、非常にここの事業者が制度の受皿になっているなというのを感じております。制度によってこぼれ落ちているところをこの事業者が救っているなということがあります。この事業者７年やっているそうです。ずっと赤字だそうです。正直に言ったんです。もうけがないんだったら、正直撤退するというのも一つの事業者の手なんではないですかと言うと、やはりニーズがすごいある。昨年もちょっと見せたんですが、キャンセル待ち、こども家庭局長、5,000件以上とかありますよね、年間だと。それほどやはりニーズが。市長、やはり市長が公約で言った日本一子育てしやすい島となったときに、この事業所すごく求められている事業者だと思います。もしこの事業者が撤退するとなったときに誰がこれ見るんだといったら、当局が直営でできますかといったときにそれはもう無理だと思います。これは、事業者の方もちょっと言いにくそうだったんですけど、実はこの事業が始まる８年ぐらい前に、市からこういう事業があるよってこの事業者に相談、こういう今度新しいメニューができるから、やらないかって来たらしいんです。そのとき聞いていた補助メニューが実際始まる前にちょっと違いましたって言われて、言った言わないの話になるんで、私たちもそこはあんまり言いたくはないんですがと、もともと予定していた予算よりか低い予算の提示をされたと。最初話をもらったときは、結構こういう予算来るんで、これだったら運営できるのかなって思っていて、蓋を開けてみたら補助金がちょっと下回っているということで毎年赤字を出しているそうです。な

ので、もうはっきり市長にお願いしたいことがありまして、市長ぜひ現場にまず足を運んで、すごく見ていただきたい。お母さんたちの声から、この事業者に預けると、先生たちがすごくいいので、子供たちが伸び伸びしていて経験もしていると。ここを今、月に12回しか使えない。ここはもともとお父さん、お母さんがリフレッシュするために使ってくださいという話になっているんですが、実はここに働きたくて預けているというお母さん、お父さんもいらっしゃるみたいです。今宮古島で働き手不足というのがあります。実はここがもっともっと充実すると、働きに出るということで、今度は隠れ働き手が出たことによって経済効果が生まれると思うんです。ここに投資するということは、子供たちだけではなくて、お父さん、お母さんが働きに出れるので、その人たちが人手不足を解消するとなると、もっと経済効果が生まれると思います。なので、今いろいろ問題点言いました。今後、当局はどのようにこの事業者に対して対応しようと思っているかお聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

この一時預かり事業者の必要性については十分認識しておりますので、私も一度現場を見せてもらいまして、もろもろの要望も上がっておりますので、ぜひとも現場の声を伺いながら、支援内容の精査、取組の推進を図ってまいりたいと思っておりまして、７月中か８月の早い段階にはぜひともそういう機会を設けて訪問したいというふうに考えております。

◎砂川和也君

ぜひしっかり金銭的な援助というか、そういうメニューを使っていただいて市が支えていって、日本一子育てしやすい島というのを実現してもらいたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。この答弁聞いて、事業者の方や保護者の方も喜んでいると思いますので、ありがとうございます。

続きまして、廃棄物行政について伺います。宮古島内の産業廃棄物の扱いについて。午前中、我如古三雄議員が同じような質問をしておりまして、３月定例会にて市長より伊良部リサイクルセンターにて建設混合廃棄物８品目を受け入れる新たな産業廃棄物業者が今年９月頃に供用開始すると答弁ございました。進捗を伺うということで、同じように９月頃だというふうにおっしゃっておりました。今結構この許可を出していて、すごく時間がかかっているという情報が入っております。何か許可を出している業者が、すごく事業者が増えているみたいですね。県の管轄の方もマンパワーなのか忙しいのかで、なかなかこの許可申請が下りないというようなことを聞いておりますので、分かる範囲でいいんですが、９月頃に本当に供用開始の見通しがあるのかどうかということを、あとこの許可が、申請に対して県のほうでなかなか混み合っていて、予定どおりのスケジュールで許可が出ていないということを市は認識しているかお聞かせください。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

事業を予定している事業者のほうに確認しましたところ、許可申請は令和７年５月末に提出しておりまして、これは事業者の方から聞いた話なんですけども、県は申請書に不備がなければ、審査の標準処理期間である３か月後をめどに産業廃棄物処分業の許可を交付する見込みであるという説明を受けているということでありましたので、もしそうであれば令和７年８月末頃に産業廃棄物処分業許可が取得できるので、今のところ９月頃の供用開始をしたいということで聞いております。

◎砂川和也君

管轄の部署は宮古島市ではないので、詳しく出しますよということは言えないとは思うんですが、やはり今このごみ問題がすごく問題なっておりまして、どこに捨てていいかというのがあるので、新しくできることで、島内のごみの一部だと思いますが、行き場になるのかなと思いますので、しっかり不備なく通していただけるということを期待しております。

続きまして、宮古島で処理できない廃棄物というのがまだまだあると思うんですが、今回の業者も８品目ということだけで、よくほかの議員も蛍光灯や大きめのタイヤ、グリストラップ等、いろいろ宮古島で廃棄できないというものがあります。そういうのを今後どういうふうな、いわゆる民間に任せて、どういうふうにやろうとしているのかとか、県といろいろ調整をしているって聞いているので、今後、今宮古島で処理ができていない廃棄物について、どういうお考えをお持ちなのかということをお聞かせください。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

事業活動に伴って生じた産業廃棄物の処理は、事業者の責任において処理することが廃棄物の処理及び清掃に関する法律第３条により規定されております。宮古保健所といろんな協議をしているんですけども、宮古保健所から聞いた話ですと、石垣市での事例ですと廃棄物処理業者が年２回から３回コンテナに搭載して海上輸送しているということであるんですけども、例えば石垣市のほうでは特段の関与もなく、石垣市と県の間でも特段の調整は行われていないという話であります。宮古島市においても石垣市と同様の対応にならざるを得ない側面はあるんですが、産業廃棄物処理の問題は地域の経済活動にとって非常に重要な問題であると認識しておりますので、また不法投棄を引き起こす要因としても無視できないということですので、今のところ伊良部リサイクルセンターにて産業廃棄物処分業を開始予定の事業者、こちらのほうは今８品目ということなんですけども、こちらのほうから、市のほうから取扱品目の拡充というのを要望しております。事業者のほうは、宮古島の課題に応えられるよう、まずは９月供用開始して、その後順次取扱品目を増やしていきたいという話をしておりまして、こちらのほうでも幾つか具体的品目を挙げて、優先的に取り組んでいただきたい課題というのを提示しているところであります。

◎砂川和也君

では、新しくできる事業者は８品目ではなくて、今後拡充していくという予定があるということですね。こういう話とかが出たほうが、正直廃棄物というのは問題でもあるんですが、多分業者にとってはビジネスチャンスと思っている方もいらっしゃいまして、それがバッティングしてしまうと、いわゆる同じ処分のものがバッティングしてしまうとなかなか設備投資ができないということもあるので、みんなでうまく分け合って、僕らこの廃棄物をやります、あなたたちはこの廃棄物をやりますというほうが設備投資というのはしやすいという話なので、そういう方針とかを示してあげると事業者にとっては有益な情報になると思うので、市がそういう、今この伊良部のところに拡充してくださいということがあるというだけで、そこら辺は事業者にとっては、そうなんだということでまた新しい事業展開できると思いますので、今後もいろいろ質問していきますが、よろしくお願いいたします。

続きまして、住宅行政について伺います。公営住宅の入居募集は通常行っているという答弁を、12月ぐらいですか、いただいておりますが、今どうなっているのか伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

常時募集については、令和６年９月定例会での答弁より開始の検討を行い、例年の７月頃に行われる空

き家待ち募集において、応募がない等の理由により、空き家がある市営住宅を対象に２月末までの期間で募集を開始いたしました。令和６年度につきましては、広報などの調整に時間を要したため、11月18日からの実施となっております。今年度につきましては早めの調整を行い、空き家待ち募集の事務処理終了後の10月頃には募集期間の広報をしたいと考えております。

◎砂川和也君

今伺うと、常時行ってはいないということなんで、通常行えないという理由を伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

常時募集の募集期間は２月末までとなっているところですけれども、その理由につきましては、３月初め頃から空き家待ち募集の事務処理が終了する10月頃までの期間について、異動等や収入申告処理などの事務手続が煩雑化し、また空き家待ち募集の事務処理期間が必要となることから、その期間については募集を行っておりません。

◎砂川和也君

私もこれ勘違いしていて、皆さん結構、常に空いている市営住宅は募集をしているものかなと思っていたんですが、できない期間、10月から２月までしかやっていないということですか。これできない期間があるというのは、ちょっと聞くと、家賃の設定、給与とかによって家賃が変わってくることがあるので、その決定をしてから、もちろん退去される方とか、また新しく入居する方がいるみたいな話を聞いたので、やはり前の建設部長の答弁だと、常時行いますみたいなことを言っていたので、市民の皆さんが常に行っているという認識を持っているんです。なので、そうすると事務手続が処理があることによってできない期間があるよというんであれば、それもしっかり示さないと、申込みしたけど、今受け付けませんって言われたという声があって、何でなのって思ったら、聞くとやはり入居条件も１年１年で変わってくるみたいなのがあるので、そうなってくると、それはいつからいつまでで、本当にいつからやっていますよという期間をしっかり示してほしいと思うんです。そうしないと、ちょっと勘違いして、申し込んだけど、やっていませんと言われたみたいなことになるので、もう一度、この公営住宅は何月から何月まで常時募集をやっているのかというのを教えてください。

（傍聴席より何事かの声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後２時49分）

再開します。

（再開＝午後２時50分）

◎建設部長（下地睦子君）

通常の募集期間といたしましては、これまでというか、以前、募集期間は７月に募集を始めまして、期間は大体１か月程度の募集を行っておりました。その後、抽せんを行いまして空き待ちの順位を決定して、その有効期間は年度内というのが以前から行っている通常の募集期間となります。その募集期間１か月を行った後の抽せんで、あと入居処理を行うのに大体４か月ほどかかりますので、７月から10月は通常の募集期間となります。新たに常時募集というのを行うと言ったのは、この７月から10月の通常の募集の期間

が終わった後の大体11月頃から始めて常時募集を行って、この常時募集の期間が２月までということになっております。この常時募集と申しますのは、空いている部屋があれば募集をして、応募した際はすぐ入れるような手続を取るというのが常時募集ということになります。３月、４月、５月、６月は異動でありますとか、先ほど砂川和也議員がおっしゃったように収入の申告、家賃を決めるなどの事務処理がございますので、その期間は募集は行っていないということです。

◎砂川和也君

今の説明は分かりました。この説明を市民に丁寧にやらないと、市民は何か常に募集、空いているところは常に入れるという誤解、アナウンスがされていますので、ここはしっかりやらないと、常時募集しているけど、募集していないじゃんみたいな、考えると半年ぐらいしかしていないんではないのみたいな形になっちゃうので、これは変な話、制度上というか、どうしてもできないということであるんであれば、今まで７月にやって、10月にやって終わっていたんだけど、それがもし漏れがあったら11月以降も２月まではやっていますよ、11月から２月の間、空いているところは即入居できますよという形に変わったということなので、常時募集とは言葉が違うのかなと思うので、期間を延ばしましたというか、今までやっていなかった期間をちゃんとやっていますみたいな説明をしなきゃいけないと思うので、そこら辺はしっかり広報、アナウンスを改めてしてください。

なので、次の質問は空き部屋数と即入居可能戸数を伺うというんですけど、今空いていても、この時期は10月応募になるので、すぐ入れるというわけではないということを認識しましたので、この質問は控えさせていただきます。

続きまして、３月定例会一般質問において、税務課のデータ9,212戸に対し、6,270世帯が一致しております。この9,212戸に対し、おきぎん経済研究所調査資料の民間賃貸住宅の稼働率99％で算出すると9,119戸となり、9,119戸に対して6,270世帯と世帯登録率68.76％、未登録2,849戸に対し、割合としては約31％の住戸に入居されている方が未登録と推定されますと回答がございました。いわゆる登録されている住宅の部屋のうちに、稼働率が99％なんで、それを掛けたら9,119戸になって、9,119の世帯のうち、役所でちゃんと税金とか払っているよという登録のものをやったらそれが6,270あって、残りの2,849戸は人が住んでいるみたいだけど、役所に住民登録がないよということなので、31％になっているということだと思いますが、この説明で合っていますか。

◎建設部長（下地睦子君）

今砂川和也議員がおっしゃったとおりでございます。３月定例会にも同じような答弁をしておりまして、税務課の課税データから社宅等を除く共同住宅を抽出した9,212戸の所在地と住民情報の世帯データの住所を突合した結果、6,270世帯が一致した。そのため、残り2,849世帯については未登録であった。割合にして31％の住戸に入居されている方が住民登録としては未登録と推定されますという答弁でございます。

◎砂川和也君

なので、最低でも2,849人はいわゆる隠れ住民といいますか、住民票を移していない住民だよねという可能性になるんではないかなと、集合住宅で、そこに人が１人住んでいるとした場合だと思うんですが。結婚して子供ができた場合は、これは多分ほぼ当てはまらないと思いますので、多分子供ができると母子手帳とかももらって全部戸籍とかをやると思うので、ここにもし２人住んでいたらこれが倍になるというこ

とで、5,000人ぐらいが隠れ住民なんではないかなみたいな話になったりすると思います。この数値を当局はどう認識しておりますでしょうか。

◎建設部長（下地睦子君）

住民票を移さないことで行政サービスが受けられないなどデメリットも多いことから、長期的に滞在する人数は少ないかと考えております。想定ではありますが、建設作業員など工事期間の滞在、ホテルや観光業など島外企業の勤務先としての滞在など、短期的な滞在者が入れ替わり立ち替わり、島内に滞在しているケースがほとんどではないかと思われます。このような住民票の登録を行わない一定数が実態としてあり、住宅不足や物価上昇など住民生活に様々な影響を与えているものと考えております。この問題に関しましては、正確な数や実態を把握することが困難なため、どのような対策が必要なのか難しい課題ではありますが、動向を注視し、適宜必要な対策を講じてまいります。

◎砂川和也君

４、統計みやこじまについて。令和６年度、統計みやこじまについて。年齢別住民基本台帳人口データより、20歳から29歳は5,167人、そのうち580人は外国の方だと数値が出ました。先ほど我如古三雄議員の質問で、全体で1,268人外国の方がいらっしゃるということで、580人なので、約半分ぐらいは20歳から29歳の、多分技能実習生の方がメインになっているのかなと思います。なので、このデータを見ると、20代の９人に１人が外国人というのが分かりました。私が昔東京に住んでいたときに、豊島区も十何人に１人が中国人だよとか言って、すごいねって言っていたんですけど、宮古島ももうそういう時代に突入してきたのかなというふうに思っております。この人口統計を見て、このＰＤＦがホームページにあったので、ＰＤＦをそこら辺にあるＡＩに入力して分析してみたところ、問題点が①、生産年齢人口の減少、②、特に若者の減少、若年人口の流出超過への対策が必要、③、外国人住民増加への対策が必要だということをＡＩが導き出しました。こういうのもあるので、この20代の９人に１人というのは、多分20代の方、580人はずっと残らない。３年ぐらいしたら帰られる。ただ、この20代外国人のボリュームってずっと変わらないと思うんです。なので、今5,167人いる20代が、580人だと4,500人ぐらいだと。なので、これがもしそのままスライドしていくと、30代になってくると4,500人ぐらいになっちゃうんではないかなと。もともとの5,100人がそのまま上に上がるんではなくて、外国の方を抜いたスライドが上がっていくというふうになると。これは多分20代の方には、先ほどの一時預かりをやっていて、転勤の核家族の方も多いです。なので、もしかするともっと、20代の方が10年後の30代になると、宮古島の人口というのは4,000人ぐらいになってしまうんではないかなというような見込みもできると思うんです。そういうスライドが、どんどん人口のスライドがちょっといびつになってくるというのを当局はどのように認識して、こういうふうに数字出していますので、数字を出した後分析もされていると思いますので、その点どういうふうに思っているかお答えください。

◎企画政策部長（石川博幸君）

統計みやこじまに掲載されています令和６年12月末時点の年齢別住民基本台帳登録人口では、15歳から64歳までの生産年齢人口３万2,062人中1,059人、率にして３％が外国人となっております。また、20歳から29歳までは5,167人中580人、約11％が外国人となっており、令和５年の430人と比較しますと１年間で150人、約1.3倍増加していることになります。本市の生産年齢人口ですけども、この10年、３万2,000人前

後と横ばいになっております。それから、先ほど砂川和也議員おっしゃるとおり、３万2,000人のうち外国人、20代が多いということなので、日本人の生産年齢人口が減少しているものというふうに推測することができます。国においては、労働力確保の観点から外国人労働者の受入れを積極的に進めており、2024年10月の国の発表では過去最多を更新し、今後も増加するものと見込まれております。宮古島市においても有効求人倍率が１倍を超える状況が10年続いておりまして、慢性的な人手不足を背景として、観光や建設業を中心に、農業や介護等各産業分野において外国人労働者の雇用が拡大しているものと見られ、外国人は本市の社会、経済を支える重要な存在になりつつあるというふうに認識しております。

◎砂川和也君

やはり地元の企業は結構外国人の方に助けられているという部分も多くあると思います。ここを宮古島がどういうふうに第３次宮古島市総合計画とかに盛り込んでいくのか。外国人というのを中心にやっていくのか、地元の若者たちが帰ってきてほしいという政策をしていくのか、それともまう地元関係なく、誰でもいいから若い人来てほしいというような政策をしていくのか、そういうある程度示していく時期に来ているのかなと思います。外国の方がいないとというのは日本全国どこも一緒で、結構外国人はすごく真面目だよという話も聞いていて、結構評価も高くて、ただ人口分布がいびつな形に人口がなっていっている中で、今から手を打っておかないと、もう今からでは遅いかもしれないんですけど、そういう外国人に頼る宮古島の経済なのか、若者が帰ってくるそのための経済をつくるのか、両方やるのか、そういうのをしっかり市長に第３次総合計画をつくっていただいて、やはり示していくことが、企業にとっても外国人を積極的に使おうとか、地元にいる若者にインセンティブを与えて、アドバンテージを与えて雇用しようとか、市がどこにどういうふうなベクトル持っていくかとなると思うので、その辺しっかり分析してほしいなと思います。今回私がもらって調べてみたら、思ったより外国人の方に頼っているんだなというのが数字で出たと思いますので、その辺が、なので総務財政委員会でも言ったんですけど、国勢調査が大事です。なので、国勢調査のアピールをやってくださいと総務財政委員会でも言いましたので、国勢調査の調査員が180人足りないということももっとアピールして、これすごく項目が多いので、市民の皆さんにもぜひ協力くださいというアピールをもっと全体的に、我々議員もやっていきますので、ぜひこの国勢調査、５年に１回、これがすごく重要だと思います。なので、この国勢調査に必要な予算をしっかり確保してください。一生懸命データ取ってください。それが言いたいです。

次の質問行きます。海浜行政について。パイナガマビーチにて砂浜と私有地の境界線を示す標識が必要ではないかとの声が市民からあります。当局の対応を伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

砂川和也議員ご指摘のパイナガマビーチ、この砂浜と私有地の境界についてのご質問ですけれども、今回は市の土地を無断で使用している可能性を多く指摘されているところです。その確認のためにも測量を実施し、境界を明確にいたします。

◎砂川和也君

測量をしっかりしていただいて、線を引くとかというのはなかなか難しいかもしれないですけど、しっかり境界線を示しましょう。やはり市民の皆さんが占有しているんではないかと。今の法律上だと、例えばカヤックを朝置いておいて、夜片づければ占有にはならないというふうになると思います。なので、そ

ういうことも分かったと思うんですが、境界線がはっきりしていれば、私有地のところに置いているんだなと思えばみんなも納得すると思うんですが、業者が何か占拠しているんではないみたいに見えるみたいなので、しっかり測量して、境界線をしっかり分かるような形、お願いします。

続きまして、パイナガマビーチの防風林、これ防風林なのか保安林なのか分かんないですけど、一部伐採されているとの声があります。これ本当かどうか、当局の対応を伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

伐採の痕跡が見られる箇所は市有地内の可能性がございます。民地と境界が明確でないため、測量を実施し、市有地内の樹木の伐採が確認できれば、県に保安林の回復を指導するよう届け出ます。

◎砂川和也君

分かりました。建設部長、すみません。では、もし分かれば、測量いつ頃行いますか。

◎建設部長（下地睦子君）

現在職員のほうで準備を進めておりますので、早ければ来月の中旬あたりには発注できるかと考えております。

◎砂川和也君

そちらのほうお願いいたします。

続きまして、観光行政について。2024年３月末時点でレンタカー事業者が349事業者、レンタカー車両数は6,754台との記事がございました。新聞のほうです。レンタカー台数が6,754台というのを当局はどのように認識しているか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

本市を訪れる観光客の約８割がレンタカーを利用しており、観光需要の高まりとともに、レンタカー事業者及び保有台数も増加傾向にあるものと認識しております。令和６年度に本市で算出したレンタカー台数の必要数の推計値は、年間114万人が訪れたと想定した場合、4,750台程度が必要と試算しております。レンタカーの稼働率が70％と仮定した場合、現在の台数は実働としての必要数を満たしているものと考えられます。今後も観光需要が高まる中で、レンタカー台数が増加することが予想されますが、市内での交通事故の半数近くがレンタカー絡みの事故であるとの情報もあり、市民を巻き込む事故も増えると予想されます。市といたしましては、レンタカー使用者に注意喚起を促すなどの取組を関係機関と連携して進めなければいけないと考えております。

◎砂川和也君

②、観光客や市民からレンタカー事業者の苦情が当局に入っているか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

本市には、観光客や市民からレンタカー事業者の苦情などは直接は入っておりませんが、県レンタカー協会宮古支部に確認したところ、同協会では近年、市内の事業者によるトラブル等が多発しているとの報告を受けております。それを受け、県レンタカー協会では、本年６月10日付で県議会議長宛てにレンタカー事業者増加に係る問題に関する陳情を提出しております。陳情の内容といたしまして、レンタカー事業の適正な運営を確保するための許可基準強化に関する条例の制定や、違法営業行為等への効果的な規制措置を講じるための条例制定などの陳情をしております。また、今年度から同協会では、違法事業者等の定

期的なパトロールを行う予定をしていると伺っております。市としましては、今後同協会を含む関係機関と連携しながら、レンタカーの適正管理に努めてまいります。

◎砂川和也君

大手サイトの口コミとかを見ると結構クレームがたくさん書いてあります。車検切れの車両を貸し出された、タイヤがバースト寸前の車を貸し出された、空港で待っている業者が予約した業者と違う業者が来て、料金も違う請求をされたとか、結構、正直宮古島市が管轄をしているところではないので、直接そういうのは言えないとは思うんですが、ただ宮古島市で起きていることですので、そこの対策はしていかないといけないと思います。また、やはりレンタカー業者が駐車場内で直接貸し借りをしているという案件がたくさん見られるそうです。これは宮古空港、下地島空港、那覇空港でも多分問題になっていると思います。なので、宮古空港の駐車場を回るとレンタカーが、70台ぐらい止まっています。これは、長期で借りている方が止めて、行ってまた帰ってくるとかいう可能性もあるんですが、明らかにそうではないなというレンタカーが多数止まっております。多分これ駐車場内で受渡ししているんではないかなと推測されます。なので、そういうパトロールをしなきゃいけない時代に来ているのかなというふうに思っておりますので、次の質問にもつながってきますので、質問を進めさせていただきます。

サスティナブルツーリズム連絡会にて宮古島警察署より宮古島の海域レジャー登録業者数はデータ上600以上あると、600の事業者がいると。昨年の受理件数は、300件以上との申告がございました。今年も300件来るのかとなると、900件になるよねという話になってきて、来年も来たらもう1,000件超えちゃうよねと。宮古島のマリンレジャー、海域レジャーをやっている業者が1,000事業者もあるというのが本当に適正なのかなということが、難しい話だと思います。正直管轄ではないですけど、当局はどのように認識しておりますか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

市内の海岸等でマリンレジャーを行う事業所は、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全な確保等に関する条例に基づき、県公安委員会に海域レジャー届を提出する必要があります。本年４月１日現在、市内での届出数は603件となっており、昨年度の届出数が300件以上あったことは関係機関からの情報により承知しております。今後も観光需要の高まりや島全域で遊泳できるビーチが30か所以上あることなどからマリンレジャーの需要が高まり、事業者も増えることが予想されます。このような中で、現状でも特に観光客に人気があるビーチでは供給過多の状態になっており、利用者の安全対策や環境への負荷が懸念されます。市といたしましては、海岸利用の現状も鑑みながら、関係機関と連携し、様々な課題を解決していかなければならないと考えております。

◎砂川和也君

この海域レジャーの届出ってもう抑制できないですか。規制ではないんですけど。管轄ではないかもしれないですけど、お願いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

先ほど答弁したように、海域レジャー届出は県公安委員会に提出することになっており、市に届出を抑制する権限はありませんが、これまでに県との海岸等に関する意見交換の中で、届出制からより抑制できる権限の強い許可制に移行してはどうかと市として申入れをしており、県も検討する旨の発言をしており

ます。

◎砂川和也君

届出制というのは限界が来ているのかなと思いますので、県公安委員会に働きかけて、許可制なのか、もうちょっと事業者に対してハードル上げていかないとかなと思います。

今回、レンタカーや海域レジャーの問題で思うのが、ルールを守っている人たちがすごく窮屈になっていて、ルールを守っている人たちが何か損をしているみたいな、正直者がばかを見るみたいな宮古島になってきているなというのが、やはりよく皆さんもそういう意見を口にするんではないかなと思います。そろそろそういうのを取り締まる、パトロール、警察のように権限はないんですけど、取り締まるような部署というか、なりわいとしてやるような人を行政としてつくる時期に来ているんではないかなと思うんですけど、そういうのに予算とかって出せないでしょうか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

現在、海岸のパトロール等は、海上保安部やボランティアなどが定期的に実施しております。しかしながら、昨今水難事故が多発していることや海の環境への負荷などの課題があることから、観光客などの海での安全対策や環境への負荷等の対策については喫緊の課題だと認識しております。市といたしましては、今後海岸のパトロール等はボランティアではなく、市として支援していかなければならないと考えており、財源の確保も含め、早期の実施に向けて関係機関と話合いを進めてまいります。

◎市長（嘉数　登君）

補足の答弁をさせていただきます。

今、宿泊税の議論がありまして、当然多くの観光客に来ていただきますと、もろもろの課題も生じてまいります。そういった課題に対して当該宿泊税を活用して、安心、安全な観光振興という形で生かしていきたいというふうなことも考えておりますので、ぜひとも県、市が連携して早期導入に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

今、観光目的税の話をしようとしました。やはりサステナブルツーリズム、いろんなマリンのとかやっているんです。例えばダイビングショップがアンカーを打つときに、サンゴに打っちゃ駄目だよというのは当たり前のことなんです。ただ、サンゴに打っているのを誰がこれ確認するのといったときに、これはボランティアの人たちにお願いしてやると言いにくいし、ボランティアの人たちも今稼ぎどきなんです、お客さんが来ているときというのは。自分の仕事を休んでパトロールするってなると、身銭を切ってパトロールしているということになるんです。パトロールの限界が来ていると思いますんで、ぜひこの観光目的税、宿泊税を導入した際にはこの予算にしっかり充てていただいて、やるということを期待しております。

続いて、すみません、飛ばして、９番、畜産行政について伺います。宮古食肉センターにて屠畜後の牛の取り違えが起きたことは今までにあるか伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

この件につきまして、宮古食肉センターに確認しております。屠畜後に牛の取り違えが起きたことはないとの回答を得ております。

◎砂川和也君

取り違えがないという答えはないでいいんですけど、取り違えがないという証拠、これ取り違えではないの、間違えたんではないのといったときに、どういうふうなガイドラインを農家の皆さんに案内していますか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

この件につきましても宮古食肉センターに確認しております。ＨＡＣＣＰに基づく衛生管理のための手引書で、製品の安全性に問題が生じていることが疑われる場合、例えば異物の混入であるとか製品の腐敗等があった場合、その製品の回収手順書があるという回答は得ております。ただ、取り違えに特化したガイドラインについてはないという回答です。

◎砂川和也君

ＨＡＣＣＰ、トレーサビリティーとかの追跡番号もあるんだけど、そのガイドラインはない。だから、ガイドラインないんですよね、言ってしまえば。例えばこれが間違いではないのといったときに、間違いではないですという案内をできるような、例えば第１報来ました、食肉センターの職員に来ました。この職員がどういう対応をして上長に上げて、上長から課長に行って、課長から社長に行くみたいな、そういうガイドラインって必要なんではないかなと思うんですけど、農林水産部長、どうお考えですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

ただいまの手順につきましては確認をしておりませんけれども、食肉センター内で適切に処理されていると考えております。

◎砂川和也君

私もそれを願っておりますが、農家の方から、これは過去のことも含めてなんですけど、そういうことがあったんではないかなというような話を直接聞いておりまして、中にはＤＮＡ鑑定をしたという方もいらっしゃって、矛盾というのが出てきたというような話も聞いております。なので、その辺がちゃんと株を持っている市役所に情報が入ってきていないということが、まずそこが問題だと思うんです。ガイドラインがしっかりあるのかというのはそういうことを聞いています。そういうことが起きたということがちゃんと今、宮古島市も株主ですよね。株主に対してそういう説明がちゃんとないというような、伝達方法がないということが一つの組織、企業としておかしいんではないかという話をさせていただいています。今農林水産部長は、そういったことはないっておっしゃったけど、ないならないでいいんです。ただ、そういう意見があったよということは上がってこなきゃいけないんではないかなと思うんです。それがないということは、今トップとしてはどうお考えですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

確かにこれまで情報共有が十分でなかった部分は承知しております。今後は情報共有の在り方につきまして、関係機関と調整してまいりたいと考えております。

◎砂川和也君

そうなんです。それを言ってほしかったんです。最初からそう言ってくれればいいのに、何かガイドラインはないですとか言うから、それはそれで分かるんだけど、あった場合にどうするんですかという、ちゃんとそういう連絡はそういう組織としてあるんですかって、ないですよね。多分ないので、しっかりつ

くってください。農家の方が不安になっています。信頼性を失ったら大変な問題ですよ、これ。今まで全部どうなんだってなってくるんで、しっかり今後調査に努めてください。お願いします。

10番、道路美化清掃について。除草作業に除草剤ではなく高圧高温の水を利用し、除草作業の実証実験を行っていると思います。何度か宮古島市でやっていると聞いています。効果検証をお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

温水除草は、100度近い高温水を雑草に散布することで雑草を根元から枯らす方法です。薬剤を使用しないことから安全で環境に優しい除草作業のため、令和５年度から一部路線に取り入れております。温水除草を実施してのメリットといたしましては、薬剤を使用しないため、環境への負担がない、継続的に実施すれば雑草の成長の抑制になり除草回数が削減できる。デメリットといたしましては、散布に時間がかかる、あとコストがかかる、ギンネム等には向かないなどが挙げられております。また、市民の温水除草への反応を見るため、令和５年度には交通量、住宅が多い中央縦線、令和６年度は観光客の通行が多い下崎西原線、学校への通学路の鏡原増原線での実施をいたしましたが、問合せなどは一件もなく、環境等への影響がないとご理解をいただいているものと考えております。以上のことから、今後本格的に取り入れるのか、機材購入、財源確保などの面からも検討していきたいと考えております。なお、市道の除草作業においては、現在のところ除草剤を使用したという事例はございません。

◎砂川和也君

これ私、腰原自治会も井戸の清掃でご協力いただいたことがありまして、かけると、本当朝かけたら昼には枯れて、次の日にはもうからっからになっていて、結構何回かすることで、やはり井戸なので、除草剤はまけないということで今まで手を焼いていたんですけど、正直自治会も高齢化しておりまして、だんだん高いところとかも切れなくなってくる。これすごくいいなと実感しておりますので、今後検証していくということで、何かよく水の問題ありますけども、地下水にもすごくいいと思いますので、ぜひこれを広めていっていただきたいなと思います。

続きまして、学校給食行政について伺います。ちょっと時間がないので、３番、平良の学校給食共同調理場は委託業務なんですけど、城辺、上野、下地、伊良部の各学校給食共同調理場は直営となっております。直営と委託の運用形態が異なる点、何か理由があるのかなと。何か理由があれば教えてください。

◎教育部長（久貝順一君）

平良学校給食共同調理場とほか４調理場の委託と直営の理由といたしましては、平良学校給食共同調理場については委託をしておりますけども、平良学校給食共同調理場の給食数が4,179食、１日ですね。その他の４調理場、城辺、伊良部、下地、上野の学校給食共同調理場につきましては、平均して給食数が383食ということもありまして、平良学校給食共同調理場と比べますと約11倍の業務となっております。そういうこともありまして、人員の確保が必要となっております。また、直営で運営した場合に、会計年度任用職員同士の職場ではリーダーが不在ということもあって指揮系統が明確でなく、効率的な業務の遂行は困難であるため、民間委託をしているということです。また、調理場を統括する主任、副主任が配置され、指揮系統や責任の所在も明確になり、安心、安全、そして安定した給食の提供につながることから、平良学校給食共同調理場につきましては民間委託をした経緯がございます。その他の４調理場につきましては、先ほど言ったとおり１日の給食提供数が平良学校給食共同調理場と比べると10分の１程度というところも

ありますので、現在のところは直営でやっているというところであります。

◎砂川和也君

あんまり理由がよく、給食数が多いから、安全性とか管理性とか、そういうのをしっかりするためには委託をしている。少ないところは目が届くから、直営でやりましょうみたいな感じに聞こえたんですけど、何かそれでいいのかな。

◎教育部長（久貝順一君）

平良学校給食共同調理場につきましては、先ほど言った4,000食余りというところもあります。その分調理員の数も必要とはなってくるんですけども、現在の中で調理については結構体力も使う作業ということもありまして、なかなか人材が確保できないというところも理由がありまして、それで委託にした経緯があったということです。

◎砂川和也君

何か今の言い方だと、直営だと人が集められないんで、委託にしましたみたいな感じにも聞こえますので、時間がないので、また次の機会にお聞きしたいと思います。

これにて６月定例会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで砂川和也君の質問は終了しました。

しばらく休憩して、15時45分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後３時32分）

再開します。

（再開＝午後３時45分）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎久貝美奈子君

１日目、最後の質問になります。13番、市民ネット結、久貝美奈子です。よろしくお願いします。それでは、通告に従いまして質問をしていきます。

まず、市長の政治姿勢について伺います。１番目、女性活躍推進について質問いたします。①、ウーマンズミーティングについて。５月24日に開催されたウーマンズミーティングにおいて、多くの女性たちから様々な声が寄せられたと伺っております。参加者の声を今後どのように市政に反映させていくのか伺います。

◎市長（嘉数　登君）

ウーマンズミーティングは、私の政策の一丁目一番地である少子高齢化対策、住居不足への対応、若者の定住促進などの直面する重要課題について、女性の視点や意見を取り入れたいとの思いを受け、私の後援会が主催し、宮古島で暮らす女性が地域の暮らしや子育て、日常の課題について自由に語り合う場として、これまで相当回数開催され、私もそこに参加しております。同会は、宮古島での暮らしや子育てに関する本音について、参加者同士での情報交換、それから交流を行いながら、地域に本当に必要な支援につ

いて、当事者である女性の皆様の声を直接聞くことのできる貴重な会でございます。参加した皆様からは、様々な課題や多くの提案をいただいており、これら選挙期間中にいただいた要望については、市長就任後すぐに実行に移した施策もございます。

当該ウーマンズミーティングについては、新たな気づきやアイデアが生まれるきっかけとなり、より実効性のある支援策につながる大変重要な場であると考えておりまして、いただいた意見、要望等については、市の関係部署と意見交換を行い、事業立案につなげてまいります。今後もあらゆる場面で市民との対話を心がけ、市民のため、市民が暮らすこの島の未来のため、市民が真ん中の市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、ウーマンズミーティングについては今後とも継続していきたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

このウーマンズミーティングで具体的にどのような声があったのか伺います。

◎市長（嘉数　登君）

どのような効果といいますか、施策につながったのかというご趣旨だと思いますけども、まず当該ミーティングで要望いただいた小中学校の学校給食については、昨今の食材高騰分に係る予算について早期に補正予算を計上し、学校給食の安定的な供給と充実強化を図っております。それから、児童生徒の各種大会への派遣費につきましても、新たに宿泊費も補助の対象とさせていただきました。そのほか、当該ウーマンズミーティングで約束した地下水シンポジウムの開催については令和７年３月26日に開催いたしまして、持続可能な地下水の保全と、それから農業の未来について、参加いただいた市民の皆様とともに理解を深めております。当該シンポジウムですけども、スタートとしていろいろな意見をいただきました。決して１回で終わるということではなくて、より多くの市民に、近しい人から農業振興についても関心を寄せ、意見を言っていただく機会としたいというふうに考えておりますので、当該年度、再度開催したいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

実は、今地下水シンポジウムの話もありました。私が今日ウーマンズミーティングについて質問するということを新聞で知ったという方から連絡が今朝ありまして、切実に地下水の保全について、ぜひ市長に訴えていただきたいということを話されていました。今ちょうど市長がその話をされましたので、少しその方の声を届けたいと思います。農薬と子供の発達に関する不安についてということだったんですけれども、市では地下水に関しては基準値内であり、安全性に問題はないという見解をされておりますが、一部海外で使用を制限されている農薬と地下水への影響、それによる子供たちの発達への影響を心配する保護者が増えているという事実をおっしゃっておられました。早急に、この方が言うには高度浄水処理施設の整備を要望するということでご意見が届いていましたので、これもお伝えしたいと思います。この件に関しては通告外ですので、また次回一般質問で取り上げていきたいと思います。

ちょっとお話がそれましたが、このウーマンズミーティングは女性の声を聞く貴重な機会であり、市民へ広く情報発信を行い、特定の層にとどまらず、幅広い年代、立場の女性が参加できるような工夫も必要だと思いました。参加案内はどのように行われているのか伺います。

◎市長（嘉数　登君）

これは、後援会を中心とした私の政治的な活動の一環ですので、私が使用しているインスタグラムですとかＬＩＮＥですとか、そういった媒体を通じて広く呼びかけております。回を重ねるごとにいろんな方に参加していただき、市への提言だけではなくて、私たちはこういうところで市に協力できるというような非常に有益な情報もこのウーマンズミーティングでいただけておりますので、市民との協働という観点からも非常に有用であるというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

このウーマンズミーティング、私の周りでも結構知っている方、事業者の方とかもいて、市長と話ができてよかったという声を聞いております。今後、インスタグラムとかＬＩＮＥとかだったと思うんですけれども、ホームページとか広報、あと学校、保育園を通じて周知をするのも方法かなと思いました。できればオンラインで視聴できると、会場に行けない方、介護中の方とか子育て中の方も参加しやすいのかなというふうに思います。さらなる展開を期待しております。よろしくお願いします。

次に、スタートアップ支援について伺います。本市における女性を対象とした起業、創業支援にはどのような取組があるか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

本市では現在、女性に限定した起業、創業支援は行っておりません。性別にかかわらず、創業を希望する全ての方を対象に、創業支援等事業計画に基づき、商工会議所や商工会、金融機関などの創業支援事業者と連携して、創業支援を目指す方が円滑に事業を開始できるよう支援を行っております。また、市の直接の事業ではありませんが、沖縄県女性就業・労働相談センターが実施する働く女性応援事業では、働く女性と働きたい女性の仕事に対する個別相談やスキルの習得、セミナーなどを開催しております。本市でもキャリアアップセミナーを毎年開催しており、市は後援となり、市のホームページやＬＩＮＥでセミナーの周知広報に取り組んでおります。

◎久貝美奈子君

女性に特化したものは行っていないということなんですけれども、結構私のところにも相談がありまして、事業を始めるとき、拠点となる場所を確保することが大きなハードルとなっているということを伺っております。実際に場所の相談が多いです。本市として、空き家や公共施設を活用したチャレンジショップや女性向けのシェアオフィス、コワーキングスペースの整備に取り組む考えがあるか伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

女性の創業支援についてでございますけども､市長の公約の中で賃貸工場の整備というのがございます。視察等に行きまして、どういったものをどこでやっていくか、設置するかというのを検討している最中でございます。女性が起業する場としてそういったものを活用することも含めて、賃貸工場の検討を進めてまいりたいと考えております。

◎市長（嘉数　登君）

企画政策部長の答弁と重なる部分もあるかと思いますが、本年４月から中小企業振興基本条例というものが施行されております。この条例を施行していくに当たって、中小企業振興会議というようなものを開催いたしまして、各界各層から必要な事業について提案を受けて、それを次年度予算に反映させていこうというふうに考えておりまして、いろんな団体から要望ございますけども、総括しますと、まだまだ受け

ている段階なんですけども、私も。スタートアップを支援していただきたいということがございまして、特に女性とか飲食とか、そういったものではなくて、共通するようなスタートアップに関する提案といいますか、そういったものを出してくれないかというようなことを申し上げております。先ほど企画政策部長が答弁しました賃貸工場、これは企業の初期投資負担を軽減するという意味ではスタートアップを支援する強力なツールであるというふうに考えておりますので、その検討もしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

本当に何かを始めたいという方は結構相談にいらっしゃるんですけれども、やはり場所が探せない、家賃が高くて事業を始めるにもなかなかスタートできないという声もありますので、また現在借りているところが家賃が上がって、どうしてもここを出ていかなくちゃいけないという、住居に関してもそうなんですけど、事業をされている方、個人事業主の方からもそういう声が届いていますので、ぜひ賃貸工場整備、スタートアップ事業、いい事業にしてください。よろしくお願いします。

他市の事例なんですけれども、草加市のほうでわたしたちの月３万円ビジネスｉｎ草加という、通称３ビズという事業がありまして、子育てや介護と両立をしながら、月に３万円を稼ぐ小さなビジネスを起業するための女性を伴走支援する先進例として非常に参考になります。卒業生はこの講座終了後、地域のイベントに出展したり、自分の得意なものづくりでのワークショップを開催し、講師として活躍するなど、自分らしい小さなビジネスを通して、地域とのつながりも生まれているそうです。このように働きたいママや介護世代が一歩踏み出せる仕組みづくり、とてもいいなというふうに思いました。この一人一人の小さな挑戦が積み重なって、地域の元気を生むきっかけにもなると思います。また、こういった女性の創業支援などを通して、女性の自立支援と一体化して本市においても何か取り組めないかというふうに思っているところです。

令和５年９月定例会で、地域女性活躍推進交付金を活用し、就業支援、または起業支援などを検討してほしいと訴えました。当時、県内でこの交付金を活用しているのは県と糸満市のみでした。でも、令和６年度には、調べますと、県、糸満市、那覇市、南風原町、与那原町と増えておりました。主に女性のデジタル人材育成事業などをこの交付金を活用し、行っていました。答弁ではその当時、調整しながら検討していきたいということでした。ぜひこの女性の起業、創業のスタートアップ支援事業の検討をよろしくお願いいたします。

ここまででこの女性の起業、創業支援について、女性の活躍推進について、市長の考えももしよろしければお聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

女性の活躍推進というのは、宮古島市の経済を維持し、拡大していくためには非常に重要であるというふうに考えております。生産年齢人口が将来どうなっていくかというようなご指摘もございました。そういった問題をクリアしていくためにも、やはり男性だけではなくて女性も活躍していける、活躍できる社会を構築していくことが非常に重要な取組と考えておりますので、市として何ができるかということはしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

では次に、子育て応援宣言について伺います。

子育て応援宣言によって、どのような取組を強化していくのか伺います。

◎市長（嘉数　登君）

去る４月24日に行った子育て応援宣言については、子育てにまつわる課題を克服していくためには、行政のみではなく、家庭や地域、それから事業者等が総力を合わせ一体となって取り組んでいく必要があるとの考えの下、全市民が一丸となって日本一子育てのしやすい島を目指すことを明言することで、各主体がより一層子育て支援について考える機運の醸成が図られることを目的として宣言を行いました。具体的な取組の内容に関しましては、今年度制定を予定している子育て支援条例の制定作業を行っていく中で、子育て世帯の負担軽減措置や新たにどういった施策が必要であるかの議論を深めながら、これから検討していく予定となっております。条例により取り組むべき施策の実行を担保することで、必要な施策を体系的に強力に推し進めていけるものであるというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

議員活動の中で、日頃実際に子育て支援の現場で活動されている方々からお話を伺うことがあります。先日も産後ケア事業に携わる方からお話を伺う機会がありました。産後ケア事業で新しく通所の事業所が増えていると聞いてうれしく思っているところです。しかし、家賃の補助に関してはとても助かっていると聞いていますが、今後事業継続していく中で、人材確保や運営費の確保が難しいといった声がありました。例えばこの通所事業所では、経産婦の方の場合、上のお子さんがいらっしゃるので、なかなか上のお子さんを家に残してそこに来れないというような悩みがあるというふうに伺っています。将来この事業所は、一時預かり事業も併せてやっていきたい、また夜の利用、宿泊型も考えていきたい、利用時の食事の提供などのこともしっかりと考えていきたい、事業を進めていく上で見えてきた課題に対して今後支援拡充し、人材確保もしていきたいというふうに話されていました。先ほど砂川和也議員からも一時預かり事業のことで取り上げておりましたが、この産後ケア事業に限らず、ほかの子育て支援事業にも共通する課題ではないかなというふうに感じました。

そこで伺います。こうした現場の声を直接聞き取り、制度の改善や支援拡充に生かす機会は現在どのように設けられているか伺います。

◎市長（嘉数　登君）

先ほど子育て応援宣言に関して答弁させていただきました。子育て世代の負担軽減措置や新たにどういった施策が必要であるかの議論を深めながらという答弁させていただきましたけども、これは行政だけで決めるんではなくて、ワークショップを開催いたしましていろんな意見を取り込みながら、宮古島市にとって真に必要な施策というものを練り上げていきたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

宮古島市子育て支援条例の制定に向けて取り組むということなんですけれども、先ほども答弁がありましたように現場の事業者との意見交換会、また課題の共有、仕組みづくりなど、今後強化していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、次に行きます。地域共生社会の実現に向けて質問いたします。高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、様々な社会課題に対応するために、行政や地域住民、福祉関係者などが連携し、

共に支え合う地域づくりを目指すことが誰もが安心して暮らせる宮古島にとって重要だと考えます。

そこで、以下の質問をします。①、第４次宮古島市地域福祉推進計画について、第３次計画が今年度までとなっておりますが、令和８年度以降に向けた次期計画の進捗状況について伺います。

◎福祉部長（守武　大君）

地域福祉推進計画は、社会福祉法に基づき、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活の課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部署はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、整備していく計画となります。本市では、令和３年度から令和７年度までの第３次計画が策定されており、今年度が最終年度となっていることから、現在本計画の進捗状況等の確認と精査を行っているところです。また、第４次計画に向け、計画策定に伴うプロポーザルを実施し、計画策定を支援する受託事業者の決定を行ったところです。今後は、市民に対するアンケートをはじめ、福祉関係各所へのヒアリングを行い、各地域での生活課題を明らかにしながら、必要となる施策や取組目標など計画策定に向けて作業を進め、策定委員会での審議を経て、今年度末の策定を予定しております。

◎久貝美奈子君

次に行きます。社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを設置し、地域ネットワーク構築に取り組んでいるとのことですが、これまでどのような課題があり、課題解消に向けての今後の施策について伺います。

◎福祉部長（守武　大君）

コミュニティソーシャルワーカーとは、地域で困っている人を支援するため、地域の人材、制度やサービス、地域住民の援助など住民同士が支え合う活動の支援を組み合わせ、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行う役割を担っております。支援する対象は、高齢者や障害のある方、困窮世帯、ひとり親世帯と広範囲にわたるため、支援に当たっては心身の状況や生活環境、人間関係など十分に理解すること、当事者の信頼関係を築くことが重要となり、支援に時間を要することが少なくありません。本市においては、本事業を宮古島市社会福祉協議会へ委託しており、今年度コミュニティソーシャルワーカーを１名増員し、６名体制で各種支援を行っているところです。

◎久貝美奈子君

このコミュニティソーシャルワーカーのお仕事、すごく大変なお仕事だと思うんですけれども、今結構、１人の方の背景にはとても複雑化した問題が多いケースが増えているのかなというふうに、市民の皆様からの相談を受けて思うところです。いろんな、福祉と教育とか福祉と環境とか、結構横のつながりが必要な課題が増えているのかなと感じていますので、ぜひこの社会福祉協議会の強化も引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、障がいのある中高年層の方への支援について伺います。高齢化や8050問題の深刻化に伴い、障がいのある40代、50代の抱える課題が多様化しています。特に就労、生活、社会的孤立、親亡き後の支援といった複合的な課題に対して、地域としてどう支援していくのかが問われています。障がいのある中高年層に対して、本市としてどのような就労支援策があるか伺います。

◎福祉部長（守武　大君）

障害者の就労については、一般就労するケースと通所事業所で就労をするケースがあります。一般就労については、障害者就業・生活支援センター、通称ナカポツセンターといいますが、そこがアセスメントを行い、就労先へつなぎを行っております。一方、一般就労が困難な方については、通所事業所で支援員のサポートを受けながら、就労機会の提供を受けることができます。その際は市役所での申請手続が必要になりますので、相談していただきたいと思います。

◎久貝美奈子君

一般就労の場合、中高年層が自分に合った就労先に出会うためのマッチング支援、また就労してからの移行後のフォローアップなどはどのようになっているか教えてください。

◎福祉部長（守武　大君）

障害者就業・生活支援センター、通称ナカポツセンターにおいて、本人の障害特性や就労する上でどのような支援が必要かなどアセスメントを行い、その情報を就労先に提供し、見学、体験をしていただきます。最終的には本人の意向により一般就労につながることになります。移行後のフォローアップについては、ナカポツセンターが定期的に職場を訪問し、使用者も交え面談を行っていきます。

◎久貝美奈子君

高齢の親と同居する障がい者世帯に対して、将来的な住まいや見守りの支援の体制があるかどうか教えてください。

◎福祉部長（守武　大君）

親亡き後の支援については全国的にも大きな課題で、本市においてもそのケースが出てきており、個々の状況に応じて対処しているところです。親亡き後の在宅での生活については、本人の意向を確認し、親族や関係機関と調整を行い、ヘルパーや通所サービス、訪問看護等を利用することで可能となります。在宅での生活が困難な場合は、グループホームへの入居や支援施設への入所につなげていくことになりますが、本市では社会資源が限られているため、入居、入所に時間がかかることが想定されます。いずれにしても、早い段階で相談支援につながることが重要ですので、不安や悩みがある場合は窓口まで連絡いただきたいと思います。

◎久貝美奈子君

次に行きたいと思います。地域とのつながりが希薄になっている中高年の障がい者に対して、居場所やコミュニティーづくりなど、どのような取組があるか伺います。

◎福祉部長（守武　大君）

地域とつながりが希薄な中高年の障害者に対しての居場所やコミュニティーづくりについてですが、日中通える居場所として地域生活支援センターがございます。社会との交流を増やす活動を行う場所であり、中高年だけではなく、障害のある人の地域生活を支援しております。サービスの利用に当たっては申請の手続が必要ですので、障がい福祉課や地域の相談支援事業所に相談していただければと思います。

それと、コミュニティーづくりについてですが、障害者に係る団体や組織としての活動の実績が認められた場合、自発的活動支援事業やレクリエーション活動支援事業、それと芸術文化活動支援事業などの助成を受けることができますので、障がい福祉課までご相談していただきたいと思います。

◎久貝美奈子君

なぜこのような質問を続けたかといいますと、先日ある方から相談を受けまして、中高年の障がいのある方のコミュニティーの場をつくりたいという相談でした。その方は、スポーツを取り入れたり、ウオーキングをしたり、歴史的場所を散策したり、たまにはホテルでランチをしたり、そういうことを障がいのある方として地域とのつながりを深めていきたいと話されていました。その方がそういった、市のほうから、個人でそういったコミュニティーの場をつくりたいという相談だったんですけれども、先ほど部長がおっしゃったコミュニティーの自発的支援とかレクリエーションの支援、文化芸術の支援、こういうのは個人でも申請できるのでしょうか。それとも、団体でないとできないんでしょうか。教えてください。

◎福祉部長（守武　大君）

先ほどの自発的活動支援事業、レクリエーション活動支援事業、芸術文化活動支援事業ですけども、障害者本人もしくは家族、それと地域の人も含めて何人か集まっていただいて、団体として活動をしていただければ、もちろん団体の規約のようなものをつくっていただいて、当然口座もつくっていただくという、委託事業になりますので、まず数名でも構いませんので団体をつくっていただいて、活動していただいてというような進め方になります。

◎久貝美奈子君

地域とのつながりは、生活の質だけでなく、その人の生きる力にもなると感じています。年齢や障がいにかかわらず、誰かと安心してつながる場所があることは生きる希望にもつながりますので、このように地域の中から支援をしたいという市民の方がいらっしゃるので、ぜひその市民の方をサポートする仕組みを広めていただきたい。こういった団体をつくればこういった支援ができますよというような、こういう助成事業があるよというのをぜひ広めていただきたいなというふうに思いました。よろしくお願いします。

続きまして、子育て支援について質問いたします。放課後児童クラブ利用における受入れ態勢について伺います。放課後児童クラブにおいて、待機児童が発生していると伺っております。その原因をどのように把握されているのか、現状と併せて伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

本市の放課後児童クラブの待機児童については、令和７年５月１日時点の調査において74人となっております。前年度の同時期の調査においては78人の待機児童が発生しており、横ばいの状況となっております。平成27年度からクラブの利用対象児童がそれまでのおおむね10歳未満から小学校全学年に拡大しており、近年は高学年の在籍児童が増えていること、島内に親類縁者のいない方が増加していることなどによる需要増に受皿整備が追いついていないことが主な要因であると考えております。

待機児童対策として、令和６年度においては民設民営クラブの１か所の新設などにより利用定員を50人拡大、令和７年度においては既存クラブの定員増により44人、下地放課後児童クラブの新設により40人、合計84人の定員拡大を行っていますが、解消し切れていない状況にあります。今年度においても既存公設クラブの増築などにより定員増を図っていく予定ですが、引き続き実態把握に努め、利用を希望する全ての児童の受入れができるよう、利用定員の拡大に向け取り組んでいきたいと考えております。

◎久貝美奈子君

本市において、障がいのある児童が放課後児童クラブ、学童の入所を断られる事例はこれまで何件あるか伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

直近３か年度において受入れ不可となったケースが令和５年度はゼロ、令和６年度は１件、今年度４月入所時点において３件あります。実際に入所となった人数としましては令和５年度が27人、令和６年度が25人、令和７年度４月入所時点で28人となっております。受入れの可否については各クラブで判断が行われており、現状の職員体制で日常的な介助支援が困難、災害等緊急時の対応が困難、障害が理由ではなく定員超過により待機となったといった理由で受け入れることができなかったケースがございました。

◎久貝美奈子君

待機児童が先ほどの答弁から78人ですか、70人超えているということを伺っています。障がいのあるお子さんも障がいが理由ではなく、人員の面とか、そういったところで断られているということを今伺いました。放課後児童クラブは、保護者の働き続ける支えでもあると思っております。障がいのある子供だけではないんですけれども、安心して過ごせるような場所となっております。全ての子供がその権利を安心して享受できるよう、制度や体制の点検、強化に一層力を入れていただきたいと思っているんですけれども、市としてこの学童の利用を保障するために人材確保など、報酬改善など、市としての取組といいますか、改善に向けた今後の施策など聞きたいので、教えてください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

障害のある児童を受け入れるための加配職員の配置に対する支援として、放課後児童健全育成事業の中で補助を行っております。また、市が毎年実施している放課後児童クラブ職員向けの資質向上研修において、障害児加配コースを設け、加配対象職員に受講を義務づけており、障害児加配を担う人材の確保、研修の強化を図っているところでありますので、今後も継続して取組を行っていきたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

思ったより待機児童の人数が多かったので、ちょっとびっくりしているんですけれども、市長が先ほども、子育て応援宣言のところでもありました。ぜひ保護者が働き続けるためにも、やはり学童って必要なんです。なので、この待機児童の解消に向けて、またいろいろ考えていただきたいなと思いました。よろしくお願いいたします。

次に行きます。離島における動物愛護行政の機能拡充について伺います。令和６年３月27日付、離島における犬猫殺処分ゼロに向けた動物愛護行政の機能拡充を沖縄県に求める意見書を宮古島市議会より県知事宛てに提出しております。１年たちましたが、特に動きがありません。石垣市の動物愛護団体からも県へ要請を行ったと聞いております。宮古島の動物愛護団体も県への要請を考えているところです。このことについて、市長からも離島の課題として県へ訴えていただきたいと思いますが、市長の考えを伺います。

◎市長（嘉数　登君）

宮古島市では、狂犬病予防法や宮古島市飼い犬取締条例に基づき、犬の捕獲やボランティア団体等を中心とした猫のＴＮＲ活動への支援などを行っております。久貝美奈子議員ご質問の令和６年３月27日付、離島における犬猫殺処分ゼロに向けた動物愛護行政の機能拡充を沖縄県に求める意見書を市議会として提出してあることや、その内容については承知しております。それから、その意見書について県の対応がないことも承知しております。市としましては、離島である石垣市でも同様の課題を抱えているというふう

に推測されますので、石垣市とも情報共有を図り、調整が整い次第、連名で県への要請を行ってまいりたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

市長、よろしくお願いします。今、宮古島の状態を少しお話ししますと、６月９日に約13匹犬が収容されております。最近では犬の多頭飼育崩壊が起こりまして、そこからの収容もあると聞いております。今年度４月からだと平均して月20匹の犬が収容されている状況だと伺っております。これまでも議会で取り上げてきましたが、宮古島市の収容数は県内でも圧倒的に多い状況です。もちろん市民の皆様へも犬猫の適正な飼育管理の徹底をお願いしたいと思っております。

本題に戻りますが、宮古保健所の施設がかなり古くなっております。収容施設も沖縄本島のように譲渡推進のできる施設に変えていただきたい。そのことも意見書で求めました。市長からも石垣市と一緒に要請していただくということを伺いましたので、ぜひ離島の課題として県へ要請していただきたいと思います。ありがとうございます。

次の質問に移ります。動物愛護団体への施設の利活用支援について伺います。地域で活動する動物愛護団体は、保護猫の譲渡活動、命の教育、啓発活動、自治会と連携したＴＮＲ活動など、地域の福祉、環境づくりに貢献しています。しかし、活動場所の確保に課題があり、安定した拠点がないことが支援活動の妨げとなっております。一方、市内には廃校や未活用の公共施設などがあります。これらの空き施設を地域貢献団体に活用できないか伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

動物愛護団体への施設の利活用支援についてお答えいたします。

現在、総務部所管の未活用施設は、どの施設も老朽化が著しいため、人員や保護動物が常駐する形の利用は難しいと考えております。また、老朽化が進んでいる各施設は、現在解体撤去に向けた検討を行っているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

◎教育部長（久貝順一君）

廃校を活用した利活用についてお答えいたします。

中身に関しては両方、跡地利用と一時的な施設の利活用についての中で答弁したいと思っています。まず、廃校となっている施設を長期にわたり使用する場合、これ跡地利用として活用する場合のことというふうに思っておるんですけども、その場合、まず庁内において当該施設の利活用計画があるかを確認した上で、利用がない場合、跡地利用として、事業主体が希望する施設における跡地利用の計画の策定が必要となります。それを受けて、市関係部署と調整を行った上で財産処分の手続となりますが、手続が完了後に跡地利用として活用できる流れとなるのかなというふうに考えております。また、廃校となった施設の一時的な利活用、使用につきましては教育委員会のほうに学校施設使用許可申請が必要となりますので、まずは教育委員会のほうにご相談していただければと思っています。

◎久貝美奈子君

他の自治体では､廃校施設を保護動物の譲渡拠点や命の教育の施設として再活用している例もあります。動物愛護行政は県の専権事項だと思いますので、県と市でぜひ連携をして、例えば宮古保健所の建て替えまでの間、市の空き施設を県に提供できないかなど検討していくことも方法だと思います。これまで殺処

分ゼロが宮古島で実現できているのも動物愛護団体、市民ボランティアの活動があるからです。今宮古保健所から猫を引き出して譲渡につないでいる団体は１団体、犬についても市民ボランティアの１人だけです。団体も個人ボランティアも活動を続けることがかなり厳しくなっております。また、それぞれの生活もありますので、ずっとこの活動をやっていくわけではありません。本市の収容数だと、本島の移送が始まり、いつ殺処分が始まるか分かりません。そうなると宮古島の本当に恥になると思います。ぜひ県と連携して現状を変える施策を検討していただきたいと思います。最後にもう一度、市民の皆様にもぜひ適正飼育をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に行きます。本市の動物愛護教育の実施状況について。動物への思いやりの心を育てることを通じて、命の大切さや共生の意識を育む上で、学校での動物愛護教育が必要だと考えますが、どのような取組がされているか伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

動物愛護教育の実施状況についてお答えいたします。

学校では、動物愛護教育の重要性を認識しまして、様々な取組を推進をしております。道徳教育では命の大切さ、生命尊重について授業を展開し、特別活動や生活科、社会科、理科、そして食育、環境教育などとも関連づけて子供たちの心を育んでおります。また、学校によっては校内や学級で生き物を飼育し、飼育係といった当番活動、係活動を通して、児童生徒が命に関わる責任感について考え、気づく環境づくりなど、情操教育のほうにも力を入れているところでございます。

◎久貝美奈子君

引き続き動物愛護週間などに取り入れていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、宮古島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術等事業実施団体認定要綱について伺います。今年度始まった事業で、今後関係団体、市民ボランティアへの周知が必要だと思いますが、現在の状況を伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

今年度から実施しております宮古島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術等事業ですが、こちらは猫の繁殖抑制を図るため、ＴＮＲ活動を行う団体を認定登録し、認定団体がＴＮＲ活動を実施していく事業でありますが、６月16日時点で認定団体数は４団体となっております。この事業につきましては、市のホームページで周知を図っているところですが、まだ十分認知がされていないところもありますので、今後市の広報誌なども通して周知を図っていきたいと考えております。

◎久貝美奈子君

市の動物愛護行政の担当の皆様、本当にいろんな制度が新しくできまして、動物愛護団体のほうからも協力に感謝しているということを伺っております。この活動の中で認定された団体、ボランティアが活動する際に、認定されたという証明になる腕章とかベストなどを配布していただけないかという意見もありますが、どうでしょうか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

ＴＮＲ活動を実施する認定登録団体のメンバーには、実施団体メンバー証を交付して活動に当たっていただいているところですが、ＴＮＲ活動の一環である猫の餌やり、トイレの管理などについては、第三者から誤解を受けるケースもあるというふうに聞いておりますので、一定のルールに基づく活動中であるこ

とを示すための方法として、ボランティア団体等の意見を聞きながら、腕章あるいはベスト、ほかにも帽子だとかのぼりとかいろんな方法があるかと思うんですが、他の自治体の手法なども参考にしながら、具体的な方法を検討してまいりたいと思います。

◎久貝美奈子君

ボランティアとか団体が地域で活動する際に､活動を知らない住民の安心にもつながると思いますので、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。先島有事避難計画について伺います。政府は、台湾有事などを想定し、宮古・八重山諸島の５市町村から住民、観光客を合わせて12万人を避難させる計画をまとめています。障がい者や入院患者、要配慮者、牛や豚などの家畜の扱い、ペット、財産補償など不安は尽きません。また、政府は令和８年度に沖縄での実動対応を含めた避難訓練も行い、基本要領を作成する方針ですが、この避難計画、基本要領作成について、国、県との調整、住民への説明、避難対象者の選定や移送手段の検討などにおいて、市長としてどのように関わっているのかを伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

先島有事避難計画についてお答えいたします。

令和４年度から取り組んでおります沖縄県国民保護検討会において、国、県、先島市町村、指定公共機関など多くの関係機関が参加し、国民保護事態における先島諸島の県外避難について、多岐にわたる課題の検討を行っております。毎年度避難措置の内容を定めた避難実施要領を具体化し、１年間の検討成果として図上訓練の中で発表しておりますが、避難実施要領や訓練内容については、国民保護措置の重要性に鑑み、検討内容について、市長との調整を行った上で進めているところであります。

◎久貝美奈子君

もちろんこの住民避難は起こらないことをみんな祈ってはいるんですけれども、実際に国のほうでこういった計画がどんどん進んでいるという事実がありますので、これ市民の意見がしっかりと反映される仕組みになっているのかというところが疑問に思います。家畜、漁船、家など資産を手放していくときの補償など、市民の心配はたくさんあります。不安はあります。この市民の声をいつくみ上げるのでしょうか。市民の声を聞かないままこの計画が今後もつくられていくのでしょうかというところを伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

先島有事避難計画に対して市民の意見をどのように取り入れるかという質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、検討会においては国民保護事態における先島諸島の県外避難について、検討を重ねております。その内容については、本年２月26日に行いました市長定例記者関係の場で説明を行っているところでございます。国民保護措置における先島諸島の県外避難においては、国、県、受入先、エアライン等、多くの関係機関で認識を共有し、検討を進める必要があることから時間を要しておりますが、住民の不安とならないよう、国民保護措置の具体化に向け、引き続き取り組んでおります。取組内容については、住民の理解が得られるよう、広報等を通して周知してまいりたいと考えております。

◎久貝美奈子君

次に行きます。計画では全島民避難を想定しておりまして、避難が完了すると事実上住民がいなくなる島となります。避難後の宮古島に関する計画が不透明です。島に戻る計画、その後の生活などについては、

国から市長への説明があったか伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

全島避難について、島に戻る計画、その後の生活などについて説明があったかにお答えいたします。

先ほど申し上げました国民保護検討会議においては、国民保護事態における先島諸島の県外避難について、多岐にわたる課題の検討を行っております。その中で、帰島や避難後の生活などについて市民から意見として上がっており、国民保護措置に係る重要課題として認識しているところです。国民保護事態における先島諸島の県外避難については、様々な検討を行う必要があり、久貝美奈子議員ご質問の島に戻る計画、その後の生活についても今後意見交換が行われるものと考えております。一つ一つではありますが、着実に国民保護措置の具体化を進めてまいりたいと考えております。

◎久貝美奈子君

すみません。時間がありませんので。戦後80年が過ぎた今もこうして有事の備えが求められている現実があります。沖縄に住む私たちこそこういった国の計画にしっかりと関心を持っていかなければいけないなというふうに感じております。慰霊の日も近づいております。戦争で犠牲になった方へ思いを寄せながら、二度と戦争を起こしませんからと私たち政治家がしっかりと誓っていかなければならないというふうに考えております。

６月の一般質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで久貝美奈子君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後４時46分）

令 和 7 年

第5回宮古島市議会(定例会)会議録

6月20日（金）　　4日目

（一　般　質　問）

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）議事日程第４号

令和７年６月２０日（金）午前１０時開議

日程第 １　 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）会議録

令和７年６月２０日（金）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（２２名）　　（延会＝午後３時28分）

議長（８番）	平良敏夫君	議員（１２番）	我如古三雄君
副議長（２２〃）	長崎富夫〃	〃（１３〃）	久貝美奈子〃
議員（１〃）	大城仁〃	〃（１４〃）	下地茜〃
〃（２〃）	砂川和也〃	〃（１５〃）	池城健〃
〃（３〃）	仲間誉人〃	〃（１６〃）	山下誠〃
〃（４〃）	富浜靖雄〃	〃（１７〃）	粟国恒広〃
		〃（１８〃）	上地廣敏〃
〃（６〃）	狩俣勝成〃		
〃（７〃）	下地信男〃	〃（２０〃）	山里雅彦〃
〃（９〃）	狩俣政作〃	〃（２１〃）	國仲昌二〃
〃（１０〃）	平良和彦〃	〃（２３〃）	友利光徳〃
〃（１１〃）	下地信広〃	〃（２４〃）	上里樹〃

◎欠席議員（２名）

議員（５番）	上地堅司君	議員（１９番）	西里芳明君

◎説　明　員

市長	嘉数登君	環境衛生局長	梶原健次君
副市長	砂川朗〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	石川博幸〃	水道部長	砂川勤〃
総務部長	上地俊暢〃	消防長	上地一史〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務部次長兼総務課長	上地等〃
農林水産部長	下地貴之〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	下地睦子〃	教育長職務代理者	前泊直子〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	教育部長	久貝順一〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第４号のとおりであります。

この際、日程第１、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、下地茜君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎下地　茜君

よろしくお願いします。２日目、14番、市民ネット結、下地茜です。朝一、目が覚めるような質問をたくさんしていきたいと思っております。当局の皆様、簡潔かつ誠意あるご答弁をお願いいたします。

早速ですが、通告に従いまして一般質問を進めさせていただきます。まず、保育行政についてでございます。５月でしたでしょうか、家庭的保育事業の園長先生たちとの意見交換会の場をこども家庭局こども未来課に設けていただけました。お話しできてよかったと感想もいただいております。お忙しい中、時間を割いていただいて本当にありがとうございました。

その際に上がった課題から少し伺っていければと思います。こども誰でも通園制度、令和８年度から全国で実施していく見込みの制度ですが、まず本市の対応をお伺いできればと思います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

本市のこども誰でも通園制度の対応状況については、現在、令和８年度からの実施に向けて、こども誰でも通園制度関連条例の整備や補助金交付要綱等の案を作成中で、県内他市町村と意見交換や情報収集を行いながら準備を進めているところでございます。

◎下地　茜君

こども誰でも通園制度、昨年から既にモデル的に実施している自治体もあって、制度導入に当たり不安の声として、現在でも保育士不足なのに受入れができるだろうかという報告などあるのを読みました。一方で、保護者からすると大変ありがたい制度でもあると思うんです。これまでも２人目ができて育児休業制度が使えないので、仕事を辞めざるを得なくて、預けていた上の子２人を抱えて育児をしなければならないと、就職活動もこれではままならないという保護者の相談などもありました。一方で、小規模保育所では、宮古島市でも出生数が減っていることから定員割れを心配する声もあります。特に定員割れが起こると、保育士の雇用を維持できないという園もあって、キャリアのある人材が保育の現場離れていく要因にもなりかねないわけです。そういうことは様々な当事者の声を聞きながら制度を決めていく必要があるんだろうと思うんです。さらに、制度を活用するに当たっては、保育施設側が認可を受ける必要がありますので、保育施設側の理解と協力が得られないと、制度もスムーズに始められないでしょうから、市としてそこはしっかり努力する必要があるだろうと思います。こうした市内の保育施設への説明や意見交換などは今後予定していますでしょうか、お聞かせください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

現在、各保育施設等がこども誰でも通園制度について実施可能か、または実施について検討しているか

などを把握するためのアンケート調査を実施する予定で準備を進めております。その中で、各施設と実施に向け、必要事項や問題点などを整理しながら、令和８年度の本格実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、現時点では実施を検討していない施設へも情報を共有しながら、意見交換についても各施設と行っていきたいと考えております。

◎下地　茜君

こども誰でも通園制度、例えば農政関係など、新年度ごとに事業者が利用できる制度の事業者説明会なども行っていると思います。保育行政もできればそうであるべきかなと思っていまして、保育施設の側ももっと密な情報のやり取り、連携をしてほしいという声も幾つか聞いていますので、保育施設が手を挙げない限りスタートしない制度でもありますので、ぜひ積極的なやり取りをお願いしたいと思います。

このこども誰でも通園制度という制度を待ち望んでいる保護者もいるとは思うんですが、実は国が示すこの上限時間がありまして、これが月10時間なんです。例えば１日３時間ずつ預けても１か月で３日程度しか利用できないという計算になります。これでは、恐らく正直あんまり利用されない制度になるんではないかと。受け入れる施設側も保育士を雇用する費用等考えると、恐らく常時10名以上の預かりをしていかないと成り立たないような状況ではないかなと思っています。制度に向けた検討会でも、この乳児の基本的生活の獲得を考えたときに、寝る、食べる、排せつするということを含めてもしっかりと生活ができるためには、やはり四、五時間ほど預かるということが必要ではないかと、上限時間の延長は必要だという意見があったということでした。しかしながら、検討会では、この制度を広く国民が利用できるように、まずはスタート時点では上限10時間にしましょうと。その上で、各市町村の実績に応じて補助の対象となる月10時間を超えて実施することは妨げないことが適当であるというような報告になっているんです。

ちなみに、宮古島市では、昨年のゼロ歳児、未入園児は258名となっておりました。この258名全員が１人当たり月80時間、これは１号認定と同じ１日４時間を20日という計算ですけれども、この条件で利用した場合でも、計算上は今年５月時点の利用定員数の残数に基づく利用可能時間の範囲内で、計算上は１万時間くらい余裕がある計算かな、受入れが可能かなというふうに思っています。なので、宮古島市の場合は予算を一旦考えずに、現場のニーズとしては上限80時間を目指すべきではないかと思います。ただし、国の上限の超えた分というのはやはり市の予算になってくるので、予算が課題となってきます。

福岡市では、月40時間までを独自に上限引上げしているということでした。本市で特に上限時間に関して独自の取組を行うことへ向けての考えはあるかお聞かせください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

こども誰でも通園制度の本市独自の取組について、福岡市のようにということでございますが、福岡市のように国の示す10時間の上限を超えて、市町村が独自事業として行うことは、下地茜議員ご指摘のとおり、妨げられてはおりませんが、本市としましては、まずは基本の制度の中でスタートをしたいというふうに考えております。

◎下地　茜君

失礼しました。ある報告書では、福岡市の担当のお話なんですけれども、月40時間について、メリットとして給食を必須にできたと、保護者の負担軽減ができた、子供の成長を継続的に把握できるなど、保育

施設としてはやはり月40時間は来ていただきたいという意見でした。また、４時間か８時間という定枠の利用を設けていて、保護者と園と双方に混乱がない形にするなど、工夫をして制度運営をしているようなんです。それは、恐らく現場との話合いをして制度設計に反映させているから、できることだと思うんです。ただ、国の制度だからと事務的に対応するのではなくて、現場の負担感の軽減であったり、保護者の満足度の向上などをしていくためにはどうすればいいのかということを積極的にやはり取り組んでいただきたいというふうに思っています。制度をこうすれば、保育施設の協力をより得られるんではないか。月10時間というのを受け入れるほうもかなりやりづらいと思いますので、この現場の声を聞く、保育者の満足が得られる制度にどうすればなるのかなど、意見の酌み上げが必要だと思っています。条例も今年度でつくられると思うので、ぜひこの辺りを現場とお話ししていただいて、10時間、少しこれでは他市と同じ状況でスタートするということになると思うんですけど、なかなか使える制度というところでのスタートにならないんではないかと思っているので、ぜひよい取組をお願いしたいと思います。

保育行政については、もう少しあるので進めたいと思いますが、次の国の利用者支援制度、特定型という制度についてなんですが、これ、実施要綱を読むと、こういうふうに書いてあります。待機児童の解消を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施するというふうに書いています。宮古島市は、待機児童が解消されているんですが、希望する園に申込みが集中している場合には入所を調整する必要のある潜在的待機児童、３月時点で30名ほどいるということでした。30名を少し超える形でいるということだったと記憶していますが、一方で小規模園から定員に余裕がある状況に現在なっていまして、入園できない子供と空きがある施設とマッチングが一つの課題になっていると思うんです。特に来年度からのこども誰でも通園制度が始まれば、なおのことだと思います。この利用者支援事業、特定型についての本市の現状をお伺いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

利用者支援事業、特定型を活用した職員の配置として、子育て支援課に利用者支援専門員を１名配置しております。保育教育施設や地域の子育て支援事業などの利用に関する相談対応を行っているところでございます。

◎下地　茜君

今のお答えでは配置をしているということで、子育て支援課のほう、配置があるということでした。現在の活用の内容を聞くと、どちらかというと、この利用者支援事業の基本型の目的のほうに近くて、利用者支援事業、特定型の目的である保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施すると書いてある、このようにするためには、恐らく配置をこども未来課に置くのが適当ではないかと思うんです。この保育に関する相談があって施設につなぐというときに、子育て支援課から課を越えて保育施設にアプローチしていくというのは少しやりづらいというか、基本的にはやらないと思うので、こども未来課に置くのが適当ではないかと思っています。既に配置があるのかなと思っていましたら、違う課でどう活用したらよくなるかなという質問だったんですけれども、なので、少し質問の趣旨が変わりますが、事前聞き取りではお伝えしているつもりなんですけれども、この保育コンシェルジュの配置について、つまり利用者支援事業、特定型をこども未来課に置くと、保育コンシェルジュの働きができるので、そのような新たな配置ができないか、本市の見解をお伺いしたいと思います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

利用者支援事業、いわゆる保育コンシェルジュの配置については、先ほどお答えしたとおり、子育て支援課に利用者支援専門員を配置し、相談対応を行っておりますが、保育施設の利用調整業務はこども未来課で行い、利用に関する相談や利用可能施設の紹介、入所手続の方法などの相談にも対応いたしております。同様の内容で子育て支援課に相談があった場合には、両課で連携し、情報を共有しておりますが、窓口がより分かりやすく、より市民が利用しやすくなるよう関係課と調整をし、こども未来課においても専門の職員が配置できるよう今後検討してまいりたいと考えております。

◎下地　茜君

３月時点で潜在的待機児童が30名超える人数いて、４月以降は他の保育所に調整などして、５月で10名くらいに減っていましたでしょうか。毎年大変な作業だと思っています。保護者が例えば知人のつてで、ある保育所を知って直接入所したいと相談をした。施設側ももちろん大歓迎。それで、早速市役所へ行くと、この調整作業があるので、入所は翌々月になると告げられたという、これは今年の話なんですけれども、ありました。保護者も保育所ももう明日にでも通わせたいのに、手続面で２か月後となると、ほかの市町村もこれは状況は同じだとは思うんですが、やはりこの調整というところがボトルネックになってしまっている状況があるんではないかと思うんです。今は入所調整を事務的にやっているので精いっぱいだと思うんですが、個別の相談にどう寄り添っていけるか、その体制づくりをぜひお願いしたいと思います。

ここまでを踏まえてなんですが、４月には嘉数登市長により、宮古島市子育て応援宣言がなされたところです。先日、ちょうど子育て中の若いお母さんと話す機会がありまして、この方、妊娠中で産休とは別に仕事を休んでいるんです。体調を崩して休んでいるんですけれども、そうすると市役所から保育園の現況調査で、勤務時間を満たしていないですよという連絡があったということでした。病院にかかっているなら医師の診断書が必要ですよと、これは最初に言っていますよねという説明があって、お母さんとしては母子手帳を受け取る際に市側には伝えているはずなのに、就労先には診断書を提出しているのに、なぜ２度も３度も必要なのか、情報のつなぎをもっと円滑にしてほしいという要望がありました。病院に行って診断料等でそれなりにお金がかかるので、せっかく出産祝金をもらっても、このロットを回されているような事務的な対応では、保護者の満足度は上がらないかなと思うんです。よくこれ、保護者の方から同じようなことを言われるんですが、宮古島、子育て世代、大事に、大事にと言うけれども、実際に何をしてくれるのということはよく聞きます。日本一子育てしやすいとうたうのであれば、制度も日本一でなければならないと思います。どんな制度、政策をもって子育て応援宣言が中身のあるものにしていく考えなのか、市長の見解を伺います。

◎市長（嘉数　登君）

子育て応援宣言を踏まえた政策、施策についてというご趣旨の質問ですけども、今年度、宮古島市子育て支援条例の制定を目指すこととしておりまして、その過程において、子育てに関わる保育現場の皆様を含め、当事者の皆様の声を集めながら、具体的に必要とされる子育て支援策を明確にしていきたいというふうに考えております。

少子化対策、それから子育て環境の整備、これは「言うは易し行うは難し」の課題ではありますが、近年、少子化が著しく進行する宮古島市の現状に目を背けることなく、本市の地域特性を踏まえた真に効果

的な施策を実行し、日本一子育てしやすい島の実現を目指し、全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

今下地茜議員からご指摘のあった役所での手続、これは子育てにまつわる手続だけではなくて、もろもろの手続について、煩雑さがあるというような声もございますので、これはしっかりと市のほうでも受け止めて、改善に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎下地　茜君

先ほどのお母さんの話では、市民課にいるような職員がいて、市民が相談に来て、どこの窓口に行けばいいかなというときに、声をかけてくれるとすごくうれしい、全然違うと、印象が違うというようなことも話していました。窓口に立って、呼びかけないと対応してもらえないというようなところが行きづらいという声も聞いていますので、保育コンシェルジュがどういうふうに配置して、どういう動きをしていくかというのはこれからだと思いますけれども、そういう意見も参考にしていただけたらなと思います。

一般質問に上がってくる要望というのは、この向こうには必ず市民の声があります。そこをかなえるにはどんな制度がいいかなということで、今回も具体的な提案をさせていただいているつもりで、こども誰でも通園制度のこの上限時間もそうですし､保育コンシェルジュも今後検討していくということですので、子育て応援宣言を充実したものにするためにも前向きな取組をよろしくお願いします。

続いて、公共交通についてお伺いします。昨年９月定例会で質問させていただきました公共交通の件につきまして、特に生活路線バスのメインの利用者となる高校生の利用ニーズが酌み取れていないんではないかという質問をしました。それに対して、当局からは、公共交通に関するニーズを把握するため、市民を対象とした需要調査を行うので、その中で市内全高校生を対象としたアンケートを実施するという答弁がございました。進捗をお伺いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

公共交通に関するニーズ調査のアンケート調査を全高校生を対象に令和６年度に実施しております。アンケート調査の結果ですけども、３高校合わせまして、全生徒1,369人に対し、アンケートを実施しまして、回収率が826件、率にして60.3%でございました。高校別としましては、宮古総合実業高校が最も多く、回収数363件、回収率は84.8%となっております。

◎下地　茜君

次の宝塚医療大学の質問と少し高校生のニーズかぶると思うので､もう少し質問を続けたいと思います。旧城辺中学校に宝塚医療大学が開校して今年で２回目の入学式を迎えました。定員100名のところ、今年80名ほどの学生たちが入学されて、今後１年間学んで、来年からは本校のある宝塚キャンパスのほうへ移っていかれるわけです。学生たちは、18歳の年齢で宮古島に来る方がほとんどですので、まず学生の方が免許を持っているということがない状況がほとんどであると。どうやって出かけるかというと、地元の方が寄附された自転車などを利用していて、Ａコープに行ったりされているようです。週末にはバスに乗ってドン・キホーテへ買物に行くのも学生たちの楽しみだということです。けれども、先ほどの高校生のニーズとも重なるんですけれども、バスの最終の時間が大変早いと。夜になる前に運行を終えてしまう。本数が少ないということもあるんですが、高校生にとっての、５時半ぐらいにたしか終わったと思うんですけれども、これは早いと。もう少し遅い時間に運行があってほしいというニーズと同様に、この宝塚医療

大学の学生たちも恐らく本市が把握していない潜在的な利用ニーズがあると思うんです。公共交通についての需要について、宝塚医療大学からの聞き取りをこれまでされてきたかお伺いいたします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

宝塚医療大学とのニーズ調査についてでございますけども、今回、令和６年度に実施しました調査は３高校を中心に実施しておりまして、宝塚医療大学からの調査を実施してはおりません。今後、路線の再編を検討するに当たりまして、より市民ニーズを踏まえることが望ましいというふうに考えておりますので、今後、宝塚医療大学との意見交換を進めていきたいというふうに考えております。

◎下地　茜君

学生たちは、寮費のほかに生活費が必要なので、恐らくアルバイトなしで生活するのはかなり厳しいと思うんです。自転車で市街地まで通うという学生も出てくるかもしれないですが、この自転車で行き来している姿を見ると、宮古島市は何の手だてもしていないのかなと見られても仕方ない状況にあるのかなと思っています。宝塚医療大学がわざわざ宮古島市にこの観光学部のキャンパスを選んだのにも、地域の発展にくみすることができればという思いを聞かせていただいています。市としても宝塚医療大学の学生たちが１年間この島で過ごせてよかったと感じられる行政サービスを提供すべきではないかと思います。本数を増やすこと、夜遅い便を増やすこと、高校生のニーズと重なりますので、併せて本市にどのような対応ができるか、お考えのほどをお伺いいたします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

高校生のアンケート調査においても、調査の結果、路線バスの利用状況ですけども、回答数826件のうち、利用しないが680件、これが82.3％でございました。利用するが146件、17.7％の結果になっております。路線バスを利用する際の146名の方の改善要望も聞いております。運行本数の増加が最も多く、65件、44.5％でした。次いで運行時間帯の増加、これが52件、35.6％となっております。さらに、運行してほしい時間帯については、51件の回答の中、16時台が最も多く、19件、37.2％、次いで19時台、午後７時が11件、21.5％という結果になりました。高校生のニーズといたしまして、運行本数や運行時間帯の増加に対する要望が多く見られる一方で、路線バスの運行時間の拡大や運行ルートの変更などについては、やはり一定の運賃収入が見込めるかを踏まえた検討が必要になってくると考えております。加えて、全国的な人手不足によりまして、バス業界のほうでも運転手不足が深刻化しているということも重なっておりますので、運行経路や運行ダイヤの変更に対する対応、なかなか容易ではないというふうな状況にあります。市としまして、今回の調査結果及びバス業界の状況を踏まえて、高校生を含めた利用者のニーズに合った路線の再編を図るために、宮古島市公共交通会議で議論を進めていきたいというふうに考えております。

◎下地　茜君

人材不足というところが大きいというようなお話もありました。人材、バスの運転手への投資がしたくても赤字経営なので、投資ができないと。他の観光バスの運転手の待遇に買い負けしている状況もあるんではないかと推測します。路線バスの維持については、恐らく本格的に考える時期に来ていると思うんです。これまでの実証実験、実証事業は採算に見合うかという視点が強いように思いますが、民間は当然利益追求です。赤字になっても維持すべきことというのは、これは行政にしか担えないと思っています。

夕張市が以前、もう大分昔ですけども、破綻したときに、それでもやはり公共交通は残そうということ

で、国の交付金等を活用しながら維持したというお話もあります。

例えば県内であれば、名護市であったり、南城市、民間委託でバスの市営化をして、民間が届かないところへの交通手段の確保を行っています。あるいはもう少しニーズ調査を掘り下げて、この路線バスとデマンド交通と通学ルートバスの組合せで学生の利用ニーズを満たせないかとか、公共交通のデザインの中に、ぜひ学生を真ん中に置いて考えてほしいと思うんです。子育て応援宣言というふうに銘打っているわけですから、高校生の部活や資格講座が終わる時間にバスがないと、高校前にバスが通らない、あるいは大学生が十数キロメートルを自転車でアルバイトに通うというような環境はやはり子育てしやすい島とは呼べないんではないかと思いますので、量と質を伴う異次元の子育て対策ということですから、ぜひ成果を見せていただきたいと思います。

続いて、公営住宅についてお伺いします。城辺西城市営住宅について、市営住宅の敷地内で水はけが悪く、大雨の際は冠水が起きてしまうということの相談がありました。以前から担当の課のほうでも把握はされておられて、ただ要因となっている、この浸透ますについて調査して、清掃して、あるいは機能拡張となると、予算を取らないといけないということでお聞きしていましたので、ご相談したのは昨年度でしたけれども、今年度進捗がどのようになっているかお聞きしたいと思います。

◎建設部長（下地睦子君）

城辺西城市営住宅敷地内の冠水対応につきましては、敷地内の浸透ますがごみや土砂等で詰まっている状況であるため、指定管理者のほうで業者に発注しまして、今月末、浸透ますを高圧洗浄で清掃を行います。清掃予定日といたしましては、６月20日、本日からですけれども、27日の間となっております。その状況を見まして、それでも冠水が改善されない状況が続く場合は、別の方法による修繕を検討し、冠水が解消されるよう対応してまいります。

◎下地　茜君

全体のたくさんある公営住宅の中でささいなことかもしれないんですが、やはり住みやすさというところにつながっていくと思いますので、ぜひご対応を引き続きお願いしたいと思います。

市営住宅に関して、もう一点。城辺福嶺市営住宅、現在ごみステーションが設けられていないので、ごみの袋を敷地の中にそのまま置いていると、そうすると野良猫などが来てごみが荒らされてしまうということで話を受けておりました。近隣の城辺農村型福嶺市営住宅であったり、城辺新城市営住宅にはごみステーションが設けられているんです。まず、この城辺福嶺市営住宅にごみステーションが設けられていない理由をお伺いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

城辺福嶺市営住宅のごみステーションにつきましては、建設当時から設置されておりませんで、現在は指定された場所に入居者のごみを集積している状況です。建設当時に設置されていなかったために、現状もそのまま設置されていないものと思われます。

◎下地　茜君

撤去されたようなお話もあったので、てっきりそういうことかと思ったんですけれども、そうすると住民からは今の状況について改善してほしいという要望が届いていますけれども、今後どのような対応をされるのかお聞かせいただきたいと思います。

◎**建設部長（下地睦子君）**

市営住宅におけるごみステーションの設置につきましては、ごみステーションを設置することで、指定曜日や時間以外のごみ捨ての助長や収集できないごみの長期放置、ごみステーション自体の住民による清掃管理などの課題もございます。本市市営住宅に関しましては、指定の曜日、時間でごみを出すよう、住民の皆様にお願いをしているところでありますが、一部荒れているごみ置場もございます。今後は城辺福嶺市営住宅のごみステーションに関して設置を行うか、住民の皆様とも相談をしながら検討していきたいと思います。

◎**下地　茜君**

てっきり撤去と思っていたので、もし初めから設置されていないというのであれば、どこに設置するのかというところであったり、これまでそういう出し方をしていなかったと思うので、ごみステーションに。その辺りもきちんと話す機会を持っていただいて、このごみが散らばっている状況というのは、もちろん住民にとってもよくないですが、回収する業者にとっても困ると思うんです。散らばったものは、基本的に持っていかないと思うので、そうするとやはり誰にとってもよくない状況に今なっていると思うので、その辺りはぜひ設置するという方向で住民の皆さんと話合いをまずしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

少し順番入れ替えて、６番の国民保護についてお伺いしたいと思います。県と国と市町村がシミュレーションをして、そのシミュレーションに基づいた内閣府の資料では、先島地方のこの12万人の避難には最低６日間は必要というふうに書かれています。この６日間をどう確保するのかという質問です。実際には戦闘が始まってからの避難では間に合わないでしょうから、事前避難が前提になるんではないかなと思っています。そうすると、やむを得ない場合の避難ではなくて、これは有事対象にあらかじめ避難が組み込まれている計画なのではないかと思っています。まずはこの点、６日間どう確保されるんでしょうかというところ、お聞かせいただければと思います。

◎**総務部長（上地俊暢君）**

国民保護計画の避難期間の確保についてお答えいたします。

令和４年度から国、県、先島市町村、指定公共機関などの関係機関で、沖縄県国民保護共同訓練及び意見交換会を重ねており、武力攻撃事態認定前後の避難実施要領案等の検討や認識共有を行い、国民保護措置の実効性の向上を図る目的に行っております。その中で、避難開始については、武力攻撃が起こる前となる武力攻撃予測事態を認定し、その後６日程度で避難することで検討を進めております。避難を要する期間については、宮古空港、下地島空港の各駐機スポットの最大限の活用や船舶の臨時便の運航等により、通常の２倍を超える１日約9,800名の島外輸送力を確保することが可能と考えております。約５万5,000人の全島民の避難に６日程度要するものと考えております。

◎**下地　茜君**

事前避難ということでした。危機事態認定というのをしてからなので有事のという認定にはなるんですけれども、事前の避難ということです。

今の南西シフトによる配備というのは、島民を守るための配備というふうに説明を私たちはされてきたという認識です。でも、実際には台湾有事となれば、日本が有事介入すると恐らく政府が決めた時点で私

たちは島を出ていくと。宮古島は、遠征前進基地作戦といって、これは日米共同訓練のベースになっている作戦の名前ですけれども、つまり日米軍による戦闘をする場所になっていくと。そこに島の暮らしを守るという視点があるのか、今回の質問を通して確認をしていきたいと思っています。

令和７年５月７日に嘉数登市長は、中山義隆石垣市長と一緒に防衛省へシェルターの要請をしていますね。なぜ非公開かなどお聞きしたいことはたくさんあるんですけれども、今回１つだけお聞きしたいと思います。石垣市の説明では、市民から、私はこの島で最期を迎えたいという意見があったと。それに対して中山義隆市長が、一人でも残れば職員も残らないといけなくなる。避難が前提ですというふうに答えられていました。宮古島市で策定された避難パターンを見ても島内に残るというパターンはないんです。ですが、シェルターを造るということは島に残るというプランも策定される予定なんでしょうか。避難になっても島に残りたいという声はやはり一定耳にします。市長は、これに答えるお気持ちがあるんでしょうか、お聞かせください。

◎総務部長（上地俊暢君）

国民保護計画に基づいて、島内に残留する場合の避難パターンがあるのかという質問だと思います。宮古島市国民保護計画の避難実施要領パターンは８つございます。島内避難としては、屋内避難を想定した５つのパターンを想定しているところでありますが、下地茜議員ご質問の島内残留を希望する住民の避難パターンは、今のところ策定に至っておりません。

一方、５月７日の防衛省への要請については、現在、新総合体育館で進めている特定臨時避難施設、通称シェルターと言っている施設でございますが、と同様の施設建設要望ではなく、既存の公的機関の施設や民間の類似建屋等を緊急的な一時避難施設として活用するために、耐爆塗料などによる堅牢化について国に支援を要請したところです。

◎下地　茜君

一時的な避難というのが一体いつの時期のことなのか、避難パターンにないような想定なのか、少し気になりますけれども、趣旨と外れるので、今回は割愛しますが、お話の中では残留するパターンは今のところないということでした。なので、行政は島に残るという選択肢は基本的につくらないということですよね。政府の内閣府ですか、がつくったウェブに上げている資料を見ると、避難の受入先は九州各方面、各県にまたがって受入れされるというふうになっています。例えば東小学校区は、鹿児島市内のホテル、旅館と、私たち、学区で行き先が決められているんです。食事や生活必需品は提供されるということなんですけれども、九州方面、長射程ミサイルの配備が始まっているので、熊本、大分など、県として戦闘への対処もしながら、私たち避難民への物流の確保もできるんだろうかという疑問もありますが、報道では受入れについて１か月を想定しているというふうにも書いてありました。近年１か月で終わった紛争があっただろうかと。ウクライナ３年、ガザは２年、終わるめどはどちらもついていないです。１か月以上かかる場合は、どんな想定になっているんでしょうか。宿泊施設の確保、それから食料を含め、インフラの確保はどうなのかをお聞かせいただきたいと思います。

◎総務部長（上地俊暢君）

国民保護において、避難先での受入れは１か月以上経過した場合ということについてお答えをいたします。

沖縄県国民保護意見交換会及び検討会においては、避難実施要領等の確認や認識共有のための意見交換を行っており、滞在期間については今後検討がなされるものと考えております。現時点においては、国が避難受入先の自治体に対し、１か月の期間の受入れ計画を作成するよう依頼をしているということですので、それを受けた山口、九州各県が取組を進めているものと認識をしております。

◎下地　茜君

１か月先というのはまだ、これ受入れをお願いしている状況でもないということなんですか。１か月間、まず受入れをお願いしますということを各県にしていて、それ以降というのはこれからということですよね。お願いもしていない状況なのか気になります。中には就活支援をされるというお話もお聞きしましたが、私たち、例えば畑であったり、牛であったり、農機具であったり、こういうのを島に置いてきて、そこから仕事をして自立しなさいという話になってくるのかなとか不安がかなりあります。こういうことを踏まえて、例えば国民保護法や国民保護計画読んでいくと、計画に協力したことにより、損失を受けた場合には損失補填を受けることができることになっているんです。この損失補填について、不服があるときは不服の申立て、訴訟、権利救済措置の申立てなど、取りこぼされているという場合には、自分たち自身で申立てをするというような構図になっているようです。では、その窓口はどこになるのかというと、宮古島市がやることになっています。特に本市５万人が学区によって分散して避難しますから、各県にまたがる市民に対して、一体宮古島市はどう市民へのサービスを維持するのかという問題、国、県、市町村で協議を定期的に行っているでしょうから、その中でどう話し合われてきたのか教えてください。

◎総務部長（上地俊暢君）

権利救済に係る本市の窓口を設けての対応についての質問にお答えいたします。

避難先滞在期間については、受入れ態勢も含めて、１か月における初期的な計画となっており、それ以降については今後協議をしていくものと考えております。

これから避難先となる自治体と連携し、さらなる具体化を図る必要があると考えておりますが、宮古島市の行政機能の設置場所等についても今後議論されるものと考えております。

◎下地　茜君

３か月以上、島に人がいなくなれば、生活基盤も、産業基盤も、これは維持が難しくなるんではないかという人もいます。３年、４年と帰れなくなれば、宮古島市という自治体が維持できるかどうか。機能が維持できないなら、事実上、自治体としては消滅するということになるかもしれません。最も大事なことは、今後私たちがこの宮古島、島に帰ってこれるかということだと思うんです。硫黄島という島があります。戦時疎開をして80年たった今も島民は帰島できていません。政府の説明は、これはインフラの回復が困難だからという理由になっています。だから、私たちにとっても避難、応じましょうと、しかしながら島に帰ってこれるんですか。すなわち、インフラの回復は確約されているんでしょうかということです。そこで、国民保護法を読むと、第171条にこう書いてあります。「武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置については、別に法律で定めるところによる」、この一文が全てだと思うんです。別に法律で定めるということは、現時点で具体的な復旧措置の範囲までは約束されていないというわけです。離島の生活のインフラ、産業の基盤、どの程度まで国では措置できるんでしょうか。こういう協議は恐らくこれまでされていないですよね。

ここを踏まえて、次の質問ですが、国民保護計画を読み進めると、復旧が的確にされるためには、不動産関係の調査、登記、権利関係の資料を整理し、保管、バックアップ体制を整備するように宮古島市が努めることとなっています。復旧、復興の的確な実施については、必ずしも国ではなく、市町村がある程度責任を持たなければならないのではないかということがここでは読み取れるわけです。まず、この不動産関係の対応、できているのか教えてください。

◎総務部長（上地俊暢君）

地籍調査、不動産登記、土地、建物の権利関係を証明する資料の保護ということだと思いますが、お答えいたします。

国民保護に関しましては、避難や避難後の復旧、復興など、様々な検討が必要であると認識しているとともに、検討に当たり、国や県をはじめ、多くの関係機関との認識共有や連携が必要であると考えております。下地茜議員ご質問の情報については、市が保有する住民データ、税情報などのバックアップについては、大規模な災害に備えて体制を整えているところです。

◎下地　茜君

大規模な災害と有事は、少し区別されたりするので、有事の際のものに関しては、他の市町村と連携をして今後取り組んでいくというような回答ということでよろしいですか。今後しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、例えばジュネーヴ条約追加議定書では、ダムなどには隣接して軍事目標を置かないこととなっています。しかし、私たちの島は地下ダムですから、ダムの上に今ミサイル部隊が既に配備されていると。なおかつ有事には私たちは島を出ていくということになっていますから、この既に配備されている12式地対艦誘導弾というのは、これは移動式で島全域を展開します。まさに命の水の水がめの上に軍事目標が展開されるわけです。島に帰ってきたいと市民が望むときに、硫黄島のようにインフラの復旧が困難であるということがあってはならない。必ず生活、産業基盤は復興されなければならないと考えます。しかし、国民保護法を読むと、その確証はないと。そして、復旧のための的確な実施をするためには市町村の積極的な申立てが必要なはずです。そのベースとなる試算が本市で取れているのかというのが次の質問です。地下水のダムが失われたときの復旧、復興というところも今のお話の中に含んでいるわけなんですけれども、生活、産業の復旧、復興、どの程度の規模になって、それを国が確約できるのか。そうでなければ台湾有事に介入するから、ここは戦闘地域になります。宮古島の皆さん、出ていってくださいという話には従えないんではないかと思います。復旧、復興に対して、主体的に国と宮古島市と協議ができているのか教えてください。

◎総務部長（上地俊暢君）

復旧、復興について、国との協議があったかということについてお答えいたします。

国民保護における避難後の復旧、復興について様々な検討が必要であることは認識しております。国や県、関係機関により、国民保護措置における様々な検討が行われており、復旧、復興など避難後の措置についても、今後重要課題として検討がなされていくものと考えております。

◎下地　茜君

ジュネーヴ条約の基本原則、軍事目標主義というのがあります。軍事の者だけを攻撃の対象に限定しなさいということなんですが、とすると宮古島市がもし、ただ市民が暮らすだけの島なら、むしろそのほう

が宮古島、安全なんではないかと。市民がただ暮らすだけの島をもし攻撃すれば、それは国際法違反になるんです。台湾有事をシミュレーションしたＣＳＩＳ報告書というのがありますが、台湾有事が起こって中国が台湾へ侵攻するというときに、日本へも同時に攻撃をするというふうに想定しているようなんです。これはなぜかというと、そこに有事介入する意思のあるミサイルがあり、戦闘機があるから。そして、私たちの島は、むしろ配備することで国際法上の攻撃対象にもう既になってしまっているということです。そして、私たちはそうならない、攻撃対象になるという前提であらかじめ避難をするということに今なっている、置かれているんではないかということです。米軍司令官だったり、ＣＩＡ長官の発言から台湾有事は2027年に起こるというふうに言われてきました。先島諸島の九州方面の避難計画、2026年に実動訓練があるんです。これ、何も言わないまま応じていったら本当にそのとおりになりそうな勢いです。その先に宮古島市の自治体機能の維持はできるのか、生活、産業の基盤の復旧、復興について真剣に協議をしているのか、その確約なしに応じることはできないと言わなければならないのではないかと思っています。主体的にぜひ対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。何か市長ございますか。

◎市長（嘉数　登君）

国民保護に関しましては、様々なご懸念点、住民避難計画もそうですし、受入先での生活をどうするのか、それから帰島に当たってどういう問題があるのかというような様々なご懸念点があるかというふうに思っております。

せんだって九州のほうで九州市長会というものが開かれました。私も初めて参加させていただいて、避難先となる自治体の首長と簡単ではありましたけども、いろいろと意見交換をさせていただきました。受入先での生活といったような具体的な話までは踏み込んではできませんでしたけども、足を運んで具体的な話を進めていきたいというふうに思いますし、それから帰島に当たっての課題ということについても、国のほうとも積極的に意見交換していきたいというふうに考えております。

◎下地　茜君

2027年、実動訓練が2026年ですけれども、今年、来年くらいで今の上がった課題、結構重要課題とおっしゃっていただいていますが、本当に重要なんです。なぜここを抜きにして今までそのままにしてきてしまったんだというぐらい重要な、これは配備前になされる議論だったと私は思っています。少し復旧、復興実はできないんではないか、この国民保護法を読んでいると、必ずしもできないんではないかというようなこともありますので、真剣に協議を進めていただきたいと思います。

あと２分ほどしかないんですけれども、すみません、１個だけお聞きしたいと思います。教育行政についてお聞きしたいと思います。校内の遊具について、老朽化した遊具についての修繕メンテナンスを現在どのように管理して対処しているのかという点についてお伺いできればと思います。

◎教育部長（久貝順一君）

学校内遊具についてのメンテナンスについてお答えをいたします。

学校内にある遊具のメンテナンスにつきましては、管理者である学校において点検をしております。修繕が必要な場合、学校のほうから教育委員会のほうに修繕の要望を受けまして、適宜修繕の対応をしております。また、教育委員会の教育施設課におきましても、学校訪問の際には施設も含めながら、遊具等の目視点検も行っているというところです。

◎下地　茜君

以前私、福嶺小学校なんですけれども、ベランダのコンクリートが剥離しているということで修繕をお願いしてからなかなか予算化が難しいという状況があって、２年かかったんです、この修繕まで。学校側としては、修繕を言ってもやってくれないというような感想を持っているなという印象がありますので、ただし校内もそうなんですけれども、遊具に関しても、もし事故が起こってしまったらというやはり危険性、安全管理の問題がありますので、ぜひ学校が申請控えしないような工夫、例えば教育委員会のほうから管理はきちんとしてください、申請きちんとしてくださいという周知をしていただくなど、少し工夫していただきたいなというふうに思っています。

もっと聞きたいことがあったんですけれども、今回時間がこれまでとなりますので、私の６月定例会の質問を以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地茜君の質問は終了しました。

◎仲間誉人君

本日２番目、新宮古創成会、仲間誉人です。通告に従いまして、質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、１、地域文化についてです。１つ目、御嶽について。①、佐良浜地区にある御嶽、命根御嶽と大主御嶽について、建物の剥離や修繕が必要な箇所が多く見受けられます。市として支援可能なのか伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

御嶽について、市として支援可能なのかについてでございます。本市に数多くある御嶽は、その御嶽を信仰してきた地域や集団、土地所有者などが管理の担い手となります。仲間誉人議員ご質問の命根御嶽と大主御嶽については文化財指定がされておらず、公費での対応は難しいと考えております。近年は御嶽の関係者が減少し、維持管理が困難な状況にあることは認識しておりますが、奉賛会や期成会など、関係する皆様のご協力を得て対応していただきたいと思います。

◎仲間誉人君

信仰する地域、その地域での管理ということなので、公費での対応は難しいという答弁であります。その件については、この御嶽、宮古島市教育委員会が発行している綾道ありますよね。その中でも紹介をされているんです。そして、冊子にもなっている。そして、ホームページ上でも掲載がある。やはりこれを見て行く方もいると思うんです。でも、いざ行ってみると、やはり建物が古いとか、コンクリートが剥離しているとか。紹介する以上は、何か手助けは必要ではないかなと私は考えているんですが、どう思いますか。答弁お願いします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

原則、先ほどもお答えいたしましたが、文化財指定されているものに対して、公費での対応を行っているところであります。ただ、仲間誉人議員おっしゃるように、綾道で紹介している部分については、何か市としてできることはないのか、少し関係団体とも相談して、意見交換を行ってみたいと思います。

◎仲間誉人君

こういった地域の課題として、やはり宮古地域では先祖を崇拝する歴史、文化が存在しているというふうに思います。継続的な維持管理等は、地域とその場所を管理する方々がいるというふうに思いますが、ただずっと管理するんではなくて､その管理をしている方々から要望があった際にはどうすればいいのか、市として対応をできるのか、できないのか含めて協議を行っていただきたいと思っております。今私が質問をしている場所以外にも、この地区以外にも、城辺地域、上野地域、下地地域でもこういった課題はこれから増えてくるであろうと私は考えておりますので、当局のやはり検討する課題として今後捉えていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。次に、教育行政についてです。１、結の橋学園について。①、児童生徒からグラウンドから見える場所に屋外時計の設置を求める声があります。設置可能かどうか伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

結の橋学園の屋外時計の設置についてであります。屋外時計につきましては、これまで学校側からの要望がなかったことから、設置はされておりませんでした。しかしながら、今後屋外時計の設置については学校側とも調整を図った上で、前向きに検討していきたいと考えております。

◎仲間誉人君

やはりこれ、要望がこれまでなかったということでありますけれども、私のほうには学校現場の教員であったり、学校職員、そして子供たちからの希望、要望でありますので、設置に向けて早急に取り組んでいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。次、３番、福祉行政についてです。１、福祉の森構想についてですが、先日、説明会、そして意見交換の場を持っていただいたことに本当に感謝をしております。ありがとうございました。それで、①、児童館、認定こども園に隣接した小児科設置の考えはあるか伺います。

◎福祉部長（守武　大君）

福祉の森構想では、少子高齢化が加速していく中、全ての世代が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける社会の実現を目指し、世代間交流を促進するとともに、地域全体の活性化を図るため、幼老複合施設の整備を検討しております。幼老複合施設とは、認定こども園や児童館など、子供のための施設と、高齢者介護施設等が一体化した施設で、地域福祉の拠点となる施設です。旧佐良浜小学校のグラウンドの部分で現在検討している福祉の森構想においては、小児科の設置についての考えはございません。

◎仲間誉人君

認定こども園と隣接した介護施設の設置を目指していく、そういった答弁だったと思いますけれども、この幼老複合施設という点と福祉の森構想、福祉ということは子供たちの福祉を先に考えるべきではないかなと私は考えております。というのは、やはり児童館と、隣に認定こども園を予定をしている。そこに集まってくるのは子供たちです。なぜ子供たちが入るべきところに、そこに小児科を持ってくるような考えはないのか、少子高齢化が一つの要因だというふうに思っているんですが、先に子供たちのことを考えた上で、介護施設を設置するとか、そこに行くほうが私は考え方としてはいいのではないかなというふうに思っております。なので、現状ではありませんという答弁でありましたけれども、今後検討する考えは持っているのかお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

子供のことを先に考えるべきではないかということについては、これ様々な議論があるかと思っております。我々も子供のことを考えつつも、高齢者のことも考えていかなければいけない、これが行政の責務だというふうに考えておりますので、まさに福祉の森構想を地域の皆様といろいろ議論する中で、やはりどういった機能が必要かというところでしっかりと意見を受け止めて検討してまいりたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

議論する中で検討していきたいということでありますけれども、先日行われた福祉の森構想の説明会の資料です。この場所についても示されているんですが、児童館であって、認定こども園、そして高齢者介護に向けた施設設置をしていくということですよね。なぜこの予定されたこども園を小さくしてまで、この一角を介護施設の設置に向かうのか、そこを目指す理由はありますか、お聞かせください。

◎福祉部長（守武　大君）

現在、福祉の森構想を予定している土地につきましては、先日の説明会で住民の皆様に示した図のグラウンド部分の緑色の部分となっております。この部分につきましては、教育委員会からこども家庭局に管理が移管された部分でありまして、こども家庭局のほうで児童館の設置の場所が決まり、公募を受けまして、認定こども園に必要な土地ということで、その図にあるとおりの、②の部分になりますが、決まったところです。その余った部分について、高齢者施設と併設して幼老複合施設を整備していきたいという構想になっているという状況になります。あくまでも認定こども園に必要な土地について売買が検討されているという状況になっております。

◎仲間誉人君

福祉部長、今の答弁で、認定こども園に必要な土地を確保した。そして、余った部分という表現はいいんですか、これ。これ、そもそも最初の構想といいますか、予定はこの①が児童館です。②と③は、認定こども園だったはずなんです。それを今の答弁だと、余った部分という表現はよくないかと思うんですが。余っているんですか。答弁をお願いします。

◎福祉部長（守武　大君）

大変誤解を招く答弁をして申し訳ございません。必要としている部分がこの②の部分になっているという形になっております。

◎仲間誉人君

ですから、必要な土地だからこそ、そういった構想をつくる。そして、その提案をしたということは、私はそういう認識を持っているところでありますが、この認定こども園の土地、説明会の中では、この構想について、まだ何も決まっていないような状況ですという説明ではあったんですが、この②と③の部分がこうやって区切られていますよね。その点をまた今回、不動産鑑定を議案で上程をしている。何も決まっていないものを上程するということ、そしてこの分筆するということ、これ誰が提案をしているのか。市長提案ですか。答弁をお願いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

なぜ分筆をする必要があるのかということでお答えをさせていただきます。

ご承知のように認定こども園設置予定の隣接地に伊良部児童館の建設を進めているところ、児童館予定

地と認定こども園予定地の境界を分筆する必要があるということと、また市が掲げる福祉の森構想に向けて、認定こども園の設置予定地と将来的に設置を検討している高齢者施設との境界も分筆しておく必要があることから、今回分筆の予算を計上しているところでございます。

◎仲間誉人君

分筆をする必要があると。説明が不十分なまま分筆に向かっているのではないかという私の認識なんです。十分な説明があったのかというところなんです。

昨日の説明会の中でいろんな意見があった中で、この認定こども園の予定地と介護施設の予定地、旧佐良浜小学校のグラウンドだった場所です。そこについて、緑は残したほうがいいんではないかと。道路側には木が生い茂っていたり、学校があった当時の名残がまだあるわけです。そこを残して、校舎側を解体をして、そこにという話も出たと思います。そういった考えは当初出なかったのか、この構想を説明するに当たって、あったのかなかったのかお伺いします。

（「休憩お願いいたします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時21分）

再開します。

（再開＝午前11時21分）

◎市長（嘉数　登君）

児童館ですとか、認定こども園、これは地域の方との意見交換の中で整備しましょうということで進めてきております。それから、先ほど不動産鑑定の話もございましたけども、児童館の建設予定地、それから認定こども園についても、当初予定していたよりも面積がこれぐらいでいいと、要するに必要面積はこれぐらいだということから、分筆のための測量を入れていくということで対応しております。

せんだって地域住民説明会の中でも、緑は残して、校舎の部分にという話ありましたけども、校舎については、これは今すぐに除却できるという状況にないことから、逆に言うと、校舎の部分にという話になりますと、今言った児童館の部分、児童館はできたとして、認定こども園、そういったものが先送りになるということも想定されます。当然その地域の意見も大事にしながら進めていくことが重要だというふうに考えておりますので、引き続き住民との意見交換会は進めていきますけども、我々としては地域にある、その学校の敷地内にある緑も残しながら、いかにして認定こども園等を整備できるかということについては、引き続き協議していきたいというふうに考えておりますので、皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

◎仲間誉人君

私、提案的な考えになりますけれども、福祉の森という構想でありますので、やはり子育て世帯の支援も含めた集合住宅の整備も併せた、そこが集合住宅の整備も進めることで、若者の定住促進にもつながります。そして、少子高齢化の対策にもなります。そこに１つ課題があるんですけども、介護施設を造る。そして、隣に認定こども園があるということで、介護施設と隣になるわけです。そういった際に、この介護施設に入所している、する介護対象者、感染症であるとか、痴呆症であるとか、症状とかは様々な形が

あると思うんですが、そういった症状がある中での方々を子供たちと同じ、隣り合わせの施設に置いていいものかどうか、そこまで検討はされているのかお聞かせください。

◎福祉部長（守武　大君）

高齢者施設、介護施設の併設についてですけども、地域に根差した施設となることが重要でありますので、引き続き説明会や意見交換会の機会を設け、地域の皆様の声を丁寧に伺いながら、安心して利用できる施設の設置に向けて取り組んでまいります。ですから、まだ入所が必要なのかとかいうのも含めて、地域の皆さんの意見を聞いて対応してまいりたいと思います。

◎仲間誉人君

次の質問に移ります。②、具体的なスケジュールを伺います。

◎福祉部長（守武　大君）

先ほども言ったんですが、地域の合意が必要となってくる施設になりますので、やはり引き続き説明会、意見交換の機会を設け、皆様の声を伺いながら対応してまいります。具体的には、やはり分筆の作業がありますので、それ以降の対応となることを想定しております。

◎仲間誉人君

具体的にはまだ未定であるということでよろしいですか。そしたら、３月定例会の会議録なんですが、平良和彦議員の質問に対して、福祉部長答弁で「福祉の森構想は、地域の子供からお年寄りまで全ての世代が共に活動、交流できる環境を整備することで地域の活性化と持続可能な地域づくりを目指し、障害者支援も含めた包括的な地域福祉の向上と地域振興を目的としております」と、そして「現在、伊良部佐良浜地区において旧佐良浜小学校敷地内に設置予定の児童館及び認定こども園に隣接する形で介護施設や障害児通所施設などの設置を目指しております。また、他の地域におきましても遊休市有地等を活用した幼老複合施設等の設置のご意向がございましたら、地元事業者や関係機関との調整を図り、実現に向け、対応したいと思っております。城辺地域についても、そういうご意向があるようであれば調整してまいりたいと思っています」と答弁をされております。この今予定している地域から要望があったのか伺います。

◎福祉部長（守武　大君）

今現在ほかの地域からの要望というのはございません。もしありましたら、先ほど仲間誉人議員がおっしゃったような、地域に必要なサービス、実際に事業としてやられている方のお話も聞く必要がありますし、地域住民のニーズの確認も必要がありますので、そういう地域に根差した設置ができるよう対応していきたいと思っております。

◎仲間誉人君

違うんです。佐良浜地区から要望があったかどうかということなんです。もう一度お願いします。

◎福祉部長（守武　大君）

あくまでも私どもの市の福祉の森構想というのは、そういう構想になっておりますので、直接佐良浜地区からの要望というのはございませんが、今後丁寧に構想の趣旨を説明して対応してまいりたいと思っております。

◎仲間誉人君

今後趣旨の丁寧な説明をしていただきたいというふうに思っております。それで、この構想を進めるに

当たっては、やはり地域の意見をしっかりと聞いてほしい。そして、丁寧な説明、説明責任もしっかりと果たして、それが進んだ上で、構想は固めていくのかなというふうに考えてはいるんですけれども、その構想に向かうに当たって、この設置であるとか、検討委員会的なものを地域の方々も入れて設置をしていただきたいんです。その点についてはどのようにお考えですか。

◎市長（嘉数　登君）

先日の説明会の中でも、市が考えている構想についてよく分からないという意見のほか、ぜひとも進めていただきたいというような意見もございました。前向きな意見もございました。ぜひとも地域の住民に入っていただいて、具体の議論を進めていきたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

しっかりとした説明責任を果たす上で、やはり地域に配慮を持った説明、そして対応をしていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。子供行政について。１、旧佐良浜小学校跡地に建設予定の認定こども園について。こちらも先日説明会が開かれました。本当にありがとうございます。そこで、①、内容（進捗）を伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

旧佐良浜小学校跡地に建設予定の認定こども園については、令和６年７月24日から８月16日までの24日間、設置事業者の募集を行い、ホームページに公表する形で周知を行いました。供用開始までのスケジュールについては、地域住民との意見交換を重ねながらになりますが、不動産鑑定を行った上で、設置予定者との土地売買の協議を行い、その後施設整備に係る補助金の申請手続などを行う予定です。早ければ年内に補助金の決定を受け、年明け以降に事業者による整備事業が進められる見込みで、開園は現在のところ、令和９年４月になる見込みでございます。それまでの期間は、これまで同様に佐良浜保育所を運営していくことになります。

事業者公募の段階においては、土地の取扱いについて、購入または賃貸については、市と事業者で協議し、決定するとし、選定された社会福祉法人との間で協議を進めてまいりました。社会福祉法人からは事業計画上、認定こども園を運営していく上では、土地を購入する必要があるとの強い意向が示されたことから、市の内部で検討を重ねた結果、佐良浜地区への民営の認定こども園設置を実現するためには、土地の売却が必要であるとの判断になり、５月中旬の公有財産検討委員会において、土地売却の方針を決定したところでございます。

◎仲間誉人君

先日の説明会の中で話をされていました。売却の方針であるという説明がありました。そして、今の答弁で土地購入の強い意向があったと。協議を行った上で、賃貸なのか、売却に向けては進むということだと理解をしていますけれども、この協議の内容というのは今話されたとおりですか。そうすると、強い売却の意向があったから、売却をします。そして、そこに向かうまでのプロセスと経過として、市が売却にかじを切るときに、地域に説明するという考えはなかったのか、理解を得てから今定例会に予算計上、上程をするという考えはなかったのか。そして、売却検討委員会で不動産鑑定を入れるということに至ったかなというふうに思いますが、それについてはどのようにお考えですか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

市の方針決定前に住民への説明があるべきではないかという趣旨のご質問だったかと思います。旧佐良浜小学校への認定こども園設置については、もともと伊良部地域の認定こども園、保育所を統合して１か所とする市の計画について、度重なる地域住民との意見交換を踏まえ、住民の強い要望を受けて、公設の伊良部こども園を残し、それに加えて、新たに佐良浜地区に隣接の認定こども園を設置する形に計画を変更した経緯がございます。市としましては、少子化が進む佐良浜地区における認定こども園の運営は経営的に厳しいということが想定される中、住民の強い要望であった佐良浜地区への認定こども園の新設を実現することを第一に考え、事業者と協議を重ねてきたというところでございます。地域住民に対しましては、市の方針を説明し、納得を得なければ、認定こども園設置の計画を前に進めることができないと考えておりますので、今後も意見交換の機会を重ねてまいりたいと考えております。

◎仲間誉人君

地域の要望を受けて、民営と公設のこども園を両方造っていくという方針になったという答弁であります。このこども園をどうするかに当たったときの説明会は、私も足を運んでいます。当時の仲宗根こども家庭局長ですか、そして新里匠、現在は県議ですけれども、まだ市議会議員だった当時、私とこども家庭局長と３人で話をした経緯があります。そのときの話では、今現在の伊良部こども園の場所を民営にして、佐良浜地区の結の橋学園の隣に市で造るという話だったんです。それ以降は説明がなかったんです。やはり進めるに当たっては、地域を大事にしてほしいというのが私、第一なんです。地域に理解を得てから進めることが、事業がいい方向に進む大前提であると私は考えますが、その点についてはどのようにお考えですか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

繰り返しにはなりますが、認定こども園を設置するに至った経緯は、先ほどお答えしたとおりでございますけれども、市としましては少子化が進む佐良浜地区に認定こども園の運営は経営的に厳しいということが想定される中、住民の強い要望であった佐良浜地区への認定こども園新設を実現することを第一に考えて、事業者と協議を重ねてきたというところでございます。

◎仲間誉人君

こども家庭局長、繰り返しの答弁ということは、もうこの方向にしか進みませんよという答弁だと私は聞こえますけども。そして、売却に向けたこの話が出てきたことで、この今回の不動産鑑定の予算計上、そして議案上程前に説明がなかった。そのことに対して、地域からいろんな声が聞こえるんです。私のほうにいろんな声が寄せられるので、その意見を話したいと思います。箇条書ではありますけれども、まず１点目が、この進め方はおかしいんではないかと。次に、順番が違う。地域を軽く見ている。この場所を売るのは、市町村合併がそうさせているのか。合併自体が間違い。ごめんなさい。適切な言葉ではなかったら申し訳ないです。そのほかにも、最初から決まっているんではないかと。旧佐良浜小学校の土地を売るなら造らなくてもいいんではないか。賃貸なら何も問題ない。この場所は、佐良浜にとって一番大事な場所だから、簡単に売るとか考えるのがおかしい。そして、これは私にも、議員全体にも関わってくるかなという意見なんですが、議員も売ることはしようがないと思っているのかと、いろんな意見があります。私は、その地域に住んでいる一人なので、やはり存在として近いので、ぶつけてくるんです。その多くの

意見があることに対して、当局はどのように対応するのかお聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

認定こども園整備に向けては、いろんなご心配、ご懸念もあるかと思うんですけども、まず土地の売却によって、認定こども園の機能が損なわれるのかというところはしっかりと考えなければいけないというふうに思っております。地域の中で児童館、それから認定こども園に対する様々な要望がある中で、非常に困難性はありますけども、市としてもそれを何とか実現したいというところで、ここまで持ってまいりました。事業者公募をかけまして、いろいろ協議を重ねた結果、事業を続けていく中で、どうしてもその土地の取得が必要であるということで申出があり、市としても法人の性格、それから当該施設は国庫補助を受けて整備する施設であること。なので、ご心配のいろいろ転用を図って、さらに売却してしまうんではないかといったような懸念は考えられないというようなところから、公有財産検討委員会の中でも売却でいいんではないかという判断に傾いております。ぜひとも、いろんなご懸念はあるかと思うんですけども、この地域における当該施設に対する要望、意見、そういったものを踏まえて、市として対応しているということについてはご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、地域に対する十分な説明がなかったんではないかというところについては真摯に受け止めまして、今まさに福祉の森構想ですとか、そういったことをご提案申し上げておりますので、そういう住民との意見交換会、あるいは何か検討委員会が必要ではないかということもございましたので、しっかりと地域の方々の意見を取り入れて、よりよい計画にしていきたいというふうに思っております。

◎仲間誉人君

市長の答弁で、やはり重要なのは理解をいただきたいという点であると私は思っております。その理解が得られないから、こういうことになっているんです。その認識、今起きている課題について、やはりスムーズに進めることができればスムーズにいくと思うんです。というのは、理解をいただく上では丁寧な説明も、説明責任もしっかりと行うべきであると思います。私が思うには、地域と役所との間に認識、そして感覚のずれがあるんではないかと思っているんです。ずれがあることで溝ができると私は思います。やはりなぜ市と地域が納得のいくような進め方をしないのか。話合いを行った上で、意見交換をすることが地域と行政と理解を得て、信頼関係を築いていく。そのことがいい事業になっていく。そして、そこに関わる子供たちの学びの環境、そして福祉、全体的なものに広がっていくのは、地域とのやり取りが大事だと思うんです。その地域とのやり取りをせずに議案の提案をしているということが今問題になっていると私は考えているんです。

先日、観光商工スポーツ部と地域との意見交換会がありました。というのは、伊良部地区の民宿キャンプ村、体験滞在交流施設の利活用についての内容でありましたけれども、その中でも、この場所について、賃貸なのか、売却なのかという議題です。そこに地域の意見として出たのが、やはり地域の財産なので、売却ではなくて賃貸で進めてほしいという話合いの意見交換の場が持たれました。なぜ部局が違えば、こういった地域に対する接し方も変わってくるのかなと、そこ疑問なんです。その点について答弁をお願いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

繰り返しになりますけれども、先ほども申しましたとおり、少子化が進む佐良浜地区における認定こど

も園の設置については、地元からの強い要望があって、そのときに意見交換はされているということで、そういう認識の下で認定こども園の設置を実現することをまず第一に考えたというところでございます。

◎副市長（砂川　朗君）

事業を進めるに当たって、地元、住民等への説明について対応が違うという趣旨のご質問でございます。新たな事業を進めるに当たっては、やはり住民の理解、地元の理解を得ることが非常に重要であると思っておりますので、基本的には住民への説明会は必要となっておりますので、今回、以前から続いてきた認定こども園の話でございますので、その時点で議論はなされた、説明は済んだというような認識もございますので、今回の対応の仕方の違いは、今回条例を廃止したばっかりの施設に対しての担当課の説明が事前に行われたということから、対応に違いが出ているものと思いますが、基本的には住民への理解はやっていく必要があると考えております。

◎仲間誉人君

対応は済んだという答弁でありますけれども、認定こども園の設置に向けては説明会もありました。しかし、売却に対しての説明は、昨日、おとといの説明会で地域に対しては初めて出たかなというふうに思っています。なので、論点はそこなんです。なぜ売る前に、市は少し地域に確認しようねと、そこでオーケーならいきましょうと、そういう対応がなかったのか、それを聞いているんです。答弁お願いします。

◎副市長（砂川　朗君）

なぜ説明がなかったのかという、売却の方針だったんですが、市のほうとしては売却に向けては宮古島市公有財産検討委員会の中で、この事業について土地の売却か否かということは諮ってまいります。この売却するかしないかの判断については、もちろん公益性、公共性の判断が求められますので、そういった部分を議論した上で、公有財産検討委員会の中で、否かどうかという判断をしたところでございます。

◎仲間誉人君

公有財産の売却の検討委員会の中で決めていったということです。ということは、誰か指摘をする人がいなければ、検討委員会の中だけで済まされるという理解でよろしいですか。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時50分）

再開します。

（再開＝午前11時51分）

◎副市長（砂川　朗君）

まず、事業をするに当たって、土地を売却するかしないかについては公有財産検討委員会で判断して、そこで売却がすぐ決まるということではなくて、売却の方針が決定するということでございます。関連予算等があれば、当然議会のほうにも提案いたしますので、その中で議会のほうも議論していただくとともに、こういった形で事業を進めるというような形で後ほどまた市民のほうへ説明があった場合は、市民の中でいろんな議論が出てくると思いますので、それを踏まえた上で、最終的な売却するかしないかは判断されるべきだと思っております。

◎仲間誉人君

今の答弁ですと、地域の理解、市民の理解を得た上で進んでいくという答弁でよろしいですか。

◎副市長（砂川　朗君）

市が進めようとする事業は、あくまでも公平性、公益性、公共性を持って進めているところがございます。その事業を受け入れるか否かという部分で、市民の理解が得られた上で、その事業は進められてまいりますので、関連する予算等も含めて、やはり議会の判断は必要になってきますので、その辺で理解を得ることになるというふうに考えております。

◎仲間誉人君

そして、この売却についての課題なんですが、先日の説明会の最後に、母親の意見として、島の財産なので、売却については反対ですという意見がありました。その後、会場には拍手が起こりました。それについての回答はありませんでしたよね。それに対する回答をお願いします。

（「議長、休憩してください」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時53分）

再開します。

（再開＝午前11時53分）

◎市長（嘉数　登君）

島の大事な財産であると同時に、市としても大事な財産であるというふうに認識しております。意見交換の中では、様々な議論がございました。意見がございました。そういった点を踏まえて、市としてはこの事業を成立させるためにも、売却が必要であるというふうに認識しております。

◎仲間誉人君

ということは、売却の選択肢以外ないということですか。

◎市長（嘉数　登君）

執行部の中でのプロセスとしましては、公有財産検討委員会の中で売却良ということで来ておりますので、執行部としてはその判断で進めていきたいというふうに考えております。あわせて、住民説明会の中でもいろんな意見がございましたけども、先ほど答弁させていただいたように、売却か賃貸かによって、認定こども園の機能に違いが出てくるかと。それ、違いは出てこないと私は思っております。いかにしてこの土地を有効に活用していくかという点を我々は重視していきたいということと、仮に民間の法人ですけども、通常の株式会社ではございません。それなりの資格を持った法人ですので、そこが皆さんご懸念のように、転売されていくといったようなところについては、国庫補助の活用、補助金の縛りがございますので、その点については払拭できるものというふうに考えております。

◎仲間誉人君

事業所はどちらでも構わないんです。やはり公募に応募してくる、そして子供たちの環境をつくる、そして認定こども園を運営する。本当に手を挙げてくれたこと自体、地域として本当にありがたいことだとは思っています。なので、今回の私が質問しているのは、事業所がということではなくて、市としての対

応に対しての質問なんです。この進め方がこれでいいのかと。説明会の前に議案が上がってきたり、地域に対する説明が不十分だったんではないかということなんです。だから、今定例会の提案をする前に、５月でも４月でも説明会があればよかったのかなと思っているんですが、私、４月に福祉部長のところに話ししに行きました。そして、その際にも福祉部長自ら、５月の連休明けにでも説明会を開きたい、そういう旨のお話がありました。しかしながら、行われない。そして、今回蓋を開けてみれば、もう議案に上がっている。６月９日に私に電話来まして、来週、説明会を開きたい。この進め方なんです。これ、地域軽視と考えて当然の動きだと私は考えます。だから、こういった質問をするんです。理解を得られないままの進め方がどうなのかと。そして、地域にはいろんな意見が飛び交っている。その中で、もう決まっているよという意見が多く聞かれます。もう土地を売らないなら、この事業所はやらないよと言っていると、そういう話まで出てきているんです。当局の中では、そういった話はありますか。あるかないかでいいです。お願いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

その判断につきましては市が判断するとか、そういったものではなくて、事業者が判断することでございますので、私どもには入っておりません。

◎仲間誉人君

いずれにしましても理解を得る方向でしっかりと事業を進めていただきたいと。進める中では、地域の声をしっかりと受け止めていただきたい、その１つだけお願いをして次の質問に移ります。

次に、環境衛生について。廃棄物処理体制についてです。①、地域自治会主体での適正な廃棄物処理体制の構築について伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

先日、前里添自治会の皆さんから地域主体での、自治会主体での適正な廃棄物処理体制についてご相談を受けました。適正な廃棄物処理について、自治会単位でも関心を持っていただけましていることに、この場をお借りしてお礼申し上げたいと思います。仲間誉人議員ご質問の件ですけども、自治会による廃棄物処理が処理業に当たるかどうかで許可が必要かどうか。それに伴って、必要となる手続が大きく変わってまいります。一般廃棄物処分業に該当する場合、市がその許可権限を持つのですけども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第10項第１号に一般廃棄物処分業の許可要件の一つとして、当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であることが挙げられています。宮古島市では、処分が困難である品目、処分方法に限って一般廃棄物処分業を許可している事例はありますが、品目を定めずに焼却処分するものについては法律の規定に合わないことから、自治会であるか、民間事業者であるかを問わずに一般廃棄物処分業を許可することはできません。また、その許可ないものに対しても市が処分を委託することもできません。これは、法律の規定によるものですので、自治体が持つ裁量権の範疇外となりますので、ご理解いただければと思います。

なお、自治会などで検討されている処分方法や体制がありましたら、その状況に応じて市や保健所と連携して詳しくお話を聞いた上で、その都度適切な対応について意見交換を重ねることができたらと思っております。

◎仲間誉人君

この提案をしてきた、そして要望、要請があったと思いますけれども、この自治会としては、やはりポイ捨て、不法投棄が変わらない現状を何とかしなければいけないという地域の提案だと思うんです。なので、独自で焼却炉を導入もしたい、そして地域内で出るごみは自分たちで処理できるのであれば、その方向でいきたいという趣旨の要請だというふうに私は思っていますので、今後宮古保健所の許可が必要なのであれば、保健所等の許可に向けた動きができるのかできないのか、その点も含めて、地域と、そして関係機関との協議、連絡なり行っていただきたいというふうに思っておりますが、その点について答弁お願いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

先日、自治会の皆さんと状況をお伺いしたところ、これが一般廃棄物処分業に当たるのか、産業廃棄物処分業に当たるか、あるいはいずれにも当たらないのかということについては、自治会のほうでどうやってお金を集めるか、どういった処理の仕方をするのかということについて、まだはっきり方針が決まっていないということでしたので、また自治会のほうでもどういう体制をつくるかということについて、状況が整理できた時点でまたお話をお伺いしたいということでお伝えしたということであります。

◎仲間誉人君

次に、②を飛ばして次の空港行政について。１の①、利用混雑時の駐車スペース以外、駐車場内、車両乗降場への駐車に対する対応を伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

空港混雑時に駐車スペース以外に駐車している利用者に対しては、空港課職員及び駐車場管理委託業者で見回りをし、貼り紙をするなどの対応を行っております。そのほか、駐車場内の管理を委託している業者において、巡回を実施し、駐車スペース内に駐車するよう促しております。また、去る５月の連休前に新聞報道や市の広報誌、ＬＩＮＥ、ラジオ放送にて、空港利用の際は公共交通機関の利用や送迎をしていただくよう呼びかけを実施しており、連休中は混雑緩和に一定の効果が見られているため、今後も同様の呼びかけを継続してまいります。車両乗降場においては、警察官の巡回により、取締りを行っており、巡回頻度を増やしてもらうよう協力を求めてまいります。

◎仲間誉人君

時間ですので、一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで仲間誉人君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時05分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

次は、上地堅司君の一般質問の順番となっておりますが、本日諸般の事情により欠席届が提出されております。よって、会議規則第61条第３項の規定により、その質問の通告の効力は失われました。

それでは、順次質問の発言を許します。

◎大城　仁君

一般質問２日目、午後のトップバッターを務めさせていただきます。議員番号１番、大城仁でございます。よろしくお願いいたします。前回の一般質問に引き続き、地域振興と定住促進を中心に各分野に対する市の見解や進捗状況を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、１番、地域行政について。宮古島市地域賑わい創出事業基本計画につきまして、旧町村地域及び平良地区北部の地域振興の必要性について、市長の見解を伺います。

◎市長（嘉数　登君）

宮古島市は、市町村合併から今年で20周年を迎えます。これまでの20年間において、新たな公共施設の整備や地域の魅力を発信するイベントなど、地域発展のために様々な取組が進められ、一定の成果が上げられたものと感じております。一方で、旧町村地域、それから平良地区北部においては、少子化及び高齢化の進行、平良中心市街地周辺への若者の流出により、人口が減少し、小中学校の合併や廃校、それから地域活動の担い手不足、各種産業の後継者問題など、様々な課題があることも事実であるというふうに感じております。旧町村部や平良地区北部における伝統文化や自然環境は、本市の魅力、アイデンティティーを形づくる重要な要素であり、地域のにぎわいづくりは、本市の持続的な発展に向けて取り組まなければならない重要な課題であると考えております。そのことから市では、各地域の自治会も参加し、宮古島市地域賑わい基本計画を昨年度策定いたしました。今後は同計画を基に、地域に住む方々が主役となり、各地域にぎわいをつくり出すことができるよう、市としても連携して取り組んでまいりたいと考えております。

◎大城　仁君

地域振興の必要性、持続的な地域の発展が重要な課題であるとおっしゃっていただきましたので、この重要性、必要性においては、市長も同様のご認識でいらっしゃるのかなと思っておりますので、私も安心いたしました。やはり今答弁にもございましたけれども、市町村合併から20年たちますけれども、それぞれ特色ある地域があってこそ、各地アイデンティティーの醸成につながりまして、より魅力的な宮古島市になると考えておりますので、一緒になって地域を盛り上げていただけたらと思います。

それでは、その重要性を踏まえた上で、次の質問に移ります。旧町村地域で指定された、にぎわい創出の拠点はそれぞれどこか伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

旧町村ごと、平良北部地域でそれぞれ指定されたにぎわいですけども、宮古島市地域賑わい創出事業基本計画では、各地域ににぎわい創出拠点をそれぞれ選定しております。まず、下地地区では下地農村環境改善センター及びその周辺施設、上野地区では上野庁舎、城辺地区では城辺世代間交流複合施設、城辺公民館、伊良部地区では旧伊良部中学校となっております。また、平良地区北部については特に拠点を設けておりません。

◎大城　仁君

今の拠点、この結果があまり各地域に伝わっていないように感じますが、こちらの拠点の決定はそれぞれ地域にどのように共有されておりますでしょうか。

◎企画政策部長（石川博幸君）

計画策定に当たっては、各地域づくり協議会と協議をしながら、場所の選定等、あとワークショップ等を開催して選定を進めてきております。にぎわいの創出、まだ計画が策定されたばかりでございます。これから各地域に入っていって、各地域のにぎわいを創出するために、各地域と一緒になってこれから取り組んでいくということで、順次進めていきたいというふうに考えております。

◎大城　仁君

地域づくり協議会をはじめ、このワークショップを行った各地域団体等には、ぜひ早めの共有をお願いいたします。

続いて、この宮古島市地域賑わい創出事業基本計画書においては、平良地区北部、池間地区、狩俣地区、島尻地区、大浦地区、西原地区のこの５地区です。平良地区北部においては、（仮称）平良地区北部地域づくり協議会を設立して、市としては組織立ち上げに向けて検討する場を定期的に開催し、地域と協力しながら進めると記されております。こちら、現在の進捗状況を伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

宮古島市地域賑わい創出事業基本計画において、平良地区北部については、池間自治会で実施している公民館を活用した子供の居場所づくり事業や狩俣自治会、島尻自治会で実施している民間事業と連携した集落の魅力発信事業など、各自治会で行っている先進的な取組を他の自治会に横展開できるよう、自治会間の連携を強化する目的として、仮称ではありますが、平良地区北部地域づくり協議会の設立を基本方針としております。協議会の設立に向けて、６月上旬に庁内で行われた城辺地域、下地地域、上野地域、伊良部地域の各地域づくり協議会との意見交換に池間自治会の会長をオブザーバーとして参加していただきました。各地域での活動内容や予算状況、補助金の活用事例等について意見交換を行ったところでございます。来月初旬には、庁内の関係部署及び関係する自治会長との第１回検討委員会を実施する予定です。今後も継続して自治会との意見交換を実施するとともに、各地域づくり協議会の事例を参考にしながら、協議会設立に向けて支援していきたいというふうに考えております。

◎大城　仁君

こちら、恐らく担当である企画調整課が今進められていることと思いますけれども、こちらも先ほどの拠点の決定同様に、平良地区北部の方でご存じないような方が多かったので、大分心配をしておりましたけれども、来月には各自治会の会長と検討委員会が行われるということで安心いたしました。ぜひ、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、にぎわいの取組を推進する人材として、地域おこし協力隊を挙げられております。こちら、令和７年度施政方針の中でも、人口減少が進行する旧町村地域等でのにぎわい創出の実現に向けて、地域おこし協力隊等の支援人材の確保へ取り組みますと触れられております。こちら、地域おこし協力隊の現在の募集の進捗状況について伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

基本計画策定を進める中で、地域が主体となって取組を進めていきたいという思いがあるものの、ふだんの生活や仕事などから地域住民だけで頻繁に取り組むことは難しい状況にあるという意見と、また取組の推進には、ふだんから地域の意見を吸い上げ、それを行政に伝えて連携することが必要で、これらの役

割を担う人的な支援が欲しいという意見が各地域で共通の課題として挙がっておりました。そのことから、地域のにぎわい創出についての取組を推進しつつ、地域と行政をつなぐ人材の確保、配置として、地域おこし協力隊を導入し、人的支援の取組も併せて推進していく方針となっております。基本計画では、地域ごとの拠点や主な取組は示したものの、取組の具体的な内容は決まっていないことから、まずは各地域との意見交換を進めていきたいと考えております。取組の具体的な内容を決定した後に庁内の関係部署や各地域との連携を図りながら、行政、地域、地域おこし協力隊のそれぞれの役割を整理し、取組内容に応じた人材の選定に進みたいというふうに考えております。

◎大城　仁君

となりますと、取組の具体的な内容を定めて、その上で必要な人材を整理するということですと、地域おこし協力隊の募集はこれからということになると思いますが、今年度の当初予算の中に募集のための費用を含めた約450万円を計上していると伺いましたが、今年度中の募集を行うというような認識でよろしいでしょうか。

◎企画政策部長（石川博幸君）

今年度中の募集を目指して取組を進めてまいりますけども、やはり各地域でどういった役割を担ってほしいというものが明確にならないことには、その方を募集して、どういうふうな役割を担ってもらうかというのが、しっかりその方もこの地域の振興について役割が果たせないのかなと思っておりますので、そういったものを明確にした上で募集を図っていきたいというふうに考えております。

◎大城　仁君

分かりました。

それでは、それらを踏まえて、５番、今年度、宮古島市地域賑わい創出事業を推進するに当たっての各地域のスケジュールを伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

現時点で意見交換等を図りながら、地域ごとの具体的な取組など、詳細を検討している段階でございます。そのため、具体的なスケジュールをお示しできる状況ではございませんが、各地域の状況を踏まえた上で事業を進めていきたいというふうに考えております。

◎大城　仁君

各地の状況も踏まえてというところではありますけれども、正直なところ、１年かけて基本構想、１年かけて基本計画、そして現在の進捗状況を聞く限りでは、いつまでたってもこの地域振興というものはかなわないのではないかなという焦燥感もあります。その間に人口流出も進みますし、拠点となって決まっている建物に関しても老朽化も進んでいくと思います。それで、現在宮古島市地域賑わい創出事業を担当する職員が旧町村地域及び平良地区北部、この５地区に対して１名、それもこの宮古島市地域賑わい創出事業がメインの業務ではないと伺いました。もちろん地域が主役となって、地域が主体で進めていく事業ではあるんですけれども、各地域のスケジュールでしたり、ロードマップの作成、今後の動きを具体化していく中で、少なくとも各地域１人は専任の職員が必要になってくると感じております。市町村合併から20年というところで枠組み、仕掛け、仕組みを従来のやり方から切り替える段階に来ているのではないかと思いますが、こちら、各地域に担当職員つけることは難しいでしょうか、答弁お願いします。

◎市長（嘉数　登君）

各地域に担当職員をつけることができないかということで、なかなかそこら辺が難しい質問ではありますけども、大城仁議員ご指摘のように、やはり合併から20年もたちました。課題も明らかになっております。老朽施設についても早急に対応を取らなければいけないということもありますので、何とか行政組織を再編統合して、必要な人員を確保していきたいということと、この取組が非常に重要だなと思っておるのは、各地区の主な取組内容、これがキーワードになっていくんだろうなというふうに思っております。例えば下地地区であれば、若者が定住できるような取組ですとか、城辺地区、地域らしさを大事にしたい。あるいは伊良部地区、学校跡地を使ったというような重要なキーワードが出てきておりまして、そういったキーワードを基に拠点づくりというものを進めていく必要があると思っておりまして、その際に各地区が考える、あるべき姿であるとか、なりたい姿というものを大事にしながら議論を進めていきたいというふうに考えております。

◎大城　仁君

難しい質問に答えていただきまして、ありがとうございます。今回も上野地区の拠点として選ばれている上野庁舎を活用した地産地消振興センター、これが実現できたのも担当する産業振興局があって、予算がついて、職員が配置されて、課を超えた横断的な対応が可能だったからかなと考えております。この宮古島市地域賑わい創出事業においても各地域の産業構造も異なりますので、各地域の方向性や活用する補助制度によっては、担当課も、もちろん対象となる補助の担当省庁も異なってくると思いますので、ぜひ横断的な対応を可能にするためにも、職員の拡充をお願いいたします。

また、この地域振興につきましては、教育委員会が進めておりますコミュニティ・スクールの導入にも必要不可欠であると思いますので、ぜひ本腰を入れて動いていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

続きまして、住居環境につきまして、昨年度から定住促進事業として市有地の民間提案による有効活用に関するサウンディング型市場調査を実施されております。こちらの実施結果を伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

本市では、令和６年度に旧町村部における若者定住促進を目的として、市有地の有効活用に関するサウンディング型市場調査を実施いたしました。これは、将来的に低廉な家賃で供給可能な賃貸住宅の整備を念頭に、民間事業者の創意工夫を生かした提案を募るもので、市のホームページ、建設新聞、地元紙等で広報を行い、広く呼びかけを行いました。参加申込みは１社にとどまりましたが、その後も島外を含む複数の事業者から個別にアプローチが寄せられており、比較的建設コストを抑えた整備手法や資材活用の提案などもいただいております。市としましては、今後もこうした提案と市が目指す若年層向けの住環境整備の条件とのすり合わせを行いながら、実現可能性のある形での住宅整備を模索し、引き続き可能性調査を継続してまいります。また、住宅整備に当たっては、民間事業者のみでの実施が難しいケースも想定されることから、官民連携による整備の活用可能な国の補助制度についても、より柔軟に適用されるよう国に対して要請してまいります。

◎大城　仁君

今回の結果は、１社の参加申込みにとどまったということですけれども、まだ関心のある事業者もいら

っしゃるということで、引き続き可能性調査をお願いしたいと思います。

また、市のホームページを見ていると、意見として、やはり市有地を例えば無償で借りることができたとしても、民間事業者からすると、投資回収の面で不安が残るといったような印象もございましたので、その辺りも先ほどありました、官民連携でどうにかできないか、引き続きご検討をお願いいたします。

続いて、空き家対策について伺います。最初の質問、空き家所有者の意向調査について、こちら進捗状況を伺いたいところですが、こちらは昨日、長崎富夫議員への答弁がございまして、簡易的な意向調査と所有者特定作業を行い、空き家813件のうち163件が所有者特定ができた。今後も所有者特定作業と意向調査を行っていくという旨の説明がございました。こちら、所有者特定作業の完了の時期の目安など、もしスケジュール感が分かれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

◎建設部長（下地睦子君）

空き家の所有者の特定につきましては、これから事業を進めていく、今年度分については進めていく予定でございます。スケジュールに関しては、何せ所有者を特定する期間というのは、なかなか今のところは分かりかねるところです。そうではございますが、今後の展望といたしましては、所有者が特定できましたら、空き家バンクへの登録を推奨する、勧めるとともに、管理活用法人による所有者と活用希望者、これは持ち主と使用したい方とのマッチング等、800戸以上ある島内ストックを活用することで、本市の大きな課題である住宅問題の打開策として本事業を推進してまいりたいと考えております。

◎大城　仁君

なかなか数も多いので、期間というのは難しいかもしれませんが、ぜひ空き家バンクを活用したマッチングもそうなんですけれども、来年度以降、この意向調査もしながら各種施策を並行して行っていただきたいと思っております。

続いて、現在、市が窓口となって提供している空き家対策関連の補助事業について伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

現在、市が窓口になって提供している空き家対策関連の補助事業につきましては、今年度、宮古島市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業を行っております。その事業の内容といたしましては、国の新たなセーフティーネット制度に基づきまして、住宅確保要配慮者が民間住宅へ円滑に入居できることができるよう、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の登録促進を図り、賃貸人が専用住宅として登録し、当該専用住宅に入居する低所得者に家賃を減額する場合に要した費用の一部について補助を行う事業となっております。令和７年度の事業費は240万円、対象戸数といたしましては10戸を予定しております。

◎大城　仁君

宮古島市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業ということで、こちらは調べたところ、大家向けの制度になるんですか。ぜひ、こういったところを活用して、恐らくは公営住宅ですか、公営住宅と同じような所得制限もあることから、市全体の公営住宅の入居状況も配慮した施策になるのかなとは思っております。

また、この所得制限、公営住宅もそうなんですけれども、収入が15万8,000円以下が対象になってくると思います。そうなると、いわゆる共働きの子育て世代、中間層は入居できないような要件になっております。度々、昨日の長崎富夫議員の質問の中にもありましたように、複数の子を抱える家族が家を探しても、

２ＬＤＫで家賃が15万円という状況だという相談を受けているというお話もありました。そういった状況下で、やはり子育て世代の住宅整備というのは急務であります。

サウンディング型市場調査の結果もこれからというところではあると思うんですけれども、ここも踏まえた上で、先進事例として、今回つくばみらい市が行った事業、地域優良賃貸住宅制度を活用した子育て支援住宅整備事業、こちら本当に非常にいい取組であったので、少し説明をさせていただきたいと思います。こちらの事業、ＰＦＩ法を活用した事業で、ご存じとは思うんですけれども、民間の資金と経営能力を活用して、公共施設等の設計、建設、運営を行うと。その手法でもって、子育て世帯を中心とした中間層向けの集合住宅を供給する事業でございます。子育て世帯向けの住宅を造るための、先ほどありましたけれども、官民連携の事業でございます。実際にこの事業では、３ＬＤＫの物件を57戸整備されておりますが、３ＬＤＫで家賃が６万円から７万円の集合住宅を供給されております。今年１月から入居開始されているんですけれども、すぐに募集戸数を上回る応募があったと聞いております。

こちらの事業、本当にすばらしい点がたくさんございまして、紹介させていただきます。１つ目が入居対象者。こちらの住宅の入居対象者が18歳未満の子や妊娠している方がいる子育て世帯、または婚姻して５年以内の新婚世帯、これからお子さんを授かりたいというご家族が対象者になってきます。子供が18歳になると、居住の対象外となるということで、ある意味この入居者の新陳代謝も健全に行われると思っております。もう一つの入居対象者の条件として、収入月額が15万8,000円を超えて48万7,000円以下という条件がございます。先ほどの公営住宅の15万8,000円以下という要件に当てはまらない、ある意味公営住宅に入居できない、この中間層が対象になっております。２つ目のいい点が資金面です。こちら、事業資金においても地域優良賃貸住宅制度を活用して、国から約50％ほど補助を受けております。また、３つ目が、こちら民間活力が入ることで、現在、宮古島市公営住宅等長寿命化計画における公営住宅、今供給上限に達しつつあると思うんですけど、その公営住宅にも当たらないとなっております。

私自身、市が関与する住宅供給の方法として、公営住宅しかないのかなと思っていたところですので、本当にいいことづくしの制度だなと思っております。入居対象者、そして資金面、市の現状を見ても非常にすばらしい制度だと思いますが、このつくばみらい市が行った地域優良賃貸住宅制度を活用した子育て支援住宅整備について、本市で同様の事業が行えないか伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

地域優良賃貸住宅制度については、子育て世帯や高齢者世帯、障害者世帯など、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する良質な賃貸住宅の供給を促進することを目的とし、国土交通省所管の制度となっており、住宅の整備等及び家賃の低廉化に要する費用を自治体が助成した場合に、国がその一部を支援するものとなっております。

本市における昨今の家賃高騰などの状況は、子育て世帯にとって切実な課題であると認識しておりますので、本市の実情に対して本制度をどう有効に活用できるか、関連部署とも連携して検討してまいりたいと考えております。

◎大城　仁君

各部署と連携して検討していただけるということで、これは前向きな答弁と取ってもいいんでしょうか。

◎市長（嘉数　登君）

低廉な賃貸住宅という意味では、幾つかの部署が関わってまいりますので、こども家庭局だけではなくて、建設部、それから市民生活部においてもいろいろと検討しておりますので、部局横断的に連携しまして、前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎大城　仁君

こちら、事業実施に当たって、設計企業や建設企業、運営企業から成るグループで、ＳＰＣ方式を取って公募を行っているということで、全国の事例を見ても１社での事業実施に比べてリスクヘッジできますし、ＳＰＣ方式で金融機関とも連携が取りやすく、資金調達が行いやすくなっていると聞いております。先ほど引き続きサウンディング型市場調査されるということなんですけれども、そこで懸念事項として挙がっていた投資回収の面もこれで解決できるのではないかなと思っております。もちろん引き続き市有地を活用したサウンディング型市場調査での民間アイデアというところも分かるんですけれども、市がある程度方向を指し示すことで民間事業者もより手が挙がりやすくなるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、引き続き紹介させていただきたいのが、このつくばみらい市の取組のまたすばらしい点がこの整備した場所なんです。駅周辺のいわゆる町なかではなくて、少子高齢化の進む地域に整備されております。本市におきましても地域の少子化が進む中で、特に平良地区北部と伊良部では、ここ30年ほどで15歳以下の人口が60％以上減少しているという。伊良部においては、ここ30年ほどで1,500名以上いた15歳以下の子供たちが今500名ほどになってきているという状況がございます。そういったところに、ぜひ整備検討していただきたいなと思っております。

ただ、このつくばみらい市、敷地内に広場や集会所もあるんですけれども、認定こども園も隣接して、新たに整備して、子育て世代が住み暮らしやすい環境を整えられております。ただ建物を建てるだけではなくて、その周辺環境も整えられているということなんですけれども、本市においても現在、佐良浜地区、児童館の建設や認定こども園の計画があると思います。先ほど仲間誉人議員からも集合住宅のお話もありましたように、そういった現在実施している事業と併せて、この子育て支援住宅整備事業を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、この茨城、ほかの事例もありまして、茨城県の境町、こちらも５期にわたって、構想から始まると約８年ほどですか、125戸を整備されて、人口も増加傾向にあるというふうに伺っておりますので、そういった実績も当局の皆様にぜひ一度ご確認いただきたいと思います。

続いて、海岸の保全について伺います。この海岸保全についてなんですけれども、2024年度、観光客数が119万人を超えた本市において、一番の観光コンテンツである海。この海の利用について、市民からご意見をいただくことが非常に多くなっております。海岸の環境や治安を守り、観光客と市民が共に気持ちよく利用するためにも、ルール整備や管理方法等、見直しが必要になってくるものと思いますが、現在海で条例違反が確認された場合の対応について伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

これ、海岸の条例違反についてですけど、事業者の条例違反ということでよろしいですか。本市が所管する４つの海岸、これは前浜ビーチ、吉野海岸、砂山ビーチ、中の島海岸でございます。そちらの海岸でマリン事業者等による条例違反が確認された場合は、市の海岸管理条例の規定により、無許可で物品また

は飲食物の販売、ビーチパラソル等の貸付けの営業行為をした者は過料処分となりますので、警察署等と連携して対応しております。また、既に海岸占用許可を受けている事業者に対しましては、許可の取消し、または行為の中止、原状回復等があります。また、無許可で占用している事業者に対しましては、行為の中止、原状回復、もしくは海岸からの退去、その他必要な監督処分を行っております。

◎大城　仁君

それに関連しまして、今実際に市民から市に通報でしたり、違法行為に当たるのではないかという問合せは実際に来ておりますか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

市民から違法行為に当たる、市にはそんなにありませんが、市の管理している海岸は４海岸なんですけど、その他の海岸が県のほうで管理しています。県が管理する海岸で違法行為をした者は、市に問合せがあった場合は、県の担当課に報告して対応していただいております。

◎大城　仁君

この市が管理している４つの海岸以外では、県に対応していただいているということでありますけれども、先ほど少し申し上げましたように、浜辺での営業行為等を市民から取り締まれないのかというお話をいただくことも多いのですが、例えばパイナガマですと、あずまや付近は都市計画課の管理。浜は、こちらは港湾課になるんですか、の管理。海上は、また恐らく別の部署にもなると思うんですけれども、同じパイナガマの中でも管理する部署がばらばらで、またさらに所管するところが対応しなければ、越権行為に当たるというややこしい問題も絡んでおります。また、このまま放置しておきますと、事業者と利用する市民の間での重大な市民トラブルになりかねないかなとも思っておりますので、まずは市が管理する海岸からしっかりとルールの見直しと利用方針を固めていただきたいと思います。というところで市が県から管理権限の移譲を受けた４つの海岸について今後の管理方針を伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

現在、市が県から移管されている海岸として、吉野海岸、前浜ビーチ、砂山ビーチ、中の島海岸の４つの海岸がございます。吉野海岸につきましては、現在駐車場等の指定管理者がいることから、海岸管理、主にこれビーチの利用者の管理なんですが、これにつきましては当該管理者が定期的にパトロールを行っております。前浜ビーチにつきましては、施設の指定管理者と同ビーチで占用許可を受けた２つの事業所がビーチ等のパトロール等を行っております。砂山ビーチと中の島海岸におきましては、指定管理者はいませんが、海上保安部などの関係機関で定期的にパトロールを行っております。

◎大城　仁君

今４つの海岸について、市が管理されておりますけれども、今後県から管理権限の移譲を受ける海岸はございますか、伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

市としまして、今後県と新城海岸の移管に向けて協議を予定しております。しかし、現在同海岸においては、市が移管の条件とする状況に至っていないため、条件が整い次第、移管についての協議を始める予定です。

◎大城　仁君

この新城海岸の状況が整い次第、５つ目となる海岸となると思いますけれども、この管理見直しをぜひ行っていただきたいと思っております。

昨日の砂川和也議員への答弁の中で、ボランティアの方が行っている、指定管理者の事業者の方が行っている海岸のパトロール、市として支援していかないといけない。財源の確保も含めて、関係機関と話合いを進めていく旨の答弁があったかと思います。昨日は、我如古三雄議員からイムギャーマリンガーデンの管理棟の話もありましたが、利用者、特に観光客の満足度を高めるためにも、海の家の機能の果たす役割というのは大きいと思っております。実際に前浜では、マイパマエスカーサもございますし、港側で海の家の実証事業も行ったと伺っております。このトラブルや通報に対して、市の職員が24時間体制で対応するというのも難しいと思いますし、先ほど申し上げたように、管理区分けされているような部分もあることを考えると、包括的に事業所に管理を委託するほうがかえって責任の所在が明らかになっていいのかなと思っております。そこの管理者に対して、しっかりとライフセーバーも配置して、違法行為と見られる場合には現場ですぐに対応する。その費用に関しては、海の家の売上げや、昨日市長がおっしゃったような宿泊税を活用していただきたい。必要であれば、海水浴場指定も検討していきながら、安心、安全な観光振興につなげていただけたらと思います。今本当に前浜のほうも自己責任というような形になっていると思いますので、海水浴場指定も検討しながら、市民も観光客も自己責任ではなくて安心して利用できるような取組をぜひお願いしたいと思います。

次に移ります。続きまして、行政ＤＸについて。今年度、本市で実施している具体的な取組について伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

宮古島市では、デジタルトランスフォーメーションの取組といたしまして、これまでオンライン申請サービスを活用し、転入、転出届や児童手当の現況届、子育て関係が15の手続、介護関係、要介護、要支援の認定の申請など11の手続など、各種手続のオンライン化などを実施しているところでございます。今年度におきましては、これまでの取組を継続しつつ、新たに職員向け生成ＡＩの導入を行っております。今後もデジタル技術を活用し、より一層の市民の利便性向上と業務効率化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎大城　仁君

２番、もしかすると重複するような内容もあると思いますが、この窓口業務のＤＸ化について、今後の取組を伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

窓口業務のＤＸ化についてでございます。これまで自治体ＤＸ推進の一環として、介護、子育て関係の手続や転入、転出手続のほか、親子健康手帳、これは母子手帳です。の交付のための来庁予約など、窓口業務のＤＸ化に取り組んでまいりました。生活保護申請、医療費補助における窓口のＤＸの取組については、まだこれからの課題となっております。

◎大城　仁君

これからの課題というところで、ぜひ窓口業務のＤＸ化、ＤＸの推進をしていただきたいと思います。やはりこの職員によって、特に例えば申請に関する要件が変わったりということはないと思いますので、

そういったところで先ほど申し上げられていた生成ＡＩの活用でしたり、どうしてもこの相談する市民の方も、それから相談を受ける窓口の職員の方もどうしてもストレスがかかるような状況にあると伺っておりますので、その負担軽減につながると思いますので、ぜひ進めていただけたらと思います。この職員の負担軽減というところもそうなんですけども、市民の利便性向上、加えて様々な相談内容がデータとして蓄積されることで、今まで支援が行き届いていなかった市民に対してもきめ細やかな支援が可能になってくると思いますし、そういった支援策、施策の改善が可能になってくるかと思います、このデータを見ることで。

先日市長が開催したウーマンズミーティングの中でも、近しい人が亡くなった際に心身ともに疲弊している状態で複数の部署を回らずとも一括でいろいろ手続ができるような、おくやみコーナーというものを設けてほしいという声がありました。この職員の負担軽減によって、ＤＸによって職員の手が空けば、そういった新たな取組、市民の声にも対応できるかなと思いますので、引き続きＤＸ推進をよろしくお願いいたします。

こちら、他市の事例も含めて少し深掘りをしたかったんですけれども、時間の都合上、また次の一般質問で取り上げさせていただきます。

それでは、次に移ります。続きまして、本市の文化振興について、市長のお考えを伺います。

◎市長（嘉数　登君）

本市において文化は、人々の楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、豊かな人間性を育むものであり、また世代を超えて継承されるべき貴重な資産であると考えております。そのため、本市では市民の文化芸術活動を支援し、市内各地域の伝統文化や新たな地域文化の振興を図ることを目標に、文化団体等と連携を行いながら、市民総合文化祭や市文化ホールを活用した各種文化事業に取り組んでいるところです。

市制施行20周年に当たる今年度は、ユーフォニアム演奏者の山崎由貴氏を招聘し、市文化ホールでのクラシックコンサートを開催するほか、認定こども園や小学校等４か所を訪問し、アーティストと音楽を通した地域との交流を目指したプログラムを実施していきたいと考えております。

そのほか戦後80年関連企画展を歴史文化資料館や博物館でも現在実施しております。

今後も優れた芸術に触れる機会の提供や担い手の育成など、幅広い年代層の市民ニーズに対応した取組の実施や文化財の保存と活用、それから博物館活動の推進など、持続可能な地域づくりに向け、さらなる文化振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎大城　仁君

市制20周年、そしてまた戦後80年のこの節目に合わせた、たくさんの文化振興の事業もこれから取り組むということで、ありがとうございます。本当に文化振興によって、人々の生活を豊かにするだけでなくて、地域を活性化させますし、地域社会をよりよいものにすることができると思っております。今挙げた様々な施策、取組に関して、文化事業はどうしても教育委員会が担うようなところもあるとは思うんですけれども、ぜひ市長には市のトップとして、そういった文化振興事業に積極的に関わっていただきたいと思います。そういったことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、根間公園について。こちら、予定ですと根間公園、５月の発注で１月の供用開始を予定さ

れていたと思いますが、現在の整備状況、進捗について伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

根間公園についてですけれども、５月の発注を予定しておりました。宮古島市中心市街地活性化協議会から一部設計を変更してほしいという要望がございましたので、設計の見直しを行っております。当初の発注予定より２か月ほど遅れが生じております。設計の見直し、あと手直し、積算などが終わりましたら、８月頃には発注できる見通しでございますので、それで年度内の完了を目指してまいりたいと考えております。

◎大城　仁君

宮古島市中心市街地活性化協議会からの要望もあってというところなんですけれども、こちら中心市街地の本当に核となる場所でございますので、少し遅れてでもといいますか、少し時間かかってでもしっかりと周辺住民とか、地域の事業者の意見を取り入れていただきたいと思っております。本当にただ芝生が整備されるというだけでは、夜間の警備体制も含めて、管理が行き届かない公園になってしまうのではないかなという危惧もございます。今キッチンカーの事業所が根間公園の場所を盛り上げようと、いろいろ企画しているところでもございますので、そういった方からのヒアリングも行ってほしいと思いますし、また夜間の治安維持のために、交番の整備も併せて整備してほしいという声もありましたので、その辺りも含めて、併せてご検討をお願いいたします。

続きまして、令和７年度施政方針について質問させていただきます。施政方針で挙げられていた各種取組について伺います。まず、行政経営会議について進捗状況を伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

行政経営会議の進捗についてお答えいたします。

市においては、類似的な公共施設等を整理しつつ、統合、廃止や民間利活用を進める資産リストラの取組により、公有財産に係る管理コスト、人的コストを縮減し、自治体経営の効率性を向上させ、将来世代の負担軽減を図ることを目指しております。その取組の一環としまして、外部から有識者等を委員として迎え、客観的意見、民間的な視点から施設の存続、統合、廃止、利活用の検討等を議論する行政経営会議を設置し、取組の強化を図っていくこととしております。

行政経営会議の設置に向けた進捗としましては、現在、会議を構成する委員の検討を進めており、全国的な公共施設利活用の事例を調査研究し、自治体の財産利活用に見識を有する方、それから市内の経済状況等に知見のある方などを中心に検討作業を進めております。今後、設置要綱等の必要な規定の作成、委員の費用弁償等の会議開催に必要な経費の予算化を行った上で、構成する委員を決定し、年度内に会議を複数回開催したいと考えております。

◎大城　仁君

この健全化を図るためにも資産のリストラというものは必要になってくるとは思いますが、その上で、その周辺住民、地域住民に対してもやはりしっかりと理解を得られるような協議体制であるといいかなと思っております。なので、ぜひ行政経営会議におきましては、もちろん専門家もそうなんですけれども、地域の代表者になるんですか、その地域の代弁者をぜひ委員の構成メンバーの中には入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、観光振興ビジョンの策定について、現在の進捗状況を伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

本市のリーディング産業である観光産業において、昨今の人手不足や受入れ態勢等の課題、また本市が掲げる観光の量から質への転換により、持続可能な観光振興を図るため、観光の将来像を再設計する必要がございます。そこで、本年度の施政方針にございます人・食・音楽で、もてなすことをコンセプトに、本市が持つポテンシャルを最大限に発揮し、観光の効果を市民生活に還元するため、宮古島市観光振興ビジョンを策定し、観光の量から質への転換を図る予定でございます。その委託料として、今定例会で補正予算を計上しておりまして、可決されれば７月から策定に向けて取り組んでまいります。

◎大城　仁君

観光振興ビジョン、これを基に全市民が本市の観光の向かう先、この観光振興ビジョンをこの方向性として捉えて動くわけですから、こちらは慎重かつ丁寧に定めていただきますようお願いいたします。

そして、市民の意見をぜひ集めていただきたいんですけれども、ふだん開催されているようなリアルな場のヒアリングだけですと、なかなか広く意見を募ったことにならないのかなと思っております。それこそ、先ほど申し上げたＤＸ、宮古島市の公式ＬＩＮＥですとか、ＳＮＳを活用して、何でも気軽に意見できるような仕組みづくりも、ぜひ委託される際の公募の要件として入れていただけたらと思います。

最後に、宮古島市未来戦略会議について進捗状況を伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

宮古島市未来戦略会議についてでございます。新たに創設する宮古島市未来戦略会議は、豊かで明るい宮古島市を目指していく中で、本市の将来を担う若者の市政参加を促進し、若者の視点や意見等を行政運営に生かすことを目的としております。会議の開催においては、幅広い分野における若者の参画が重要であると考えております。現在、庁内各部署及び市内の各団体、関係機関に対し、各分野において活躍している若者の推薦依頼を行っているところでございます。同会議につきましては、年に二、三回程度の開催を想定しており、会議で得られたアイデアや意見について、新規事業または既存事業の拡充を検討するなど、市政運営に反映していきたいというふうに考えております。

◎大城　仁君

今推薦依頼もされているということで、進んでいるようで安心いたしました。

こちら、先月ですか、宮古青年会議所が「皆で創る宮古（しま）の未来～第３次宮古島市総合計画にむけて～」と題して高校生や若手経営者、若手の市の職員の方を交えてディスカッション事業も実施されておりますので、ぜひそちらも参考にしていただけたらと思います。

今質問に挙げた３つの取組なんですけれども、市民の声を直接市政に反映させることができる、いい機会だと思っております。ウーマンズミーティングもそうなんですけれども、昨日の答弁でも市民とのワークショップ実施の話もありました。市長をはじめ、職員の皆さんも多忙とは思いますけれども、こういった声一つ一つに耳を傾けて、市民との連携、協働でよりよい宮古島市を目指していただきたいと思います。

６月の定例会、一般質問は以上となります。今回は地域振興、定住促進を中心に現状の課題を含めて質問させていただきました。宮古島市の地域の永続的繁栄と1,000年先の未来を見据えた上で、やはり各地域の活力、定住促進による人口確保、必要だと思いますので、ぜひよろしくお願いします。答弁いただいた

当局の皆様、ご準備いただいた職員の皆様に感謝申し上げまして、私の６月の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで大城仁君の質問は終了しました。

◎下地信広君

お疲れさまでございます。本日の最後の登壇となりました。新宮古創成会の下地信広でございます。当局の答弁によっては、早めに終わりたいなと思っておりますし、また今日は私の後援会、会長をはじめ、何名かの方が来る予定でございます。ただ、３時半からという予定でしたので、来ているかどうか分かりませんけど、早速、質問に入っていきたいと思っております。

まず、宮古空港のスマートレーンの導入でございますが、この保安業務とスマートレーンについて説明してからお伺いしたいと思います。今の宮古空港でも行われている、飛行機に乗る前のチェック体制、これは皆様体験していると思いますけど、荷物をトレイパックに載せて保安検査員がチェックしてゲートを通します。そこで、宮古空港にはレーンが現在３つあるんです。３つありまして、その一つのレーンに５名の保安検査員がいて、監視からボディーチェック、そしてトレイパックの回収と、１時間に150名の方をチェックしているようです。そして、これが東京直行便の時間と重なると、２階から１階のお土産店までずっと並んで非常に時間がかかると、ストレスがたまると。これは、もう保安チェックする人も、またチェックされる側もストレスがたまるということで、これがスマートレーンを導入することになると、スマートレーンはレントゲンの機能が兼ね備えられたレーンですから、ペットボトル、パソコン、これ一々バッグから取り出さなくても済むと。そして、保安検査員もこのトレイパックを回収しなくても済む利点があると。しかも今の約半分の時間でチェックができるということは、２つのレーンで済むということなんです。残りの、３つありますので、１つは、保安検査員は別の仕事に充てることができるというので、そこでお伺いしたいと思いますが、宮古空港は県管理の地方空港であり、1997年に現空港が開港しました。当初の旅客数は100万人を想定していましたが、2024年、去年のデータを見ますと、発着した旅客数は185万7,279人となっており、造ったときの想定の1.8倍以上の旅客数となっております。このため、保安検査員の負担が重く、人材確保に苦慮している現状であります。宮古空港のグランドハンドリングの労働環境改善の一環として、また市民サービスの向上のために、このスマートレーンが導入できないかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

下地信広議員ご指摘のように、現在の宮古空港では、特に繁忙期等に手荷物検査区間が逼迫する状況にありまして、市民及び観光客の利便性向上を図るため、スマートレーンの導入が必要であるというふうに考えております。

本市としましては、沖縄振興拡大会議や美ぎ島美しゃ市町村会でスマートレーンの導入について沖縄県に要望するとともに、今年度から新たに国に対しても直接要望していく計画でございます。スマートレーンの導入につきましては、宮古空港の諸課題の中でも特に重要な案件と考えておりますので、導入の早期実現に向けて関係機関に対する要望を行うとともに、市としても予算確保に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎下地信広君

私、５月の下旬頃でしたか、下地島空港のＳＡＦＣＯの職員と視察に行ったんですが、この空港の利便性とか機能の向上に向けては、やはり行政と航空会社、空港ターミナル会社等で、今言っている、構成される官民連携による機動的な協議体制の整備が必要だと感じましたので､ぜひとも沖縄県と連携しながら、一日も早く導入をお願いしたいなと思っております。そして、労働環境改善のためにはいろいろありますけど、駐車場の確保についても非常に苦労していると聞いておりますので、これも県との話合いの下、改善するよう要望して、次に移りたいと思います。

２番目に、衛生施設課の事務所についてお伺いします。まず、①の自己搬入ごみの動線経路、つまりはごみを搬入して捨てるまでの施設内の経路、これについてお伺いします。よろしくお願いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

宮古島市クリーンセンターにおける自己搬入の動線ですが、現在、西側の門から敷地内に入り、事務所前でごみの分別状況をチェックをして受けてもらった後、一旦西側の門から施設の外に出ていただき、今度は東側の門から搬入場所に行くようにしていただいております。

◎下地信広君

ということは、宮古厚生園の道のところというか、プラザ棟のところから入って、一応チェックして、またそれを出て、これを宮古厚生園のところを迂回して、またこの計量の入り口から入って計量して、そして出るということですよね。ということは、入り口が２つあるということになりますよね。ということは、市民からのいろいろ話を聞くと、非常に分かりにくいと、入り口が２つもあってどこに行っていいか分からないと。一旦入ったのをそのままま戻っていくという自体が、これ何か面倒くさいみたいな感じに言っておりますので、そういった部分が、市民の利便性、いかがなもんかなと思っております。これが１つ。

そして、②番目のごみ袋の管理についてお伺いしますが、廊下といいますか、この事務所の中にあったような気がするんですけど、このごみ袋を保管する倉庫はありますか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

ごみ袋は一部、衛生施設課の入っている施設のロビーのところに置いてありますが、大半は倉庫のほうへ保管しております。

◎下地信広君

外といいますと、どこの外で保管している。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

すみません。少し発音が悪かったようです。外ではなくて倉庫。大変申し訳ございません。西側のほうに倉庫がございまして、そちらのほうで保管しております。

（「この事務所の下の倉庫」の声あり）

◎環境衛生局長（梶原健次君）

東側の門のほうに近いところに倉庫がありますので、そちらのほうへ保管しております。大変失礼いたしました。

◎議長（平良敏夫君）

議長を通してください。

◎下地信広君

大変失礼しました。耳が悪いもんで、外か倉庫かよく分からなかった。ということは、その下の倉庫からわざわざこの事務所まで持ってきて置いてあるということですよね。１階に倉庫がある。そして、上に持ってくる。そこで、事務所の中ではないけど、誰でも通れるようなところですよね。職員以外というか、ほかの課の職員もみんな通りますよね。ということは、なかなかきれいに管理できないんではないかなと思うんだけど、そういう何か軽率かなと思うんだけど、どうですか、そういった部分は。ちゃんと管理できていますか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

管理の件ですけども、ごみ袋の箱の件ですけども、倉庫と上の事務所のほうでは、ある程度まとまった量を一遍に運んでおりますので、管理のほうでは特に問題なくしております。

◎下地信広君

それでは、この③に移りますけど、①の、この動線を迂回してやって、市民から見たら利便性が悪いと言われている。そして、今のこのごみ袋も１階の倉庫からわざわざ２階に上げてきて、そこでまた販売しているという部分では、非常に、最初の①の場合には、これ市民に対する利便性が悪い。今の②の場合には、これは職員に対する利便性が悪いんではないかなと私は思っていますが、環境衛生局長、３番目の今の事務所、これを見てどうですか。事務所の利便性について見解をお伺いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

事務所の位置の利便性の件なんですけども、まず１つ、市民の方々、ごみを自己搬入される方々の利便性の点では、確かに大変なご負担をおかけしていることは承知しております。動線の件と、もう少し補足したいんですけども、施設オープンした当初は一般搬入の方々も東側の計量器のあるほうの門から入っていただいたんですけども、ごみの分別の不徹底が結構目立つということで、一旦はごみの分別チェックをしましょうということになっているんですが、当初、東側の計量器のある門のほうから入っていただいて、敷地の中を通って上の事務所まで行っていただいているんですけども、中で接触事故が起こるという事例がありまして、今大体１日当たり延べ130台から140台ぐらいの収集車が出入りをしている。ほかにも作業車も出入りしているもんですから、動線が交錯すると接触事故のリスクが非常に大きいということで、令和２年度に動線を分けて、市民の方々には大変ご不便をおかけしているんですけども、一旦西側から入っていただいて、大きく回って東側のほうに行っていただいているんですが、ごみ袋の管理含めて、事務所を別の場所に移転したら、両方解決するんではないかというご提案かと思うんですけども、そちらのほうに職員が常駐するスペース､それからあとは一般搬入されたごみの分別をチェックするスペースがなくて、現状のまま運営するしかないのかなというふうに考えています。重ねて申し上げますけども、自己搬入される市民の方々には大きく迂回させるということで大変ご不便をおかけしておりますけども、事故防止のためでありますので、ご理解いただきたいと思います。

◎下地信広君

実際私も見てきましたけど、今この焼却炉の建物の中にはシャッター閉まっているところがありますよね。向こう、十分スペースあります、見たら。だから、向こうに事務所を移せば、この入り口は１つで済

むと思うんです。そういう面で、まず検討していただきたいなと。今の事務所と向こうに行って、どっちが利便性が高いのかどうか一応検討していただいて、大変だと思います、倉庫から上に上げるとか。また、市民が迷う。やはり入り口は１つでいいんです。そういった部分もぜひ考えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、この焼却施設についてお伺いします。この焼却施設は、平成28年４月から供用開始されています。この環境衛生費の委託費が増えて、今年度の予算も見ますと、１億9,160万3,000円か、なっていますけど、この委託料の内訳について、点検業務をどのようにしているのかお伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

ご質問の点検業務ですけども、予算の中で４款衛生費、その中の２項清掃費、２目塵芥処理事務費において、合計７億3,584万8,000円を計上しておりますけども、さらにその中で点検費、クリーンセンターの焼却施設の年次点検費が2,995万3,000円、リサイクルセンターの施設年次点検費が2,116万5,000円となっております。

◎下地信広君

この12節は何か。この12節委託料の１億9,000万円余り。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後２時48分）

再開します。

（再開＝午後２時48分）

◎下地信広君

それでは、令和６年度の点検費用、今決算まだですので、令和５年度でよろしいですので、この点検の前期分、後期分、どれぐらいかかっているのか教えてくださいますか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

令和５年度の点検費ということでよろしいでしょうか。令和５年度の年次点検費がクリーンセンター、焼却施設ですね。

（「焼却施設とクリーンセンターも両方」の声あり）

◎環境衛生局長（梶原健次君）

両方ですね。まず、クリーンセンター、焼却施設のほうは2,365万円、それからリサイクルセンターのほうが3,630万円となっております。

◎下地信広君

なぜ私がこういう質問をしているかといいますと、株式会社川崎技研のほうが造りましたけど、これ点検にわざわざ本土から来ますよね。これが、まずは１つ目は、メーカーが専門だから分かるのは、それは仕方ないんですけど、職員が見て、これが本当にこの部品を交換していいのかどうか。もうこういうふうに向こうの言うとおりやっているんではないかなという、そういう心配があるわけ。だから、この点検をもちろんメーカーがやる部分と沖縄県でもできないかどうかというのをお伺いしたいわけ。沖縄でもでき

る技術があれば沖縄から呼んだほうが安上がりではないかなと思いますけど、いかがでしょうか、こういった部分は。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

全体の点検は、プラントを導入した業者にやってもらっているので、ご指摘のとおり、県外から技術員が来て作業に当たっております。プラントの中で時々修繕、部品の交換等があるんですけども、例えばノズルの類いですとか、ごく簡単なものについては、県内の事業者のほうでやっていたりしていますので、全てが全て県外の業者が来て対応しているわけではございません。

◎下地信広君

簡単な点検については、こちらでやっているとお伺いしましたけど、それではその資格を持っている方は今いますか、点検の。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

先ほど私、また発音が悪かったようで、点検ではなくて、簡単な修繕、部品の交換だとか、ノズルの交換だとかはこちらでやっているということなんですが、それについてはいわゆる資格を要さない範囲でのものにとどまっております。

◎下地信広君

ということは、今は職員は環境衛生局長を含め、課長、係長、その資格といいますか、研修を受けた方はいないということでよろしいでしょうか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

ご指摘のとおりでございます。

◎下地信広君

これからは、やはりそういった資格を持っている人がいないと、メーカーの言いようになります。ですから、まずは研修を受けさせて、やはり人事というのは適材適所に、私はそういうもんだと思いますけど、ちゃんと資格を持っている人が１人かいないと、もちろん公務員だから、異動はありますが、そういうふうに準備してから異動するのが私は筋かなと思っていますので、この公費の削減、予算の削減のためにも、ぜひともこの資格を取らせていただきたいなと思っております。これに関しては以上でございます。

次です。この除湿機、今一番使っていると思うんだけど、現在どのように処理されていますか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

除湿機を含めたフロンガスなどを使用している製品は、クリーンセンターでは適正処理ができない処理困難物となっておりますので、市のほうでは回収及び処理を行っておりません。そのため、市では除湿機の処分に関する問合せがあった場合には、フロン類を適正に回収できる島内の廃棄物処理業者のほうをご案内しております。

◎下地信広君

これも問題ありかなと思いますけど、役所では取れないから、これ産業廃棄物として出しているということですよね。であれば、これはご自宅で使っているから、私は一般廃棄物かなとも思っていますけど、ただこの産業廃棄物として持っていきますと、これ2,000円かかるんです、2,000円。ところが、我々が一般で使っている粗大ごみの場合は100円か200円の粗大ごみ処理券を貼れば、これで済むことなんです。こ

れを市民が負担していることになります。ですから、これもちゃんとした、そういった技術職員といいますか、フロンを抜くような、そういった職員とか、そういったのを確保して、リサイクル施設でできれば、私は200円か100円で済むと思いますけど、いかがでしょうか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

除湿機も含めて、フロンガスが入った製品の取扱いなんですけども、こちらのほうはフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律というのがありまして、要はフロン排出抑制法とも言われているんですが、この適用を受けます。そのため、フロン類を回収するためには、第一種フロン類充填回収業者として、県の登録を受ける必要がございます。これに登録を受けるには幾つか要件がございまして、１つは市の施設がフロン保管施設として要件を満たさなきゃいけないんですが、今現在、施設自体がその要件を満たしておりません。それから、実際回収に当たる者が市の職員が対応するか、あるいはリサイクル棟の管理、運営を受託している業者にやってもらうかによりますけども、その取り扱う者が要は有資格技術者というものでなければならないということになっております。現在、繰り返しになりますけども、市の施設要件が満たされていないということ、それから今リサイクル棟の管理、運営を受託してもらっている業者の有資格者の配置がないため、もしこれ対応するとなると、まず施設の改修をしなければならないという点がまず１つ。それから、もう一つは、市の職員にそういった資格を取らせるか、あるいはその資格を持った技術者を配置してくださいという形で委託業務に含めるかということが必要になってくるかと思いますけども、現在のところは具体的に必要費用の試算等は行っておりませんので、今のところは登録に向けた予定はありません。

◎下地信広君

市長がいつも言っている市民がど真ん中ですから、この要件を満たすためには施設改修もいいではないですか。市民サービスの向上につながるんですから。2,000円が100円か200円で済むんですから、ひとつ頑張ってください。お願いします。

次、この生ごみです。生ごみは、前も質問したんですけど、何かあやふやだったので、もう一回質問しますけど、宮古全体でやらなくて一部でやっている生ごみの収集です。それで、今回はもっと詳しく、今生ごみを収集している世帯は何世帯かお伺いしたいと思います。

（「すみません。休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後２時58分）

再開します。

（再開＝午後２時59分）

◎下地信広君

では、５番目に行きますけど、生ごみの収集について前回も質問しましたが、一部の地域だけしかこの生ごみを収集されていないと。これで行政の事業として不平等ではないかとの質問だったと思いますが、その後どうなったのかお伺いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

以前の一般質問で生ごみの収集が一部の地域にとどまっているので、地域の拡大についてはどうかということでご提案あったかと思い、またそのときは拡大については検討したいということで答弁させていただいたかと思います。その後、生ごみ収集に関しては宮古島市廃棄物減量等推進審議会に諮るというプロセスが必要なんですが、現在燃えるごみの収集事業者を中心に収集日を週３回から２回に変更できないかという要望があったり、それからあとはリチウムイオン電池、これの回収についても環境省のほうから適正に各自治体で回収しなさいという通知がございます。これに対しても、まだ今宮古島市のほうではきちんとした収集体制が確立しておりません。これらも併せて、生ごみ、リチウムイオン電池、それから収集日の変更ということも含めて、一般廃棄物の収集及び処理体制を見直すということが必要かと思っておりますので、これは収集事業者の皆さんと意見交換を重ねて見直しを、対処をしっかりと考えていきたいというふうに考えております。

◎下地信広君

では、再質問しますけど、先ほど言った、何世帯、この収集しているのか。

（「資料がない」の声あり）

◎下地信広君

資料がなければ後でもいいんだけど。

（「では、後でお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

答弁してもらえますか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

現在手元に資料がございませんので、生ごみの収集世帯数が今幾つあるかということについては後ほど資料を提供させていただきたいと思います。

◎下地信広君

一番気になるのが、この行政のサービスとして、今大体３万600世帯、宮古島市いますよね。３万600世帯。その中で何世帯、この生ごみのをやっているのかと気になるわけ。それが10％以下であれば、これやらんほうがいいんではないかなと思うわけ。これが全体の行政サービスにつながらないと私は思う。そういう面では、ちゃんと見直したほうがいいんではないかなと思っていますので、後で何世帯収集しているのかどうか教えてください。

では、次行きたいと思います。６番目、下地島での耕作の継続についてでございます。この宮古島市農業ゾーン、85ヘクタールありますけど、その基盤整備について、計画があればお伺いしたいと思います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

計画内容につきましては、昨日の下地信男議員にも答弁しておりますけれども、農業的利用ゾーンにおいて基盤整備を行い、従来のサトウキビ主体から農業用水を利用した高付加価値農業を推進する計画でございます。

◎下地信広君

この基盤整備の計画というか、皆さんつくったのは、これ何のためにつくったのか。この85ヘクタールの整備の事業計画は。

◎農林水産部長（下地貴之君）

この85ヘクタールの農業的利用ゾーンの基盤整備を行うための計画でございます。

◎下地信広君

県のほうは、皆さんが基盤整備をしないから、なかなか前に進まないと言っているわけ。どっちがどっちか分からないんだけど。皆さん、この契約をやっていますよね、この85ヘクタール。今の黙認耕作のメンバー、契約やっていますよね。この基盤整備というの、これ土地改良のことを言っていますか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

土地改良事業でございます。

◎下地信広君

土地改良であれば、それは地主の了解とか、そういったのが必要と思うんだけど、黙認耕作地だから、市のものではないのか。許可が必要なのか、これは。

◎農林水産部長（下地貴之君）

黙認耕作ではございません。契約で行っております。

◎下地信広君

下地島で耕作を継続する、この会のメンバーが基盤整備をした後に、これを割り振りしてやるという、そういう話を聞いているわけ。どっちが先かよく分からないんだけど。これだったらいつまでもできないんではないのかなと思うし、では次、県との絡みがあるから、一応質問を県に切り替えますけど、県はこの279ヘクタールの観光ゾーンについて、令和10年３月までにこの３分の１だから、93ヘクタールを返しなさいと要求しているわけ。県はどう考えているのか、ではお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今後の計画につきまして、沖縄県に問合せしたところ、県有地を耕作している農家に対し、令和10年３月までに土地を明け渡すように伝えているとのことで、土地の明渡しが完了するまで次の計画は見通せない状況ですとの回答を得ているものです。

◎下地信広君

県は、多分この93ヘクタールは公募して、いろいろと募集すると思うんだけど、それが定まらない場合というか、不成立に終わった場合にはまたどうなるか分からない事情もあろうかと思いますけど、県は県、宮古島市は宮古島市でこの85ヘクタール、これを何とかしないと。今までどおりで進むのか。計画をちゃんと上げているのに、そのまま契約で終わっちゃうのか。どうですか、今後皆さん。

◎農林水産部長（下地貴之君）

沖縄県と地元農家との土地の明渡しの合意形成が不透明な状況が解決しないことには、基盤整備事業を行うことはできないものと考えております。

◎下地信広君

話を聞くと、どっちが早めで、どっちが何か卵か鶏かよく分からないんだけど、ぜひともこの３者というか、地元、県、一緒になって協議していただきたいなと。やがて３か年後には、もう土地を取られる家庭も出てきますので、そういう意味で生活面も非常に困るんではないかなと思っていますから、そういった部分の何を優先にするのかどうか。皆さんの土地をまた分けてやるのかどうか、これも含めてやらない

といけないんではないかなと思っていますので、まずは協議を進めていただきたいと思っております。これはこれで次に移りたいと思います。

道路行政についてお伺いします。道路行政を伺う前に、建設部長、この前お願いした共和バスの前の穴が大きく空いていましたけど、話したらすぐ１週間以内でちゃんと舗装してありました。非常に迅速に対応して、ありがとうございます。

それでは、質問に入りたいと思いますが、この下地島空港の玄関口となっているサシバの里から乗瀬橋の区間整備、舗装計画についてお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

下地信広議員ご質問の路線は、市道伊良部148号線です。本路線は、舗装の老朽化による破損、ひび割れが多数あることから、乗瀬橋から県道下地島空港佐良浜線との交差点までの1,500メートルについて、今年度舗装改善工事を実施いたします。現時点の進捗状況といたしましては、令和７年６月19日付、昨日、契約を締結しております。令和７年10月17日までの工事期間としているところです。

◎下地信広君

一応この空港通りは、歩道も少しあるんですけど、なかなか草が繁茂しきれいに歩けない状態です。しかもこのサシバの里に夜行くときに非常に暗い。ですから、なるべく３つぐらいは、伊良部橋、仲地橋、国仲橋、この３つには街灯を今後つけていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いしたいなと、建設部長がいる間にお願いしたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

次、８番目の東地区構造改善センターの備品についてお伺いしますが、このワイヤレスマイク等の音響設備の必要性を感じますが、当局の見解をお伺いしたいと思います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

施設の備品等の音響設備の点検を行いました。マイクの一部に故障が見られたことから、専門業者と確認の上、修繕もしくは備品購入等で対応していきたいと考えております。

◎下地信広君

結構使っていますけど、来年の１月とか、その前にもいっぱいありますけど、ぜひとも来年の１月までには新年会がありますので、部落の、ぜひともお願いしたいなと思っております。

冷房も一緒ですか。冷房も悪いと聞いておりますので、冷房についてお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

冷房につきましても担当課で確認を行っております。ただ、冷房につきましては、不具合は生じておりませんでした。５月中旬頃からの気温の上昇が顕著となっておりますので、ホール全体に冷気が循環するまでは、ある程度時間がかかることから、まず室内にこもった熱気を外へ逃がした後に、風量を強くするなどしていただいて、そのことで冷える速度が速くなりますので、そういう対応をお願いしたいと思います。施設につきましては、利用者が快適に利用できるよう、今後も適切に管理をしてまいります。

◎下地信広君

よろしくお願いします。

次、９番目の市役所におけるカスタマー対応サービスについてでございますけど、これ４月からでした、この通話録音装置でやっているのは。導入、２月からか。２月からということでも数か月間たっておりま

すけど、私がこれを質問したのは、いろいろとカスタマーハラスメント、これが多いからということで、特に環境衛生課の苦情が多いということで質問したんですけど、もう本庁舎には取り入れていますので、これ出先機関にできないものかどうかお伺いしたいと思います。

◎総務部長（上地俊暢君）

出先機関への通話録音装置の設置はできないかというご質問にお答えします。

市役所本庁舎では、通話録音データを通じて電話応対に対する品質の評価、改善点の特定、苦情や問合せに対して録音を基にした情報確認など、サービス向上、業務の効率化を図ることを目的とし、令和７年２月から通話録音装置を導入しております。

出先機関への導入については、それぞれの施設における必要性を検討し、必要性の高いところから順次設置することになります。

◎下地信広君

この必要性が高い出先機関というのは、その優先順位はどういうふうにやるんですか、総務部長。

◎総務部長（上地俊暢君）

必要性の高い順番というところですけど、今定例会においても港湾課の債務負担行為において、同様のシステムの導入の経費が予算計上されております。必要性については、それぞれの部署で検討することになりますが、導入には予算が必要になりますので、順次、予算の手続に入っていくことになると考えております。

◎下地信広君

この通話録音装置を設置して数か月しかたっていないんですけど、もしよければ市民の反応というのはどういうものか、感想を聞かせてください。

◎総務部長（上地俊暢君）

通話録音設置に伴う反応についてお答えいたします。

市民の反応は、直接は聞いておりませんが、対応する職員からは、これまでとは少し変わっていまして、冷静な形でいろいろな意見が届いている。これまでどおり声を荒げることは少なくなったのかなという印象があると聞いております。

◎下地信広君

私の前にも職員からそういうようなお話は聞いておりますので､ぜひともこれを広めていってください。出先機関にもぜひお願いしたいなと思っております。

それでは、最後になりましたけど、アオドウガネの処分方法についてお伺いしたいと思いますが、現在アオドウガネの処分については、環境衛生課のじんかい車で回収処理しているようですけど、農林行政と環境行政との整合性に問題ないのか、何に基づいてじんかい車が回収しているのかお伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

アオドウガネの処分についてお答えする前に、先ほどの生ごみの件ですけども、現在、収集対象となっているのは991世帯。生ごみは991世帯が今、回収対象となっている。

引き続きまして、アオドウガネのお答えしたいと思います。農政課が事業で駆除したアオドウガネ、こ

ちらのほう、現状としては家庭ごみ収集運搬委託業者が、いわゆるじんかい車が収集運搬しておりますが、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第３条に照らし合わせますと、本来であれば事業系のごみというふうになります。ですので、これについてはそれぞれの責任において処理しなきゃいけないということになります。したがいまして、今こちらのほうで家庭ごみの収集の一環として、アオドウガネを運搬するということは不適正というふうに考えております。本来は農政課のほうで駆除を委託している、いわゆる原料員が自らクリーンセンターへ搬入してもらうのが原則でして、農政課が事業系一般廃棄物の収集運搬許可を有する業者に委託するという方法も、また一つではあるんですが、現在の方法は適正というふうには考えていません。なぜ今じんかい車で運ぶようになったのかについての経緯は、十分確認できておりませんが、今後部署間の情報を共有して、適正な収集に当たりたいと考えております。

◎下地信広君

あんまり環境衛生局長の答弁が早過ぎてよく分からないんですけど、普通アオドウガネ、もちろんこれは自分のごみですから、出していいんですけど、ただ私が問題なのはこの仕様書。皆さんがじんかい車を使うときに、仕様書の中には書いていないですよね、これ。仕様書の中で、第１条の、これ５項かな、業務の方針、条件に不明確な事項がある場合は、その都度協議しなさいと書いてあるんだけど、この協議はしましたか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

ただいまのご指摘の条文に基づく協議はしておりません。担当のほうで確認したところ、どうも不適切だということが今回判明しましたので、これは改めてまいりたいと思います。

◎下地信広君

アオドウガネ駆除は農家のためにやっていますよね、これ。農家のために肥料の804号の袋の処理とかも、これ産業廃棄物なんです、鶏ふんの袋もみんな。そういった面では、もしかしたらこれも産業廃棄物かもしれない。ただ、この仕様書に、まずそれはなかったことと、まだそういった協議もしていないのに、衛生施設課だけの委託業務の中でやっている。しかもこの事業者からいいますと、私はやはり行政と平等性があると言っていますので、伊良部の業者は１日500キログラムのアオドウガネを捕っているわけ、500キログラム。した場合には、このじんかい車に入り切らない。じんかい車に入り切らないから、軽貨物車両で運んでやっていると。ほかの従業員を雇っているという部分と、ではほかの地域も同じかという点、ほかの城辺地域とか、上野地域とか、平良地域も同じようにやっているかどうかという、これが一番大事なんです。行政は平等ですから。だから、１つの補助金で２つの事業をさせてはいかがなもんかなと思っているから、これ質問しているわけです。ぜひとも別の要綱をつくるんだったら要綱をつくって、ぴしゃっと農政課だったら農政課の予算も上げる、また衛生課は衛生課の予算も上げる、そういうふうに協議しないとかわいそうです。いかがですか、これ。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

今ご指摘いただいたアオドウガネの件ですけども、これは事業活動に伴って排出された廃棄物となりますので、環境衛生部門のほうで家庭ごみと一緒に回収するというのは、法の趣旨に照らして合わないことになりますので、もし搬入するとなれば、自己搬入していただくか、運搬業の許可を取った事業所に委託するという方法になるかと思います。

◎下地信広君

じんかい車がいつも報告している部分には、それはちゃんと書けますか。報告書の中に書けますか。袋の幾つ、もしやるんだったら、これ燃えるごみに入れないといけないんではないですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

現状としては、燃やせるごみとして有料のごみ袋を買っていただいていますけども、それにアオドウガネを入れて出しているというふうに聞いておりますが、そもそも事業活動の一環と考えられますので、そういった出し方は不適正だというふうに考えております。

◎農林水産部長（下地貴之君）

アオドウガネの回収業務は、今５月から７月までの設置期間の３か月間で合計８回、誘殺灯の設置者が回収を行うことになっております。ただ、回収したアオドウガネの処分方法に関する市からの指示が曖昧な部分がありまして、燃えるごみで出している部分もあります。今後は事業系ごみとして適正に廃棄するよう指導を行ってまいります。それについて処分費用が増える場合は対応を考えてまいります。

◎下地信広君

今のようにちゃんと対応していただきたいなと思っております。事業系ごみか、何ごみかよく分からないように、分別も分からないようになっていたら大変なことになりますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地信広君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後３時28分）

令 和 7 年

第5回宮古島市議会(定例会)会議録

6月24日（火）　　5日目

（一　般　質　問）

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）議事日程第５号

令和７年６月２４日（火）午前１０時開議

日程第 １　 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）会議録

令和７年６月２４日（火）

（開議＝午前10時00分）

（延会＝午後４時43分）

◎出席議員（２４名）

議長（８番）	平良敏夫君	議員（１２番）	我如古三雄君
副議長（２２〃）	長崎富夫〃	〃（１３〃）	久貝美奈子〃
議員（１〃）	大城仁〃	〃（１４〃）	下地茜〃
〃（２〃）	砂川和也〃	〃（１５〃）	池城健〃
〃（３〃）	仲間誉人〃	〃（１６〃）	山下誠〃
〃（４〃）	富浜靖雄〃	〃（１７〃）	粟国恒広〃
〃（５〃）	上地堅司〃	〃（１８〃）	上地廣敏〃
〃（６〃）	狩俣勝成〃	〃（１９〃）	西里芳明〃
〃（７〃）	下地信男〃	〃（２０〃）	山里雅彦〃
〃（９〃）	狩俣政作〃	〃（２１〃）	國仲昌二〃
〃（１０〃）	平良和彦〃	〃（２３〃）	友利光徳〃
〃（１１〃）	下地信広〃	〃（２４〃）	上里樹〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	会計管理者	下地美明君
副市長	砂川朗〃	水道部長	砂川勤〃
企画政策部長	石川博幸〃	消防長	上地一史〃
総務部長	上地俊暢〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
福祉部長	守武大〃	総務部次長 兼総務課長	上地等〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	下地貴之〃	教育長職務代理者	前泊直子〃
建設部長	下地睦子〃	教育部長	久貝順一〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	農業委員会会長	長濱国博〃
環境衛生局長	梶原健次〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）諸般の報告書

令和７年６月２４日（火）

６月２４日	嘉数登市長から、今定例会に付議すべき追加議案、「同意案第５号、教育長の任命について」及び、「同意案第６号、教育委員会委員の任命について」の送付があった。 なお、追加議案の提案は６月２５日となっている。 以上

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第５号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

本日、嘉数登市長から、今定例会に付議すべき追加議案、同意案第５号、教育長の任命について及び同意案第６号、教育委員会委員の任命についての送付がありました。

なお、追加議案の提案は明日６月25日となっております。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

これより日程第１、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は、上地廣敏君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上地廣敏君

一般質問を行う前に、苦言を呈したいと思います。

実は、今日午後６時から下地の竹アラ地区の問題で説明会が開催されるというふうな通知文書が23戸の農家に届いております。私もある農家から文書の写しを送ってもらって拝見いたしましたけれども、この文書がいわゆる課長名で、しかも公印省略の形で出されている。開催場所についても、上地公民館というふうに記載がされている。上地公民館という建物は存在しないんですよ、実は。ですから、このような重要な……私は重要な計画変更の説明会だと捉えておりますけれども、公印省略になっていますから、恐らく皆様方は軽微な文書､通知文書であるというふうな捉え方で公印省略をしていると思うんですけれども、これほどまでに二、三年前から問題になっている竹アラ地区であります。今この竹アラ地区の圃場整備事業について、宮古島市で農家が知らない人はいないんです。非常に宮古島市の農家の注目の的になっていると言っても過言ではないというふうに思います。こういった重要な、しかも３億300万円の事業費の増、当初の５億400万円ですか、５億4,000万円から８億円余り、差額が３億300万円ですけれども、こういった重要な計画変更の説明会を軽微な文書扱いで出すということは非常に残念であるし、受益農家の23戸の皆様方にも本当に失礼な文書であるというふうに思っております。当局がこの問題を本当に真摯に受け止めて、農家の皆さん方に謝罪を含めて誠意を示すんであれば、せめてこの通知文書についても市長決裁で出すべき、それが当然だと私は思っております。

また、この開催場所の上地公民館、どこから上地公民館という名前を探してきたのか。正式な名称は、上地構造改善センターであります。この構造改善センターは平成二、三年頃の建築物でありますから、もう三十数年たっております。にもかかわらず、上地公民館というふうな説明場所の捉え方、全くもう真剣

に考えているのか、その辺が分からない、もう理解に苦しむということを申し上げて質問に入っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、市長の政治姿勢についてであります。１つ目に、し尿等処理施設整備工事についてでありますが、新聞報道でも示されておりますとおり、仕様書に記載された材料と別の材料が使用され、しかも検査がそれを知っていたにもかかわらず、検査を了、いわゆる合格としまして、３月31日付で実績報告書を沖縄防衛局のほうに提出をして、その後沖縄防衛局はこの実績報告書に基づいて精査をし、補助金を宮古島市に交付をした。これが一連の流れであります。ただ、聞きたいのは、なぜ検査職員は仕様書と別の材料が使われているというふうに知っているにもかかわらず検査を合格としたのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

新し尿等処理施設の電気室の床材は、市が定める仕様書では単にフリーアクセスフロアとのみ示しており、沖縄県下水道事務所が定める電気設備工事一般仕様書において、フリーアクセスフロア１平方メートル当たり耐荷重が6,000ニュートンであることが示されております。これは、重量にしますと612キロの荷重に相当しますが、これは機械の修繕や入替え工事の際に必要となる性能であります。電気室の機械はスラブ床に直接固定されており、床の上は当面は作業員が歩くのみですので、供用開始に当たっては異なる資材でも機能上、性能上の問題はないと判断いたしました。工事完了検査におきまして、監督職員の所見として、電気室の床材は資材が異なっていても、し尿処理施設の供用開始に機能上、性能上の支障を及ぼさず、金額面も含めて軽微な手直しに当たること、業者が早急に手直し工事を完了させる意思を示していること、それから補助金の目的、し尿の適正処理による住民福祉の向上と、これを達成し得る状態にあるということでもって工事は一旦完了したものと判断していることを担当の監督職員のほうから検査職員のほうに説明いたしました。監督員が手直し工事の……

（議員の声あり）

◎環境衛生局長（梶原健次君）

すみません。監督員が手直しの工事の完了と確認について責任を持つと明言したほか、環境衛生局長からも同様の話を担当課にしたことから、契約検査課は検査後の責任は担当部局にあるものと判断し、検査調書において合格としたものであります。

◎上地廣敏君

私が聞いたのは、こういった長々とした答弁を聞いたつもりはありません。なぜ仕様書と違った材料が使われているのに、検査を合格としたんですかと、その理由を聞いているわけです。耐荷重が六百何十キロとか、そんなものを聞いているんではありません。これは、先週の一般質問をした議員にもちゃんと答弁されておりますから、そういったことについては十分知っているつもりであります。なぜ検査職員は、違う資材が使われているということを知りながら検査を合格としたんですかということを聞いているわけです。これを衛生施設課長も、あるいは上司の皆さんは、そういう状況であるということを知っていながら沖縄防衛局のほうに実績報告書を提出し、補助金を受領しているわけであります。

今マスコミで報じられているのは、補助金の返還があるのかというふうなマスコミの問いに対して、沖縄防衛局は補助金適正化法にのっとって厳正に対処いたしますというふうなことを発しておりますけれど

も、私は確実に補助金の返還はあり得るというふうに思っております。参考までに申し上げますと、平成20年度に実は宮原地区の圃場整備工事がありました。当時、私経済部のほうに籍を置いておりましたから、もう丸々１年宮原地区の圃場整備工事の後始末のために１年を費やしたわけであります。当時農村整備課の職員を中心に、どういうふうにして県あるいは国のほうに謝罪をし、この問題を解決しようというふうなことで職員一丸となって丸々１年かけて取り組んでまいりました。だが、非常に不適切な業務執行であったというふうなことで、懲戒分限審査委員会が組織されて開催をされました。多分、正確な数字ではありませんけれども、三、四十名ぐらいの職員が懲戒処分の対象職員として名前が挙がりました。１週間に１回程度の懲戒分限審査委員会を開催して、あらゆる角度から検討を重ねてまいりましたけれども、その結果、残念なことに１人は依願退職をしましたし、停職を１年間受けた職員が１人出ました。さらに、減給を受けた職員が９名、そして戒告が１人、ですから合わせて懲戒処分を受けた職員は11名に上りました。こういった前例があります。

当時国、県から補助金を受けておりますけれども、国のほうにおよそ4,900万円、それから県のほうに1,000万円、約5,900万円の補助金の返還に至りました。大変不名誉な事業の執行になったわけでありますけれども、ただ当時の平成20年度の宮原地区の圃場整備工事と比較をしまして、今回のし尿等処理施設整備工事についても市当局は職員の処分について何ら言及をしていない。誤った工事の検査を合格とし、偽りの実績を防衛局に提出をして補助金を受領した。こういった一連の事務に携わった職員について、職員の処分について当局はどのように考えているのか、お聞かせを願いたいと思います。

◎総務部長（上地俊暢君）

関係職員の処分についてお答えいたします。

現在担当部署において、補助金を交付した防衛省に対し、詳細な説明を行っているところでございます。補助金の取扱い等に関し、適切な事務手続や報告の在り方等について検証し、今後判断していくことになると考えております。

◎上地廣敏君

今後詳細に調査をして、処分については検討したいということでありますけれども、ぜひこの宮原の土地改良事業に関わった職員の懲戒処分と比較をして、参考にしながら職員の処分については当たっていただきたい。前に処分を受けた職員が特に不公平であるというふうな思いをしないように、詳細について調査をし、厳正なる処置をお願いしたいと思います。

次に、イムギャーマリンガーデンの保安林についてお伺いいたします。イムギャーマリンガーデンは、市町村合併前の旧城辺町が整備をしたところでありますけれども、保安林が解除されないままに遊歩道が設置され、管理棟が建築され、そして恐らく50台ぐらいの駐車場が整備をされております。この保安林の解除申請については県のほうに出されているのか、お伺いをいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

保安林解除申請は、現時点で提出されておりません。

◎上地廣敏君

これは、解除申請は出されていないということでありますけれども、実は市は平成26年11月27日付で沖縄県の宮古農林水産振興センター所長宛てに誓約書を出しておりますよね。違反行為をいたしました。行

為の場所は城辺字友利605番地の14、行為の種類が立木伐採と土地の形質変更、6,989平方メートルのうち、建物が建っている面積が530平方メートル、駐車場が720平方メートルと。これ行為が平成２年ですから、もう三十数年たっているわけです。これからすると、宮古島市は勝手に保安林を伐採して、事業をやって、解除申請もしていない。これは、明らかに森林法の違反になるわけでありますけれども、このことについて市はどのように捉えているのか、市の考えをお聞かせ願いたい。

◎農林水産部長（下地貴之君）

平成27年５月15日付の文書で、管理棟や駐車場部分とは別の箇所である城辺字友利605―２の保安林内にある遊歩道設置工事のための解除申請書を提出し、同年９月11日付文書において、遊歩道部分の保安林指定の解除予定が沖縄県より通知されております。その後上地廣敏議員おっしゃるような遊歩道の整備を行っておりますけれども、台風の影響で遊歩道が崩壊しております。工事内容の変更による解除に必要な面積が増加したことから、平成29年１月12日付の文書で保安林指定解除変更協議願を県に提出しております。しかし、県の担当課から変更協議の前例がないことから、改めて変更後の内容に沿って保安林指定の解除手続を行うよう、また保安林内の遊歩道部分と併せて、誓約書に記載されている管理棟及び駐車場部分についても解除申請を行うよう指導を受けておりましたが、その後は指導内容に基づく解除申請書は提出されておらず、現在も保安林内に施設が整備されたままの状態となっております。

◎上地廣敏君

市は、最近よく話題になります農地法違反の件については、明らかに農地法違反であるから、原状回復をしなさいというふうな文書、通知、勧告文書は出しているわけでありますけれども、自らの森林法違反については知っていながら、あるいは何年も前から解除申請書が出されていないというふうなことについて熟知していながら、解除申請書を今日まで出さない。違法な状態のままに宮古島市は財産をつくって、そしてそれを違法な状態のままの財産を市民に提供して利用させているわけです。申請が出されていないということでありますから、できるだけ速やかに申請書を提出して、森林法に違反しないように解除をして、向こうのところには民地と隣接してこの保安林も存在しているわけですから、民有地の地主は面倒である、いわゆる自分の敷地と保安林が一緒くたになって区別が全くつかないから、この民有地の地主が現在管理をしている状態になっていると。例えば市有地であっても、民有地の方がこれは私がずっと20年管理してきました、これは私の財産でありますと申立てをすればこの人のものになる、そういった法律もあります。ぜひ現場を踏査して、保安林解除申請を速やかに出すようにしていただきたいと思います。これについては以上です。

次に、指定ごみ袋について申し上げます。今現在、宮古島市はごみ袋について指定をして、市民の皆さん方は指定されたごみ袋を使ってごみを排出しております。ただ、点字方式のごみ袋、これは以前点字方式のごみ袋を作ってくれというふうな依頼を受けた方が点字方式を採用して、ごみ袋にもやっております。障害を持つ方々が大変喜んで、この点字ごみ袋については現在四角形のゴミ袋、しかも大きいあれ、45リットル入りですか、大きいごみ袋にしかこの点字が施されていないということで、できれば小、中、大、３種類のごみ袋を販売しているわけでありますから、全てにおいて点字方式を採用していただきたいというふうな障害を持つ方々からの強い要望も出されております。販売においては、点字が施されているから、普通のごみ袋より値段が上がるというふうなものでもなく、この点字を施すことによって就労支援事業所

に働く皆様方の収入も増えてきます。働くことに生きがいを感じるというふうなことにもつながっていくというふうに思っております。

そこで、お聞きしたいのは、現在の四角形のごみ袋の３種類、小、中、大、それからU字型と言われている取っ手のあるごみ袋、これも小、中、大ありますけれども、宮古島市が指定するごみ袋全てにおいて点字を施していただきたいと思っておりますけれども、これについて市の考え方をお聞きしたいと思います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

ごみ袋の件についてお答えいたします。

上地廣敏議員ご指摘のとおり、点字式のごみ袋は今角型、平型とも言っているんですけども、その大きいサイズのみ点字刻印して販売しておりますが、上地廣敏議員ご提案のニーズ、効果もあろうかと思いますので、角型の中と小、それからU字型についても一定枚数９月から試験的に生産して、その生産コストや販売量などを確認しながら、また対応も考えていきたいと思います。

◎上地廣敏君

９月からということでありますから、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。そうすることによって、就労支援事業所に働く、今A型とB型、両方ありますけれども、両方で点字式のごみ袋に点字を入れるわけでありますけれども、今A型、B型の事業所でおよそ40名ぐらいの方々が就労しているというふうなことでありますから、早急に取り組むことによって、就労支援事業所に働く障害を持つ方々、働く意欲がまた出ると思っておりますので、ぜひとも早急に取組を開始していただきたいというふうに思います。

次に進みます。次に、物価高対策でありますけれども、現在特に注目されているのが、物価高対策として東京都は６月から９月、あるいは７月から10月というふうに東京都民の水道料金の基本料金を、大体980円ぐらいから1,400円ぐらいの幅があるようでありますけれども、これを４か月間無料にするというふうな施策を打ち出しております。同様に宮古島市でも以前水道料金の基本料金を免除した経緯がありますけれども、今の物価高対策として宮古島市はどのような政策を考えておられるのか、市の考えをお聞きしたいというふうに思います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

物価高対策についてお答えいたします。

上地廣敏議員おっしゃるとおり、過去に国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、水道料金の無償化を実施してまいりました。今回水道代の無償化については、過去の事例から実施に係る予算規模が月で約8,000万円と高額になることから、予算規模の面で対応は難しいというふうに水道料金の無償化については考えているところでございます。今後は、同交付金を活用した事業について、現在庁内で事業立案の調整を行っております。物価高の対策として、高い効果の得られる事業を実施していきたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

水道料金の基本料金の助成は、金額的に8,000万円ぐらい月かかるというふうなことで、財政的に厳しい面があるということでありますけれども、しかし今市民の皆様方は物価高に非常に苦しめられているというのは事実であります。検討されているという答弁でありましたから、早急にスピード感を持って検討さ

れて、一日でも早く市民のこの物価高に対する苦しみを緩和していただきたいというふうに思っております。ぜひ取組を急いでいただきたいと思います。

次に、公園の管理についてであります。下地地域にあります川満地区の南原ハイツ内の公園についてまずお尋ねをいたします。この南原ハイツ内にある公園は、面積が710平方メートルあります。現在はもう雑木林というか、もう原野化して、公園に隣接する市民が役所に何回か足を運んで、公園の清掃をしてくれというふうにお願いをしているんですが、一向に清掃してもらえないというふうな不満が出ております。これについて、宮古島市はどの部署が公園の清掃をするのか、協議をしたことはあるのかお答えを願いたいと思います。

（粟国恒広君、退席）

◎副市長（砂川　朗君）

この南原ハイツ内の公園についてでございますが、どの部署が管理しているかということでございます。市町村合併後引継ぎ等がスムーズに行われなかったという経緯もございまして、しばらく放置されている状態になっております。市としましては、現在地域振興課のほうで所管という形で管理のほうは取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

今この公園の現状を見ますと、重機を入れないと人力では到底清掃できないというふうなこと。だから、費用が発生をいたします。せっかく宅地分譲して、市民が二十四、五戸ですか、住んでおりますけれども、そういったところに原野化した公園が存するというのは、非常に生活環境も悪くなるし、子供たちが遊びたくても遊べない。南原ハイツ内の道路でしか子供たちも遊ぶことができないということです。この状態が20年も続いている。市町村合併して今年20年ですから、20年間こういった状況が続いている。ぜひ足を運んで、公園をきれいに清掃していただきたいと思いますし、できれば業者のほうに別の公園の管理をしてもらっているように、年間を通して公園としての機能が十分に果たされるように管理を徹底してやっていただきたいというふうに思います。

次に、前浜農村公園であります。この前浜農村公園も来間大橋の付け根といいますか、のところに位置しておりますけれども、平日、土日にかかわらずレンタカー、それから観光客の出入りが非常に激しい、多い公園であります。なぜ私がこの前浜農村公園のことを質問に出したのかといいますと、この公園の駐車場が整備されておりますけれども、この駐車場に来間大橋の改修工事に携わっている業者の現場小屋、いわゆる現場監督者あるいは改修工事に携わっている方々が一時休憩をする場所、現場小屋が設置されておりました。期間にして３か月、今年に入って、今は撤去されておりますけれども、大体２月頃からでありますが、設置をされていた。もう一方の業者の現場小屋は、民有地、いわゆる民間の土地を借り上げて、ちゃんと借上料を払ってプレハブの現場小屋を設置しておりました。一つの工事、一つの来間大橋の改修工事をするために、業者が３業者ぐらい入っておりましたけれども、一つの業者は市有地を無償で借り上げる、一つの業者は民有地を有償で借り上げる。役所、宮古島市から受注した工事を施工するために、このように業者間でアンバランスがあってはならんというふうに思います。これは、工事仕様書にはちゃんと現場小屋の設置費用、共通仮設費になるのか、あるいは現場管理費になるのか、よく詳しく知りませんけれども、業者間で不平等があってはならんというふうに思います。なぜ市有地である一般の皆さん方が

利用する公園の駐車場、誰に断って無償で現場小屋を設置させたのか答弁を求めたいと思います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

当該工事は、来間島の導水路塗り替え塗装工事でありました。同公園の駐車場の一部分を現場事務所として一時的に使用させてほしいと申請がありましたので、行政財産使用の許可を出したところです。許可を出した理由としまして、観光シーズン前だったこともあり、利用者もそんなに多くはなく、本来の用途の妨げにはならないと判断し、許可したところです。また、来間島の住民生活に直結する工事でありまして、工事期間も短いことから、公益性を鑑みて今回工事に協力した次第でございます。

◎上地廣敏君

行政財産であるけれども、事業者から使用させていただきたいという申出があったので、使用許可を出しました。では、駐車場の一部でしたから出しました。では、残りの２業者も私たちにも貸してくれと申出をすれば、あの駐車場自体がなくなるわけです。駐車場は、車を駐車するために整備したもの。もちろん行政財産でありますけれども、使用させたというのは目的外の使用であります。目的外の使用許可申請が出されているにもかかわらず、市の発注工事であり、来間島島民の生活の利便性を考えて貸しましたということでありますけれども、では仕様書で工事請負代金の中に入っている現場小屋の設置費用、これはどうなりますか。これ返還させますか、それとも月当たり何万円ということで市に納付をさせようと思っているんですか。お答えください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

手元に細かい資料がございませんけれども、その事業として契約しておりますので、返還等は生じないものと考えております。

◎上地廣敏君

事業として契約をしているので、返還は生じない。では、別の業者、民有地を借り上げた業者は月何万円、５万円であるか、10万円であるか分かりませんけれども、ちゃんとこの工事費用の中から工面をして現場小屋の設置費用は負担しているわけです。なぜ契約書の契約金額の中に現場小屋の設置費用も含まれているのに、市の行政財産を無償で貸しておきながら設置費用は取りません。それは、役所が業者を差別して、駐車場に設置した業者が有利になるような取り計らいをしようというふうに考えていると言っても私は過言ではないと思います。これは、何らかの措置を講ずるべきだと思っておりますけれども、担当部長はそういうふうに答弁しておりますが、市長、どういうふうに考えるのか、ぜひ市長の考えをお聞かせ願いたい。

◎市長（嘉数　登君）

事業所間において異なった取扱いがあったんではないかということですけども、事業について詳細に検証したいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

今の市長答弁では、事業について詳細に捉えていないんですけれども、不公平があってはならんというふうな考えだと思うんですが、再度農林水産部長にお聞きしますけれども、今後どういった形でこの現場小屋の設置費用について、業者間で今現在不平等が発生しておりますから、これをどういった形で処理をするのか、まず考えを再度お聞かせ願いたいと思います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

仕様書を再度確認しまして、不平等、不公平がないように対処してまいりたいと考えております。

◎上地廣敏君

この公園の管理についてはこれぐらいにしておきたいと思いますけれども、ただ最後に申し上げておきますが、この現場小屋の設置費用は工事の規模あるいは期間などにも並行して金額が大きくなる場合もあります。最近調べてみますと、現場小屋を設置しているところの高いところ、平良地域の市街地などでは大体一月当たり14万円もするところもあるらしいです。それ以上する民地を借り上げて、小屋を設置するというふうなところもある。下地の今のこの来間大橋に関わるところで、大体３万円から５万円ですけど、ですから３か月ですともう15万円もかかってしまう。高いところは、下地地域でも月10万円で現場小屋を設置している業者もおります。ですから、そういうふうに業者間で不平等がないように。もしこの件をうやむやにして、何ら費用を発生させないというふうなことであれば、これからの宮古島市の発注工事において、現場小屋はみんな市有地を、行政財産を市の工事ですから貸していただきたいというふうに出ないとも限りません。ですから、このことについては仕様書を十分に確認して対比をしたいということでありますから、ぜひそのことについては対応を急ぎやっていただきたいというふうに思います。

最後になりましたが、訴えの提起についてであります。令和６年、2024年12月定例会で質疑されました訴えの提起、てぃだの郷の件でありますけれども、これ今現在どういった状況にあるのか。半年経過をしておりますが、現状はどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

訴えの提起につきましては、令和７年３月定例会で可決されております。現在の状況としましては、議会での可決を受け、土地建物明渡し等請求事件としまして、５月27日付で顧問弁護士と訴訟委任契約を締結しており、現在訴訟に向けた準備を進めているところでございます。

◎上地廣敏君

５月27日付ということは、約一月前に委任契約がされているということです。１回目の公判の期日は決まっていますか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

まだ私のほうでは確認できておりません。

◎上地廣敏君

これ非常に金額が大きいこと。私が調べてみますと、これ去年の令和６年12月17日に議決した時点での数値ですけれども、未納額が1,477万円程度あります。これ納付されるまでの間に、またこの金額にプラスされる金額も出てくると思っておりますので、顧問弁護士と委任契約がされているんであれば早急にこの件についても取組をしていただきたいと思います。向こうは、今宮古島市では宿泊施設が足らない、あるいは若者が定住したいがアパートが足りないというふうなことで、非常にアパートの家賃あるいは全ての面において高止まりしているわけでありますから、今の使用者以外の方が使用したいというふうなことなども聞こえておりますので、公共施設でもありますから、早急にこの件についても決着をしていただきたいというふうに強く要望しておきたいと思います。

最後に、農地法違反の件であります。今宮古島市の農家の皆さんが非常に関心を持って、役所はどうす

るのかな、もう事あるごとに、あるいは酒座で最初に話が出てくるのはこの農地の件が多々ありますけれども、今農業委員会では、資料によりますと令和６年５月21日付で県に違反事案として報告をしております。そして、令和６年、昨年の12月９日を期限として原状回復をするようにというふうなことになっておりました。それがそのままになっているために、県は改めて令和７年３月４日付で通知書を送付しているというふうに、私が調べた限りではそういうふうになっております。送付された通知書では、３週間以内に弁明及び証拠書類を提出しなさいと。いわゆる３月28日までに証拠書類、弁明書を提出することというふうなことが記されて、県のほうから通知がされているというふうに思っておりますけれども、現在この件についてどのようになっているのか、農業委員会で知り得る限り報告をしていただきたいというふうに思います。

◎議長（平良敏夫君）

答弁はどちらが。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時51分）

再開します。

（再開＝午前10時52分）

◎農業委員会会長（長濱国博君）

行政代執行については、農地の原状回復のみならず、違法建築物と思われる建築物や工作物が他の敷地に越境している可能性、農用地区域内での無許可の開発行為など、他の法令に抵触のおそれがあり、農業委員会のみならず、関係する各課も本来取り組まねばならない事案と考えております。また、令和７年５月19日付で那覇地方裁判所より、原告側、粟国恒広ほか１名で処分差止め請求事件の訴状が届いております。訴状内容については、先ほど述べた関連する他の部署も含まれており、農業委員会としては粟国恒広氏、土地所有者、業者に対し、それぞれ原状回復命令を準備しております。

◎上地廣敏君

そうすると、今の答弁からすると、新たに訴状が提出をされているということでありますが、この事件はもう10年前から実は発生している事件であります。ただ、市民の皆さんがもう首をかしげるのは、なぜ市はこういった違反事件であるというふうなことを承知しているにもかかわらず、法的な手続を全く取ることもなく10年の歳月を費やしているのかというふうなことであります。だから、これは今宮古島市の農家の皆さんが非常に関心を持っている事案でありますから、農業委員会として今現在どういったことができるのか。ただ、新たな訴状が提出をされているので、今恐らくそれの応訴のために準備を進めているということになろうかと思っておりますけれども、では応訴して裁判で争う、これが果たして１年で終わるのか、結審されるのか、あるいはあと二、三年かかるのか、その辺は裁判を通してでないと誰にも分からないというふうに思っておりますが、その辺のことについて農家は非常に不満を持っているわけです。では、農地法違反をして、何かをして10年も経過している。いまだに決着を見ることもない。新たな訴えがありましたから、またその訴えの解決ができるのは二、三年かかるのか、あるいは５年かかるのか分から

ない。そういった中でも違法状態のまま放置しておくのかというふうなことで、農家の皆さんは非常に首をかしげているわけであります。

もう一度お尋ねしますけれども、新たな訴えの提起によって、これから市は顧問弁護士と相談をし、どういった応訴ができるのか話し合い、協議を進めていくと思っておりますけれども、まず顧問弁護士とそのことについては、応訴について話合いをした経緯があるのか。これは、農地の問題だけではない疑義があると農業委員会の会長も話されておりましたけれども、建築物もある、あるいは道路の問題も引っかかってくる。市長部局でも対応しなければならない部分も相当あると思っておりますが、そのことも含めて宮古島市としてどういうふうに顧問弁護士と調整、協議をし、どのような方向でこれの決着を見ようとしているのか、市の考え方をお尋ねしたいと思います。

◎市長（嘉数　登君）

今上地廣敏議員からありました農地法に係る訴訟の件も含め、先ほど来イムギャーマリンガーデンに係る保安林の解除、それからてぃだの郷の件、公園の管理をどうするかということ全てに関わってくるかと思うんですけども、速やかに対処いたしまして、一日でも早く処理していきたいというふうに考えております。これらの問題は、私の問題認識としまして、長年放置とは言いませんけども、処理が滞っていたことに伴いまして､その間の人事異動等もあって問題がおろそかにされていたのかなという部分もあります。改めて、今日ご指摘いただいたことについては、しっかりと担当部局とも課題認識を共有しながら、一日でも早く処理できるように対処してまいりたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

通告いたしました質問項目については以上でありますけれども、ただ今回の質問で指摘した事項について、ぜひとも職員の皆さんにも緊張感を持って職務に精励するように、あるいはこういったときはこういうふうに当たるべきだというふうな実例なども示しながら、職員の研修会などもできれば頻繁に行っていただきたいと思っております。

最初にも申し上げましたけれども、今日午後６時から下地の上地の構造改善センターで開催される竹アラ地区の説明会については、市長自ら参加をして、謝罪も含めて説明をいたしたいということがマスコミ等でも報じられております。ぜひ市長以下、職員の皆さんも真摯な態度で説明会に臨んでいただきたい。また、今後公共事業、業務を進める上ではもう少し緊張感を持って、どういった形で事業を進めれば市民の福祉向上につながっていくのか、その辺も第一に考えながら、知らないものは知っている人に聞く。いわゆる役所内でその専門の知識を持った方がいなければ、上級官庁である県のほうに出向いてでも教えを乞うというふうな、そういった積極的な態度を取るように、ぜひ市長からも職員の皆さんに話をしていただきたいと思っております。

以上、長々と質問いたしましたけれども……

◎議長（平良敏夫君）

答弁はいいですか。

◎上地廣敏君

お願いいたします。

◎市長（嘉数　登君）

ただいま上地廣敏議員からご指摘のありました竹アラ地区を含めて、適正さを欠いた通知があったということもございました。通知の段階から丁寧な対応に努めてまいりたいということと、先ほど物価高騰対策で市の対応ということがございました。各自治体で様々な取組がなされておりますけども、宮古島市としましては、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というものを活用しまして、４月１日から学校給食賄い費が上がって、子供たちのメニューが従来よりも劣ってしまうことも危惧されましたので、令和７年度の当初予算の補正予算という形で5,400万円ほど補正をかけまして､おかげさまで学校給食に従来と変わりないメニューを提供させていただいております。それから、せっかく事業をしますので、事業効果が後年度に及ぶような形ということで､自治会の施行するＬＥＤ化というものについても8,000万円ほど措置をしたいというふうに考えております。トータルとして１億3,000万円ぐらい、残りが6,000万円ぐらいありますので、宮古島市としてどういう事業に充てられるのか、またその事業効果がどうつながるのかと、続くのかということも検討しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで上地廣敏君の質問は終了しました。

（粟国恒広君、着席）

◎富浜靖雄君

議員番号４番、公明党の富浜靖雄です。

一般質問の前に、所見を述べさせていただきます。昨日、令和７年度宮古島市全戦没者追悼式及び平和祈念式に参加させていただきました。第２部で行われた戦争劇、「知られざる沖縄戦～宮古島の戦争の話～」を鑑賞させていただきました。約１時間半の劇でしたが、当時の市民の感情などが表現されており、後世に伝えるにはよい取組だと感じました。運営に携わった全ての方の労をねぎらいたいと思います。お疲れさまでした。

それでは、通告に従い一般質問を行います。よろしくお願いいたします。初めに、市長の政治姿勢について。宮古空港の車両の乗降場、車やタクシーなどに乗り降りする場所についてお伺いいたします。足の不自由な方からの質問なんですけど、那覇空港にはベンチがあり、車を待つ間にベンチに座って待つことができるそうです。宮古空港にはベンチがないので、立った状態で待つことになる。ベンチがあれば座って待つことができるので、宮古空港にもベンチが欲しいとの相談でした。宮古空港の乗降場にベンチを設置できないかお伺いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

宮古空港ターミナルを管理しております宮古空港ターミナル株式会社に確認をいたしましたところ、以前は身障者用の乗降場前にベンチを設置してあったということでございますが、レンタカー利用者に占用され、身障者が使用できない状況になったため、やむなくベンチを撤去した経緯があるとのことでございました。対応策として、到着ロビー横にあるベンチに身障者用のカバーを設置し、安全面も考慮し、屋内で車両を待ってもらう状態にしてあるとの回答でございました。ベンチを設置しても以前と同じ状況になり得る可能性が高いため、今のところベンチを設置する予定はないとのことでございます。

◎富浜靖雄君

ベンチを設置することは今考えていないということだったんですけど、身障者用という先ほど言ったカバーでもいいです、看板でもいいです、それをやれば自分はできるのかなと思います。なぜかというと、皆さんも県外へ出張するときに電車に乗るとは思いますけど、電車に乗るときに体の不自由な方、また妊婦の方の乗る席が決まっていますよね。ただ、誰も座っていないときは使っていいですよと。ただ、そういう方が見えたら譲ってくださいという席なので、その乗降場で身障者用の場所があるんですけど、あそこは柵があって、ベンチを置いても奥まった形になるので、一般の人も本当に使えそうな感じがします。もしできるのであれば、飛行機から降りてきてそのまま真っすぐ出ますよね、道路に。そこにタクシーとか持っていますよね。ちょっと屋外でもいいので、そこに１個置くという手もあるんではないかなと思うので、これ相談させていただきたいなと思っております。那覇空港ではなぜ置けるのかという話にもなってしまうので、那覇空港のところは身障者用のところだけではなく、結構飛び飛びなんですけど、広く置いてあります。私は体の不自由な方と言っていますけど、結局お年寄りの方とかも乗り降りはしますので。例えば、空港に一緒に到着して、空港で待っていてねって言います。中に入れます。それで、駐車場へ行くのか、迎えに来るのか。そしたら、その方が中まで来なきゃいけない。そのとき停車していたときにちょっとした時間がかかってしまうので、もう着いたらすぐ乗れるような形が自分はいいと思いますので、これはぜひ相談していっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。宮古島大使について。宮古島大使の任命について。５月13日の新聞報道で音楽プロデューサーの本間昭光氏の宮古島大使任命式が12日市役所で開かれたとの報道がありました。記事では、嘉数登市長が期待する内容とともに、既にアーティストに宮古島でのイベント参加を呼びかけているとのことでした。嘉数登市長がこの本間氏に期待することは何なのかお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

宮古島大使の件についてお答えします。

宮古島大使制度は、本市のＰＲ活動を通して市のイメージアップを図ることを目的としており、本間昭光氏は15人目の大使として本年５月12日に認証させていただきました。本間氏は音楽プロデューサーとして活躍しており、ポルノグラフィティやいきものがかり、浜崎あゆみなど数多くの著名なアーティストを手がけられた方で、その音楽的才能とプロデュース力を生かし、宮古島の音楽文化の発展に貢献していただき、島の魅力を全国へ発信する強力な推進力となることを期待しております。また、本人も宮古島の子供たちのために活動したいという思いを強く持っており、一流のアーティストの方との出会いや学びの機会を創出され、その体験が子供たちの将来のビジョンやキャリア形成の原点となることも期待しております。さらには、本間氏の活動が本市の音楽文化の発展のみならず、企業、行政との連携や地域経済の活性化を促し、宮古島全体の地域振興につながることも併せて期待しております。

◎富浜靖雄君

いろんな場面で期待ができると思うんですけど、先ほど学校教育の話もちらっと出たんですけど、長期的なビジョンとして、毎年行われる合唱祭には参加して何かやるとか、そういう長期的な考えというのはあるのかというのをお伺いしたいんですけど、よろしいですか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

長期的な活動についてなんですが、お答えします。

例えば本間氏プロデュースによるイベントや音楽教室、地域の子供たちが本物の音楽に触れ、学ぶことができるコンテンツづくりなどに尽力していただければと考えております。

◎富浜靖雄君

長期的にもぜひ計画というか、話し合っていただいて、宮古島市のためになるように、宮古島市をアピールしていただけるように頑張っていただければと思います。

続いての質問に行きます。３月定例会で各分野に特化した大使の任命を提案したところ、カテゴリー分けすることで各分野でのＰＲを強化できると考えておりますので、市としても前向きに検討してまいりたいと市長答弁をいただきました。その後検討なされているかお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

去る３月定例会において、宮古島大使を観光大使、スポーツ大使、文化大使などにカテゴリー分けを行い、各分野でのＰＲの強化が期待できるため検討すると答弁いたしました。現在担当課において素案を策定中でございまして、今後大使の方々のカテゴリー分けも含めまして調整を進めてまいります。

◎富浜靖雄君

素案策定をしているということなので、これは本当にカテゴリー分けは結構有効なやり方ではないかなと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次の質問です。来年開催の第40回全日本トライアスロン宮古島大会についてお伺いいたします。40回の記念大会として、イベント等のお考えはあるのかお伺いいたします。

◎副市長（砂川　朗君）

来年開かれます第40回全日本トライアスロン宮古島大会でございますが、ただいま富浜靖雄議員からのご提案がございました何らかのイベントということについてですが、記念大会として開催することも検討しているところでございます。記念大会としての特別なイベントにつきましては、第39回大会終了後に多くの選手や関係者からも要望をいただいているところでございます。今後実行委員会としましては、市民や大会運営に携わってまいりましたボランティアの皆さんなど多方面から提案をいただきながら、本大会の実行委員会総会において具体的な記念大会としての企画案を提案していきたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

40回記念大会として、構想をいろいろと考えていただいているということなので、次の質問です。大会功労選手を招待して、例えばスターターとか歴代優勝者の記念シンポジウムなど、歴代の出場選手を活用できないかお伺いいたします。

◎副市長（砂川　朗君）

大会功労選手の招待でございますが、先ほどもお話しいたしましたが、記念大会の一環として様々な部分でそういったシンポジウム等の開催についても取り組んでまいりたいというふうに考えておりまして、最多連続出場選手や過去の大会においての上位入賞選手とか大会のＰＲに多大な貢献をしていただいた方など、こういった方々を迎えて記念大会の企画の一つとして検討してまいりたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

大会功労選手と同じような形なんですけど、続いての質問は、大会功労者の記念表彰、例えば長年大会の運営に寄与した方、スタッフ、企業、団体等、そういう記念表彰のお考えはないかお伺いいたします。

◎副市長（砂川　朗君）

大会功労者の記念表彰でございます。これにつきましても、39回大会終了後に多くの方々から意見をいただいているところでございます。本大会、1985年に第１回大会が開催され、コロナ禍での中止、延期を挟み、次回大会で40回目を迎える歴史ある大会でございます。今や国内最大級の日本を代表するトライアスロン大会に成長しているところでございます。これまで長きにわたり大会を継続できましたのは、大会を支えていただいた多くのボランティアの皆様、協賛、後援、協力いただいた方々のおかげであり、その中には第１回大会からご協力、ご支援していただいた団体もございます。長年大会を支えてきていただいた方々は、第40回記念大会において大会功労者として表彰するというふうなことにつきましても、企画の一つとして提案してまいりたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

本当にこの40回も続く大会というのは、すごい大会ではないかなと思います。出場した選手はもとより、やはり大会を支えるスタッフというのはもう本当に欠かせません。特にボランティアは本当に弁当、Ｔシャツだけで、もう朝から夜まで頑張っていただいていると。その中で、長年やっている団体、特に小学校とか部活の一環ではないですけど、楽しんでやっている姿を見ます。企業の方は、割り当てられた部分でずっとエイドステーションとかやっていらっしゃるところもありますので、ぜひお考えいただければなと思います。これは意見として、せっかくの記念大会なので、公式グッズとか販売できないか。ポスター、切手とか、Ｔシャツとか、映像アーカイブなど、民間の力もお借りして、いろんなところでこの40回大会というのを盛り上げていただければなと思いますので、これは要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

次に、環境行政についてお伺いいたします。騒音の規制について。３月定例会で質問できなかったので、今定例会でお伺いいたします。宮古島市における騒音の苦情、対応についてお伺いいたします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

騒音の苦情対応についてお答えいたします。

騒音に関しての苦情がありました場合には、宮古島市では環境保全課のほうで苦情をお受けしております。苦情がありました場合には、騒音の状況、騒音の原因となる店舗の場所などを聞き、現場確認するようにしておりますし、また騒音の発生が深夜である場合には、通報いただいた市民に対しまして宮古島警察署にも同様の通報をしてほしいということを促しております。環境保全課のほうでは、騒音に対して苦情があった場合には、原因となる店舗の場合には店舗のほうに連絡をして、騒音に関する苦情があるので、改善してほしいということでお伝えするとともに、警察のほうにも情報を提供して、市と警察で協力して効果的な騒音防止対策ができるように努めているところです。

◎富浜靖雄君

市と宮古島警察署で協力していただいて、対応していただけるということなので、続いての質問なんですけど、これは西里通りに住居がある方が以前、先ほども環境衛生局長の答弁もちらっとありましたけど、

深夜、就寝前に騒音で苦情がありました。そこで、宮古島市における騒音規制の基準になるようなものがないのかお伺いいたします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

騒音に関する規制についてお答えいたします。

工場や建設作業現場等から発生する騒音に関しては騒音規制法というものがあるんですけども、今ご質問の店舗の場合ですと、この場合、沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例というのがございまして、この条例において商業地では夜間、午後６時から午前零時までは55デシベル、深夜、午前零時から午前６時までは50デシベルというように定められております。

◎富浜靖雄君

音量、雑音の大きさによっても規制があるということで、県の風俗営業法の中の何か条例みたいな形だと思うんですけど、再質問なんですけど、宮古島の全島に関して、私は実家が西里通りにあるので、あそこはもう本当に騒がしいんです。あそこはそうなんですけど、逆に言うと田舎のほうでもあるイベントをやられた方がいて、田舎なので大丈夫かなと思って大きな音を出したら、やはり騒音で警察を呼ばれたという話もあるので、全島に関わるという感じのイメージでよろしいですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

先ほどご紹介した条例の中で、地域指定というか、地域の区分がございまして、例えば地方のほうですと住宅地域ということでやはり規定がございます。同じように、例えば住宅地域の場合ですと、夜間、午後６時から午前零時までは45デシベル、深夜、午前零時から午前６時までは40デシベルという具合に幾つかの区分に分けて、それぞれの区分に応じた規制値というのが定められております。

◎富浜靖雄君

地域の区分がありますということだったんですけど、先ほど時間帯で午後６時から零時までというのがあったので、零時までというのは厳しいというか、本当はもうちょっと早くというふうなイメージがあるんですけど、もしできるのかどうかは分からないんですけど、宮古島市の条例として、宮古島夏まつりは午後５時から大体午後９時までという形になっていて、午後９時にもう終わりますよってパトカーが回って、みんな帰ってもらうというか、片づけに入るという形があったので、何か宮古島市に合ったような条例制定ができないのかなというのを思っております。これに関してのご意見があれば。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

先ほど私の説明で、時間帯夜間ということで２つ区分話しましたけども、一部省略しておりまして、昼間も規制対象になっております。再度改めて区分を申し上げますと、昼間、午前６時から午後６時まで、この場合だと商業地域の場合だと60デシベル、あと住宅地域で50デシベルというふうになっています。これに加えて、夜間が午後６時から午前零時まで、それから深夜、午前零時から午後６時ということで、24時間いずれの時間帯においても何らかの規制がかかっているという状態でありますので、現段階では市のほうで別途条例なり規程を設けるという予定は今のところ考えておりません。

◎富浜靖雄君

細かく分けられているのであれば、この60デシベルから50デシベルの大きさが私の中ではまだぴんときていないんですけど、これからも注視しながら、この大きさというのが本当にいいのかどうかというのも

考えてみたいなと自分も思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に行きます。住宅に隣接する空き地の管理についてお伺いいたします。この質問は、令和６年３月定例会の一般質問で取り上げて、場所を担当部署にお伝えしてありました。以前の答弁では、管理がされていない空き地へは、市のほうから所有者に改善の指導を行うという話でしたが、１年前よりそこの場所が雑草や雑木が成長していまして、さらにひどい状況になっております。今後どのような対応になるのかお伺いいたします。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

農地の管理指導における初動対応といたしまして、口頭での農地の適正利用を行うよう指導を行うとともに、所有者に対し利用意向調査を行った後、耕作を行わない場合等において、各関係機関と連携を図り、賃貸や売買などへの誘導を行っております。富浜靖雄議員ご指摘の農地についても、所有者に対し適正利用を行っていただくよう口頭での指導を行っている次第であります。

◎富浜靖雄君

ぜひともお願いします。農地だったと私も思っております。前の答弁でもそういうふうな形で聞いたんですけど、ただ伸び切って、所有者が応えない場合、口頭で電話する、その所有者が宮古島にいない、また連絡が取れない、連絡が取れる状況であれば進めていただいてもありがたいんですけど、これ早くやっていただきたいというのは、この場所はアパートの横なんです。このアパートの塀を越えて、雑木が枝が伸びてきていて、もしこの土地で火事とかが起こると飛び火してもおかしくないような状況なので、そういうところも所有者の方にしっかり伝えていただいて、またもう一つあるのは害虫です。中がどういう状況になっているか分からないので、蚊とかハエとか害虫が本当に湧いて近隣に飛び回るような状況になる可能性もありますし、あと本当に行ってみていただければ分かるんですけど、もう見えないです、奥のほうが。ということは、ごみを道路側から奥のほうに投げてしまえばもう全然分からない状況になります。そういう場所をつくっておくと、そういう近隣住民の方に害を及ぼすような可能性がどうしても出てくるので、そこを強く言っていただいて、早急な対応をぜひともよろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。次の質問も、３月定例会で時間がなくなって答弁をお聞きできなかったので、お聞きしたいんですけど、学校での紙類のごみ収集に取り組んでいるとお聞きしましたが、内容をお伺いいたします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

学校での紙類収集の取組についてお答えいたします。

富浜靖雄議員ご質問の件は、令和５年８月30日より開始しました宮古島市ごみ減量化啓発事業というものをご指摘されているかと思うんですが、この事業では事前に登録していただいた小学校、中学校、それから高校、それから児童生徒のみで構成する団体が分別収集が定着していない紙ごみを集めていただくんですが、一つのカテゴリーとしては紙製品による容器、包装紙などの雑紙、あともう一つのカテゴリーとしまして牛乳パックや飲料水パック、この２つのカテゴリーを設けているんですけども、この２つに分けていただいて収集していただき、ある程度まとまった量を市のクリーンセンターのほうにお持ちいただければ、報奨金を予算の範囲でお支払いするというものです。報奨金の額としましては、昨年度までは200キロ以上の収集量があることを原則としまして、１キロ当たり50円としていたんですけども、少しハードル

が高いということで、今年度より100キロ以上のものに対して１キロ当たり100円ということで報奨費を変更して、分別収集への参加を呼びかけているところでございます。

◎富浜靖雄君

この取組はすばらしいと思います。学校の児童生徒がごみを集めてやると。ごみに関する教育にもなるような感じもありますので、集めた分だけ報奨金がもらえると。そうすれば、ちょっとした部活の足しに、活動、器具を買うとか遠征費の足しになるかなと思うので、保護者を巻き込んでやっていただければなと思います。再質問なんですけど、今現在何校ぐらいが申し込んでやられているのかというのは分かりますか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

大変申し訳ありません。今手持ちのほうで資料がありませんので、後で報告させていただければと思います。

◎富浜靖雄君

今予算もついて、できれば広げていただいて、何校やっているか分からないんですけど、後で教えていただきながら、もし少なければ増やしていく努力をしていただきたいですし、多ければ多いなりに予算の範囲も広げていただければなと思います。

では、次の質問に行きます。リチウム蓄電池等の分別収集についてです。今年の４月15日付で、環境省より都道府県を通じて全国の市町村に、市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について通知がされていたと承知しております。そこで、宮古島市の取組はどうなっているのかお伺いいたします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

ただいまのリチウム蓄電池の回収についてお答えいたします。

今のところ、宮古島市ではリチウム蓄電池の分別回収は行っておりません。御覧になったかと思うんですけども、環境省から出されている通知は、全国で分別収集を行っている市町村というのは75％にとどまっていると。なおかつ収集車や処理施設でこのリチウム蓄電池に起因する火災が8,543件発生しているということで、宮古島市のほうとしても大変な危機感を覚えております。現時点では、市民から個別の問合せがあった場合に、宮古島市クリーンセンター内にあります衛生施設課の窓口にて引取りを行っておりますが、これに関しては現在急速な普及と、それから収集、処理現場での事故リスクということを考えますと、早急に収集、処理の体制を整える必要があると考えております。発火リスクを踏まえたリチウム蓄電池の収集、運搬方法、それから集めたものをクリーンセンターでどう保管するかということ、それから製品からどうやって解体して取り出すかと、大変多岐にわたることを考慮しないと進みませんが、これに関しては早急に事業者との意見交換を踏みながら、必要な予算の確保も含めて対策を考えていきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

このリチウム蓄電池なんですけど、様々な製品に使われております。ちょっとしたもの、今の時期であるとハンディー扇風機みたいなのも入っていますし、ひげそりみたいな電気シェーバーにも入っていますし、本当にいろんな製品で使われているんですけど、これ適正な扱いがされていないと衝撃とかで発火す

るおそれがあると。全国でも回収車に知らない間に入っていて、それが発火するという事故が起きていると。そういう事例が増えているので、環境省がこれを通知しているということは、これが本当にいろんな問題になってきそうだなということで、先ほど環境衛生局長がお話ししたとおり、取り出すのをどうするのかとか、保管場所も様々な問題がある。問題を解決していきながら進めないと難しいかなというふうには思いますが、ぜひとも早めに考えていただいて、そういう大きな事故が起こる前に対策を打てるのであれば、本当に早めに打っていただければなと思います。他の事例でも先行的に頑張っているところもありますので、そこら辺を参考にしていただければいいのかなとは思いますので、ぜひとも頑張って、リチウム蓄電池に関しては取り組んでいただければなと思います。よろしくお願いいたします。

次に、一般ごみの収集業務についてです。回収ルートの見直しについてお伺いいたします。回収ルートは、地理的な要素とか住宅の立地状況など、様々な条件を考慮して決定していると思います。合併して20年が経過し、住宅やアパート、商業施設やホテルなどの建設により宮古島市の状況が変わってきていると感じております。そこで、一般ごみの回収ルートを見直すほうがよいのではないかと思っておりますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

回収ルートの見直しについてお答えいたします。

富浜靖雄議員ご指摘のとおり、地域によっては居住人口は以前とは異なるという場所がございます。回収ルートの見直しにより、収集業者間での業務量の平準化も見直す余地があろうかと思いますので、今後ごみ収集体制に関しては検討してまいりたいと思いますが、先ほど申し上げましたようにリチウム蓄電池も回収のメニューとして加えなきゃいけないということもございます。この後ご質問を予定されている件も関連してきますので、総合的に安定した収集体制をつくれるように、諸課題を一括して検討してまいりたいと考えております。

◎富浜靖雄君

今検討していただくということなので。１個飛ばしていましたね。申し訳ないです。戻ります。

次に、令和６年６月の定例会で提案しておりまして、９月の定例会では委託を希望する業者の説明会で意見を確認の上、方法を相談したいと考えておりますということで環境衛生局長の答弁でしたけど、委託業者のグループ化について当局のお考えをお願いいたします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

グループ化についてお答えいたします。

ごみ収集を受託している業者の皆さんを集めた意見交換会は、令和７年３月に実施しております。この際に受託事業者の皆さんから、グループ化に対して特に要望がなかったわけです。他の自治体においては、グループ化してお互いの業務が少し詰まったとき緩和するというような、お互い手助けするという体制もありますので、そういったメリットも考えながら、またそういったごみ収集体制の整備を考えていきたいと思いますが、これもリチウム蓄電池等の課題と一緒に、また話を進めていきたいと考えています。

◎富浜靖雄君

次の質問です。可燃ごみの収集日の見直しについてお伺いいたします。

現在収集業者のほうで、回収日は週６日の稼働だと聞いております。そうなると、休みは１日だけとな

りますが、働き方改革の観点から見ると労働日数や労働時間の見直しが必要だと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

可燃ごみの収集日の見直しについてお答えいたします。

富浜靖雄議員ご指摘のとおり、働き方改革ということに関しては、市のほうでも事業者のほうから直接お伺いしておりまして、現在週１日しか休みはございませんが、週休２日ということに関しても、今後の働き手の確保、労働環境の改善も含めて必要になるというふうに認識しております。これにつきましても、リチウム蓄電池の回収体制とともに併せて検討していきたいと思っております。

◎富浜靖雄君

一般ごみの収集業務に関しては様々問題が起こってくるかなと思われますけど、収集業者の方の意見をやっぱり聞いていただいて、自分たちの地域は可燃ごみは週に３日間取っていただいているんですけど、自分はそのうちで出すのは１日ぐらいなんです。週に１回ぐらいしか自分は出しません。なるだけ出さないように努力はしているんですけど、なので自分の地域、週３日の可燃ごみを２日にするのも案ではないのかなと。今週は２日だけど、次の週は３日ありますよとか、本当に細かい調整にはなるかと思うんですけど、分かりやすくやるんであれば２日とかでも可能ではないかなと思います。そのときに収集業者の意見をぜひとも酌み取っていただいて、聞いていただいて、先ほども質問あったリチウム蓄電池の回収業務も考えられるのであれば、それも全部まとめて相談して１個１個優先順位をつけて解決していただければありがたいなと思います。本当に収集業務に関しては様々な問題があるんですけど、これからごみに対する、観光客もどんどん増えていくと思います。いろんな場所で、クルーズ船も入ってきて、そのごみをこの島に置いていくというのもありますし、いろいろごみをどう処理していくかというのは本当に大きな課題があると、いろんな課題があると思いますので、ぜひとも検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、防災行政についてお伺いいたします。「災害時における緊急放送に関する協定」について。コミュニティーＦＭ放送局のＦＭみやこと締結していると承知しておりますが、協定の内容についてお伺いいたします。

◎総務部長（上地俊暢君）

ＦＭみやことの締結した協定の内容についてお答えいたします。

令和３年３月30日に、宮古島市と株式会社エフエムみやこは災害時における緊急放送に関する協定を締結しております。この協定は、本市に大規模災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときに、緊急放送を通じて迅速に災害情報及び防災情報を提供することにより被害の軽減を図り、もって市民及び観光客等、島内滞在者の安全確保に寄与することを目的としております。協定の内容としましては、国や市が緊急割り込み装置を利用して、通常放送中に割り込んで放送を行うことができる割り込み放送、それからＦＭみやこ自身が優先的に情報発信する災害情報放送となっております。

◎富浜靖雄君

緊急時に割り込んで放送するなど、災害時の放送をすぐできるという対応をしていただけるということだと思うんですけど、この次の質問に行きますけど、そうであればＦＭみやこの難聴地域の対策をお聞き

したいと思います。以前より同僚議員も一般質問で取り上げられておりますが、自分は伊良部島のほうでも聞けない部分があって、今聞いている範囲では池間島の一部と城辺地域の一部、伊良部島のほうでも聞けないのがあったので、それをＦＭみやこの方に話をしたら、細かいところを言えばいろんなとこで聞けないところはありますよとお伺いしたので、同僚議員もいろいろ一般質問しておりますが、改善の計画というのがあるのかというのをお伺いいたします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

難聴地域の改善計画ですけども、ＦＭみやこによりますとコミュニティーＦＭ放送局の出力制限措置によりまして、送信出力が20ワットに制限されているため、幾つかの難聴エリアが発生しているとのことです。そのため、親局20ワットに加えまして、上野中継局20ワット、伊良部中継局10ワット、多良間中継局20ワットといった３つの中継局を設置しております。しかしながら、東海岸や池間島などは依然として難聴地域となっており、改善が求められているとのことです。難聴エリアを解消するためには、さらなる中継局の整備が必要となりますが、中継局の増設は保守メンテナンス費用の増加を招き、経営を圧迫するものであるため、ＦＭみやことしてはこれ以上の運営費の捻出は困難のことでございました。このため、同社は送信出力の現行の20ワットから100ワットに増設することを目指しまして、沖縄総合通信事務所に出力制限の緩和を要請しているところでございます。コミュニティーＦＭの20ワットを超える指定には、電波法の無線局審査基準等により幾つかの段階を経る必要があるため、引き続き沖縄総合通信事務所との調整が必要となっている状況というふうに伺っております。市としましては、沖縄総合通信事務所との調整状況を見守りたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

エフエムみやこは、ずっとこの出力を上げたいというので申請とかやって、沖縄総合通信事務所に話をして、いろんなやり取りをしているそうです。やっているんですけど、なかなかいい回答がもらえていないということです。先ほど言った通信のコミュニティーＦＭって20ワットという出力で抑えられているんですけど、100ワットぐらいはＦＭのＮＨＫの放送なので、ドライブとかしていたら分かると思うんですけど、ＦＭみやこが入らないということでＮＨＫの放送を受信したら入ります。これは、もう簡単に言うと電波の強さだけです。なので、この電波の強さを本当に100ワットに上げれば聞こえるんではないかなと思います。実際そういう場所がありますので。これをぜひとも進めていただきたいなと思います。なぜなら、災害時における緊急放送をやるに当たり、協定を組んでいるのに災害時の時に聞こえない場所があるというのはどうなのかなと思っております。この周波数を上げて、20ワットから100ワットに上げれば、ちょっとした沿岸、海岸の向こう側、海のほうまでも届くような形になるので、何か津波のものがあったとしても聞けますし、自分がラジオ放送がいいなと思っているのは、スマホでラジオを聞くことも今できるんですけど、あれは普通にネット環境の通信を利用してやるので、停電した場合、電柱が落ちた場合、もうすぐ使えなくなります。今のスマホは、もう本当に３日もたないと思います。１日、２日でもう電池が切れちゃいます。なので、本当に災害が起こった場合、この普通のＦＭラジオはもう１週間、２週間、１か月、２か月、３か月もちますので、あと高齢者の方ならラジオのほうが全然聞きやすいと思っておりますので、そのラジオの難聴の地域を改善するために、市として本当に協力していただきたいなと思っております。これは、エフエムみやこの状況も確認していきながら、市として何ができるかというのを聞き取りもして

いただいて前進するように。これ国の電波法も絡んでいるので、国のほうへ要請も必要になるかと思うんですけど、市として強力に押していただければなと思っているんですけど、市長の見解ありましたらお伺いいたします。

◎市長（嘉数　登君）

防災協定の実効性を担保する観点からも非常に重要なことだと考えておりますので､ぜひとも協力して、必要であれば要請していきたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

ぜひ要請に行きましょう。要請して、本当に宮古島市のために、いざというときのための備えは必要だと思いますので、市民の安心、安全を守るためにはぜひやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、次の質問に行きます。次、福祉行政についてお伺いいたします。帯状疱疹ワクチンの定期接種について。公明党が一貫して推進してきたワクチン接種費用の助成ですが、今年度から定期接種化されております。そこで、宮古島市の対応はどのようになっているのかお伺いいたします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

帯状疱疹ワクチンについてでございます。富浜靖雄議員ご指摘のとおり、今年度より帯状疱疹ワクチンは定期接種として導入されました。本市においても、国が定めた対象者について、４月１日より一部接種費用を公費で負担しております。対象となる方は、今年度65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方、及び60から64歳の方で日常生活が困難な免疫機能障害のある方となっております。また、今年度のみ100歳以上の方全員が対象となっております。対象の方には、既にはがきを送付しておりますので、接種をご希望の方ははがきをご持参の上、医療機関を受診していただきたいと思います。帯状疱疹ワクチンには、生ワクチンと乾燥組換えワクチンの２種類があります。生ワクチンは接種回数が１回のみとなっており、接種料金9,328円のうち自己負担額を4,000円、市の助成額は5,328円となっております。また、乾燥組替えワクチンは２回の接種が必要です。１回当たり、２万2,528円のうち自己負担額は１万円、市の助成額は１万2,528円となっております。どのワクチンを接種するかは、医師と相談の上、接種していただきたいと思います。

◎富浜靖雄君

一部公費で賄って、市のほうからも助成が出ているということです。私も帯状疱疹というのがどういう状況かというのは聞いた形でしか分からないんですけど、本当に人によってですけど、相当痛いらしいです。予防できるのであれば、本当に予防したほうがいいという話であります。出た後にワクチンを打つというのも大丈夫ですよというふうな話も聞いております。このワクチン打ったから一生出ないというわけではないらしいんですけど、ただ本当にできるのであればワクチンを打って予防したほうがいいというのを勧めていくと。

次の質問なんですけど、帯状疱疹は水ぼうそうと同じウイルスが原因と承知しております。ただ、過去に水ぼうそうにかかった方がウイルスが眠っていて、それが出てきて悪さをするという話なんですけど、この水ぼうそうにかかったかどうかも分からない、予防接種を打ったかどうかも分からないような方はどういう取扱いになるのかなというのが分からなくて、そこら辺を教えていただければ。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

過去に水ぼうそうにかかったことが曖昧な方ということですが、過去に水ぼうそう、帯状疱疹にかかったことがある方も定期接種の対象となります。先ほど年齢を言いましたけれども、５歳刻みで65歳から100歳までということになっておりますので、その年は一部助成がありますけれども、それ以外の年齢の方は任意の全額自己負担というふうになります。

◎富浜靖雄君

確認なんですけど、もし水ぼうそうにかかっていないという方がワクチンを打つという行為は大丈夫なのかというところだけ。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

ワクチンの接種が可能な方は50歳以上と定められておりますので、それ以上の方は大丈夫ということになります。

◎富浜靖雄君

50歳以上であれば､水ぼうそうにかかった過去がなくても打って別に問題ないですよということなので、私はこの曖昧なというのは本当に子供の頃にかかった方はもう鮮明に覚えているかもしれないんですけど、私は予防接種したかどうかで水ぼうそうの記憶が本当にないんです。なので、そうすると水ぼうそうにかかったことない人ってこのワクチン打っちゃっても大丈夫なのかなって思ったりして、なぜかというと水ぼうそうにかかったことがあるというのは抗体を調べればいいんですけど、結局抗体を調べるってなるとまたお金がかかってしまうので、わざわざ抗体を調べて、ああ、ありますから大丈夫です、ウイルスがあるから打ってください、ないから大丈夫ですなんていうのは面倒というか、やばいなと思っていたので、それを打っても大丈夫であれば、もう心配なら打ってくださいという、この制限もありますけど、それでいいということで認識しました。

では最後に、子供の医療費無償化についてお伺いいたします。中学校卒業までを18歳までに拡充することが、３月の定例会で上里樹議員の質問に対して、令和７年度が準備期間で、令和８年度から開始しますとの答弁をお伺いしましたので、その拡充の内容としてはそれだけなのか、内容をお伺いいたします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

本市のこども医療費助成事業は、通院、入院とも中学校卒業までを対象に、沖縄県からの補助を受けて、現物給付による無償化を実施しているところでございます。対象年齢の18歳への拡充については、令和８年度から本市独自に実施できるよう現在準備を進めているところでございます。あわせて、沖縄県の補助制度についても拡充していただくよう、美ぎ島美しゃ市町村会の要望書に盛り込むこととしております。今後の具体的なスケジュールとしましては、９月定例会において受給者証発行などに係る必要経費の予算確保及び条例改正案を議会に提案し、その後受給者証の作成や新たに受給対象となる方への通知、申請受付を行い、３月に受給者証を送付する予定となっております。

◎富浜靖雄君

市独自の取組ということなので、もうすばらしいことだと思っております。公明党も、令和６年度から子供の医療費助成に係る減額調整措置というのを廃止されております。市長の施政方針の中に、ここで住み、働き、子育てがしたい、ここを誇りに思う、島を出てもまた戻りたいという市民が実感できる取組を

推進と書かれておりました。この考え、私も賛成しておりますので、ぜひともこの取組を強く推進していただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

あと２分ありますけど、これで私富浜靖雄の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで富浜靖雄君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時02分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎狩俣勝成君

昼一の大変眠い時間になりますけども、皆さん、お付き合いのほどよろしくお願いします。議員番号６番、新宮古創成会、狩俣勝成です。通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしくお願いします。

１、市長の政治姿勢について。各出張所について。各出張所の職員の配置状況についてお伺いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

城辺出張所、下地出張所、上野出張所は同じ職員人数の配置ですので、一括でお答えいたします。再任用職員が２名、会計年度任用職員が１名、３名ずつ配置されております。伊良部出張所は補佐兼係長が１人、主査１人、会計年度任用職員が１人。なお、現在旧上野庁舎の改修工事に伴って、上野出張所の職員は３つの出張所に１名ずつ配置している状況でございます。

◎狩俣勝成君

城辺出張所と上野出張所と下地出張所は再任用職員が２人､会計年度任用職員が１人となっております。伊良部出張所については、正職員が２人配置されているということでありますけども、この違いはどういう違いがあるのかお伺いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後１時32分）

再開します。

（再開＝午後１時33分）

◎総務部長（上地俊暢君）

各出張所の職員配置状況の件についてお答えします。

先ほど市民生活部長から答弁したとおり、上野、それから下地、城辺の各出張所については再任用職員という配置になっております。職員の配置については、業務内容を考慮し、適切な人員配置を行っているところです。出張所では、主に住民票、戸籍、税関係の証明書交付業務を行っており、また市民のニーズ

に応じて市税納付書の再発行、それから生活保護証明書等の発行業務、重度心身障害者医療助成申請書の受け取り、農薬購入補助申請書の受け取りなど、本庁担当課の処理をつなぐ回送業務を追加し、利便性の向上に努めてきたところでございます。現在配置している体制において、職員の役職等に違いはありますが、支障なく業務を遂行しているものと考えております。

◎狩俣勝成君

業務内容によって職員の配置が違うという答弁でございましたけども、各出張所、業務内容は多分ほぼ同じだと思うんです。伊良部出張所は正職員が２人、ほかは再任用職員が２人、会計年度任用職員１名、この正職員がいない出張所に関しては、これの責任者というのは誰になるんですか、お伺いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

伊良部出張所以外の城辺出張所、下地出張所、上野出張所の係長は不在ですので、この件に関しては市民課のほうの係長、課長のほうで対応しております。

◎狩俣勝成君

私は、職場にはやはり責任者がいて、いろんな指示を出してあげないと、業務ってスムーズにいかないのかなと思っております。何かあったときの対応であったり、クレーム処理であったり、またいろんな問題が突発的に出張所で起こった場合の対応についての件もありますけども、ここで２番目に行きますけども、責任者が現場にいない状態での課題についてお伺いしたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

出張所の課題については、現行の業務内容、住民票の発行でしたり、発行業務が主でございますので、長年にわたり行政職の経験や実績がある職員を配置しておりますので、特段問題はないということでございます。

◎狩俣勝成君

市民生活部長は、長年にわたる業務経験がある方が配置されていると言っていますけども、恐らくそれはもう再任用職員の方だと思われます。会計年度任用職員、城辺出張所のほうに行きますと、何年か会計年度でやっている職員がいて、この人がいるから窓口業務がスムーズにいけるんではないかという話をしておりましたけども、会計年度任用職員はあくまでも正職員の補助的立場だと思うんです。ですから、再任用職員に関しても正職員ではないと思うんです。ですから、この会計年度任用職員の役割というのに重責を負ってしまうと、いろんな休みも取れなくなったりするんではないかなと思ってこの質問をしましたけども、やはり職場において市民課のほうで対応できるというんですけども、では何かあったときにすぐ駆けつけてくれるのかというのも疑問にあって､定期的に１週間に２回でも３回でもこの出張所を回って、大丈夫かというのを聞いて回るというのも一つの手だと思うんですけども、そういったのも多分行われていないのかなと思っております。

それでは、今後についてお伺いしますけども、これからも同様な配置でいくのか。要するに正職員はいない。伊良部出張所には２人いる。そういった状況でこれからも続けていくのかをお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

今後についてお答えいたします。

出張所の利便性の向上を図るために、市民のニーズを踏まえて取り扱う事務の整理等を検討し、引き続

き出張所の運営に努めてまいりたいと思います。

◎狩俣勝成君

こういった職員の配置も正職員がいなくなり、もう会計年度任用職員、再任用職員だけで運営していると聞いて、市民からも出張所はもうなくなるのではないかという心配の声も寄せられております。また、昨日の下地信男議員の質問にもあったように、各公民館の職員が減らされている状況、これはもう本当に地域のコミュニティーが衰退していくのではとの懸念も寄せられております。今後出張所をなくすとか、そういった予定はないのかどうかお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

出張所の今後についてお答えします。

現時点において、出張所の廃止等の検討はしてございませんが、これから社会情勢変わってくると思いますので、その際に検討されていくものと考えております。

◎狩俣勝成君

私、先日城辺地域づくり協議会の役員の方々とうるま市の各出張所に視察に行ってきました。うるま市では、うるま市出張所事務分掌規則を設けて、石川出張所、勝連出張所、与那城出張所を設置しています。その中で、各出張所に所属長を配置し、職員の事務分担はそれぞれ所属長が定めることになっております。また、職員の配置も係長１名、会計年度任用職員数名で行っております。また、うるま市ではうるま市行政改革大綱の推進項目、行政の担うべき役割の重点項目では、民間委託等の推進を掲げ、行政コストとサービスのバランスを考慮した中で質の高い行政サービスを提供するため外部委託を推進、平成21年４月から本庁、石川出張所、勝連出張所の市民課窓口業務を委託しております。また、公共施設間連絡バスを運行し、出張所に訪れた高齢者の方が本庁でしかできない手続にも対応できるサービスを提供しております。また、民間委託することできめ細かなサービスが提供できるということで大変よいことだと思いますが、市としての見解をお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

各出張所における窓口業務を民間委託してはどうかという質問にお答えします。

現時点において、宮古島市で民間委託について検討は行ってございません。狩俣勝成議員がおっしゃっていましたうるま市の事例、他自治体の導入事例を注視してまいりたいと考えております。

◎狩俣勝成君

私城辺庁舎によく行くんですけども、城辺庁舎でいうと委託業者へ窓口業務以外にも庁舎周辺清掃作業や、また空きスペースの利活用、与那城出張所では与那城歴史民俗資料館を併設して、窓口に訪れたお客に待ち時間を利用して見ていただくサービスの提供も行っております。同じように城辺庁舎でも空きスペースで、私が常日頃言っています人頭税資料館みたいなコーナーを設置などして、庁舎全体の管理も委託できたらよいのかなと思っております。この件に関しては以上で終わります。

次、２番目の宮古島市会計年度任用職員について。令和７年度会計年度任用職員の公募結果についてお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

令和７年度会計年度任用職員の公募結果についてお答えします。

令和７年度の会計年度任用職員の求人においては、752名の応募がございました。そのうち、年度初めの４月１日に採用した人数は621名となっております。求人に対して1.2倍の応募があったところです。

◎狩俣勝成君

752名応募して、採用者が621名、約1.2倍の倍率となっております。会計年度任用職員に関しては、ほかの業種では人手不足という話がよく聞かれますけども、この市の会計年度任用職員に関しては、最近では期末手当であったり、勤勉手当とか、そういったのが出て、人気の高いものになっているのかなと思っておりますけども、次に②ですけども、選考基準について基準があるかどうかお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

会計年度任用職員の選考基準についてお答えいたします。

会計年度任用職員の採用に関しましては、応募者から提出された履歴書と面接などを基に、募集職種に最も適したと判断した方を選考しております。まず、資格、経験等が必要な職種については、必要とされる資格や経験の有無、職務内容に適した能力や適性、職場環境に適応し、他の職員と協働できる人物であるかなどを書類審査や面接などを通して客観的に評価し、総合的に判断した上で適任者を採用することとしております。

◎狩俣勝成君

では、選考基準は一応あるということで、そういった資格、経験等、また職務内容に適した能力があるかどうか、また職場環境に適応し、他の職員と協働できる人物かということであります。では、不採用となった方はその内容に適さなかったかということだと思うんですけども、不採用の方から理由を聞かれても教えてくれないという話も来ております。それでは、同じような基準を満たした方が２人いたとして、１人は旦那さんの扶養に入っているとか、もう一人は働きたくても仕事に恵まれない人、要するに生活困窮者となり得る方がいた場合、これどちらを採用しますか。

◎総務部長（上地俊暢君）

選考の際に生活状況を勘案するかということだと思いますが、選考に当たっては履歴書等の書類審査、また必要に応じて面接を実施し、総合的に評価をしています。配置をしている部署の状況や勤務シフト等を考慮するに当たり、家庭の状況等を確認することはございますが、それを採用基準とすることはございません。

◎狩俣勝成君

では、家庭的な事情は考慮しなくて、書類選考によって決めていくという話だと思います。それでは、こういった生活困窮者になり得る方への就職支援みたいのはないかどうかお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

生活困窮になり得る方についての支援についてお答えいたします。

生活が困窮に陥りそうな場合は、市、福祉事務所、市の場合は生活福祉課にございますが、そこの窓口であったり、ひとり親家庭等を支援するこども家庭局において、ハローワークや関係機関と連携して就労支援につながる相談窓口を設けてございます。市民からの相談等に対し、それぞれの窓口で丁寧に対応しているところでございます。

◎狩俣勝成君

総務部長、私が言っているのは生活保護とか、そういった福祉の関係ではなくて、やはり働きたい意思が強い方､本当にやっていこうというやる気のある方がどうしてもさっき言ったように1.2倍の倍率があって採用できなかった方、こういった方たちをほかの部署に振り分けるとか、そういった手はないのかどうかお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

選考に漏れた方に対して、希望であれば再度申込みいただいて、空き募集があった場合にはそちらを紹介するなど案内をしているところです。

◎狩俣勝成君

総務部長、では本当にそういった困っている方も、これは1.2倍ということで数多くいるかと思いますので、そういった相談に乗っていただいて、就職先を割り振っていただけたらと思います。

次に、障害者枠等の設置についてお伺いします。宮古島市は、令和４年４月１日から令和８年３月31日、４年間の宮古島市障がい者活躍推進計画を立てております。その中で、採用に関する目標として、各年度６月１日時点の法定雇用率2.6%以上を目標とするとなっていますが、現在の状況をお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

宮古島市における障害者枠の法定雇用率についての質問でございます。現在市長部局においては10名、教育委員会で８名、水道事業で１名の方が働いておられます。教育委員会、水道事業においては法定雇用率を達成できており、おおむね計画どおりではございますが、市長部局においては法定雇用率が達成できていない状況です。引き続き、障害者雇用促進に向けて取り組んでまいります。

◎狩俣勝成君

ぜひ障害者雇用枠の目標達成、そしてまた先ほど言った生活困窮者になり得る方への支援、そしてまた就職弱者を救うことも考えていただきたいと思います。

次、２番目、教育行政について。臨任教員の副業についてでございますけども、教員の副業はできるのかどうかお伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

臨任教諭の副業についてお答えいたします。

まず、公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念をしなければならないという服務の根本基準を負っております。地方公務員法の服務の精神に反する場合、すなわち一部に奉仕するおそれが生じるような場合、公共の利益に反するおそれがある場合、職務に専念すべき義務を妨げるおそれがある場合には、職務の内外を問わず一定の制限を加える必要があります。その一つとして、営利企業等の従事制限が設けられております。一方で、職務遂行に悪影響を及ぼさないと任命権者が判断するものまで禁止するものではないとされておりますので、職務遂行上支障がないと認められれば営利企業等に従事することができるとされております。また、教育職においても地方公務員の任用、勤務条件等の特別に定めた法律である教育公務員特例法の第17条では、教育公務員は教育に関する他の職を兼ね、または教育に関する他の事業もしくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には兼業が認められる場合もあるとしております。

◎狩俣勝成君

では、認められた場合はできるということなんですけども、これは教育委員会が認めるんですか、それとも県の教育事務所ですか。どちらですか。

◎教育部長（久貝順一君）

職種によっては、県費の教員もいれば、市費の職員もいるということになりますので、市のほうから支出している、給与等を出している職員に関しましては、教育委員会のほうで、まず学校現場のほうで支障がないかを確認した上で、最終的には教育委員会のほうで出される形になります。その際は、当該職員が兼業を希望する際には、営利企業等従事許可申請書の提出、届出が必要となります。

◎狩俣勝成君

なぜ私がこの質問をするかというと、子供たちが大好きで子供の成長を支えたいとの思いから教員を志し、頑張っていますけども、このところの物価高や家賃高騰で生活面が苦しくなっているので、パートなどでつないでいけないかというのがありまして、それでまた法律で禁止されているのかというのがありましたので、問合せしました。この教員が副業を行うメリット、デメリットというのがあるんですけども、メリットに関しては収入の増加、給料にプラスアルファの収入を得られ、生活面や将来設計にゆとりが生まれる。また、スキルアップということで異業種副業なら新しい学びが得られる。また、人脈の拡大ということで、学校外のコミュニティーに所属することで多様な人々とのつながりが生まれやすい。あと、自己実現の機会、本業だけでは得られない達成感ややりがいが得られ、キャリアの選択肢が増える。デメリットとして、法令の遵守、許可申請、あと多忙による過労リスク等が挙げられておりますので、メリットもデメリットもありますけども、そういった相談に来られたら真摯に対応して、本当に物価高、アパート家賃高騰で困っている方もいますので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

次に、農業行政について。圃場整備事業における受益者負担軽減及び負担金徴収業務軽減への取組について。これについては、私は12月定例会、そして３月定例会、そして今回３回連続での質問ですが、農家の皆さんから非常にこれはぜひやってほしいとの意見が多く寄せられております。12月定例会では、農林水産部長答弁で、財源確保も必要となってまいりますので、関係課と調整を行った上でできれば実施していきたいというふうに考えておりますとの答弁。また、３月定例会では、農家の負担を軽減して早期の事業効果の発現をさせていくためには､従来の圃場整備事業開始初年度からの負担金を徴収するのではなく、事業開始３年後から段階的に徴収することや、事業完了後、作付開始から徴収するなど、農家負担金の徴収方法や時期について検討していきたいと答弁しております。その後この農業経営高度化支援事業の促進費の交付を見込んだ取組についてお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

昨年の12月定例会、それと今年の３月定例会でご質問があったことでありますけれども、考えとしては農家負担の軽減に取り組んでいくことは継続しております。まず、農家から負担金を徴収しない代わりに促進費を例えば市の収入として受ける方法であるとか、その辺につきましてはまだ担当課と具体的な詰めは行っておりませんが、なるべく農家負担を軽減しながら、また事務手続も簡略化しながら、どういう方法が一番いいのかというのは引き続き検討してまいります。

◎狩俣勝成君

この圃場整備事業というのは、目的が畑の集約化になっていますけども、この圃場整備事業が採択され

た時点で集積率は私は達成できているという認識なんです。ですから、事業完了後から徴収する方法もいいんですけれども、何か基金を設置してやるとか、またいろいろな方法があると思います。その方法を探すのがまた行政の仕事かなと思っていますが、農林水産部長、どうです。どうぞやってみませんか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

例えば先進地の事例も含めながら確認をしていきたいと思いますけれども、この事業につきましては私も進めていきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

私のところには、県の職員ＯＢとかいろんな農家の方々が来て、これはできるはずだという話でありますので、またいろんな方法を考えて、ぜひ一緒に私も取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。それがまたできれば、今回問題なっているような竹アラ地区の農家負担金の増額、そういった増額に対してもこの促進費が戻ってくるんであればそんなに農家に負担はないかなと思っていますので、今回竹アラ地区は団体営なので、県営しか今この事業がないんですけども、それはまたいろんな検討する価値はあるかと思いますので、ぜひお願いします。

次に、冠水対策についてでございます。宮古島市陸上競技場駐車場から、工業通り及び二重越通りへ雨水が流れ込み、地域一帯が冠水する件についてでございます。この件は、東川根自治会、東川根老人ぬくもりクラブ、工業高校通り、二重越椿通り会、二重越子供育成会の５団体から要請があります。かなり広範囲になっていて、これやはり落差があるもんですから、陸上競技場の駐車場、またさらに上から流れてきて、すごい勢いで川のように流れてくるので、そこでまた老人とか子供たちが足を取られてけがをしたりするのがあると思って、この５つの団体が要請しているかなと思っていますので、その冠水対策についてお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

近年の集中的な豪雨など、降雨時における宮古島市陸上競技場駐車場から工業通り及び二重越通り付近の冠水については認識しておりまして、早急な対応が必要であると考えております。対策については、地域の降雨時における雨水の流れ方や冠水箇所を正確に把握し、効果的な対策を取る必要があると考えております。このことから、令和６年度に東仲宗根地区流域調査委託業務を行っており、本地域における土地の高低差や土地利用状況、これは宅地であったり、畑など、そういう状況を踏まえた流域図を作成しております。流域図と申しますのは、雨水がどのように流れ、どこにどの程度たまるかなどの調査をした結果の図面でございます。これを基礎資料とし、本年度中に宮古島市陸上競技場を含めた周辺ブロックについて排水施設整備計画及び詳細設計の発注を予定し、対応したいと考えております。なお、予算につきましては、９月定例会の補正予算でお願いしたいと考えております。その上で、令和８年度から冠水対策工事を順次計画し、実施していく予定です。

◎狩俣勝成君

流域調査はもう完了して、図面も出来上がっているということですね。９月定例会で補正予算を組み、そして令和８年度から始めていくという話だと思います。上のほうにある駐車場があるとこ、その上にまた宮古テレビがあるんですけども、そういった敷地で徐々に止めていかないと、一気に流れが来た場合は本当に大変だと思うんで、道路だけではなくて、こういった陸上競技場の駐車場、その敷地も必要ではな

いかと思うんですけど、観光商工スポーツ部長、大丈夫ですか。お願いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

宮古島市陸上競技場付近の冠水対策についてです。先ほど建設部長からの答弁がありましたが、建設部が昨年東仲宗根地区の流域調査委託業務を行っております。宮古島市陸上競技場付近もこの委託業務の対象の区域となっておりますので、この業務の基礎資料としまして本年度中に陸上競技場の詳細設計につきましても発注を予定しております。

◎狩俣勝成君

本当にこの水の流れというのは、まず大雨が降ってみないと分からない状態でもありますけども、こういった流域調査が本当に完了しているということは、あとはもうそこの部分をどうやって対処していくかというのも目に見えていると思いますので、引き続き進めていってもらいたいと思います。

続きまして、水道行政についてでございます。高機能活性炭浄水処理設備等高度処理施設整備について。取組についてでございますけども、宮古島地下水研究会からの高機能活性炭浄水処理設備等高度処理施設の早期整備の要請や、また市民からも水道水質について不安や懸念の声が寄せられていますが、水道部として高度処理施設の種類であったり、今宮古島市で検出されているクロチアニジン、フィプロニル、ジノテフランなどが処理できるのかなどと、また高度処理施設を設置した場合のコストなどの調査は行っていないのかお伺いします。

◎水道部長（砂川　勤君）

高機能活性炭浄水処理装置についてです。メーカーへの聞き取りやセミナーへの参加を行っている段階でございます。本市の現状では、水質調査による測定結果は水道水質管理目標値を大きく下回ってございます。その中で、微量の農薬成分を除去できる施設の整備や宮古島特有な水質の特性に合う活性炭の検討を行うなど、実証実験の必要性について判断してまいります。また、導入に関して試算額なんですけども、硬度が高いという様々な要因がございます。施設の規模が確定できませんので、現時点では予算規模を試算することは難しいと考えてございます。

◎狩俣勝成君

メーカーへの聞き取り調査、そしてまた実証実験をやろうかどうか検討しているということなんですけども、これ実証をやるにしてもこの設備自体を導入しないとできないのかなと思うんですけども、それについて何か答えられますか。

◎水道部長（砂川　勤君）

その除去する有効性は高いと感じております。ただ、100％除去できるかについては、先ほど述べましたとおり、実証実験で効果が見えてくるものと考えておりますので、適切な時期に判断していきたいと思います。

◎狩俣勝成君

では、細かいモニタリング調査をまた実施して、もし少しでも値が上がったら本当に取り組んでもらいたいと思います。

それと、２番目ですけども、宮古島地下水研究会との意見の相違についての見解をお伺いします。私のところにもよく話が来るんですけども、これは当局に聞いたところ、また全然違う答えが返ってきて、私

は板挟み状態になっております。この意見の相違について見解をお伺いします。

◎水道部長（砂川　勤君）

宮古島地下水研究会から提出されました要請書につきまして、去る３月定例会の経済工務委員会において本市の見解をご説明させていただきました。その際に、両者において明らかとなった主な相違点は、水質基準に対する考え方の違いであると認識してございます。その理由といたしまして、当該研究会においては、農薬に関し、日本の基準よりも厳格に定められたＥＵなどの国際的な基準を重視する予防的視点に対し、本市においては国が示す科学的根拠に基づいた安全性評価を遵守する立場にあり、本市の水道水質は現行の国の水質基準を十分に満たしてございます。一方で、国内においても、ＰＦＯＳ等に関する水質基準の見直しが進められている状況にございます。農薬についても、今後全国的な調査の進展や科学的知見の集積を踏まえて、国から具体的な方針が示される可能性があることから、水道水の水質モニタリング調査を継続し、情勢の変化を注視し、対処してまいりたいと考えております。

◎狩俣勝成君

最後に聞きますけども、宮古島地下水研究会とのこういった意見交換はできないのかお伺いしたいと思います。

◎市長（嘉数　登君）

ご質問の趣旨は、地下水汚染に対する懸念に対してのものだというふうに理解しております。去る３月に、宮古の地下水と農業を守るシンポジウムを開催させていただきました。様々な立場から貴重なご意見をいただけたものというふうに考えておりまして、非常に有意義な会合であったというふうに考えております。今年度も専門家を招いて開催を予定しておりまして、そういった地下水保全に係る市民の機運醸成につながるよう努めていきたいというふうに考えております。こうした取組と並行して、仮に今狩俣勝成議員ご指摘のように、測定値が急激に変化するとか、例えば日本の基準についてもかなり近づいてきて、これはそろそろリスクが非常に高いんではないかなというようなことが想定される場合には、専門家による見解を交えながら市民の皆様に状況を説明し、ご理解の下で高度処理施設の設置をその規模ですとか、設置の時期ですとか、一番理解をいただかないといけないのは費用負担、イニシャルコスト、整備すればいいという話ではなくて、それを運用していかないといけないということになりますと、当然かなりの電力を使うというようなこともありますので、それは市民の理解の下に設置していく必要があるのかなというふうに思っております。

それと、先ほど宮古島地下水研究会と我々の見解の相違点としましては、よりどころとしている基準、我々は国内の基準でやっておりますけども、研究会の皆様は予防的な視点も踏まえまして、ＥＵの基準というような国際的なものを基準に据えておりますけども、例えば高額であって後年度負担を伴うような処理施設を整備しますといった際に、市民からやはり国内の基準を超えて、なぜＥＵの基準でやらなければいけないのかというところについてはしっかりと理解を得ていかなければいけないというふうに思っておりますので、シンポジウム、場合によっては直接の意見交換会をやりまして、進めてまいりたいというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

今年度もシンポジウムの開催や、また意見交換もやってみたいということなので、ぜひお願いします。

我々経済工務委員会でもこの定例会終了後、兵庫県の伊丹市に高度処理施設の設置施設があると聞いておりますので、またその視察をして情報を共有していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次、６番目の環境行政について。し尿処理問題についてです。この問題は、多くの同僚議員が質問していますけども、私のほうは角度を変えて質問していきたいと思います。まず、①、現場管理体制についてですけども、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律では、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならずとあるんですけども、この管理体制はどうなっていたのかお伺いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

現場の管理体制についてお答えいたします。

し尿等処理施設整備工事においては、善良なる管理体制と、それをしくために市環境衛生局から監督員２名、それから工事監理業務を請け負う業者から監理技術者１名、土木担当１名、建築担当２名、プラント機械設備担当１名、それからプラント電気設備担当１名、それから照査技術者１名を配置しておりました。工事を監理する業者が県外企業だったので、週１回はウェブ形式で、それから月１回対面方式で工程会議を開催し、適宜施工事業者から提出書類の確認、それから現場の立会い検査、それから工場検査、その他建築確認や消防検査などを行っておりました。

◎狩俣勝成君

そうすると、建築、プラント機械、プラント電気とは別に監理会社がいて、現場の監理に当たったということですね。それが善良な管理者ということでございます。私は、この問題はなぜ受注業者から市に仕様書とは別の床材が使われるとの報告があるまで発見できなかったのかが疑問でございます。まず、施工業者は資材の承認、この資材を使いますよって承認願を多分出すと思うんです。このときに、もし仕様書とは別の資材でこの承認を受けたんであればそのときに発見できたのかなと思いますけども、この資材の承認を受けたのはこの仕様書どおりの資材だったのか、それともこの仕様書とは別の資材で受けたのかをお聞かせください。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

資材承認の件なんですけども、まず手続としまして資材承認は市の職員より先に監理業者のほうが確認を行った後に、市の監督員のほうが行うという手続になっておりました。しかしながら、施工業者のほうが３月に入ってから資材承認を監理業者と、それから市の担当職員に対して同時に資材承認願を出してきたんですけども、資材承認願の紙、その書類のほうには仕様書にのっとった正しい資材が書かれていたんですけども、その時点で既に誤った資材を調達済みであったということは事業者のほうから報告を受けました。したがいまして、今回事前にそれが分からなかったのかということに関しては、資材承認願を出された時点で既に違うという事実とともに伝えられておりましたので、事前に把握することはできませんでした。この点に関しましては、あらかじめきちんと仕様書を確認しなかった施工業者に第一の責任があるとも考えておりますけども、監理業者のほうも施工業者のほうに対して資材確認をきちんと促していなかった。それから、３月に入ってからこれが出てきたということに関しても工程管理に問題があったかなというふうには感じております。

◎狩俣勝成君

では、資材承認願は仕様書で定められたもので持ってきて承認を受けたと。だけど、持ってきたときに

実は違う材料を発注してしまったよという話ですね。仕様書というのは、メーカーからの仕様書がありますので、メーカーが出す承認図、これはもう間違いないと思います。たまには、監理者によっては使われる資材のサンプルの提供も求める場合があるかと思うんですけども、これに関してはもうそれ以前の問題で、持ってきた時点で既に違う資材を発注したということですね。

私もう一件聞きたかったんですけども、もう一件は資材搬入検査というのが多分あると思うんです。大きな資材とか重要な資材、高額な資材、これに関しては監理者、そして市側、発注側も立ち会って、一緒に写真撮りながら仕様書を照らし合わせて資材検査を行うのが普通だと思うんですけども、ではその資材搬入、違った資材が搬入されたときにはもう管理者も市側も立ち会わなかったのかどうかお願いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

問題となっている資材は電気室の床材というところで、全体からするとそれほど重要なものではなかったので、ご指摘のような確認は行っておりません。ほかの例えば脱水機ですとか、非常に重要なものに関しては工場検査等を含めて確認をしておりますが、繰り返しになりますが、床材に関してはそのような検査は行っておりません。

◎狩俣勝成君

沖縄建設新聞にこのように、祝、宮古島し尿処理等施設完成の記事が載っていました。この中で、この監理会社のコメントが掲載されております。その中に、ウェブ活用で効率的な監理実現とあり、土木建築、プラント機械、プラント電気に関する一連の監理を福岡から監理するに当たりウェブツールを導入し、重点的な監理体制を保ちながらも、週１回のウェブ会議の開催や各工事の工程、進捗状況の共有、施工書類の承認などを効率的に行うことができましたとあります。最近では、大手ゼネコンの現場に行きますと、最新のデジタル技術を活用した現場監理を行っていて、例えば現場への入場、退場も顔認証で行ったり、また施工業者全てにこのシステムを導入していただいて、作業内容であったり危険箇所、この業者がどこどこの場所でこういう作業をするから、ここを通るときには気をつけてよって、こういった現場のチェック体制も本当にやっていて、高度なデジタル技術を活用してやっています。この会社もそういった福岡からウェブツールでやっていたんですけども、このようにきめ細かいこういった承認図の確認だったり、資材の確認、これが恐らく遠方からではできなかったのかなという思いがしております。この辺の基本的なチェック体制も必要だと思いますので、ぜひウェブでもいいし、現場でも市の職員たちも頑張ってもらって、そういった資材確認、これは徹底してほしいと思います。

②の再発防止策についてお伺いしますけども、初日の長崎富夫議員にも答弁していますが、副市長、いま一度再発防止策をお願いします。

◎副市長（砂川　朗君）

再発防止についてでございます。今回の案件は、施工業者が関係図書に定める仕様の確認を怠ったこと、また工事監理業者も工程管理及び仕様の確認について契約上の責務を十分果たさなかったことに端を発しておりますので、施工業者や監理業者には仕様書確認及び工程管理を確実に行うよう指導するとともに、市といたしましても資材承認や工程管理のチェック体制や報告の手順書をいま一度確認し、徹底してまいりたいと思っております。また、市が行う工事完了報告通知の交付等につきましては、完了見込みによる事務処理を一切行わず、確実な完了を確認してから行うことについても徹底してまいります。

◎狩俣勝成君

何度も何度も言いますけど、二度とこういったことは起こさないように注意していただきたいと思います。

次に、７番の防災行政について。南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価について。地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価が改定され､今後30年以内にマグニチュード７から7.5の規模の地震が与那国島周辺で発生する確率が90％以上、前回は30％程度あると述べられております。この地震発生時の対応について、見解をお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

地震発生時の対応についてお答えいたします。

文部科学省が設置した地震調査研究推進本部が公表しております与那国島周辺における巨大地震の調査結果については、市としても承知しているところでございます。地震発生時の対応については、宮古島市地域防災計画に基づき、災害の状況に応じた配備体制や職員配置を行い、情報収集や沿岸部の監視、防災無線、ＳＮＳ等を利用しまして、注意喚起、避難誘導等を行ってまいります。また、日頃から住民が主体的に防災行動が取れるよう、避難場所や避難経路の確認、災害用備蓄の推奨など啓発活動を行い、市全体として災害対応能力を強化して防災、減災に努めてまいります。

◎狩俣勝成君

次、②ですけども、南西諸島は海底地震観測網の空白域となっていますけども、海底地震・津波観測システムの整備が早急に必要だと思いますが、見解をお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

空白域への津波観測システムの早期設置についてでございます。琉球海溝付近における地震、津波観測網の整備は、早期に地震予兆の検知が可能になることから大変重要と考えております。平成30年に美ぎ島美しゃ市町村会として沖縄県に海底ケーブル式地震津波観測網システムの設置を要請しているところでございます。南海トラフ地震も含め、予想されている大規模地震の早期観測により、災害発生直後の迅速な対応や被害の軽減に大きく関わるものと考えているところでございます。引き続き、国、沖縄県に対し働きかけてまいりたいと考えております。

◎狩俣勝成君

去年も８月頃ですか、台湾東部沿岸を震源とする地震のときも宮古島市に津波警報が発令され、解除されるまで正確な情報もなく、市民や観光客に混乱を与えました。この海底地震、津波観測システムが整備されればリアルタイムに観測され、緊急地震速報の短縮や津波の早期検知が可能となります。国は、南海トラフ巨大地震の死者数を８割減、建築物の全壊、焼失を５割減らす目標を掲げて取り組むとおっしゃっております。国への要請も市長、市長が県にいたときにいろいろ要請もしたと思いますけども、いま一度この南西地域に観測システムの導入を国に訴えていけないかどうかお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

地震を含め、災害が予想できない、いつ何どき起きるか分からない事態でありますので、それを未然に防止といいますか、探知できるといいますか、できるようなシステムがあるということですので、それは先ほどは関係機関に働きかけてということでしたけども、具体的には内閣官房ですとか消防庁、そういっ

たところに対して、必要に応じて要請などをしていきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

市長、ぜひお願いします。最近、おとといから昨日にかけて、鹿児島県のトカラ列島近海でも地震が相次いで、本当に非常に心配です。宮古島の近海の地形は、周りをサンゴに囲まれていて、海底ケーブルの設置方法も本土と違うのかなと思っていますので、まずは宮古島近海で実証でもやっていただければいいのかなと思っています。

以上で私の６月の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで狩俣勝成君の質問は終了しました。

◎西里芳明君

６月定例会につき、一般質問を行ってまいりたいと思います。当局の皆さんには、ゆっくりと聞こえやすい、市民に分かりやすいような答弁をよろしくお願いします。

まず初めに、農業行政についてでございますが、野その航空防除、検討しているのかどうかお聞かせください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

野その航空防除については、現在検討は行っておりません。今後も、引き続き現在の地上防除を継続し、地域の集団的な取組への拡大を目指してまいります。

◎西里芳明君

この野そ防除については、私も七、八回ぐらいやっているのかな。１期目のときからずっとやっている。でも、この野そが減らないわけね。それで、皆さんとのやり取りの中で、何か今回おかしな話が聞こえているんだけど、保護をしないといけない野そがいると。ネズミですか。そういう話が聞こえてきたんだけども、そのネズミって宮古島市内にも保護しないといけないネズミがいるんですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

休憩。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後２時32分）

再開します。

（再開＝午後２時32分）

◎農林水産部長（下地貴之君）

ご質問の保全種につきましては、今後調査してまいりたいと考えております。

◎西里芳明君

担当課の皆さんから聞いた話なんだから。これって、10年前ぐらいまでは航空防除でやっていたよね。それがいると知っていてそういうことをやっていたんなら、もう国の方針に沿ってやっていないということになるんだけど、私はそういうことを追及するために言っているんではなくて、近年ドローン、肥料、農薬散布、除草剤散布、ほとんどピンポイントでほかの畑にやらない程度で散布されているわけよ。殺そ

剤だけ何でそれができないかというのに疑問があって、農家に配って任せますよと。農家は、やはり自分の畑にはまきたいよね。でも、やはりその労力を考えると、若い人が農業やっている分にはいいよ。でも、それが高齢者がもうやっとでやっているような農家の皆さんもそういうふうなことをやらんといかんのかということを聞きたいわけね。よろしくお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

地上防除を行っている理由としましては、まず航空防除、ヘリのチャーターに数千万円程度費用がかかります。それから、費用対効果の検証が難しいということもありまして、それから風の影響を受けやすい、殺そ剤が散布予定場所以外の農地や一般家屋、それから道路へ散乱してしまうおそれがあります。地上防除を導入した理由としましては、殺そ剤には誘引剤としての効果もあることから、圃場内の奥深くまで入って散布しなくても圃場の外周付近に散布することでも効果が見られます。そのため、人力による地上防除での対応をお願いしているところでございます。

◎西里芳明君

農林水産部長の答弁では、一般家屋とか、風の日にやったら駄目だと。でも、ドローンって低空飛行ですよね。風に関係ない。それは、もうやらないと決めて、何千万円も金がかかるから、これ農家自身でやってくださいということだろうけど、農家の皆さんは聞いてのとおりですから、シラサギでも飼って畑の害虫をみんな食べさせたらどうですかと。

次に移ります。化学肥料と有機質肥料の補助率についてお伺いします。よろしくお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本市では、生活及び産業の基盤となる水のほとんどを地下水に依存していることから、地下水保全などの環境負荷の低減を図る観点から、国が掲げるみどりの食料システム戦略と連動した取組を進めております。この戦略では、2050年度までに化学農薬の使用量の50％低減と、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量30％低減を目指す姿を掲げております。本市における取組としては、これまで農薬、肥料に対し30％の補助を実施しておりましたが、今年度、令和７年度からは農薬の補助率を25％とし、有機質肥料への補助率を40％に拡充することで、圃場の地力増進を図りながら化成肥料等の低減につなげ、地力増進と環境に配慮した循環型農業の推進に取り組んでおります。また、化学肥料への補助は補助率を25％とし、地下水への影響が比較的少ない緩効性肥料のみを対象としております。

◎西里芳明君

化学肥料については25％、有機肥料は11％ですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

有機質肥料については40％でございます。

◎西里芳明君

皆さんがおっしゃるとおり、地下水保全の観点から農薬もそんなに使うなと、要するに化学肥料は25％。でも、これ問題なのは有機質肥料だけでサトウキビが成長するかっていったら成長が遅いです。土の質はよくなります、それはもちろん。しかし、化学肥料も芽出しの時点でやはり散布しないと発育が遅れる。だから、農家はそれなりに化学肥料をあげてから、後で有機質肥料をあげている。その辺をもうちょっと農家に分かりやすく説明してもらえませんか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

農薬ですけれども、病害虫防除に必要不可欠であることは認識しております。ただ、市としましてもこの支援制度を継続していきますけれども、国の戦略において従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発も進められることが掲げられております。その動向を注視しながら、本市に即した支援制度の在り方を今後も検討してまいります。

◎西里芳明君

農林水産部長、私は農薬の話はしていません。化学肥料の話をしているんです、今は。分かりますか。やはり化成804とか、農林水産部長、分かります、化成804という肥料。こういった即効性のあるやつにも補助してほしいわけね。硫安とか、そういうのは即効性があるわけよ。後で効くようなやつはみんな同じようだけど、化学肥料もあって、これ高いわけね、農家から見たら。25％ぐらいの補助では、やはりサトウキビを生産していてはもう採算が取れないぐらいのものになっていくわけだから、農家も一生懸命考えてやってはいるんですけど、やはりこれから当局が一生懸命考えて、農家のためにやっていってほしいなと思います。よろしくお願いします。

次に、除草剤についての補助金、除草剤の品目によっての補助金の値段を教えてください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

除草剤の補助につきましては、宮古地区さとうきび糖業振興会が国の補助制度を活用し実施しております。令和７年度としましては土壌処理剤の補助を行っており、補助率は最大で３分の２となっておりますが、実際の補助率は申請数量と予算を考慮して決定されると伺っております。また、申請数料については、毎年行われるサトウキビ要件審査申請時に農家からの申告面積の過去５年平均を基に上限が設定されているとのことでございます。

◎西里芳明君

これ宮古地区さとうきび糖業振興会、市では行っていないわけですよね、補助金制度は。だから、この宮古地区さとうきび糖業振興会、ＪＡなどがそういう除草剤には補助金を出しているという話でしょうか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

答弁繰り返しますけれども、除草剤につきましては宮古地区さとうきび糖業振興会が行っております。市では行っておりません。

◎西里芳明君

この除草剤に関しても、宮古島地下水研究会などからいろいろ注文が来て、最近の農家は水を守らんといかんねとは思うんだけど、やはり生活するためだから、サトウキビを生育しないとならんわけさ。草が一緒にサトウキビと生えるもんだから、除草剤を散布しないといけないよね。そしたら、サトウキビが成長する前に草のほうが成長して、収穫があんまり上がらないようになるもんだから、除草剤仕方なく使っているわけ。それでも、その宮古地区さとうきび糖業振興会の皆さん方が補助してくれるのはありがたいんだけど、市としても何かちょっとでもいいから補助金出してほしいなと思うんだけど、これ市長、どうですか、その辺について。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本市が実施する肥料や農薬関連の補助事業につきましては、国が掲げる、先ほど答弁しましたけども、

みどりの食料システム戦略と連動した、環境に配慮した循環型農業を促進しながら、生産農家を支援するため行っております。農薬については、市が実施する補助事業と先ほどの宮古地区さとうきび糖業振興会が国の補助制度を活用して実施する事業とですみ分けを行っております。内容が重複しないよう調整を図っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

◎西里芳明君

農林水産部長、市としてはちょっとでも出せないのかという話なのに、宮古地区さとうきび糖業振興会の話ばかりして、市としてはやれないならやれない、それでいいのですよ。

◎農林水産部長（下地貴之君）

農家負担の軽減のためには必要であるとは思いますが､今後また調整してまいりたいと考えております。

◎西里芳明君

どうぞ今後ともよろしくお願いします。

次に、地域行政について。先日の仲間誉人議員の質問と一緒でありますが、佐良浜地区前里添にある命根御嶽というところがあって、仲間誉人議員に対する答弁は、文化財指定しないと公費は出すことはなかなか難しいというふうな答弁だったと思いますが、文化財に指定している宮古島にある御嶽ってどれぐらいあるのかお聞かせをいただきたい。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

県指定が１件、市指定が11件となっております。

◎西里芳明君

県指定が１件、市指定が11件、この場所を教えてもらうことができますか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

県指定が下地地域、市指定が伊良部地域、あと上野地域、平良地域と下地地域になっております。

◎西里芳明君

生涯学習部長、聞いています。平良地域に幾つとか、下地地域に幾つ、上野地域に幾つで、場所が分かればいい。名前も教えてほしいと。では、この宮古島市内に御嶽と呼ばれるのはどれぐらいあるかもついでだから教えてもらえますか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

本市の御嶽を収録した資料によりますと、約900か所の御嶽が存在するとのことです。

◎西里芳明君

では、伺います。市指定の文化財に指定されるには、どうしたらよろしいんでしょうか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

文化財の指定を受けるには、宮古島市文化財保護審議会に諮問し、その答申を受けて指定する流れになっております。文化財の指定、認定、選定などについては基準が定められておりますので、生涯学習振興課へご相談いただければと思います。

◎西里芳明君

生涯学習部長、この文化財保護審議会。それ待っていると、この佐良浜前里添にある命根御嶽はコンクリートの剥離状態、柱のコンクリートが剥げ落ちて、鉄筋が丸出し状態。この道路沿いにあるブロック塀

はもう本当に根っこのほうが雨水か何かで流されて、その御嶽には猫がいっぱい遊びに来るみたい。仲間誉人議員は、それ何とか公費でやってくれと、綾道にも載っているからやってくれという話をしたらしいんだけど、これでは前里添地区の皆さんがこれを改築工事を行うということはまず無理だと思うわけね。ですから、生涯学習部で必ずやりなさいと私は申し上げます。市長、この地域のメニューを探そうと思ったら、農漁業集落のもので何とか公園整備工事、御嶽も含めての公園整備事業の中で採択して、ちゃんと整備してくれないと、これ地震とか何か起きた場合にその周辺の塀が剥離して、人間がけがする可能性もあるんですので、市長、どうですか、その辺。

◎市長（嘉数　登君）

先ほど生涯学習部長のほうから、対象となる施設が900か所ぐらいあるということがございました。もともとこういった施設というのは、行政がというよりも地域のほうで建立して管理してきたという歴史もあろうかと思っております。そういった観点から、すぐ行政的な支援でもってそれを維持管理していくというのは大変難しい問題だというふうに考えております。もう一方で、やはり政治と宗教の結びつきを絶つというような観点もあろうかと思っておりますので、その辺も含めてしっかりと検証したいというふうに考えております。

◎西里芳明君

やはり行政が目を向けて、ちゃんと整備していかないと。御嶽がどんなものか私は知りません。神様がいるのか、いないのかも分かりません。しかし、地元の皆さんが崇拝して、やはり漁に行くときにそこの神を拝んでから行くとか、そういうふうな場所でもありますから、ぜひとも行政で何とかやっていってもらいたい。できるだけ早めに検討して、市長、やっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

次に、市町村合併から20年、対等合併をうたい文句に５市町村が合併したが、その後どうなっているのかお伺いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後２時53分）

再開します。

（再開＝午後２時53分）

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

①の自治会有地のある自治会ということで、不公平感、不平等があるんではないかという質問だと思います。自治会有地の有無は、合併前の各地域、自治会の歴史的経緯や寄附、地域住民の自主的な取組によって形成されたものであり、市が直接関与してきたものではございません。したがって、自治会有地の有無そのものに対する不平等の是正の観点から、市が何かしらの支援や補填を行うことは制度上困難と認識しております。一方で、市としては財政的に厳しい自治会に対しても、施設の修繕費や備品等の補助制度の活用等を通して可能な限り支援を行っているところでございます。

◎西里芳明君

聞かんうちから話になっている。自治会有地のある自治会と自治会有地のない自治会では不平等感があると思いますが、当局はどう考えていますかという問いですよね。格差がないような社会をつくっていき

たいと考えているというけど、そもそもその自治会有地というのは何ですかという話。例えば城辺地域の24自治会の中に自治会有地を持っているのは多分ないと思う。要するに公民館を建て替えするぐらいの土地はあっても、自治会が所有する自治会有地ないと思うんだ。それをどうしてそうなったかという話なんです。よろしくお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後２時56分）

再開します。

（再開＝午後２時57分）

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

質問の前に答弁してしまったようで、繰り返しになりますけれども、自治会有地の有無は合併前の各地域の自治会、歴史的な経緯とか寄附、地域住民の自主的な取組によって形成されたものであると認識しておりまして、市が直接関与できないものと考えております。様々な課題があると思いますけれども、市としては制度で可能な限りの支援をしているところでございます。

◎西里芳明君

市民生活部長、こういうことではないかと思う。ここにいる全員誰も知らないと思うけど、昔かやぶき家のときにかや刈り場といって、部落にこの山はあなた方が管理してかや刈ってくださいね、こういうふうにやってくださいねというのがあったよ。それで、そこから台風のたびにかやが飛ばされて、かやを借りてきて屋根を修繕したのが自治会有地の始まりではないかなと私は思う。でも、それを自治会有地としてしまったところとできなかったところがあると思うんです。だから、それ合併のときにみんな合併協議会の中でそういう話をするべきだったんだけど、それもできていなくてそうなったと思う。だから、２番目の質問、自治会によっては１戸当たりの自治会費が発生する自治会と自治会費が発生しない自治会があると。要するに自治会に土地がある自治会は、個人企業に貸したり、どこかに賃貸したりして、そこに料金が発生するわけね。だから、金持ち自治会と貧乏自治会の差が出て、月割りと称して私らの城辺地域の自治会ほとんど一月に2,000円ずつ徴収されているわけよ。金持ち自治会は、賃貸料が発生したり、何したりするから、そうやって自治会費が要らないところがあると。それこそまさに不平等ではないかという思いがするから、その面を直していってほしいという思いがあるわけなんですけど、それ聞かせてもらえませんか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

自治会費の話でございます。自治会費は、徴収方法や金額は地域の合意に基づくものであり、自治会ごとに自主運営の原則にのっとって決定されていると思います。自治会費の徴収の有無については市が指導、調整する立場にありませんが、先ほども申し上げたとおり、市としては様々な自治会に対して地域活動を支えるための補助制度や事業支援を行っております。地域間で格差が生じることのないよう、情報提供や制度の公平な活用促進に努めてまいりたいと考えております。

◎西里芳明君

努力して頑張ってもらいたいと思います。だけど、市民生活部長、この自治会有地を所有しているとこ

ろ、自治会、固定資産税とか所得税はどうなっています。要するに財産があるわけだから、固定資産あるよね。では、賃貸借しているところは金がもらえるから、所得があるから、取得税も払わなきゃいかんと。その辺もお答えください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後３時01分）

再開します。

（再開＝午後３時01分）

◎総務部長（上地俊暢君）

自治会有地の固定資産税についてお答えします。

自治会有地の固定資産税につきましては、課税標準額が土地で30万円、建物で20万円を超える場合は固定資産税が発生します。しかしながら、公民館有地や自治会において公共的に使用される土地などについては減免措置を行っております。

◎市長（嘉数　登君）

ただいま西里芳明議員の質問は、自治会有地を持っている自治会とそうではない自治会において財政状況は当然異なりますので、不公平感が生じているんではないかなというご趣旨の部分と、自治会によっては私も何か所か回らせていただいておりますけども、対象戸数がもう十何戸にまで減って、本当に自治会の費用を賄えないようなところも出てきております。なので、行政としては今の自治会有地あるいはその持っていないところについての不公平感を是正するという観点よりも、対象戸数の小さくなった、少なくなった自治会をどうやって支えていくかというところが非常に重要だというふうに考えておりまして、例えば公民館が老朽化して何らかの修繕をしなければいけない。市の補助要綱だと、自治会にも何がしかの負担を求めないといけないんですけども、十何戸の自治会において本当に負担できるかというと、それはもうほぼほぼ厳しいかと思っております。そこには、特別な配慮があっていいのかなというふうなことも考えております。それから、戸数が減っていることと併せまして、かなり高齢化も進んできておりますので、本当に近隣で見守る機能が非常に弱くなってきている。そうしますと、もうちょっと自治会の範囲を広げて対象戸数を多くして、見守り機能とか、そういったところも拡充していく必要がもうこの時期に来ているのかなということも考えておりますので、自治会そのものの在り方、これはもちろん行政だけではなくて、この自治会の住民にまず考えていただかないといけないんですけども、そこは住民任せにするんではなくて、行政も側面支援という形で応援していきたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

やはり市長がおっしゃるとおり、一つ一つの自治会ではもうやり切れないところもいっぱいあって、そろそろ自治会合併もあってもいいかなと。特に七又自治会とか皆福自治会、吉野自治会とか、そういった小さい自治会、そんなものも本当に運営できないと思うよ。そういったものも、やはり行政が指導しながらやっていっていかなきゃならないなという思いがあります。よろしくお願いします。

次に、空き家対策の進捗状況をお聞かせください。

◎建設部長（下地睦子君）

空き家対策につきましてですけれども、調査の結果、空き家と思われる物件が813件、そのうちの約８割の物件が所有者が特定できていないという答弁をこれまでしております。今年度の予定といたしましては、所有者特定作業と並行いたしまして、民間による空き家等管理活用法人との協業にて、意向調査及び空き家の有効活用につなげられるよう業務を実施してまいりたいと考えております。事業といたしましては、空き家リユースサポート事業となっております。この制度なんですけれども、空き家対策の推進に関する特別措置法で制定された制度でございます。現在本市においては、１団体からこの法人指定の申請が提出されておりますので、その作業を進めまして、早期の法人指定及び意向調査の実施を進めてまいりたいと考えております。

◎西里芳明君

813件空き家があって、８割がもう家主も分からんという状態になって、民間の力を借りてやりたいと、履行して調査をやっていきたいというお話なんですけど、やはり嘉数登市長が副市長時代から空き家対策していかんといかんと、人口が減る一方なんだと、そうやってきたときに、やはり２年間の実績というのかな、この市長が副市長時代からやってきた空き家対策の実績というのかな、そういうのを聞かせてもらいたいなと思っております。

◎市長（嘉数　登君）

現在の宮古島市、家賃高騰、それから住宅不足という状況はかなり深刻でございます。活用できる既存のストック、抱えているもの、手段としては、空き家というのは非常に重要であるというふうに考えておりまして、実はこれは平成28年度に一度調査をやっておりまして、その時点で400戸ぐらいの空き家がございました。その後なかなかその活用が進んでいない状況と近年の家賃高騰、それから住宅不足ということがありまして、改めて既存ストックの活用という観点から令和６年度に調査をしてもらいました。その調査の結果として、813戸ですので、平成28年度当時と比べてもかなりの戸数が増えていると。裏返して言うと、活用できる空き家も増えてきているという状況になるかと思っております。その総数が分かったという観点と、この総数の中から持ち主の意向確認というのが非常に大事だと思っていまして、中には仏壇を置いていて、これはもう絶対処分したくない、貸したくもないという方もいれば、なかなか保存ができない、管理ができなくて、これは売ってもいいとか、貸してもいいというような意向をお持ちの方もいらっしゃるかと思っていまして、そこを押さえる調査をやっておりますので、そうすると実際に813戸の中から活用できる見込みのある戸数が見えてくるというふうなことを思っておりますので、まず調査を手がけたものは実際に前に進んだ結果かなというふうに思っております。

それと、もう一点は空き家等管理活用法人というものがありまして、それは売りたい人、買いたい人、貸したい人、借りたい人、それをマッチングする機能を持っている法人ですけども、行政でこれをやろうとなるとなかなか人的にも、時間的にもかなり困難性がありますので、やはりそこは民間の法人を活用して、うまくマッチングできる仕組みをやっていきたいというふうに考えておりまして、今まさに管理法人の指定に向けて調整を進めているという段階でございますので、早急に調整を行いまして、活用に向けて取り組んでいきたいというふうに考えてます。

◎西里芳明君

やはり市長がおっしゃるとおり、この貸したい人、借りたい人、その意見が合わないとどうしても前に

進まない事業とは思いますけど、建設部においてやはり対策班みたいなのをつくってやられたらいかがと思います。ぜひとも頑張って努力をして、解消していってもらいたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、道路行政について。狩俣砕石前交差点、市役所方面からの信号を時差式に変えられないものかという質問でございます。よろしくお願いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

ご指摘の交差点につきましては、令和５年12月定例会でも西里芳明議員がご質問があったと思います。これを受けて宮古島警察署に確認をしたところ、解消策として昨年の５月から、夕方５時から６時の間に限りますけれども、市役所方面からの青信号を通常30秒間のところを40秒に延長しているという回答がございました。ただ、いまだにこの時間帯の混雑は解消されていないと、私も通りますので、分かっておりますので、宮古島警察署と調整してまいりたいと思います。

◎西里芳明君

その通りですが、私はこの狩俣砕石前の交差点、市役所がもっとあっちにあったときから、あの辺はもう朝夕からずっとあって、特に今回は消防、警察、宮古島市役所、これができてからますます混雑状態が激しくなっていると。でも、場合によっては２台ぐらいしか曲がっていけないときもある。それで、もう信号待ち四、五回ぐらいしてからやっと渡れたみたいな感じもあるけど、やはり時差式信号にすると、５秒ぐらいでもいいです。１秒間に２台ぐらい通れると考えて、５秒あれば10台ぐらい通るんではないかなという思いがしますので、宮古島警察署と相談しながら、できるだけ早めに解決してほしいなと思っております。よろしくお願いします。

次に、県道78号線（通称・城辺線）中休交差点まで片側２車線にすることはできないのかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

沖縄県宮古土木事務所からは、県道78号線、通称城辺線を中休まで、ＪＡの交差点から中休までの片側２車線にする計画はありませんとの回答でございました。市といたしましては、県道78号線につきましては、特に朝夕の一定の時間混み合うことは認識しておりますが、過度な渋滞が起きているとまでは言えないと考えております。そうはいいましても、観光客数の増加に伴ってレンタカーの台数は令和３年度から倍増しており、レンタカーと地元住民の移動が混在しているため危険な状況も多々見受けられ、それに伴う意見も多く受けていることから、今後県に要望してまいります。

◎西里芳明君

県としては、今のところ計画はないという話。でも、やはりこの鏡原集落に入っていく道路があるよね、建設部長。ファミリーマートの前。あそこの車も、鏡原方面からだと出れない。嘉数マンションもあるよね。あそこから出ようと思っても出れない。でも、マンションも塞がるし、鏡原方面も塞がっているし、ファミリーマートから出ようとしても出れない。朝夕の状況を見ている人だったら多分分かると思うよ。そんな片側２車線といわないで、では片側だけ２車線にして、片側だけ１車線にするというのも不可能ではないと思う。例えば城辺方面から来る車線だけ２車線にしてもいいんではないかなという思いがする。だけど、そういったのは多分両側２車線にならないと何か変な、いびつな道路になってしまうんではないかなと思うけど、これやはり建設部長が言うように観光客もいっぱい来ている。レンタカーはもう六千何

百台以上も宮古島にいると。毎週土曜、日曜日にはもう本当にレンタカーで道路いっぱい。観光地もそうなんだけど。やはりこういった解消を少しでもやっていかないと、前に進めて、駄目だと思うんで、建設部長、目いっぱい頑張って、あなたが建設部長の間に２車線道路にしてもらえませんか。よろしくお願いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

西里芳明議員の今おっしゃったとおり、私の建設部長の間には厳しいかもしれませんが、県の振興拡大会議であったり、美ぎ島美しゃ市町村会の会議であったりで、県のほうに片側２車線の要望を上げていきたいと考えております。

◎西里芳明君

やはり保良地区にも自衛隊が来ているでしょう。自衛隊車両などもいっぱい通りますので、ぜひともやっていただきたいと思います。頑張ってください。

次に、市長の政治姿勢についてでございます。城辺地域、上野地域、下地地域、伊良部地域、４地域に災害時または有事の際にシェルターを造る計画はないのかお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

城辺、上野、下地、伊良部の各地域にも避難シェルターを造る必要があるんではないかというご質問だと思います。原則といたしまして、島外避難の際には全住民が避難することとなっております。特定臨時避難施設は、不測の事態により避難が困難となった場合の住民や島外避難に向けて最後まで業務を遂行する行政職員を対象にしておりまして、ご指摘の城辺、上野、下地、伊良部の各地域において、現在のところ建設の予定はございません。なお、市といたしましては、緊急一時避難施設の整備として学校や公民館、民間の類似建屋等を対爆塗料などの使用により住民の避難施設として機能を強化すること、整備に当たっては国庫予算で行うことを今年３月に菅義偉元総理、それから５月には中谷元防衛大臣に要請しており、既存緊急一時避難施設の整備も含め、総合的な避難施設の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

市長、学校や公民館って言われている。これ避難所になるわけ。私はいつも考えている。沖縄の沖縄県、宮古島市、南西諸島の皆さんが有事の際に福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県に避難するんだと。私行かない人が80％だと思います。自分の生まれ島から、私たち、では70歳に近い人が福岡県に行って何ができますか。ここで死んだほうがいいと思う。シェルターも何も造ってくれなければね。だから、それを80歳になるおじいが行って、鹿児島県とか、福岡県とか、そんなところで避難すると思いますか。行きませんよ、誰も。だから、国がそういう方針だということも分かるんだけど、やはり住民の意向に沿ったようなものを造っていかないと、爆弾が飛んできたら学校は吹っ飛びますよ。シェルターだと地下に造ればいいわけだから。そういうことを聞いているわけであって、学校や公民館に避難して本当に大丈夫なのかと。住民の８割は避難しないということを覚悟して私はしゃべっているつもりだけど、やはりこの宮古島で生まれた60歳以上の人が今から福岡県に行って何をするというんですかという話で、ぜひとも市長、もうちょっといい答えを下さい。

◎市長（嘉数　登君）

国民保護に係る住民避難については、様々な心配があろうかというふうに思っております。まず、国民保護に当たる、今避難施設と言われている施設ですけども、まず２つの種類がありまして、本市における国民保護上の緊急一時避難施設、これは各小中学校や公民館など計76か所を指定しております。この緊急一時避難施設とはどういうものかといいますと、弾道ミサイル攻撃による爆風等から直接の被害を軽減するための一時的な避難先として、コンクリート造りの堅牢な建築物や地下施設ということにされております。それから、もう一つ、新総合体育館の整備に当たりましては、有事などにより島民を県外へ避難させる際に、不測の事態等により一定程度島内に残ることとなった場合の避難施設として、これは特定臨時避難シェルターというふうなことを言っておりまして、現在整備を進めております。これは、具体的には武力攻撃災害からの人の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた一定期間、２週間程度避難可能な堅牢な避難施設ということで、緊急一時避難施設と特定臨時避難施設というところについては一応の区別をつけて考えてはいるということでございます。全体の箇所数、先ほど緊急一時避難施設76か所と申し上げました。これ人口の倍率でいきますと、収容可能人数は22万人ぐらいいまして、人口の4.27倍（　　部分は250頁に発言訂正あり）のカバーはできているんですけども、西里芳明議員ご指摘の全住民避難といっても、やはり一部は、８割ということもございますけども、残る人がいるんではないかということがございました。これは、様々な観点から検討しなければいけないということでございますので、今の施設規模、特定臨時避難施設の規模等を含めて検証、検討していきたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

市長、緊急避難施設っていってやるといって２週間程度という話なんです。やはりこの城辺地域、上野地域、下地地域辺りでも、やはり最低でも3,000人ぐらいが避難できる施設を造ってほしい。平良地域のほうは、体育館の地下に避難所を設けるというふうに、これ500名程度で平良地域もちますか。平良地域にもやはり人数確保できるような避難所を造っていってほしいなと思うんですけど、市長、どうでしょうか。

◎市長（嘉数　登君）

今のシェルターの整備についてということですけども、先ほども答弁させていただきました。現時点においては、やはり島外避難というものが原則になっておりますので、現時点は新総合体育館の地下というものを検討しておりまして、城辺、上野、下地、伊良部の各地域においては建設予定はございませんけれども、様々な事態が想定されます。特に国民保護、住民避難に関しては、今定例会でも様々な意見があると思いますし、住民からもいろんな懸念の声が聞こえてきております。１個１個潰していくしかないのかなというふうに思っておりますので、市のほうでも県や国としっかりと協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

市長、国は島外避難が前提だという話なんだけど、それは住民説明会も開きながら、どの程度の人間が避難に同意するのか。では、市役所の職員はどうするのか。島内に残っている人、その人たちの面倒を誰が見るのか。そういったことも、では全島民が避難しますよ。宮古島市役所、福岡県か、熊本県か、鹿児島県にできますか。できないよね。だから、これは仮定の話であって、やはり宮古島市内にもそういう行政の仕事ができるようなシステムを置いておかないといけないし、やはり私は宮古島から離れたくないというような方も大勢出てくると思いますので、ぜひともいま一度検討して、城辺、上野、下地、伊良部、

平良の地域にも何か所かシェルターらしきものを造って、住民の安心、安全のために市長が努力していってくれればなと思っております。

６月定例会、６分程度時間残っていますけど、私としては６分という短い時間を残してやめるのも忍びないんですけど、この辺で私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで西里芳明君の質問は終了しました。

しばらく休憩して、15時40分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後３時26分）

再開します。

（再開＝午後３時40分）

◎議長（平良敏夫君）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

友利光徳君。

◎友利光徳君

まず、質問に入る前に所見を述べますので、許可していただきたいと思います。

まず、教育長職務代理者はいつまでも教育長職務代理者ですか。

それと、通告漏れから、郵便局での各種証明書の発行についてですけども、これはこれまで２回ぐらい質問しております。例えば池間島の郵便局、佐良浜、伊良部、下地、上野、城辺、長間それぞれの地区の郵便局で各種証明書が発行できるように、次の定例会までちゃんと事務を遂行するようにお願いしておきます。担当は下地郵便局の局長がそうです。

もう一つは、人間誰しもが年を重ねるにつれて、生まれ育った島に思いを募らせるのが普通の人としての本音だろうと理解します。ましてや半世紀以上島を離れ、日常生活を送るとその思いは強まると共感をしたい。豊見城市に居住する、宮古水産高校で国語と古典の指導をしてもらった城辺砂川出身の宮里尚安先生がそうです。事あるごとにメールで思いを伝えてきます。ミス宮古島が2025年から横文字になるということで、宮古島観光協会にも手紙を差し出したということです。確かに八重山は、今までどおり２人体制でミス八重山です。メールの一部を紹介しますと、第50代ミス宮古島は光栄で名誉であるとのことです。３人中２人は移住者で、不慣れな環境下で苦労も人一倍あったでしょうし、お疲れさまと申し上げたいと思っています。唯一島生まれ、島育ちの李南は、宮古島市に特化した言葉をつづる姿勢は島を愛する思いが伝わり、その中でも宮古島市の文化、集落ごとに昔から伝わる方言、宮古空港の駐車場などを役に立ち感謝をしております。７月25日までの任期ですけども、残る日々を３人で力を合わせ、観光振興に貢献をして、多くの思い出を残せるように希望しておきます。最後に３人に申し上げたい点は、観光振興と平和行政は常に一体、付きまとい、一体性で合体すると理解をしております。李南の場合は、北中学校２年生のときに５年生の弟と３年生の妹と名護市辺野古新基地建設反対に座込みに参加しております。常に絆を

深め、幸せと前進することを希望し、お疲れさまでしたと申し上げます。なお、宮里尚安先生においては健康に留意されて、宮古島のことを知っているようで知らない私のような浅学の教え子をこれからも指導してくださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次は、離島交流中学生野球大会についてでありますけども、たしか上地廣敏議員が議場で選抜は公正、公平にやるように要望していたことを記憶しています。６月７日に大会がありまして、９日までに教育委員会に報告されているんだけども、選抜の方法があまりにも熟知していないで、中体連任せで少し汚名が残るんではないかなということから、やはりこれは厳正に選抜をしてほしいなというのがあります。今４チーム宮古島に野球チームがあるんだけども、３年生が33人です。そのうちの北中学校の子供が２人選抜から抜けています。１人は100メートルの選手で足の速い選手、１人は178センチでこれからの魅力的な選手ではないかなというふうに理解をしております。どうか市長、これ再考してもらえるように申入れをしておきます。

それから、市営砂川第２土地改良事業推進委員長からの要望が来ていると思うんだけども、これは旧砂川中学校を利用して消防の業務をする予定であったんだけども、私が現在地で建設をしてほしいということで初めて市議会で質問した経緯があります。そういうことで、市長からの答弁書を目を通したんだけれども、やはり地域の皆さんと真摯に向き合ってやってもらいたいなというふうに思っております。

もう一つは、港湾課とみどり推進課を総合庁舎のほうに持ってきておくように、よろしくお願いしまして質問します。よろしくお願いします。

３番から入ります。環境保全に対する取組についてですけども、これは七又海岸、佐良浜の三角点、それから池間湿原、これないんだけども、島尻のマングローブについてですけども、今日答弁をもらうのは七又海岸、これは20日に担当の職員が現場を確認していると思います。それと、三角点は昨日は現場を見てきたんだけども、その２か所について答弁をお願いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

環境保全に関するご質問にお答えしたいと思います。

これは、通告にあった宮古島市自然環境保全条例に関連するということでよろしいでしょうか。

（「ちょっと議長、休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後３時48分）

再開します。

（再開＝午後３時48分）

◎環境衛生局長（梶原健次君）

宮古島市自然環境保全条例において、第９条で特別保全地区というのが指定できるようになっております。この特別保全地区は、現在の自然環境を将来にわたって保全することが必要と認められる地区というふうに規定されておりまして、この保全地区において自然環境の保全に支障がある開発行為を制限するということが可能なようになっております。ご質問の件ですけども、芝生ですとか生えている木に関してなんですけども、この条例においては制限するという対象に入っておりませんので、直接条例による規制と

いうかはできないんですけども、友利光徳議員ご指摘のように、観光と環境の調和を図るため、それぞれの管理者に対して必要に応じて車止めの設置ですとか、その他注意喚起の看板のほうを設置するよう検討することを求めていきたいと思います。

◎友利光徳君

４番目の新年度の新規採用試験の選考についてでありますけども、私はこれで２回目です。令和４年度の宮古島市の高等学校を卒業した子供が令和５年度から、４月１日から会計年度任用職員で建設部のほうに就職していました。もちろん、この方は試験も受けているんだけども、残念ながら通っていないということであります。この子は、家庭の事情がありまして島から出ることができないんです。父親の面倒見ているもんだから。どうでしょうか。宮古島枠を設定して採用することできないですか。

◎総務部長（上地俊暢君）

市の新規採用職員の選考について、宮古島枠を設けることができないかということについてお答えいたします。

職員の採用試験に関しましては、公募により広く募集に努めることと国は通知をしております。また、国においては、出身地において差を設けることは憲法及び地方公務員法に抵触するおそれがあり、公平性の観点から地元枠の設置は出身地による不当な差別と判断される可能性があるとして検討はしておりません。

◎友利光徳君

次に、５番目の子供の貧困対策というふうな感じで出ているんだけども、市内の児童生徒の中から選抜して大阪の関西万国博覧会に派遣することはできないかということを質問しますけども、答弁の前に少しこれまでの例を説明させてください。これは、エキスポ70、要するに1970年の大阪万国博覧会に旧城辺町の教育委員がそういうことを計画して、これ当時の砂川中学校での出来事なんですけども、内定をしたけども、実際に行けなかったと、そういうことを本人から聞いております。この善行生徒というのは、表彰状の一部を紹介しますと、沖縄子どもを守る会長の屋良朝苗、要するに行政主席ですね、その当時の、が家庭的、経済的に不自由な中でも、それでもめげず明るく生活し、よく家族を助けて家計を支え、学校における生活を明るく、積極的で、学業成績も優秀であります。あなたの生活態度は優秀であるため表彰しますとあります。どうでしょうか。

◎教育部長（久貝順一君）

現在開催中の大阪・関西万博への善行生徒の派遣についてです。現在開催中の大阪・関西万博につきましては、令和７年10月13日までの約半年間の期間で行われております。連日多くの方が来場するなど、非常に盛況となっておりまして、最先端の技術を経験したり、また約150か国の世界の文化に触れることができるんだと貴重な機会が提供されております。友利光徳議員ご提案の派遣については、厳しいと思っております。

◎友利光徳君

宮古島市は合併して20年、現在は教育長が不在です。非常に不名誉なことです。皆さんがこの不名誉な状況を挽回するためにもこういう計画を立ててもよろしいんではないですか。市長、どうですか。

◎市長（嘉数　登君）

不名誉に当たるから派遣する云々の話ではなくて、教育的な配慮の観点からやるかどうかの検討だと思っております。今担当部長のほうから説明させていただいたように、準備等も含めてこれまで検討してきておりませんので、夏休み期間中の派遣は非常に困難であるというふうに考えております。

◎友利光徳君

５の②ですけども、野球をしたいけども、やめなければならない、家庭的な事情で。一生懸命幼稚園から野球をやったんだけども、今度の離島甲子園で派遣されなかったと、そういう３年生が２人います。そういう方を特別枠を設けて選定することできないか、選抜の中に入れることはできないですか。

◎教育部長（久貝順一君）

先ほど所見のほうでも３年生５名の方が選考漏れという話もありました。今年度特別枠としまして２チーム参加することになっておりまして、当初選考漏れとなった５人の生徒も２つのチームの中に選手として登録する予定となっております。

◎友利光徳君

今度の大会というのを､提唱者の村田兆治さんの思いというのが伝わらなくてはいけないもんですから、皆さんはこの３年生というのは野球をやめて、高等学校に入る前に野球をやらないかもしれないんです、人間的に変わって。ですから、必ずこの５名の中の３年生はぜひとも２チームの中に入れるようによろしくお願いします。

次は、６番目の八重干瀬についてですけども、これは１番、２番は飛ばしまして、３番のほうに入りますけども、ボランティアでサンゴの保全をしている方がいらっしゃいます。その方々を何らかの形で手助けすることはできないですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

現在のところ、環境保全に関する活動に対して、環境保全に関する活動を行っている団体に向けての補助等の仕組みは構築しておりませんが、今後支援先として想定される団体に対しては必要な支援、活動状況について聞き取りを行うなどして、可能性を検討してまいりたいと思います。

◎友利光徳君

７番の宮古馬の保全についてでありますけど、これは答弁は求めませんが、これは今長間に飼育されている宮古馬は、あれは台風が来た場合には恐らく大変になるんではないかなと、そういう思いをしていますので、ぜひとも対策を考えるようによろしくお願いをします。

次は、児童生徒の通学路の安全確保についてでありますけども、これはA―23号です。相談を受けまして道路建設課に行きました。個人がやってあるカーブミラーだから、個人で工事をやらなきゃいけないというふうな返事をもらいまして、何も話をしないで帰ってきました。では、議会で通告しましょうと。どうですか。

◎建設部長（下地睦子君）

カーブミラーの設置につきましては、個人でやったものは確かに個人ですね。この方個人で口頭で要望したようなので、周辺の皆さんと一緒に要望書を作って提出していただければ、設置に向けて検討してまいりたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後３時59分）

再開します。

（再開＝午後３時59分）

◎友利光徳君

では、どういう方が個人で工事ができるの。

◎建設部長（下地睦子君）

どういう方が個人で工事ができるかというお話ですけれども、カーブミラーの設置など個人で行ってある場合もございますので、そのときのことを申し上げました。

◎友利光徳君

次は答弁はいただかないんだけども、島内に住む単身の高齢者が多くなっております。私の周辺でも五、六人ぐらい同級生たちがですね、今度から後期高齢者の１年生でありますので、五、六名ぐらいいます。こういうのは、皆さんの目にどのように映っているのか、説明をお願いします。

◎福祉部長（守武　大君）

島内に住む単身の高齢者に対してですけども、現在宮古島市の65歳以上の高齢者の数が令和７年３月末で１万5,729人います。そのうち住民基本台帳上、単身の方が6,054人おりまして、高齢者の率にして38.49％の方が単身で暮らしているという実情になっております。毎年率が上がっておりますので、やはり単身高齢者に対する支援というのは、これから確実に行っていく必要があるのかなと思っております。

◎友利光徳君

次は、10番目の安全、安心で暮らせる島づくりから、大神自治会の会長から皆さんのところに嘆願書が届いていると思います。以前に大神海運の合名会社と株式会社の要するに違いについての説明を求めます。

◎消防長（上地一史君）

聞き取りの答弁でよろしいですか。お答えします。

消防本部としては、大神島からの急患搬送は大神海運が合名会社の時代より24時間体制で搬送業務に対する契約を締結し、株式会社に改組された2020年以降においても同様の対応を継続してきました。その中で、今年１月に大神海運から申出があり、１年を通して24時間対応するには、船長をはじめとする職員が常に拘束されることとなり、現在の職員数では対応が困難な状況であるとの申入れがありました。しかし、定期船の運航時間内であればこれまで同様に全面的に協力していきたいとのことから、今年度の４月１日からの対応としましては、定期船の運航時間帯においては大神海運、またそれ以外、17時以降の時間帯にあっては宮古島漁業協同組合との契約を結び、急患搬送業務の対応を行っているところです。以上のことから、これまで同様に24時間体制としての変わりはありませんが、対応先が２つに分かれることが大きく変わるところです。

◎友利光徳君

次は特別職の公募についてですけども、過去の流れと経験から少し時間を頂戴。平成14年、2002年10月23日に旧城辺町議会で助役、収入役の同意案が提出されました。私は反対しました。というのは、沖縄中部に住所があるということと、議場内にも優秀な人材がいるんではないかなというのが一つ反対の理由で

した。平成18年６月に宮古島市で助役２人制が提案されました。私は与党の一人でありましたけれども、同意はできませんでした。前政権下で２度にわたる副市長の同意案が提出され、１回は最初から賛成を市長に伝えてありました。また、１回は最初から反対を伝えてありました。開会10分前まで反対ですよということを伝えてあったんですけども、市長の強い思いから賛成をしました。やはり政治家というのは、政治理念というのがあるわけなんですけども、政治理念に背を向けてしまった。これが、どうもやはり自分の反省材料となっております。副市長人事案が３月28日に出されましたよね。そのときにも私は反対しました。教育長でももちろんそうです。バランス的にもいいんではないかなと思って。議場内でファミリー的な予感がするということです。１人の部長が去ったら、また１人の部長が入ってくると。これもまた直系です。ファミリーです。そういうことで、こういうのはいかんではないかなということで反対をしました。副市長に反対したのは、答弁の甘さがあったということ。答弁の言葉遊びがあったということです。それで私は反対しました、堂々と。そういうことで、やはり政治の恩恵というのは平等における権利があり、個人特有の権利の観点から……個人特有ではないですよね。個人のためではないですよね。そうですよね。そういうことで、竹富町の前泊正人町長が副町長の公募を実施しました。教育長人事について、東京都の利島村が公募しております。これ300人ほどの人口なんですけども、公募しております。どうでしょう、市長、このことについて。

◎市長（嘉数　登君）

副市長及び教育長等の特別職については、地域の課題や事情に精通した人材を登用することが市政の安定的かつ効果的な運営につながるものと考えております。友利光徳議員ご指摘の公募については、より多くの方から選任できるメリットはございますが、求める人材を選任できるかは不透明なため、現在公募する考えは持っておりません。

◎友利光徳君

これまでの経験からして、宮古島の人事はほとんど何かに縛られているような感じがします。近い将来、やはり公募で特別職を採用する時期が来るのを私は楽しみにしておきたいなと思っております。

次は、市が契約する行政連絡員についてでありますけども、これまで３回ぐらい質問をしまして、前回は報酬を引き上げるんではなくて事務量を減らすという答弁をもらって、何でこういう答弁になるのかなと思ったりしているんだけども、西原自治会の仲間忠会長と少し話す機会がありまして、その文書を配布するだけだったらそれでいいかもしらんけども、西原自治会ではその神行事が年間で15から20ぐらいあると、そういうことであります。私の自治会でも、自治会長を出すのが大変なんです。たしか令和３年だったかなと思うんだけども、２か月ぐらい手伝いをした経緯がありますけども、どうでしょう。報酬を見直す考えはないでしょうか。

◎総務部長（上地俊暢君）

行政連絡員の委託料の増額についてお答えします。

１日目の下地信男議員にもお答えしておりますが、昨今の物価高騰の影響等もあるため、委託の検討の必要性を感じております。他市の増額の動向も参考にしつつ、今後検討をしてまいります。

◎友利光徳君

次の３番目の教育委員、農業委員の報酬と費用弁償なんですけども、農業委員の数が、総会の案件が

2017年度は50はいかなかったけれども、令和３年度に528件、案件が、総会の、令和４年度に619件、令和５年度に589件あるんです。ということは、農業委員の皆さんが非常にご苦労されていると、そういうことを考える場合に、やはりこれを考える必要があるんではないかなと思っておりますので、どうでしょうか。

◎総務部長（上地俊暢君）

教育委員、農業委員などの非常勤特別職の報酬についてでございます。宮古島市特別職の職員で非常勤の者の報酬額を県内他市と比較したところ、類似団体の糸満市、同じ離島である石垣市より低い報酬額の委員もございます。友利光徳議員ご指摘のとおり、まずは人口規模や産業構造、財政支出、その他有権者数、学校数、生徒数、各委員の活動状況も踏まえ、報酬額について比較精査する必要があるものと考えております。各担当部署と調整の上、改定の必要がある場合には、関係条例改正について検討を行ってまいりたいと考えております。

◎友利光徳君

次は、４番目の職員の処遇改善についてでありますけども、議会議員の数を減にする、これは私と上里樹議員は反対でした。それから、議員の報酬増は……議会議員の数の減はこれも反対、報酬の引上げも反対でした。旧城辺中学校の後輩から健康保険が高過ぎてしようがないと、そういう相談を受けまして、私らもそれが高いから大変ですよと言ったら､あんたなんかは給料が高いからいいさという言葉をもらって、報酬を引き上げるのはやはりどうかなと、そういう気がありました。そういうことで、報酬は引き上げることになったんだけども、職員の処遇改善と、市長が施政方針でおっしゃっている全ての業種、いわゆるその全ての業種、こういう方々の処遇改善ができないのか。今回は、全ての業種になったらもう時間がないので、総務部長、まず相談してみたり……あなたの関係だけ。では、答弁よろしいです。

次は、旧平良庁舎の利活用についてでありますけども、線引きがされていないです、文教ゾーン、商業ゾーンというのが。なぜ私がここで文教ゾーンという言葉を出すかというと、城辺地域の中学校の統廃合の問題で、当時のこども家庭局長が学校があるのは文教ゾーンでないと駄目だよということを私に答弁したもんだから、城辺地区の４学校はみんな文教ゾーンだよと、そういうことで反論した経緯があるんだけども、北小学校がありますよね、旧平良庁舎の向かいに。この線引きというのは、皆さんはどのように考えていますか。

◎総務部長（上地俊暢君）

それでは、旧平良庁舎の利活用についてでございます。旧平良庁舎は、都市計画法をはじめ、関連する法令にのっとって利活用を実施しているところでございます。友利光徳議員ご指摘のとおり、近隣に北小学校がございます。利活用事業を募集する際に、要綱において利活用に関する用途の制限を設けるなど、教育環境への一定の配慮をしながら進めてきております。

◎友利光徳君

北小学校の向かいのバス停にバスを止めている運転手さんが親切な方で、北小学校まで来て申し訳ないと、学校の前でバスを止めて、そういう親切な方もいるんです。ですから、北小学校が置かれている立場というのをよく理解して行政を進めないと大変になるんではないかなと思います。経済が潤えば子供たちはどうでもいいことではないです。よろしくお願いします。

次は、浦底港の新設についてでありますけども、もう少し浦底港について説明をします。浦底港は、昔

から港津として、要するに港としての役目を持っていたということです。北風が吹く場合は、その周辺の船なんかがみんな来て避難をしていたということなんです。そういうことで、当時の城辺町長の友利隆虎さんが隆虎構想というのを打ち出して、山中貞則総務長官にそれを要請しております。それと、下地敏彦政権のときに比嘉の自治会長である砂川雅一郎さんが何回も要請をしたと、そういういきさつもありまして、平良港が特定利用港湾に指定される可能性があると。平良港を取り巻く環境が現実味を増してきていると、そういう観点から浦底に産業港として建設することはできないのか、答弁を求めます。

◎建設部長（下地睦子君）

沖縄総合事務局港湾計画課に確認したところ、地方港湾としての整備は可能であるが、新たな港の位置づけはかなりハードルが高く、港の必要性が強く問われるとのことでございました。市としましては、現状の港湾施設において十分な機能を果たしておりますので、新たな港の設置は考えておりません。

◎友利光徳君

９番目の国の重要無形文化財である宮古上布についてでありますけども、宮古上布は日本三大上布の指定をされております。2019年に下地政権で、日本遺産に登録したいという施政方針も見たことがあるんですけども、その後どうなっているのか答弁を求めます。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

宮古上布は、現在織り手の高齢化や後継者不足、宮古上布の原料となる苧麻糸の生産量の減少などを背景に生産量は減少しているのが現状でございます。現在市では、宮古上布の後継者育成と苧麻糸の安定確保を目的とした補助金を宮古織物事業協同組合に交付しており、宮古上布の継承、発展に向けた振興対策に取り組んでおり、今後は時代の変化とともに求められる支援策を考慮し、ニーズに合わせた支援策を講じ、宮古上布の振興、発展に取り組んでまいります。

◎友利光徳君

では、新たに工房を開設する方がいらっしゃると、このように思います。そういう方々への補助の支援、それと今苧麻の話をしたんだけども､たしか令和７年度の苧麻の補助金は53万5,000円だったかなと思うんだけど、これ増額して奨励する計画はないのか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

現在苧麻糸の購入の補助金については単価の引上げを予定しておりまして、次年度の予算に反映したいと思います。

◎友利光徳君

次はし尿処理の件なんですけども、10番目の、私は角度を変えて質問をさせてもらいます。

これは補助事業であり、要するに最終決裁者は誰だったかということと、決裁をするときになぜこれが見抜けなかったか。そして、決裁はいつやって、誰がやったのかというのだけ答弁してください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後４時21分）

再開します。

（再開＝午後４時21分）

◎市長（嘉数　登君）

新たなし尿等処理施設に係る、完了検査合格通知に係る最終決裁者は誰かということですけども、完了検査及び合格通知に係る最終決裁者は市長、私でございます。それから、日付については今調べさせていただいておりますので、後ほど答弁させていただきます。

◎友利光徳君

では、11番目の北学区の課題解決についてお尋ねします。

これは、集合住宅を建設できないかというのが質問の趣旨です。北学区は、令和２年６月26日の第２回策定委員会作業部会資料、これ宮古島市都市計画マスタープランからですけども、やはり平良港を中心にして発展したまちでありまして、まちが老朽化、年を取っていると。まちそのものが。空き家が多いと、空き地が多いと、そういうことになっております。参考的になんですけども、北小学校の児童数の推移なんですけども、50年前の昭和50年には863名いた数が、これどこの学校も一緒だと思うんだけども、今年の令和７年度は318名で入学生が39名と、10年前と比較すると入学生が15名減少しているということです。それを受けまして、北学区に集合住宅ができないのか。答弁を求めます。

◎建設部長（下地睦子君）

友利光徳議員ご質問のとおり、北学区の現状として空き地、空き家が多く存在していることは承知しております。市営住宅についてですけれども、市営住宅は公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対し、国及び地方公共団体が協力して低廉な家賃の住宅を供給することを原則としていることから、若者定住等に向けた活用を限定とした整備はできかねます。

◎友利光徳君

次は、12番の政策参与の不在についてですけども、政策参与を登用させる計画はないのかなと。少し前任者のことを紹介させてください。池間作一氏は、佐良浜学区の（仮称）佐良浜中央線整備工事が大きく前進したんではないかなと、防災として地域振興に役立つんではないかなというふうに思っております。それから、新里聡氏は沖縄（宮古）の食文化であるヤギの大型化の普及、生産農家の拡大に努力し、肉まつりや山羊サミットなどを計画しております。この政策参与の登用というのを、やはり職員が若い関係で、職員の指導的な立場にあってもぜひとも必要ではないかなというふうに思っております。１人は市長が得意な福祉関係です。１人は……もし２人必要であれば、このヤギの専門家の方を登用したらどうかなと思います。どうでしょう。

◎市長（嘉数　登君）

友利光徳議員ご質問のとおり、今年１月以降は政策参与を配置しておりません。また、今年度は政策参与に係る予算も措置しておりませんので、今のところ政策参与を配置する予定はございません。政策参与については、市長の政策に対する提言が職務でありますので、職務、役割の必要性で判断してまいりたいと考えております。なお、若者の市政への参加を促進するための未来戦略会議や、資産リストラ等を推進し、自治体経営の効率性を向上させるための行政経営会議など、これ施政方針に掲げておりますけども、そういった会議等の意見提言等を踏まえて施設を推進してまいりたいというふうに考えております。

◎友利光徳君

次は、一般質問答弁後の取組についてでありますけども、高腰城復元の件なんですけども、これは恐ら

く答弁はあまりいい答弁はもらえないと思うので、少し意見を述べさせてください。

旧西城中学校の２年生26人が発掘調査に参加をし、貴重な歴史体験を学んでいます。このように旧城辺町教育委員会の取組に対して、担当部の感想を……今のこの取組についての感想を少し述べてください。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後４時28分）

再開します。

（再開＝午後４時29分）

◎生涯学習部長（天久珠江君）

友利光徳議員から頂いた資料、旧西城中学校の高腰城跡発掘調査の体験学習については拝見させていただきました。それと同様に、令和６年度に生涯学習振興課のほうでも高腰城跡の遺跡巡見のほうを進めております。そして、文化財指定に向けての作業についてですが、令和９年度をめどに取り組んでいきたいと考えております。

◎友利光徳君

砂川雅一郎さんによると、やる気がない、やらないだろうなということでしたので、これは質問してあります。

それでは、陸稲の栽培普及についてでありますけども、これ前回当時の農林水産部長が答弁したのが、昔はあったようですよという感じの答弁をしていたので、これを基準にして資料を探しました。沖縄戦と宮古という題目で、飛行場設営と動員、上野村野原の方が砂川昌良さんという方がその感想を述べています。戦争のときの思い出といえば、まず陸稲のことですねというふうに書いてあります。これその年、昭和19年、陸稲は特別にできがよかったと。あと四、五日ぐらいで収穫できるというときに、あと四、五日待ってくれと頼みましたが、強引に切り取られたと。畑の主は涙を流していたよと。これを目の当たりにして、私は残酷な仕打ちだったと、人間として許せないと怒りが込み上げたというふうに書かれています。これあと四、五日で収穫できるはずだったんです。だけど、これができなかったということであります。陸稲でもいいから、宮古島は稲を作らないと恐らく米の奪い合いがあるんではないかなと、そして食料危機に入るんではないかなというふうな心配をしております。どうでしょう。できないでしょうか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

陸稲につきましては、昨年の12月定例会でも農林水産部長が答弁しておりますけれども、水田で作れる水稲と比較して収量が少なく、味も劣るということで、現在市としては普及は考えておりません。

◎友利光徳君

農林水産部長、食べ物がなくなったら、味のことを考えている暇はないですよ。生きていかんといかんので。ぜひこれ考えてください。そういう答弁の仕方はまずいです。

次は、多良間村との連携についてでありますけども、少し多良間村、令和２年の多良間村の子ども議会がありました。私は、多良間村まで行って傍聴しました。佐和田さんという議員が、もちろん中学生です。宮古島に村立の寮を造ってほしいと、そういう学生寮を造ってほしいという質問をしました。したら、多

良間村の教育課長は、やはり財政的な問題があるから、検討させてほしいということでありました。それを持ち帰って、令和３年９月定例会に宮古島市の質問をしました。そのときの企画政策部長答弁が、多良間村から要請がありませんというふうに断られました。今宮古島の高等学校が定員割れをしております。どうしてもやはり多良間村との連携というのは、私は大事ではないかなと思っております。今年の総体で、これ多良間村出身ですけども、浦添高校の２年生の美里雫さんが空手で２冠を取っております。それから、令和５年度の全国高校駅伝に多良間村出身の本村琴美さんが選ばれているようです。そういうことで、多良間村との連携が必要ではないかなと思うんだけども、どのように考えているのか答弁を求めます。

◎教育部長（久貝順一君）

まず、中学卒業後宮古島に進学する生徒は、多良間村からの進学が毎年１人から２人程度となっておりまして、大半の生徒が大学進学等を見据え、既に兄弟姉妹が進学していることなどから、沖縄本島に進学しているという状況のようです。また、多良間村は島外に出る生徒に対して金銭的な補助を行っており、学生寮の建設については財政的な問題が伴うということで、生徒数が減少していることもあり、どのような形で支援できるか検討したいとのことでした。前回の答弁と重なってしまいますけども、学生寮の建設につきましては現段階において多良間村からの協力要請、また要望等はございませんので、宮古島市としての検討は行っておりませんが、何らかの形で連携ができるか、多良間村の教育委員会とも話をしたいと思っております。

◎友利光徳君

昨日多良間村の伊良皆光男村長に電話しました、当選おめでとうと。これを質問するから、うちの市長とも連携を取ってほしいことを取りあえず話をしてあります。市長、どうぞ連携をしてください。

次は、後前竹地区の土地改良事業についてでありますけども、私はこれまで４か所ぐらい土地改良事業の役員をしてきましたけども、初めて聞いたのが、この宮古島市の職員からヒマワリを鳥が食べたと、これにはとてもではないけども話をする元気もありませんでした。そういうことで工期が今年で終わります。予算をつくって、ヒマワリの種子をまくことはできないのか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

以前、緑肥ヒマワリ播種の成果が出なかった箇所は、今年度畑地かんがい施設工事を予定しておりますので、受益者の要望を踏まえながら必要に応じて対応してまいります。

◎友利光徳君

次は、瑞福隧道についてでありますけども、これは浦底一帯に、これは今の副市長が答弁したのだけれども、排水路にグリーンベルトとか植栽すると、掃除をするとか、いろいろ答弁していました。この詳細について答弁を求めます。何をやったか、掃除をしたか、しなかったか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

これまで圃場整備事業におきましては、赤土流出防止対策としましてグリーンベルト植栽を行っております。今後も県営及び団体圃場整備事業においてグリーンベルトの植栽を実施してまいりますが、ご質問の浦底地区一帯の排水路への植栽計画はございません。

◎友利光徳君

再質問しようと思うんだけども、時間がないので、次に進めますけども、宮古島市民球場の駐車場の区

画線や外野の階段の手すりについては、試合があるので、やるんではないかなと思っていますので、今回は質問はしません。

体験型、滞在型施設の現場確認は何月何日にやりましたか。本当にやりましたか。やっていないでしょう。やったか、やっていないかだけでお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

当時の担当者に再確認したところ、令和４年４月初旬に施設の現場の確認は行ったと聞いております。

◎友利光徳君

それでは最後に、島の変貌についてお尋ねしますけども、まずこれ条例は制定されていますよね。旧城辺町は昭和62年、旧平良市が平成９年にやっています。第11条で動植物というのがうたわれているんだけども、オカヤドカリが島から出る前に発見をしてくれた、その方に謝意を述べていないね、市長は。それと、条例があるのに、それに対する市民に対する言葉も全くない。これについて、市長はどのように考えていますか。

◎市長（嘉数　登君）

オカヤドカリは国指定の天然記念物であり、市の保全種にも指定されております。奄美大島やここ宮古島において、オカヤドカリを不法に捕獲し、島外に持ち出そうとして逮捕される事案が発生したことに関しましては、大変遺憾に思っております。逮捕のきっかけとなる情報を提供していただいた方々には、この場をお借りして、改めて宮古島市長を代表して感謝申し上げたいというふうに思います。また、市民の皆様、事業者の皆様におかれましては、今後とも貴重な野生生物の保全にご協力をお願い申し上げます。市としましても、保全種等の情報を発信し、広く内外に周知することで不法な捕獲等を防ぐよう努めてまいります。

◎友利光徳君

たくさん残しましたけれども、これは……

◎議長（平良敏夫君）

市長、何か。答弁漏れですか。

◎市長（嘉数　登君）

先ほど新し尿処理施設の完了検査、合格通知に係る最終決裁者は誰かということと、検査はいつかというご質問がございました。検査調書が手元にございますので、令和７年３月31日に決裁をしております。

◎議長（平良敏夫君）

西里芳明議員に対する答弁漏れを。

◎市長（嘉数　登君）

答弁の訂正をさせていただきます。

先ほど西里芳明議員の緊急一時避難施設に関する質問の中で、私は緊急一時避難施設の収容可能人数を22万人とお答えし、人口倍率でいくと400倍というお答えをしました。正確には人口の427％、つまり4.27倍の収容人数が確保されているということでございます。おわびして訂正をいたします。

◎議長（平良敏夫君）

これで友利光徳君の質問を終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後４時43分）

令 和 7 年

第5回宮古島市議会(定例会)会議録

6月25日（水）　　6日目

（一　般　質　問）

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）議事日程第６号

令和７年６月２５日（水）午前１０時開議

日程第 １		一般質問	
〃 第 ２	同意案第 ５ 号	教育長の任命について	（市長提出）
〃 第 ３	〃 第 ６ 号	教育委員会委員の任命について	（ 〃 ）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）会議録

令和７年６月２５日（水）

（開議＝午前10時00分）

（延会＝午後３時43分）

◎出席議員（２４名）

議長（８番）	平良敏夫君	議員（１２番）	我如古三雄君
副議長（２２〃）	長崎富夫〃	〃（１３〃）	久貝美奈子〃
議員（１〃）	大城仁〃	〃（１４〃）	下地茜〃
〃（２〃）	砂川和也〃	〃（１５〃）	池城健〃
〃（３〃）	仲間誉人〃	〃（１６〃）	山下誠〃
〃（４〃）	富浜靖雄〃	〃（１７〃）	粟国恒広〃
〃（５〃）	上地堅司〃	〃（１８〃）	上地廣敏〃
〃（６〃）	狩俣勝成〃	〃（１９〃）	西里芳明〃
〃（７〃）	下地信男〃	〃（２０〃）	山里雅彦〃
〃（９〃）	狩俣政作〃	〃（２１〃）	國仲昌二〃
〃（１０〃）	平良和彦〃	〃（２３〃）	友利光徳〃
〃（１１〃）	下地信広〃	〃（２４〃）	上里樹〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	環境衛生局長	梶原健次君
副市長	砂川朗〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	石川博幸〃	水道部長	砂川勤〃
総務部長	上地俊暢〃	消防長	上地一史〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務部次長 兼総務課長	上地等〃
農林水産部長	下地貴之〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	下地睦子〃	教育長職務代理者	前泊直子〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	教育部長	久貝順一〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）諸般の報告書

令和７年６月２５日（水）

６月２４日	本会議延会後、議会運営委員会が開催され、追加議案「同意案第５号、教育長の任命について」及び、「同意案第６号、教育委員会委員の任命について」の取扱いについて諮問したところ、本日の一般質問の後に、議案上程、説明、聴取、追加議案に対する質疑を行うこと、委員会付託を省略し、最終本会議において、処理することと決した。
	議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による追加議案「同意案第５号、教育長の任命について」及び、「同意案第６号、教育委員会委員の任命について」に対する事前説明がされたほか、議会運営委員会の報告を行った。 以上

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第６号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

６月24日、本会議延会後、議会運営委員会が開催され、追加議案、同意案第５号、教育長の任命について及び同意案第６号、教育委員会委員の任命についての取扱いについて諮問したところ、本日の一般質問の後に議案上程、説明聴取、追加議案に対する質疑を行うこと、委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決しました。そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

一般質問に入る前に、昨日の富浜靖雄君の質問の答弁漏れについて、当局から答弁の申出があります。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

昨日の富浜靖雄議員の質問、発言事項第２項、環境行政について、発言要旨第３号、ごみ回収業務について、そのうちの①、学校での紙類収集の取組について伺うという質問の中で、宮古島市ごみ減量化啓発事業、これ集めたごみに関して報奨金をあげるというものなんですけども、この実施団体が幾つですかということで、後ほどお答えしますということで答弁が漏れておりました。実施団体は、昨年度、中学校が２校、小学校が３校、合計５校でありました。

◎議長（平良敏夫君）

これより日程第１、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、上里樹君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上里　樹君

本日は、市長の呼びかけもあり、離島甲子園のポロシャツを着ての質問です。それでは、通告に従いまして一般質問を進めさせていただきます。

まず最初に、市の庁舎についてですが、庁舎敷地の通路の安全対策について伺います。２年前ですけども、市庁舎を訪れた市民が雨でぬかるんだ駐車場で滑って転倒し、救急車で運ばれたことをきっかけで質問を続けてまいりました。これまで転倒して腰を痛めた、腕を骨折したなど、転倒事故が相次いでいます。打ちどころが悪いと命に関わる事態に発展しかねません。ですから、転倒事故の再発防止対策、この２年も放置してきた、そのことは市民本位の行政とは言えません。そこで伺います。雨の日に庁舎を利用する市民の転倒防止のために、滑り止め修繕の取組の進捗状況について伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

庁舎の転倒防止のための取組の進捗状況についてお答えいたします。

令和６年度においては、その滑りの原因となるコケが頻繁に繁茂する場所については滑り止めの舗装工事を行い、転倒防止対策を行っております。また、滑りやすい庁舎周辺箇所を高圧洗浄機等を用いた清掃を行っております。今年度についても定期的に清掃と点検を実施し、必要な箇所には滑り止め工事を行い、安全確保に努めてまいります。

◎上里　樹君

高圧洗浄機でのコケの除去とか、滑り止め対策を一部講じてあるということなんですけども、転倒して救急車で運ばれた保健センター前の現場、これは滑り止め対策としてだと思いますけども、水がたまらないようにする、そのためにやったと言われていますけども、均一にカッター、これが施されて刻みが入っています。この滑り止めの効果がそれで発揮されているとは私には思えません。逆に路面の沈下が進んで、水がたまって、黒いコケと雑草が今生えていて、雨が降れば滑りやすくなっているというのが現状です。さらに、そのカッターを入れたことによって強度が落ちてしまって沈下が進んでいるんではないかと懸念しますけども、いかがでしょうか。

◎総務部長（上地俊暢君）

保健センター前の滑り止め対策についてのご質問でございます。現在、保健センター前においては、転倒につながるような破損、それから大きなくぼみ等確認できておりません。強度についても問題ないと考えております。一方で、上里樹議員おっしゃるように、対策は必要であると考えておりますので、バス停付近に設置した滑り止め塗装の実施についても検討をしてまいりたいと考えております。

◎上里　樹君

問題ないということなんですけども、やはり沈下が進んでいるということは工事前の転圧が十分になされていないと思いますし、カットを入れたことでやはり支え合い、これが薄れて、弱くなって強度が落ちていると私は判断します。

それで、担当課の聞き取りで、ただいまもありましたけども、バス停前の路面に滑り止めの黄色いラインを引いていると。滑り止めだということを私は気がつかないでいましたけども、その滑り止めの効果が発揮するかどうか様子を見ているということでしたけども、私は雨の日にその場所を歩いてみました。残念ながら滑ります。確かにその黄色いラインの上を歩けば滑りませんけども、ラインの幅が広過ぎて、ラインとラインの間に足を運ぶと滑ってしまいます。子供も歩きますから、小さい足でも滑らないような対策が必要かと思いますけども、碁盤目のように、今の平行なラインではなくて、今の滑り止め対策をすれば効果が発揮できると思いますけども、改善をぜひやっていただきたいと。

◎総務部長（上地俊暢君）

庁舎前バス停付近の滑り止め舗装工事については、令和７年２月に実施しているところでございます。施工の際に施工業者と調整をしまして、間隔については調整を行っております。間隔が狭いと高齢者等が引っかかる可能性が高いということでこの間隔になっておりますが、碁盤目状にすることで効果が高まるようであればそういうことも考えていきたいと思っております。

◎上里　樹君

碁盤目にすればきっと滑り止め対策効果を発揮すると思いますので、ぜひ早急な対策をお願いします。

いわゆる今のバス停前だけではなくて、保健センター前も。至るところ白い舗装のされている通路はほとんどが滑ります。ですから、全面的な滑り止め対策をしっかり行っていただきたいと要求します。

次に、パイナガマビーチについてですけども、この間に私に市民からいろいろと情報が寄せられています。あの場所でなぜあのような建物が建つのか。あれはヤマガマ部落の共有地だという情報も寄せられました。そこに月３万円の50年賃貸、これが契約されていて、近々訴えも起きるような、そういう状況です。宮古島市にとってこれから重要な課題になる教訓としなければいけない現場だと思います。それでは、ビーチの環境保全についてですが、数か月前、ビーチに隣接する土地にバックホーが入り、作業する風景が目に留まりました。砂浜奥の木々が伐開され、トンブロックが土地の境界に置かれていました。海岸線の木々の伐開の結果、ビーチの砂の流出を心配しておりましたが、大雨の後現場を見ましたら、心配したとおりビーチの砂が流出していました。そこで伺います。このビーチの砂の流出については、市は実態を把握して、掌握していますか。

◎建設部長（下地睦子君）

上里樹議員お尋ねの箇所につきましては、民有地の部分の樹木が伐採された際に道路からの雨水が当該土地に流れ込み、一部の砂が海浜部分に流れ込んだという状況は確認しております。しかしながら、その砂が海浜部分から海のほうまで流出した事実を確認することは困難な事象でございます。これまでも大雨の後などには雨水管周辺はえぐられるような状況は確認していることから、海浜の状況は当該土地の施設建設前後で現状大きく変化しているとの認識は現在のところはございません。

◎上里　樹君

現状が大きく変化しているとは考えていないということです。私もいろいろ調査の結果、向こうには３つの国道建設に伴ってヒューム管が、排水管が布設されていることが分かりました。その現場もその一つのヒューム管が設置されている場所だと。ですから、以前から流出は起きているようです。

それで、再質問ですけども、道路工事に伴うその布設されているヒューム管、これが原因だと考えられますけども、ほかの場所でも流出がありますか、そのヒューム管の。市としてこれについてどのような対応をしているのか伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

現在、当該土地にございますヒューム管につきましては、県のほうで切り回しの工事を行っております。パイナガマビーチのあずまや付近にあるヒューム管２つにつきましては、大雨の後であったり台風の後であったり、大きく砂がえぐられた際は状況を見ながら砂を戻すなどの作業をこれまで行ってまいりました。

◎上里　樹君

大雨や台風の後、砂を元に戻す作業をしていると、そういう対策なんですけども、やはり抜本的に改善が必要だと思うのは、かなり大きなヒューム管なんです。そこで大量に水が一気に押し寄せる。ですから、その出口に一定栗石を網の目状に、網の中に入れたものをろ過する、そういう構造物、それを設置してはどうかと思いますけども、そういった雨水の勢いを吸収する、緩やかにする対策が必要かと思います。ぜひよろしくお願いします。

それで、現場はその雨水の表流水対策の工事が行われていますけども、その工事は先ほどの答弁では県が行っているような話でしたけども、再度確認します。

◎**建設部長（下地睦子君）**

国道沿いにございます道路の雨水を集水したヒューム管の切り回しに関しては、現状行っている工事は県のほうで行っているということです。

◎**上里　樹君**

次に、保安林の伐採について伺います。

バックホーが入って海岸線で作業する光景を目にしてしばらくすると、その現場に赤い郵便受けが設置されていました。さらに建物が建って、周辺の木々がさらに伐開されておりました。さきの一般質問に建設部長が答弁に立って、市の土地を無断で使用しているのではないかという声があると。市有地の可能性がある。その保安林の伐採の可能性を指摘していますけども、来月中に境界確定の測量を発注するということでした。そこで伺います。答弁では、現場は市有地の可能性があるということですが、私の聞き取りではヤマガマ部落の共有地だということを聞いていますけども、その土地は市の土地なのか、私有地なのか、共有地なのか、確認をお願いします。

◎**建設部長（下地睦子君）**

上里樹議員がお尋ねのその建物が建っている場所に関しては民有地でございます。その境界の内側、海側のほうに市の土地がございますので、宮古島市有地との境界、宮古島市有地内は保安林になっておりますので、その境界を確認するという意味でお答えいたしました。

◎**上里　樹君**

答弁では、来月中に境界確定の測量の発注を行うということでした。海の家を建設した事業者は、境界確定もすることなく、あの現場の一連の作業を進めてきたということになりますか。

◎**建設部長（下地睦子君）**

当該土地のその建物の建築に関してのくいを打った境界に関しては、民有地が南西里共有地組合の共有地側になりますので、その部分にはくいを打って確認したと。その境界を確認した後、建物を建てる前の建築に関しての境界測量は行っていないということを県の調査の報告書で報告を受けております。

◎**上里　樹君**

県のほうでその建築に当たっての境界確定はなされていないということで報告があったということですけども、現場を見ますとコンクリートの基礎が打たれています。その上に建物が固定されています。そこで伺います。現場に建築確認済証の掲示がありません。建築確認はされているんでしょうか。

◎**建設部長（下地睦子君）**

宮古土木事務所の建築班のほうに確認に行っております。これは２回確認しておりまして、建築確認の申請は届出されていないということでございました。

◎**上里　樹君**

非常に乱暴だなと思います。構造物、いわゆる撤去可能な構造物であればそれは確認は要らないかもしれませんが、基礎工事がちゃんとされて、その基礎工事の４方にボルトでしっかり留められているんです。固定すれば私は建物だと思います。このようなことがあってはならないと考えます。

次に移ります。地下水保全についてですが、水道水の安全について伺います。高機能活性炭処理装置の導入についてどのような取組をしているのか伺います。

◎**市長（嘉数　登君）**

水道水については、年４回実施している水質調査における測定結果は、現時点において全ての項目で水道水質管理目標値を大きく下回っております。また、地下水汚染に関するご懸念については、今年３月に宮古の地下水と農業を守るシンポジウムを開催し、多くの市民へ水道の現状の周知も行っております。今年度も引き続き専門家の見解を交えたシンポジウムの開催を予定しております。今後もモニタリング調査を継続し、測定結果の経年的な変化を注視するとともに、高機能活性炭処理装置の設置については市民の理解の下、適切に対処してまいります。

◎**上里　樹君**

これまでの姿勢、要するに新たに市長が選挙で公約して、この対策を講ずることを公約していますけども、今の答弁ではこれまでの市の対応と変わらないように受け止めますけども、要するにモニタリングを継続して、変化があれば対策を講じるという答弁を繰り返していますけども、これは沖縄タイムスに掲載された公開質問状の回答です。いわゆるてぃだぬふぁ島の子の平和の未来をつくる会が公開質問状で出した中身です。それから、市長は公約で、この回答には「水道水から化学農薬成分の除去に資する高機能活性炭処理装置を設置する」と明快に答えています。さらに、12月21日に行われたウーマンズミーティング、ここで市長は、ＳＮＳで、これは動画配信でも確認できますから、この市長選に臨むに当たって公約を立ててほしいという、いわゆる宮古島地下水研究会のほうから提案があったと。「私は、それを公約として立てて、任期中に心配のないような水が供給できるような体制をつくっていきたいというふうに考えています」と明快に答えています。市長は、市民に対して、個人的に話した人からの情報では、２年以内にという答えもあったということをお聞きしています。ですから、今お答えになっているような、モニタリングの継続によって変化が現れたときというのではなくて、早ければ２年以内、任期中には整備するというのが市長の公約だと考えます。それに向けて作業を進めているのかどうかを確認します。

◎**市長（嘉数　登君）**

私は、公約といいますか、いろんなインタビューに対して、高機能活性炭処理装置の必要性については認識していると、進めていきたいという回答をしております。今、上里樹議員、個人的に２年以内にというような話をされておりますけども、この個人的な話をしたことが果たして公約に当たるかどうかは置いておいて、まず宮古島地下水研究会の皆さんともいろんな意見交換をさせていただいた際には、例えば処理施設が必要であったとしても、それについては当然整備費用もかかりまして、ランニングコストがかかると。それについては、では財源をどこで賄うかという部分については、基本的には水道料金です。なので、広く市民にシンポジウム等を通じてこの施設の必要性について理解していただく必要があるということは明確に申し上げております。私の任期は４年です。４年の中でこのシンポジウムを重ねて、必要があるというような市民の理解の下でぜひ設置をしていきたいというふうに思っております。まだ概算事業費等は出ておりませんけども、さきの３月定例会でも、想定ではありますけども、20億円余の整備費がかかるということと、この整備費、イニシャルコストの部分よりもむしろランニングコスト、どうやって維持していくかというところをしっかりと検証して進めていかないといけないというふうに思っておりますので、先ほど私、モニタリング調査を継続し、測定結果の経年的な変化を注視するとともに、高機能活性炭処理装置の設置については市民の理解の下、適切に対処してまいりますということで申し上げておりまし

て、何らこれまでの政権と変わらないんではないかということについては、明確にシンポジウム等を開催して前に進めていきたいということでは違うというふうに認識しております。

◎上里　樹君

要するにシンポジウム等を開催して具体的な取組をするから、前政権とは違うということなんですけども、市長の、私は公約だと言っているんですよね。設置するという明快な。ですから、設置に向けて市民の理解は、市長は当選したわけですから、得られたと考えてもいいと思うんです。ですから、より深く理解を得るためにも、水道料金が上がりますよ、そういうことを市長選挙の際にも訴えるべきでした。本来なら。ですから、そういうことを総合的に含めて市長は設置すると明快な回答をしているわけですから、設置に向けての取組をシンポジウム等も開催して、任期中に高機能活性炭処理装置を導入すると理解してよろしいでしょうか。

◎市長（嘉数　登君）

私の任期は４年でございます。スタートして５か月ですけども、この任期中に自分の公約についてはいろんな方の協力を得ながら進めていきたいというふうに思っておりますし、もちろん自分自身も最大限の努力を果たしてまいります。

◎上里　樹君

議会の議員用ボックスに、今手元に見つかりませんけども、宮古島地下水研究会からの封書が届いていました。その中の宮古島市の特別支援学級在籍者数及び自閉症、情緒障害児生徒の現状についてという文書が入っています。その中で、平一小学校６年次の４人に１人が特別支援学級に在籍しているということが判明したということが書かれています。ですから、これが水道水に由来するのかどうか、それは確定はできませんけども、その予防原則の立場から強調されているのは、その日本の水質基準、これはクリアして安全な水だとおっしゃいますけども、ＥＵの諸外国の基準では使ってはいけない農薬であったり、中国でもそうです。そういう対象に農薬が指定されていて、それが日本では使われていて、基準が緩やかになっているということを宮古島地下水研究会はしてきているわけです。微量でも影響を及ぼすという学会での発表等もあります。ですから、予防原則の立場からというのは、やはり基準というのは人間がつくるものですから、これで万全だという太鼓判は押せないと思うんです。ですから、そういう構えで、やはり予防原則に基づいた高機能活性炭処理装置、その設置は必要だと私は考えます。ぜひ公約を実現していただきたいと要望して次に移ります。

まず、子どもの医療費無償化についてですが、子どもの医療費無償化の拡充について６月定例会の私の質問に、18歳までの医療費無償化実施についていつの実施を目指すかとの私の質問に、「今年度を準備期間とし、令和８年度開始を目指す」という答弁がありました。そこで伺いますが、18歳までの医療費無償化実施に向けて、取組の状況と課題について伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

昨日の富浜靖雄議員へお答えしたとおり、本市のこども医療費助成制度は通院、入院とも中学校卒業までを対象に現物給付による無償化を実施しているところでございます。対象年齢の18歳への拡充については、令和８年度から実施できるよう、現在準備を進めているところでございます。課題としましては、本市の財政負担が約3,000万円ほど増加する試算となっていることから、沖縄県の補助制度も拡充していただ

くよう求めていくこととしております。また、新たな制度拡充に伴って様々な手続を含む業務が発生するほか、拡充後ではほかの県などで病院を受診した場合などに発生する償還払いの業務が増加することが想定されるため、適正な職員配置も併せて行っていく必要があると考えております。

◎上里　樹君

財政の問題と体制の問題、これまでの私の以前からの繰り返しの質問、変わりませんけども、それを乗り越えて市長が市単独でも実施するという決意をしたことに対しては敬意を表します。そこで伺いますけども、その現在の体制、これはどうなっているのか伺います。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時31分）

再開します。

（再開＝午前10時32分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

失礼いたしました。現在の職員体制につきましては、正職員が１人、あと窓口で会計年度任用職員が３名の体制、合計４人の体制となっております。

◎上里　樹君

正職員１人ではかなり無理がありますね。ですから、これから体制、人事権は市長にありますから、市長がしっかりとこの課題、解決していくと思います。市長の決意を伺います。

◎市長（嘉数　登君）

行政の執行体制について、何か新しい事業を始めるからすぐに人が必要だということでは私はないというふうに考えております。当然新しい事業をするからにおいては当該部署での配置、それから当該部署を超えた配置というものを考えながら、いかにスリムで効率的な行政体制を築いていくかという観点で進めてまいりたいというふうに考えております。

◎上里　樹君

以前から職員体制の課題があるとお聞きしていましたので、市長の考えとしては課を超えた連携もあるということで理解しました。

それで、子供の医療費無償化の課題、これ私が議員になってから一貫して取り上げ続けてきた課題です。その財源をどうするか、無責任ではないか、議場ではやじが飛びました。３歳未満児までを実現し、さらに小学校入学前まで、それから中学校卒業まで、そして窓口で支払いをしなくてよい現物給付制度、これは玉城デニー県政との連携で実施にこぎ着けています。そして、本市独自の18歳までの医療費無償化の実施、これから始まるわけですけども、本当に大変うれしく思っています。今定例会では、富浜靖雄議員から一般質問で初めて18歳までの医療費無償化の実施を評価する声が上がりました。ぜひ公明党におかれましては、政権与党として18歳までの医療費無償化を国の制度として実施していただきますよう期待申し上げます。日本共産党は、1972年９月、瀬長フミ那覇市議（当時）、県内で初めて子供の医療費無償化を提案して、それ以来継続して全県で求め続けてきた課題でもあります。ぜひ市議会一丸となって今度は県、

そして国に働きかけていく、そのために力を合わせましょう。

次に、国民健康保険税の引下げについてです。均等割課税について伺います。医療保険制度の中で、国保制度のみに存在する差別的な均等割の課税は、本市において医療分と支援分を合わせた均等割２万1,800円となります。子供の数が多ければ多いほど負担になることから、この制度は人頭税のようなもので、生まれたばかりの赤ちゃんにも無慈悲に課税されます。子育ての支援の観点から、これまでも廃止を求めてきましたけども、その観点で廃止すべきと考えますが、見解を求めます。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

上里樹議員ご提案の18歳までの均等割の廃止については、本市が独自に18歳未満の子供の均等割減免を実施した場合、現行の軽減も含めて約4,000万円予算が必要となることから、財源の確保は非常に厳しく、現時点において本市独自で18歳未満の子供の均等割減免を行うことは難しいと考えております。そのため、全国市長会において子供の均等割軽減措置の対象年齢や軽減割合を拡充することについて要望しているところでございます。

◎上里　樹君

財政的に難しいということなんですけども、国も重い腰を上げて就学前まで均等割２分の１の助成を始めました。やはりこれも国がしっかりと制度化すべきだと私は考えます。厚生労働省によれば、高校卒業またはそれ以上まで、通院で限定してみますと、2011年度、全市区町村の2.2％だった無料化、助成の実施自治体は2021年の調査で47.2％に拡大しています。そこで、助成の仕方、国は２分の１助成をしていますけども、子育て支援の観点から、第２子や第３子、その減免とか、負担を軽減するいろんな方策があるかと思いますけども、その軽減することも検討に値すると考えますけども、見解を伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

子育て世代に限らず国保加入世帯に係る軽減制度として、均等割、平等割のその世帯の所得に応じて７割、５割、２割を軽減する制度がございます。また、出産する被保険者に係る所得割と均等割を一定期間免除する産前産後減免制度がございます。これ以上の軽減制度については現在考えておりません。

◎上里　樹君

今度の定例会では、後期高齢者医療特別会計と国民健康保険特別会計に子ども・子育て支援事業費補助金、これの負担分が提案されています。まだ具体的な幾らの負担になるという数値は出ていないんですけども、大ざっぱに日本共産党が計算しましたところ、夫婦２人と子ども１人の３人世帯の場合、国保加入者１人当たりで手取り400万円の世帯が月額で550円という試算がこども家庭庁の担当大臣から示されています。それで、全国的に課税賦課方式が違うんで、単純には言えませんけども、我が党の試算では、同じ収入でも国保ではほかの医療保険に比べて２倍の負担をする人が生まれるという試算になっています。まさに子育て支援の財源をなぜ保険制度から、保険料から求めるのか、庶民に負わせるのか、甚だ疑問であります。ぜひ、市長は施政方針でここで住み働き、育てがしたい、ここを誇りに思う、島を出てもまた戻りたい、そういう市民が実感できる取組を推進するとうたっています。ならば生まれたばかりの赤ちゃんに課税するようなことはすべきではないと考えます。いま一度市長から見解を求めます。

◎市長（嘉数　登君）

このテーマについては全国市長会のほうでも議論しておりますので、国のほうで必要な財源を確保した

上で対象年齢、それから軽減割合を拡充することを引き続き求めてまいりたいというふうに考えております。

◎上里　樹君

2025年度の、令和７年度の国の予算ですけども、主要経費の前年度比の伸び率です。波線が入っているのは、物価上昇分2.7%のラインです。異常に突出しているのが防衛費の9.5%、前年度比。このグラフに示されるように、これまで文教科学予算、防衛費と並んでいました。これが逆転しました。今、物価上昇分を下回る、2.7%を下回る1.4%です。社会保障費も1.5%。中小企業対策費0.1%。公共事業費はゼロです。ですから、このような異常に突出した防衛費、ほんの一部を回せば先ほどの国民健康保険の均等割、これも国の制度で実現できますし、18歳までの医療費の無料化も実現可能となります。防衛費を削って暮らし、福祉に回せの声、共に上げていきましょう。国への要求、県への要求、議会共々力を合わせて頑張っていきたいと思います。

次に、経済活性化についてですが、公契約条例について。これも繰り返し制定を求めてきています。公契約条例は、税金で賄う公的な事業現場や、自治体からの委託や公共工事を受注した事業者の下で働く従業者に対して適正な労働条件や賃金を確保すること、雇い止めをなくして安定雇用で経験、熟練を生かせるようにする。公契約の適正化が求められます。そこで伺います。さきの質問で、研究するという答弁でしたけども、これまでの研究を踏まえて公契約条例規制型の制定についての見解を求めます。

◎総務部長（上地俊暢君）

賃金の下限額を決める規制型の公契約条例の制定についてお答えいたします。

上里樹議員ご質問の公契約条例については、公契約に関する基本的な考え方を規定する理念型と、職種ごとに賃金の下限額を設定し、受注者に報告を求め、違反者に対して契約解除等を行うことを規定する規制型の２つがあると承知しているところでございます。県内においては、沖縄県及び那覇市で理念型の公契約条例が制定されております。沖縄県においては、令和４年に理念型から規制型への条例改正について審議会を開催し、審議を行っているところでございます。その審議会においては、規制型条例の制定については国の法制度との整合が困難であることから、慎重に議論することが必要である、それと労働者の賃金額はそもそも労使交渉で決定されるものであるなどの意見が出されているところでございます。沖縄県においては、現在制定されている理念型条例の実効性を高める方策を探っていく必要があるとの答申が示されているとのことでございます。本市としましては、労働者の賃金向上は重要なことと捉えておりますが、県審議会の答申も参考にしながら、他市町村の動向を注視し、慎重に対応していく必要があると考えております。

◎上里　樹君

県内では県と那覇市が制定していて、理念型になっていると。その関係で県は見直しを、規制型に変えようとする議論がなされているということですけども、やはり理念型だと実効性に乏しいという指摘があります。そもそも公共工事における設計労務単価は、本来現場で働く労働者に支払われるべき金額です。実際に現場で働く労働者には設計単価どおりに支払われずに、６割前後の賃金にとどまっているということが言われています。公契約条例は、事業者の健全な育成、それから適正な利益の保障、それから労働者の賃金の引上げにより、住民に良質な公共サービスを提供することを目的とするものです。労働者の所得

を向上させることによって地域経済を発展させる効果も及ぼすと考えます。そこで、本市でも公契約条例を制定すべきと考えますけども、制定に当たっては４点の提案をしておきたいと思います。公共工事だけではなくて、業務委託、指定管理も含む公契約を対象としていただくこと。それから、労働者は労働基準法上の労働に限定することなく、道具持ち労働者、いわゆる一人親方、それについても実態に即して対象としていただきたいと。それから、３つ目に、条例は規制型として、公共工事における賃金水準は少なくとも公共工事設計労務単価の８割以上に設定していただきたいと。４点目に、賃金設定に関しては労働者代表を含む委員会方式としていただきたいと考えます。ぜひ本市でも公契約条例を制定すべきです。もう一度見解求めます。

◎市長（嘉数　登君）

私の答弁の前に、先ほど沖縄県のほうにおいても理念型から規制型に変えるために審議会等でという発言がございましたけども、私以前に県の商工労働部長で所管をしておりましたので、これはいろいろ議論してまいりましたけども、規制型に変えるために審議会でということではなくて、この条例をいかにその効果をあらしめるかという観点から検証を進めてきたという経緯がございますので、この点だけは一言申し上げておきたいと思っております。その上で、宮古島市における条例の制定の必要性については、県でのその審議会での審議の結果もありますし、慎重に対応しながら検討していきたいというふうに考えております。

◎上里　樹君

これはぜひ制定すべきと考えます。いわゆる中小企業振興条例が制定されました。そこで条例でうたっているように、働き方改革等も入っています。ですから、中小企業を振興するその観点に照らしても、また労働者の賃金、暮らしていける賃金の確保という観点に照らしても、今最低賃金が物価上昇分に見合わないという実態があるんです。ですから、これを県独自に、２つの県が時給1,500円に引き上げている県があります。名前が具体的に今頭に上がってきませんけども。そういう積極的な対応が可能になるかと思います。これは国の取組も必要になるかと思いますけども、ぜひ本市でも制定に向けて検討を進めていただきたいと強く要求します。

次に、陸自施設について伺います。陸上自衛隊宮古島駐屯地の機能強化と拡大についてですが、飛距離を向上させたミサイル配備について市長の見解を伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

ミサイル配備についての見解についてでございます。沖縄防衛局に問合せを行いましたところ、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中において、国民の命と平和な暮らしを守るため、防衛能力の強化が喫緊の課題となっており、防衛能力の強化等、実践的な運用に向けては防衛力整備計画に基づいて取り組むこととしていますが､その具体的な配備場所については現在検討中との回答をいただいております。

◎上里　樹君

配備先が具体的に示されませんけども、安全保障関連３文書に基づいて検討というのは、これまで配備されている12式ミサイル、いわゆる地対艦ミサイルありますけども、宮古島、そういうミサイルが配備されているところが対象になるというふうに理解しています。ですから、これについて、新たなミサイルの配備について市長はどうお考えになりますか、お伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

先ほど企画政策部長のほうからも答弁がございましたが、現時点において本市への配備については何ら決まったものではないとの前提でお答えしますが、この敵基地攻撃能力を持つミサイルの配備につきましては、地域住民の皆様に、現状では理解を得られている状況ではないというふうに認識しております。日本、とりわけ南西諸島を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることは認識しておりますが、新たな部隊や装備の配備は市民の理解の下で進めるべきであると考えており、このことについては引き続き国に対し求めてまいりたいというふうに考えております。

◎上里　樹君

市民の理解の下にって言いますけども、市長自身はどのようにお考えですか。

◎市長（嘉数　登君）

繰り返しになるかとは思うんですけども、日本、とりわけ南西諸島を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増しているというふうな認識を持っております。その上で、何か新しい部隊ですとか装備というのを配備という場合には、やはり私も含めて市民の理解というものが必要であるというふうに認識しております。

◎上里　樹君

この新しい、機能を向上させたミサイルというのは、敵基地を先制攻撃するミサイルだと言われています。要するに相手が発射してからは迎撃が不可能、準備の段階で先制攻撃で打撃を与えるという取組なんです。ですから、これまでの専守防衛の立場を踏み越えることになるわけで、憲法が許していないことをやろうとしているというふうに理解するものです。専守防衛との立場から、市長はどのように捉えていますか。

◎市長（嘉数　登君）

まず、憲法は戦争の放棄を規定しております。そして、自衛権の発動はその範囲内で必要最小限度にとどめられるべきとされております。しかしながら、敵基地攻撃能力がこの自衛権の範囲内であるかにつきましては、現時点で明確にすることは困難な状況にあるというふうに考えております。昨今の安全保障環境の変化を鑑みましても、この問題に対する明確な法的結論を導くことは大変容易ではないというふうに考えておりまして、一概に合憲、違憲を判断することは難しいものと考えております。

◎上里　樹君

明確な憲法違反だと指摘しておきます。

次に、電子戦部隊の施設建設についてですが、建設工事はいつ着工されるんですか。

◎企画政策部長（石川博幸君）

沖縄防衛局に問い合わせたところ、宮古島駐屯地の電子戦部隊配備に関連する駐屯地西側の用地取得については、今年の４月までに一部を残して買収及び賃貸借契約済みとのことでございます。また、通信施設の調査設計については今年度中に完了する予定との説明を受けております。電子戦部隊配備に関連する庁隊舎の整備について、開始時期など詳細なスケジュールについてはまだ情報を得ていないところでございます。

◎上里　樹君

この電子戦部隊の配備については、市議会も市長も、また住民も説明会の開催を求めてまいりました。説明会なしの部隊の配備となっています。ですから、ぜひ防衛省には説明会の開催、市長として要求していただきたいと思います。

◎市長（嘉数　登君）

市民への情報提供並びに説明会等の開催等について引き続き求めてまいりたいというふうに考えております。

◎上里　樹君

電子戦部隊の配備は、いわゆるミサイル戦争を想定したものです。相手のミサイル攻撃を電磁波によって攪乱する役割を担うミサイル部隊と一体の組織です。この新たな部隊が配備され、施設が建設される、それを受けてまた一歩戦争する準備が進められようとしていると受け止めます。

次に、国民保護計画についてですが、避難計画について伺います。住民への具体的な説明もなく避難計画に基づいて避難して、市民の安全は確保できるのでしょうか。市長の見解を伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

令和４年度から行っている沖縄県国民保護検討会において、国民保護事態における先島諸島の県外避難について様々な検討を重ね、航空機、船舶の確保、空港、港湾内での誘導動線、要配慮者の避難など、一つ一つではありますが、着実に避難実施要領の具体化が図られております。その内容については、今年２月26日に市長が定例記者会見の場で説明を行っているところでございます。

◎上里　樹君

説明会というのは、いわゆる私は住民の意見を聞く場だと思うんです。ですから、昨日の質問にもあったように、住民の８割は避難しないだろうという声も上がりました。私が住民から聞き取りをしましたら、疎開の経験を持つ方からは、台湾疎開したようですけども、あのようなつらい思いは二度としたくない、絶対に宮古島からは離れないと強く言っていました。そこで、今さきの大戦の教訓を生かすときだと思うんです。いわゆる全住民避難ということで、避難後はインフラを停止するということも言われています。それでは強制避難だと受け止めますけども、見解を求めます。

◎市長（嘉数　登君）

国民保護に際して地方自治体がどういう対応措置を取り得るかということだと思いますけども、事態対処法、これ正式には武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、の中で、地方公共団体の責務として、これ第５条に書いてありますけども、「武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する」と、地方公共団体はというふうなことをうたっております。もちろん起こさせないことが一番重要ではあります。ただ、平時よりそういった万が一のことに備えて準備することも必要だというふうに考えております。その上で、先ほど住民への説明という言葉を答えましたけれども、令和４年度から実施しております検討会ですとか共同訓練に関するこれまでの取組、確かに県のホームページで公開されておりますけれども、ホームページを見る方、また見ない方もいらっしゃいますので、十分に周知されているとは思っておりません。ですので、住民への説明会につきましては、現在検討している国民保護措置について住民の理解や意見の反映が最大限得られるよう検討を進めまして、これは今年度中の開催を目指してやっていきたいというふうに思っております。

◎上里　樹君

今年度中に開催したいということです。ぜひよろしくお願いします。その前に、国民保護計画そのものが憲法違反であることを指摘しておきます。いわゆる戦争を前提にした計画なんです。憲法の下、やってはならない法律だと思います。

国は、有事を遂行するために全住民避難ということを言っていると考えます。５月16日付のしんぶん赤旗のスクープがありました。「多数の戦死者を想定か。陸自、葬祭業団体と協定」。米軍が関わる戦争に自衛隊が参戦する存立危機事態で、陸上自衛隊員が戦死した場合に備えて、葬祭業の業界団体と陸上自衛隊が協力協定を結んでいたと。これが５月15日に明らかになりました。殺し殺される戦争のリアルがここまで来ています。今こそ沖縄の地上戦の教訓を生かすときだと考えます。戦争は政治の失敗だと考えます。まさにミサイルを増やして米を減らす、この現実を前にして、今は亡き俳優が県民大会の会場で話したことが忘れられません。政治の責任は２つあると。１つは、国民に腹いっぱい飯を食わせること。２つは、絶対に戦争しないこと。これを高らかに訴えました。戦争を進める法律がこれでもか、これでもかと強行採決され、宮古には陸上自衛隊駐屯地が建設されて、ミサイルが配備されています。港湾施設は特定利用港湾に指定され、そして全住民避難、そのように戦争に一歩一歩近づいていくのが分かります。戦争にしない外交努力こそ求められます。

ほかにも通告がありますけども、次の機会に回すことにして、今度の戦後80年を節目に慰霊の日迎えましたけども、宮古島では３つの空港が建設された経緯があり、その空港建設で住民が追いやられた。その結果、追いやられた住民がマラリアで亡くなっています。それは宮古圏域の戦死者数に数えられていません。ですから、3,000名余りの戦死者、これはそれを加えると私は5,000人を超えるのではないかと考えます。過去の戦争では、宮古島では一日50機を超えるイギリスのグラマン機の空襲が繰り返し行われて、延べで5,250機が飛来したと言われています。平良市史にこれ書かれていますけども。ここで避難計画、疎開、これは絶対に今の憲法の下であってはならない避難計画だし、国民保護計画であること。憲法の理念を生かして平和外交、努力で平和をつくること、そのために力を合わせることをお願いして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで上里樹君の質問は終了しました。

◎狩俣政作君

一般質問の前に、私見を述べさせてもらいます。

６月23日に行われた令和７年度宮古島市全戦没者追悼式及び平和祈念式に参加してきました。遺族会会長の川満俊夫さんの涙ながらの追悼の言葉を聞き、胸が締めつけられました。私自身、戦争に関してのある程度の知識はあると思っておりましたけども、開式前の戦争体験者の動画、またチーム623の戦争劇「知られざる沖縄戦　宮古島の戦争の話」を見たときは、宮古島での戦争のことで知らないことがあり、驚きました。「戦争ほど残酷なものはない。戦争ほど悲惨なものはない。また、平和ほど尊きものはない。平和ほど幸福なものはない。平和こそ人類が進むべき根本の第一歩であらねばならない」という言葉があります。まさにあの戦争劇を見てそのことを強く思いました。ぜひ多くの市民にも見てほしいと思います。市長、そのような場を提供できるようよろしくお願いします。

それでは、質問に入ります。教育行政についてです。１、体育館空調設備臨時特例交付金についてですけども、これ３月の一般質問でも行いました。そのとき、様々な課題があるということで、精査をして事業の進行を見ていきたいと話をしておりましたけども、３月28日に富浜靖雄議員と上地堅司議員、平良和彦議員、山里雅彦議員と文部科学省に行ってまいりました。金城泰邦文部科学大臣政務官とじかにお会いして話をしてきました。昨年度、沖縄県では１市だけしか申請をしていないということでしたけども、これの要因として、離島が単価が高いということで、上限額が7,000万円なので、なかなか手を挙げづらいんではないかという話をしていたので、政務官には今後上限額引き上げるように担当施設課に提案して、今財務省と交渉しているという話でしたので、その後どういった状況になっているかお教えください。

◎教育部長（久貝順一君）

狩俣政作議員の体育館の空調整備についてのお答えをいたします。

昨年末から県から空調設備整備臨時特例交付金に関する通知がありまして、交付金の内容については把握はしております。市としましては、当該交付金を活用し整備していきたいと考えております。早ければ次年度から実施したいというふうに考えておりまして、その中でやはりその学校の優先順位、また整備方法、設置後の維持管理、また使用方法などについて様々な課題がありますので、その課題をクリアしながら、空調設備設置までの段階的に断熱材の設置、また窓面の遮熱フィルムを貼るなど、補助要件の整備にも取り組みながら考えていければと考えております。また、今後、建て替え計画にある体育館については実施設計にも盛り込みたいと考えておりまして、そのほかの学校についても整備に向け取り組んでまいりたいと考えております。

◎狩俣政作君

教育部長、今の答弁では次年度に実施をしていけるよう、いろんな課題を解決しながら、各学校どこがいいのかという選定作業を行うという認識でよろしいでしょうか。

今月７日に政務官が来島したので、私城辺小学校を見てきました。というのは、城辺小学校は体育館の上がプールなんです。アーチ型のような体育館ではなくて、プールなので、もう遮熱が要らないという部分では一番工事が早いんではないかなと。窓枠だけの、フィルムだけで済むのかなと思っているので、まず優先的に私は城辺小学校を望むというのは、やはり地域の活性化につながっていくと。私たち勉強会も行ったんですけども、ふだんから利用していいと、学校の授業にも使っていいと、避難所だけではないという名目だそうです。宮古島で大体避難所で使う場合というのは台風時が多いんです。台風時というのは停電がイコールになってくる。特に城辺地域は停電が多いという地域なので、そこで使える部分としては発電機、これが、ガスのみですけども、ガス発電機であればこれも交付金が活用できるというお話をしておりましたので、もうふだんからガスで使ったほうが安いよという話もありましたので、ぜひとも設置に向けてよろしくお願い申し上げます。

今日、議会に来る前にある市民から電話がありまして、私が体育館の話をするので、関連してお願いしますということで電話がありました。それは、下地体育館のフロアの床材がめくれ上がっている、大変危険な状況ですって。危険なので、早めに修繕をお願いしますと言っていたんですけど、こういった修繕に関しても補助金というのが多分スポーツ庁から何かしら通達があると思うので、もしそれも確認していただいて、できれば早めの修繕をよろしくお願いします。

次に行きます。２番です。東小学校周辺のガードパイプ、車両逸脱防止柵の設置の進捗状況ですけども、３月定例会で一般質問をしました。当時の建設部長より「現場を確認したところ、横断防止柵の必要性があると認識しておりますので、東小学校の周辺道路の横断防止柵につきましては令和７年度中に設置できるように検討してまいります」という答弁がありましたけども、進捗状況をお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

東小学校の周辺の横断防止柵、狩俣政作議員が今おっしゃったとおり、設置する旨の答弁を行っております。現在の状況といたしましては、横断防止柵の設置箇所など、詳細な設置箇所について教育委員会、東小学校など関係機関の意見を聞いた上で整備を行っていきたいと考えております。めどといたしましては、10月頃を予定しております。

◎狩俣政作君

よろしくお願いします。

それで、今建設部長がおっしゃっていた横断防止柵という話だったんですけど、私とすれば車両逸脱防止柵がいいんです。横断防止柵というのは、人が横断できないような防止柵なんです。若干耐久性が弱い。車両逸脱防止柵というのは、車が仮にぶつかった場合でも簡単に壊れないので、その辺の検討もよろしくお願いします。

次に行きます。３番です。平良学校給食共同調理場での給食メニューについてですけども、補正予算後どのようにメニューが改善されているかということで、今年度の宮古島市の学校給食のメニューを見ました、ホームページで。他の学校給食共同調理場も見たんですけど、思いのほか変わっていないのかなという、メニューが。３月の補正予算のときは何か一品でも増えてくれるのかなというニュアンスだったんですけど、それがされていないという部分では、多分これ平良学校給食共同調理場は米飯を委託しているという部分があるネックがあって、なおさらこのお米の価格が高騰しているという部分で、その辺に充てられているのかなと思うんですけども、その辺の見解をお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

学校給食については、近年の物価高騰等により、児童生徒たちに必要な栄養と食事の量について影響のないよう、小中学校ともに３月補正予算を組んでいただきまして、月額600円の給食費増額改定を行っております。平良学校給食共同調理場とそのほか４学校給食共同調理場におけるおかずやデザートなどの副食材費に係る賄い材料費の平準化を図るため、平良学校給食共同調理場において日額で33円増額したことで、副食であるおかず類に使用する食材の質を高めるとともに、多様な食材を組み合わせることで、栄養のバランスが取れた献立を日々提供しておるところでございます。学校給食の平準化等に対する保護者や児童生徒の評価については、今後アンケート等の調査を実施し、いただいた意見等を参考にさらに工夫、改善しながら、安心、安全でおいしい給食の提供に取り組んでいきたいというふうに考えております。

新年度入ってから私のほうにも保護者から連絡がございました。平準化という部分では一歩前進ということでありますけども、やはり成長期、食育という観点もありますので、頑張っていただきたいというようなことがございました。それから、先日、みゃーく食材の日で牛丼を提供させていただきました。もちろん行政の努力だけではなくて生産農家の協力があってできたことだというふうに思っておりまして、学校給食の充実を地元の農家の方々と協力しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

新年度のメニューを見てもやはり、なかなかまだ差があるなという部分がございます。それは、旧郡部のほうは６種類出るときもあるんです。それが月に二、三回出ている。大体５種類。市内は４種類で、５種類が月二、三回という部分では、やはり同じ市内の子供ですから、その辺もまた予算をつけていただいて、ある程度の平準化できるようによろしくお願いします。特に教育部長からはありませんか。私いつも言っている牛乳が、飲まない人がいっぱいいるけど、その辺の対策はできていますかとか、私なりにお茶とかリンゴジュースとかミカンジュースとか何でもいいんですけどみたいな話はしたけども、その後どうなっていますか。

◎教育部長（久貝順一君）

今年度また取り組んだ内容としましてですけども、その一例としまして牛乳の飲み残しというのが課題等あって、議会においても取り上げられていたということは承知しております。今年度、これ５月に実施したんですけども、ミルメーク、ココア牛乳を提供したことで、これまで牛乳が飲めなかった児童生徒がこのミルメークを入れることで飲むことができたとの報告がありまして、学校側からも好評を得ているところです。５月にやったものはお試しという形でやったんですけども、今後も引き続き導入できるような形で検討してまいりたいと思っております。

◎狩俣政作君

教育部長、ミルメークって何ですか。名前だけ言われても、これ入れて飲んだって言われて、何が変わったのか分からないんで。

◎教育部長（久貝順一君）

失礼しました。ミルメークとは、牛乳用のココアでして、牛乳にココア粉末を混ぜて飲むものをミルメークと言っております。それを提供することで、飲めなかった子供たちが飲めるようになったというふうな効果が出ております。

◎狩俣政作君

教育部長、とてもいいと思います、そういう取組。ココア味、今回は限定的な、試験的なものだったと思うんですけど、これをやはり飲むんであれば全ての学校にも提供していただいて、ココアだけではなく、イチゴ味とか何かそういうのがあればまたいいのかなと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

次に行きます。４番です。本市唯一の書店の存続についてですけども、この質問に当たっては、ブックスきょうはん本店の社長より質問をしていいという許可を得ております。また、ブックスきょうはん宮古南店の従業員にはこのお話はまだ言っていませんので、多分この一般質問を聞いてびっくりすると思うんですけども、実際今年の３月に相談が来て、８月末には撤退をしてくださいという話でした。その後、協議を重ねて、来年２月末までは営業していいと。結局来年の２月末で宮古島から書店が撤退になるので、宮古島からはもう書店がなくなります。これに対して市として何かできないのか伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

市立図書館のフリースペースの利用についてなんですが、市立図書館内のブラウジングコーナーについては、沖縄県や社会教育団体等が主催、共催する各種パネル展や展示会、本館が実施する自主事業の場として年間を通して使用されており、また３階に設けられております学習スペースについては、平日、週末

問わず、学生の皆さんをはじめ、一般の方々にも広くご利用いただいております。本館は、これまでの図書借りる場所のみならず､子供から高齢者まで誰もが気軽に利用できる学びや憩いの場所の図書館として、年々入館者数も増加しております。こうした現状を踏まえると、現時点で市立図書館のフリースペースを利用するのは現実的に難しいものと考えておりますが、書店の存続について市としてどのような支援ができるのか検討してまいります。

◎狩俣政作君

生涯学習部長、私が図書館を利用するという話をする前に図書館の話が出たんですけど、なかなか昨今の状況で宮古島市に80坪以上の店舗が借りられるかといったら厳しい状況なんです。本の利益なんて僅かなものですから、そうなるとやはり厳しくなってくるということで、宮古島市未来創造センターのブラウジングコーナー、いい場所だなと思って。ただ、実質一括交付金を使っていて、また合併特例債を使っているので、そういった部分でハードルが高いのかなと思っていたんですが、そうではなくて、いろんなこと使っているから厳しいですよという話ですよね。もうそれで、では書店がなくなるとまた図書館に本をどうやって卸すのか、学校図書をどうやって卸すのかと、様々な問題が出てきます。そういう部分で市が率先してやっていかないといけないという部分はあると思うんです。今文部科学省に私も問合せをしていて、どうにかその一括交付金の枠を外せないかと話もしていて、もしそれができるんであればやっていただきたいし、ただ金城泰邦政務官のほうからある話が来て、今佐賀県の武雄市というところに、武雄市が委託をして、ツタヤが図書館と書店を運営をしております。そういう場所で成功しているということで、私たち文教社会委員会として来月視察に行くんですけども、仮に、ではその図書館の一部を委託という形にして運営できないかという部分はどうですか。見解を伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

狩俣政作議員おっしゃるように、全国的に図書館業務を業務委託により運営している自治体の事例については承知しているところです。本市のように図書館と公民館併設の複合施設に業務委託を導入する場合には、地域住民との信頼関係や地域に密着したサービス提供という観点から、慎重に進める必要があると考えております。なので、まずは他自治体の取組事例を参考にしながら、課題の整理を行ってまいりたいと考えております。

◎狩俣政作君

全国で書店がない自治体の割合で、都道府県でですね、沖縄県は断トツ最下位です。56.1%。これに比例して沖縄県の学力も全国最下位です。書店があるというこのメリット、かなり大きいと思います。それを市がやはり率先をして、なくしてはいけないという思いを持ってやらないと、もう来年の２月末で撤退ということは発注業務としたら今年12月までにはやらないといけなくなってくるという部分では喫緊の課題であります。ぜひ市長を先頭に課題解決によろしくお願いいたします。

次に行きます。道路行政です。１番、腰原17号線についてですけども、私有地を利用しないと通行が厳しい道路で、下り坂につながる道路幅は狭くて、雨が降るとその坂道の下の付近一帯はもう冠水被害が出ているという状況ですけども、対策をお伺いしますが、５月に担当の道路建設課長と建設部長と同席で相談をしました。その後の進捗状況を伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

近年の集中的な豪雨などの降雨時に、当該箇所付近一帯が冠水することは認識をしております。腰原16号線、17号線につきましては、本年度境界測量を行い、令和８年度に舗装工事を計画しているところです。また、冠水対策といたしまして、浸透ますの設置についても併せて実施する予定です。なお、浸透ますの設置箇所、設置数については、設計積算時に調査、検討したいと考えております。

◎狩俣政作君

建設部長、その細い下り坂を腰原16号線として令和８年までに舗装工事を行うということですか。そういう認識でよろしいですか。

◎建設部長（下地睦子君）

狩俣政作議員のおっしゃるとおりでございます。令和８年度に工事を施工する予定でございます。

◎狩俣政作君

よろしくお願いします。

次に行きます。２の宮古工業高校付近一帯の冠水についてですけども、これは先日、狩俣勝成議員も質問しておりました。周辺の自治会及び通り会、雨水処理に関する要請が来ております。東川根自治会と東川根老人ぬくもりクラブ会、宮古工業高校通り会、二重越椿通り会、二重越子ども育成会の５団体です。本当にあの辺一帯、毎回毎回冠水します。５差路に向かってみんな水が流れていっているという部分では、その後、その近くのコンビニエンスストアの前にはもうかなり深い水になっている。これも狩俣勝成議員とまた担当部局と話合いを持って、この間の答弁でもしっかりと対応しているということなので、これは割愛します。

次の質問行きます。３の市民生活行政です。１番、本市のリチウムイオン電池の処分については、昨日、富浜靖雄議員の質問に答弁されておりました。クリーンセンターにて引き取っていると。今後、収集業者との意見交換をして対策を行うとの答弁でしたので、これも割愛いたします。

２番です。ごみ収集委託業者の働き方改革ですけども、現在、週休１日でなかなか厳しいという話を聞いております。これなんですけど、私も実は最初に収集委託ごみの質問をしたのが令和元年12月です。そのときも、そのときは今より委託料がかなり安くて、低くて、作業員も高齢化がかなり進んでおりました。休みが取れない。病院に行けない。過労で亡くなったという方もいました。そういう相談を受けて、沖縄本島の他の自治体、那覇市、名護市、糸満市、浦添市、宜野湾市に行って、委託収集業者と組合を回って意見交換をしてきました。そのとき、私も実際一日パッカー車に乗って体験をしました。とても大変な、最初の15分ぐらいは楽しかったんです。今は駄目ですけど、当時は後ろに乗る場所があったんです。そこにひょいと乗って、風を浴びて、ああ、気持ちいいなと思ったのは15分間だけです。あとは足が上がらないんです。６年前の私ですら足が上がらなかったんです。それをやっているのが高齢者が多いという部分では大変だなと思っていて、それでもう言わばA地区が月、水、金の一般家庭ごみ収集であれば、次の週は火、木、土になるんです。なので、実質週６日の勤務、これを例えば週２日、月、木、火、金にすればいいのかなって私は思うんです。実際私が行った浦添市は、宮古の人口の倍いるんです。にもかかわらず収集、運搬は週２日です。ごみの量が一緒なんです、宮古島市と。これは、多分分別ができていない部分が多いと思うんです。先日、紙の件で話をしておりました。紙がとても多いと思うんです、ごみの中に。であるならば、ちゃんとそういう査定をして、紙は紙で引き取りますよという部分の分別をしっかりすれ

ば週２回できるんではないかなと私は思っているんです。そういったことによって、委託業者が本当に病院に行けたりとか、休みができて子供の参観日に行けるとか、そういうことをやらないといけないと思っているんですが、その辺の見解をお願いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

収集日の見直しについてですけども、先日お答えしましたけども、市としましては今後見直しに進めていきたいと思っております。これまでのところ、ごみの収集量、ある程度分別も進んできたと。それから、食品廃棄物も減らそうという動きも出てきておりまして、そのせいもあって燃やせるごみの収集量そのものは減少傾向にありますので、やはり働く方が持続的にその仕事を続けられるよう、そこを含めて収集を見直していきたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

環境衛生局長、収集委託業者の方々から聞くんですけど、いろんな意見交換会もあったけども、なかなか意見を言いづらいですという話もしていたんです。なので、当局のほうからこれどうですかとか打診するとか、実際いろんな問題があると思うんです。もともと旧平良市は週２回だったんです、市町村合併する前までは。旧伊良部町が４回だった。なので、間を取って３回という、こんな感じでできた話だと私は思っています。

なので、ここで次の質問にも入るんですけど、エリアのまた変更というか、もともと何もない大きなエリアがあって、そこに住居が増えていった、もしくは建設会社がアパートを貸し切って、そこに従業員を住まわせているという部分では、ごみが増えてその日に終わらないと。最後積んでそのまま置いて朝持っていっているんですという話も聞いております。でも、仮にも別のエリアの方たちは午前中に終わって、コンビニでコーヒー飲んでいると。これではちょっとバランスが悪いのかなということで、いろんな意見を聞きながら、一緒に行ってもいいし、現場を見ながら、それでエリアの変更ができないか。後々であれば糸満市みたいに、糸満市では組合がちゃんとしっかりしていて、１つのエリアを２か月回ったら交代するんです。ローテーションで。これなぜかというと、何かあった場合にどこでも回れるように、いつでも休めるようにという部分ですね、そういう部分ではすごい進んでいるなと思う。これ６年前ですけども。エリアの件で何か改善ができればと思います。その辺の見解お願いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

エリアの見直しについてのご質問にお答えいたします。

この収集エリアの見直しについても、収集日の週休２日制と併せて検討していきたいと思います。また、狩俣政作議員ご指摘のように、事業者のほうから特に何もないからではなくて、こちらのほうから積極的にお伺いして実情を反映していきたいと。先日も世帯数の分布が変わっているというお話もありました。恐らくは世帯数は同じでも世帯構成、例えば高齢者世帯が多いだとか、若い世帯が多いかと、そういうことによってもごみの量が違うということも想定されます。これは統計からは分からなくて、事業者から意見を聞かなければ分からないことですので、その辺も含めて積極的にいろいろ話を伺っていきたいと思います。

◎狩俣政作君

環境衛生局長、ぜひよろしくお願いします。

では、次に行きます。３番、市有地の使用許可についてですけども、①、パイナガマビーチの市有地に民間の店舗が運営しているが、市に申請して許可を受けているか伺うとありますが、これはパイナガマビーチの右端のところに組合の民有地があります。その場所を資材置場として、ある建築会社が50年という長い期間で借りている経緯があるんですけども、いつの間にか資材置場ではなくて民間の人が海の家を営業していると。その件について組合員は誰も知らないという。組合のことについては後で話しますけど、まずこの場所で、これもともとの図です。見えますか。この黄色い枠、これがもともとの場所です。ここに今こうなっております。もう何も緑はなくなっていて、海の家ができている状況になっておりますけども、これを先ほど上里樹議員の質問に対して建築確認が取れているのかとかありました。本来であれば、市の土地、この赤い線、見えますか。赤い線、この部分は宮古島市の土地なんです。この部分にあった保安林もなくなっている。本来ここで運営をしていて、ここ通っていいんですかとなるんですけど、建設部長の答弁から聞くと構わないみたいな。それなぜかというと、建築確認が要らない物件だからなんです。なぜ建築確認が要らないと県が判断したのかというのは、この場所の屋根の構造にあります。屋根が外せるんです、簡易的に。一定期間しか使わないという条件があるからこそ、建築確認が要らなくて使用できているというふうになっている。なので、自由にビーチにも入れるんです。本当はこのビーチは港湾が管理しているので、規制をすれば通れませんけども、県の海浜条例に誰人も通っていいですよとなっているんです。それは定めないということなので、そこに規制はかけられないということでよろしいですよね、建設部長。その答弁を。

◎建設部長（下地睦子君）

狩俣政作議員から今ご質問がありました件ですけれども、建物が建っている、店舗がある場所は民有地となっております。その先の宮古島市の公園用地、あとは海側にパイナガマビーチがございます。民有地でございます。あとは、公園とパイナガマビーチ海浜に関しては出入りを制限することはできません。

◎狩俣政作君

実はこの場所に今後ホテルを建設するという話が出てきております。今は簡易的な、一時的なものなので、建築確認が要らないので自由にどうぞとなっているんですが、仮にホテルができましたという場合に何かしら横断防止柵とか設置はできませんか、お伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

今後、その民有地の箇所にホテルであったり、ちゃんとした建造物、建築確認が必要な建造物が建つようであれば当然境界確認が必要になります。その境界確認の際に、当然公園の敷地内に構造物が整備されるということはあってはならないことですので、境界についてはしっかり構造物なりで境界を定めるように相手方に申し入れることは可能でございますけれども、海浜部分に出入りしたいという場合は、自由に出入りできる入り口を設けるという場合は、これについて市が制限をすることはできません。

◎狩俣政作君

ぜひともしっかりとした対応はしてほしいと思います。

②の保安林が伐採されているが、県に申請の確認はできているかと。これも砂川和也議員の質問に答弁されておりました。これ市の保安林だけではなくて、民有の保安林も伐採しているんです。先日の上地廣敏議員の質問にもありました森林伐採、これ森林法違反になるんではないのかなって思うんですが、その

辺の見解をお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

保安林の樹木の伐採等を行う場合、県に保安林解除申請をする必要がございます。保安林の解除につきましては、森林法第26条の２において、保安林の指定理由が消滅したとき、公益上の理由により必要が生じたときに限って認められることが規定されておりますので、民間企業の開発のために保安林を解除することはできません。民間からの伐採の申請を受理することはないと考えます。

◎狩俣政作君

本来であれば、ルールがあって、最初は市に確認するとか、県に確認して事業を行うと思うんですけど、こういって市にも相談もない。県にもない。伐採して、聞き取りでは伐採していませんと言ったけど、先ほどの写真見たら伐採していますよねといったら、はい、一部ですみたいな、こういったのが今後増えることが私はとても懸念します。石垣市のほうで、そういった海岸地域にバーベキューできるような市の施設がありました。しかし、近隣の方々の苦情が多くて、バーベキューしているんでうるさいとか、それで市が動いて、その場所を撤去して、今は森林緑地に努めた、自然を保護しようということになっております。今後、宮古島市もしっかりと規制をしないと、こういった場所で、民有地ですから、もうしようがないとなってしまうとどんどん、どんどん民有地の海岸ゾーン買われて、森林伐採されて、ビーチ造って営業されてしまうような気がします。昨日の西里芳明議員の質問の中で、自治会有地がある自治会、ない自治会では差が出ているという部分で話をされておりました。この組合もかなり多くの組合有地を所有しております。にもかかわらず、聞いた話ですよ、会員からね。私相談受けたんで。総会にも上げない、許可も取らないでこういった譲渡、売買がされているというのは、大変これは問題だと思います。今回の場合は多分弁護士案件とか裁判案件になると思うんですけども、今後、市としてそういった自治会、組合に対しての指導が、ちゃんと総会を開催しなさいとか、何人以上の方が参加しないと駄目とか、そういったことができるのか、答弁お願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

狩俣政作議員の質問にあります当該自治会については、市民から相談等もございます。市としては、その相談に基づいて顧問弁護士に見解を求めているところでございます。顧問弁護士からは、市町村長は認可地縁団体に対する公的関与をできるだけ少なくすることが適当であると解されており、認可地縁団体内部の紛争に対し直ちに代表者、構成員または第三者が詐欺等不正な手段によって認可を受けた場合等に関して認定を取り消すことはできないと解されるということを回答を得ております。その件に関しては、当該相談者本人にその旨伝えているところでございます。

◎狩俣政作君

総務部長、そういった声があるということは多分その組合員と思うんですけども、それに対して私がお聞きしているのは、適正な総会が行われていない、適正な役員選挙が行われていないという部分で、実際この出来上がった名簿を市に持ってきても確認できない。全部黒塗りなんですよ。真っ黒。会長選挙で37名が通っても37名が委任状でしたといって、それも見せられないという部分で、ちょっとおかしいと思うんであればしっかりと市が介入して、そういうところ総会の開催を促すとか適正な会を促すことをしないとこれ絶対もっともっと増えますよ、間違いなく。なぜ市民がこんな弊害を被るんですか。宮古島市、観光

客が増えてよかったねと思っている人誰もいませんよ。そのために環境が破壊されて、アパートが高くなって、住みづらくなって、なのに島外から来た人たちが開発をして、もうかって、市民が何か影が薄くなっているのは私はよくないと思います。そういう部分では、しっかりと行政が対応して、適正な総会を促す。それで本当によく回ればいいんですよ、土地の件でも何でも。何か問題があって裁判になったらその家族もかわいそうですよ。そういった争いはないように今後はしてほしいんですけど。私質問を１個飛ばしました。周辺道路及び市有地に無断駐車が多いという声もありますけども、その辺の見解もお聞きします。

◎建設部長（下地睦子君）

狩俣政作議員お尋ねの道路は、パイナガマビーチ前の道路、国道390号線とホテルアトールエメラルド宮古島南側にある駐車場との間にございます臨港道路下里線及びホテルアトールエメラルド宮古島からパイパイパークまでの埠頭内道路になります。国道390号線につきましては、管理者である沖縄県宮古土木事務所に確認いたしましたところ、現場の状況を確認の上、宮古島警察署とも連携し検討してまいりたいとの回答でございました。臨港道路下里線につきましては、国道から第４ふ頭に通じる道路となっており、荷役作業に当たる車両が行き交うなど、時間帯によっては路上駐車によっては安全上の懸念が生じております。また、埠頭内道路につきましては、主に布干堂船主組合が利用する道路であり、関係者の通行も多いことから、現場の実情を踏まえた対応が求められております。市としましては、路上駐車の抑止を目的としてカラーコーンの設置を行うとともに、現場を確認の上、運転手への声かけによる注意喚起を行っております。今後も状況を注視し、必要に応じてさらなる対策を講じることで、通行の安全確保に努めてまいります。

◎狩俣政作君

よろしくお願いします。本当に交通量の多いところに駐車が多くて、先ほどの公園から曲がっていくところも全部片側が駐車されている。港湾用地はひもで仕切られているので入れないので、一回入っちゃうとずっとバックで出るしかないんです。それが今工事が始まって、道路で、進入ができませんとなっているんですが、なぜかホテルアトールエメラルド宮古島のほうから回っていって、港湾用地の中に止めるんです。そこで止めてから歩いていくんです、皆さん。そのお店に。私おかしいと思うのは、近隣住民が私ら、多くの議員に相談をしております。にもかかわらず、警察のほうに聞くと何の問合せもないと。苦情はない。これ多分みんな怖がっていると思うんです。これも大変な問題と私は思いますので、ぜひいろんな港湾の在り方、ビーチの在り方、なぜか宮古島市って今水上バイクも前浜と渡口の浜だけが規制されていますよね。今後、こういった商売するんであれば、砂川和也議員が言うように、ちゃんとしている業者がいる、それがしていない業者のために弊害を食らっているんであれば、ちゃんとしたルールつくっていただいてやらないといけないと思いますけども、その辺の見解を市長からもお聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

観光振興と市民生活のバランスを取ることは大変重要だというふうに考えております。観光は、もちろん本市の基幹産業といいますか、リーディング産業に成長しておりますし、あらゆる分野に影響を及ぼす重要な産業だというふうに認識しております。一方で、それがために市民生活に影響があってはならないというふうにも考えておりまして、今狩俣政作議員ご指摘の水上バイクに関するガイドラインといいます

か、ルールづくりというのは進めていくべきだろうというふうに考えておりますので、ぜひとも関係機関と協力しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

市長、市民が真ん中になるような本当に行政の運営をよろしくお願いします。

次に行きます。環境行政です。１、宮古島市脱炭素先行地域づくりの事業についてですけども、進捗状況を伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

脱炭素先行地域づくり事業ですけども、これ主に３つの事業で構成しております。１つ目は、民間住宅等の屋根の上でＰＰＡ、電力購入契約になりますけども、この契約によりまして太陽光発電を設置する事業者へ補助を行う宮古島市再生可能エネルギー設備等導入補助。２つ目は、電気自動車、ＥＶ関連のＥＶ買換え補助とＥＶ等カーシェア導入補助。３つ目は、ＬＥＤ照明とエアコンのエネマネ省エネ家電買換え補助となっております。１つ目の宮古島市再生可能エネルギー設備等向上導入補助についてですけども、現在、昨年11月下旬からの事業開始となっております。下地地区３件、狩俣地区２件、合わせて５件の一般住宅に太陽光発電設備の設置が完了しております。令和６年度の時点で、地域脱炭素移行再エネ推進交付金の進捗状況は、事業費ベースで1,519万円、率にして３％の進捗率というふうになっております。残りのＥＶ買換えとかＥＶカーシェア導入について、現在のところ進捗はございません。

◎狩俣政作君

たしか４億円ぐらいの予算を繰り越していますよね。現在1,500万円ほどしか使っていなくて、３％。これ今下地地区に３件、狩俣地区に２件ってありますけども、これ最後は1,757件つくるという話です。これは住宅でですね。プラスこれに公共施設とか民間施設も入ってくるんですけども。少し止まっているのかなという肌感覚があるんです、事業は。それ多分私が前に質問した、夜間の消費電力のときに停電になることがある理由として太陽光発電だと私は思っているんですけども、勝手に、それを沖縄電力が２年前倒しをして蓄電池を整備するというのがたしか今年の５月でできているはずなんです。その確認はできておりますか。沖縄電力が宮古島発電所に蓄電池を運ぶって新聞に載ったんです、前倒しで。この理由として、再エネ出力を抑えるためにですという、書いてあるんですよ。イコールこれは、だから再エネが増えていくと停電のそういう負担が増える、負担というか、ので、これを待っているのかなって私は思っているんです。これができること、蓄電池が、で進んでいないのか、それとも今の進んでいる状況がいいサイクルで進んでいますよということなのか。今後、ＥＶが188台導入されるとなると、その整備する会社はあるのかという部分でも課題がとても多いのかなって思っているんですが、この事業が何年に終了するのかという部分。70億円という莫大な金額の補助金の事業です。実証事業。その辺、いつ終わるのかというだけを教えてください。

◎企画政策部長（石川博幸君）

本事業ですけども、令和６年度から事業開始しておりまして５年間の事業となっておりまして、令和10年度に終了予定となっております。

◎狩俣政作君

時間がないので、次の質問に行きます。

２番、し尿等処理施設の手直し工事についてですけども、工程内容について伺うとありますけども、多くの議員が質問をしておりますけども､そもそもこのし尿等処理施設についてはもういわくつきというか、令和３年３月定例会で防衛省の予算を可決して、全会一致で可決したにもかかわらず、４月５日に突如として担当課長と当時の市長が沖縄防衛局にやりませんって事業変更計画出したんです。から始まったし尿処理です。当時、令和２年にできたこの基本計画、これで２年、３年かかっているんです、つくるのに。１億円かけて。ほぼ１億円ですけどね。その中で示されている一番駄目なパターンのところを選んだ。当初は今ある既存の施設に対して、前処理施設を造れば５億円でできますよと。５億円。本来であれば伊良部島、佐和田地区で35億円。それは５億円がいいですよ。ただ、荷川取の施設に造るってすごい危険な部分というのは、海抜が低いので、し尿と下水が一緒になってしまうと。これは災害のために分離したほうがいいよねという観点もあって佐和田に行ったんですけども、当時の課長と当時の市長が共同化を国が進めていると。共同化というのは陸続きであれば問題ないんですが、ここ離島なんで、共同化する意味がないんです。前処理施設を造ったら終わりと言っていたはずがそうではなくて、新施設を造ってしまった。にもかかわらず既存施設と併用して使っているという部分で、当初、令和６年４月供用開始が１年間延びてしまった。その辺で、私が思うのは、今回の問題で担当職員も病気で休んだりとか交代している部分もあります。相当なプレッシャーがあったんではないかなと思うんです。必ずこの時期にはもう開始しないといけないというね。なぜほかの事業は工期延長もできるのにここはしなかったのかなって私は思うんです。ちゃんと仕様書を出して、受注生産なので、これ時間かかります、工期延長お願いしますと言えない状況があったと私は思うんです。そういうプレッシャーとかがありましたか、環境衛生局長。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

狩俣政作議員ご指摘のとおり、かなり曲折を経て、また担当者も異動等を繰り返しておりましたので、相当のプレッシャーがあったということは確かだったと思います。しかしながら、今回の件は施工業者のほうが資材の確認を十分せずに、しかも発注してから、３月の段階で実はという話を持ってきたおかげで、３月の時点で繰越しの手続をするよと、あるいは工期延長しようという手続がもう事実上不可能だったということもありますので、そういった点でプレッシャーがあったということと、工期延長の件は直接は関係ないというふうに理解しております。

◎狩俣政作君

時間なので、これで私の一般質問終わります。どうもありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで狩俣政作君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時00分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎池城　健君

議員番号15番、新政会、池城健です。通告書に従って質問させていただきます。当局におかれましては、丁寧で分かりやすい答弁をお願いいたします。

まず最初に、教育行政についてですが、私５月末から６月初めにかけて市内の小中学校全校、25校を訪問させていただきました。そのときに、各学校の校長先生や教頭先生からの多くの要望がありました。今回、その要望を中心に一般質問をしていきたいと思いますが、梅雨どきでもあったので、一番多かったのが学校施設の雨漏りへの対応です。梅雨どきでもあって大変切実な訴えが多かったです。そこで、学校施設の雨漏りについて、市教育委員会が把握している学校別の詳細について伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

学校施設の雨漏り、学校別の詳細についてお答えをいたします。

令和７年６月16日時点で、南小学校、東小学校、西城小学校、池間小中学校、北中学校、この６つの学校は校舎のほうで雨漏りがあるということとなっております。あと、上野小学校が体育館となっておりまして、上野小学校につきましては今定例会でも補正予算を計上しておりますけども、予防改修事業を予定をしております。あと、城辺小学校がランチルーム、これは現在修繕中となっております。あと、上野中学校の体育館、あと城東中学校の体育館ということで、城東中学校も今定例会で補正予算を組んでいるところであります。

以上、９校について修繕要望を受けております。

◎池城　健君

教育部長、私ちょうど福嶺小学校へ行ったときに大雨だったんです。福嶺小学校も体育館漏れているよというので行ったら、６か所、７か所にバケツを置いていたんです。福嶺小学校は上がっていないんですか。

◎教育部長（久貝順一君）

私が把握している限りでは、先ほど申し上げました９校からの修繕対応の依頼があるということとなっております。

◎池城　健君

その辺で、だから情報の齟齬があるのかなと。福嶺小学校の校長は、教育委員会にお願いしたよというお話はしていたんです。ですから、その辺も含めて、今回特に上野小学校と城東中学校の体育館は補正予算を組んでいただけるということで非常に子供たち喜んでいるとは思いますけれども、昨年、私平一小学校の体育館の雨漏りのときも指摘しましたが、早めに対応しないと子供たちの安心、安全な学校生活が脅かされるだけでなく、時間が経過するほど改修にかかる金額も増えていきます。平一小学校の体育館も改修に約１億5,000万円かかりました。ですから、早め早めの対応が大事かなと。特に子供たち生活する場所ですので。教育部長がおっしゃったように、雨漏りによって天井が落ちかけているところもあるんです。それぞれの対応について伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

対応についてお答えいたします。

軽微な修繕で対応可能なものにつきましては随時対応をしております。また、大規模修繕対応が必要な

場合については、修繕に時間を要することから、応急処置として一時的に対応した後に補助金等を活用しながら対応しているところであります。

◎池城　健君

本当にこういうふうに学校からの情報を的確に把握して、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

次に、学校から排出されるごみの処理についてですが、現在、学校のごみ処理はどのようになされているのかお伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

昨年の６月定例会におきまして池城健議員より、学校にごみが山積しているため何とかしていただきたいとのご指摘を受けております。その指摘を受けまして、教育委員会では各学校におけるごみの状況を調査し、市クリーンセンターや関係事業者へのヒアリング、また調整及び契約などを行いまして、ごみの廃棄方法について各学校へ周知をしております。その周知を基に各学校において次のように処理することになっています。

まず、可燃ごみにつきましては、資源ごみなどの事業系一般廃棄物については市の契約する事業者が定期的に収集を行うほか、市のクリーンセンターに搬入したり、また紙類のみの場合は専門業者に搬入するなどして処理をしております。また、事務机、キャビネットなどの金属ごみにつきましては、リサイクル事業者に搬入をしております。また、家電リサイクル法対象の４品目、エアコン、冷蔵庫、テレビ、あとは洗濯機等については家電量販店に搬入をしております。クリーンセンター、リサイクル事業者、家電量販店、いずれにも搬入することができない廃棄物につきましては、産業廃棄物処理事業者に搬入をしております。いずれも自己搬入の手間はありますが、各学校がおのおののタイミングで搬入できるようになっており、好評の声もいただいているところです。

◎池城　健君

今教育部長がおっしゃったように、各学校がおのおのの判断でということは、これ誰が運ぶんですか。

◎教育部長（久貝順一君）

運ぶのは、各学校の先生であるとか事務員であるとかということになっております。

◎池城　健君

文部科学省が、教員の働き方改革をしたときに言っているのが、教員がやるべき仕事、教員ではなくてもできる仕事、教員はやらなくてもいい仕事と分けてあるんです。ごみの搬入は教員の仕事と思いますか、教育部長。

◎教育部長（久貝順一君）

ちょっと答えづらいところあるんですが、ごみの搬入については各学校のほうにお願いをしているというところもありますので、その辺を教員の先生方のご理解の下やっていただいているものと思っております。

◎池城　健君

実はその学校を訪問したときに、ですから特に遠い学校のほうからはごみの搬入だけで一日かかる、半日かかる。行ったり来たりするだけでね。非常に負担だと。ですから、教育委員会のほうで業者を指定して、全部の学校にそういう、ごみの処理はやりますよということはできますか。

◎教育部長（久貝順一君）

先ほども答弁いたしましたが、可燃ごみや資源ごみなどの事業系一般廃棄物につきましては市の契約する事業者が収集しています。それ以外の廃棄物については各学校において、クリーンセンターやリサイクル事業者、家電量販店、産業廃棄物処理業者に搬入処理をしていただいております。課題としましては、負担軽減のために運搬を業者にお願いできないかということなんですけども、廃棄物を運搬業者に委託することについては、人件費であるとか燃料費の高騰等の影響により高額な運搬費が生じることで、限られた予算内で廃棄できる量が減るということ、また各学校において廃棄物の数量調査やその報告書の提出など事務処理の負担が増すこと、また教育委員会においてその取りまとめや見積り徴取、入札、契約などに時間を要するため、年に１度程度しか処理できないということ、またその間に学校に廃棄物が蓄積されることなどのデメリットが生じることが見込まれますので、現在のところ考えてはおりません。

◎池城　健君

各学校聞いたら、やはり各学校もその都度、その都度持っていけないので、学期に１回とか半年に１回とかというふうに学校でためて持っていっているという話を伺っているんです。ですから、教育委員会がもし業者お願いしても、年に各学校２回とか３回とかで済むと思われるんです。ぜひ実態調査をして、学校職員ではなくて業者とかしっかりとできるような、先生方には子供にしっかり対応して、授業をしっかりやってもらってという仕事を中心にやっていただけるような仕組みづくりをよろしくお願いしたいと思います。

次に、学校を訪問した際に小学校の管理職から要望が多かったのは、校内の環境整備、草刈りです。中学校はもう用務員をなくしてから定期的に草刈りが行っているんですが、小学校はまだ学校の職員がしているんです。令和６年９月定例会の私の質問に当時の教育部長は、「小学校につきましては、業務委託に向けて見積りを徴取しております。清掃の回数、あとは清掃範囲、また予算確保に向け調整を図る」というふうな答弁をしてもらっていますが、この小学校の校内の環境整備の進捗状況についてお伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

市内小学校の環境美化についてです。市内小学校の環境美化につきましては、当初予算において予算を措置しております。現在、７月中の契約に向け取り組んでいるところです。実施時期等につきましては、学校側と調整を行うこととなりますが、早ければ８月からの実施を予定をしているところです。

◎池城　健君

今学校の草刈りは多分各小学校、環境整備主任と教頭先生と校長先生が交代でやっていると思います。ぜひその負担を軽減していただけるようよろしくお願いします。

続いて、鏡原地区の小中一貫校の進捗状況についてですが、2024年２月16日付の宮古新報社の記事によると、「市教育委員会は、14日夕方、鏡原中学校体育館で鏡原地区小中一貫校開設に関する地域説明会を実施した。説明会では、2025年度に鏡原小学校と鏡原中学校を統合して小中一貫校を開設する計画が提示された」と記載されていますが、現在どのような状況ですか。進捗状況をお伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

鏡原小学校、中学校の小中一貫校の進捗状況についてです。鏡原校区の小中一貫校については、令和７年度の開設に向けて令和５年度に地域協議会、地域説明会を開催しまして、鏡原地区小中一貫校の基本的

なコンセプトを設定しております。令和６年度には、小中一貫校に向けた教育課程の編成とコミュニティースクールの導入として、学校運営協議会の設置を進める計画となっておりました。令和６年度の計画を進めていく中で、学校からの人的要望や先進校視察、また保護者説明会の開催等について要望がありましたが、対応はできておりませんでした。十分な支援ができていない状況があったことから、また開設に向けた具体的なスケジュールについても教育委員会としての対応ができていないことから、両校の校長先生方と話合いを行い、令和７年度の開設については見送る提案を了承していただきました。今年度は、令和６年度に話し合ってきた教育課程の調整期間として実践を行っていただきながら、令和８年度の開設に向けて進めてほしい旨のお願いをしております。教育委員会としましては、小中一貫校開設に向けての方針、スケジュールの見直しを図り、改めて学校と連携調整を取りながら、令和８年度開設に向けて進めてまいります。今年度は、令和６年度に話し合った教育課程の調整期間として実践を行っていただいている状況となっております。

◎池城　健君

教育部長、令和７年度できなかった、では次令和８年度に向かってというんだけど、これその地域の皆さんには説明会は行ったんですか。

◎教育部長（久貝順一君）

今年度実施できなかった旨の保護者への説明会はやっておりません。ただ、８月中には次年度の小中一貫校開設に向けて保護者説明会、地域説明会を開催をする予定となっております。

◎池城　健君

やはり地域の皆さんも心配しているんです。何も説明もないまま、令和７年度開校予定がどうなっているのかと。こういう部分はやはり丁寧な説明必要とは思いますので、よろしくお願いします。

続いて、鏡原地区の認定こども園、もうこれ令和７年度かなという話を聞いているんですけれども、その進捗状況についてお伺いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

宮古島市立保育所・幼稚園の認定こども園移行等に向けた基本計画において、鏡原地区は平良南区域に位置づけられており、今年度はこども園化に向けた準備期間とされております。今年度も昨年度に引き続き教育委員会とこども家庭局との間で意見交換を実施しており、幼児教育や関係機関の連携の重要性を共有し、認定こども園化に向けて互いに連携して進めていくことを確認しております。さらに、給食の提供方法など解決の見通しが立っていない課題もあり、現時点において具体的な開園の時期などをお示しすることは難しい状況ではございますが、鏡原幼稚園の園舎はまだ新しいということもありますので、ぜひ活用する方向で検討してまいりたいと思っております。

◎池城　健君

これは公立の予定ですか、それとも民間がやる予定なんですか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

計画上では、公私連携型認定こども園への移行を推進するという形になっております。

◎池城　健君

そうすると、これから公募は行われるわけですか。これはいつ頃の予定ですか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

基本計画では、平良南区域については令和９年度まで準備期間というふうになっております。計画の期間が令和５年度から令和９年度までとなっているため、それ以降の計画については現在のところ未定となっております。

◎池城　健君

多分地域の皆さんもいつ、どういうふうな形になるかというのはすごい心配して見守っていると思いますので、地域への情報発信をしっかりよろしくお願いします。

続いて、教職員の出退勤システムについて伺います。現在のシステムだと、職員は出勤したら自分のパソコンを立ち上げて出勤時間を打ち込んで､退勤時にもパソコンを立ち上げて退勤時間を打ち込むという、手間がかかるという声が聞こえてきています。教育委員会にはその声は届いているのか、市役所のようにカード式に変更する予定はないですか、お伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

教職員の出退勤システムについてお答えをいたします。

現在、宮古島市の教職員は校務支援システムの出退勤機能を使用しております。同システムとカードリーダーの連携は可能となっておりますけども、現在、教育系のパソコンの認証については令和４年度から顔認証で行っており、ＩＣカードを利用しておりません。これは、このＩＣカードを教職員の方でカードの紛失があったりとか、あったということもあります。顔認証にしたことで、年度初めの人事異動に伴う認証準備が容易なことから、顔認証に変更をさせていただいております。カードリーダーの導入につきましては、ＩＣカードの新規調達などの費用がかかることもあり、現状では設置については考えておりません。

◎池城　健君

当然予算もかかるというのは大変ですが、やはり学校の現場の先生方は特に手間がかかることはもうやりたくないという声も上がってきていますので、そういう現場と意見調整しながら、いいシステムをつくり上げていただきたいと思います。

続いて、小中学校の体育館の空調設備についてですが、午前中、狩俣政作議員の質問に答えて、次年度以降検討していくという、設置していきたいという話もあったんですけれども、実は学校訪問したときに下地地区で、宮古島市は下地地区と狩俣地区で環境省の脱炭素先行地域に選定されています。この宮古島市脱炭素先行地域再生可能エネルギー設備等導入補助金、これ公共施設にも使えるという話なんです。だから、下地中学校はそれを導入して空調設備設置はできないかなという話をしているんですけれども、これは可能ですか、お伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

昨年度から狩俣地域と下地地域につきましては脱炭素先行地域という形で、環境省の補助金をいただきながら脱炭素化に向けての取組を進めております。その中で、公共施設に関しても含まれておりますので、今後担当部署であります企画政策部のほうと調整しながら、可能かどうかちょっと探ってみたいと思っております。

◎池城　健君

下地中学校の校長先生が張り切って、ぜひ下地中学校の体育館をという話もありましたので、ぜひいい方向に行けたらいいかなと思っています。

続いて、学校に設置したクーラーで現在故障中で使用できないクーラーはありますかという質問なんですが、宮古島地方、６月に入って連日、今日もですが、30度を超える暑い日が続いています。熱中症の危険性が極めて高くなる危険な暑さが予想されるとして、気象庁は宮古島地方に６月８日、今年初めて熱中症警戒アラートを発表しました。この熱中症警戒アラートが発表されたら、屋外やエアコンが設置されていない屋内での運動、作業活動はできるだけ中止や延期を検討、激しい運動は禁止と気象庁のホームページに掲載されています。この暑い中で小中学校の教室のクーラーが故障したら大変になると心配していますが、この使用できないクーラーというのは今ありますか、お伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

令和７年６月16日現在で、クーラーの故障報告は１件ございましたが、既に修繕対応済みとなっております。ちなみに、故障したクーラーの修繕が長引く場合の対応につきましては、学校から要望がありましたらスポットクーラー等の貸出しなども検討して対応していきたいと考えております。

◎池城　健君

本当この暑さはこれからも続くものと思われます。クーラーは児童生徒の生命、健康、安全に関わる重大な事項なので、ぜひ学校と連携を取り合って、子供たちが安心、安全に学校生活ができるようなしっかりとした対応をお願いします。

続いて、令和６年12月定例会において山下誠議員の教職員の住宅問題についての質問に答えて、当時の教育部長は「関係部局が進めている市営住宅の活用、空き家対策等についても情報収集を行い、既存の伊良部地区の教職員住宅の改修をし、活用することも視野に進めていきたいと考えております」と答弁しています。教職員の住宅の進捗状況についてお伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

伊良部地域にあります教員住宅の進捗状況ということでございます。伊良部島にある教職員住宅につきましては、昨年度、当時の教育長、また教育部長、あと教育施設課の職員で視察を行っております。老朽化による水回りを含む大規模な改修が必要との判断をしておりまして、費用と時間を要することが想定されます。当該住宅はまた平成25年度から12年間、今年度までなんですが、６世帯あるんですけども、１世帯しか入居していないという状況もありまして、改修の必要性については今後ニーズ調査を行いながら慎重に判断していく必要があると考えております。

また、教職員の住宅問題に関しましては、さきに行われました沖縄振興拡大会議のほうにも要望として取り上げておりまして、また沖縄県都市教育長協議会、また沖縄県教育長との意見交換会なんですが、テーマとして提案をしております。これは、家賃高騰に伴う教職員の住居手当の拡充でありますとか、宮古島市に赴任してくる教職員の住居確保のための支援として県立高校の職員が入居できる教員住宅についても公立の教職員が入居できるような制度の変更等を提案をしていくという形になっております。

◎池城　健君

本当に沖縄本島から転勤してこられる先生方は非常に苦労しているんです。今年度の教職員の異動に伴う住宅入居についての現状について宮古島市教育委員会は把握していますか。

◎教育部長（久貝順一君）

今年度赴任された方の教職員の住宅につきましては、全ての教職員がちゃんと家を確保して住んでいるというふうには聞いておりまして、ただいろんな様々な意見等については、今後もしありましたらいろいろ丁寧に対応しながらやっていきたいと考えております。

◎池城　健君

私聞いたところでは、４月に完成するようということで契約して、来たらそれができなくて一月余りもホテルから職場に通っていたという事例もあるんです。ですから、早めにそういうことがないように教育委員会のほうでしっかり対応していただきたいと。お願いします。

続いて、昨年12月に教育長が辞職して以降、教育長職務代理者が教育長の代理をして、３月定例会、そして今回の６月定例会にも毎回出席しています。市民の中からは、報酬は辞職した教育長の報酬を受け取っているのかなという声も聞こえてきています。そこで、教育長職務代理者の報酬についてお伺いします。

◎教育部長（久貝順一君）

教育長の職務代理者の報酬額につきましては、ほかの教育委員と報酬額は一緒でして、月額５万3,000円の報酬を支給しております。

◎池城　健君

ではあと、１月から教育長職務代理者として勤務していただいていると思うんですけれども、ほかの教育委員と変わらずに５万3,000円の報酬でずっとやっているということですね。

◎教育部長（久貝順一君）

報酬額につきましては、５万3,000円を支給をしております。また、職務代理者として様々な行事等に、また庁舎のほうに来ていただく際は費用弁償として１日1,000円の支給をしております。

◎池城　健君

私もちょっといろいろ調べてみたんですが、県内には何か例はないみたいですけども、県外では教育長職務代理者の働きと責任の重さから他の教育委員と少し差があってもいいんではないかということで、報酬をちょっと変えているところもあるということなんです、調べてみたら。宮古島市は、それを導入する予定はないですか。

◎教育部長（久貝順一君）

教育長職務代理者の報酬を変更する予定はないのかというご質問にお答えいたします。

令和７年１月１日より教育長が不在となりまして、教育長職務代理者にその公務を担っていただいておりますが、教育長職務代理者として公務に従事していただいた場合は報酬額は特に設けておらず、先ほど申し上げたんですが、１日1,000円の費用弁償のみを支給しております。また、池城健議員ご指摘のとおり、県内11市の中で教育長職務代理者と教育委員の報酬額に差を設けている市はなく、各市とも教育委員報酬として一律となっております。基本的に教育長が長期で不在となることを想定していないため、報酬額に差を設けていないものと思われますが、事故等で教育長が長期不在となることも考えられますので、県外他市の事例を参考にして報酬額の見直しについて市長部局と今後調整をしていきたいと考えております。

◎池城　健君

もう本当に１月から大変な責任を持ってやっていただいていますので、ぜひ宮古島市でも導入について

の検討をよろしくお願いします。

続いて、地下水汚染への対応についてですけれども、上里樹議員が先ほど午前中に示した資料を私タブレット端末に入れてあるので、ちょっと画像で示したいと思います。お願いします。

（「よく見えない」の声あり）

◎池城　健君

見えないか。これてぃだぬふぁ島の子の平和な未来をつくる会というところが令和６年12月18日、宮古島市長選挙前に各候補に質問状を送付して、それに答えてもらっているんです。これの一番下、ちょっと見えないというので読み上げますが、安全な地下水と海を汚染しないためにはどのような取組が必要かということに対して、嘉数登市長と座喜味一幸前市長と前里光健前市議だけが回答したということで３名の回答が載っているんですけれども、これについて嘉数登市長は「水道水から化学農薬成分の除去に資する高機能活性炭処理装置を設置する」と答えているんです。ところが、昨日までの嘉数登市長の答弁は全然その設置するという言葉がないなと思っていたんです。今日の午前中の上里樹議員の中に答弁やっていたんですけど、私昨日までの嘉数登市長の答弁聞いていたら、座喜味一幸前市長がこういう答え方したんです。「国の基準や科学的根拠に基づき慎重に対応することが重要。ネオニコチノイド系農薬の影響についても注視しており、国の進めるみどりの食料システム戦略に連携した減農についても検討を進める。水質調査やモニタリングを徹底し、安全な水の確保に努める」という答弁をしているんですけど、もう嘉数登市長はそれの域から出ていないなと思っていたんですが、今日、午前中の上里樹議員の質問に対して、任期内に何とか頑張るような答弁がありました。もう一度お願いします。

◎市長（嘉数　登君）

水道水については、年４回実施している水質調査における測定結果は、現時点において全ての項目で水道水質管理目標を大きく下回っております。また、地下水汚染に関する懸念については、今年３月に宮古の地下水と農業を守るシンポジウムを開催し、多くの市民へ水道の現状の周知も行っております。今年度も引き続き専門家の見解を交えたシンポジウムの開催を予定しております。今後もモニタリング調査を継続し、測定結果の経年的な変化を注視するとともに、高機能活性炭処理装置の設置について市民の理解の下、適切に対処してまいりますと答弁してきております。私は、決してやらないとは言っていないです。任期中に設置に向けて取り組んでまいりますという答弁をさせていただいております。

◎池城　健君

市長、宮古島地下水研究会はいろんな子供への影響、そういうことなども調査をして、汚染が拡大してからでは対応遅いんではないかという懸念を持っているわけです。ですから、上里樹議員もおっしゃっていましたが、予防原則の立場からそういう対応をお願いしたいということなんです。ですから、今調査をするとおっしゃっているんですけど、どの時点でこれ対応を取るのか、そういう考え持っていらっしゃいますか。

◎市長（嘉数　登君）

調査をするといって調査ばかりするということではなくて、調査を行いつつ市民の理解も得ながら、市民の理解の下、適切に対処していきますという話を私は答弁させていただいております。当然その水質管理目標値を下回っている状況の中で予防原則にのっとって整備しなければいけないということについて

は、私もそれについては一定の理解を持っておりますので、そこは市民の理解も得なければいけないということと、例えばその検出量が微量では補助金の採択がされるかどうかというような検討、それからイニシャルコスト、整備費がこれ恐らく二十何億円かかるんですけども、その整備費だけではなくてランニングコストについてもしっかりと理解をしていただかなければいけないということで、私はそういったことがあるのでシンポジウムを開催して、より多くの市民の皆様に理解を得て進めていきたいというふうな答弁をさせていただいております。

◎池城　健君

市長がおっしゃるように、私もランニングコストは非常に大きな負担になってくるかなと。ですから、それを導入するに当たってはしっかりと市民の理解を得るのは大切なことかなとは思いますが、ぜひできるだけ早めに、この宮古島地下水研究会の皆さんが心配している私たちの子や孫の時代に影響が出てからでは遅いという懸念にしっかりと向き合って対応をお願いしたいと思います。

◎市長（嘉数　登君）

池城健議員がおっしゃるように、一日も早く設置できるように取り組んでまいりたいということと、もう一つ、私がそのシンポジウムを開いた意義というものがございます。この地下水の問題を考えるに当たって、決して農家を置き去りにしてはいけないというふうに私は考えております。彼らが使っている農薬がということを置き去りにして、それを処理する施設だけ造ってしまっては問題の根源的な解決にはつながらないというふうに思っておりまして、それがために去る３月のシンポジウムでは農家の方々、それから地下水について懸念を持っている方々の参加をしていただいて、両方の立場からいろいろ意見を言っていただきました。私は、両方の立場の一定程度の理解も進んできたのかなというふうに思っておりまして、ここがスタートラインですということも先日のシンポジウムでも申し上げましたので、一日も早く設置できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎池城　健君

ぜひよろしくお願いします。

続いて、観光振興についてですが、宮古島市は2019年度を初年度とする第２次宮古島市観光振興基本計画を策定しています。それによると、2028年度の年間入域観光客の目標値が200万人と設定しています。昨年の観光客は119万人を超えました。市民生活に大きな影響を及ぼしてきています。インターネットでも、宮古島の現状はバスやタクシーなどの二次交通不足、商業施設の著しい混雑、ごみ問題や交通渋滞、レンタカーによる交通事故の多発、立入禁止地域への進入などの問題がオーバーツーリズムという言葉で語られています。空路だけでなく、クルーズ船の寄港の増加も市民生活へ多くの影響を与えています。そこでお伺いします。今現在の宿泊施設の数、私宮古島もういっぱいいっぱいではないかなと思っているんですが、ところが今でも海岸線はかなりの本土企業に買い占められて、もっと増えそうな勢いがあるんです。これどこかで規制すべきだと考えますが、見解を伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

令和元年度に策定した第２次宮古島市観光振興基本計画では、入域観光客数は空路105万人、海路95万人の合計200万人という目標値を設定しております。令和６年度においては、空路約99万人、海路約20万人の合計約119万人となり、過去最高の入域観光客数となりました。本市の今日までの観光産業の発展には、観

光客の受皿となる観光施設の伸びも大きく関係しており、入域観光客数の増加にもつながることから、観光施設の増加は一定の効果があると考えております。一方で、ごみや水などのインフラ需要の増加、市街地の混雑により市民生活へ影響が及ぶなど、観光に付随する様々な課題も顕著化しております。本市では、これまでも答弁しておりますが、本年度に観光の将来を再設計する観光振興ビジョン、次年度にビジョンを実現するための第３次宮古島市観光振興基本計画の見直しを予定しております。同計画では、現状に即した様々なオーバーツーリズム対策を盛り込んで改訂する予定でございます。市といたしましては、今後も観光による市民生活への影響を最小限にするための様々な施策を考えてまいります。宿泊施設の数は、今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

◎池城　健君

市長、市長は施政方針でも「観光の量から質への転換を図ります」と述べているんです。ですから、市民生活、島の環境を守るためにも、やはりこれ以上の宿泊施設は必要ないのではないかと私思うんですけれども、市長の考えお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

宿泊施設がこれ以上必要ないんではないかというご趣旨の質問にお答えいたします。

まず、宿泊施設という前に、宮古島市が観光振興基本計画の中で目指している入域観光客200万人という数についてはもう一度議論する必要があると思っております。目標値について定める場合は、当然水ですとか電力ですとか公共交通、さらにはごみ問題、そういったことを総合的に勘案しまして、宮古島市の提供可能なサービスといいますか、インフラの状況を踏まえてやはり目標人数というのは設定すべきかなというふうに思っております。正直、今現在のその200万人という数字は、これらの基礎的なデータを解析した上で目標値を積み上げたというふうには私は理解しておりません。それがゆえにオーバーツーリズムと言われるような観光と市民の調和というのが若干ながらやはり崩れているのかなというふうに思っておりますので、今年度その観光振興ビジョンというものは改めて宮古島市が目指す、あるべき宮古島の観光の姿というものをまず描いて、それを基に観光振興基本計画を見直していきたい。その中で、当然何がしかの目標が必要になるかと思うんですけども、私は数ではなくて量から質を言っておりますので、１旅行当たりの宿泊日数ですとか観光消費額、そういったものをＫＰＩとして設定して伸ばしていきたいというふうに考えております。

◎池城　健君

そういう宿泊施設の制限は市として可能なんですか。

◎市長（嘉数　登君）

宿泊施設を建設するということに対して、民間の経済活動に制限を加えることはなかなか難しいというふうには考えております。ただ、私が先ほど申し上げた200万人というのは非常に厳しい数字ではないかと言ったのは、当然そこを目指して観光事業者もホテル事業者ももろもろ整備してはくるかと思うんですけども、観光振興ビジョンですとか観光振興基本計画を議論する中で、宮古島市として提供可能な水ですとか、それから電力、そういったもろもろのことをデータを出していけば、この島が受け入れることができるキャパがどれぐらいかというところはおのずと見えてくるかと思いますので、そこを踏まえてまたいろいろ関係事業者のほうとも協議してまいりたいというふうに考えております。

◎池城　健君

市民生活に本当にかなり影響を及ぼしてきていますので、今市長がおっしゃったように、キャパシティーとして本当にこれが大丈夫なのかということをしっかりと検討していただきたいなと。これ以上の市民生活に悪影響出ないような対応をお願いしたいと思います。

これクルーズ船の寄港についても同じなんです。今さっきの観光商工スポーツ部長のお話で、去年20万人。今年の予定は去年の倍近いという話を伺っています、クルーズ船も。そうすると、また40万に近い方がクルーズ船で寄港するのかな、だからこれも制限すべきだと私考えますが、見解を伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

先ほども答弁しましたが、第２次宮古島市観光振興基本計画においてクルーズ船の入域観光客数は95万人と設定しており、令和６年度の実績は約20万人となりました。目標値と比較するとまだ少ない値ではありますが、池城健議員ご指摘のとおり、クルーズ船の入港時におきましてはごみやトイレの問題、飲食店でのマナーの問題など、様々な課題も起きていると認識しております。そこで、先ほども申し上げましたが、観光の量から質への転換により持続可能な観光振興を図る必要があり、観光振興ビジョンの改訂を予定をしておりまして、同計画ではクルーズ船を含む現況に即した様々なオーバーツーリズム対策を盛り込んで改訂する予定でございますので、市といたしましても今後も観光による市民生活への影響を最小限にするための様々な施策を考えてまいります。

◎池城　健君

空路も、そしてクルーズ船も本当に市民生活にかなりの影響を及ぼしてきていますので、ぜひ対応をしっかりとよろしくお願いします。

次へ行きます。市民への行政サービスについてですが、先日、知り合いに不幸があり、お悔やみに訪問した際、遺族の方から市で配付されたおくやみハンドブックが大変親切に記載されていて助かったとの声とともに、以前住んでいた那覇市ではおくやみコーナーがあり、このおくやみコーナーで多くの方が必要となる国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険等の手続を中心にワンストップで受付を行っているということで、宮古島でも設置してくれたら助かるということを述べておりました。そこで調べたところ、県内では那覇市と宜野湾市がおくやみコーナーを設置し、市民サービスの向上に努めていることが分かりました。県外いろんな市でもこれ設置しているところ結構あったんです。それで、このおくやみコーナーの設置について宮古島市で検討していただけないか伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

おくやみコーナーの設置については、人員やスペースの確保、システムの運用といった予算を伴う事項に加え、各課との連携が必須となります。税務課、納税課、高齢者支援課、国民健康保険課と意見交換を行っておりまして、その中で各課での手続に必要な確認事項が細部にわたります。例えば国民健康保険や後期高齢者医療費、介護保険の保険料の滞納者の手続、資産所有者の納税義務者名義変更等の手続、お金に関する手続が発生します。本庁舎はフロアが各課に隣接しているため、ご遺族の方が直接担当課で手続を行ったほうがきめ細かな確認ができ、手続が漏れなく完結するとの意見がありました。現在の対応としましては、先ほど池城健議員からもご紹介いただきましたが、手続の案内リスト及びおくやみハンドブック、それからおくやみハンドブックの表紙にＱＲコードを掲載しておりまして、おくやみ手続きナビとい

うのがあります。それを確認しながら手続ができるようになっております。おくやみコーナーの設置には多くの課題が生じますが、一方で現行の手続においてご遺族の方のさらなる負担軽減が求められていることも承知しております。今後は、関係部署も含め、現行の窓口総合支援システムの検証や実証実験等を行いながら、より効率的な手続の在り方について８月末をめどに取り組んでまいりたいと考えております。

◎池城　健君

市民生活部長、令和６年度の統計みやこじまによると、宮古島市では一日に2.1人の方が亡くなっているとのことです。その手続で遺族の方は市役所で幾つかの担当課を回らなければいけない、その負担を少しでも軽減できればよいと思うので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

私が調べたところによると、他県もそうなんですが、このおくやみコーナーを設置している多くの市役所では事前予約制で、場所も市役所内の奥まった落ち着いて話が相談できる場所になっているようです。ぜひ宮古島市でも市民の負担を軽減を図るためにどういう方法があるかという検討をよろしくお願いします。

続いて、６月１日付、これ宮古毎日新聞ですが、大きな見出しで「市、不備隠し補助金受給」と大きな見出しで掲載されています。その中で、「市は、工事の完了前に状況を把握していたものの、同施設の運用に大きな影響はないと判断し、防衛省に完了を報告」との記述がありますが、誰が運用に影響はないと判断し、誰の指示で沖縄防衛局へ完了報告をしたのかお伺いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

影響がないと判断した件でございますが、これは施工事業者のほうから申出を受けまして、市の担当者、それから施設を設計した業者と、それからあと工事の監理業務を行っている業者が一緒なんですけども、こちらのほうの担当者と協議をしまして、施設の供用開始には問題なかろうと。加えて、業者のほうが直ちに適正な資材を用いてすぐ直すということを表明しておりましたので、取りあえずこれで完了ということにしましょうということで、担当課長、それから担当局長がそれでよしということにしましょうということで決しております。合格通知、それから沖縄防衛局への報告につきましては市長決裁で行っておりますが、判断は課長、局長でだと思っております。

◎池城　健君

友利光徳議員の質問に対しても、市長は最終決裁者は市長だと答弁しましたが、これ仕様書とでは違うことを認識しながら決裁したんですか、お伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

私が完了検査に決裁したのは３月31日でございます。書面上の形式審査ですので、そういった認識はございませんでした。

◎池城　健君

これは、担当局長からもそういった説明はなかったのですか。

◎市長（嘉数　登君）

５月26日にこういったことがあるという報告ありましたので、その報告を受けて私のほうからすぐ沖縄防衛局に報告するようにという指示をいたしました。

◎池城　健君

副市長が沖縄防衛局に状況を説明したということで、新聞によると沖縄防衛局のほうは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいて適切に対応していくという説明があったと聞いていますが、その後何か連絡ありましたか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

補助金の返還については、その後、沖縄防衛局から特段の指示はございません。

◎池城　健君

仕様書と違うというのはもう何か理解できなくて、違うものをやってしまって、それがもう完了して報告をしてしまうということについて非常に違和感を持っているんですけれども、これ沖縄防衛局がもう補助金返してくださいと言った場合はどういう対応になるんですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

沖縄防衛局からそのような指示があればそれに従うことになるかと思います。

◎池城　健君

その場合の財源はどうなりますか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

その場合は一般財源になるかと思います。

◎池城　健君

市民の負担になる可能性もあるということだと思いますので、ぜひ情報をしっかりと市民に向けても発信していただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で私の質問は終わりますが、本日……

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

先ほどの宿泊施設の件数なんですけど、令和６年末時点で宿泊施設の件数が549件、客室数が6,679室、収容人数が１万8,452名となっております。

◎池城　健君

これで私の６月定例会の質問は終わりますが、本日、教育長の任命について追加議案が上程されるとのなので、教育長職務代理者には半年の長きにわたり学校教育推進のためにご苦労、ご尽力していただいたことに敬意を表します。お疲れさまでした。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで池城健君の質問は終了しました。

◎平良和彦君

一般質問４日目、４番、議員番号10番の宮古進政会の平良和彦でございます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思いますので、答弁のほうは市民に分かりやすいご説明と誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。先ほどから前泊直子教育長職務代理者、本当お疲れさまでございます。頭が下がる思いでございます。もう少しの辛抱かなと思っておりますので、頑張ってください。

それでは、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。まず最初に、市長の政治姿勢についてですけども、宮古島夏まつり2025についてですが、今月５日に宮古島市の夏まつりの実行委員会が開かれて、来月25日金曜日と26日の土曜日、両日の開催されることに決まっております。また、魅力あふれる笑顔と活力

ある地域づくりを目指し､住民一人一人の絆を深めていくという目的で実施されることになっております。そして、子供たちの皆さんが家族、友人と一緒に過ごす時間は記憶に残る特別な体験となり、多くの住民にとって楽しい、また喜びの源となると考えております。そこで、これまで準備等でお忙しい中ではあると思いますが、これまでの夏まつりの進捗状況どうなっているのかお聞かせください。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

宮古島夏まつり2025の実行委員会総会を去る６月５日に行っております。開催日を７月25日、26日の２日間に決定しております。総会においては、昨年度からの警備体制の見直し、安心、安全な祭りの開催を目指す方針について関係団体等と確認しております。

◎平良和彦君

夏まつり、この実行委員会が始まる前は、本当に安全、安心という意味では聞くところによると１日で終わるのかなという話もありました。ですけど、２日間にまたがって、子供たちが楽しみにしている祭りでございますので、２日できるということを私としてもうれしく思っております。

２つ目に夏まつりの催しのことなんですけども、毎年ちびっ子駅伝、また宮古島観光アンバサダー発表式、そして東西大綱引きが行われておりますが、ほかにも何か新しい催し等があれば内容を教えていただければと思っております。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

内容についてなんですけど、これあくまでも予定ではありますが、初日の７月25日には豊年祈願祭、観光アンバサダーの発表、ちびっ子駅伝大会などがございます。翌日の26日には、先島ダンスリーグの2025の決勝大会、東西大綱引きなどを行う予定となっております。

◎平良和彦君

先ほど私が言ったのを何かそのまま言っているような感じなんですけども、新しい何か目玉みたいのはないんですか。例えば私としてはなかなかトライアスロンでも、私のほうにも話があったんですけど、花火がなかったというということなので、宮古島夏まつりには花火はないんですか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

新しい演目というか、宮古島の伝統的な出し物がないということで、今会議所のほうで宮古島の伝統の踊りとかを出してもらえないかというような打診しております。花火についてなんですが、打ち上げ花火につきましては、打ち上げ場所の制限等が多いことから、開催するか否かについて現在検討しているところでございます。

◎平良和彦君

ぜひとも打ち上げ花火は本当に、ぱっと咲いて大きな空に輝くのが本当に夢がありますよね。ぜひともこの花火を打ち上げてもらいたいなと思っております。なかなか子供たちも見る機会もないし、やはり夢のあることをやってもらいたいなと思っております。ぜひできるようにお計らいのほうよろしくお願いいたします。

続きまして、子育て世代の住居不足解消についてお伺いいたします。施政方針でも市長言っておりましたけども、低廉な家賃の住宅供給についてですが、市長は市民と約束した公約、９つの政策を推進に向けて、その中から少子化対策、また住居不足の緩和、解消、持続可能な観光振興などに取り組む姿勢を見せ

ております。そして、公約の一丁目一番地に子育て世代の住居不足解消を掲げており、「低廉な家賃で住宅の供給が可能となるよう、市有地を活用した住宅造成や賃貸、集合住宅等の整備に向けてサウンディング型市場調査を採用し、民間企画力を取り込みながら活用方法を検討してまいります」と述べておりました。その検討した結果はどうなっているのかお聞かせください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

内容については、平良和彦議員から詳しく言っていただきました。市では、令和６年12月から令和７年３月にかけて、旧町村部における若者定住促進事業として、市有地の有効活用を目的に、市のホームページ、建設新聞や地元紙などで公募をし、民間事業者からの提案を受け付けるサウンディング型市場調査を実施いたしました。その結果を５月26日に市のホームページでも公開しているところでございます。

◎平良和彦君

その結果ホームページに載せているとあるんですけど、私見ていないものですから、ちょっと教えていただけますか。

（何事か声あり）

◎平良和彦君

ちょっとかみ合わないんですけど、それでは２つ目のこれまでの進捗状況についてお伺いいたします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

進捗状況についてお答えいたします。

大城仁議員も同じような質問でありましたので繰り返しになりますが、本調査では民間提案による活用の可能性を検討し、将来的に低廉な家賃で供給可能な賃貸住宅の整備を念頭に民間事業者の創意工夫を生かした提案を募るもので、サウンディング締切り時点の結果としては参加申込みは１社にとどまりましたが、その後も島外を含む複数の事業者から個別にアプローチが寄せられており、比較的建設コストを抑えた整備手法や資材活用の提案などもいただいております。市としましては、今後もこういった提案と市が目指す若年層向けの住環境整備の条件とすり合わせを行いながら、実現可能性のある形での住宅整備を模索し、引き続き可能性調査を継続してまいります。また、住宅整備に当たっては、民間事業者のみでの実施が難しいケースも想定されることから、官民連携による整備に活用可能な国の補助制度もより柔軟に適用されるよう国に要請してまいりたいと考えております。

◎平良和彦君

これいつ頃できるかというのは分かりますか。まだ調査をしているという段階ですか。いつ頃をめどに考えておりますか。

◎市長（嘉数　登君）

公約に上げたことをいつかということでありまして、私市長になってから５か月です。仕込みの部分もありますので、しっかりと仕込みをやって、一日でも早く事業目的とかというか、公約が達成できるように取り組んでまいります。

◎平良和彦君

市長、本当に早めにできればなと思っております。若い方々が今悩んでいる状況でございますので、早め早めによろしくお願いしたいと思います。

次に、主な公共工事の状況についてですけども、執行状況及び事業費についてお伺いいたします。宮古島市のような離島の、さらなる離島にとっては、公共工事は雇用創出や地域住民が工事に従事することで収入が増え、宮古島全体の経済に対して好影響を与えていると思います。ある建設業者は、これまでは民間の建築工事があり、何とか食いつないできているよという話も聞いております。このようなことから、新年度が始まって２か月たっております。そろそろ工事等の入札、また契約等が進められる頃だろうと考えておりますが、主な公共工事等の執行状況及び事業費等をお聞かせください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

私のほうでは、農林水産部所管の事業をお答えいたします。

今年度予定されている公共工事でありますけれども、まず農政課単独事業としまして西浜崎海岸整備事業１億2,500万円の発注を予定しております。現在、県と保安林解除の協議を行っておりますので、その後の発注となります。農村整備課でありますが、農業農村整備事業関連の公共工事の発注計画が11地区ございます。事業費合計で８億4,000万円余りであります。執行状況でありますけれども、現在までに農業基盤整備促進事業で畑地かんがい施設工事を２件、予算ベースで執行率22％、農業競争力強化農地整備事業にて１件の圃場整備工事の契約を締結しておりまして、契約執行率12％、農地耕作条件改善事業で１件契約を締結し、執行率82％となっております。

◎建設部長（下地睦子君）

建設部の工事の予定をお答えいたします。

建築課住宅関連事業としまして、城辺福里第２市営住宅外壁等改修工事と上野高田市営住宅外壁等改事を合わせまして、工事費約１億1,000万円程度で発注する予定でおります。道路建設課道路整備工事につきましては、A―56号線歩道設置工事、延長420メートル、工事費7,300万円程度を見込んでおります。港湾課港湾整備事業では、平良港トゥリバー地区緑地整備工事、工事費9,720万円程度、平良港トゥリバー地区マリーナ施設整備工事、工事費9,770万円程度で工事を発注する予定となっております。総合体育館につきましては、令和７年度から令和９年度までの３年間を工事期間としておりましたが、作業が少し遅れておりまして、発注は令和８年度になる見込みです。事業費といたしましては、現在実施設計を行っているところですので、実施設計を終わり次第積算を行っていくということになります。

◎平良和彦君

公共工事はかなり出しているのかなという感じはしておりますけれども、建設部長が言ったように、新総合体育館がちょっと遅れているということなんですけど、何か理由はありますか。

◎建設部長（下地睦子君）

宮古島市スポーツ協会など各団体からの要望等を聞いておりまして、それで設計書に反映させております。実施設計の中でそれを詳細に組み込んだところ、少々作業が遅れているという状況でございます。

◎平良和彦君

それでは、またいいのができることを期待しております。

次に、レンタカー会社の状況についてお伺いいたします。先ほどから宮古島の経済がざる経済ではないかとよく言われておりますけども、観光面、海辺の、先ほど狩俣政作議員も言っていますように、いろんな業者が来て、もうけるだけもうけていなくなるとか、そういったのを避けるためにもしっかり市のほう

で対策取ってもらいたいなという思いで質問しております。宮古島市におけるレンタカー事業は、宮古島市に来る観光客の移動手段として大きな利用をされていることが分かります。そして、観光や経済にとっても利益があるもののように見えますが、そのような中で事業者が宮古島市に住所がないとか、また無登録事業者の存在が一部あると聞いております。この一部が問題を引き起こす可能性があることが考えられます。そのため、市としていろんな面で適切な規制や監視体制を強化することが重要であるかなと私は思っております。このことも同僚議員が言っているルールづくりが必要かなと考えます。事業者は必ず住所を宮古島市に移すとか、そういったルールをできないのかなと考えておりますが、そこで直近のレンタカー会社の数は幾つぐらいあるのか教えていただきたいと思います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

沖縄県内でのレンタカーの営業許可や事業者情報の管理につきましては、沖縄総合事務局陸運事務所の所管事務となっております。同事務所の公表では、市で登録されているレンタカー事業者は令和６年度末時点で349事業者となっております。

◎平良和彦君

349事業者が宮古島市に存在すると。その中で、本市に住所登録、状況はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

先ほども答弁しましたが、レンタカー業の許可申請をはじめとした事業者の情報管理につきましては陸運事務所の所管事務になっておりますので、現在のところ事業者の住所登録先の公表はされておりませんので、市がこれについては全体的に把握することは困難となります。

◎平良和彦君

それでは、もしこの業者が夏場レンタカー会社を立ち上げて、冬にいなくなったと、そうした場合に宮古島市では何もできない状況なんですか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

このような状況になった場合は、市としては対応はできないことになります。

◎平良和彦君

そうした場合に、例えば車とかをそのまま置き去りにした場合、これ誰が責任持って片づけるんですか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後２時53分）

再開します。

（再開＝午後２時54分）

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

その場合は事業者の責任となります。

◎平良和彦君

これ通告外になるんで、突っ込んだ質問は難しいと思うんですけども、なぜかと申しますと、鏡原地区

のほうにかなりレンタカー業者がありまして、一部の土地に事故した車とかが本当いっぱいあるんです、何百台と。これ、では誰が責任持って片づける。事業者とは言っているんですけど、この事業者が逃げた場合、これ市がやらないと、はっきり言ってみっともないですよね。観光を目玉にしている市として、そういったところを縛るにもやはりルールというのは大事なのかなというのを私としては言いたかったです。

そういうことで、こういったレンタカー業者が来て宮古島市として本当に利益はあるのか、そこを。３つ目の質問しておりますので、答えてください。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

レンタカー事業者の増加に伴う本市への利益につきましては、これはケース・バイ・ケースではありますが、まず市税での法人住民税や軽自動車税、固定資産税の増収が見込まれます。

次に、レンタカー事業の受付事務や車両整備、洗車作業などを行う従業員の雇用創出や営業所の維持に係る様々な経費により経済への波及効果も期待できます。

また、公共交通が限定的である本市においては、観光客の多くがレンタカーを利用するため、飲食店、観光施設、各種店舗へのアクセスで、観光消費の拡大にもつながると考えております。

◎平良和彦君

時間ないんでこれは終わりますけども、続きまして教育長の任命について市長の見解をお伺いいたします。

現在、宮古島市の教育長は５か月も不在となっております。この状況は非常事態だと私は考えております。そこで、昨日、宮城克典氏を教育長に起用する人事、同意案が提出されました。市長は任命責任がありますので、宮城氏を教育長に任命するに当たり、どのような考えで宮城氏に決めたのかお伺いいたします。例えば一般的に資格要件として教育に関する専門的な知識や経験、そして教育行政としての教育政策や行政に関する理解が深いこと、また私が考えるんですけど、特に必要なのが市長との信頼関係です。市長の方針に合った教育方針を推進できるかどうかです。以上のことを踏まえて、透明性のある市長の見解をお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

この後提案があるので、まず教育に関する知識と経験、リーダーシップとマネジメント能力、倫理観と公正さや人望等を総合的に評価した上で選任させていただきたいというふうに考えております。私は、１月25日に市長に就任させていただきまして、これまで２度、教育長の同意案を提案させていただきました。残念ながら議会でご理解いただけることはできませんでしたけども、私の考え方はもちろんそうなんですけども、議会の意思というんですか、判断というものも非常に大事だと。議会の後ろには当然市民がいらっしゃいますので、そういった議会の意思というんですか、判断も慎重に私なりに検討いたしました。一方で、教育長不在を一日でも早く解消したいという思いもございましたので、例えば教育界に詳しい方、教育現場の方、それから教育とは全く関係ないんですけども、教育に関心を持っている方、また様々な人とお会いして、実際にお話を伺いました。当然選ぶからには教育長としての資質、経験、リーダーシップ等備えている方であると同時に、私が考えている教育観というものとも、全く一緒ということではないんですけども、同じ方向を向いて頑張れる人ということで、今回提案させていただきたいというふうに思っ

ておりますので、これは教育界に全く縁のない方だけではなくて教育界の方々からもかなり推薦をいただいておりますので、ぜひ慎重な審議の上、ご理解いただきたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

分かりました。

次に、地域行政についてお伺いいたします。城辺地域の子ども食堂についてですが、子ども食堂設置計画はないのかということでございます。子ども食堂に関しましては、城辺地域以外の各地には例えば平良地域、伊良部島、上野地域、下地地域等で運営方法、若干形変わっているとは思いますけども、地域社会の支援を得ながら、食事提供などだけではなくて、子供たちが安心して過ごせる居場所が必要だと私も考えております。そういう意味で、この城辺地域の子ども食堂は設置する計画等はないのかお伺いいたします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

現在、子どもの貧困対策事業として、城辺地域も含め、令和８年度の子どもの居場所運営事業の事業者選定について準備を進めているところでございます。子供の居場所とは、平良和彦議員も先ほどおっしゃっていましたけれども、子供たちへの夕食提供をはじめ、生活指導、学習支援、居場所への送迎などを実施するもので、主に平日の放課後の時間帯、これ午後２時から午後９時でございますけれども、に生活困窮世帯や就学援助を利用する世帯などのおおむね18歳以下の子供たちを受け入れる事業となるため、居場所運営事業について取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

こども家庭局長、これは設置するという方向でいるということですね。これ私の考えなんですけど、子ども食堂、城辺地域の場合は城辺世代間交流複合施設等が適当かなと考えておりますけども、こども家庭局長、どうでしょうか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

設置場所については、これからいろいろ検討させていただきたいというふうに思っております。

◎平良和彦君

続きまして、道路行政についてお伺いいたします。

城辺線県道78号線の片側２車線延長についてですが、この質問は昨日、西里芳明議員も質問しておりましたが、ちょっと角度を変えて質問したいと思います。西里芳明議員は、延長は中休交差点まで延長したほうがいいんではないかという話でありました。私としては、どうせやるなら城辺小学校前の十字路があります。そこは国道390号線と交わる交差点があります。そこまで延長できたらいいなと考えております。そして、下地睦子建設部長の答弁では、現在、県のほうは県道78号線の片側２車線化については考えていないとの答弁でございました。しかし、下地睦子建設部長は、県の振興拡大会議や美ぎ島美しゃ市町村会等に要望していくとのことであります。ぜひ採択に向けて、根気よく粘り強く頑張っていただきたいと、よろしくお願いしたいと思っております。そこで、宮古島市の県道78号線、城辺線の片側２車線化は宮古島交通の円滑な安全性向上に対しても重要なプロジェクトだと私は考えておりますので、この２車線することによって観光客の増加、また地元の住民の移動の便を考慮し、交通渋滞の解消や事故のリスクを低減するためのものだと考えておりますので、ぜひとも必要だと私は思っております。

そこで、最初からできるとは言わないと思いますけども、その中で一番大事なのはこの状況把握だと思っておりますので、道路交通センサスは実施したことあるのかお伺いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

平良和彦議員ご質問の道路交通センサスの実施についてでございます。道路管理者である沖縄県宮古土木事務所に確認いたしました。全国道路・街路交通情勢調査、これは通称道路交通センサスのことですけど、令和３年度に実施しております。本来であれば令和２年度の予定であったそうですが、コロナ禍の影響により令和３年度に行ったということです。次回の調査は今年度となっております。

◎平良和彦君

それでは、１回の調査を行ったということでありますか。その結果とか分かれば教えてください。この城辺線東部と、例えば上野線に行くところとか、そういったところ調査したのかなと思うんですけど。

◎建設部長（下地睦子君）

道路交通センサスの調査は、５年に１度行っているものです。ですので、前回の予定、令和２年の予定だったものが令和３年にはなりましたが、今年度、令和７年に行うということになっております。当時の道路センサスの今平良和彦議員がおっしゃる区間のお話ですけれども、役所から下りていって大和電工の前のほう、役所のほうから下りていっての大和電工を右折しての城辺線に入る台数、6,184台。第三給油所から城辺線の城辺方面へ向かっての交通台数が１万1,772台中、ＪＡの交差点、城辺方面に向かっていく直進交通が１万957台。上野線のほう、空港方面に向かって右折する車が6,179台となっております。

◎平良和彦君

今の結果でいくと、では城辺方面に行くのは１万超えているということですよね。かなりの台数かなと考えますので、ぜひとも片側２車線を実現できるように頑張っていただきたいなと。建設部長が現役のときにできるとは申しませんので、ぜひとも頑張っていただきたいと思っております。

続きまして、浦底海岸の赤土の流出についてでございます。赤土流出は主に土壌の浸食によって引き起こされるものだと思いますが、浦底海岸への赤土の流出の原因は城辺長北自治会とか私らの住んでいる比嘉自治会を通って、加治道を通りながら浦底海岸へとトンネルを通っていって流れていっているものだと私は思っております。そこで、今でも大変なことになっていると私思っているんですが、比嘉のほうで稲福地区の土地改良事業が来年度から始まる予定となっておりますので、その地区の雨水もこの排水路のほうに流す予定となっております。そういうのを含めまして、当局はこの赤土流出状況は把握しているのかお伺いいたします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

平良和彦議員の浦底海岸の赤土流出についてお答えいたします。

浦底海岸の赤土の流出につきましては、令和２年８月のときに台風があったんですけども、そのときの大雨の際には赤土が流出している状況について農林水産部のほうで確認をしておりますが、直近の状態についてはこちらのほうでは把握しておりません。

それから、念のため、宮古保健所のほうに問合せしたんですけど、そっちのほうでも把握していなかったということですので、このたび平良和彦議員よりご指摘受けましたので、次に大雨が降ったときには現場を確認してみたいと思っております。

◎平良和彦君

最近大雨が降ったとき、私も気になって浦底海岸のほうに行ったんです。そしたらかなりの赤土が流出しておりまして、けど不思議なもので二、三日たつとこの赤土なくなるんです。どこに行っているのかなと思うんです。沖のほうに行って、下のほうにたまっているのかなとは思うんですけども、手前のサンゴ礁とかそういったところに堆積しなければ影響はないかなと。素人の考えなんですけど、思っておりますが。

次の質問に行きますけども、海の汚れによるサンゴ礁、また海洋生態系の影響はないのかお伺いいたします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

赤土のサンゴ礁生態系に対する影響についてお答えいたします。

流出した赤土が海底に堆積した場合ですが、サンゴ礁生態系の根幹をなすサンゴが埋没して死亡してしまいます。そうしますと、それに続いてサンゴと一緒に暮らすような生物、その依存度にもよるんですけども、生物多様性が著しく低下することになります。その結果として、海中景観も大変荒涼としたものになりますし、ひいては水産資源の量も減るというような影響が出てまいります。また、堆積しない場合でも、近くにモズクやアーサの養殖場あった場合、そこでちょうど養殖している場合には、そのモズクやアーサの表面に赤土の粒子が付着して商品価値が落ちるだとか収量が落ちるというような弊害も出てまいります。ちなみに、赤土の堆積状況を調べるのにＳＰＳＳという簡易指標がございます。これは、海底の底質１立方メートル当たりに含まれる赤土を主体とする懸濁物の量がどのぐらいあるかということを簡易的に調べる方法なんですけども、これが30キログラム以上になると海水の透明度が悪くなって、サンゴの被度、被覆度ともいうんですけども、サンゴの量が減少し始めるというようなものが一応の指標として示されております。その流れ出た赤土がどこまで影響を及ぼすかということについては、その地形ですとか、それから潮の流れ具合、加えてそのときに流れ出る赤土の量、いわゆる密度ですね、量の問題と、それからあと水量の問題もありますので、一概に何とも言えないんですけども、流れ出ないにこしたことはないというふうに考えています。

◎平良和彦君

やはり少しは影響あるのかなと思っておりますが、この浦底海岸の東側のほうには本当にモズクの養殖がされていたのかなと。よく考えてみるとそれが今なくなっているなというのを考えまして、少しやはりそういった影響もあるのかなと。調べていないので確信できませんけども、そういうのあったのかなと今感じております。

それで、今後こういった影響が出ないような何か対応策はあるのか聞かせください。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

赤土が流れ出ないようにする対策というのは、グリーンベルトだとか沈砂池とかいろんな方法がございますが、環境衛生局のほうとしましては、まず赤土が流出、出た場合、確認した場合ですけども、赤土等流出防止条例、これは沖縄県の条例ですけども、これを所管する宮古保健所と連携して流出元を特定した上で、土地の所有者または管理者に対して流出防止のための対策を取るよう指導することになるかと思います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

平良和彦議員ご質問の稲福地区につきましては、今後土地改良事業を行ってまいりますけれども、これまでの事業と同様、赤土流出防止対策としまして、圃場のグリーンベルトの植栽、水兼農道や沈砂池、浸透池等の整備を行ってまいります。

◎平良和彦君

しっかりと対策を取っていただきたいなと思っております。宮古島にとってあの海は観光にとっての本当に大切な資源でありますので、しっかり対策をお願いします。

続きまして、中間処理業者の参入についてでございますけども、私たちの宮古進政会のほうにある業者が来て話をしていたんですけども、産業廃棄物処理施設設置に向けて準備をしていると。県の宮古保健所のほうは通ったんですけど､県の認可が下りるのにかなり時間かかっているよという話をしておりました。その間のまた言わば運営費用とかそういう捻出するののも大変ですという、困ったような話しぶりでございました。そういうことを踏まえて、宮古島市には中間処理業者が私としては少ないのかなと思っておりますが、こういった参入する業者を受け入れることはできるのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

産業廃棄物処理の中間処理業者参入についてですけども、宮古島市のほうでは産業廃棄物処理業の参入について特段の制限も何も設けておりません。県のほうにも問い合わせたのですけども、産業廃棄物の処理業の許可については法令、それから県の規定に基づいて処理していて、特段の制限も設けていないということであります。

◎平良和彦君

スムーズにできたらいいなと思っております。

続きまして、サトウキビ栽培用のガイドブックはあるかという質問でございますけども、現在、サトウキビ栽培暦は、大きなＡ４サイズの用紙、宮古地区さとうきび糖業振興会が出しているパンフレットみたいな大きなものがあるんですけども、これ詳しく、私も貼って見てはいるんですけども、内容的には夏植えとか春植え、そして株出し、そういったのを分けて、この時期に培土したほうがいいですよとか、肥料をあげたほうがいいですよというのが載っております。私がなぜこれを申すのかというと、今現在、サトウキビ農家としては80代から80後半が主にやっているのかなと思っております。後継者としても、今まで手伝いをしていた程度で、私も実際サトウキビ栽培に携わってみると肥料の量とか、例えば除草剤の調合する量とか、そういったのが人に聞かないと分からない。父に聞きながらやっているんですけど、それもあくまでも経験でしかないということをひしひしと感じてこの質問しているんですが、やはり先ほどから水、地下水の水も問題も出ております。そういうひっくるめてやはり農家の皆さん、中には多めに、例えば除草剤を強めに作ってかけて枯れるのがいいと、それをよしと思っている方もいますし、また肥料も余分にあげて著しく成長するのがいいと思っている農家もかなりいると私は思っております。そういう農家にも知らせる意味では、やはり市のほうが、こちらには品種別栽培ガイドブックと言っているんですけども、そうではなく、それも含めて詳しく、除草剤は基準的には例えば500リットルのタンクには４本とか３本がいいですよとか、そういった具体的に知らせる意味ではこのガイドブックは大事なのかなと思っております。そこで質問しているんですけども、このサトウキビの品種別栽培ガイドブックは市のほうにはあ

るのか、それともなければ作ることはできないのか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

ご質問のサトウキビの品種ごとに植付け時期等が細かく記載されたガイドブックにつきましては、現在、市及び県、その他サトウキビ関連の機関のいずれにおきましても作成をされておりません。ただ、県の農業改良普及課や独立行政法人農畜産業振興機構というところがございます。ａｌｉｃという振興機構でございます。そこのホームページ上では、品種ごとの特徴、栽培に関するワンポイントアドバイスが記載された資料が公開されております。また、肥料や農薬などの適正使用のための情報につきましても県やＪＡ、各資材店等で得ることができますので、市も併せて肥料、農薬購入補助の申請時に周知を行うなど、みどりの食料システム戦略に沿った取組を行いながら、栽培に関する情報収集、発信等、生産農家の支援に努めてまいります。また、例年サトウキビの関係団体におきましては、年に複数回、栽培講習会等も開催されておりますので、生産農家の皆様も積極的に参加し、情報収集に活用していただければと考えております。

◎平良和彦君

下地貴之農林水産部長、そうです。農林水産部の宮古農林水産振興センター、農業改良普及課ですか、ここが出しているのを自分も見たんです。初めて私も見て気づいたんですけど、かなり詳しく書いております。ですけど、農家の人がこれ、では見るかというとなかなか、パソコン開いてまで見ないのかなと私は考えておりますので、ぜひとも市のほうがそういったガイドブック作って提供すれば農家の方も反響はあるのかなと思っておりますので、ぜひとも作るんであれば検討してもらいたいなと思っております。

続きまして、公園行政についてでございますけれども、城辺地域のにぎわいある公園整備についてですけれども、ここでいうにぎわいのある公園とは、市長も言っているように、城辺地域でいえばにぎわいのある場所をつくろうとか、いろいろ考えはあるかと思うんですけど、例えばこの城辺線沿いが多分そういう状況になるのかなと思うんですけど、そこだけではなくて、やはり左右、例えばこのいこいの森は南側にあるんです。この城辺総合公園は北側のほうに。だから、ここに集まってただここでわいわいするんではなくて、ここに来て集まってその後どこに行くかという、この公園に行きましょうとか、運動しに行きましょうとか、そういったものを含めながら全体で考えたほうがいいのかなと思って今質問しているんですけども、この中でやはり城辺のいこいの森公園があるんですけども、ここは私も幾度か歩いたことあるんですけど、ここは本当に歩いて、木が生い茂って陰になっていて、こちら歩く女性の方もこっちは陰があるんで歩きやすいねという話もよく聞いております。外周が3.2キロ、市長も多分ウオーキング、ジョギングするかと思うんですけど、3.2キロだとかなり、競技する選手の皆さんもいい距離かなと私は考えております。そして、地形が断層になっているので、かなり起伏があって、アップダウンがあってですね、ここで走ることによってやはり筋力アップとか、そういったのも期待できるのかなと。宮古島市には合宿に来る実業団の皆さんもいますので、ここを誘致をしながらやっていけば、ここにこういう選手が走っていますよとか、そうすれば一般の方もそういう情報を得て、では私も行って走ろうかなとか、そういった感じで少しずつにぎわいになっていくのかなと思っております。そういうことで、このウオーキングコース、距離の長さ3.2キロありますので、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、ちょっと私も通ってみたんですけど、コースを設定して、中にはやはり掲示板がないとどこ歩いているのか分からない、そういうのもあるので、コースごとに

矢印の表示盤とかをつけて、今実際あるんですけど、もう古くて字も見えないので、こういった掲示板を修繕しながら、また新しい矢印等を設置すれば利用する方増えるのかなと思っておりますので、こういった公園の整備はできないのかお伺いいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

ご質問の案内板でありますけれども、現在、老朽化に伴いまして確認しづらくなっております。今後、新しい案内板を設置していきたいと考えております。いこいの森公園の整備につきましては、市民の利用状況を確認しながら、関係部署も含めて調整をして今後整備をしてまいります。

◎平良和彦君

農林水産部長、ぜひとも、私はここを一押ししておりまして、これからもどんどんきれいになるように声かけをしていきたいなと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

ちょっと時間ないんで、次が城辺総合公園なんですけども、こちらも老朽化がかなり進んでいて、テニスコートも全部で本来であれば８コートあるんですけど、１つのコートしか使われておりません。修繕とか、そういったものできないのかお伺いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

宮古島市が管理する23の都市公園のうち、城辺総合公園を含む７公園につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき、補助事業である沖縄振興公共投資交付金を活用いたしまして、現在設置されている公園施設の改修を順次実施しております。城辺総合公園につきましては、令和８年度に船をモチーフにしたアスレチック遊具を要望しているところです。

◎平良和彦君

下地睦子建設部長、アスレチック遊具を要望している、分かりました。ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、教育行政についてお伺いしたいと思います。沖縄県指定の高腰城跡の学術調査についてですけども、学術調査を実施し、高腰城跡には特定の歴史的背景や文化的意義を持っており、学術調査を通じてのその全体の像を明らかにすることが目的であると言われております。そして、考古学的な発掘調査、地形分析、また地元の伝承や口承の調査などがあり、調査結果では城の建設時期、使用目的、城の構造及びその周辺の歴史的な関係性を理解するための重要な手がかりとなるという考えで調査をするということになっております。そこで、質問私も何回かやっているんですが、そのたびにアラフ遺跡の調査が終了した後にということの答弁しておりますが、今回はどのような答弁になるか分かりませんけれども、これまでの進捗状況を教えていただきたいと思います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

これまで議会でも答弁してきましたように、アラフ遺跡及び浦底遺跡出土資料の国の文化財指定後に取り組む予定をしております。今年３月に県文化財課と協議を行いました。アラフ遺跡については、今年度で県の史跡として文化財指定を行い、浦底遺跡出土遺物については台帳作成を行った後、令和８年度での指定に向けて取り組むこととなっております。そのことから、高腰城跡については令和９年度をめどに発掘調査に取り組んでいく予定となっております。

◎平良和彦君

生涯学習部長、令和９年度をめどに調査を、令和９年度から始めるんではなくて。令和９年度から始めるんですか。まだまだですね、では。早まることはないんですか。答弁なければないで。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

現在、あくまでも予定で、令和９年度をめどに取り組んでいく予定となっております。

◎平良和彦君

以上をもちまして平良和彦の一般質問終わります。どうもありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで平良和彦君の質問は終了しました。

休憩します。

（休憩＝午後３時33分）

再開します。

（再開＝午後３時33分）

次に、日程第２、同意案第５号、教育長の任命について及び日程第３、同意案第６号、教育委員会委員の任命についての２件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（嘉数　登君）

令和７年第５回宮古島市議会定例会に追加提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、同意案２件でございます。

それでは、ご説明いたします。まず、同意案第５号、教育長の任命について。宮古島市教育長を任命するには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を得る必要があるため、本案を提出いたします。

次に、同意案第６号、教育委員会委員の任命について。宮古島市教育委員会教育委員を任命するには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を得る必要があるため、本案を提出いたします。

以上ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

◎議長（平良敏夫君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎友利光徳君

同意案第５号、教育長の任命について、のほうから説明を求めます。

まず、一般質問で公募したらどうかという質問を12日にしました。この任命の時期と、いつその任命を決めたのか。時期。そして、主な理由です。何を期待するのか、本人に。

それと、たしか教育委員は合併協議会で旧市町村ごとに１人ずつという協議事項があったと思うんだけども、地域のバランスはあるのか。要するに空白地があると思うんです。例えば旧城辺町とか。これ住所を見ると平良のほうになっているんだけども、この地域のバランス性はあるのか説明をお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

まず、教育長の宮城克典氏を提案するに至った理由ですけれども、私は１月25日に市長に就任いたしまして、これまで２度、教育長同意案を提案してきたところです。残念ながら、議会においては提案した同意案について理解を得ることがかなわなかったところでございます。教育長不在を一日でも早く解消したいと思い、市民の皆様や議会の声を拝聴し、改めて人選を行ってまいりました。これまで様々な視点により人選を行ってきたところ、沖縄県宮古教育事務所において指導主事や市内中学校長を歴任し、本市で初めて小中一貫校である結の橋学園の立ち上げにも尽力いただきました。小中一貫校である結の橋学園の校長を経て沖縄県宮古教育事務所長を務めた宮城克典氏が本市の教育長として適任と判断し、教育長同意案として提案しているところです。

それから、提案するに至った判断した時期はいつかというところですけども、６月定例会が始まった後もいろいろと意見調整やってまいりましたので、この定例会会期中において判断したということになります。

ご本人に対してどのようなことを期待しているかということですけども、宮城氏には本市の教育の質を高め､未来を担う子供たちの健やかな成長を支えるという重要な職責があるというふうに考えております。本市教育の顔として市内外に広く情報を発信する役割も期待しております。具体的に期待することとしましては、１つには教育の公平性と機会均等の確保、２つ目に教職員の資質の向上と働きやすい職場環境の推進、３つ目として地域との連携強化、４つ目、ＩＣＴの活用や教育のデジタル化、そして５つ目、いじめや不登校などの社会課題の解決など、地域の教育ビジョンを明確に示すリーダーシップを発揮していただきたいというふうに考えております。それから、宮城氏は教育の現場の経験と併せまして教員の指導的立場にいたことから、地域住民の声、それから教員の声などを聞きながら本市初の小中一貫校の開校に尽力していただいたことなども踏まえて市民の評価も高いというふうに考えておりまして、教育長として存分に力を発揮していただけるものというふうに考えております。

それから、市町村合併の際に地域別というようなことのご質疑もありました。やはり人選に当たってはバランスというところも考えはしますが、やはり本人の資質等を一番に考えて選任をしたいというふうに考えております。

◎友利光徳君

市長、やはりバランス性というのは一番重要かなというふうに理解するんだけども、これは旧城辺町から教育委員というものはずっと選任されていたんだけども、ここ最近旧城辺町のほうから教育委員が出ないというのは、やはり私たち地域にいる者としては非常に懸念するわけなんです。ということは、やはり地域のバランスというのは非常に重要性持つんではないかなと、このように理解をしているんだけども、その辺についての配慮がなかったのか。

もう一つは、これまで２回不同意をされた前教育長と今現在任命をされている宮城克典氏との相違点というのかな、そういうのがもしあるのであれば説明を求めます。

◎市長（嘉数　登君）

選任に当たって地域バランスを考慮しなかったかということについてですけども、もちろんその地域バランスということも考えはいたしましたが、最終的にはご本人の資質というところで選任をさせていただきました。旧城辺町から教育に係る委員が一人も出ていないということについては、任期が３年というこ

ともございますので、次の機会にまたいろいろと考えていきたいというふうに思いますし、とはいっても市長は旧城辺町出身ですので、地域バランスという意味ではしっかりと配慮は、配慮といいますか、バランスを取りながらやっていきたいというふうに考えております。

それから、今回提案に当たって前教育長というところがありますけども、もうこれは本当に甲乙つけがたい、お二人とも。誰が教育長になっても問題なくといいますか、間違いなく宮古の教育を前に進めていただける方だというふうには考えております。

◎友利光徳君

私は、昨日、教育長の任命について公募ができないかということを東京都の利島村の例を挙げて質問しました。そういった議員の質問に対して市長はどのように考えて、今後そういうことはやるつもりはないのか。もし考えがあれば。

◎市長（嘉数　登君）

今回の教育長の選任に当たっては、３月で同意をいただけなかった、その後やはり私としてもいろんなことを考えました。方法としては公募制ということも頭をよぎりました。この公募制を検討するに当たっても、やはりいろいろ功罪、メリット、デメリットがあると。それはもう全国の事例から見えてきましたので、そこは今回の選任に当たっては採用しないということにしております。

それと、もう一つこだわったのが、やはり地元からというところにはこだわりを持っております。地元の課題は地元に住んでいる方が一番熟知しているということからも、その課題についても一番熱心にといいますか、寄り添いながら取り組んでいただけるというような観点から、地元からの選任というところにはこだわってきたところです。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第２、同意案第５号及び日程第３、同意案第６号の２件については、会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略し、最終本会議において処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後３時43分）

令 和 7 年

第5回宮古島市議会(定例会)会議録

6月26日（木）　　7日目

（一　般　質　問）

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）議事日程第７号

令和７年６月２６日（木）午前１０時開議

日程第 １　　一般質問

◎会議に付した事件

日程第 １　　一般質問

追加日程第１　団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の件についての緊急質問

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）会議録

令和７年６月２６日（木）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（２４名）　　（散会＝午後３時58分）

議長（８番）	平良敏夫君	議員（１２番）	我如古三雄君
副議長（２２〃）	長崎富夫〃	〃（１３〃）	久貝美奈子〃
議員（１〃）	大城仁〃	〃（１４〃）	下地茜〃
〃（２〃）	砂川和也〃	〃（１５〃）	池城健〃
〃（３〃）	仲間誉人〃	〃（１６〃）	山下誠〃
〃（４〃）	富浜靖雄〃	〃（１７〃）	粟国恒広〃
〃（５〃）	上地堅司〃	〃（１８〃）	上地廣敏〃
〃（６〃）	狩俣勝成〃	〃（１９〃）	西里芳明〃
〃（７〃）	下地信男〃	〃（２０〃）	山里雅彦〃
〃（９〃）	狩俣政作〃	〃（２１〃）	國仲昌二〃
〃（１０〃）	平良和彦〃	〃（２３〃）	友利光徳〃
〃（１１〃）	下地信広〃	〃（２４〃）	上里樹〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	会計管理者	下地美明君
副市長	砂川朗〃	水道部長	砂川勤〃
企画政策部長	石川博幸〃	消防長	上地一史〃
総務部長	上地俊暢〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
福祉部長	守武大〃	総務部次長 兼総務課長	上地等〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	下地貴之〃	教育長職務代理者	前泊直子〃
建設部長	下地睦子〃	教育部長	久貝順一〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	農業委員会会長	長濱国博〃
環境衛生局長	梶原健次〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第７号のとおりであります。

この際、日程第１、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、山下誠君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎山下　誠君

では、早速始めます。よろしくお願いします。

保良泉ビーチの使用料から始めます。１の１の③のアからお願いします。保良泉ビーチ、これ指定管理者で運営されていますけれども、これまで上のほうのプール、湧水プールと言えばいいのかな。あそこが無料で使用できたということがあったんだけども、最近有料になっているという話をお伺いしました。まず、事実かどうかお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

保良泉プールは、今年度より新たな指定管理者が選定されております。これまで無料開放でありました当該プールは、同プール条例に基づき、本年５月29日から６月10日までの期間、有料で運用しておりました。

◎山下　誠君

今までは無料だったけども、有料になったということですけども、なぜ有料になったかお答えください。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

現指定管理者により、施設全体の有効活用を図るため、運用見直し等を行いました。当該プールのリニューアル及び事故防止のための監視カメラの設置等を実施し、同プール条例に基づき５月29日より有料で運用をしておりました。

◎山下　誠君

では、逆にですけど、今まで無料だったのはなぜなのか。それと、もし有料化……一問一答か。では、なぜ今まで無料だったか、先に。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

前指定管理者に確認したところ、施設入り口付近の湧水プールにつきましては、施設建設以前から地域住民の生活に利用されていたことから、旧城辺町と前指定管理者との間で協定が交わされ、無料で開放されていたと伺っております。

◎山下　誠君

一旦有料化にしたんだけど、有料化は止めている。その有料化に向けて、無料から有料化になるにつれてという過程において、市の関与はあったかどうか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

当該施設の全体の有効活用を図るため、利活用の見直しを市と指定管理者と調整しておりましたが、当

該プールの利用料の徴収については市と指定管理者の間では調整されておりませんでした。なお、今回の件では、市として指定管理者との調整不足があったことは反省しております。

◎山下　誠君

観光商工スポーツ部長、そうすると今後は有料にしていくという流れなのかな。もしその場合、これまで無料にしてきたこととの整合性をどう図るかというところが１つ焦点になると思うんだけども、今後どういうふうに対応されるのかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

今後の対応についてです。現在、指定管理者には、市からの申入れにより、市民への周知を行うまでの期間は利用料金の徴収は一旦止めていただいております。今後の対応としましては、まず指定管理者において早急に地元自治会への説明会を行うとともに、市と指定管理者で協議を行いまして、利用料金の価格設定や市民への周知の徹底も含めまして、適正な管理に努めるよう指定管理者と調整してまいります。

◎山下　誠君

観光商工スポーツ部長、そうすると一応私に電話があったのが、そこに行ったら有料でお金を取られたと。そんな話は聞いていないということを言っていて、大人２人だったかな。大人２人、子供３人ぐらいで行くと1,600円取られたと言っているんだ。この取った人からは、今無料で開放しているんだよね。徴収してしまった人の対応はどうするんですか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

同プール条例により、既に支払われた利用料金につきましては返還しないと定められていることから、返還する予定はございません。なお、同施設内にはプールは当該湧水プールを含め３か所ございますが、現在２か所運用されており、利用料金は同条例により、大人１人当たり500円、子供１人当たり200円でありますが、この利用料金は現在運用されている２か所分のプールの利用料金であることから、そのことも含めまして市民に周知してまいります。

◎山下　誠君

観光商工スポーツ部長、旧城辺町時代にあそこはオープンしていると思うんだけど、そのときに前指定管理者との間で覚書というのかな、協定書というのかな、そういうものが結ばれて向こうは無料開放すると、その湧水プールは。それはそのまま当然合併してからも宮古島市に引き継がれていますよね。その城辺地域の方からすると、何で今まで無料だったの急に有料にするんだという懸念、不信感もあると思うんだ。それに対して今後どうしていくのか。例えば城辺地域の住民に限っては何らかの免除を与えるのかどうかも含めて今後どういうふうな対応をされるのかお答えください。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

湧水プールの地元住民の利用につきましては、指定管理者と地元自治会と今月下旬に意見交換を行いますが、指定管理者では地元住民には無料で開放する方向で検討していると伺っております。

◎山下　誠君

今月末か、意見交換するということなので、地元の住民の皆様とじっくりと意見交換してください。よろしくお願いします。

続いて、法定外目的税についてお伺いしますが、これはもう先日、昨日か。昨日も今日も報道されて、

法定外目的税でいくというふうな、沖縄県もそういう報道がなされていますので、上のほうの質問は割愛します。１点だけ市長にお伺いしたいんですが、前回市長会で県に対して抗議というか、要請というかしていますよね。そのときに中山義隆石垣市長が、あれはどこの局だったか忘れたけど、テレビの中で課税免除ができない分法定外目的税取りあえず走って、離島住民に関しては例えば医療行為であったり、教育関係であったりというところは市単独でも補助をしていきたいというような答弁があったんです。これはでも市長会としての答弁なのか、それとも中山義隆石垣市長独自の判断でそのように答えているのか、そこまずお答えください。

◎市長（嘉数　登君）

６月11日に市長会で要請をいたしました。大城肇副知事に受けていただいて、要請が終わった後に囲み取材を受けまして、私もおりましたけれども、中山義隆石垣市長はそういった発言をされました。これやはり市長会会長としての発言というふうに私受け止めておりまして、本市としましても県に対して引き続き離島住民への配慮と県の事業等でも離島への支援を実施していくよう要望していきたいと、こういうふうに思っております。具体的には、県が想定している子供たちに対する配慮の部分ですけども、修学旅行だけではなくて、部活動、文化活動に伴う、渡航を伴うようなものについても配慮していただきたいというところまで言及しておりますけども、例えば難病に指定されている患者がどうしても沖縄本島で宿泊を伴って治療を受けなければならないというような部分については、これは市でも考えていかなければいけないというような話合いはしております。

◎山下　誠君

課税免除と話がなってくると、なかなか来年度でしたっけ、スタートは難しいと。まずは走りながら考えていけばいいかなと思いますので、その法定外目的税で走ってください。

それでは、福祉の森構想から先にお願いします。これもニュースで知って、慌てて一般質問の項目に盛り込んだんだけども、初日でしたね。温厚な仲間誉人議員が大分怒られて質問していましたけれども、いろいろテレビで見たときに、その後６月18日に説明会があったということを聞いて、あっ、私も行ってみようと思ったんだけど、どうしても用事がつかなくて、うちの会派長にちょっと行ってくれませんかとお願いして池城健議員に行ってもらいました。彼の報告とテレビの内容を見る限りにおいては、今回認定こども園を造るところの用地売却については賛成というふうには受け取れなかった。むしろ反対ではないかなというふうに受け止めました。それを踏まえて聞いていきたいんですけれども、まず用地の売却については、市長、これは総務課でもいいんだけど、市有地を売却するときって基本的には、やはり市民の利益のために、価格を最大化するために入札を行うのが、まずは一般的にそれが取られる手法ではないかなと思うんだけども、ここら辺どうですか。

◎総務部長（上地俊暢君）

市有地の売却についてお答えします。

市有地の売却については基本的には入札ではございますが、今回公共用で買取りを希望している。その場合には随意契約もできるということになっております。

◎山下　誠君

それは私も調べたら分かったんだけど、ただ売却か賃貸かっていったときに、どちらというと有利なの

は賃貸のほうが有利だから有利かなと、役所にとってはねと思っていて、例えば売却でいくんだったら一般競争入札にかけられるために透明性は確保できる。賃貸でいくとしたら当然議会にも諮らなきゃいけない。３年以上だったかな、５年以上だったかな、どっちか縛りあったと思うけども、議会に諮らなければいけない。賃貸でも土地売却でもどっちでも透明性が図られると思うんです。ただ、今回のやり方、この公募要項見ると、売却するのか賃貸するのかは事業者と話し合って決めるというふうに最初に書かれていますね、土地については。これを書くということは、一般競争入札における透明性及び議会に諮るということ、そこら辺が回避されてしまう。つまりは役所と事業者の間だけで決まってしまう。これってその公平性、透明性の観点から私はいかがかなと思うわけ。だから、その公募要項、これがやはりそこに記載することでその２つの法定手続を回避するように映るんだけど、違いますか。

（「休憩……」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時14分）

再開します。

（再開＝午前10時14分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

山下誠議員ご指摘の意図はございません。

◎市長（嘉数　登君）

山下誠議員ご指摘の議会手続を忌避といいますか、避ける意図があったんではないかということですけども、全くそういった意図ではなくて、当然その要項なりをつくる際には、応募してくる法人はではその土地についてはどういう取扱いになるかというところが当然関心事だというふうに思っておりますので、市としての基本的な方針を示させていただいたというところでございます。

◎山下　誠君

市長、意図は分かっていて、再三総務部長が答弁されているように、あの佐良浜地区の認定こども園については２転３転してきて、大分市も苦労したというのは分かるんです。あなたの答弁を聞いていると、大分何か仲間誉人議員に対しても恨み節のような答弁のように私は聞こえて､すごい冷たく聞こえたわけ、あなたの答弁が。

（議員の声あり）

◎山下　誠君

仲間誉人議員に聞いていない。あのときに、あれ例えば売却するならいい。いいんだけども、その売却する方針を決める前に一言まずやはり地元住民に諮っておくべきだったんではないかなと思う。

それと、議会の答弁の中で、仲間誉人議員は地元の代表ですよね、ある意味ここに来ているという意味では。そうしたら仲間誉人議員に対して配慮足りなかったと、申し訳なかったと、申し訳なかったと言わなくてもいいかもしれないけれども、少なくとも配慮は足りなかったと一言言えば、仲間誉人議員が地域に行って、それもうこれで通してくれって言うよ。だから……ごめん、ごめん、ちょっと言い過ぎた。ただ、やはりそこは市として売却のことは、これは言わなかったわけだから、それはやはり配慮が足りなか

ったと、そういう答弁があってしかるべきだったかなと思うんです。その辺り総務部長、どうですか。

◎市長（嘉数　登君）

まず、地域住民に対する理解の促進という観点からお答えさせていただきます。この旧佐良浜小学校跡地への認定こども園設置に関する地域住民への理解、促進については、去る６月18日に福祉の森構想に関する地域住民への地域説明会を開催させていただきました。その際、土地売却に対する不安、それから反対の声もございました。そうであっても福祉の森構想や認定こども園の設置に対しては、全体としては前向きな意見があったというふうに認識しております。

なお、山下誠議員ご指摘のように、地元の代表である議員に対してもっと配慮があってしかるべきでなかったのかということについては私も非常に反省をしておりまして、この認定こども園の土地売却に関しましては実は昨日仲間誉人議員自らが私のところを訪ねていただいて、土地売買契約の際に民法第579条による買戻し特約を設定するご提案がありました。地域の方々の不安というのは、まさしく一旦社会福祉法人とはいえ法人の手に渡って園の運営が立ち行かなくなった際に転売されるんではないかと、地域の人にこの土地が使えなくなるんではないかというところが一番大きかったというふうに思っておりまして、これらの地域住民を代表する意見として尊重していきたいと、その設定する方向で進めていきたいというふうに考えております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時18分）

再開します。

（再開＝午前10時18分）

◎山下　誠君

それはよかったと思います。仲間誉人議員、いいかな。

（「よくないよ」の声あり）

◎山下　誠君

よくないよね。一応そういう縛りをつけるということはいいことだなと思います。ただ、市長、さっきから指摘しているように、ちょっとこの公募要項透明性欠くなと思っています、私自身は。やはり何かやるときは議会を通すなり、入札するなりをしてやはり透明性は確保したほうがこれは市長のためにもなると思いますので、公募をやるときは特定の事業者とある意味出来レースではないかと言われないように注意をしてください。

それでは、し尿等処理施設の関係に行きます。これいろんな方が質問をしていて、当局の答弁を聞いていると何かもやもやしたものがずっと取れなくて、何かなと思っていると、私は市側の危機感の足りなさ、反省のなさに尽きるかなと思っていて、私はこの件議会に上がったときに、市からは、ありゃ、これ大変なことしてしまったと、市民の皆さんに対しておわびの一つもあるかなと思ったら、まるで事業者だけが悪いかのような答弁をしている。これってどうかなと思うんです。私は事業者の方がミスしたのは、これ単純なミスだよ、発注ミス。これはこれでもちろん注意をしなきゃいかん、指導しなきゃいけないけれど

も、私はその後の市の対応がどうかなと思っている。まず、環境衛生局長、仕様書と違う資材を使ってあの建物を造った。一部であったとしても造った。これってある意味契約違反ですよね。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

契約違反だよねという話ですが、ご指摘のとおりかと思います。

（「ちょっと休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時20分）

再開します。

（再開＝午前10時20分）

◎山下　誠君

そうすると、環境衛生局長、契約違反ではあると。これは、当然宮古島市と事業者の間に結んだ契約に違反しているということだよね。それを昨日だったかな、池城健議員の質問の中でこれを隠すと言ったら怒るのかな。これをもう問題ないということにしようとしたのは、担当課と局の判断で言う、そういうふうに決めたというんだけど、これって契約違反を黙認することになるよね。まずそこをお答えください。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

契約違反を黙認することになるかということですが、事業者のほうとは完了検査終了後直ちに直すということで確認をしておりますので……

（「休憩して」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時22分）

再開します。

（再開＝午前10時22分）

◎環境衛生局長（梶原健次君）

契約違反を黙認したかということですが、契約違反については工事完了検査が終わった後にすぐ直させるということで業者には指導しております。検査に関してですけども、こちらのほうでは見切り発車というような形で合格通知を出したということに関しては、大変な落ち度があったということで、そこは深く反省しております。

◎山下　誠君

環境衛生局長、私が聞いているのは、質問にしっかり答えてほしいのは、結果としてこれ黙認することになっているでしょう。その契約違反、債務不履行にある状態のものを皆さんは隠した。隠したと言ったら怒る。黙認して、これを契約検査課にも、総務部にも、むしろ市長にも、副市長にも言わずに、自ら判断して隠した。隠したって怒るね。黙認した、そういう状況があるでしょうと。まずそこを認めてくれないと次の質問に行けないの。それとも、あなた方はそれ発覚、覚知したときに、総務部契約検査課にそれとも、これ契約違反の状態にあると、でも完了検査通してくれとお願いした。どちらですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

契約違反等については、当時の担当者、それから担当課長、担当局長のほうで直ちに手直しさせるということで事業者と確認を取りまして、その上で契約検査課のほうには担当部署のほうで確実に、早急に直させるということでお願いをして承知いたしたわけですが、当時は副市長はおりませんでしたので、報告するとしたら市長だったんですけども、これはもうすぐに直るという判断をしまして市長には報告をしておりませんでした。

◎山下　誠君

そうすると、環境衛生局長、昨日の答弁と違ってくるけど、あなたは昨日池城健議員に昨日言っていたのが、担当課は衛生施設課になるのかな。担当課と環境衛生局でいわゆるこれは通そうということを判断したというふうに答えたんだけど、今の答弁だと契約検査課にもその話を通したということですね。契約検査課もでは契約違反の状態であるということを知っているわけね。これ契約検査課が答えればいいのかな。

◎議長（平良敏夫君）

どちらに質問ですか。

◎山下　誠君

契約検査課。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

順を追っていま一度説明したいと思います。

（「そんなに時間がないからいい」の声あり）

◎環境衛生局長（梶原健次君）

いいですか。

（「契約検査課が知っていたかどうかだけ」の声あり）

◎環境衛生局長（梶原健次君）

手直し工事が必要ということは、契約検査課には伝えておりました。

◎山下　誠君

そうすると、もう担当課だけ、担当局だけの判断ではなくて、総務部も関わっているということですよね、契約検査課も。そうすると、これ組織ぐるみでこれ黙認しているじゃない、それこそ。市長、そういうことになっちゃうよね。

それで、総務部長、あなたの管轄ですね、契約検査課は。契約検査課も確認しておきながら、あなた方もそれはよしとしたんですか。答弁ください。

◎総務部長（上地俊暢君）

工事完了検査では、監督職員の所見として、仕様書と異なる資材が使用されているが、施工業者が早急に手直しの意思を示している旨の説明がございました。また、し尿等処理施設の稼働に機能上、性能上の支障を及ぼさない状態であり、工事は完成したものと判断し、検査調書において合格としているところでございます。（319頁に発言訂正あり）

◎山下　誠君

そうすると、総務部長は今回の件は契約違反ではないという認識しているということかな。向こうは契約違反と言っている。総務部長は違うと思っている。

◎総務部長（上地俊暢君）

繰り返しになりますが、施設の稼働に機能上、性能上支障がない、完成している状況として……

（傍聴席から何事か声あり）

◎議長（平良敏夫君）

傍聴席は静かにしてください。

◎総務部長（上地俊暢君）

契約の違法であるか、正当であるか、ちょっと今私の資料と知見等持ち合わせていないので、この場では私のほうで答えることができません。

（「聞こえなかった……」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時28分）

再開します。

（再開＝午前10時28分）

◎山下　誠君

確かに総務部長は今総務部長に就いたばっかりで過去のことは分からないかもしれないけども、今はあなたがそこのポストのトップにいるわけだよね。それを知見がないから分からないという答弁はどうかな。私は、この資材が別のものが、仕様書と別のものが使われていた、この段階で契約違反でしょうってまず向こうに確認したわけ。うんって言っているよね。これはそうだと思うんだ。契約違反であるということはもう債務不履行が成立する。そのことは、総務部長、そういうしかるべき部署にいたらそれ分かるんではないかな、違反なのか、違反ではないのか。

◎総務部長（上地俊暢君）

検査当時において検査をしているわけですが、その場においては、契約の中で、機能上、稼働上支障を及ぼさないということは、契約をある程度なしているということで検査していると思います。

（「休憩お願いします。質問と答弁がかみ合っていない」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時30分）

再開します。

（再開＝午前10時31分）

◎総務部長（上地俊暢君）

契約が違法であったかという認識でございますが、契約検査課、契約検査をした検査員としては、その検査当時は違法性はないということと、手直しを確実に行うというところで検査を合格としております。

◎山下　誠君

総務部長、ちょっと今のは危ない答弁をしているなと思っていて、仕様書と違う資材が使われたということは契約検査課として理解していたんだよね。それと違うものが使われていたのに契約違反ではなかったと言ったらどうするの、これ。私これ業者の方にも聞いたわけ、これ割かしあることなのと。あまり私建設業詳しくないから、その仕様書と違う資材を使うことって結構あるのって聞いたら、おまえあほうなのかって言われた。そんなことも分からんで議会議員やっているかって言われた。普通あり得ないんだって、仕様書と違う資材が使われることは。それを、総務部長、あなたは今、そのときは違法の認識はなかったって、これ本当にもう一回答弁お願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

繰り返しになりますが、検査当時違法性はないとして検査をしております。

◎山下　誠君

議長、今の話を聞いていると、同じ当局でありながら回答が食い違っていると。こちらは契約違反だと言っている。向こうは違うと言っている。これって私はどう受け止めたらいいのかな。おかしくないですか。休憩してこれちょっと当局の間で話し合ってほしいんだけど、同じ当局なのに違う答弁ってどんなことかと。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時33分）

再開します。

（再開＝午前10時36分）

◎総務部長（上地俊暢君）

すみません、答弁を修正させていただきます。

検査時点では、債務不履行の状態であると考えております。その行為が意図的であったか、意図しないものであったかというところを判断しまして、手直しによる履行の約束をしているというところで合格としているところでございます。

◎山下　誠君

債務の不履行であったということは、総務部としても認めたということですね、当時で。でも、それでも手直しがあるからこれは大丈夫だろうということでそのまま完了検査をしたということだけども、それはおかしいよね。契約違反状態、債務不履行状態であるにもかかわらず検査を通す。つまりは、さっき私は環境衛生局に言ったけど、仕様書と違う資材が使われているんだけれども、ここは後で直すから何とかしよう、今回は通してもらおう、契約検査課にお願いをして、お互いこれはもう隠す意図がなかったと環境衛生局長最初のほう言っておったけど、これは意図があるから隠しているんでしょう、組織ぐるみで。結果としてはそうなるではない、これ。

総務部長、私は、そのときにもう当時総務部長だと思うんだけど、そこだけで済んだのかなと思うわけ。環境衛生局と総務部だけでそれ判断したのかなと思っていて、私だったら、総務部長、あなたの立場だったら、必ず市長に相談する。これまずいと、これを自分たちだけで通して後で市長に罰が及んだら大変だ

と。その間に市長にまず報告する。市長がどう判断するかはもうその後だ。皆さんだけで判断するってことは、私にとっては考えられない。上に相談しませんでしたか。

◎総務部長（上地俊暢君）

今回の事案に関して私が情報を知ったのは、５月26日あたりだったと思います。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時38分）

再開します。

（再開＝午前10時39分）

◎総務部長（上地俊暢君）

情報を得たのが、相談する前に報道等に出ていましたので、そのときに知ったので、その後で市長、副市長に確認に行きました。

◎山下　誠君

そうすると、総務部長、やはり環境衛生局長もそうかもしれないんだけども、この契約違反、債務不履行状態にあるということは認識はしていたんだけど、その報告受けたでしょう、３月に。向こうから。検査したときに分かったわけでしょう、債務不履行は。そのときに、これ契約違反であるではない。契約違反なんだけども、その状態でも市長に報告しなくてもこれは完了検査通そうと、それはもう総務部の判断でしたということですか。その判断ね。完了検査を通す前に私だったら市長に相談するんだ、副市長かもしれないけど。これまずいことになっていると。それをしなかったかと聞いているんです。

◎議長（平良敏夫君）

一問一答で。

◎総務部長（上地俊暢君）

完了検査年度末でありまして、前総務部長がそういう相談したかどうかはまだ私のほうに情報入っておりません。

◎山下　誠君

そこは調べて答えてください。ちょっともう不可解なんです。だから、何かさっき最初にもやもやするって言ったのはそういうところで、市の仕事の在り方がちょっともやもやさせているわけ。さっきもそうだけれども、契約違反でも最初は認めなかったよね、総務部長は。でも、今になったら契約違反って認めている。その場合、普通は皆さんだけで対応するんではなくて、上司に相談するの普通でしょう。それをしなかった、前の総務部長だから分からないと言っているけども、私はそんな答弁も本当は通じないと思っている、普通は。

だから、これはしっかりやってほしいんだけど、市長、お伺い……副市長は違うか、まだあのときは。市長が副市長のときか。どっちか分かんなくなっちゃうけど、市長に対してそういう報告がなかった。市長は５月の段階で知ったと昨日池城健議員の質問に答えられましたよね。それなんだけど、そのときに知った段階で、あっ、こういうことが行われている、市長はもう当然行政のプロだから、これは契約違反だ

って当然分かっていると思う。そのときにこういう行政手続をした担当部署をどのように指導しましたか。

◎市長（嘉数　登君）

報告を受けたのが５月26日です。既に沖縄防衛局のほうにも実績報告しておりましたので、まずそこに報告をして、先方の判断も仰がないといけないということで、その報告を指示いたしました。その後、何でこのようになったのかということに対しても、職員のほうからいろいろと聞き取りをしました。やはり山下誠議員もご指摘のように、検査の時点では債務不履行の状態です。契約不履行責任というものが伴いますので、そこを手直し工事で済むだろうというような考えがあったというふうに思っております。通常であれば、その検査の時点で上司の判断を仰いで、例えば実績報告であれば事業完了の日から２週間以内に実績報告ということがございますので、年度末に事業を完了して、その２週間以内でできなかったのかどうかと。その間に上司に相談するという方法もあったのかなというふうには考えております。いずれにしましても、行政内部での報連相というものが正しくといいますか、機能していなかったというふうには反省しております。

◎山下　誠君

市長、これ改めてお伺いするんだけど、答弁ちょっと慎重に行ってほしいんだけども、もしもこの件あなたが知っていたとしたら、議会で今の答弁を聞く限りにおいては知らなかったということなんだけども、知っていたとしたら大変なことになると思うので、あえてお伺いしますけれども、さっきも総務部長に言ったんだけど、私が総務部長の立場だったら必ず上司に報告する、必ず。そのとき副市長だったのか、もう市長でしたよね。必ず報告すると思う。これは誰でもすると思うんですね、特に役所の内部だとすると。これ本当に報告ありませんでしたか。

◎市長（嘉数　登君）

改めて答弁いたします。５月26日に報告を受けました。

（粟国恒広君、退席）

◎山下　誠君

今の市長の言葉を信じますけども、環境衛生局長、それから総務部長、私今回やはり言ったでしょう、もやもやしているというの。少しは晴れたけれども、行政として契約違反がある、それをある意味結果的に意図的に隠してしまった。それを沖縄防衛局へ報告してしまった。後で手直しがどうのこうのの問題ではなくて、事の発端は仕様書と違う資材を使った、この時点で契約違反というのが成立しているでしょう。この段階でもう皆さんは否を認めるべきなんだ。３月もうぎりぎり、年度末のことだったから、これを通さないと補助金が下りないとか、工期も延長できない、そういう状況だったからもうもうやむなくそういうふうな手法を取ったかもしれんけども、これは契約違反。公務員としてはやっちゃいけないことを皆さんやっている。そういう認識をまずしっかりと持ってほしいんです。もうしっかりしてくれって感じ。当初新聞報道で出たときに、誰かが言っていた。新聞だけが騒いでいると。違うよ。本当に大きな問題だと思う。この業者がやったことは、これは単純なミス。ところが、皆さんがやったことは、確信犯的に意図的に隠しているわけ。これはもう重要な行政手続上における過失だと思っています。そのことを十分理解して、今後このようなことが一切ないように十分注意してください。

それでは、次に参ります。農地法の関係について、もう何度も何度も取り上げている案件なんですけど

も、やはりこの案件いまだに市民の方からも問合せが多くて、もう取り上げざるを得ない状況です。だから、本当はこれ粟国恒広議員に対しても、もうそろそろやめようと言いたいんだけども、なかなか首を縦に、うんと言ってくれない。原状回復すると言ってくれない。だから、今回も取り上げさせていただきました。

まず、農業委員会にお伺いします。上地廣敏議員の質問に市が訴えられたというふうにあったんだけども、まず事実確認。何で訴えられているのか、確認します。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

24日の一般質問でも上地廣敏議員にお答えしたとおり、令和７年５月19日付、粟国恒広議員外１名より、処分差止め請求事件として、那覇地方裁判所から届いております。

◎山下　誠君

ということは、もうやはり粟国恒広議員は直す、原状回復の意図はないと見るべきなんでしょうね。残念です。

その後ですけれども、農地法関連で今、弁明書を粟国恒広議員から頂いていると思うんですけども、もうあれから大分月日が流れ、次は命令の段階にいよいよ入っていくと思うんですけども、私はそこまでいかないうちに解決したかったけども、そこまで来ていると。今、命令に向けて準備していますか。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

先ほど申し上げたとおり、現在原告の粟国恒広議員と裁判中でありますが、行政代執行に向けた次の段階として原状回復命令書の送付を準備しております。

◎山下　誠君

ちょっと今、農業委員会会長、行政代執行に向けたというふうに明言されましたけど、ではもうそこに進む方向ということなんですね。まずそれお答え願えますか。

（「休憩してください」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時49分）

再開します。

（再開＝午前10時49分）

◎農業委員会会長（長濱国博君）

今後の対応としては、農業委員会はこれまでに指導勧告を、当事者に対し農地への復元を求めるなど指導を行ってまいりました。しかし、今日現在依然として立場を変えておりませんので、原状回復命令を通知いたします。

（「議長、休憩分かりますよね。ちょっと休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時50分）

再開します。

（再開＝午前10時51分）

◎農業委員会会長（長濱国博君）

当事者が自ら復元を行わなければ、それに代わって行政が行うことを行政代執行といいます。法令に従って進めなければならないとの考えです。

◎山下　誠君

では、行政代執行に向けて、一般論として命令に従わなければそこに向かうという理解をしました。

それで、命令なんですけども、これ命令書の中にいつまでに原状回復しなさいという期限は設けるのかどうか、お答えください。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

今後の対応や展開として、関連する課との調整も必要であり、長引かせるわけにはいかないと考えております。

◎山下　誠君

長引かせるわけにはいかないということだけれども、その期限がいつかということだけども、これをまた２年も３年も引っ張るのかという懸念も私はあります。そうではなくて、命令書を出す、原状回復するための期間をどれぐらい見積もるのか皆さんがこれから分析するんだろうけれども、少なくともここまでにやる、年内あるいは年度内に期限を設けるというふうなことは明言できますか、お答えください。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

６月定例会の閉会後をめどに原状回復命令を通知したいと考えております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時54分）

再開します。

（再開＝午前10時54分）

◎農業委員会会長（長濱国博君）

年度内にはやっていきたいと思っております。

◎山下　誠君

そうすると、令和７年度内に原状回復しなさい、もしも応じなければ行政代執行にいくという流れだとは思いますが、この行政代執行に係るお金、私はこれ一番心配しています。あのヤードを見る限り、高額な執行予算がかかると思っていますけども、私もともとこれ皆さん沖縄県から移譲を受けて、この違反転用の事実が分かったのを皆さん移譲受けていますよね。そうすると、私沖縄県側にももう少し積極的に関与してほしいと思っているけども、どうもぬるい、沖縄県が。この件に関しては、宮古島市が予算を出すってなっても、例えば億単位の金を出す、戻ってこないかもしれないと、こういうこともあるとなったときに、当然議会としてもこれ慎重に判断しなきゃならないんだけども、解決する手段がそれしかないというんだったら、それはもうそこに進むしかないとも思っています。この予算、もしも皆さん今見積りの段

階で、入っているのかな。入っているんだとしたら、幾らぐらいでどれぐらいかかる状況があって、この予算の配分というのか、予算については県にも協力求めていく方針があるのかどうかお答えください。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

地方公共団体の予算に関する予算の歳入歳出など、性質上の観点から農業委員会としてはお答えできません。また、沖縄県の責任有無について、農地転用許可に関する事務が平成31年４月１日から宮古島市に権限移譲されました。松原地区の農地違反転用の問題も権限移譲される前から沖縄県も把握しており、沖縄県にはこの問題に対して関係する当局も含め働きかけたいと考えております。

◎山下　誠君

そのとおりだと思います。決してこの問題は宮古島市だけの問題ではなくて、沖縄県も絡んでいるということをこれから質問に加えていきます。

建設部にお伺いします。建築基準法違反について、これ前回３月だったかな。３月定例会でもこの同じ質問をしているんだけれども、どうも曖昧な答弁だった。違反なのか、そうでないのかという、分からなかった。いま一度お伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

当該建築物に関しましては、令和６年３月定例会の一般質問で答弁いたしましたが、沖縄県宮古土木事務所に確認したところ、一部建築確認申請が提出されているとの回答でした。また、完了検査については、届出が提出されていないとのことです。これらのことから、諸手続の不備や完了検査未申請など法令に抵触すると考えられますが、最終的には所管となる沖縄県の判断となります。

◎山下　誠君

私も沖縄県のほうに話を聞きに行きました。沖縄県宮古土木事務所か、そこに話を聞きに行ったんです。そこで対応してくれた方が、新聞に載っていましたよね、市長もご存じだと思うんだけど。何だったっけ。統括監だったかな、偉い人になっているんですね、あそこの沖縄県宮古土木事務所の人が。この農地違反をしっかり取り締まった、建築基準法なんかの違反がないかということを取り締まるすごい偉い人になっているんです。ごめん、偉い人という表現しかできないんだけど、そういう人になっていて、その人と私は話をしてきたんだけど、どうもかみ合わなかったんだ。一応聞いたら、建築基準法に照らせば、例えば建物、構造物建てるときに、建築確認申請は出したか、建築確認済証は交付されているかということが１つまずはなってくるんだけど、これは出されていないということで、この時点で私は違反は成立すると思っています。そのときに、ただあそこはもう農地法違反にもなっているもんだから手が出せないと。結局建築基準法の中でいうと、あそこ今建っているものをもっとより頑丈にしなさい、そういう指導になっている。いわゆる是正命令ですね。そういうふうになっていくので、なかなか手は出しにくいんですって言うんだけれども、こういうときに、私いろいろ調べてみると、それができないんだったら除却命令もできると思っているんです、建築基準法の中で。もう是正命令が不可能だと。あそこをより頑丈にしなさいってそんな命令は当然できませんので、要は結局農地法にかかっているからもう是正命令は出せない。ならばもう除却しかない。それ要するに撤去ですよね。除却命令しか出せないというふうに私は建築基準法理解しているんだけども、建設部長、いかがですか。

◎建設部長（下地睦子君）

先ほども答弁申し上げましたが、市としましては、建築基準法自体には抵触するものと考えております。ただし、最終的には所管となる沖縄県の判断となります。山下誠議員今おっしゃられた内容ですけれども、県が判断するものと考えております。

◎山下　誠君

関連して、都市計画法の中でも3,000平方メートル以上ですか、開発許可申請が必要だと思うんだけども、これも出されていないということを沖縄県宮古土木事務所に確認しました。この点沖縄県宮古土木事務所、どういう答弁用意していますか。

◎建設部長（下地睦子君）

当該用地は農地法違反の状況となっているため、無許可で開発行為を行っている状況となります。したがいまして、本市としましては現状で都市計画法に抵触しているものと考えております。

◎山下　誠君

県の所管でありながら建設部長が建築基準法及び都市計画法にも抵触していると考えていると、そこまで突っ込んだ答弁をされるということはちょっと想定外でした。でも、それぐらい誰が見てもそういう状況だということでの答弁だと思い、そう理解します。つまりあそこは、農地法、建築基準法、都市計画法、そして農業振興地域整備に係る法律違反、４つ。さらに、景観法というのもあって、これにもかかる可能性があるということを考えると、２つどころか、３つどころか、５つ複合的な違反が行われているということなんです。私これよく粟国恒広議員に理解してほしいのは、そこでこういう複合違反が行われているのにどうして原状回復のためにもう一歩進んで直してくれないのかという、そういう答弁が聞きたいんです。あの人別に悪い人ではないんだけども、やっていることは悪いことで、これやはり直さないと市民も理解しないし、原状回復に向けて努力しますという一言があれば私らだってこんな質問ここでする必要もないし、同僚議員ですから、そう思うんです。だから、粟国恒広議員に対しては、この問題もし粟国恒広議員が引かないんだったら私もこれやり続けるしかない。ほかの質問もしたいんだけど、やり続けるしかない。これは当局の皆さんも関わり続けるしかないと思っていますので、ぜひともここは本腰入れてやっていただきたいなと思います。私は今後は沖縄県にも直接出向いて、沖縄県の対応生ぬるいよと、宮古島市こんなに頑張っているのに皆さん何しているんだということをもう玉城デニー知事に直接訴えたいと思っています。これ県の対応は本当にぬるいと思っている。だから、これはもう本庁まで行って要請して、しっかりと向き合いなさいというふうにやって、今の私ら任期はもう10月までか。10月まで、この間に何とか解決したいと思っていますので、市民の皆さん、よろしくお願いします。

それと、ごめんなさい。ちょっと戻っちゃうんですけど、農林水産部長、これ昨日……違う。違う。上地廣敏議員の質問に農業委員会の会長が答えていたけれども、境界の件。土地改良事業で整備した区域との境界にあそこのヤードがかかっているよって話を聞きました。そうすると、いわゆる越境して、あそこは市のものに移管されていますよね、土地改良事業での整備区域は。あのヤードのそばの農道、あそこにかかっているんではないかと、ヤードに。という指摘を受けました。そうすると、何法違反になるのかな。これもまた違反加わるんだけれども、その点どう考えていますか、農林水産部長。

◎農林水産部長（下地貴之君）

山下誠議員ご指摘の土地につきましては、その周辺の土地改良事業で整備した区域等の現場を確認して

おります。土地改良事業で整備した石積みの上に構造物が設置されており、市有地への一部占用があると思われます。一応法律につきましては確認いたします。

◎山下　誠君

そうすると、農林水産部長、境界越境しているということだよね。石積みに乗っかっているということは、その農道というのかな、皆さんが持っているところにかかっちゃっているんだよね。それでは、今後それはどかしなさいという指導になっていくんですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今後現地測量を行いまして、どの程度占用が行われているか確認をして、市の顧問弁護士と対応については相談してまいります。

◎山下　誠君

分かりました。では、これも取り急ぎやっていただいて、私はもう我慢強く粟国恒広議員には訴えていきたいと思うんだけども、皆さんもへこたれることなく、大変だと思うんだけども、頑張ってください。

それから、農業委員会の皆さん、度々私の質問のために気苦労して、大変していると思います。農業委員会会長なんてしょっちゅうここに立たされて、いや、えらい役回りだなと思っていると思いますけども、どうか踏ん張っていただいて、皆さんが本当に苦労して頑張ってやっているというのは大変高く評価しておりますので、今後も引き続きこの粟国恒広議員の問題をみんなで片づけるという意図を持って、ご協力のほどどうぞよろしくお願いします。もちろん議会の皆さんにもそうですし、当局の皆さん全体にも。

最後、市長、この問題、もう市長も積極的に関わってほしいと思っています。答弁お願いできますか。

◎市長（嘉数　登君）

この問題が発現してから、もう相当年数も経過しております。一日も早く当該違法状態というものを解消するために、もちろん執行部もそうですけども、県のほうにも働きかけ、それから農業委員会のほうにも協力していただいて、解決に向けて努力していきたいというふうに考えております。

◎山下　誠君

頑張ってください。

残りの時間だけで、教育部長、小規模特認校制度。我が西辺小学校も児童数の少なさに四苦八苦しております、児童の確保にですね。それで、この小規模特認校制度を利用して、要は学校を廃止するというのかな、いろんな方法があると思うんだけども、こういう小規模特認校制度を導入できないかどうか、お答えください。

◎教育部長（久貝順一君）

小規模特認校制度の可能性についてということです。学校の存続につきましては、令和５年10月に福嶺小学校に関わる方々からの小規模特認校制度の導入を求める陳情のほか、過小規模校のある地域からも存続の声が聞かれたことから、教育委員会としても小規模特認校制度を含め、学校の存続に向けた制度の導入について検討を進めているところです。

現在の検討内容としましては、複式学級を要する過小規模校への通学を希望する保護者に対し指定校変更を認めることができないか、その運用基準の一部見直しを検討行っております。この小規模特認校制度のメリットとしましては、過小規模校への指定校変更を可能とした際、児童生徒や保護者の選択の幅が広

がり、学校の存続に寄与するものと考えておりますが、デメリットとしましては現段階で複式学級でない小規模校から過小規模校へ指定校変更した際、児童生徒が減ることによってその学校も複式学級となり、存続に関わってくる可能性もあります。様々な課題等も整理しながら、今後小規模特認校制度の可能性については検討していきたいと考えております。

◎山下　誠君

残り時間使っていただいてありがとうございました。

それでは、６月定例会における山下誠の一般質問これで終了します。どうもありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで山下誠君の質問は終了しました。

◎山里雅彦君

時間も押しております。喉の調子も芳しくないので、なるべく午前中に終わりたいと思いますので、再質問がないような答弁をご協力よろしくお願いします。

いつもは質問前の私見を述べるんですが、昨日池城健議員の質問に市長が答弁で、提供可能な、受入れ可能な宮古島市の観光振興基準ですか、設けるということでの話がありました。非常に大事なことだと私は思っております。議会でも、毎定例会、水の問題であり、電力、二次交通等々、渋滞緩和等々私はあると思いますので、それについて五、六分私見を述べようと思っていたんですが、私見を割愛したいと思います。

では、質問に入ります。市長の政治姿勢について、宿泊税についてでありますが、１番目、県との協議、調整状況については割愛します。

下の県の６月定例会に宿泊税の議会提案がありません。今回のこの宿泊税に対する今後のスケジュールと協議内容についてまず聞かせてください。

（粟国恒広君、着席）

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

昨日の新聞記事に、県は宿泊税を法定外目的税として県議会９月定例会に提案するという旨の報道がありました。市としましてもそれを確認しておりまして、県と足並みをそろえて９月定例会もしくは臨時会に提案したいと考えております。

◎山里雅彦君

先ほども山下誠議員も取り上げておりましたが、県市長会で見送った案件について、宿泊税の早期導入要請ということで市長会あります。マスコミも、新聞でありますが、抗議書の中で、県が事前調整もなく一方的に普通税での導入を検討していることに、これまでの議論の趣旨に反する行為で到底容認できるものではないと強調、改めて早急導入を訴えたということでありますが、それで県が普通税導入を目指す場合、県と同時導入を目指していた市町村の取組に支障を来すとして県税の観光目的税の導入を断念し、市町村の取組を支援することを要請、これ当たり前だというふうに私は思っております。

それで、この３番目、次に、この宿泊税の導入が遅れれば遅れるほど本市にとっても財源の損失だと私は思っております。これ早期に市で独自導入を目指す考えについて聞かせてください。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

先ほども答弁しましたが、県は９月定例会に法定外目的税として宿泊税を提案する予定をしております。それを受けまして、市も県と足並みをそろえて９月定例会もしくは臨時会に提案したいと考えております。

◎山里雅彦君

今の時点で来年からの、2026年度からの事業導入は、私は難しいと思っております。こういった税の導入等は、周知期間等も必要なんです。もちろん総務省の許認可が必要でありますが、それも考えて逆算すると非常に厳しい状況。できればいいんですが、そういうふうに思っておりますので、９月定例会まだ出さない可能性もあります。

そこで、この宿泊税の割合は、同時導入を目指す地域市町村は６、県が４。市町村は６ですよね。同時導入しない市町村は５、５だというふうに理解しておりますが、そこで少し確認をさせてください。本市に宿泊税が導入されると、本市における年間の予算、予定財源といいますか、税収について、どれぐらいになるのか、試算について聞かせてください。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

令和５年度の平均宿泊費を令和６年度の入域観光客数に計算しまして試算したところ、約５億円の税収があると見込んでおります。

◎山里雅彦君

５億円ですか。５億円税収があれば、今定例会でも下地信男議員ですか、市道街路樹の対応、対策といいますか、砂川和也議員も海岸観光地の適正利用、宮古島らしさを保つためのパトロール強化等の費用等々、それと除草剤の話もしていましたね。高温水を使って地下水保全にも優しい除草作業ができると。農林水産部長は少し費用が高いという話をしておりましたが、５億円もあると、我々が議会で市民からある程度聞いているもろもろがみんな達成されるんですよ、スピーディーに。そういう意味では、ぜひこの宿泊税をしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

それから、最後に１つだけ。この宿泊税導入の場合に、本市にホテル、宿泊施設かなりあるんです。昨日、池城健議員に540施設ですか、あったということであります。もしこの数多くあるその宿泊施設に宿泊税やった場合に、徴収業務とか徴収事務がかなり発生すると思うんです。その点どう当局は考えているのか、ちょっと聞かせてください。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

徴収義務者は宿泊事業者を予定しておりまして、この宿泊事業者に対しましては徴収する際の手数料を一定の割合で支払いをする予定をしております。

◎山里雅彦君

観光商工スポーツ部長、私が聞いているのは、その事務処理、事務業務を市がやるんですか。それを聞いているんです。もしくは、観光協会等にそれを委託するのかも含めて聞いているんですが。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時19分）

再開します。

（再開＝午前11時20分）

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

徴収義務者は宿泊事業者でありますが、宿泊事業者の負担軽減を図るために、例えば１か月ごとに役所で納税していただくか、またもう少し延ばして３か月ごとに役所に徴収した税金を納めていただくかというのをこれから検討していきたいと考えております。

◎山里雅彦君

来年の導入目指しているのに、今この議論をしていたらやばいです。やばい。

次に移ります。次に、財政についてであります。これは前市政にも同じ質問しましたので、やはり市民には説明が必要かなと思っていたので、前回通告しましてできなかったので、今回また通告してあります。令和４年度に改正した宮古島市長期財政ビジョンでは、令和12年度の財政調整基金の残高は32億6,900万円と試算しています。この財政調整基金について、市長の見解をお伺いします。

◎副市長（砂川　朗君）

財政調整基金についての見解でございます。財政調整基金の重要な役割として市の財政運営の安定性の確保が挙げられ、財政調整基金の残高を一定に保つ、あるいは可能な限り取崩し額を最小限に抑えることで経済の変動や突発的な公共のニーズへの対応、自然災害等に起因する予測不能な出費に備えることができ、また長期的な財政計画におきましては今後予想される財政需要に柔軟に対応できるよう、一定の基金残高を確保することによって市の計画的な発展を図ることができるものというふうに考えております。そうした安定及び柔軟な対応を可能とする財政運営を進める上で、今年度新設いたしました行政経営課において、施設運営に係る行政コストを基に、施設の利活用、統合及び廃止の推進、単費事業の効果検証を基にした徹底的な見直しなどの歳出減、またふるさと納税、企業版ふるさと納税等の自主財源の確保、補助金等の財源の確保など歳入増を強化し、財政調整基金の確保に努めていきたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

長期財政ビジョンでは令和10年度までに収支不足が生じると見込んで、その不足額を財政調整基金を取り崩して対応予定。その財政調整基金についての質問を少し。この財政調整基金の現状で財政力指数の影響を少し答弁してほしかったんですが、改めてでは実質公債費比率と将来負担比率について少し答弁お願いします。

◎副市長（砂川　朗君）

令和４年度に改定いたしました市の長期財政ビジョンにおきまして、令和12年度の財政調整基金の残高と健全化指標との関係性でございますが、令和12年度の財政調整基金の見込み残高は32億6,900万円と試算しております。その時点における実質公債費比率及び将来負担比率の財政指標の数字の試算につきましては、実質公債費比率が8.2％、将来負担比率が50.3％というふうに試算を行っております。この試算数値においてはそれぞれ財政健全化における基準数値の範囲内でございますが、財政調整基金の残高におきましては可能な限り高い水準を保つことが重要であるということから、今後も適正な予算編成を努めてまいることが重要かと存じます。

◎山里雅彦君

副市長、１年ちょっと前でしたっけ。同じような質問を前市政にお話ししました。8.2％と50.3％というのは、去年の６月以前の実質公債費比率であり、将来負担比率だと思うんです。これまでの答弁と何ら変わらないんですが、直近のこういった事情出ないんですか。

では、財政調整基金、その時点での財政指数の数値等については、本市の総合計画の中でソフト事業、ハード事業ありますが、各おのおのの事業を進める上での予定であり、指標だと思いますが、事業の進め方によっては多少の上下があると思います。財政調整基金については、今後これ以上市の考えで、今のままであまりよくないというふうに思っておりますので、ぜひ頑張っていただきたいと思っております。

次に移ります。今後の予算編成においても収支不足が見込まれると思いますが、財政調整基金が減少していく中で今後の収支不足に対しどのようにして対応、対策等を講じていくのか、市長の見解をお伺いします。

◎副市長（砂川　朗君）

今後の財政運営についてでございます。宮古島市の長期財政ビジョンにおきまして、今後の収支不足ということで令和12年度まで収支不足が生じることと見込んでおります。その不足額は、財政調整基金の取崩しにて対応ということで計画はなっております。そのため、予算編成におきましては、各種施策の効果的、効率的な事務事業執行の推進を図りつつ、一方では収支不足の抑制は可能な課題であるというふうに認識しているところでございます。

具体的な予算編成における収支不足の対策といたしましては、令和７年度当初予算編成方針にも盛り込んでいるところでございますが、宮古島市の公共施設等総合管理計画に沿った施設の統廃合も含めた施設の整備を図りつつ、各種財源の確保に向けた取組を推進してまいりたいというふうに考えております。先ほどのご質問の中でもお答えしましたが、今年度新設いたしました行政経営課において、しっかり施設運営に係る行政コストの試算等も行ってまいりたいと思っておりますので、新たな財源創出にも努めてまいりたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

ほぼ前市政と同じような答弁でありました。健全な財政運営を進めていくためにやはりこの財源が必要なんです。何年か前でしたか、この財政調整基金を運用して、２億円ぐらいでしたか、売却益でしたか、あったと思うんですが、収入がですね。今はやっていないかどうか。

それと、伊良部野球場と総合体育館のネーミングライツ、我如古三雄議員がしばらく前に取り上げておりましたが、それについて少し答弁お願いします。

◎副市長（砂川　朗君）

財政調整基金を原資としての債券運用でございますが、現在も行っております。現在、債券価格がちょっと下がっておりますので、利子収入のみとなっておりまして、運用額が地方債、国債で運用しておりまして、21億7,500万円を運用しているところでございます。

山里雅彦議員から今ご指摘のございました各種公共施設等のネーミングライツについても、ＪＴＡドーム宮古島もございますが、伊良部野球場につきましても全面供用開始となった際にネーミングライツの募集も行ってまいりたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

自主財源といいますか、プラスにいくためには、なかなか当局の答弁ではふるさと納税制度が出てこないんですよね、自主財源確保のために。これ非常に大事なことだというふうに思っております。このふるさと納税、我々の宮古島市は平成20年度から始まりまして、当初500万円ぐらいしかなかったんです。二、三年すると一千五、六百万円になりましたが、去年は11億円余りですよね。その前は12億円。これで多いと思ったら駄目です。全国の自治体のトップ幾らだか分かりますか、全国の自治体トップ。宮崎県の都城市が193億円ぐらいなんですよ、ふるさと納税。上位10自治体は100億円を超えているんです。それに近い自治体が、小さな自治体でも、今定例会に上里樹議員がこども医療費18歳まで無償化の対応ありました。給食費も、子供の教育に関するある程度の予算も、こども医療費の無償化を20歳までやっている。ふるさと納税生かして20歳までやっている自治体もあるんですよ、実際。ふるさと納税制度、我々のこの返礼品といいますか、もっともっと掘り起こしていくことはできるんでないかと私は思っております。

ぜひ全国の皆さんにお願いする形で、返礼品マンゴーが一番だという、今の時期思っておりますが、返礼品の発掘といいますか、地元産品いろいろ様々な、新年度からふるさと納税の返礼品等総務省からの基準見直しがあるということでありますが、ぜひ宮古島市をアピールするためにふるさと納税、件数は１万何千件で初めて今年最高だというふうに聞いておりますが、金額がもう少し上がれば18歳までのこども医療費無償化もできるんです。20歳までやっているところもあるんです。どこでしたか、最近ありましたけど、茨城県であります。

本市においても目指せ100億円、それぐらい掲げてすることが、この持続可能な島づくりの推進につながるし、我々が、地域の代表として議会の議員がやってくれって言っている、お願いされているある程度のものはすぐにできると私は思っております。予算がないと何もできないんです。自主財源比率、宮古島市は11市の中でかなりのポイント、10ポイント近い、七、八ポイントですか、二十何％ですよね。ほかは三十何％。この自主財源比率を上げていく。独立していけるような財政状況をつくっていかないと、今後の様々な事業に対して対応できないと思うんです。ぜひ市長、目指せ100億円、頑張りましょうよ。それについて、市長、一言お願いします。

◎市長（嘉数　登君）

まさに山里雅彦議員ご指摘、ご提案のことは、宮古島市のあるべき姿を目指していく上で非常に重要な税源になるというふうに思っております。ふるさと納税に関しましては、確かに宮崎県の都城市、断トツといいますか、非常に羨ましいぐらいの数字を上げているということがございます。県内に目を向けますと、恩納村、それから石垣市、宮古島市、北谷町あたりが頑張っておるんですけども、まだまだ桁的にも追いついていない。追いついていないといいますか、まだまだその規模に至っていないというところがございます。山里雅彦議員からは、100億円という数字もありましたけれども、令和６年度はたしか12億円で、私は前年度よりはもっと伸ばそうということで職員ともいろいろ話をしましたけども、まだ言わないでくれということもありますので、あえてここでは言いませんけども、やはり目標は大きく持ってやっていきたいと思っておりますし、ふるさと納税を件数、それから金額とも伸ばしていくのは、これはもう市長の責任だと私は思っておりますので、私が先頭になって頑張っていきたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

市長、令和６年で12億円といいますが、11億円ですから、後で訂正よろしくお願いします。

次に移ります。１の３、特定利用空港・港湾指定についてでありますが、特定利用港湾に本市の平良港が追加指定されました。国や関係機関との現在の協議、調整状況について説明お願いします。

◎建設部長（下地睦子君）

本市が管理する平良港は、令和７年４月１日に特定利用港湾に指定されております。山里雅彦議員ご質問の国や関係機関との現在の協議、調整状況につきましては、円滑な利用に関する枠組みにおける令和７年度第１回意見交換会を７月の上旬に予定しているところです。

◎山里雅彦君

次に、本市の平良港港湾計画ありますよね。今ここへありますが、そういう計画との調整、協議状況、今後どうなるのかなと思うんですが、それあれば聞かせてください。

◎建設部長（下地睦子君）

平良港港湾計画につきましては、現在今年度中の改定を目指し、作業を進めているところでございます。その中におきまして、特定利用港湾と港湾計画はそれぞれ制度上異なる枠組みではございますが、港湾施設の整備を進めるに当たっては原則として港湾計画に当該事業を位置づけることが必要であり、その整合が求められます。

山里雅彦議員ご質問の特定利用港湾としての港湾計画への事業の位置づけ、国との協議状況ということでございますけれども、現時点においては特定利用港湾としての機能強化等に関する具体的な施設整備について、国との協議は行われておりません。ただし、制度の趣旨といたしましては、既存事業の促進もうたわれていることから、市といたしましては現在実施中の整備事業の促進に期待しているところでございます。

◎山里雅彦君

特定利用港湾への指定は、進めるとなると防衛省、それから現在の平良港港湾計画は国土交通省でやっているんです。複数の省庁をまたぐので、調整等は事前に相当の準備していかないとちょっといかがなもんかなというふうに思っております。

今、国土交通省と防衛省の話をしましたが、今定例会で公明党の狩俣政作議員が、今年３月の末ですか、定例会終わって、文部科学省、離島の子供たちの、離島医療の拡充を求めて要請して、公明党の２人と平良和彦議員と上地堅司議員でしたか、行ってきました。ついでですが、約２年前にも公明党のお二人と平良和彦議員と、今県議会議員になっていますが、県議会議員になる前の新里匠議員と、それから宮古島経済産業連合会のメンバーと、防衛省とか国土交通省に要請してきました。国土交通省は、今公明党から国土交通大臣になっている斉藤鉄夫大臣が対応してくれたんです。なかなか大臣というのは対応していただけないんです。防衛省は政務官対応でありましたが、やはり今回の事業はそういうものもあまり入れないような形での整備になる。あと調整だけと思うんです。防衛省には総合体育館の事業費の要請等を兼ねて行ってきましたが、必ず今度の特定利用空港・港湾の指定については、しっかり対応していただきたいなと思っております。

次に移りますが、宮古空港の市民の利便性向上・機能強化の面でも宮古空港の指定も重要だと思いますが、市長の見解を聞かせてください。

◎市長（嘉数　登君）

空港設置者の県は、国が進める具体的な取組内容等についてまだ不明な点が残されていることから、国に対し確認を行っているというふうに聞いております。また、市から県へは、引き続き宮古空港の利便性向上、それから機能強化などに伴う要請等については、市と宮古空港活性化協議会が連携して行っていきたいと考えております。現在想定している宮古空港の利便性向上、それから機能強化については、保安検査場のスマートレーンの設置、それからエプロン、貨物スペースの拡張、駐機スポットの増設等が挙げられます。

◎山里雅彦君

市民の利便性の向上、私は機能強化につながると思うんです。再質問でどういうことをするのか聞こうと思っていましたが、答えていただきありがとうございます。この特定利用空港・港湾指定については、様々な角度からの意見もあります。国民保護計画、住民避難計画の中には、先ほども言いましたが、上里樹議員、それから下地茜議員が指摘するように、多くの課題等私あると思いますが、やはり現在の国際情勢といいますか、周辺地域の安全保障環境の観点から、そういった状況を踏まえてやはり緊急事態に対応できる必要な備えと体制づくりは、私は重要な課題だと思っております。各自治体の長は、地域住民を守る責務が、責任があると私は思っております。市長、こういった現状、状況をどう捉え、どう対応するかは、今後も様々な場面で状況判断が必要になります。ぜひ市長には市民の安心、安全のためにもしっかりと対応といいますか、対策等をしていただきたいというふうに思っております。これ答弁要りません。

次の渋滞緩和について。平良城辺線、県道78号線、下地線、国道390号線の渋滞緩和に向け、４車線化整備計画について「特定利用空港・港湾」指定関連事業で整備ができないか、考えを聞かせてください。

◎建設部長（下地睦子君）

空港線、これは県道243号線から県道78号線への合流と国道390号線への合流において、一定時間込み合っていることは市としても認識しているところでございます。山里雅彦議員ご質問の特定利用空港・港湾指定を活用した主要路線の整備につきましては、道路管理者である沖縄県宮古土木事務所に確認をしましたところ、県道78号線平良城辺線及び国道390号線を４車線化する計画はないとの回答でございました。

特定利用空港・港湾への接続道路整備につきましては、自衛隊の大型車両などが指定された空港、港湾と駐屯地などとの間を円滑に移動できるようにするため、道路の整備も進めると政府が方針を示しておりまして、沖縄県内では那覇北道路、小禄道路、豊見城東道路の３つの国道が現在のところ整備対象となっている状況でございます。本市といたしましては、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

◎山里雅彦君

建設部長、再質問しようかなと思っていたところまで答えてくれてありがとうございます。

ここに、公共インフラ整備の基本的な考え方等があります。ちょっとだけ紹介したいと思います。先ほど建設部長が言っていたように、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設ける。これらを「特定利用空港・港湾」とするということであります。

２つ目に、「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、いろいろありまして、平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等に資するよう、「特定利用空港・港湾」と自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上に向け、道路ネットワークの整備を図る。整備として、空港の滑走路延長・エプロン（駐機場）

整備や港湾の岸壁・航路の整備、道路ネットワークの整備など。既存事業の促進ということで、既存の整備計画を活用し、整備の促進や追加工事の実施を行うということであります。

前にこういうのをすると、下地茜議員とか上里樹議員が少し言うんですが、やはり先ほども言いましたが、市長は市民の安心、安全のためにもやはり判断、決断必要なんですよね。この同じ質問を西里芳明議員もされておりました。沖縄県農業協同組合宮古地区本部、宮古空港の信号から中休まででですか、そこを通ると野原の航空自衛隊基地に行けるんです。平良和彦議員も、そこも越して旧城辺町役場前の信号でしたか、信号の前までの話をしておりました。向こうの奥には保良地区。できればそういうあれですが、向こうから、陸上自衛隊保良訓練場のほうはあんまり交通量がないということで、やはり自然に必要、備えを私はぜひやるべきだというふうに思っているんですよね、この事業。ですから、平良和彦議員にありました道路交通センサス事業について、建設部長は５年に１度のこの調査、今年度調査で、これチャンスだと私は思っているのです。難しいけど、道路交通センサスとは道路交通利用の実態調査ですよね、簡単に言えば。その実態を捉えて、やはり将来見据えて、我々の行政区域ですから、今から準備していくことが私は必要だと思うんです。県道であっても本市の行政区域であり、管轄する行政機関は我々宮古島市、本市ですよね。市民サービスの責任は本市になります。

市長、そういう面では、議会で議員が指摘した、しなくても対応する。４車線化整備等は議員何名かありましたが、県や国へ将来のアクセス道路、昨年の４月の津波警報発令のとき、カママ嶺周辺でかなり混雑していましたよね。そこにもアクセスするんです。下地線も、空港、港湾等の施設、自衛隊施設へのアクセス道路なんです。ですから、市が将来を見据えて基本計画というか、立てて様々な観点から、私は議員が言わなくても市が自ら、調査結果に基づいてでもいいです。ぜひこれはやっていただきたいと思うんですが、これ市長、一言見解聞かせてください。

◎市長（嘉数　登君）

離島県の離島自治体である宮古島市にとっては、その市民生活はこの交通インフラによっているところが非常に大きいというふうに思っております。例えば空港、港湾、道路、通常の整備であれば平時のとき最大でどれぐらい使うかと需要予測の下に造られるわけですけども、平時だけではなくて災害時にどういったニーズが出てくるか、容量が必要かというところはやはり考えておかないといけないというふうに思っております。ですので、近年では観光客が119万人まで伸びておりますので、そういった交通インフラの整備、増強の必要性、それから国民の保護のお話もされておりました。宮古島市は６日間で九州へ住民避難をというふうに考えておりまして、非常に短期間で空路を使って九州へということになっております。そういった短期間での輸送を考えますと、今の道路整備状況でどうかというようなところもございますので、平時だけではなくて災害時における交通インフラという観点からもしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

先ほど建設部長が答弁したように、那覇空港既に指定されております。そういうことで、先ほど言っていた那覇北、小禄、豊見城東道路等の道路も指定され、今事業等計画が進んでおります。建設部長、市長もそうだけど、城辺線の利用状況を踏まえて、少なくとも西里芳明議員が話していた中休ぐらいまでの計画、そこで終わるんではないですよ。そういう徐々に市民の万が一の避難計画も含めた形での利便性、で

きるような方向でしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。答弁は要りません。

次に移ります。次に、農業振興について。県営農地整備事業について。まず、西原第４地区整備事業における整備状況について、現在の取組、事業完了までの年度別整備計画について、県の整備計画についてまず聞かせてください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

西原第４地区で実施している水利施設保全高度化事業の年度別計画ですが、沖縄県に確認したところ令和６年度までに約23.5ヘクタールの工事が完了しております。令和７年度は、３ヘクタールの工事を完了予定との回答がありました。今後は、当初計画部分については、令和10年度完了を目標に、編入予定の部分につきましては令和11年度完了を目標に事業を推進していくとの回答がありました。

◎山里雅彦君

幾つかありますが、この事業は令和４年度から令和８年度までの予定、これまで取り上げてきました。令和８年度までに基盤整備終わる予定が、いきなり令和４年度、令和５年度で23.5町歩していて、令和６年度が1.1町歩になったんです。我々のいろんな取組もあって、令和６年度の事業１つ追加で出していただきましたが、令和７年度の事業も1.何町歩しかやっていないんです。令和８年度に終わる事業を、竹アラ地区でないんですが、令和15年度、令和16年度もやるというこんな計画性のない事業ないです。こんなこと宮古島市の団体で一つもないという話を下地信男議員の質問に対する答弁でありました。やはりとっぴにですね。でも、担当課長とか代われば、変わるんですよ。今、本当に変わって、我々が取り組んで、県を呼んで要請したり、行ったりして、また今定例会後にも行くんですが、推進員と自治会と。やはりそういう取組ができる、やるということが、なるべくさっき言った令和10年までお願いしますということで、我々も推進員の皆さんも、もう本当は元に戻すという意見が多いんですが、やはり令和10年まで、圃場整備令和８年まで、来年まで不可能ということで、今話合いで令和10年度までやっていただけませんかということでやっております、市長。令和10年度までにできるようにぜひやっていただきたいというふうに思っております。

次に、本事業の年度別計画が、事業期間が大幅に延びた事業計画変更の理由について、短めに聞かせてください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

事業期間が大幅に延びた理由としまして、宮古地区への予算が減少していることが主な要因と考えております。そのほか、耕土の確保に時間を要していることや、耕土の搬入により事業計画費の増が見込まれることも要因と考えております。耕土確保に時間を要している理由としまして、これまで耕土を搬出していた地区において、圃場整備工事がおおむね完了したためと聞いております。今後、現在施工中のほかの地区から耕土の搬出が可能か調査中でありまして、また購入も含めて検討しているとのことでございました。

◎山里雅彦君

矛盾しているんですよね、耕土が足りないのが遅れた理由とか、予算が減額されたとか。予算は、五、六年前では宮古関係の県の予算農業関係で50億円あったんです。令和６年度が19億円になって、今年度が20億円ちょっとですか。予算要求していないからそういうことになっているんです。国からの予算も、県

の予算、農業関係予算も減っていない。増えているんです。ちゃんと当初の事業計画、これ踏襲をしなければいけないと思うのです。なぜ、理由は、農家の皆さん事業は５年で終わるから、同意しました。では、二、三年たって七、八年延ばします、これは幾ら何でもひどいではないですか。竹アラ地区が今ありますが、令和６年度にやる予定の作付調整した畑、十何町歩ある、上野で。1.1町歩しかしていない。ほかは全部もう何もやっていないです。バックホー入れてやったらどうですかって簡単に言うけど、この費用農家出せますか。やっている方もいます。議員でもこんなにやっていますから、１年、２年ぐらい。ですから、時間がありませんが、多くは言いませんが、ぜひこの事業、我々の、宮古島市の、先ほども農業関係、竹アラ地区の話もありましたが、本当に平成20年度の宮原地区の補助金返還も含めた職員の22名の処分等の話もありました。宮古島をつかさどる農家、漁村の皆さんこそ本当に宮古島をこれまで支えてきたメンバーです。持続可能な島づくりのためにも農村、漁村の事業はしっかり対応していただきたい。ほかのところを適当にというわけではありません。職員の皆さんも含めてやっていただきたいと私は思っております。

時間がありませんが、ぜひ最後に１点だけ。市長、３番目です。本事業の完了に向けた本市のこの件に対応する取組と、市長はこれまでもほかの事業に、県の事業に予算の遅れが生じるかもしれないので、地区村長に出向いての話をしておりましたが、それに最後に一言お願いします。

◎市長（嘉数　登君）

要請を行ったかという趣旨のご質問だと思うのですが、西原第４地区整備事業の予算確保については、昨年６月と12月に農業関連予算の確保及び増額について、県へ要望してきているところでございます。本年12月、沖縄県土地改良連合会で開催される農業農村整備に関する予算説明及び意見交換会において、農林水産省や沖縄総合事務局が出席いたしますので、その中において宮古地区における農地農村事業費の増額の要請を行っていきたいと考えております。たしかこの地区は、山里雅彦議員に車でいろいろと案内してもらった地区でもございます。農家の方々も早期の竣工というところは望んでいるかというふうに思っておりまして、その前提となる予算の確保というのが大変重要だというふうに思っておりますので、市としてもしっかりと要望していきたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

近くの、隣のお姉さんが子や孫に小遣いが上げられなくなったという話を聞いて、そのとおりだなというふうに思っておりますので、しっかり対応をよろしくお願いして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで山里雅彦君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時02分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次……

（「議長」の声あり）

◎山下　誠君

粟国恒広議員の一般質問の間、退席をさせていただきます。理由は前回と同じなのですけれども、あの後進展があるかと思いきや今回また市が新たに訴えられるという現状になっていますので、進展はないと思います。前回の理由からここに残る整合性がありませんので、粟国恒広議員が一般質問をしている間はこの議場から退席をさせていただきます。

（山下　誠君、退席）

◎池城　健君

会派として３名退席します。

（池城　健君、退席）

◎長崎富夫君

同じ会派として退席させていただきます。

（長崎富夫君、退席）

◎議長（平良敏夫君）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎粟国恒広君

一般質問を始める前に所見を述べたいと思います。

６月23日、沖縄は慰霊の日を迎えました。戦後80年、戦争体験者が少なくなる中、伝承者の育成を進めながら世界の中の地獄を集めた戦いと言われるまで沖縄戦の実像を次世代に引き継ぎ、二度とこのようなことが行われないよう誓いを新たにする日でありました。しかしながら、私はその日をもって残念な気持ちを迎えました。というのは、自由民主党の西田昌司参議院議員の発した沖縄戦や沖縄に対する誤った認識がいまだに存在している現実を見せつけられたのです。県議会、沖縄県内各市町村でも、もちろん宮古島市でも抗議決議が可決されましたが、私は退席という判断を取りました。なぜならその内容があまりにも生ぬるいと感じたからです。今回の西田発言は、個人の謝罪、自民党としての処分を求めるという曖昧な表現ではないと、許されない問題だと私は捉えています。さらに踏み込んだ処分を求めるべき性質のある発言で行うべきものだったのではないでしょうか。それは、党員資格停止あるいは選挙における非公認という判断にもなり得る大きな問題です。国政与党の国会議員が、戦没者のみならず、沖縄県民を侮辱する発言をしておきながら誠意ある謝罪を行っておりません。問題なのは、沖縄県全体が怒りが弱いものだと私は感じております。各議会でも、抗議決議文の落としどころを探った結果のような、怒りがストレートに表現されるものではありませんでした。そういうメッセージを発したとしても、発言した本人、国政与党、さらに全国会議員に沖縄県民の怒りが届くかどうか、大いに懸念材料が湧きます。沖縄戦の事実を再確認してもらい、沖縄県民を侮辱する発言に対して私の中でも怒りが収まることはありません。抗議決議文では、もっと踏み込んだ内容にすべきだと考えています。今後、沖縄全体で抗議集会のようなはっきりした意思表示をすべきだと思っております。沖縄戦で亡くなった方々、戦争を体験された方、そして沖縄県民を侮辱するような発言に対して、決して許されるものではないと改めてここに強く申し上げたいと

思います。

それでは、通告書に従って一般質問を行いたいと思います。市長の政治運営についてですが、まず１番目に、去る５月のこのウーマンズミーティング、その件に関しては初日に久貝美奈子議員のほうに答弁しているんで、まさしくそういう働き方、子育て世代のそういった方々としっかりこのコミュニケーションを取るのは大事だと思っています。市長の公約にも書かれたように、このウーマンズミーティングぜひこれからも続けてほしいなと思っています。よろしくお願いいたします。

続きまして、固定資産税の増税についてお伺いします。宮古島市の固定資産税、課税評価について、2024年から2025年にかけて坪当たり約７万1,000円となり、前年比より26.1％、坪単価にすると１万8,000円増と大幅に上昇しております。この固定資産税の負担調整措置は取れないのか、その辺をお伺いいたします。

◎総務部長（上地俊暢君）

固定資産税の増税についてお答えいたします。

本市の地価上昇率は県下においても上位に位置しており、それに伴い土地の固定資産評価も上昇しているところです。粟国恒広議員ご提案の税金の上昇を抑える措置はできないかということでございますが、地方税法第403条第１項において、市町村長は総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき固定資産の価格を定めなければならないとされており、当該評価基準は市町村長に対して法的拘束力を持つものと理解しています。このことから、市長判断をもって国の定める固定資産評価基準に基づかない評価を行うことは困難であると考えております。

◎粟国恒広君

措置が困難だという今の答弁かなと思うんですけど、固定資産税のこの評価に関してはもちろん国の指導があると思うんですけど、やはりこの負担調整措置というのは、これも国が定めていることなんです。例えば200平方メートル以下の住宅用地、それが６分の１に軽減されるとか、200平方メートルを超える住宅用地に対した部分に関しては３分の１というようなものがあるんです。宮古島市が今土地がもちろんかなり高騰している。それはほとんど島外からの方が宮古島の土地を買い占めていると。新聞もマスコミでも、もう上昇率が県内トップだということで、やはりそもそも宮古島に土地を昔から所有していた方々には、土地が上がるのはいいんだけど、プラスしてまた税金が上がるの困るなということから何とか調整措置を取ってほしいという声がありますので、もともと住んでいた宮古島市民が、この宮古島の土地が上がるというのはいいことですけど、反面こういった弊害が起きていると。それに対してやはり行政がしっかり対応するべきではないかなという感じで負担軽減措置という感じでしているんですけど、今の総務部長の話ではできないというんではなく、やはりそこはしっかり検討すべきだと思うんですけど、市長、その辺についてお答えください。

◎総務部長（上地俊暢君）

負担軽減措置についてお答えいたします。

本市独自の負担軽減措置はできませんが、地方税法に基づく税負担の調整措置は本市でも行っております。急激な地価上昇があった場合でも、税額の上昇を５％程度にとどまるように調整をしているところです。

◎粟国恒広君

ということは、今回４月から固定資産税の納税通知書を配付しているけど、これは５％調整したという感じの送付になっているんですか。なるほど。それでもやはり土地の所有者に関してはかなりまた土地の固定資産税が上がっているなという感じです。どの自治体もいろんな感じでこの優遇措置というのはあると思いますから、ぜひその辺をもう少し固定資産税の措置を検討していただければなと思っています。

続きまして、伊良部島の白鳥崎への陸上自衛隊ヘリ墜落の追悼碑の建立についてお伺いいたします。皆さんもご存じのとおり、令和５年４月６日、沖縄県宮古島市沖で陸上自衛隊の多用途ヘリコプターＵＨ―60ＪＡが事故を起こしました。懸命の捜索にもかかわらず、搭乗された陸上自衛隊の６名が貴い命を失われ、現在も４名の方が行方不明となっております。搭乗者全員が死亡となっておりますが、自衛隊の皆様は日頃から自然災害、我々市民、ひいては日本国民の安全、安心を守っていただける大事な自衛隊の隊員でございました。隊員の皆様には感謝の気持ちでいつもいっぱいです。殉職者の霊を慰め、二度とこのような事故が起きないように、事故現場の見える伊良部島の白鳥崎付近で宮古島市所有地に追悼碑の建立が検討できないか、お伺いいたします。

◎副市長（砂川　朗君）

慰霊碑建立についてお答えいたします。

慰霊碑の建立につきましては、宮古島陸自ヘリ航空事故殉職者慰霊碑建立委員会から、建立場所の提供について要請を受けているところでございます。同委員会が設置を要望している地域は県営自然公園及び市の指定文化財となっておりまして、新たな建造物の設置に当たっては関係機関との調整、確認が必要であります。市としましては、関係者などが哀悼の誠をささげる場所が必要だと認識はしておりますので、関係機関との調整を図りながら条件等、建立ができるかどうか、そういった部分を検討しながら前向きに進めてまいりたいというふうに考えております。

◎粟国恒広君

副市長、前向きな答弁ありがとうございます。もうここには本当に献花台が仮設で設置されて、毎年４月６日に追悼式を行っているということですので、その事故のことも踏まえながら、宮古島の市民のためにもしっかり検討、関係機関といろいろ調整しなきゃいけないというのは分かるんですけど、ぜひ追悼碑の建立をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、伊良部島のリサイクルセンターについてお伺いいたします。この質問にも同僚議員がいろいろ質問されているということです。中間処理という形で８種類の分別受入れが可能だと。ただ、今許可の認可申請をしていて、９月中には下りるんではないかというような、９月の営業開始という答弁がありました。そこでお伺いしますけど、やはりあくまでも中間処理というのは圧縮、梱包という感じでの選別になるかと思うんですけど、やはり島内で焼却、そういった最終処分まで、焼却処分までできるような取組はできないのか、その辺をお答えください。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

粟国恒広議員の伊良部リサイクルセンターでの産業廃棄物処分で、焼却までできないかというご質問にお答えいたします。

現在のところ、事業を予定している業者から、建設混合廃棄物８品目ということで、粟国恒広議員もご承知のことかと思いますけども、これに向けての取得を申請しているというところです。市としましては、

現在宮古島で受入れができていない産業廃棄物の品目がほかにもありますので、まずはその取扱品目の拡充をお願いしているところでありますけども、市としてはこれまでのところ焼却処分については依頼はしていません。また、業者のほうでも、今のところは焼却処分までは予定していないということであります。

◎粟国恒広君

島内から出るごみを中間分別して、最終的には島外に出すんです。そうすると、やはり輸送コストとか、もう離島の一番問題なのはこの輸送コストなんです。そういうことを考えると、やはり産業廃棄物が島内処理、分別をし、しっかり島内で出たものを島内で処理するのがやはり最終的な産業廃棄物の処理方法ではないかなと思っています。今回焼却処理は考えていないということですけど、いずれはやはりこの焼却炉を設けるという考えはないんですか。その辺をお聞かせください。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

粟国恒広議員ご指摘のとおり、同じものを焼却処分するのであれば、県外で行うよりも宮古島市内で行ったほうが輸送コストがかからないということはもっともなことで、それによって処理費用が安くなるということは期待されます。しかしながら、輸送コストだけでなく、焼却設備の整備コスト、それからスケールメリットも含めた運転、維持管理コストなど、様々な面から経済性の検討を行う余地があるかと思います。伊良部リサイクルセンターで事業を開始している民間事業者は、県外に焼却施設を保有している事業所が既に４つあるそうで、今後、これも県外であるんですけども、５件のプラント着工を予定しているというふうに聞いておりますが、宮古島市としては受入れ品目の拡充のほか、宮古島の利用者にとってコストが安くなるような配慮も求めてまいりたいと思います。

◎粟国恒広君

やはりもう県内ではなくて、県外にも持っていくと。沖縄本島ではなくて県外に出すということは、やはり今伊良部島でいうと大阪の会社なんですよね、これ。そうすると、やはりどうしても輸送コストが、その辺のバランスだと思うんですけど、先日市長のほうにもこの焼却の問題に関して民間事業者が市長を表敬した後にそういったお話がありました。その件に関して、市長はどういうお考えなのか、その辺をお聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

このことに関しては様々な提案がございます。新しい技術、新しい機械、そういったものがございますので、宮古島の現状において有用と考えられる新しい技術あるいは装置等については積極的に取り入れていきたいというふうに思っております。

◎粟国恒広君

ぜひよろしくお願いします。やはり自分の島で出たごみは自分の島で処分するというのが本当のベストかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、宮古島市下水道条例の一部改正について。この条例の改正というのは、要するに下水道料金を値上げしていくというようなことかと考えています。全国平均的に公共下水の場合は2,881円ですか。現在、宮古島市では1,300円程度で推移していると思うんですけど、最終的にはこの料金というのは全国レベルに引き上げるという考えですか。その辺をお聞かせください。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

下水道料金についてお答えいたします。

平成26年に総務省からの通知で、下水道使用料20立方メートル当たり月3,000円程度にするようにということでの助言をいただいているところですが、宮古島市としましては公共下水道、それから農業集落排水、これも含めて安定持続的に下水道事業を運営できるようにしていきたいと思っております。それに当たっては、全国レベルに合わせるということではなくて、宮古島市の実情に合わせた状況でなるべく利用者の負担が少ない形での運営料金設定に努めてまいりたいと考えております。

◎粟国恒広君

この下水道なんですけど、最終的には接続率だと思うんです。接続率が低ければ負担金が多くなるというようなことにつながるかなと思っています。そういう意味で、負担金をやはり抑制するためにもこの接続、加入してもらえる、そういった取組をどういうふうな感じでこれから市民の皆さんにＰＲしていくのか、その辺をお聞かせください。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

接続率の向上に向けては、現在接続に関する工事費の一部補助、それから借入れを行う場合には利子補給制度を設けております。この制度自体についてはまだ認知度も低いというふうに考えておりますので、この制度を知ってもらうということに関して、広報あるいは管工事組合の皆さんを通してお伝えしていきたいと思っております。それから、今後まだ枝線工事等進めているところもございますが、枝線工事に当たっては確実に関係世帯が接続できるという場所から順次行ってまいりたいと考えております。

◎粟国恒広君

いろいろ頑張っているんだけど、なかなかその成果が表れないというのが実情かなと思っております。

次に、これも一緒なんです。農漁業集落排水処理施設の条例改正も、やはり料金を上げていくということかなと思っています。ただ、これにはやはりいろんな課題があると思うんですよ、今後の課題が。例えば農業集落排水が今宮古島市では高野集落、島尻集落、比嘉集落、旧下地町地区で上地集落、与那覇集落、川満集落、漁業集落排水が久松地区と池間島にあります。その中でも漁業集落排水についてやはり接続率がいつも低いんです。そうすると、やはり負担が増えていく。我々久松の集落においても、今学校から南側は集合住宅、いろんなアパートが建っているんですけど、もともと久松集落のところにはお年寄りが多いんです。その方というのはもう幾ら私らが接続したほうがいいんではないのと、こう呼びかけてもなかなか同意がもらえないんです。もうそういう感じで、ではいずれは負担金が皆さん加算されていきますよという中で、やはりこれをどういうふうに、地域住民の皆さんにしっかり下水道の在り方も含めてどういうふうな感じで伝えていくか、その辺もちょっとお聞かせください。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

漁業集落排水の接続率が低いという点ですけども、池間島にしても、それから久松地区にしても、粟国恒広議員ご指摘のとおり、特に高齢者世帯のほうでなかなか接続率が上がってこない、負担感が大きいということが原因かなと思っております。特に古いおうちの場合だと、合併浄化槽もつけていない場合だと、実態としてはほぼ水の排出に対して負担かかっていない状態にあるかと思うんですが、これが合併浄化槽をつける場合であれば公共下水道あるいは農業集落排水に接続するよりも高い金額がかかってしまいます。いずれにしても、各家庭から排出される水というのは適正に処理する必要がありまして、これを適正

に処理できなければ、特に久松地区、池間島なんかでは漁業者も大変多いと。こういった地域で汚水がそのまま海を汚染することになれば漁業資源にも影響するということもありますので、地域の地下水保全、それから周辺海域の保全、これも併せて排水の適正な処理が必要だよということはなるべく伝えるようにしていきたいと思います。

◎粟国恒広君

それの周知も大事だと思うんですけど、あと下水道運営の資金です。やはりこれ公共下水も含めて、集落排水も含めて、資金の不足はやはり一般財源からみんな繰り入れているんです。そういう意味では、この事業継続が本当にできるのかなというふうに感じて捉えているんですけど､その辺はどうお考えですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

下水道事業は本来は受益者負担ということで、下水道料金で全てを賄うというのが大前提になっております。しかしながら、粟国恒広議員ご指摘のとおり、一般会計からの繰入れがございまして、令和４年度決算ベースで基準外繰入金ということで財政措置もない部分で一般会計から繰入金が３億円余りございます。今回の下水道料金の改定をもってこの基準外繰入金を１億円程度まで縮減していきたいというふうに考えています。粟国恒広議員お話しのように、併せて接続率の向上も含めて健全な経営を目指していきたいというふうに考えております。

◎粟国恒広君

やはり最終的にはこの事業継続ということで、今おっしゃったように約３億円。大きいですよね。これ全部一般会計からです。そういう意味では、本当に市民の皆様に公共下水あるいは集落排水の役割をしっかり周知しながら接続率を上げていくのが大事だと思っています。また、集落排水施設にしても、やはり施設が古いんです。特に久松集落にはもう平成５年。今、新しいものだと川満集落の平成19年が一番新しいかなと思っています。そういう意味では、建物の老朽化というのもやはり今後考えなきゃいけないかなという課題が見えてきているんですけど、ぜひその辺もしっかり市民負担があまりにも大きくならないような感じで取り組んでいってもらえればなと思っております。

次に、宿泊税についてです。宿泊税については、同僚議員もかなり質問しております。市長は、一部の市町村では独自の導入を検討する自治体もあるが、決してそれはいいことではないという感じで述べています。今日の新聞でもありましたように、県議会のほうでもようやく動き出したと、再確認ができたということを考えていますので、ぜひその辺もしっかり取り組んでもらえればなと思います。いろいろ課題はあると思うんですけど、まず導入に向けたことを念頭に置きながら、市長、その辺をちょっと答弁お願いします。

◎市長（嘉数　登君）

県が９月定例会に提案するというような報道があったことも承知しております｡こうやって動いたのも、検討していた５市町村、それからホテル、宿泊事業者等々、数次にわたって県知事に対して要請してきた結果がこのようなことにつながったというふうに考えております。まずもって、これは導入して、100％の制度というのはあまりないと思います｡導入した後に制度の課題についてどんどん検証して解決していく。特に我々は離島県の離島ですので、子供たちの派遣ですとか、先ほど答弁させていただいたような難病に指定された方がどうしても本島で治療を受けるという機会もございますので、そういった方々への配慮と

いう観点からもしっかり検証し、導入していきたいというふうに考えております。

◎粟国恒広君

いずれにしろ、早い導入が必要かと思いますので、ぜひ頑張ってください。

次に、市制施行20周年記念事業で、ブルーインパルスの曲技飛行の実施要請についてですが、非常に厳しいということがありました、聞き取りの中で。やはりブルーインパルス、２年前の12月にこの宮古島上空を飛びながら、悪天候の中、全部の曲技飛行はできなかったんですけど、やはりそこを見た方々というのはやはりもう一度という夢があるんです。担当者にはかなり厳しいかなというようなあれですけど、私は市長が最初にブルーインパルスを宮古島に、曲技飛行のときに県の知事公室長という立場の中で、やはり地元にこういったブルーインパルスを飛ばすのは良いのではないかというような前向きな働きがあって実現したかなと感じています。その辺を含めて、市長、ぜひこの10月、市町村合併20周年、市制20周年を受けて、ブルーインパルスの曲技飛行再度宮古島という感じで市長の考えをお聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

粟国恒広議員がおっしゃっていたように、宮古島でのブルーインパルス初飛行というんですか、それ当時私知事公室長という立場でおりましたけども、ＪＣをはじめ宮古島の若い経営者たちがぜひとも宮古島を元気づけたいという思いで何度も要請に来ておりました。やはりこの島をこれからも発展させていくためには、こういう若い経営者を含めて方々の力がどうしても必要だというふうに当時感じまして、上司を説得して許可といいますか、認めたという経緯がございます。今年は、合併から20周年の宮古島市にとっては非常に記念になる年であるというふうに思っております。課題もたくさんありますけども、その課題を解決していくための１つ起爆剤というんですか、そういった意味でも非常に有効なイベントになり得るかとは思っておりますけども、何分ブルーインパルスは全国で非常に人気がありまして、もう３年前ぐらいからエントリーしないとなかなか来ていただけないというような状況があるというふうには聞いておりますけども、宮古島市としての気持ちということはしっかりと伝えていければなというふうに考えております。

◎粟国恒広君

ぜひ頑張って実現に向けて取り組んでもらえればなと思っています。

次に、平良港港湾施設内の建物の利活用について。この質問は、元の多良間海運のフェリーの待合室の利活用という感じで出ておりました。先日、港湾課に電話等でお伺いしたところ、港湾利用という感じでの施設というのは宮古島市の財産ではなくて、国からまず普通財産になって、そしてそれから宮古島市で利活用という流れになっていくかなというお答えがありました。多良間海運が移転したのは2022年１月、今から３年前です。３年間も何も使われていない。そういう意味では、こういった利活用というのはもっともっと、もう移転が決まって３年もやっているのですから、やはり国との折衝、そこをしっかりやって、置いていても無駄なんです。それはちゃんと維持管理費もかかっていくんです。せっかく使いたいという方が現れても、いやいや、この施設はこうですからとか、そういうのではなく、もう使わなくなったそこの利活用というのはやはり早急に進めるべきだと思うんですけど、その件に関して答弁お願いします。

◎建設部長（下地睦子君）

多良間海運の旧フェリー待合所につきましては、平成21年度に国の補助金を活用し、建設され、令和３

年12月まで約12年間にわたり利用されてまいりました。その後、新造船フェリーたらまⅢの就航に伴い、係留場所が第２埠頭から第４埠頭に移動されたことにより、当待合所は閉鎖され、今日まで利用されていない状況となっております。

粟国恒広議員ご質問の待合所の利活用についてですけれども、当該待合所は補助金を活用して建設されたものであることから、その利活用については財産処分の手続が必要とされております。しかしながら、当該待合所を財産処分して普通財産とした場合でも、当該土地が埠頭用地となっていることから、港湾計画における土地利用区分により、特定の事業者が恒久的な建築物を継続的に占用することが原則として認められておりません。このように埠頭用地は不特定多数の港湾利用者が円滑かつ公平に利用できることを目的としており、民間事業者による占有的、継続的な使用には制限が設けられている状況でございます。今後につきましては、待合所としての役割を終えた施設でございますので、財産処分の手続を行い、手続完了後には旧待合所は解体し、埠頭用地として土地の有効利用を図ってまいりたいと考えております。

◎粟国恒広君

最終的には取り壊すと。しかし、12年しかたっていないんです。今、建設部長が言った港湾利用計画なかなか進まない。計画はもちろんですけど、この計画実施するまでこの12年間、10年足されて12年間でもう取壊すというのは、やはり市民が考えると、これ我々の税金で建てたものだよなと。要らなくなったから港湾計画においてもう取り壊すと。もっともっと利活用を考えるべきだと思います。普通財産に切り替えて、皆さんがおっしゃっている港湾計画どのようなものか、港湾計画がまた何年かかるのか、その期間だけでもいいんです。やはりそういった利活用を考えてほしいということです。

時間がないので、次に進みたいと思います。旧平良庁舎の利活用の進捗状況についてですが、この質問出した２日後に起工式が行われたという報道がありました。当初計画ではやはりこれ令和８年の８月頃オープンだという流れになっていると思うんですけど、なかなか進まないなと思ったので、ちょっと質問出したら起工式が行われたと。しかし、１年半、２年かかるということです。これ利活用って、本当に先ほど言ったように、公共施設の利活用というと、まずＰＦＩ事業で初導入された事業です。しっかり設計変更はあると言いつつも、市民もみんなどういう感じになるのかなと期待もあるので、ぜひ事業をスムーズに進めてもらいたいなと思います。その辺で不動産業者にも市からも、やはり設計変更に伴う改修工事が遅れるというのはもう致し方ないかなと思うんですけど、ぜひ早めにオープンできるように頑張ってもらえるよう呼びかけてもらえたらなと思っています。その辺については答弁要りません。

次に、福祉行政について。潜在的待機児童についてお伺いいたします。本市は2023年４月１日時点、認可保育所の受入れが2,376人に対し、入園希望者は2,021人でした。そのうち、申込み後に入所できなかった子供が16人いますと。要するにこれは待機児童に当たるのか、あるいは沖縄県の定義では待機児童には当たらないということですけど、やはり潜在的待機児童として数えられるのが今16名から18名ぐらいいるのかなと私が調べた限り思っています。そういった潜在的待機児童に向けた取組、いろいろ申込者希望の保育所に入れなかったから、その空きを待つよという感じで多分この潜在的待機児童という感じでカウントされていると思うんですけど、その辺の保育所との連携はどうなっているのか、お伺いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

潜在的待機児童についてお答えいたします。

潜在的待機児童とは、待機児童には該当しないが、入所に至らず入所保留となっている児童のことを指します。入所に至っていない理由は、ほかに利用可能な施設を提案するものの保護者が特定の園を希望していることが挙げられます。特定の園を希望する理由としては、自宅や職場に近いことや保育教育方針として特定の園を希望している場合などがございます。本市においては、国の調査による４月１日時点の待機児童数は令和４年度よりゼロとなっておりますが、潜在的待機児童については粟国恒広議員ご指摘のとおり、令和７年６月１日時点で16人となっております。児童の受入れについての各施設との調整方法は、毎月各施設に受入れ可能人数調査を行い、施設ごとの受入れ可能人数で入所調整を行っております。

なお、潜在的待機児童数は６月１日時点で16人となっておりますが、各施設での受入れ可能人数は全体で96人となっておりますので、引き続き保護者の意向を丁寧に確認し、入所可能な施設を紹介しながら入所調整を行うとともに、各施設が実施する保育士確保対策事業を支援し、保育を必要とする児童が入所できるよう取り組んでまいりたいと思っています。

◎粟国恒広君

こども家庭局長、私がなぜこの質問したかというと、なかなか私たちにもこういった入所希望の方の声が来るんです。その中で、空いているよと言いつつ、やはりでも市側がそれを聞いていない。そういう連携がうまくいっていないから今回この質問されたんです。ですから、今言ったように、数字的には余裕があるんであればしっかりその調査をして、残り16名ですか、希望される方にかなえるようにぜひ頑張ってもらいたいなと思っています。よろしくお願いいたします。

次に、消防行政について。これは総務財政委員会でも、ちょっと救急自動車の導入について委員会でも話した。まず、いろいろマスコミ報道でも触れられて、ロープ応用登はんの部県内１位と、そして全国大会、また引揚げ救助が九州大会出場決めています。消防の皆さんには本当におめでとうと、そしてご苦労さまでしたということを伝えたいと思います。私がこの質問したのは、今現在４台の救急自動車があるという中で、出動回数ちょっと調べてみたら伊良部島のほうの出動回数結構多いんですよね、特に水難に関わる事故で。それを含めて、委員会でも大体５万人規模の人口であれば４台がベストだよと、そういう規定があるよというんですけど、よく考えると本市は観光入客がもう119万人。120万人に迫る。そういう中で、やはりほとんどがこの青い海、白い砂浜を求めて来る観光客多いと思います。そういう中で水難事故起きた場合に、やはり果たしてこれが対応できるのか。また、伊良部島で例えばその救急車が行っている間にほかの交通事故あった場合どう対応するのか。その辺も含めて、この人口５万人に対して４台が国の定める基準と言わずに、やはりそこの観光立県としてのしっかりそういった緊急体制を持ってほしいんですけど、その辺に対して、消防長、お答えください。

◎消防長（上地一史君）

先ほど質問の中で、宮古島の基準台数は３台となっております。今現在４台で運用していますけども、地域によっての救急の件数を鑑みて４台にできるということがありまして、今おっしゃっている伊良部島のほうで水難事故、それから救急が発生した場合、水難事故の場合は署のほうから水難隊が出動しますので、消防署のほうで対応いたします。救急車の場合は、伊良部出張所の救急が出動している場合は消防署のほうから応援が参りますので、この件に対してはもう対応が可能だと思っております。

◎粟国恒広君

対応可能でということで、先ほど３台から４台という感じの話をした。私が一番懸念するのは、年間に120万人近い観光客が、市の人口の約22倍ですよ。この島に訪れる。もちろんいろんな事故、いろんな被害に遭ったときに果たしてこれでできるのかなというのが少し懸念がありましたのでその質問しましたけど、今の消防長の話だと大丈夫だということですので、そこはもうしっかりやってもらうしかないかなと思っています。

では、次に進みたいと思います。次に、教育行政について。台湾の長栄大学との交流についてお伺いいたします。本市は、長栄大学と宮古島市分校開設、これ2018年頃ですか、同大学との交流で覚書を締結しております。今後どのような交流計画するのか、市長も台湾のほうに行かれたということでありますので、ぜひどういった今後計画なのかお答えください。

◎企画政策部長（石川博幸君）

長栄大学との交流ですけども、コロナ禍で一時期交流の頻度が低下しておりましたけれども、サマーキャンプ等により交流は続けておりました。１月に嘉数登新市長が誕生しまして、長栄大学の組織体制にも変更があったことから、去る６月９日に市長が同大学を訪問し、学長及び理事長等との意見交換を行っております。意見交換におきましては、宮古島市の子供たちにとって国際交流は将来の視野を広げるために重要であることや今後の交流の在り方について意見を共有し、改めて宮古島市と長栄大学の交流を盛り上げていくことを再確認しております。宮古島市の子供たちにとって長栄大学との交流は、学力の向上や多文化理解の深化につながるほか国際感覚を養う貴重な機会となると考えておりますので、市内各学校や地域との交流につなげていきたいというふうに考えております。

◎粟国恒広君

時間がありませんので、ぜひやはりこの長栄大学との交流、学業面も含めて生徒たちの交流大事かなと思ってますから、また直行便も来月ですか、就航するという話を聞いていますので、ぜひ交流を、人的交流がますます盛んになることを願っています。

ちょっと時間がないので、飛ばしていきたいと思います。学校給食に対しても、もう大体聞き取りで聞きました。

水道事業に関しても、要は水道事業に関しては収益が、収益決算書を見ると年間約２億円ぐらいの黒字があるんで、ぜひ基本料金を下げてもらえないかなという思いで質問した。その件に関しては、我如古三雄議員も初日の質問でやったかなと思っています。ぜひその辺を検討してください。

次に、観光行政について。久松五勇士の顕彰碑についてですが、建立されて60年、コンクリートの剥離、劣化が見られます。久松五勇士の顕彰碑ですね。久松の先人たちの偉業をたたえた顕彰であります。宮古島の観光地としても親しまれ、多くの観光客が訪れ、また地元の行事等でも地域住民の憩いの場所であります。今年は久松五勇士110周年ということで、ぜひこの顕彰碑の建て替えを考えないのか、その辺をお聞かせください。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

久松五勇士顕彰碑は、久松地区の有志が歴史的偉業を成し遂げた記念として1966年に建立され、今日まで引き継がれてきております。粟国恒広議員ご提案の顕彰碑の建て替えにつきましては、財源も含め今後どのような形で進められるかなど情報収集等が必要なことから、調査検討していきたいと考えております。

◎粟国恒広君

もちろん財源が大事だと思うんです。その辺については私たちも協力していきますので、ぜひ基本となる青図面を描いてもらって、いろんな形で民間を利用して財源を集めていきたいと思いますので、ぜひ市長、その辺について答弁お願いします。

◎市長（嘉数　登君）

ご提案のある久松五勇士、これは宮古島を代表する銘菓といいますか、お土産品にもなっておりまして、島内外の、特に島の出身者、島外で生活する島の出身者にとっては、ふるさとを思い出してくれるとても重要な拠点。それから、やはり宮古人としての勇気といいますか、忘己利他の精神を象徴する施設であると私は考えております。まずは、その久松地区の関係者とも意見交換しながら、やはりいろんな方のご協力が必要だと思っておりますので、そういった機運醸成に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎粟国恒広君

もう一つ、観光行政で、宮古上布の原料となる苧麻績み支援についてですが、国の重要無形文化財に指定されて、2003年ですね。この宮古上布の原料となる苧麻績み、これが保存に大分後継者がいなくなっているのかなと感じております。そこで、やはり文化庁の研修制度を活用した、伝統工芸、技術保存、そして継承を目的とした研修事業を活用し、講師あるいは助手に育成対象へ整理する。これに対しては、苧麻績み技術者の報酬あるいは認定制度をもって保持者を文化財技術者として正式に認定し、活動に対して報償、報酬ですね。補助をつけるという制度があります。そういった制度を利用しての支援ができないのか。時間がないので、観光商工スポーツ部長。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

文化庁が実施している事業についてでございます。粟国恒広議員ご提示の事業は、調査したところ令和元年度に宮古上布保持団体において事業採択されておりまして、後継者育成や技術研究などを実施しております。また、同じような事業で経済産業省が実施している伝統的工芸品産業支援補助金がございますが、こちらは宮古織物事業協同組合が現在も継続して補助金を受けており、令和６年度には約240万円の補助金を受け、後継者育成や宮古上布の展示会などを実施しているところでございます。また、市と県でも同様の事業を実施しており、市が365万円、県が96万円の補助金を交付しております。

◎粟国恒広君

宮古島市としても保存に向けていろいろやっているけど、やはり支援金額が少ないかなと思うんです。国の重要無形文化財に指定されているんで、やはりこういった文化庁の予算を確保しながらしっかり残していければなと思っています。

次に、農林水産行政についてお伺いいたします。いろいろあるんですけど、まず竹アラ地区の圃場整備、土地改良事業についてですが、私はこの質問に関しては去る６月24日に行われた地域住民の説明会を基にして質問していきたいと思います。まず、当局の皆さんは、この竹アラ地区の１工区、２工区、３工区は今７月いっぱいの工期。この１工区、２工区に関しては、事業が終了したという考えですか。その辺をお聞かせください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

１工区、２工区につきましては、補助事業の部分につきましては終了しております。現在、排水不良が

一部ありますので、市の単独事業として工事をしております。

◎粟国恒広君

やはり説明会の中で、農家の皆さんはまだこれ完了していないという認識なんです。例えば隣の土地とこれ石積みがされていない。境界がしっかりされていない。あるいは、住宅地のコンクリートの塀がこれも撤去されていないと。やはりそういったずれが、この受益農家との考え方の違いがあると思うんです。今、不備されたところに手直しとかそういう工事は、十分受益農家も理解しています。そういったことがやはり今回の説明会での大きな不満の材料にもなったかなと思います。

それに加えて土地改良事業への負担金、今後３億300万円負担するんですけど、負担金の報告、この当初予算の負担金、全体的な負担金、今度追加された分の負担金、これは幾らぐらいになるんですか。その辺お答えください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

事前の農林水産部内での調整では数字はありましたけれども、ちょっと正確なものではございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

◎粟国恒広君

それと、やはり今回定例会でも提案されているその計画変更の手続。市長もその会場にいました。市長自ら本当に会場に足を運んで、農家の意見を聞く、そして農家との意見交流をする、私大事だったと思うんです、本当に。そういう意味では、しっかり農家の声、生の声を市長もちゃんと聞いて、ではどうすればいいのかと、その問題についてお互いがどういうふうに解決していけばいいのかなというこの説明会。前政権からこれ始まった、令和２年ぐらいに始まった圃場整備です。市長におかれては１月に就任して、これだけ工期が４年、５年かかるこの圃場整備あり得ないというふうな感じで捉えていると思うんですけど、今回この土地改良事業の計画変更で議会の議決が必要で、後でまた同意書を得るという感じだけど、今の流れだと本当に同意がもらえないと思います。そういう意味で、今議会に提出されているこの議案に対して市長はどうお考えか、お聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

６月24日の説明会、これ７月に開催を予定したところを前倒しで開催をさせていただきました。といいますのも、やはり農家の怒りというんですか、これはもう本当に頂点に達しているというふうに私は受け止めておりまして、それを一日でも早く市と対象農家の溝を埋めて、一日も早い営農をスタートさせるということが一番大事であろうということで、現場に行き、実際に対象者の皆さんの声を聞かせていただきました。大変ショックを受けました。収益がない中でどうするんだということと、あと終了時期が見通せない、終了時期の見通しを示せないという状況を私非常に危機感を感じておりまして、これは１回行ったから終わりという話ではなくて、何度も足しげく通って農家の抱える課題を１個１個やはり解消していかなければならないというふうに感じておりますので、６月24日の日にも農家の方から言われました。次回も市長来るんですよね、来てくれるんですよねという話がありましたので、ぜひともといいますか、行きまして、この間いただいた課題といいますか、それに対して市として何ができるかというところについてしっかりと、我々のほうからの提案もありますので、やっていきたいというふうに思っております。一番に考えているのは、工事期間が延長されまして、今その間いろいろとご負担もありますけれども、特に変

更計画に伴う負担増について何らかの対応が取れないかということを検討しております。

◎粟国恒広君

これは本当にもう同僚議員もいろんな感じで、これ令和２年に採択されて、令和３年から事業スタートして、４年、５年かかっても完了していない。そのたびにこの補助金の問題、そして司法で争っている訴訟問題含めて、本当にこれは農家の皆さんもう悲鳴を上げているという感じでございます。

最後に、この土地改良事業の計画変更、軽微な変更という感じで皆さんおっしゃっているんですけど、やはり農家の皆さんが自分たちに対して何の説明もなかったというようなことを一番懸念されるんです。その辺をしっかり市長は責任持って、次回説明会には皆さんの同意が得られるように頑張ってほしいなと思います。今提案されているこの議案に対してはどういった感じ……説明会をやるということが先ですか。

◎議長（平良敏夫君）

手短にお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

説明会の開催はもちろんですけども、この期間延長に伴う、計画変更に伴う農家の方々の負担増については、何らかの対応が取れないか検討しております。

◎粟国恒広君

時間です。農業委員会の皆さんには、質問状が来て混乱がありますので、改めてまたちょっと検討して……

◎議長（平良敏夫君）

粟国恒広議員、農林水産部長から答弁漏れを。負担金の額。

（「後で」の声あり）

◎粟国恒広君

いや、言ってください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

増額分の負担金としてお答えします。

まだ概算ではありますけれども、311万9,000円でございます。

◎粟国恒広君

全体的だね、これは。

◎農林水産部長（下地貴之君）

全体です。311万9,000円です。

◎粟国恒広君

これで粟国恒広の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（池城　健君、長崎富夫君、着席）

◎議長（平良敏夫君）

これで粟国恒広君の質問は終了しました。

（山下　誠君、着席）

◎國仲昌二君

ンーナ　ゾーカリ　ウラーンマ、皆さん、ご機嫌いかがですか。國仲昌二です。一般質問も最終日、最後になりました。ブガリーブガリ　ウズパズヤースガ、大変お疲れだとは思いますが、バガ　パナスーマイ　ツキフィーサマチヨー、私の質問にもお付き合いください。よろしくお願いします。

それでは、質問に入ります。当局には丁寧で市民に分かりやすい、そして簡潔なご答弁をお願いします。それでは、１、市長の基本姿勢について。１、自由民主党の西田昌司参議院議員の発言について。これについては、先日の長崎富夫議員の質問に市長の答弁をいただいておりますので、答弁は求めません。今回の西田発言については、私も沖縄が捨て石にされたこと、子供たちまでも戦場に駆り出され、犠牲になったこと、軍民混在の状況に陥り、多くの住民が犠牲になったことなど、沖縄戦の実相を忘れることなく、しっかりと伝えなければと改めて実感しております。

それでは次、２、陸上自衛隊幹部候補生の学習資料について。①、新聞報道によりますと、陸上自衛隊幹部候補生の学習資料に、多くの住民を巻き込んだ沖縄戦について、軍の責任に触れず、「偉大な貢献をした」、「軍官民共生共死」など肯定、美化する内容が記載されているとして批判を浴びています。これについて、市長の認識を伺います。

◎市長（嘉数　登君）

私は、歴史的事実は公平かつ客観的な視点から正確に伝えるべきであると考えております。沖縄戦は、住民を含む多くの方々が悲劇的な犠牲を強いられた深く心に刻まれた歴史的事実です。陸上自衛隊の幹部候補生の方々が過去の悲劇から目を背けることなく、沖縄戦の実相を学び、そこから得た教訓を生かし、対話と相互理解を基盤とした恒久平和の実現に貢献してくれることを期待しております。

◎國仲昌二君

かつて陸上自衛隊幹部学校の学習資料は、沖縄戦については軍の行き過ぎ行為が各地で行われたと指摘して、住民虐殺、食料強奪、壕からの追い出しなどを蛮行として列挙して、これが精鋭無比の皇軍のなれの果てかと痛烈に批判したといいます。ところが、さきほどの報道のように、現在ではかつて強く批判していた沖縄戦の実相にほとんど触れず、沖縄戦を美化する表現が散見されるといいます。識者は、過去の日本軍の不都合な部分を隠して幹部候補を育てることは恐ろしいことだと、誤った教育を受けた自衛隊側が沖縄の住民に差別意識を持つのも心配だと述べています。差別意識とは、捨て石への流れです。沖縄の国防のため、沖縄が負担しないのはけしからんという空気が感じられるのには恐怖すら感じます。沖縄県民はその流れにあらがわなければまた捨て石にされてしまう、そう強く思います。

次に行きます。２、住民避難計画について。１、先島住民の島外避難について。①です。報道によりますと、先島住民の避難先は九州や山口県とのことですけれども、敵基地攻撃能力を有する長射程ミサイルの先行配備先は九州を検討するということです。避難先のミサイル基地は相手国の標的になり、危険だと思いますけれども、市長の認識を伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

先島住民の島外避難についてお答えいたします。

報道等にもありました宮古島市を含めた沖縄県先島５市町村の避難先が九州、山口県となっていることについては、令和４年度から進めてきております沖縄県国民保護検討会において、訓練を実施する上での一つの想定として九州、山口県を設定したものになります。沖縄県の都道府県の区域を超える島外への避

難については、国民保護に関する基本指針に基づき、島外避難の適切な実施のための体制づくりに資するよう、国が特段の配慮をすることが必要とされております。また、武力攻撃事態等の現状及び今後の予測、武力攻撃災害の状況や地理的特性等を総合的に勘案して、要避難地域及び避難先地域についても国において適切に指定されることとなっています。そのときの国際状況や取得した様々な情報を基に総合的に判断し、避難先を選定するものと理解しております。

◎國仲昌二君

想定という、想定して図上訓練ですか、やっているといいますけれども、実際にこの避難先と言われるところに沖縄県内の首長たちが挨拶に行っているというのもあります。これも想定と言えるかどうかです。今、日本政府が進めている住民避難というのは台湾有事を想定していると思われますけれども、台湾有事となれば沖縄本島の米軍基地が攻撃される可能性が高いと指摘されています。しかし、沖縄本島の住民避難の計画はありません。また、先島住民の避難先となる九州は、先ほども言いましたけれども、相手国から攻撃対象となる可能性が高いとされて、避難する住民を危険にさらします。しかし、政府は取組の実効性は向上したというふうに強調しているんです。私からすると全く実効性に乏しく、現実的具体性を欠く計画と言わざるを得ないものです。先日、久貝美奈子議員も指摘していましたけれども、本当に避難するとなると、障害者、入院患者、要配慮者、牛や豚などの家畜、ペット、そういったのはどうなるのか、あるいは避難後には島に戻れるのかなど疑問が尽きません。それでも政府が本気で実行しようとするなら、これも下地茜議員が疑問を呈していた損失補償など、国民の権利救済、宮古島市の行政機能、島の歴史、伝統、文化、市民の暮らしなど、私たちは全てを捨てて、宮古島を捨てなければならないと。そんなことを政府は本気でやろうとしているんですか。そんなことが市民に受け入れられると思っているのか。市長は受け入れられますか、見解を伺います。

◎市長（嘉数　登君）

万が一の事態に備えて対応を施すことは、市長としての責務であるというふうに考えております。

◎國仲昌二君

私は先ほども指摘したように、全く実効性に乏しい、そして現実的具体性を欠く計画というふうに捉えております。この計画策定にどのぐらい予算がかかっているか分かりませんけれども、私はこんな実効性に乏しい施策に予算をかけるよりも、厳しさを増す国民生活に寄り添った施策に予算を振り分けてもらいたいというふうに考えます。

次行きます。３、地下水保全について。１、汚染の可能性がある地下水への市の認識・対応について。この①と②については、３月定例会で質問して答弁をいただいておりました。割愛します。申し訳ありません。ただ、①と②については、農薬複合汚染の可能性があるとして、高機能活性炭浄水処理施設整備を求める要請書、これが6,400筆余の署名を添えて提出されています。今も署名者は増え続けているといいますが、それだけ市民に不安が広がっています。しかし、昨日の上里樹議員、池城健議員、そして今朝の新聞を見て市民の皆さんは喜んでいるというふうに思います。

そこで、次の質問に移りますけれども、③です。市民と約束した高機能活性炭処理装置の設置について再確認したいんですが、昨日の上里樹議員、池城健議員への市長の答弁のとおり、設置に向けて進めていきたいということでよろしいですか。

◎市長（嘉数　登君）

昨日の答弁のとおりです。

◎國仲昌二君

ぜひ設置に向けて進めていただきたい。市長は、昨日も池城健議員が指摘しておりましたけれども、公開質問にしっかりと水道水から化学農薬成分の除去に資する高機能活性炭装置を設置するという明確な回答がありましたので、設置に向けて進めていくという今の答弁に大変うれしく思います。市民の皆さんも喜んでくれると思います。また、市民の中には、２年以内に設置すると約束したよという方もいます。これは私は聞いただけなので、それがどういうあれか分かりませんけれども、できるだけ早い設置を市長には要望したいというふうに思います。

それとあと、シンポジウム開催について、専門家を交えたシンポジウムを開催したいという答弁があったと思うんですけども、この専門家というのは例えば市の地下水審議会の学術部会とか、そういったメンバーを想定しているということでよろしいですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

ただいまの地下水シンポジウムの専門家についてのご質問ですが、現時点ではまだ特段誰ということまでは決めておりません。

◎國仲昌二君

専門家を交えたシンポジウムの開催ということで、宮古島地下水研究会のメンバーからもぜひ参加したいという要望がありましたので、ぜひご検討願いたいというふうに思います。

次に移ります。４、新し尿等処理施設についてです。①です。これについては、計量装置のカードリーダーのプリントができないということでありましたけれども、供用開始したばかりで何度か故障していると聞いております。まだ供用開始したばかりなのにどういうことなのということで考えております。早急に原因究明して対応していただきたいなという、これは指摘、要望だけにとどめておきます。

それから、②ですけれども、これについても４台対応できるはずが実質２台しか対応できていないということで、これについては市民の間から、設計前から自分たちは指摘していたんだよと、やはり事業へ入る前に住民との意見交換をしっかり重要視していたら防げたはずだという声があるということで、これも指摘にとどめておきたいというふうに思っております。

では、次行きます。③、供用開始が４月１日ではなくて４月18日になった理由を伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

ただいまの供用開始が４月１日ではなく、４月18日になった理由についてお答えいたします。

新し尿等処理施設は旧し尿等処理施設と異なり、凝集剤を投入して汚泥を分離しやすくし、さらに遠心脱水機で汚泥を分離します。特に脱水機の運転は他の機器によるし尿処理状況を細かく把握した上で行うものですから、施設の運転管理を担う事業者の担当職員がシステムを十分に理解し、操作に習熟するのに十分な時間が必要であったこと、また同じ事業者はこの習熟期間中にも旧し尿等処理施設を継続して運転し続けることが予定されていたことから、トラブルなく供用開始するまでの準備期間として、必要な期間として供用開始を４月18日といたしました。

◎國仲昌二君

これは、４月１日から供用開始までいろんな細かい運転を把握する必要があるということで４月18日になったということですが、これは試運転と考えてよろしいですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

試運転は、別途工事期間中に行っております。

◎國仲昌二君

工事期間内で行うということで工事期間に行った。長野県の白馬村の工事要求水準書、香川県大川広域志度クリーンセンターの発注書、試運転は引渡しのための性能試験運転として工事期間内に行うもの。今の答弁だと宮古島市も工事期間内で行ったという理解でよろしいですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

少し正確なところお話をしたいと思いますが、し尿等処理運転施設の試運転は３月18日から３月27日まで行い、加えて３月28日から３月31日まで、これは完了検査をやっている最中ですけども、完了検査を兼ねて試運転も併せて行っております。

◎國仲昌二君

それでは、試運転の期間ですけれども、例えば埼玉県の小川地区衛生組合では３か月かけています。宮古島市の今回の工事の試運転の期間は、どれぐらい取っていますか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

事前に埼玉県の事例をご紹介していただいたので、ちょっと確認はしたんですけども、うちのし尿等処理施設の場合には、先ほどお話ししましたように、３月18日から３月27日までの９日間、加えて完了検査に合わせて３月28日から３月31日までの４日間行っております。

◎國仲昌二君

それでは、プラント機械とプラント電気の特記仕様書の試運転の部分、試運転の前に機器等の据付け、電気設備工事完了後に行うとなっています。この機器等の据付け、電気設備工事完了をしたというのは、それでは３月18日以前ということでよろしいですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

試運転が必要なのはご承知のことかと思いますが、プラント設備工事、それからプラント電気工事ございます。試運転ですけども、機器を設置した順番に個別に試験運転を行っておりますが……すみません、何でしたっけ。休憩、お願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後２時54分）

再開します。

（再開＝午後２時54分）

◎環境衛生局長（梶原健次君）

プラント設備の試運転はプラント電気工事終了後に行うことということで仕様書で定めておりますが、電気工事の施工事業者が資材承認を得ずに電気室の床材を調達したということがございまして、その事後対応に追われておりました。したがいまして、電気工事終了後、３月18日から３月31日までの間、これ検

査期間の最中ですが、これもまだ履行期間中ということで、この期間中に最終的な運転を行っております。

◎國仲昌二君

それでは、試運転の期間が仕様書で７日間程度ということで、９日間という答弁がありましたけれども、先ほどの組合と比較しても短過ぎるし、宮古島市の一般廃棄物の施設の仕様書も調べてみたんですけれども、90日以上というふうになっていて、やはり試運転というのは引渡しをする前にしっかりとその性能が大丈夫なのかという試験運転があるということで３か月ぐらいかけていると思うんですけれども、今回７日間程度と短期間というのは何か理由がありますか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

試運転を７日間とした理由ですけども、まずうちの焼却施設の場合ですと、あの施設ストーカ炉を使っております。ストーカ炉ですので、初期段階の乾燥、それから本燃焼、それから後燃焼ということで、燃やすだけでも３工程あると。その段階ごとにまた温度調節も必要であると。また、燃やすという施設であるために、それに伴って出てくる灰、それから排気ガス、これに関しても毒性がない状態で外部に搬出する必要があります。システムというのが非常に複雑なものですから、それで３か月の試運転期間を設けております。

それから、事前にご紹介いただいた埼玉県の小川地区のし尿処理施設のほうですけども、こちらのほうも宮古島市のし尿等処理施設と大分違っておりまして、小川地区の場合は高負荷脱窒素処理というのをやって、なおかつ高度処理まで行って、その施設から直接水を外に排出するということを行っております。宮古島市の場合では、汚泥を分離した液を希釈して浄化センターへ排出しますので、その点の処理プロセスが、宮古島市のほうがかなり簡素である、小川地区のほうはかなり複雑であると。なおかつ、施設から直接外に物を出すかどうかというところ大きい違いがあると。そこら辺で試運転期間が大幅に短くなっております。

◎國仲昌二君

私がこの質問をしたのは、供用開始が４月１日から４月18日にした理由の一つに、この期間で試運転をしたという話が聞こえたからです。ただ、今の答弁では、しっかりと工事期間中に試運転は行ったと今答弁がありましたので、仕様書どおり工事期間中に行ったということです。これについては以上です。

次に、２、新し尿等処理施設整備工事の不備隠しについて伺います。地方自治法第234条の２では、契約の履行の確保として、当該普通公共団体の職員は、適正な履行を確保するため、必要な監督または検査をしなければならないと規定されています。これは遵守しなければならないと思いますが、認識を伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

地方自治法の契約の履行の確保についてお答えいたします。

本市におきましても契約の適正な履行を確保するため、当該規定に基づいて必要な監督または検査を実施しております。

◎國仲昌二君

今回は、必要な監督または検査ができていなかったということですよね。

次に②行きます。地方自治法施行令第167条の15、監督又は検査の方法として、第２項で検査は契約書、仕様書及び設計書、その他の関係書類に基づいて行わなければならない旨規定されています。これは遵守

しなければならないと思いますが、認識を伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

ご質問の地方自治法施行令の監督または検査の方法についてでございます。本市におきましても、当該規定に基づいて監督または検査の方法を実施しております。

◎國仲昌二君

これも仕様書に基づいて行われなかったということであります。

次、③です。地方公務員法第32条は、職員は法令、条例、その他地方公共団体の規則等に従わなければならないもの、いわゆる公務員の法令遵守義務について規定されています。これは遵守しなければならないと思いますけども、認識を伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

地方公務員法の公務員の法令遵守についてお答えいたします。

市職員は、地方公務員法に基づき職務を遂行するに当たり、法令及び規則を遵守し、その職責を誠実に果たす義務を課せられているものと考えております。

◎國仲昌二君

それでは、次行きます。④、沖縄防衛局の手直しが生じた場合はその手直し完了を確認した上で完成検査を「了」とし、補助事業等実績報告書の提出を行うべきという見解がマスコミに出ていましたけれども、それについての認識を伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

沖縄防衛局のコメントについてですけども、市としましても大変もっともなことだと思います。補助金の目的は十分に達成したという判断で実績報告を行ったわけですけども、手直し工事の完了を待たずに合格通知を出したということについては、事務処理は大変不適当なものだと考えております。この実績報告は違法であったかどうかは、また沖縄防衛局の判断を仰ぎたいと思います。

◎國仲昌二君

違法だというのは、沖縄防衛局の判断を待ちたいということですか。

次行きます。次というか、この補助事業等実績報告書に基づいて補助金は交付されたわけです。ですから、その補助金を交付したことについて、沖縄防衛局としては完成検査を了とする場合はしっかりとその手直し完了を確認した上でということで見解を示しているわけです。これは、違法ではないんですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

この件に関しましては電気室の床材が耐荷重が不足していたことに発生しておりますが、供用開始可能であり、補助金の目的は達成し、なおかつ手直し工事が必要であるものの、工事としては完成したものとして報告をしたものであります。したがいまして、実績報告としましては、担当した環境衛生局としては、実績報告書そのものは可能と当時は判断したわけですけども、この違法性については沖縄防衛局の判断を仰ぎたいと思います。

◎國仲昌二君

先ほど地方自治法第234条の２で、適正な履行を確保するため、必要な監督または検査をしなければならない。検査はまだ完成していないものを完成としたということですよね。それから、地方自治法施行令第

167条の15でも、検査は仕様書に基づいて行わなければならない。仕様書どおりではなかったということですけれども、これを了とした。これからしたら違法ではないんですか。まだ完成していないんです。もう少しで完成するというのは、それは今まで宮古島市として認めてきたことなんですか。この工事が、いや、もう少しで完了するからということを言えば合格してきたということでよろしいんですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

國仲昌二議員ご指摘のとおり、完了報告の時点において一部まだ手直し工事が残っていたということについては不備があったかと思います。市としましては、６月10日に手直し工事が完了したことをもちまして、手続上の落ち度はあったものの、いわゆる瑕疵の治癒に相当する状態にあったものと考えております。

◎國仲昌二君

その完了検査をした時点ではまだ完成はしていなかったですよね。それを完成したということで合格を出しました。それはいいんですか。それで、もうすぐ完了するからということで判断していいんですかということを聞いているんです。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

完成していない件につきましては、供用開始が可能という、性能的な問題では特に工事は一旦完成というふうに考えておりました。ただし、これを全て完了したということで合格通知を交付して沖縄防衛局に報告を行ったことは、適切ではなかったと考えております。

◎國仲昌二君

仕様書どおりに材料が使われなくて、それは手直しする必要があるということは認識していた。でも、完成していた。これでいいんですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

問題となっている床材は仕様書、県の下水道事務所の仕様書ですけども、そちらのほうでは１平方メートル当たり6,000ニュートンの荷重に耐えることというふうになっております。これは、機械の入替え等のときに非常に大きな荷重がかかるためにその荷重が必要ということであります。供用開始に当たっては、直ちにそのような予定がございませんでした。したがいまして、し尿を適正に処理して市民の生活環境を改善するという目的においては、一旦はそこで工事を完了し、直ちに手直しをさせるという判断をしたものでございます。

◎國仲昌二君

市のこの問題に対する姿勢、これちょっと大変な問題ではないかなと。公共工事、公共事業を行って、もうすぐ完成するからということでそれを黙認する。それを是とするというような考え方、これちょっと私には考えられないです。

では、次行きますけれども、今回私は違法という認識ですけども、この補助事業等実績報告書、最終決裁者は市長ということですけれども、今回のこの補助事業等実績報告書の提出の最終決定というのは市長です。市長が意思決定をしたということでよろしいですね。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

ご指摘のとおりのご理解でよろしいかと思います。

◎國仲昌二君

それで、市長の意思だ、市長名で当然出しますから。それでいながら市長に報告あるいは相談しなかったのか。先ほども質問出ていたけれども、再度伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

担当部局のほうでは、直ちにその不備は直るという前提の下で市長には報告しておりませんでした。

◎國仲昌二君

こんな大事な、大変な重要案件を上司に報告、相談しないというのは、組織としていかがなものかというふうに考えます。

次に、報道によりますと、受注業者が誓約書を提出したということですけれども、いつ、誰が、誰に誓約書を提出したんですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

誓約書の件ですが、これは電気工事を請け負った現場代理人が、宛名は嘉数登市長宛てではございますが、担当職員に対して提出したものでございます。

◎國仲昌二君

私もこの誓約書を見ましたけれども、受付印も、それから供覧もないんです。これどこで、誰が受け取って、そして誰が確認したかというのが全く分からないような誓約書になっています。これいつ受け付けて、誰が最終確認をしたんですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

誓約書についてお答えいたします。

誓約書を求めたのは、工事を担当した職員であります。誓約書を要求した理由ですけども、施工業者が供用開始までに手直し工事を完了するというふうに事前に明言していたのですけども、４月に入っての早い時期に、５月の連休後になる、６月になると２度にわたって完了の遅れを伝えてきましたことから、担当者が工事完了に対する強いプレッシャーを感じていたこと、加えてちゃんとその手直し工事を終わらせてくれるんだろうかという強い不信感を抱いて工事の担当者に求めたものであります。書面自体は３月末日でありますけども、書面を受け取ったのは４月10日頃であるというふうに聞いております。この書面につきましては、文面を見ますと、文書は情報開示請求でお持ちかと思いますけども、文面の本文に「私」、その後に個人名が来ております。「以下の事項について誓約いたします」というふうに書かれています。それから、その後「令和７年６月27日にＯＡフロアの手直し工事を完了する」と書いてありますが、これはＯＡではなくてフリーアクセスフロア、正確にはＦＡとなるべきです。それから、これは４月を過ぎてから出してきたもんですから、日付が３月31日付になっていると。本来であれば４月10日あるいはそのぐらいの日付であるべきだろうと。もともとはこれは契約の言わば債務不履行に対する補修を求めているものですから、このような誓約書がなくとも当然解消されるべきものだと。したがって、本誓約書自体不要であるというふうに考えておりますので、特に訂正を求めることなくそのままにしております。これの存在について、私は５月の連休後に担当者より聞きましたけども、この誓約書自体そもそも不要であると。したがって、供覧も不要であるということで、市長、副市長にはこういった誓約書もあるという話はしておりますが、供覧には供しておりません。

◎國仲昌二君

先ほどから試運転の話、それから実績報告書の話、誓約書の話もしましたけれども、かなり私から見ると何かずさんな処理だなというふうに印象があります。また、この事業の契約で市民から、この契約について建設業法上問題はないのかという指摘もあります。これも伝えておきます。先日、上地廣敏議員も指摘していましたけれども、宮古島市では過去に一部未竣工等があったにもかかわらず工事が完了したとする虚偽の実績報告を提出したためとの処分理由、これは今回の虚偽の実績報告と重なりますけれども、この処分理由で国庫補助金を返還したことがありました。そして、その関連で当時の市長も辞職するという宮古島を揺るがす事態となりました。今回の事案は、非常に重大であるということを指摘しておきます。

次行きます。５、公共事業の在り方について。１、発注者の役割について。①、国土交通省大臣官房官庁営繕部が取りまとめた「公共建築工事の発注者の役割解説書」の位置づけを伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

国土交通省が公表しております公共建築工事の発注者の役割解説書の位置づけにつきましては、同解説書内に公共建築工事の発注者の役割に関する理解の促進に資するため、公共建築工事の発注者の役割に関する解説や同省、これは国土交通省ですね。の官庁営繕事業における運用事例等を示すものです。同省の同事業における運用事例等については、それぞれの発注者の状況を踏まえて適宜参考とすると記載されております。本市におきましても、各工事の発注までには事業計画、基本設計、実施設計などの手順を国、県等の関係機関と調整の上進め、工事内容を精査し、発注しております。市発注の各公共工事につきまして、同解説書の求める発注者の役割に沿った業務を実施していると考えております。

◎國仲昌二君

②と③はあまりにも当たり前のことだって言われたので、割愛します。申し訳ありません。

④行きます。設計の段階以降における発注条件の変更は悪影響を及ぼす可能性が高くなることから、発注者は可能な限りそのような事態が生じないように発注条件を適切なものにしておくとされています。それについて伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

発注条件の主なものとなる特記仕様書等を可能な限り適切に作成し、発注しているものと認識しております。また、入札時には受注者側からの疑義への対応も実施しており、発注条件の記載漏れや不備、不明事項などにより受注者側の不利益にならないよう、発注業務を行っております。

◎國仲昌二君

次に、⑤、発注者と受注者の関係について伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

公共建築工事の発注者の役割解説書に記載のあります国土交通省政令建築設計業務委託契約書第１条第３項の規定には、発注者はその意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者または管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者または管理技術者は当該指示に従い業務を行わなければならないとされております。対等な関係を前提で、発注者の役割として通常の流れの中で職員の指示は同解説書及び国土交通省令に基づく業務を行っていると認識しております。

◎國仲昌二君

ちょっと時間がないので、早めに進みますけれども、受注者側から見ると発注者と受注者の力関係がど

うも対等とは言い難いようです。ある特記仕様書を見ると、「職員の指示に従い」という上から目線の仕様書のように、専門家である建築士に対するリスペクトがないというふうに感じられます。それから、発注条件の変更についても、ある契約では次々と唐突に条件が付されて仕事がなかなか進まないということがあったという話もありました。その辺もしっかりと受け止めていただきたい。そして、やはり受注者はその道のプロなんです。その仕事で生活をしているプロフェッショナル。その専門性に期待して発注するわけですから、そのことを肝に銘じて受注者と対等の立場で責務を果たしていただきたいなというふうに要望します。この専門家がその役割として市民生活の基をなす居住福祉を求める姿勢をしっかり受け止めて理解していただきたい。これは、一職員、一担当課だけではなくて、市全体で受け止めていただきたいというふうに思います。

ちょっともう時間がないので、次に行きますけれども、６、農業行政について。オーガニックビレッジについてですけれども、これ①、②は同じようなもので、重なっているので、まとめて質問したいと思いますけれども、市長は選挙のときに公開質問への回答で、国のみどりの食料システム戦略に基づいて、農薬を減らす土地づくりを通じた地下水保全型農薬への移行を求めると、進めると回答しています。ぜひオーガニックビレッジ宣言をしていただきたいんですけども、市長の見解を伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

オーガニックビレッジの宣言でありますけれども、まずはその前に令和６年11月27日に取組を希望する農家と沖縄県、宮古島市、ＪＡ等で意見交換を行っております。宣言までの流れとしましては、市町村を含む協議会を設置し、有機農業実施計画の作成や特定地域の設定が必要となります。特定地域の設定については有機栽培圃場区の設定が要件となることから、慣行栽培、これは化学肥料や農薬を使用した一般的な栽培であります。を行っている方への有機栽培の理解と協力が必要なため、現在の状況では特に病害虫防除の懸念が大きいことから、オーガニックビレッジの宣言はハードルが高いと認識しております。

◎議長（平良敏夫君）

國仲昌二議員、まとめないで、一問一答でよろしくお願いします。

◎國仲昌二君

次、２、堆肥製造施設の整備についてということで、①は割愛させていただいて、②です。ほかの地域での堆肥製造施設の整備について、狩俣地区以外の地域でも希望しているところがあるんですけども、その整備は可能ですかと。可能であればどういった手続が必要かというのを教えていただきたい。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本事業における実施がほかの地区でも可能かということにつきましては、まずは現在実施している狩俣地区の取組を進めながら内容について検証を行いまして、その状況を踏まえた上でほかの地区への展開の在り方について検討をしながら進めていきたいと考えております。

◎國仲昌二君

次行きます。３、農業基盤整備促進事業（竹アラ地区）について。現在の進捗状況についての説明を求めます。

◎農林水産部長（下地貴之君）

先ほど粟国恒広議員にも答弁しましたけれども､現在耕土不足等により作付ができない農地があります。

また、排水不良等により畑の冠水が起きている農地がありますので、これらの農地について個別に単独事業として手直し工事を行っている状況であります。

◎國仲昌二君

私も先日説明会に参加しました。計画が甘い、説明不足だ、農家が泣きを見ているというような厳しい意見が出て、農家の皆さんの市に対する不信感がかなり強いという印象を受けております。大変厳しい状況だなというふうに印象を持ちました。「作付できず、収入もなく、工事もいつ終わるか明言せず、補償もないのに計画変更に理解してほしいというのは違う。これでは同意できない」というような農家の声があります。真摯に向き合っていただきたいと思います。

次行きます。４、蜜蜂の大量死報道について。①、３月に城辺地区における蜜蜂の大量死の報道がありました。ネオニコチノイド系農薬が原因ではないかという声もありますが、市は原因について調査したか伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

宮古島市としての調査は行っておりません。被害状況に関する調査は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課の調査実施要領に基づき、県担当部局が行うことになり、本案件に関してはまずは家畜保健衛生所が現場確認を実施しております。ふそ病、幼虫に感染する細菌性の伝染病であります。などの病気、ダニ、カビ及び寄生虫等の被害は確認されていないとの報告を受けております。

◎國仲昌二君

蜜蜂の大量死というのは日本各地で起きているということで、そのほとんどがネオニコチノイド系農薬の影響が高いという指摘があります。ぜひ市としても調査をしていただきたいというふうに思います。

次に、７、子供たちの遊び場について。１、公園の遊具等について。市の公園を回ってみましたけれども、遊具があまりにも少ないのではないかと感じました。使用禁止になっている遊具も少なくありません。今後の対応を伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

都市計画課が管理しております23公園のうち、盛加越公園、カママ嶺公園、城辺総合公園、東平安名崎公園、下地公園、大嶽城址公園、荷川取公園の７公園につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき、補助事業である沖縄振興公共投資交付金を活用して、現在設置されている遊具を含む公園施設の改修を順次実施してまいります。その他の16公園につきましては、法定点検の報告に基づき修繕計画を立て、市単独予算で遊具を含む公園施設の修繕、改修を実施しております。今後も予算確保に努め、可能な限り修繕に努めたいと考えております。

◎國仲昌二君

ぜひ子供たちの遊ぶ公園、遊具の充実、取組をよろしくお願いします。それから、沖縄市や那覇市では、こうした公園の遊具などが壊れていたら市民が直接通報できるようなシステムが導入されていると聞いております。それも検討していただきたい。あるいはまた、ＪＴＡドーム宮古島を定期的に開放して子供たちの遊び場にしたらどうかというのも提案したいと思います。

８、熱中症対策についても、しっかりと対応していただきたい。

９、情報開示請求についても、個人情報はしっかりと守っていただきたいというふうに要望したいと思

います。

次に、10、市民からの要求に対する対応について。１、認可地縁団体の認可取消し請求への市の対応についてということで、これ話を聞いたところ請求者とのコミュニケーションが不足して調整が長引いたということで、ちょっと遅れたということであります。それで、ここでちょっと聞きたいんですけれども、市の財政課でこの地縁団体の保有財産となっている土地が、税務課ではある組合の所有財産であるということで組合員に納税通知書が送付されているということですけども、これはこれでいいんですか。

◎総務部長（上地俊暢君）

認可地縁団体の保有財産についてでございます。地方税法第343条において、「固定資産税は、固定資産の所有者に課する。」というところがございます。また、第２項において、「所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をいう。」という条文がございます。課税につきましては、地方税法に基づいて課税することとなります。

◎國仲昌二君

市として、こっちが所有者だよという課と、こっちが所有者だよという課があるもんですから、その辺はいいのかなと思っています。

時間がないので、最後に行きますけれども、今定例会の一般質問を通して感じたことは、当局の市民や地域に寄り添う姿勢の欠如、公務員としての法令遵守の欠如、全体の奉仕者としての自覚の欠如、これが感じられました。今定例会で出た旧町村公民館への職員配置、旧佐良浜小学校用地の売却問題、竹アラ地区問題、国民保護計画、し尿等処理施設、公共事業の在り方、共通しているのは寄り添う姿勢の欠如、法令遵守の欠如、全体の奉仕者としての自覚の欠如です。当局の答弁は既に方針が決まったから市民に理解を求めていくという姿勢ですけれども、市民や地域が市長に求めていることは、方針が決まる前に市民や地域の声を聞いてほしい、市民や地域の立場に立って考えていただきたいということです。民主的な物事の進め方は時間がかかり、手間暇がかかるものです。でも、それでいいと思います。市民は、急ぐよりも、時間がかかっても、より丁寧に進めてほしいというふうに考えています。今後は、市当局と市民と地域が連携して宮古島発展に取り組むことを期待して私の質問を終わります。タンディガータンディ、ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで國仲昌二君の質問は終了しました。

これをもちまして一般質問を終わります。

（「議長」の声あり）

◎下地信男君

この際、緊急質問の動議を提出します。

今定例会に提案されている議案第74号の団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更についてとそれに対する市の方針について、６月24日に受益農家への説明がなされました。同説明会については、もう連日マスコミ等で報道されているなど住民の関心も高く、ぜひとも緊急に質問しなければならない問題だと考えております。国営土地改良事業竹アラ地区の件について、緊急質問を私、

下地信男がしたいので、同意の上、この際日程に追加し、発言を許可されるよう望みます。

（「賛成」の声複数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ただいま下地信男君から、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の件についての緊急質問を許可されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

この際、本動議を本日の日程に追加し、追加日程第１とし、直ちに発言を許すかを挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

お諮りします。本動議に同意の上、本日の日程に追加し、追加日程第１として直ちに発言を許すことに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、本動議に同意の上、本日の日程に追加し、追加日程第１として直ちに発言を許すことは可決されました。

ちょっと休憩します。

（休憩＝午後３時37分）

再開します。

（再開＝午後３時37分）

これより追加日程第１、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の件についての緊急質問に入ります。

なお、議会運営に関する申合せ事項により、緊急質問の１人持ち時間は答弁を含まず30分以内とし、質問回数は会議規則第63条の準用規定により３回以内とする、また質問場所は質問席とするとなっておりますので、ご留意ください。

それでは、緊急質問の発言を許します。

（「議長」の声あり）

◎國仲昌二君

執行部は、関係者以外はよろしいんではないですか。みんな残っていても、質問する部署は決まっているから。

（「そうよ」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後３時38分）

再開します。

（再開＝午後３時40分）

関係部局長以外は退席してください。

休憩します。

（休憩＝午後３時40分）

（市長、副市長、企画政策部長、総務部長、農林水産部長以外の当局退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午後３時41分）

それでは、緊急質問の発言を許します。

◎下地信男君

議員の皆さんにお礼申し上げます。緊急動議を認めていただきましてありがとうございます。それでは、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の件、緊急質問をさせていただきます。

まず、市が６月24日に実施した説明会の内容について、これは受益農家の皆さん方からご質問がありました。５点ほど準備していますので、答弁をお願いします。

まず、竹アラ地区の状況について。降雨後に、雨が降った後に湧水による水たまりがあると、発生するという話ですけど、何かありましたけども、これ湧水があればまた対策も施工も変わってくると思われますけども、この現地に湧水があるという認識かどうかが１点。

それから、整地工の増額について。事業全体で３億300万円の増額ですけども、整地工として約１億3,400万円の増額があります。その理由として、地区は浸透水の悪い泥岩、クチャが分布しており、クチャを搬出し、排水性のある石材を使用するとともに、土の購入、入替えをしたとの説明がありました。これは設計の段階でしっかりと現地踏査をしておけば十分に知り得たことだと私は理解していますが、特に農家の皆さん方が長年この地で営農していたんであれば、農家の皆さん方と何らかの、説明会でもいいですけども、その際に農家としっかりと情報交換しておけば、ここはもうこういう排水の、水はけの悪い地域だと、ほかの地区のようにはいかんぞということが十分に事前に知り得た。そのことがなぜ設計に反映されなかったかというこの要因、原因、理由をお伺いします。

これはもう当然のことですけども、市は農家からの土地改良の依頼を受けて工事を実施し、営農できる環境を整備して農家に引き渡す、そういう義務があると思います。その認識があったか。大事なことはこの義務を果たすために市はどのような努力をされたのか、この３点をまずお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

まず、１点目、湧水があるとの認識かというご質問であります。竹アラ地区は地下水位が高く、降雨後に水が浸透せず、天候が回復した後も、土の表面は乾いていても、掘削を行うと水がたまっている状況が何度も確認されました。そのことを湧水として表現しております。一般的な湧水とは少し意味合いが違いますけれども、そういう認識でありました。湧水にしても、説明会で発言のあったたまり水にしても、いずれにしても排水不良が生じているといったことから、追加で工事を行ったところです。

２点目の当初設計に反映されなかった理由でありますけれども、当初計画におきましては農林水産省にて定める土地改良事業設計基準及び運用などを参考に実施設計を行いました。ボーリング調査においては、排水計画に基づき８か所の地点で調査を行っております。設計段階ではクチャ層が分布していることは判

明しておりましたが、これが排水不良になる可能性がどの程度の範囲か、設計段階では確認することが困難でありました。

認識と義務を果たすためにどのような努力をしたかであります。市としましては、土地改良事業について受益農家の皆様からの要望を受け、円滑な営農環境の整備に資することを目的に事業を推進してまいりました。市としての責任を果たすべく、施工に当たっては計画の精査を行ってまいりました。また、予期せぬ排水性の問題が判明した以降も受益農家への説明を行い、状況の共有と理解の促進に努めてまいりました。しかしながら、現時点で十分なご理解をいただけていないことは真摯に受け止めております。引き続き丁寧な説明と対応を重ねながら、信頼回復と円滑な事業推進に取り組んでまいります。

◎下地信男君

議長、３回でしたね。３回以内でした。

湧水があるというのと水たまりというのは、もうこれ対策が違う。これは湧水があったら大変な問題になるということなんですけど、認識としてはたまり水ということでいいということでしたね。ぼこぼこと湧き出ているものではないと、水がたまっているという認識であるということです。

私が２点目に設計段階でなぜこれが十分に知り得なかったかという質問ですけど、一応農林水産省の基準に基づいてやったという話ですけど、だからここは特別な地域なんです。基準に合わせてやるとこういう問題がどんどん出てきているということは、クチャがある、ただ排水がこれほどまでに悪いとは思わんかったということが、やはり私はそういうところが最初にこれ問題があると思っていて、ただクチャがあるかないかではなくて、実態はこの下地地域の皆さん方からも、ああいうところを基盤整備するのかと。もう湿地でした、あそこは。常に水があるような状況、一部。だから、そういうとても大変なところをやるねという評判があったんです。私もすごいなと、ここが基盤整備できるんだねという話があって。だから、この辺を基準どおりやればよかったという認識という話でしたけど、そこがやはり全体事業としてこれ滞っている状況、あるいは対処してもなかなかピントを得た対象になっていない、的を射た対策になっていないというところに、ここが問題があると感じています。市はどういった努力をしたかということです。私はこの竹アラ地区の説明会には３回ほど参加していますけども、やはり市がしっかりやっているような状況を全く感じられないというのを去年から話していましたので。ただ、これは双方がお互いの話合いではなくて、農家もこういうところだよということを十分に市に伝えるという努力も必要だったと、作業も必要だったと思います。

トータルして結果的にそういうことになっているんですけど、ではどうするんだということですけど、次の質問で、工期の延長をしました。令和２年から令和６年完了、２年延びて令和８年。それから、事業費が３億300万円も伸びて、これ受益農家への負担が大きくなっています。ある農家は、従来は、当初は40万円の負担金が、29万円さらに追加して負担してくださいという文書が来た。これ増額の割合からすると大体そんな感じかなと思いますけども、これも議員の皆さん方言っているように、収入もない中で、こういうましてやまた作付ができないという状況の中で、将来を見通せないという状況の中で負担金ばっかり求めてくるということ、こういった問題のあるところもう農家にツケを回しているようなもんだという本当に怒りの声もありましたので、ここは、市長、何とかしてほしいという思いがあります。この受益農家への影響が大きくなっていることに対する市長の見解を伺います。

そして、市長はこの席上で、24日の説明会で、農家への補償は制度上できないということで、これは補償を求めているんではなくて、農家はもう負担が増していると。負担金についても1.7倍ぐらいになってしまっているということを繰り返し話して、本音はそうだと思います。そういう話をしている農家はいませんでしたけれども、これ金銭的な負担を何とか市がやってくれないかというのが、もうそういう思いだと思います。現実にもう何度か工事をやり替えしている中で、本当に市が試行錯誤しながらこうやったけど、駄目だった、こうやったけど、うまくいかないねというこの繰り返していく中で、本来ここには農家の負担はないものが、部分があると思うんです。やり直し、やり直しで駄目だったというところにも農家に負担を強いるのかと。それはまたもっと細かく精査する必要があるんではないかと、工事費をですね。そうすると、何らかの形で市が努力することによって、こういった細かく精査することによって農家の負担を取り除いてあげることができるんではないかということです。そういう疑問が残っています。いずれにしても、市長、この農家の負担を軽減しないといけないと思います。これは、私はこういった前例は見たことありませんので、もう非常事態、異常事態。この現場はもう異常な事態だよと、通常の形ではないですねと、そのように捉えれば農家へ何とか支援する活路を見いだせる、できると思いますけど、市長の見解をお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

２点いただいたというふうに認識しておりまして、まず工期の延長、施工費の増額など農家への影響が大きくなっていると、それに対する市長の見解ということでございますが、本事業は令和２年度から令和６年度までの５か年計画で、総事業費５億4,200万円にて採択されております。竹アラ地区においては排水不良の解消に時間を要したため、結果として事業期間の延長、それから事業費の増加につながっております。受益農家に長期間にわたり引渡しができなかったことにつきましては、先ほど下地信男議員もご指摘があった６月24日の住民説明会の際に、農家の方々から非難の声、市の努力不足の声についてたくさんの意見がございました。これは、真摯に受け止めるべきであるというふうに考えております。それから、対面での意見交換、私市長としての意見交換がこの時期になってしまったこと、遅れたということですけども、これについては本当に市長として深く反省をしております。以後このようなことがないように、市民とは住民説明会等々を通じてしっかりと議論をしながら事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、やはり事業期間の延長に伴いまして農家の負担が増しております。その農家の負担を軽減するためにという声も、この住民説明会の中でございました。その際には私農家に寄り添えるような回答が正直言ってできませんで、制度的な壁もありましたので、なかなかできませんでしたけども、宮古島市土地改良事業分担金徴収条例というものがございまして、その第８条に、市長は、天災その他の特別の事情がある場合に限り、分担金の徴収を延期し、または分担金を減額し、または免除することができるというような規定がございます。今回の竹アラ地区の事業でございますけども、先ほど下地信男議員からもありましたように、通常の土地改良事業ができるようなもう土地ではないという認識は我々も持って、非常に難工事であるというふうなことも認識しております。それから、事業遅延により５年以上も作付ができないなど、これも特段の事情に該当すると、認めることができるというふうに考えておりまして、これは今回事業費の増額分が３億300万円ございますが、その増額分に係る負担金、農家の負担金を免除することと

して、農家の方々に改めてというか、提案して理解を求めていきたいというふうに思っております。今回、繰り返しになりますが、この事業の延長、延期、事業の終期が見通せないというような非常に不安な状況に、不安定な状況に農家が置かれているということに加えまして、負担金も増額になるということについては本当に大変申し訳なく思っておりまして、反省をしておりまして、市として最大限できることとして、特別な事情がある場合に限りというところで読み込んで分担金免除したいというふうに考えております。

◎下地信男君

これで農家の皆さん方が救われると思います。６月24日の説明会のときに、私後ろのほうで座っていましたけども、市長、副市長、農林水産部長、総務部長、企画政策部長ですか、一緒にずらっと並んでいる、座っている姿を見て、後ろの方が、何かこれいつもと違うねという話をしていました。本当に何か期待しているという話があったので、今の市長がおっしゃったこれ理論的にこういうことが可能であれば、農家の今の状況は、竹アラ地区は、農家の皆さん方は本当に安堵すると思います。脱サラしてカボチャ農家として営農している若者が、昨年度の第１期がもう本当に不作だったと。これから生活をどうするかということで、本当に早めに整備して面積を増やしてほしいという思いで来ていたという話があったんです、説明会後に。こういう方々を救うということが本当に行政の役目だと思いますし、今の市長のそういった発言に感激しております。ぜひこれまで以上に本当に各部長皆市全体を網羅してやっていくんだということで、ぜひ寄り添った対応を今後もよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地信男君の緊急質問は終了しました。

これをもって、追加日程第１、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の件についての緊急質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後３時58分）

令 和 7 年

第5回宮古島市議会(定例会)会議録

6 月27日（金）　　最終日

（委員長報告、質疑、討論、表決）

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）議事日程第８号

令和７年６月２７日（金）午前１０時開議

日程第 １	議案第６６号	宮古島市児童館条例の一部改正について	（委員長報告）
〃 第 ２	〃 第６７号	宮古島市手数料徴収条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ３	〃 第６８号	宮古島市下水道条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ４	〃 第６９号	宮古島市農漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ５	〃 第６１号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）	（ 〃 ）
〃 第 ６	〃 第６２号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	（ 〃 ）
〃 第 ７	〃 第６３号	令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第１号）	（ 〃 ）
〃 第 ８	〃 第６４号	令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	（ 〃 ）
〃 第 ９	〃 第６５号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第１号）	（ 〃 ）
〃 第１０	〃 第７０号	財産の取得について	（ 〃 ）
〃 第１１	〃 第７１号	財産の取得について	（ 〃 ）
〃 第１２	〃 第７２号	市有地の処分について	（ 〃 ）
〃 第１３	〃 第７３号	字の区域の変更について	（ 〃 ）
〃 第１４	〃 第７４号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更について	（ 〃 ）
〃 第１５	〃 第７５号	議決内容の一部変更について	（ 〃 ）
〃 第１６	陳情書第 ５ 号	宮古広域消防署組合出張所建替工事場所移動に関する要望書	（ 〃 ）
〃 第１７	〃 第 ６ 号	高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる陳情書	（ 〃 ）
〃 第１８	請願書第 ３ 号	「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願書	（ 〃 ）
〃 第１９	同意案第 ５ 号	教育長の任命について	（市長提出）
〃 第２０	〃 第 ６ 号	教育委員会委員の任命について	（ 〃 ）
〃 第２１	意見書案第 ４ 号	高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる意見書	（文教社会委員会提出）
〃 第２２	派遣第 １ 号	議員の派遣について	

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年６月２７日

宮古島市議会
議長　平　良　敏　夫　殿

総務財政委員会
委員長　下　地　　茜

委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案 第６１号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）	原案可決
議案 第７１号	財産の取得について	〃

令和７年６月２７日

宮古島市議会
議長　平　良　敏　夫　殿

総務財政委員会
委員長　下　地　　茜

陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１４２条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果	措　　置
陳情書 第　５　号	宮古広域消防署組合出張所建替工事場所移動に関する要望書	不採択とすべきもの	

※　陳情書第５号は、令和７年第３回宮古島市議会定例会（３月）からの継続審査事件

◎不採択の理由

陳情書第５号については、令和７年第３回宮古島市議会（３月定例会）からの継続審査事件であり、各委員から出た意見を踏まえ、令和７年４月１６日に総務財政委員会の所管事務調査として、消防上野出張所にて現場視察を行った。

現場視察後の審査において、「消防上野出張所が現行の場所、及び建て替え予定箇所において消防業務を進めることで、陳情書内容に記載している周辺地域へ生じる災害や、悪影響をもたらしている事実確認はできない」との反対意見があり、採決した結果、全会一致で不採択とすべきものと決した。

令和７年６月２７日

宮古島市議会
議長　平　良　敏　夫　殿

文教社会委員会
委員長　池　城　　健

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案第６２号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第６４号	令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	〃
議案第６５号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第１号）	〃
議案第６６号	宮古島市児童館条例の一部改正について	〃
議案第６７号	宮古島市手数料徴収条例の一部改正について	〃
議案第６８号	宮古島市下水道条例の一部改正について	〃
議案第６９号	宮古島市農漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	〃
議案第７０号	財産の取得について	〃
議案第７５号	議決内容の一部変更について	〃

◎議案第６２号

議案第６２号については、「厚生労働省が発表している１人当たりの実質賃金が３年連続でマイナス。中小零細企業も経営難で、高齢者の非正規雇用を余儀なくされる世帯も多い。現在の米価格高騰で国民は苦しんでいる。市民の命と暮らしをいかに守るかが自治体の役割であり、目の前の苦しい市民生活の実態を物価高騰対策で補っていくことが必要。全世代型の支え合いと言っているが、国保保険料という弱い部分で支えていくというのは無理がある。きちんと別建てでの財源確保が求められるということを指摘し反対」との反対意見と、「反対意見は理解できるが、今回の補正に関しては人件費や時間外手当。当局の説明では収納率の向上特別対策事業委託料、この委託料はシステムの改修ということだった。今やらないと次に行うべき事業が遅れるので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

◎議案第６４号

議案第６４号については、「後期高齢者医療保険は２年ごとに見直しがされているが２年前と比較して負担増となっている。保険料も上がり、医療費の窓口負担も上がるダブルパンチの中で深刻な受診抑制が起きている。国の子ども子育て支援策では社会保障が高齢者に偏っていることと、現役世代との負担の公平性も理由に挙げている。高齢者に負担を押しつけ、市は何の対応もせず、世代間の対立をあおる国の方針をそのまま受け止め、全世代型の社会保障というのは納得できない。高齢者の負担を増やしてサービスを削減し、親を支えている現役世代も負担増となる。若者含めて全世代の負担増となることを指摘し、財源は保険料ではなく別建てでの税制で賄い、税金の集め方使い方を改めたほうがいいとの立場から反対」との反対意見と、「後期高齢者医療特別会計予算はこの事業の健全な運営を目指すためにはどうしても必要な予算であるので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

◎議案第６８号

議案第６８号については、「国の指導的提案ということで、直ちに従わなければならないものではない。段階を踏んで、年度ごとに実施していくという方針だが、物価高騰にストップがかからない状況で、いつまで続くか先も読めない。負担増に次ぐ負担増で苦しんでいる現状の中、なぜ今の時期に改定なのか理解できない。この改定は２０年ぶりという話があったが、今市民が置かれている生活の実態を見て、むしろ対策として現状維持というのが賢明な自治体としての対応ではないかとの理由で反対」との反対意見と、「国の指導を受けている以上、早急に対応すべきとの考えで賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

◎議案第６９号

議案第６９号については、「国の指導的提案で、直ちに従わなければならないものではない。現在の市民の置かれている状況からして、物価高騰で耐え難い負担を強いられている。むしろ自治体は物価高騰対策で今はしっかりと市民の命と暮らし、生命財産を守るという観点に立って物価高騰対策を検討するのが筋。かなりの額の引上げになるとの理由で反対」との反対意見と、「本事業の健全な運営のためにはこの補正予算案を通すべきと考えるので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

令和７年６月２７日

宮古島市議会
議長　平　良　敏　夫　殿

文教社会委員会
委員長　池　城　　健

陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１４２条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果	措　　置
陳情書 第　６　号	高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる陳情書	採択すべきもの	

◎採択の理由

陳情書第６号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

令和７年６月２７日

宮古島市議会
議長　平　良　敏　夫　殿

経済工務委員会
委員長　狩　俣　勝　成

委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案 第６３号	令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第１号）	原案可決
議案 第７２号	市有地の処分について	〃
議案 第７３号	字の区域の変更について	〃
議案 第７４号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更について	〃

◎議案第７４号

議案第７４号については、「議会の議決を得て同意書取得というフローチャートで出されているが、今の状況、先日の説明会を見ているとこの議会が議決しても、農家の皆さんは全く納得しない。６月２６日の本会議で、市長も前向きにいろいろ補償関係のことも検討していくというような答弁もしていたが、どういう方針を説明会で出すかによって、農家の反応もまたどうなるか分からないという状況。農家の同意は得られないという今の状況で、この議案を可決すべきではないという理由で反対」との反対意見と、「当局も一生懸命農家のことを考えてやりたいと答弁しているところを蒸し返して、反対すると、農家のためにならないので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

令和７年６月２７日

宮古島市議会
議長　平　良　敏　夫　殿

経済工務委員会
委員長　狩　俣　勝　成

閉会中、再々継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第１１０条の規定により申し出ます。

記

１．件　名

議案番号	件　　名
請願書 第　３　号	「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願書

２．理　由

請願書第３号については、閉会中も慎重審査を要する。

令和７年第５回宮古島市議会定例会（６月）会議録

令和７年６月２７日（金）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（２４名）　　（閉会＝午前11時05分）

議長（８番）	平良敏夫君	議員（１２番）	我如古三雄君
副議長（２２〃）	長崎富夫〃	〃（１３〃）	久貝美奈子〃
議員（１〃）	大城仁〃	〃（１４〃）	下地茜〃
〃（２〃）	砂川和也〃	〃（１５〃）	池城健〃
〃（３〃）	仲間誉人〃	〃（１６〃）	山下誠〃
〃（４〃）	富浜靖雄〃	〃（１７〃）	粟国恒広〃
〃（５〃）	上地堅司〃	〃（１８〃）	上地廣敏〃
〃（６〃）	狩俣勝成〃	〃（１９〃）	西里芳明〃
〃（７〃）	下地信男〃	〃（２０〃）	山里雅彦〃
〃（９〃）	狩俣政作〃	〃（２１〃）	國仲昌二〃
〃（１０〃）	平良和彦〃	〃（２３〃）	友利光徳〃
〃（１１〃）	下地信広〃	〃（２４〃）	上里樹〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	環境衛生局長	梶原健次君
副市長	砂川朗〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	石川博幸〃	水道部長	砂川勤〃
総務部長	上地俊暢〃	消防長	上地一史〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務部次長 兼総務課長	上地等〃
農林水産部長	下地貴之〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	下地睦子〃	教育長職務代理者	前泊直子〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	教育部長	久貝順一〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第８号のとおりであります。

この際、日程第１、議案第66号から日程第18、請願書第３号までの計18件を一括議題とし、各所管委員長からの審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（下地　茜君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。総務財政委員会委員長、下地茜。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）、原案可決。

議案第71号、財産の取得について、原案可決。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。総務財政委員会委員長、下地茜。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第５号、宮古広域消防署組合出張所建替工事場所移動に関する要望書、不採択とすべきもの。

不採択の理由。陳情書第５号については、令和７年第３回宮古島市議会（３月定例会）からの継続審査事件であり、各委員から出た意見を踏まえ、令和７年４月16日に総務財政委員会の所管事務調査として、消防上野出張所にて現場視察を行った。

現場視察後の審査において、「消防上野出張所が現行の場所、及び建て替え予定箇所において消防業務を進めることで、陳情書内容に記載している周辺地域へ生じる災害や、悪影響をもたらしている事実確認はできない」との反対意見があり、採決した結果、全会一致で不採択とすべきものと決した。

◎文教社会委員会委員長（池城　健君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第62号、令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、原案可決。

議案第64号、令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、原案可決。

議案第65号、令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第１号）、原案可決。

議案第66号、宮古島市児童館条例の一部改正について、原案可決。

議案第67号、宮古島市手数料徴収条例の一部改正について、原案可決。

議案第68号、宮古島市下水道条例の一部改正について、原案可決。

議案第69号、宮古島市農漁業集落排水処理施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第70号、財産の取得について、原案可決。

議案第75号、議決内容の一部変更について、原案可決。

議案第62号については、「厚生労働省が発表している１人当たりの実質賃金が３年連続でマイナス。中小零細企業も経営難で、高齢者の非正規雇用を余儀なくされる世帯も多い。現在の米価格高騰で国民は苦しんでいる。市民の命と暮らしをいかに守るかが自治体の役割であり、目の前の苦しい市民生活の実態を物価高騰対策で補っていくことが必要。全世代型の支え合いと言っているが、国保保険料という弱い部分で支えていくというのは無理がある。きちんと別建てでの財源確保が求められるということを指摘し反対」との反対意見と、「反対意見は理解できるが、今回の補正に関しては人件費や時間外手当。当局の説明では収納率の向上特別対策事業委託料、この委託料はシステムの改修ということだった。今やらないと次に行うべき事業が遅れるので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

議案第64号については、「後期高齢者医療保険は２年ごとに見直しがされているが２年前と比較して負担増となっている。保険料も上がり、医療費の窓口負担も上がるダブルパンチの中で深刻な受診抑制が起きている。国の子ども子育て支援策では社会保障が高齢者に偏っていることと、現役世代との負担の公平性も理由に挙げている。高齢者に負担を押しつけ、市は何の対応もせず、世代間の対立をあおる国の方針をそのまま受け止め、全世代型の社会保障というのは納得できない。高齢者の負担を増やしてサービスを削減し、親を支えている現役世代も負担増となる。若者含めて全世代の負担増となることを指摘し、財源は保険料ではなく別建てでの税制で賄い、税金の集め方使い方を改めたほうがいいとの立場から反対」との反対意見と、「後期高齢者医療特別会計予算はこの事業の健全な運営を目指すためにはどうしても必要な予算であるので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

議案第68号については、「国の指導的提案ということで、直ちに従わなければならないものではない。段階を踏んで、年度ごとに実施していくという方針だが、物価高騰にストップがかからない状況で、いつまで続くか先も読めない。負担増に次ぐ負担増で苦しんでいる現状の中、なぜ今の時期に改定なのか理解できない。この改定は20年ぶりという話があったが、今市民が置かれている生活の実態を見て、むしろ対策として現状維持というのが賢明な自治体としての対応ではないかとの理由で反対」との反対意見と、「国の指導を受けている以上、早急に対応すべきとの考えで賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

議案第69号については、「国の指導的提案で、直ちに従わなければならないものではない。現在の市民の置かれている状況からして、物価高騰で耐え難い負担を強いられている。むしろ自治体は物価高騰対策で今はしっかりと市民の命と暮らし、生命財産を守るという観点に立って物価高騰対策を検討するのが筋。かなりの額の引上げになるとの理由で反対」との反対意見と、「本事業の健全な運営のためにはこの補正予算案を通すべきと考えるので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第６号、高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる陳情書、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第６号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。経済工務委員会委員長、狩俣勝成。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第63号、令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第１号）、原案可決。

議案第72号、市有地の処分について、原案可決。

議案第73号、字の区域の変更について、原案可決。

議案第74号、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更について、原案可決。

議案第74号については、「議会の議決を得て同意書取得というフローチャートで出されているが、今の状況、先日の説明会を見ているとこの議会が議決しても、農家の皆さんは全く納得しない。６月26日の本会議で、市長も前向きにいろいろ補償関係のことも検討していくというような答弁もしていたが、どういう方針を説明会で出すかによって、農家の反応もまたどうなるか分からないという状況。農家の同意は得られないという今の状況で、この議案を可決すべきではないという理由で反対」との反対意見と、「当局も一生懸命農家のことを考えてやりたいと答弁しているところを蒸し返して、反対すると、農家のためにならないので賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

閉会中、再々継続審査の申し出について。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。経済工務委員会委員長、狩俣勝成。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

請願書第３号、「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願書。

理由。請願書第３号については、閉会中も慎重審査を要する。

◎議長（平良敏夫君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎山下　誠君

経済工務委員長に質疑させていただきます。

議案第74号についてですが、この中で、賛成の意見で、「反対すると、農家のためにならないので賛成」との賛成意見があったという記載がありますが、この裏を返せば、今の議案を賛成しないと農家が不利益を被るということだと思うんだけども、そこら辺りどういったやり取りがあったんでしょうか、ご説明をお願いします。

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

答弁します。質疑の中において、もし議会の議決を得られない場合はどうなるかという質疑がありまして、それに対して、今需用費がついている分だけ行われると。要するに畑地かんがい事業はできないという答弁がありましたので、農家に不利益があるという認識だと思います。

◎山下　誠君

ありがとうございます。今の答弁を聞くと、経済工務委員長、この議案を今可決しておかないと、かんがい事業ができなくなるという当局の説明だったことを受け止めたんだけども、そうすると今やっておかないと事業がもうストップするということで、農家の不利益が出るという意見だったわけですね。お答えください。

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

そのとおりでございます。

◎山下　誠君

不勉強で大変申し訳ないんだけど、経済工務委員会、昨日聞けなくて、ここがとても気になっていました。今もしこれを否決すると、本当に農家に実害が生じてしまう。聞くところによると、新植夏植に、昨日市長が間に合わせたいという話をしていましたけれども、そこの新植夏植の部分にも今可決しておかなきゃ間に合わないという議論のやり取りはありましたか。最後にお願いします。

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

新植夏植に関しての議論はございませんでした。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、日程第１、議案第66号、宮古島市児童館条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第66号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は可決されました。

次に、日程第２、議案第67号、宮古島市手数料徴収条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎**議長（平良敏夫君）**

これにて討論を終結します。

これより議案第67号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎**議長（平良敏夫君）**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は可決されました。

次に、日程第３、議案第68号、宮古島市下水道条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎**上里　樹君**

ただいまの議案第68号、宮古島市下水道条例の一部改正について反対の立場から討論します。

議案は、下水道事業の安定的な運営や将来の持続可能性を確保するために、現行の下水道料金を2026年に1.7倍に引き上げ、2030年に2.3倍に２段階で引き上げるというものです。そもそも本市の下水道事業の導入は、地下水保全、海や自然環境、生態系を守るという目的で導入されました。目的は理解できますが、公共下水道は人口が五、六万人の人口密集地で運用されているのがほとんどです。人口規模からして過大な施設ではないかと、当時の指摘に対して十分な議論を重ねることなく、いわゆる35年前に、1990年２月に着手し、供用開始のための接続、それを苦労しながら、下里通りの拡幅工事を下水道への接続を条件にするなど、約200世帯の接続で過大な処理機、下水道の施設が稼働しました。これが1997年11月７日供用開始となります。

反対の理由の第１は、当初から事業計画がずさんで、市民の十分な理解の下に進められたものではないということです。赤字を覚悟に運用することが前提にあったということを指摘し、市町村合併20周年目にして経営戦略の目標値達成には使用料収入の確保である料金値上げが必要であるというならば、まず当初計画に無理があったことを市民に丁寧に説明することから始め、それに見合う今後の計画を示すことが求められる、このように考えます。

第２は、物価高騰で市民の暮らしが厳しく、赤ちゃんのミルクすら買えない。満足に食事も取れないような負担増に苦しむ市民を前にして、今なぜ下水道料金の引上げなのか、到底理解できません。今やるべきことは、物価高騰対策としての市民負担の軽減です。

以上の理由で本案に反対いたします。

◎**議長（平良敏夫君）**

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎**議長（平良敏夫君）**

これにて討論を終結します。

これより議案第68号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、議案第68号は可決されました。

次に、日程第４、議案第69号、宮古島市農漁業集落排水処理施設条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里　樹君

ただいまの議案第69号、宮古島市農漁業集落排水処理施設条例の一部改正について反対の立場から討論いたします。

理由は、議案第68号、宮古島市下水道条例の一部改正についてと同様の理由です。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第69号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、議案第69号は可決されました。

次に、日程第５、議案第61号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第61号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は可決されました。

次に、日程第６、議案第62号、令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）に対する討論の発言を許します。

◎上里　樹君

ただいまの議案第62号、令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）に反対の立場から討論します。

議案は、子ども・子育て支援金納付制度が実施されることに伴い、新たに子ども・子育て支援金を国民健康保険税に上乗せして徴収するためのものです。国は少子化対策として、子ども・子育て支援金制度を打ち出し、国民負担増はないと説明しながら、新たに支援金として公的医療保険に上乗せし、国民から徴収するとしました。収入の少ない人に、より重い負担がかかる逆進性を持っています。同じ世帯構成で比べますと、労使折半のある被用者保険と比べて、非正規雇用やフリーランスなどが加入する国民健康保険税では、同じ年収でも多い人で２倍以上もの負担になることが国会の質疑でも明らかになっています。子育て予算の拡充であるならば、国が公費そのものを増やすべきであり、今でも高い国民健康保険税に負担を上乗せ、徴収するのは納得できません。厚生労働省が発表している１人当たりの実質賃金が３年連続マイナスです。物価高騰の中で、中小零細企業も経営困難です。高齢者の非正規雇用を余儀なくされている世帯も多く、現在の米の価格高騰で国民は苦しんでいます。市民の命と暮らしをいかに守るかが自治体の役割であり、目の前の苦しい市民生活の事態を物価高騰対策で補っていくことが必要です。全世代型の支え合いといいますが、国民健康保険税という弱い部分で支えていくというのは無理があります。きちんと別建ての財源確保が求められることを指摘して反対いたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第62号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、議案第62号は可決されました。

次に、日程第７、議案第63号、令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第１号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第63号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は可決されました。

次に、日程第８、議案第64号、令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）に対する討論の発言を許します。

◎上里　樹君

ただいまの議案第64号、令和７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）に反対の立場から討論します。

後期高齢者医療保険は、２年ごとに見直しがされているが、２年前と比較して負担増となっています。物価高騰の中、年金だけで暮らすことができず、非正規雇用の低賃金を余儀なくされ、保険料も上がり、医療費の窓口負担も上がるダブルパンチの中で深刻な受診抑制が起きています。国の子ども・子育て支援策は、社会保障が高齢者に偏っていること、現役世代との負担の公平性を理由に挙げています。高齢者に負担を押しつけ、市は何の対応もせず、世代間対立をあおる国の方針をそのまま受け止め、全世代型の社会保障というのは納得できません。今でも高い後期高齢者医療保険料に、さらに高齢者の負担を増やしてサービスを削減し、親を支えている現役世代も結果として負担増となります。若者を含めて、全世代の負担増となることを指摘し、財源は保険料税ではなくて、別建ての税制で賄い、税金の集め方、使い方を改めたほうがよいことを指摘して反対します。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第64号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、議案第64号は可決されました。

次に、日程第９、議案第65号、令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第１号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第65号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は可決されました。

次に、日程第10、議案第70号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は可決されました。

次に、日程第11、議案第71号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第71号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は可決されました。

次に、日程第12、議案第72号、市有地の処分についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第72号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は可決されました。

次に、日程第13、議案第73号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第73号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は可決されました。

次に、日程第14、議案第74号、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更についてに対する討論の発言を許します。

◎山下　誠君

一応事前にお伝えさせていただきましたが、今討論ではなくて、少し説明を求めたいという意味で休憩をいただきたいと思っています。

理由を説明させていただきます。これ、昨日、下地信男議員の緊急質問において市長の英断があったと私は思っています。確かに英断だと思います。かなりインパクトがあって、農家の皆さんは、これはよかったと喜んでいることでしょう。ただし、この件に関して、例えば支出の根拠が大丈夫なのか、あるいは今回の条例を適用して支出した場合に、ほかに与える影響はどれぐらいあるのか、あるいは事業スケジュール、新植夏植に間に合うのか間に合わないのかというところも含めて、少し分からない点が幾つかあります。そういう意味で、市長に今回緊急質問がされたがために、質疑の時間がなかった。本当はそういうところを聞きたかったんだけど、これ聞けなかったんです。市長にも事前に総務部長を通じてお伝えしましたが、この件、市長の説明をぜひいただきたいということで、休憩時間中に市長の説明をいただきたいと思いますが、提案です。よろしくお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩を求めているわけですね。

（「はい」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。何分ほど。

（「20分程度いただければ説明はいただけ……」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

市長に説明を求めるという話あったんですけど、市長の了解は得ていますか。

（「了解は得ているものだと思っていますが。これは、もう受け取り方だから。総務部長、得られていないかな」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

10分程度という提案がありますけど、10分でよろしいですか。

（「まあ、いいです」の声あり）

◎下地信男君

議長、いいんですけど、こういうことはできるんですか、議会運営上。いいですよ。それは、そういう決まりがなければいいですけど。

◎事務局長（友利毅彦君）

事務局のほうでお答えさせていただきたいと思います。

今議会運営上、大丈夫なのかという話なんですが、確かに議会の中で一般質問だったり、質疑だったりありまして、その答弁に疑義が生じたからといって、新たに説明を求めるというのは、やはり議会運営上はあまり好ましいことではないというふうに事務局としては考えております。ただ、市長のほうが受けるというんであれば、これをまた止めることはできないというふうにも考えてございます。

◎議長（平良敏夫君）

意見集約したいということで休憩という話はよくあることではないでしょうか。

◎山下　誠君

もちろん意見集約のために、休憩を求めるというのが前提ではあります。

◎議長（平良敏夫君）

では、10分間の休憩。

（「これ、市長、了解を受けているの」の声あり）

◎山下　誠君

市長、さっき総務部長からあったんだけども、別にそれは質疑とか、そういうものではなくて、市長の説明をいただきたいというものです。

◎市長（嘉数　登君）

いいですよ。

◎議長（平良敏夫君）

市長の了解いただきましたので。

◎市長（嘉数　登君）

私からですか。総務部長でもいい。私から。

（「市長のほうから」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

では、早めにやりましょう。

10分間の休憩ということで、よろしくお願いします。

休憩します。

（休憩＝午前10時35分）

再開します。

（再開＝午前10時47分）

日程第14、議案第74号、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更についてに対する討論の発言を許します。

◎國仲昌二君

議案第74号、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更についてに反対の立場から討論いたします。

先日の農家への説明会に参加しました。その中で感じたのは、農家の市当局に対する強い不信感でした。それはなぜか。事業の進捗状況を農家と情報を共有せず、農家を置き去りにしたままに事業を変更、変更、また変更と増額し、農家の負担金増などがあるにもかかわらず、農家を置き去りにしたまま進めた結果だと言えます。農地法第96条の３第１項では、議会の議決を得ることがうたわれていますが、第２項では、あらかじめ公告をして、農家の同意を得ることがうたわれており、議会の議決前に公告等を経るべきではないかと指摘しましたが、当局の見解は、同意を得る前に議会議決をするとのことです。しかしながら、現状を見ると、農家が置き去りにされ、当局だけが事業費の増額修正に突き進んでおり、農家が負担増に戸惑い、不安に陥り、当局への不信感が増幅する農家の立場に立つと、このまま議案を可決していいのかという疑問が生じます。確かにこのまま事業を放置することは許されず、事業を進めなければなりません。しかし、この間の農家に対する市の対応に農家は強く反発しております。

先日の説明会で、この事業は農家申請事業であり、補償については考えていないとして、農家から事業の停滞は農家の責任かと反発されていた市長が昨日いきなり負担金増額分を免除すると述べました。しかし、令和５年９月定例会での県に意見を求めた結果、金銭的な補償は難しいという答弁もあり、本当に事業の制度上、増額免除可能なのか、あるいはほかの土地改良との整合性、先ほどの説明で市長は、この特段のという部分について明確にするということでしたけれども、これについても本当にほかの土地改良事業との整合性が図れるかという疑問があります。そして、これで竹アラ地区の農家の皆さんが納得するのかというのは現時点では見通せません。

私は、７月に予定されている農家への説明会において、市長が具体的にどういった農家への支援を行うのか、それは可能なのか、農家の同意は得られて、事業が本当に農家のためになるように進められるのかを見極めた上で、臨時会を開催して判断することが農家の皆さんにとっても安心できる事業の進め方だと思います。よって、今定例会で議案第74号、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更についてを判断するのは時期尚早だと指摘しまして、反対の立場からの討論といたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

◎下地信男君

議案第74号、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更について、私は賛成の立場で討論をいたします。

確かに國仲昌二議員ご指摘のとおり、この土地改良事業については、工事の進捗の遅れ、あるいは工事費の増額、それから市の対応等について受益農家から厳しい声が上がっているのは承知しているところです。一方で、ある受益農家からすると、早めに事業を終えて営農できる状況にしてほしい。農業収入がもう底をついているという切実な声があることも事実であります。市は、この双方の農家の声に真摯に耳を傾け、昨日、私の緊急質問でも追加事業費の負担金を免除して農家の負担を軽減すると、誠意を持って対応しております。決して農家を置き去りにしているという状況にはなく、市当局一丸となってこの問題に対処していると私は評価しております。何よりこの変更を認めず、中途半端に工事を滞らせることはもう

農家にとって大きな不利益が生じることになります。決してこの事業にて、さらに農家に不利益を招くことはあってはならないというふうに感じております。

以上をもって、私はこの議案第74号、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）竹アラ地区の計画変更についてに賛成といたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第74号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、議案第74号は可決されました。

次に、日程第15、議案第75号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第75号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は可決されました。

次に、日程第16、陳情書第５号、宮古広域消防署組合出張所建替工事場所移動に関する要望書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第５号を採決します。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

お諮りします。陳情書第５号は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手なし）

◎議長（平良敏夫君）

挙手なしであります。

よって、陳情書第５号は不採択されました。

次に、日程第17、陳情書第６号、高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる陳情書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第６号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第６号は採択されました。

次に、日程第18、請願書第３号、「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願書については、経済工務委員会委員長から会議規則第110条の規定により、申出書のとおり閉会中の再々継続審査の申出がなされております。

お諮りします。日程第18、請願書第３号については、経済工務委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の再々継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願書第３号は経済工務委員会に閉会中の再々継続審査に付することと決しました。

次に、日程第19、同意案第５号、教育長の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第５号を採決します。

本案はこれを同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第５号は同意されました。

次に、日程第20、同意案第６号、教育委員会委員の任命についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第６号を採決します。

本案はこれを同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第６号は同意されました。

これで市長提出議案の審議は終了しましたので、当局の皆様は退席してください。

休憩します。

（休憩＝午前10時57分）

（当局退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前10時58分）

次に、日程第21、意見書案第４号、高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎文教社会委員会委員長（池城　健君）

意見書案第４号、高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第２項の規定により本案を提出します。令和７年６月27日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本文を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる意見書

高額療養費は、同一月にかかった医療費の自己負担分が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を後日払い戻す制度です。すべての世代で1,250万人が利用しています。しかしながら、厚生労働省において、現役世代の保険料の負担軽減等を目的として、自己負担限度額引き上げの検討が行われています。

引き上げ額は年収により細かく設定されています。例えば年収370万～770万の層では、最終的に１か月あたり最大５万8,500円の負担増となり、月額負担が13万8,600円に達する可能性があります。

こうした負担増に対し、がん患者や難病患者で構成される３団体が、2025年１月29日に「高額療養費制度引き上げ反対」のオンライン署名を実施しました。

わずか５日間で７万人を超える署名が集まり、多くの患者・家族の声が寄せられていることが報じられています。「現役世代の中には、仕事や日常生活を続けながら、ぎりぎりの範囲で毎月医療費を支払い続けている患者とその家族もいる、負担上限額が引き上げられれば上限まで支払っている患者、特に“長期にわたって継続して治療を受けている患者とその家族”にとっては、生活が成り立たなくなったり、治療の継続を断念せざるを得なくなる可能性が高まる」としています。

また、開業医などで構成される全国保険医団体連合会（保団連）が、がん患者の子育て支援団体「キャ

ンサーペアレンツ」の有志と共同で調査を行っています。

調査では「病気で収入が減る、治療費や子育て費用がかさみ、現状でも家計が厳しい」との回答が５割を超え、医療費負担が増えた場合に「治療中断を考えている」との回答が４割、「治療回数の減少を考えている」との回答が６割（複数回答）、「子どもの進路変更を検討せざるを得ない」５割を超える等、深刻な実態が明らかになっています。

これだけの影響を及ぼしながら、厚生労働省の試算によると、保険料の引き下げ額は月90円から400円程度にとどまる見込みです。高額療養費制度は、がん患者をはじめとする重篤な疾患の治療を受けながら高額な医療費を支払う患者・家族にとって、まさに「命綱」といえる制度です。今回の制度「見直し」は、その命綱を断ち切るに等しいものです。

患者団体の声を受け、石破総理は「年４回以上は自己負担額の見直しを凍結」を打ち出しました。円安・原油高騰による異常な物価高や「令和の米騒動」により多くの県民・国民は生活苦にあえいでいます。今求められるべきは医療費の窓口負担の引き下げです。凍結はいずれ解凍されます。県民・国民の暮らしと健康を守るために、負担上限額の引き上げ検討の撤回を求めます。

以上の趣旨から、地方自治法第99条にもとづき意見書を提出いたします。

令和７年（2025年）６月27日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第21、意見書案第４号は委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第２項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

日程第21、意見書案第４号、高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回をもとめる意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第４号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第４号は可決されました。

次に、日程第22、派遣第１号、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、派遣第１号のとおり、世田谷区で開催される第46回「せたがやふるさと区民まつり」参加のため、令和７年８月２日から８月４日までの３日間、平良和彦君、久貝美奈子君、それに私、平良敏夫の３名を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、この際お諮りします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、これを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで今定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今定例会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和７年第５回宮古島市議会定例会を閉会します。

（閉会＝午前11時05分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和７年６月27日

宮古島市議会

議　長　　平　良　敏　夫

議　員　　國　仲　昌　二

〃　　大　城　　仁